昭和十三年七月五日印刷
昭和十三年七月十日發行

國譯一切經 律部廿一
【改正定價金壹圓廿五錢】

編輯發行者 岩野眞雄
東京市芝區芝公園地七號地十番

印刷者 長尾文雄
東京市芝區芝浦二丁目三番地

印刷所 日進舍
東京市芝區芝浦二丁目三番地

發行所
東京市芝區芝公園地七號地十番
株式會社 大東出版社
振替東京一九四七一番
電話芝三九四四番

製本所 角谷製本所

索　引

（頁數は通頁を表す）

—ス—

—セ—

—律部二十一索引終—

根本說一切有部毘奈耶 終

苾芻は一切を護りて　能く衆苦を解脫す
善く口言を護り　亦善く意を護り
身に諸惡を爲さず　常に三種の業を淨めんに
是則ち能く　大仙所行の道に隨順せん」。

此は是れ釋迦如來等正覺の、是戒經を說きたまへるなり。

[一三六]「毗鉢尸と式棄と　毗舍と俱留孫と
羯諾迦牟尼と　加葉と釋迦尊と
是の如きは天中の天にして　無上の調御者なり
七佛皆雄猛に　能く世間を救護して
大名稱を具足し　咸く此の戒經を說きたまへり
諸佛及び弟子は　咸共に戒を尊敬し
戒經を恭敬せるが故に　無上果を護得せり
汝當に出離を求め　佛敎に於て勤修し
生死の軍を降伏すること　象の革舍を摧くが如くすべし
此法と律との中に於て　常に不放逸を爲めんに
能く煩惱の海を竭して　當に苦の邊際を盡すべし、
[一三七]爲さんとする所は戒經を說きて　[一三八]和合して長淨を作さんとなり
當に共に戒を尊敬すること　犛牛の、尾を愛むが如くすべし
我已に戒經を說きぬ　衆僧は長淨し竟れり
諸の有情を福利して　皆共に佛道を成ぜん」。[一三九]

【一三六】有部戒本の流通分なり。

【一三七】以下の二偈は藏律になし。

【一三八】本文に和合作長淨とあるも、宋・元・明・宮本には廣釋戒要義とせり。今改めず。長淨とは、僧衆皆和合して布薩をなさんが爲なりとの意なり。

【一三九】此下、聖本には光明皇后の願文あり。

此は是れ尸棄如來等正覺の、是戒經を說きたまへるなり。

「毀たず亦害はず　善く戒經を護り
飲食に止足を知り　[一三二]下臥具を受用して
增上定を勤修せよ　此は是れ諸佛の敎なり」。

此は是れ毗舍浮如來等正覺の、是戒經を說きたまへるなり。

「譬へば蜂の、花を採らんが如し　色と香とを壞せず
但其味を取りて去らん　苾芻の、聚に入らんにも然り」。

此は是れ倶留孫如來等正覺の、是戒經を說きたまへるなり。

[一三三]「他人に違逆せず　作と不作とを觀ぜざれ
但自ら身行の　若しは正若しは不正を觀ぜよ」。

此は是れ羯諾迦如來等正覺の、是戒經を說きたまへるなり。

[一三四]「定心に著する勿れ　寂靜處に勤修せよ
能く救はん者は憂なし　常に念をして失せざらしめよ
若し人能く惠施せんに　福增して怨自ら息まん
善を行じ衆惡を除かんに　惑盡きて涅槃に至らん」。

此は是れ迦葉波如來正覺の、是戒經を說きたまへるなり。

[一三五]「一切の惡は作すこと莫れ　一切の善は應に修すべし
遍く自心を調へよ　是則ち諸佛の敎なり。
身を護らんに善哉と爲す　能く語を護らんも亦善し
意を護らんに善哉と爲す　盡く護らんに最も善と爲す。

【一三二】本文に受用下臥具、勤修增上定とあり。藏律には「何はづれの處に居りて……」とありての諸戒本の常樂在閑處、心常樂精進に相應せり。されば下臥具とは最下の住處の義なり。

【一三三】諸戒本に於ては此偈をも倶留孫佛の偈とせり。藏律にはこの七佛戒經に於て、何佛の戒經なりといふことを記さゞれば、此偈が羯諾迦如來の偈なる事を藏律によりて證誠するを得ず。

【一三四】諸戒本の偈は欲得好心莫放逸、聖人善法當勤學、若有智寂一心人、乃能無復憂愁患とあり、且つ此を羯諾迦如來の偈とせり。藏律には「觀の心に放逸ならず、牟尼の牟尼根本を學ぶべし、近寂を常に、敎には憂なし、施により福は增長す、怨敵は出で來らず、善を具し過惡を離れ、煩惱盡きて涅槃すべし」とありて有部律文と能く符合せり。

【一三五】諸戒本の偈は一切惡莫作、當具足善法、自淨其志意、是則諸佛敎の一偈を迦葉波如來の偈とし、護身爲善哉以下を釋迦如來の偈とせり。

き。復虎狼の難至るありしも、亦敢へて昇らざりければ、因りて殘害せられぬ。佛言はく、「過人樹に上るを得ざらんと、難緣の爲なるを除き應に當に學すべし」。衆學法竟れり。

[一二二]七滅諍法

頌に攝して曰はく、

現前幷に憶念と　不癡と求罪と
多人語と自言と　草掩とは衆諍を除く。

佛、諸苾芻に告げたまはく、『七滅諍法あり、應に當に修學すべし、「應に[一二三]現前毗奈耶を與ふべきには當に現前毗奈耶を與ふべく、應に[一二四]憶念毗奈耶を與ふべきには當に憶念毗奈耶を與ふべく、應に[一二五]不癡毗奈耶を與ふべきには當に不癡毗奈耶を與ふべく、應に[一二六]求罪自性毗奈耶を與ふべきには當に求罪自性毗奈耶を與ふべく、應に[一二七]多人語毗奈耶を與ふべきには當に多人語毗奈耶を與ふべく、應に[一二八]自言毗奈耶を與ふべきには當に自言毗奈耶を與ふべく、應に[一二九]草掩毗奈耶を與ふべきには當に草掩毗奈耶を與ふべし」と』。若し諍事ありて起らんには、當に七法を以てして大師の教に順じ、法の如く律の如くにして之を殄滅すべし。

[一三〇]「忍は是れ勤中の上なり　能く涅槃處を得ん
出家にして他人を惱まさんに　名けて沙門と爲さじ」。
此は是れ毗鉢尸如來等正覺の、是戒經を說きたまへるなり。
[一三一]「明眼は險途を避けて　能く安隱處に至り
智者は生界に於て　能く衆惡を遠離せん」。

【一二二】七滅諍法。律部八、註(七の一七)參照。
【一二三】現前毗奈耶(saṃmukhāvinaya)。律部九、註(一二の四八)の本文參照。
【一二四】憶念毗奈耶(smṛtivinaya)。律部九、註(一二の七五)の本文參照。
【一二五】不癡毗奈耶(amūḍhavinaya)。律部九、註(一三の一一)の本文參照。
【一二六】求罪自性毗奈耶(tatsvabhavaiṣiyavinaya)。律部九、註(一三の二七)の本文參照。律部十三、註(一〇の一五五)參照。
【一二七】多人語毗奈耶(yadbhūyasikīyavinaya)。律部九、註(一三の三八)の本文參照。
【一二八】自言毗奈耶(pratijñākārakavinaya)律部九、註(一三の一二三)の本文參照。
【一二九】草掩毗奈耶(tṛṇastārakavinaya)。律部九、註(一三の五三)の本文參照。
【一三〇】諸戒本の偈は忍辱第一道、涅槃佛稱最、出家惱他人、不名爲沙門とあり。
【一三一】諸戒本の偈は譬如明眼人、能避嶮惡道、世有總明人、能遠離諸惡とあり。有部律の「智者は生界に於て」とは、藏律には「智者は生きたるものの世界にて過惡をよく離る」とあり。

者の爲に法を說かざらんと、病を除き應に當に學すべし。[一一七]蓋を持せる者の爲に法を說かざらんと、病を除き應に當に學すべし」と』。

緣は劫比羅伐窣覩に在りき。鄔波難陀立ちながら大小便せるに、諸の俗人見て共に譏嫌を作して是の如きの語を作さく、「汝が師世尊すら常に慚恥を懷きたまへるに、云何が仁等は羞愧なきを得て、彼俗流に同じて立ちながら不淨を泄らせる」。佛言はく、[一一八]「應に爾るべからず。立ちながら大小便せざらんと、病を除く、應に當に學すべし」。時に鄔波難陀は青草あるを見て彼より乞ひて用ひんとせるに、他は與ふるを肯んざりければ、遂に瀉藥を服し、不淨盆を以て夜に草上に灑ぎて他の受用を廢せり。鄔波難陀は其舍に往き愁憂せるを見て其故を問ひ、彼具に答へしに、鄔波難陀曰はく、「是れ我れ汝が草を以て施さゞりしを治せんとてなり」。因りて譏罵を生じければ、佛言はく、[一一九]「應に爾るべからず。青草上に大小便及び洟唾を棄つるを得ざらんと、病を除き應に當に學すべし」。時に鄔波難陀は己が故衣を持して浣衣人をして洗はしめんとせるに、彼は洗ふを肯んぜざりければ、便ち瞋心を起して彼が洗衣水中に於て故に不淨を放てり。時に彼れ覺らず、手を以て水に觸るゝに便ち其手を汚し、遂に譏罵を起せるに、佛言はく、[一二〇]「應に爾るべからず。水中に大小便洟唾するを得ざらんと、病を除き應に當に學すべし」。

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に城中の施主は佛・僧を命びて舍に就りて食せんことを請ぜり。其看守人は寺中にて守護し、鄔波難陀は其が爲に食を請めしに、故に調弄せんと欲して疾く歸還せず、城より出で已るに、逝多林に至る其中間に於て、其地幾許あるべきかを步み量れり。時に看守人は其遲晚せるを怪しみ、日時過ぎんかを恐れて遂に高樹に上りて歸來を企望せり。時に俗侶ありて見て譏笑すらく、「沙門釋子は高樹に昇上せること俗と殊ならず」。佛言はく、[一二一]「應に爾るべからず、過人樹に上らされ」。時に苾芻あり爲に染繩を繫らんとせるも、敢へて樹に昇らざり

者說法。
[一一〇] 衆學法第八十八爲著屐者說法。
[一一一] 衆學法第八十九爲著靴鞋履屨者說法。
[一一二] 衆學法第九十爲戴帽者說法。
[一一三] 衆學法第九十一爲戴冠者說法。
[一一四] 衆學法第九十二爲佛頂髻者說法。
[一一五] 衆學法第九十三爲纏頭者說法。
[一一六] 衆學法第九十四爲冠華者說法。
[一一七] 衆學法第九十五爲持蓋者說法。
[一一八] 衆學法第九十六立大小便。
[一一九] 衆學法第九十七青草上大小便洟唾。
[一二〇] 衆學法第九十八水中大小便洟唾。
[一二一] 衆學法第九十九上過人樹。

を洗ひ手を失して地に墮して其鉢を打破せり。佛言はく、[92]「立ちて鉢を洗はざらんと、應に當に學すべし」。時に苾芻あり、危險崖岸に於て鉢を置けり。佛言はく、「爾るべからず、[93]危險岸處に於て鉢を置かざらんと、應に當に學すべし」。河水急流に逆に鉢を以て舁みて遂に鉢をして破れしめぬ。佛言はく、「爾るべからず、[94]流に逆らひて水を酌むを得ざらんと、應に當に學すべし」。

六衆苾芻は前人坐せるに自己立ちて其が爲に法を說けり。時に三寶を敬信せる婆羅門居士等あり、苾芻を呵止して曰はく、「大師世尊は無量劫に於て勤めて苦行を修し、頭目髓腦國城妻子を捨てゝ此法を求得したまへるに、云何が仁等は[95]逋慢心を以てして[96]人坐し己立ちて輙ち爲に陳說せる」。佛言はく、「爾るべからず、人坐し己立ちて爲に法を說かざらんと、應に當に學すべし」。時に病人あり久しく立ちて法を聽くこと能はざりき。佛言はく、『若し是れ病人ならんに、坐臥・高下、道非道及以車乘に於て、靴を著し頭を覆ひ、冠花瓔珞、蓋・刀仗を持し並に甲冑を著けたる等、若し是れ病者ならんには何の威儀にも隨せて、爲に說かんに無犯なり。爲に學處を制せん、當に是の如くに說くべし、「人坐し己立ちては爲に法を說かざらんと、病を除き應に當に學すべし。[97]人臥し己坐しては爲に法を說かざらんと、病を除き應に當に學すべし。[98]人高座に在り己下座に在りては爲に法を說かざらんと、病を除き應に當に學すべし。[99]人前に在りて行き己後に在りて行きては爲に法を說かざらんと、病を除き應に當に學すべし。[100]人道に在り己非道に在りては爲に法を說かざらんと、病を除き應に當に學すべし。[101]覆頭者の爲にせず、[102]偏抄衣（者）の爲にせず、[103]雙抄衣(者)の爲にせず、病を除き應に當に學すべし。

[104]叉腰者の爲にせず。[105]搭肩者の爲に法を說かざらんと、病を除き應に當に學すべし。[106]乘象者の爲にせず、[107]乘馬（者）の爲にせず、[108]乘轝（者）の爲にせず、[109]乘車者の爲に法を說かざらんと、病を除き應に當に學すべし。[110]屐・[111]靴・鞋及び履・屩を著せる者の爲に法を說かざらんと、病を除き應に當に學すべし。[112]帽を戴き[113]冠を著し及び[114]佛頂髻を作せる者の爲にせず、[115]纒頭（者）の爲にせず、[116]冠華

【九二】衆學法第七十一立洗鉢。
【九三】衆學法第七十二危險岸處置鉢。
【九四】衆學法第七十三逆流酌水。
【九五】逋慢心。逋慢はぐづぐづして怠る貌、法の尊嚴を考へざる心なり。
【九六】衆學法第七十四人坐己立說法。
【九七】衆學法第七十五人臥己坐說法。
【九八】衆學法第七十六人高座己下座說法。
【九九】衆學法第七十七人前行已後行說法。
【一〇〇】衆學法第七十八人在道己在非道說法。
【一〇一】衆學法第七十九爲覆頭者說法。
【一〇二】衆學法第八十爲偏抄衣者說法。
【一〇三】衆學法第八十一爲雙抄衣者說法。
【一〇四】衆學法第八十二爲叉腰者說法。
【一〇五】衆學法第八十三爲搭肩者說法。
【一〇六】衆學法第八十四爲乘象者說法。
【一〇七】衆學法第八十五爲乘馬者說法、
【一〇八】衆學法第八十六爲乘轝者說法。
【一〇九】衆學法第八十七爲乘車

提長者の高樓上に於て食し、洗鉢水を以て棄てゝ好地に在けるに施主は嫌を生ぜり。佛言はく、『「……應に學處を制すべし、[八七]白衣舍に在りて洗鉢水を棄てざらんと、主人に問へるを除き、應に當に學すべし」と』。

緣は室羅伐城に在りき。時に婆羅門ありて孩兒の、病に遇へるに、鄔波索迦あり是れ彼が知識なるが來りて之に告げて曰はく、「孩子若し病まんには宜しく逝多林中に往いて、諸苾芻より鉢中の水を乞うて、其をして洗沐せしめんに必らず平善なるを得べけん」。時に婆羅門は卽ち往いて水を求めんとて、鄔波難陀に見えて從うて鉢水を乞へり。鄔波難陀は便ち[八八]殘麨飯を以て內れて鉢水中に置きて彼に授與せるに、彼れ雜水を見て穢惡心を起して是の如きの語を作さく、「我兒寧ろ死なんとも誰か能く此の鄙惡の物を用ひて洗浴せん」。事を以て佛に白すに、佛言はく、「應に此の穢水を以て持して人に施すべからず、若し人あり來りて鉢水を乞はん時は、應に鉢を淨洗して淸淨水を置れ、[八九]阿利沙伽他を誦して之を呪すること三遍して彼人に授與すべし、或は洗ひ或は飮まんに能く萬病を除かん」。(阿利沙伽他とは謂はく是れ佛所說の頌なり、聖敎中に出でたり。若し讀誦せん時は大威力あり、但是れ餘處に伽他を誦せしむとは皆此類なり。卽ち河池井處にて洗浴し飮水せん時、或は暫く樹下に於て偃息し涼を取りて去り、或は安作に止まり、或は神堂に入るに曼茶羅を踏み、佛塔の影を踐み、或は時に已影もて尊容を障蔽し、或は大衆の散ぜん時、或は城・聚落に入り、或は晨朝日暮に尊儀を禮拜し、或は食罷める時每に、或は塔廟を灑掃する如き、諸の如きの事其類寔に繁し。皆須らく口に伽他を誦すべく、奉行せんに福を獲、若し故心に違慢せんに咸惡作の罪を得ん。但し東川法衆は先比より行ぜざるを以ての故に、因りて註言して聖敎の在るあることを知ら(しむ)るなり。其伽他とは頌ありて云へるが如し、[九〇]「世間五欲の樂、或は復諸天の樂も、若し愛盡の樂に比せんに、千分して一にも及ぼし。集に內りて能く苦を生じ、苦に因りて復集を生ず。八聖道もて能く超えて、妙涅槃處に至らん。布施を爲さん所の者は、必らず其義利を得ん、若し樂の爲の故に施さんに、後必らず安樂を得ん」。)

佛言はく、「殘食を以て鉢水中に置くを得ざらんと、應に當に學すべし」。時に苾芻あり鉢を地上に安きて下に襯替なかりければ、譏醜を招致し、疾く損壞せしめぬ。佛言はく、『「……應に學處を制すべし、[九一]「地上に替なくして鉢を安くべからず、應に當に學すべし」と』。時に苾芻あり、立ちて鉢

【八七】衆學法第六十八在白衣舍棄洗鉢水。

【八八】衆學法第六十九以殘食置鉢水中。

【八九】阿利沙伽他(ārsa-gāthā)阿利沙は古聖主の義、卽ち古仙聖の成就せる眞言なり。大日經鈔(八)は阿利沙偈あり、吉慶梵讚なり。次の義淨三藏の註に委しく、且つ註の終りに偈を出せり。義淨三藏の註中に東川法衆といへるは、其義明かならず。

【九〇】世間五欲樂、或復諸天樂の三頌は、これ義淨三藏が例證として出せるものなれば、宿藏・大正藏には本文の如くに挿入せるも、今省いて義淨の細註の下に加へたり。藏律に此等の三偈なきを以て推知し得ん。

【九一】衆學法第七十地上無替置鉢替とは臺の義なり。

に學處を制すべし、「食を手散せず、食を毀呰せず、頰を塡めて食せず、半を齧みて食せず、舌を舒べて食せざらんと、應に當に學すべし」と』。

佛、室羅伐城に在しき。時に施主あり、先に嘗て露形外道に歸依せるが、近信敬を生じて佛法僧に歸し、遂に佛・僧に舍に就りて食せんことを請ぜり。時に彼施主は諸の飲食及以麨團・薄餅・蘿蔔を行せり。是時六衆は施主を譏らんと欲して、便ち麨團を以て[78]窣覩波像を作り、上に蘿蔔を置き覆ふに薄餅を以てし、遂に相告げて曰はく、「此は是れ惡趣中の露形外道[79]晡剌拏の塔なり」。漸(次)に取りて之を食ひ、蘿蔔は便ち倒れければ更に相告げて曰はく、「此は是れ露形外道の作れる窣覩波なれば今便ち崩側せり」。施主見已りて歸敬の心を息めぬ。佛言はく、『……應に學處を制すべし、「窣覩波の形を作して食せざらんと、應に當に學すべし」と』。或は時に六衆は他の請食を受けたるに、其美好なる者にして餘の、手に著せるあらんに卽ち便ち舌を以て重ねて[80]其手を舐め、[81]鉢をも亦是の如くせり。或は時に[82]手を振ひ、或は[83]復鉢を振ひて謂へらく、「鉢水を以て餘人に振灑して彼が衣服を汚さん」と。他の好衣を見て嫉妬を生ぜるが故に。佛言はく、「是の如き等は皆應に作すべからず、應に當に學すべし」。時に施主あり衆僧に飯食して報じて言はく、「聖者、多く好食あるも多く麨を請ずること莫れ」。六衆信ぜずして便ち多く麨を受け、後に好食を見て其麨を棄てんと欲せり。比坐に一摩訶羅苾芻ありて四顧して望めり。時に六衆は便ち麨團を持して彼鉢內に置き、遂に溢滿せしめて餘を受くるに暇あらざりき。佛言はく、[84]「常に鉢を看て食せんと、應に當に學すべし」。時に苾芻あり食時に鉢滿てりき。六衆傍を觀て共に輕慢を生じて云はく、「此摩訶羅は大に能く噉食す」。佛言はく、[85]「輕慢心もて比坐の鉢中の食を觀ざらんと、應に當に學すべし」。六衆苾芻は不淨手を以て淨水瓶を捉り、遂に諸蠅をして競ひ來りて附近せしめければ譏醜を招致せり。佛言はく、[86]「汚手を以て淨水瓶を捉らざらんと、應に當に學すべし」。六衆苾芻は江豬山に在りて菩

[78] 衆學法第六十作窣堵波形食。
[79] 晡剌拏。富蘭那迦葉(purāṇa Kāsyapa)。六師外道の一人。破僧事第二十卷(寒三・九十在)に此外道の說を出せり。
[80] 衆學法第六十一舐手食。
[81] 衆學法第六十二舐鉢食。
[82] 衆學法第六十三振手食。
[83] 衆學法第六十四振鉢食。
[84] 衆學法第六十五看鉢食。
[85] 衆學法第六十六輕慢心觀比坐鉢中食。
[86] 衆學法第六十七汚手捉淨水瓶。

苾芻は摩訶羅苾芻と隣次にして坐せり。時に摩訶羅は大に其口を開き上に向うて望めるに、時に鄔波難陀は便ち土塊を以て遙かに口中に擲げて報じて云はく、「且らく此物を食せよ」。佛言はく、〔六六〕「應に是の如くに預じめ其口を張るべからず、若し食未だ至らざるには口を張りて待たざらんと、應に當に學すべし」。

佛、室羅伐城に在しき。時に施主あり佛及び僧に舍に就りて食せんことを請ぜるに、時に六衆苾芻は食を含みて言話せりければ、諸俗譏嫌すらく、「沙門釋子は慚愧を知らざること俗と殊ならず」とて、共に譏醜を生ぜり。事を以て佛に白すに、佛言はく、〔六七〕「應に是の如くすべからず、食を含みて語らざらんと、應に當に學すべし」。或は復施主家に至り、羹菜少きを見て充足せざるを恐れて先に羹を請得し、飯を以て蓋覆して更に得んと望みければ、諸俗譏嫌せり。佛言はく、〔六八〕「應に是の如くすべからず、飯を以て羹菜を覆ふを得ず、羹菜を將つて飯を覆ひて更に多く得んことを望まざらんと、應に當に學すべし」。時に施主ありて苾芻に食を請ぜるに、其食過甜なりければ六衆即ち便ち〔六九〕舌を彈いて相告げて謂はく、「食大醋なり」。或は復其食過醋なりければ六衆即ち便ち〔七〇〕噂㗱して相告げて謂はく、「食大甜なり」。或は施主あり苾芻に食を請ぜるに、其食過熱なりければ六衆即ち便ち〔七一〕呵氣して相告げて云はく、「食大冷なれば呵熱して方に食はん」。或は施主あり苾芻に食を請ぜるに、其食過冷なりければ六衆即ち便ち〔七二〕吹氣して相告げて云はく、「食大熱なれば吹氣して方に食せん」。此等は皆是れ其事を倒說して故に施主を惱まさんとなり。佛言はく、『應に爾るべからず、應に學處を制すべし、「舌を彈いて食せず、噂㗱して食せず、呵氣して食せず、吹氣して食せざらんと、應に當に學すべし」と』。或は時に六衆は諸食を受けし時、〔七三〕手を以て飯食を爬散せること猶し雞鳥の如くし、或は〔七四〕「食惡なり」と云ひて共に相毀呰し、或は〔七五〕復食を以て頰に塡めて細々に食を取り、或は〔七六〕復食時に半を齧みて半を留め、或は復〔七七〕舌を舒べて唇口を舐掠せり。佛言はく、『……應

〔六三〕衆學法第四十五極小摶而食。
〔六四〕衆學法第四十六極大摶而食。
〔六五〕衆學法第四十七圓整而食。
〔六六〕衆學法第四十八食未至張口待。
〔六七〕衆學法第四十九含食語。
〔六八〕衆學法第五十以飯覆羹菜將羹菜覆飯更望多得。
〔六九〕衆學法第五十一彈舌食。
〔七〇〕衆學法第五十二噂㗱食。
〔七一〕衆學法第五十三呵氣食。
〔七二〕衆學法第五十四吹氣食。
〔七三〕衆學法第五十五散食。
〔七四〕衆學法第五十六毀訾食。
〔七五〕衆學法第五十七頰半食。
〔七六〕衆學法第五十八齧半食。
〔七七〕衆學法第五十九舒舌食。

祭すべし」と』。[四八]或は俗舎に於て畳足して坐し、[四九][五〇]或は内外の踝を重ねて坐し、[五一]或は足を急斂し、[五二]或は長く足を舒べ、[五三]或は露身して坐し、諸俗譏嫌せりければ、佛言はく、『應に是の如くすべからず、當に學處を制すべし、「白衣舍に在りては畳足せず、内踝を重ねず、外踝を重ねず、足を急斂せず、長く足を舒ばさず、露身せざらんと、應に當に學すべし」と』。

佛、[五四]江豬山に在しき。時に施主ありて佛及び僧に舍に就りて食せんことを請じ、其行食者は善く心を用ひずして美團を擲ひ放ちしに、苾芻は鉢に於て恭敬して護らざりければ遂に多く損破せり。佛言はく、[五五]「恭敬して食を受けんと、應に當に學すべし」。

佛、江豬山に在しき。時に六衆苾芻は[五六]菩提長者の舍に入りて食を乞ひ、長者は食を與へしに、滿鉢して飯を受く、復羹臛を受け、鉢便ち溢れ滿ちて流落して地を汚し、因りて譏恥を生ぜり。事を以て佛に白すに、佛言はく、『……爲に學處を制せん、應に是の如くに說くべし、[五七]「滿鉢して飯を受け、[五八]更に羹菜を安いて食をして流溢せしむるを得ず、鉢の緣邊に於て應に指を屈せるに留め意を用ひて食を受くべし、應に當に學すべし」と』。或は食未だ至らざるに預じめ其鉢を申ぶること、乞索人の[五九]饕餮の相を現ぜるが如くせるに、因りて譏恥を生じければ、事を以て佛に白すに、佛言はく、『爲に學處を制せん、應に是の如くに說くべし、[六〇]「行食未だ至らざるに預じめ鉢を申ぶること勿らんと、應に當に學すべし。[六一]鉢を安くに食上に在らざらんと、應に當に學すべし」と』。或は復食時に憍慢の相を現ずること、猶し小兒及び諸婬女の如くせり。佛言はく、[六二]「應に是の如くに憍慢にして食すべからず、恭敬にして食せんと、應に當に食すべし」。或は復食時に[六三]極小にして口に入れ、[六四]極大にして口に入るゝこと貧乞人の如くせり。佛言はく、「應に是の如くすべからず、極小摶ならず、極大摶ならず、[六五]圓整にして食せんと、應に當に學すべし」。

佛、室羅伐城に在しき。時に施主あり佛及び僧に舍に就りて食せんことを請ぜり。時に鄔波難陀

[四八] 衆學法第三十三在白衣舍累足坐。
[四九] 衆學法第三十四在白衣舍重内踝坐。
[五〇] 衆學法第三十五在白衣舍重外踝坐。
[五一] 衆學法第三十六在白衣舍急斂足坐。
[五二] 衆學法第三十七在白衣舍長舒足坐。
[五三] 衆學法第三十八在白衣舍露身坐。
[五四] 江豬山。憍閃毗國失收摩羅山なり。律部十九、註(一四の三五)參照。
[五五] 衆學法第三十九恭敬受食。
[五六] 菩提長者。五分律には菩提王太子とし、十誦律には菩伽王子とす。律部十三、註(一〇の六七・六八)參照。
[五七] 衆學法第四十滿鉢受飯。
[五八] 衆學法第四十一用意受食。此戒文は甚だ長くして、不得滿鉢受飯更安羹菜令食流溢於鉢緣邊應留屈指用意受食應當學とあり。
[五九] 饕餮。饕は財を貪り、餮は飲食を貪るなり。
[六〇] 衆學法第四十二行食未至預伸鉢。
[六一] 衆學法第四十三安鉢在食上。
[六二] 衆學法第第四十四恭敬而食。

苾芻は肩にて相排して白衣舍に入りしに……佛言はく、[四二]「應に肩にて相排して白衣舍に入るべからず、應に當に學すべし」。苾芻は手を連ねて白衣舍に入りしに……佛言はく、[四三]「應に手を連ねて白衣舍に入るべからず、應に當に學すべし」。佛言はく『……廣說して……乃至、諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「身を搖らず、臂を掉らず、頭を搖らず、肩にて排せず、手を連ねて白衣舍に入らざらんと、應に當に學すべし」と』。

佛、逝多林に在しき。時に六衆苾芻は白衣舍に在りて、他未だ坐せんことを請ぜざるに輒ち便ち自ら坐せるに、淨信の婆羅門等は自ら輒ち坐せるを見て是の如きの語を作さく、「……無恥人に同じ」と。諸苾芻聞き已りて佛に白すに、佛言はく、『……廣說して……乃至、諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、[四四]「白衣舍に在りて他未だ坐せんことを請ぜざらんに、應に輒ちに坐すべからず、應に當に學すべし」と』。

佛、室羅伐城逝多林に在しき。時に六衆苾芻は白衣舍に在りて善觀察せずして輒爾に便ち坐せるに、淨信の婆羅門等は白衣舍に在りて善觀察せずして輒ちに坐せるを見て是の如きの語を作さく、「……無恥人に同じ」と。諸苾芻聞き已りて佛に白すに、佛言はく、『……廣說して……乃至、諸苾芻の爲に其學處を制せん、[四五]應に是の如くに說くべし、「白衣舍に在りて善觀察せずして應に坐すべからず、應に當に學すべし」と』。爾の時世尊は十二年を過ぎて方に劫比羅伐窣覩城に至りたまひ、第一日に於ては王宮中に在りて食し、第二日に至りては自の宮中に在りて其供養を受けたまひしに、佛·衆の食時に、[四六]瞿卑夫人は自ら手づから食を行せり。時に具壽鄔陀夷は善く身を斂めざりければ、瞿卑夫人をして其非法を怪しましめぬ。後に異時に於て獨宮中に至り、夫人は朽牀に坐せしめしに、身を放ちて坐し牀破れて地に倒れければ、因りて譏醜を致せり……廣說して……乃至、佛言はく、[四七]「苾芻、若し俗家に於て坐せん時應に身を放ちて坐すべからず、可しく善觀察すべし、應に當に觀

【四二】衆學法第二十八肩相排入白衣舍。
【四三】衆學法第二十九連手入白衣舍。
【四四】衆學法第三十在白衣舍未請坐。
【四五】衆學法第三十一在白衣舍不善觀察坐。
【四六】瞿卑夫人（Gopika）。律部二十、註（一八の一三）瞿比迦の下參照。
【四七】衆學法第三十二在白衣舍放身坐。

り、[三二]叉腰して白衣舍に入らざらんと、應に當に學すべし」。六衆苾芻は拊肩して白衣舍に入れり：：乃至、佛說きたまへり、[三三]拊肩して白衣舍に入らざらんと、應に當に學すべし」。諸苾芻聞き已りて佛に白すに、佛言はく、『……廣說して……乃至、諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「覆頭せず、衣を偏抄せず、衣を雙抄せず、叉腰せず、拊肩して白衣舍に入らざらんと、應に當に學すべし」と』。

佛、逝多林に在しき。時に六衆苾芻は蹲行して白衣舍に入りしに、淨信の婆羅門等は蹲行せるを見て時に是の如きの語を作さく、「……無恥人に同じ」。諸苾芻聞き已りて佛に白すに、佛言はく、「應に[三四]蹲行して白衣舍に入るべからず、應に當に學すべし」。……乃至、苾芻は足指にて行いて白衣舍に入りしに……佛說きたまへり、[三五]足指にて行いて白衣舍に入らざらんと、應に當に學すべし」。苾芻は跳行して白衣舍に入りしに……乃至、佛說きたまへり、[三六]跳行して白衣舍に入らざらんと、應に當に學すべし」。苾芻は足を仄てゝ行いて白衣舍に入りしに……乃至、佛說きたまへり、[三七]足を仄てゝ行いて白衣舍に入らざらんと、應に當に學すべし」。苾芻は身を努りて行いて白衣舍に入りしに、佛言はく、『……廣く說きて……乃至、諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「蹲行せず、足指行せず、跳行せず、仄足行せず、[三八]身を努りて行いて白衣舍に入らざらんと、應に當に學すべし」と』。

佛、逝多林に在しき。時に六衆苾芻は身を搖りて白衣舍に入りしに、淨信の婆羅門等は身を搖れるを見て時に是の如きの語を作さく、「……無恥人に同じ」。諸苾芻聞き已りて佛に白すに、佛言はく、[三九]「應に身を搖りて白衣舍に入るべからず、應に當に學すべし」。苾芻は臂を掉りて白衣舍に入りしに……佛言はく、[四〇]「應に臂を掉りて白衣舍に入るべからず、應に當に學すべし」。苾芻は頭を搖りて白衣舍に入りしに……佛言はく、[四一]「應に頭を搖りて白衣舍に入るべからず、應に當に學すべし」。

【三二】衆學法第十八扠腰入白衣舍。
【三三】衆學法第十九拊肩入白衣舍。
【三四】衆學法第二十蹲行入白衣舍。
【三五】衆學法第二十一足指行入白衣舍。
【三六】衆學法第二十二跳行入白衣舍。
【三七】衆學法第二十三仄足行入白衣舍。
【三八】衆學法第二十四努身入白衣舍。
【三九】衆學法第二十五搖身入白衣舍。
【四〇】衆學法第二十六掉臂入白衣舍。
【四一】衆學法第二十七搖頭入白衣舍。

へて衣を著すること猶し蛇頭の如くすべからず、應に當に學すべし」。或は時に其上角を捉りて團めて腰邊に內るゝこと猶し豆團の如くせるに、佛言はく、[二〇]「應に是の如くに衣を著すること猶し豆團の如くすべからず、應に當に學すべし」。是の如くして世尊は諸苾芻の爲に其學處を制したまはく、「應に是の如くに說くべし、[二一]齊整に裙を著せんと、應に當に學すべし。太高ならず、太下ならず、象鼻ならず、蛇頭ならず、多羅葉ならず、豆團形ならずして裙を著せんと、應に當に學すべし」。時に六衆苾芻は衣を著すること太だ高かりしに、淨信の婆羅門等は齊整ならざるを見て便ち譏謫を生じて是の如きの語を作さく、「此諸苾芻は衣齊整ならざること無恥人に同じ」と。諸苾芻聞き已りて佛に白すに、佛言はく、[二三]「應に太だ高く三衣を著すべからざらんと、應に當に學すべし」。六衆聞き已るに衣を著すること太だ下かりければ、諸俗譏嫌せるに、佛言はく、[二四]「應に太だ下く三衣を著すること新嫁女の如くなるべからず、應に當に學すべし」。或は上衣を披るに前に一角を垂るゝこと猶し象鼻の如くせりければ、諸俗譏嫌せるに……廣く上に說けるが如し。是の如くして世尊は諸苾芻の爲に其學處を制したまはく、「應に是の如くに說くべし、齊整に三衣を著せんと、應に當に學すべし。太だ高からず、太だ下からず、[二五]好正に披、[二六]好正に覆ひ、[二七]少語言し、[二八]高視せずして白衣舍に入らんと、應に當に學すべし」と。

佛、室羅伐城逝多林に在しき。時に六衆苾芻は頭を覆ひて白衣舍に入りしに、淨信の婆羅門等は頭を覆へるを見て、時に是の如きの語を作さく、「無恥人及び新嫁女に同ぜり」。諸苾芻聞き已りて佛に白すに、佛言はく、[二九]「應に頭を覆うて白衣舍に入るべからず、應に當に學すべし」。六衆苾芻は衣を偏抄して白衣舍に入れり……乃至、佛說きたまへり、[三〇]「衣を偏抄せざらんと、應に當に學すべし」。六衆苾芻は衣を雙抄して白衣舍に入れり……乃至、佛說きたまへり、[三一]「衣を雙抄して白衣舍に入らざらんと、應に當に學すべし」。六衆苾芻は叉腰して白衣舍に入れり……乃至、佛說きたまへ

【二〇】衆學法第六豆團著內衣。
【二一】衆學法第七齊整著內衣。
【二二】衆學法第八圓整著三衣。
【二三】衆學法第九太高著三衣。
【二四】衆學法第十太下著三衣。
【二五】衆學法第十一好正被三衣。
【二六】衆學法第十二好正覆三衣。
【二七】衆學法第十三少語言入白衣舍。
【二八】衆學法第十四高視入白衣舍。
【二九】衆學法第十五覆頭入白衣舍。
【三〇】衆學法第十六偏抄衣入白衣舍。
【三一】衆學法第十七雙抄衣入白衣舍。

「若し復苾芻」とは、謂はく是れ六衆なり。「阿蘭若」の義は、[一〇]捨墮中に說けるが如し。「觀察する者なきに」とは、謂はく未だ看守の人を差遣せざるなり。「住處外」とは、謂はく寺外に在るなり。「食」とは、二の五あること亦上に說けるが如し。此中の犯とは。苾芻、險怖處に於て看守人なきに、看守なしとの想・疑を作さんには皆本罪を得、次の二句は輕（罪を得）、後の二の無犯なり。若し險處に於て看守人ありて食せんには時に無犯なり。又無犯とは……廣く前に說けるが如し。

[一一]衆多學法

佛、婆羅痆斯仙人墮處施鹿林中に在しき。時に五苾芻は復出家せりと雖尙ほ俗服に同じて、威儀容飾甚だ端嚴ならざりき。爾の時世尊は是の如きの念を作したまへり、「過去諸佛は云何が[一二]聲聞をして衣服を著せしめたまひしや」と。是時諸天は前んで佛に白して言さく、「[一三]淨居天所著の衣服の如くなりき」。世尊卽ち天眼を以て觀じて、諸天所說の如くに事に差異なきを知しめし、卽ち苾芻に告げて曰はく、「汝今より後は應に淨居天に同じて、圓整に[一四]泥婆珊を著すべし」。時に六衆苾芻は衣を著するに太だ高かりければ、淨信の婆羅門等は不齊整なるを見て便ち譏誚を生じて是の如きの語を作さく、「此の諸苾芻は衣齊整ならざること無恥人に同ぜり」。諸苾芻聞き已りて佛に白すに、佛言はく、「[一五]應に太だ高く衣を著すべからず、應に當に學すべし」。六衆聞き已りて衣を著するに太だ下かりければ、俗復譏嫌せるに、佛言はく、「[一六]應に太だ下く衣を著すること新嫁女の如くなるべからず、應に當に學すべし」。或は時に前に當りて長く垂るゝこと猶し象鼻の如くし、諸俗譏嫌せりければ、佛言はく、「[一七]應に前に當りて垂下すべからず」。或は時に腰邊に細褶し、諸俗譏嫌せりければ、佛言はく、「[一八]應に多羅葉の如くに衣を著すべからず、應に當に學すべし」。或は時に一角を撮聚して腰邊に反し擧ふること猶し蛇頭の如くせるに、諸俗譏嫌せりければ、佛言はく、「[一九]應に反し擧

【一〇】律部二十、註（一〇）の本文なり。
【一一】衆多學法。律部九、註（二一の八八）參照。
【一二】聲聞。弟子なり。
【一三】淨居天。律部九、註（二一の九三）參照。
【一四】泥婆珊（nivāsana）。涅槃僧と音寫し、裙、下衣、內衣とも譯す。安陀會卽ち安呾嚩伐婆迦（antaravāsaka）も下衣。又は內衣と稱せらる。釋興然師は泥婆珊と安陀會とは同體異名とせらる。推するに安陀會は五條にして一長一短なり、其大さは豎二肘橫五肘と豎二肘橫四肘の二種あり、その著法は上は但彎を蓋ひ下は雙膝を掩ふなれば（白一羯磨第十）泥婆珊と同樣の著法なり、但條數あるとなきとを異とせるものなるべし。且つ安陀會には腰條を帶ぶるも、泥婆珊には之を用ひざりしものならん。
【一五】衆學法第一太高著內衣。以下の衆學法に於て應當學の句あるものを以て條數を定む。
【一六】衆學法第二太下著內衣。
【一七】衆學法第三象鼻著內衣。
【一八】衆學法第四多羅葉著內衣腰邊に細かく襵（ヒゲ）を作りて著するなり。
【一九】衆學法第五蛇頭著內衣。

放して彼微生を字せんことを」。時に釋迦子は皆放して去らしめ、遂に飲食を將つて往いて寺中に至り、苾芻に食を與へぬ。諸釋女等は六衆處に於て好食を與へざりければ、釋子問うて曰はく、「何の意にてか食を行すに平等に爲さゞる」。報じて曰はく、「此は皆食し訖りたれば」。問うて曰はく、「誰か先に當りて與へたりし」。報じて言はく、「我與へぬ」。彼れ怪しみて覆問へるに、女皆具に答へければ、釋子聞き已りて極めて嫌賤を生ぜり。[九]時に諸釋子は苾芻に告げて曰はく、「聖者、何ぞ險路處に於てして、人をして我等に備に擬して賊盜を被るを免れんことを告知せしめざりし」。苾芻は事を以て佛に白すに、佛言はく、『險林處に於ては應に苾芻の五法成就せるを差して其をして看守せしむべし。愛・恚・怖・癡なく善く道路を知れるならんには、先に應に「能くするや（不や）」を問うて事を以て勸喩し、若し「能くす」と言はんには、白二法を以てして之を差遣すべし。應に一人をして所爲事に准じて白羯磨を作さしむべし』。佛、諸苾芻に告げたまはく、「其看守苾芻の所有行法は我今當に說くべし。看守苾芻は寺の四邊の半踰膳那內に於て悉く應に觀察すべく、若し怖處あらんには應に煙を放ち或は幡幟を懸け、或は路中に於て橫に樹葉を布き、或は字を書きて告知すべく、若し怖處なきには應に白幡を懸くべし。此の行法にして依行せざらんには惡作罪を得ん。若し看守人飢ゑて食を須ゐんには、小食時に於て情に隨せて飯を食し、伴を須めんには應に與ふべし」。時に諸苾芻は彼六衆が寺外林中險怖の處にて、露形女をして飲食を授與せしめたりと聞いて、共に嫌恥を生じて具に以て佛に白すに、佛言はく、「……廣說して……乃至、諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、『若し復苾芻、阿蘭若恐怖處に在りて住せんに、先に險難を觀察するの人なくして住處外に於て食を受けて食せんには、是苾芻は應に住處に還り諸苾芻所に詣りて各別に告げて言ふべし、「大德、我れ對說惡法を犯ぜり、是れ不應爲なり、今對ひて說悔す」と。是を對說法と名く』。

【九】本文に時諸釋子告苾芻曰、聖者何不於險路處令人告知、我等備擬免被賊盜……とあり。

けるが如し。

阿蘭若住處外受食學處第四

佛、劫比羅伐窣覩城多根樹園に在して、此に於て夏安居したまひき。時に諸釋子は諸苾芻の前安居了らんとするを知りて、八月十四日に於て倶に佛所に往き、佛足を禮し已りて佛に白して言さく、「世尊、明日聖衆は夏了らんに我等は食を送りて住處に來至せん、願はくは佛及び僧は慈愍して納受したまはんことを」。世尊默然したまひければ、時に諸釋子は佛受けたまへるを知り已りて佛を禮して退き、便ち明日に於て好飲食を以て滿車して載せ去り、諸使女をして隨從して行かしめしに、既にして半途に至りて諸賊來り劫へり。賊帥令して曰はく、「其釋迦女は劫奪を爲すこと勿れ」。其言を用ひずして皆衣服を奪ひければ、形露して羞恥し草に入りて形を潛めぬ。時に六衆苾芻は食遲れ至らんかを怪しみて共に相謂ひて曰はく、「我等當に行いて乞食すべし、宜しく久住すべきなし」。行いて中途に至り諸飲食の車乘に載滿せるを見たりければ、卽ち便ち大喚すらく、「誰か此中に在りや」。時に諸釋女は草叢内に在りて遙かに之に告げて曰はく、「我賊のために劫はれ露體にして衣なし、所有飲食は自ら取り噉ふに隨さん」。六衆報じて曰はく、「汝何ぞ出でざる」。答へて曰はく、「我現に衣なし、如何がしてか相見えん」。報じて曰はく、「汝が身の支分は我悉く曾て觀たること、汝が已親に同ずれば何事か羞恥せん、可しく速かに出でゝ我に飲食を授くべし」。諸女遂に出でゝ露形にして授食せるに、是時六衆は飽食して去りぬ。時に諸釋迦子は後に隨うて來りしに、諸女の劫はれたるを見て卽ち皆四散して賊徒を討覓し、執捉し將來して苦害を加へんと欲せり。諸女告げて「賊帥は我を劫奪せしむるの心なかりしなり」と曰ひければ、諸人は遂に放せり。時に賊帥は釋迦子に求請して曰はく、「仁等は慈悲もて恩流普く洽へば、寧ぞ此無識の輩を殺すべけんや、幸に能く釋

【七】提舍尼法第四阿蘭若住處外受食學處。

【八】有部律は五月十六日入安居し八月十五日を夏竟とす。四分・五分・僧祇等の舊律にては四月十六日入安居し七月十五日を夏竟とす。

「應に全餅果を與ふべからず、可しく碎きて與ふべし」。家人は葉を持して苾芻の與に鉢に藉かんとせるありしも、苾芻受けざりき。佛言はく、「應に受くべし」。時に廣嚴城の栗姑毗等は長者家の財食罄乏せるを見て、遂に傭人を遣はして助力して耕墾せしめしに、昔時の所廢の地は地既に停むこと久しかりければ沃壤常と異り、費す所多からずして實を成ずること數倍せりければ、未だ久しからざるの間に衣食豐贍して前に倍勝せり。時に彼長者は既にして家道隆盛せるを見て福田を思仰し、佛所に往詣して羯磨を解かんことを請じければ、佛便ち聽許したまひ、佛、長者に敎へて曰はく、『[五]應に寺中に入りて具に其事を以て上座に白して知らしめ、鳴揵集衆せしめて上座前に於て衆に向うて禮拜し、蹲踞し合掌して是の如きの白を作すべし、「大德僧伽聽きたまへ、我は師子なり、三寶所に於て深く信心を起し、意樂淳善にして常に惠施を樂み、三寶に施せるに由りての故に以て貧窮なるに至り、此に由りて僧伽は我を哀愍しての故に爲に羯磨を作し、諸の聖衆をして我家に入らざらしめたまへるも、我れ今財食還復して豐盈せり。然り我は師子なり、先に衆法を得たるも今大衆に從うて羯磨を解かんことを乞はんとす。唯願はくは我が爲に羯磨法を解きたまはんことを、慈愍の故に」と三說し、是の如く白し已るに衆を禮して去るべし』と。是時大衆は應に一人をして所爲事に准じて[六]白四羯磨を作さしめて應に解くべく、既にして解を作し已らば、諸苾芻衆は昔の如くに還往き、隨うて供養を受けんに並に皆無犯なり。

「若し復苾芻」とは、謂はく六衆なり、餘は上に說けるが如し。「學」とは、謂はく三寶を信じ見諦を證得せるなり。「家」とは、謂はく四姓なり。「僧」とは、謂はく世尊の弟子なり。「羯磨」とは、謂はく白二法なり。是の如きの家に於て、先に請を受けざるに輒ち往いて食を受けんには罪を得るなり。此中の犯とは。是の如き處に於て二の五食を受けて噉咽せん時は前に同じて罪を得、其說悔の法は上の如し。若し解法を得たるには、食せんにも皆無犯なり。又無犯とは……廣く前に說

【五】學家羯磨の解法。

【六】白四羯磨。白二羯磨の誤りなり。

初め見諦してよりも亦常に我等を請じたれば、我今往いて彼飲食を受く合し」。既にして彼に至り已りて飲食充たざりければ、所食の分は悉く皆食し盡せるに童兒らは啼泣せり。諸俗譏嫌し苾芻呵厭すらく、「云何が苾芻、彼れ學家にして衆爲に作法せるを知りつゝ、仍彼舍に往いて二の五食を受けたる」と。世尊は此に因りて……廣說して、「……乃至、其學處を制せん、應に是の如くに說くべし」、『若し復苾芻、是れ學家にして僧與に學家羯磨を作せるを知りつゝ、苾芻先に請を受けざるに便ち彼家に詣り、自ら手づから珂但尼・蒲膳尼食を受取せんに、是苾芻は應に村外の住處に還りて諸苾芻所に詣り、各別に告げて言ふべし、「大德、我れ對說惡法を犯ぜり、是れ不應爲なり、今對ひて說悔す」と。是を對說法と名く』。是の如く世尊は學處を制したまひ已るに、時に師々長者の婦は其夫に告げて曰はく、「何に因りてか聖者は久しく來られざる」。師子答へて曰はく、「僧伽は我が家生の貧乏なるを知りて、衆は羯磨を作して、制して來るを許さゞればなり」。妻曰はく、「若し是の如くならんには、卽ち是れ僧伽は我が家中の與に[四]覆鉢羯磨を作せるなれば、我が福業は何に因りてか生ずるを得ん」。時に彼長者は卽ち其事を以て往いて佛に白すに、佛言はく、「汝等苾芻、今より以去は師子舍に向ひて牀座を受用し幷に爲に法を說かんには無犯なり」。時に諸苾芻は彼舍に往ける時、空鉢にして入り空鉢にして出でければ、其妻見已りて情に惱歎を生じ面に憂色を帶べり。時に諸苾芻は事を以て佛に白すに、佛言はく、「苾芻は應に空鉢にして入るべからず」。時に諸苾芻は佛の敎を奉じ已りて鉢食を乞得して持して其舍に入りしに、苾芻食時に諸の小男女は情に殘食を希ひ、苾芻與へざりしに遂に便ち啼泣せり。事を以て佛に白すに、佛言はく、「應に與ふべし」。苾芻は全餠果を以て之に與へしに、男女は得已るに便ち持して外に出でければ、諸外道は見て問うて曰はく、「汝は何處より好餠果を得たりや」。報じて言はく、「聖者は我に與へぬ」。外道曰はく、「師子が受分を野干に廻與し、瓶を以て瓶に注ぎて更相に供給せんとは」。苾芻聞き已りて佛に白すに、佛言はく、

【四】覆鉢羯磨。鉢を覆ひて食を受けざる僧伽作法なり、律部十四、註(二六の一〇三)、律部十、註(三一の一四〇)參照。この羯磨を與ふべき在家とは、律部十、註(三一の一四一)本文に委し。

卷の第五十

[一]學家受食學處第三

爾の時薄伽梵は廣嚴城に在しき。此城中に於て一長者あり名けて[二]師子と曰へり。先に外道に事へしが佛所に詣り法を聽受せるに因りての故に初果を獲得せるに、田業を營むに多く過失あるを見て卽ち皆棄捨し、三寶所に於て深く信心を起し、意樂淳善にして常に惠施を樂みければ、三寶に施せるに由りて以て貧窮するに至れり。時に舍利弗は大目連と與に他方より來りて斯住處に至りしに、時に師子長者は二に倶に明當に就りて食せんことを延請せり。諸婆羅門居士は見て譏嫌を起して是の如きの語を作さく、「師子長者は外道に歸せる時は家產巨富なりしに、苾芻を信じての後は頓に貧窮にして、衣は身を掩はず食は口に充たざるに至れり、故に知んぬ、釋子は歸依處に非ざるを」と。舍利弗・大目連は是語を聞き已りて便ち往いて佛に白すに、佛言はく、『汝諸苾芻、應に可しく彼師子長者の爲に[三]學家白二羯磨を作すべく、更に餘類あらんにも亦應に爲に秉すべし。常の如くに集僧して應に一人をして白羯磨を作しむべし。應に是の如くに作すべし、「大德僧伽聽きたまへ、此師子長者は信心慇重に意樂淳善なれば、其所有に隨うて悉く皆惠施し、三寶所に於て曾て悋心なく、諸有求人にも亦皆給與して是に由りて衣食悉く皆罄盡せり。若し其僧伽にして時至りて聽さんには僧伽は應に許すべし、僧伽は今師子長者の與に學家羯磨を作すを許さんとするを。白是の如し」と。羯磨は白に准じて應に作すべし。若し苾芻にして僧伽が學家羯磨を作し已れるを知らんに、應に彼に往いて其飮食・牀座・臥具を受け、及び爲に法を說くべからず』。時に二尊者は曾ち請を受けたりと雖、衆作法せるを知りて往いて食に赴かざりき。佛言はく、「若し請を受けたるには就りて食するも無犯なり」。二人便ち往いて請に赴けるに、六衆は去れるを見て是の如きの語を作さく、「彼れ

【一】提舍尼法第三學家受食學處。學家羯磨を與へたる在家より食を受くるを制す。學家とは三寶及び戒の四法に於て堅固の信を成じ、四諦の理を諦らめて初果以上第三果の證位を得たるをいふ。その學家にして家財消盡するに至るまで僧伽に供養せんに、僧伽はその資財回復するまで食を乞ふことなからしむる作法を學家羯磨といふ。

【二】師子長者。藏律には「師子將軍 (senāpati siṃha)」とせり。

【三】學家白二羯磨法。

是を對說法と名く』。

「衆多苾芻」とは、謂はく二三人已去なり。「白衣家」とは、謂はく四姓等の家なり。「食せんに」とは、謂はく請食を受くるなり。「尼」とは、謂はく吐羅難陀なり。「指授せんに」とは、謂はく處[三八]分事なり。「此苾芻に應に可しく多く美好の飲食を與ふべし」とは、謂はく是れ過量に食を與ふるなり。「諸苾芻等」とは、謂はく呵止の言を出すなり。「若し一人の……なからんに」とは、謂はく極少の限齊にして皆本罪を得るなり。「應に村外住處に還りて……すべし等」とは、說悔法を指せるなり……廣說せること前の如し。

此中の犯とは。若し苾芻食して上閣に在り、復食して中閣に在るあり、上閣處に於て苾芻尼ありて其食を指授せんに、彼苾芻……乃至、一人たりとも應に爲に呵止すべく、若し呵せざらんには諸苾芻は對說法を犯ずるなり。其中閣の苾芻は應に上閣に問ふべし、「苾芻尼を呵せるありや不や」と。問はずして食せんに、皆惡作を得ん。若し苾芻、閣下に在りて食し、門屋中に在りて食するあらんには、若し閣下に於て尼指授せん時、前に准じて呵止し、問はざらんには本罪を得ん。門屋下の人は中棚に准じて問ひ、問はざらんに惡作なり。又若し苾芻にして門屋より出で、復苾芻ありて外よりして至りて指授の聲を聞かんに、應に出づる者に問ふべし、「人ありて苾芻尼を呵せりや不や」。問はずして食せんに惡作罪を得ん。是の如くに應に知るべし。一施主家にて多處にして食せんに、尼指授の處にては皆本罪を得、餘は悉く輕を犯ず。或は上或は下にも事に准じて應に知るべし。若し。其施主にして、此尼の爲に緣りて、倂に食を施さんには、尼指授すと雖苾芻は無犯なり。或は指授すと雖、情に簡別なく、或は食を得ざるを見て其をして與へしめんには、並に皆無犯なり。又無犯とは……廣く上に說けるが如し。[三九]

【三八】處分事。藏律には「置くこと、住むること」とせり。指示し定むる事なり。

【三九】此下聖本には光明皇后の願文あり。

說するなり。「我れ惡法を犯ぜり」とは、謂はく不善法にして爲すべからざる所と、言に發して告白するなり。此中の犯とは。若し苾芻、非親尼に於て非親の想・疑を作して、村巷中に於て自ら手づから五噉五嚼を受取して食咽せんには、皆對說罪を得ん。若し是れ親尼なるに非親の想・疑を作せるには惡作罪を得ん。無犯とは、廣く上に說けるが如し。

受苾芻尼指授食學處第二[三七]

佛、室羅伐城給孤獨園に在しき。時に儉歲に遭ひて乞食得難かりしに、六衆苾芻は飢のために苦まられて十二衆苾芻尼處に往けり。時に彼は見え已りて便ち小食を請ぜるに、六衆受けずして告げて言はく、「諸妹、汝若し我及び諸大衆に正食を請ぜん時、汝當に指授して彼施主をして多く我等に美好の飮食を與へしめんには、我當に之を食ふべし」。時に施主あり、佛及び僧に舍に就りて食せんことを請ぜるに、諸苾芻は往いて世尊は去きたまはざりき、戒を制せんが爲の故に。衆僧の食せる時吐羅難陀尼は施主に告げて曰はく、「此聖者難陀は是れ釋迦子にして、俗を捨てゝ出家し善く三藏を閑ひて是れ大法師なり、可しく多く美好の飮食を與ふべし」とて、幷せて餘の五人をも悉く皆讚歎せり。時に彼施主は六人處に於て數倍して多く與へ、諸苾芻をして並に多く食を絕たしめぬ。時に彼施主は其非法にして均等の心なきを知りて遂に譏罵を生ぜり。時に取食人は具に此事を以て佛に白すに、佛言はく、「我れ學處を制せん……乃至、應に是の如くに說くべし」。『若し復衆多苾芻にして白衣家に於て食せんに、苾芻尼ありて指授せん、「此苾芻に應に可しく多く美好の飮食を與ふべし」と。諸苾芻應に是苾芻尼に語げて言ふべし、「姊妹、且らく止めよ、少時諸苾芻の食し竟るを待て」と。若し一人の是語を作す者なからんには、是諸苾芻は應に村外の住處に還り、諸苾芻所に詣りて各別に告げて言ふべし、「大德、我れ對說惡法を犯ぜり、是れ不應爲なり、今對ひて說悔す」と。

【三七】 提舍尼法第二受苾芻尼指授食學處。

に値ふを得、而し我に遭ひて俗を捨て出家して阿羅漢を成ぜるなり。是の如くに應に知るべし』。

佛、室羅伐城に在しき、時に青蓮花苾芻尼は既にして果を得已るに、三寶を敬重して常に是願を發せるらく、「初に乞得せん食は將つて僧衆に奉ぜん、次に乞得せんをば以て自食に充てん」。便ち他日に於て先食は僧に奉じ、次は自噉に擬せるに、乞食苾芻の空鉢にして去れるを見て、即ち己が分を以て持して彼人に施し、一日の中食を絶ちて住せり。復明日に於て初食は僧に奉じ、次いで自ら食せんと欲せるに、鄔波難陀亦來りて乞食し青蓮花を見て便ち是念を作さく、「此苾芻尼は但僧衆に於てして供養を興せるも、亦普意ありて別人をも該ぬるならんや、我今應に試むべし」。即ち就いて食を索めしに、尼の心慇重にして己を闕いて人を濟ひければ、還己が分を持して尊者に奉施し、前に同じく食を絶てり。第三日に至り熱に觸りつゝ門を巡りしに、身體飢羸して地に悶絶せり。時に外道俗人あり、見已りて是の如きの議を作さく、「我れ聞く、青蓮花は欲を離れ果を得たりと、如何ぞ今時釋迦子の顏容端正なるを見て、欲染心を起し身を投じて地に踣れたる」。時に諸苾芻は聞いて共に譏嫌し、事を以て佛に白すに、佛言はく、「我れ今諸苾芻の爲に其學處を制せん……乃至、應に是の如くに說くべし」、「若し復苾芻、村路中に於て非親苾芻尼より自ら手づから食を受けて食せんに、是苾芻は應に村外住處に還り、諸苾芻所に至り各別に告げて言ふべし、「大德、我れ[三六]對說惡法を犯ぜり、是れ不應爲なり、今對ひて說悔す」と。是を對說法と名く』。

「若し復苾芻」とは、謂はく鄔波難陀なり、餘の義……乃至、非親の（義は）並に上に說けるが如し。「苾芻尼」とは、謂はく此法中に在るなり。「村路中」とは、謂はく途中に在るなり。「自ら手づから」とは、親しく自ら受取するなり。「食」とは、謂はく是れ二の五噉嚼の類なり。「又食せんに」とは、呑咽して喉に入るゝなり。「是苾芻」とは、謂はく犯過人なり。「村外住處」とは、謂はく寺處に至るなり。「苾芻所に詣る」とは、謂はく寺中の人なり。「各別に告ぐ」とは、謂はく別々に對

【三六】對說惡法。可悔過法ともいふ。一人一人の苾芻に對首して說悔すべき惡法なり。

出家受學して策勤して息まざりければ、未だ久しからざるの間に阿羅漢果を得、佛は「苾芻尼中に於て大神力あること最も第一たり」と稱讃したまふ所なりき。爾の時佛、諸苾芻に告げたまはく、「汝等、當に生死海中輪廻不定なるを觀ずべし、誰か父母に非ざる、誰か男女及び餘の親識に非ざる、青蓮花の如き、現見せること是の如し。親族中に於て共に非法を行ぜるを。況んや隔生をや。聖果を證するに非ずんば沈淪息むこと靡し、是故に汝等三界の中に於て、出離を勤求すること頭然を救ふが如くせよ。世間の欲境は厭足するの期なし、當に速かに捨離して無常想を修し、臭尸想を作して晝夜に繫心すべし、應に是の如くに學すべし」。時に諸苾芻は咸く皆疑ありて世尊に請じて曰さく、「[三五]何の因緣を以て青蓮華尼は身に三德を具して男子に乏しからず、己が親處に於て常に雜亂を爲し、既にして出家しての後は阿羅漢果を得て神力中に於て、佛は第一なりと讃じたまへる」。世尊告げて曰はく、『「汝等善く此青蓮花尼の因緣を聽け、乃往古昔に一商主あり、諸貨物を持して利を他方に求めしに、其婦後に於て煩惱に逼られて欲火に心を燒きぬ。之を去ること遠からざるに婬女舍あり、男子の彼家中に入るを見る每に情に愛樂を生じければ、一老母に問うて曰はく、「何の福業を作さんに、求むる所の事に於て皆心に稱ふを得るや」。老母曰はく、「勝上人の行業成就せる者に於て、其に飲食並に諸の供養を奉ぜんに、求むる所の事に於て皆心に遂ぐるを得ん」。時に獨覺聖者あり、老母は其に飲食供給せしめければ、青蓮花を以て奉持供養せ（しめ）めぬ。彼れ神變を現ぜるに女深信を生じ、卽ち發願して言はく、「我が此福を以て未來世に於て端嚴身を得んこと青蓮花の色香圓滿せるが如く、念に隨うて所求の男子に闕くることなからん……乃至、大神力を獲、大師に遭遇して親しく承事するを得んことを」。又復前身に數媒媾を爲して他の父母兄弟姉妹男女の屬をして共に非法を行ぜしめければ、供養發願に由りての故に勝妙身を得ること花の三德の如くにして諸男子に於て闕乏せん時なく、親屬を媒媾せるに由りて今者親に於て斯惡報を受け、復願力に由りて目連

【三五】青蓮華尼前生因緣譚。こゝに三德とあるは、前註（一一九）の本文、花の三德なり。

彼盲冥に由りて慧目なく　常に愚癡の瞖に覆はるれば
此が爲に心迷ひて汝を愛樂せんこと　猶し老象の深泥に溺るゝが如くなり」。

時に青蓮花は目に尊者の神力希奇なるを覩て、自の己身に於て審に不淨を知り、遙かに尊者を禮して頌を說いて曰はく、

「我れ知んぬ、厭ふべき骨鎖身の　周邊に筋脈相纏縛し
元精血に由りて成就せる所　他に依りて活命しつゝも輒ちに相輕んぜるを。
我身は不淨常に充滿し　晝夜に入出して停息なし
九孔恒に流れて瘉差えず　縱横の穢氣は鎮に軀に盈てり。
若し彼諸人にして此を體識せんこと　大聖者の不淨を知れるが如くせんに
譬へば夏廁の近づくべからざるが如く　之を棄て遠く去りて心に著なけん。
彼盲冥に由りて識知するなく　常に愚癡のために覆はるれば
此が爲に心迷ひて我を愛樂せんこと　猶し老象の深泥に溺るゝが如くなり。
唯願はくは大聖、身を縱ちて下り　我が爲に微妙の法を演說したまはんことを
最勝の敎に於て出家を求め　發願して常に離欲の行を修めん。」

時に大目連は彼を愍まんが爲の故に身を縱ちて下り、機を觀じて法を說いて眞諦を見せしめぬ。旣にして果を得已るに、尊足を頂禮して出家を求哀し、諸人處に往いて彼金錢を還して共に相愧謝せるに、諸人隨喜して一時に倶に來りて尊者の足を禮せり。時に大目連は青蓮花と將に世尊所に詣り、足を頂禮し已りて具に其事を述べぬ。爾の時世尊は青蓮花の爲に、書を以て室羅伐の大世主苾芻尼に告げて共に出家を與へ便ち敎誨せしめたまひ、青蓮花に勅して書に隨ひて往かしめたまへり。時に影勝王は人を遣はし室羅伐城に送り至らしめしに、旣にして彼に至り已りて大世主所に詣り、

て使女に問うて曰はく、「此女は兒を抱へつゝ婆羅門と何の論說する所かありし」。時に彼使女は具に其事を以て青蓮花に告げたるに、時に青蓮花は是語を聞き已りて便ち斯念を作さく、「我れ何の業に由りてか前には母と與に夫を同じくし、後に女と與に婿を同じくし、今兒を以て婿と爲し、又女と共に夫を同じくせる」。是念を作し已るに、身を投ぜんに地靡く、慙恥に勝へず、即ち便ち舍を出でゝ王城の伴を覓め、之を棄てゝ去いて王舍城に至れり。停息すること未だ久しからざるに、時に此城中に五百人の常に共に遊集せるあり、青蓮花なるを聞いて共に相謂ひて曰はく、「彼女の姿容は世間に希有なり、今此に來至せり、可しく命びて歡を同じくすべし」。即ち五百金錢を以て青蓮花に與へ、携へて芳園に至り耽樂して住せり。時に尊者大目連は青蓮花が化を受くるに堪忍せるを知りて、彼園內に詣りて樹下に經行せり。時に彼衆中に一少年あり、青蓮花に告げて曰はく、「汝、彼尊者を見るや不や、大威神力ありて戒行清潔に、貪欲の淤泥も染汙すること能はじ。汝能く彼をして染心を生ぜしむるや不や」。青蓮花曰はく、「此れ何ぞ言ふに足らん、曾て賣香男子にして不淨觀の成ぜるありしも、我亦彼をして情に染着を生ぜしめたり、況んや復此をや」。諸人報じて曰はく、「聖者は堅固なれば、汝動かすこと能はじ」。時に青蓮花は尊者の所に至り、諸の嬌態を現じて身を以て相逼れるに、尊者は身を虛空に踊らして頌を以て告げて曰はく、

「汝、厭ふべき骨鎖身の　周遍に筋脉相纏縛し
元精血に由りて成就せる所を將つてして　他に依りて活命しつゝ來りて我を輕んぜんとす。
皮囊には不淨常に充滿し　晝夜に入出して停息なし
九孔恒に流れて瘡差えず　縱横の穢氣は鎭に軀に盈てり。
若し諸人をして此を悟り知らしめんこと　我れ汝が身の不淨を識れるが如くせんに
譬へば夏廁の近づくべからざるが如く　之を棄て遠く去りて心に著なけん。

制を立つるらく、「若し今日に於て同集せざらんには金錢六十を罰せん」。其東門の子は歡を同じくするを樂はざりしも、諸人は罰せんと欲すれば、錢物なかりしが爲に俛仰して相隨へり。既にして與に交歡せるに、因みて愛重を生じ青蓮花を將ゐて舍に入りて同住せり。時に廣嚴城の衆皆議して曰はく、「云何ぞ守門の子にして衆の婬女を將ゐて獨家中に納れたる」。彼東門の子は是語を聞き已るに諸人に懺謝し、厚く歡會を設け因みて娶りて婦と爲せり。其東門の人、西門の人に報じて曰はく、「爾が女は長成せり、可しく[三四]前要を遂ぐべし」。報じて曰はく、「汝が男は今婬女を娶れるに婚を求むとは何事ぞや」。答へて曰はく、「縱多妻を娶らんとも斯亦何の過かある」。彼便ち要に隨ひければ女を以て之に娉して東門宅に歸れり。爾の時尊者大目乾連は其舍に來至せるに、新來の女に告げて曰はく、「汝今知れりや不や、汝が夫の舊婦は是れ汝が母、汝が夫主は卽ち是れ汝が兄なり。復此に於て更に相嫉妬して、汝をして斯に因りて廣く惡業を生ぜしむる勿れ」。是語を作し已るに之を捨てて去りぬ。後に異時に於て青蓮花は復一子を生ぜるに、時に西門の女は此孩兒を抱きて門前にて戲弄せり。時に相師婆羅門あり其所に來至して頌を以て問うて曰はく、

「汝が容は妙花の如し　三寶に於て深信せん
所弄の孩子は　汝とは何の親ありや」。

時に彼女人卽ち便ち頌を以て答へて曰はく、

「婆羅門善く聽け　此は是れ我が弟
亦是れ兒の子　亦復是れ我兒
復是れ夫の弟なり　此が父は是れ我が父
亦父にして亦夫たり　聖者は慈悲もて告げぬ」。

時に婆羅門は聞き已るに笑うて捨て去りぬ。時に青蓮花は室中にて語るを聞き、其所以を怪しみ

【三四】前要。先の誓約。

ちて曰はく、「彼は是れ丈夫なりや不や」。答へて言はく、「是なり」。「若し爾らば彼何ぞ牽くに足らんや」。卽ち彼に近づきて住し、詐りて種々に愛夫の方便を設け、其使女をして就いて塗香を買ひ復諸藥を買うて云はしむらく、「夫主の身患の爲に須うる所なり」。彼賣香男子は是事を聞き已りて念ずらく、「此女人は必らず是れ貞謹なり、乃し夫處に於て能く爲に心を盡すれば」とて、遂に愛戀を生ぜり、青蓮花遂に詐りて「夫死にたり」と云ひ、悲號慟哭して賣香者の門前よりして過りしに、彼男子は見て倍愛著を生じ……廣說して……乃至、終に此女のために其觀行を壞られぬ。諸婬女等は共に見て嗟歎し、遂に卽ち立てゝ婬女中の尊と爲せり。既にして賣香男子の與に久しく事へて還り往けるに、因りて卽ち娠ありき。時に廣嚴城の東西兩門に各守門男子あり、相愛念せるに因みて共に是議を作さく、「我二人は交歡せること日久しければ、若し男女を生ぜんには必らず婚娶を爲さん」。時に青蓮花は未だ久しからざるの間に便ち一子を誕みたるも遂に是念を作さく、「我若し兒を養はんに身淸淨ならざれば、恐らくは諸男子は汙を嫌ひて來らざらん、我今宜しく此孩兒を棄つべし」。卽ち孩兒を以て使女に授與し並に燈明を授けて告げて曰はく、「汝可しく此を持して道中に置き、屛處にて誰が兒を將ち去るかを伺ひ看るべし」。是時使女は東門近くに棄てゝ幷に燈火を安けるに、時に守門者は遙かに燈明を見、來り就りて觀察して乃し孩子を見たりければ、持し歸りて婦に與へて告げて曰はく、「宜しく善く恩育して當に汝が子と爲すべし」。時に守門者便ち大會を作して宗親に告げ及ぼして云はく、「我婦は子を生みぬ」。其西門の人は東門の人子を生めりと聞き、便ち禮直を將つて之に就りて慶賀せり。其青蓮花は復後の時に於て又一女を生めるに、前に同じく思念して自ら收養せず、其使女をして夜に西門に棄てしめぬ。時に守門人は前に同じく收養して慶樂事を爲し、二家の男女は皆並に成立せり。[三三]其東門の子は節會時に因みて、諸の友朋の爲に同じく遊賞せんことを命られ、共に六十金錢を以て青蓮花と與に同じく芳園に往いて歡戲を爲さんとて衆共に

【三三】本文に其東門子因節會時爲諸友朋命同遊賞共以六十金錢與青蓮花同往芳園而爲歡戲衆共立制若於今日不同集者罰金錢六十……とあり。

只妻を尋ねんが爲ならくのみ」とて、具に其事を以て靑蓮花に報ぜり。久しからずして商主は還來歸宅せりければ、靑蓮花曰はく、「君は賊に遭へるには非ざるに故に我を誑せり、旣に別婦あり何ぞ將來せざる」。夫曰はく、「室に兩妻あらんには水を飮むの暇もなしと。鬪諍あらんを恐るゝが故に將來せざるなり」。報じて曰はく、「我能く容忍すれば必らず忿競なけん。若し年我と相似せんに看ること姊妹の如くせん、若し全少ならんには之を視ること女の如くせん」。其夫は言を受けて遂に少婦を迎へて歸宅せるに、靑蓮花は是れ同鄕なりと聞いて特に慈念を鍾めぬ。曾て暇日に於て便ち少婦の與に梳りて頭髮を理めしに、其頭上に一瘡痕あるを見て問うて曰はく、「汝が此瘡痕は何に因りて損るゝを致せる」。少婦報じて曰はく、「我小にして憶せざるも、家中の說くを聞くに、孩子たりし時母は事ありしに因みて、父と共に相瞋りて我を木上に擲げゝれば、當の時損られたるが故に此痕あるなりと」。復更に問うて曰はく、「何の坊に住在して門戶は何に向へる」。女便ち具に告げしに、靑蓮花は的に是れ女なるを知り、深く自ら感傷して是の如きの念を作さく、「此旣に我女なり、之を如何せんと欲すべき、往時には母と聟を同じくせるに、今復女と共に夫を同じうせんとは、嗚呼哀しい哉、何ぞ惡の甚しき」。卽ち復巾を以て頭を覆ひて更び求めて捨離し、同行の伴を覓めて廣嚴城に往きぬ。旣にして彼に至り已るに、婬女と作らずして但人と私通し、未だ久しからざるの間に人皆共に美せり。時に諸婬女は俱に共舍に至りて告げて言はく、「爾は我法を偸みて以て自ら活命しつゝ而も我と言義交通せざらんとは」とて、卽ち帔巾を擊へて强曳して去り、俱に來りて問うて曰はく、「汝何の術ありてか能く他人を誘へる」。答へて曰はく、「亦別術なし、若し少年ありて但我をして見えしめんに隨はざる者なきなり」。諸女曰はく、「若し是の如くならんには今此城中に一賓香男子あり、不淨觀を作し成じて諸女人に於て久しく厭離を生ぜり。若し能く彼が行を壞らんに、我等は汝を立てゝ婬女中の尊と爲さん。若し壞らざらんには、當に金錢六十を罰すべし」。諸女に問

二には目紺青色にして猶し[三〇]花葉の如く、三には香氣芬馥として猶し花香の如くなりき。生まれて三七日せるに諸親集會して與に名を立てんと欲して云はく、「此孩子の身は青蓮花の如くなれば、應に與に字を立て[三一]青蓮花と名くべし」。年既にして長大せりければ同城長者の子に娉與し、命びて舍に來り入らしめぬ。未だ久しからざるの頃に青蓮花の父は疾に遇ひて終りしに、其母は後の時志を守る能はずして遂に女壻と私密に交通せり。其青蓮花は先に一女を生みて年幼稚に在りしが、忽ち屛處に於て母と夫と共に非法を行ぜるを見て因りて瞋怒を發し、便ち幼女を持して夫に告げて曰はく、「汝、無賴の物、何ぞ此と共に非法を行ぜざる」とて、便ち木上に擲げしに、因みて女の頭を損し血ありて出づるを見たり。青蓮花は忿りて顧ず、遂に巾を以て頭を覆ひ、出でゝ行伴を求めしに、商旅ありて[三二]未度城に向ふに見えければ、即ち營中に入りて相隨うて去りぬ。時に商主は青蓮花の儀貌端正なるを見て問うて曰はく、「爾、誰にか屬せる」。答へて言はく、「若し能く衣食を以て相濟ふ者あらんには我れ當に彼に屬すべし」。商人便ち衣食を給し、納れて以て妻と爲して本家に將ゐ至れり。共居すること既に久しくして、商主は貨を賫へて還得叉尸羅城に向へるに、同伴の知友は商主に語げて曰はく、「財ありつゝも樂しまざらんに何の時をか待たんと欲せる。更に端妍を覓めて共に婚娶を爲さんには」。商主答へて曰はく、「若し青蓮花の儀容と相似する者を得るあらんには方に婚を爲すべし」。其同伴曰はく、「某家に女ありて青蓮に倍勝せり」。便ち共に往いて覩じ、稱へて其意に可とし、即ち婚禮を備へ納れて以て妻と爲し、未度城に歸らんとて相隨へて去れり。家を去ること遠からざるに遂に少妻を留め幷に半貨を留め、既にして舍に至り已るに妻曰はく、「貨何ぞ少きや」。報じて曰はく、「我れ賊のために奪はれしなり」。妻曰はく、「何ぞ急ぎ覓めざる」。報じて曰はく、「我れ今此が爲に往いて追尋せんと欲す」。商主去りて後に友人來り問ふらく、「商主何にか之ける」。報じて曰はく、「去いて、賊を尋ねんと云へり」。友人曰はく、「鬪りて賊を尋ぬるには非じ、

ず。

[三〇] 花葉。藏律には「目は嗢鉢羅の如く」とある故に、はなびらを花葉といへるものなるべし。

[三一] 青蓮花（Utpalavarṇā）。蓮華色苾芻尼なり。

[三二] 未度城。明かならず。

二五 同佛衣量作衣學處第九十

緣處は前に同じ。時に鄔波難陀は佛と等量に作衣し、但一邊を披て餘は肩上に聚めしに、諸苾芻は見て是れ新客なりと謂ひて爲に勞を解かんと欲しければ、報じて云はく、「我は新至なるには非じ、佛の衣量に同じて二六支伐羅を作りたればなり」。苾芻譏嫌すらく、「云何が此過量の衣を作れる」。緣を以て佛に白すに、佛言はく、『我れ此事に因みて諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、佛の衣量に同じて作衣し、或は復過ぎんには波逸底迦なり。是中、佛の衣量とは、長さ佛の十張手、廣さ六張手なり、此は是れ佛の衣量なり」と』。

「若し復苾芻」とは、鄔波難陀なり。「佛衣」とは、大師の衣なり。「長さ佛の十張手」とは、中人の三十張手に當り十五肘あるなり。「廣さ六……」とは、十八張手に當り九肘あるなり。或は復此を過ぎんには皆墮罪を犯す。餘は廣く上に說けるが如し。

二七 四波羅底提舍尼法

頌に攝して曰はく、

非親尼より自ら受くると　舍中にて處分せる食と
請ぜざるに學家に向ふと　食を寺外に於て受くるとなり。

二八 從非親尼受食學處第一

佛、王舍城竹林園中に在しき。爾の時得叉尸羅城に一長者あり。妻を娶りて未だ久しからざるに便ち一女を誕めるに、身に三德ありて靑嗢鉢羅花の如く、一には身黃金色にして猶し二九花鬘の如く、

〔二五〕墮法第九十同佛衣量作衣學處。
〔二六〕支伐羅。Civara の音寫、衣なり。
〔二七〕四波羅底提舍尼法。僧衆の一人一人に對して說悔すべき罪なり。律部十三、註(一〇の二)四悔過法の下參照
〔二八〕提舍尼法第一從非親尼受食學處。
〔二九〕花鬘。宋・元・明・宮本には花鬘とせり。藏律には「Kesala(蘂)の色の如き女が生まれぬ」とあり。蘂は花粉のつける處なり。されば宋・元本等に花鬘とせるも今改め

ざらんには病便ち增劇せん、是故に我れ施さんとするなり」。「又毘舍佉、汝何の緣を以てして看病者に食を施さんとせる」。答へて言さく、「大德、若し看病人にして乞食を行ぜんには瞻侍に便ち闕き、湯藥の所須は時節に乖くあり、是故に我れ施さんとするなり」。「又毘舍佉、汝何の緣を以てして病苾芻所須の醫藥を施さんとせる」。答へて言さく、「若し醫藥なからんに病即ち差え難く、長時に患を帶びて善品を修するを廢せん、是故に我れ施さんとするなり」。「又毘舍佉、汝何の緣を以てして苾芻僧に粥を施さんとせる」。答へて言さく、「大德、若し諸苾芻にして粥を食せざらんには、飢渴のために逼られん、是故に我れ施さんとするなり」。爾の時毘舍佉は復佛に白して言さく、『世尊、我れ、其處の苾芻命過して佛は彼人預流果を得たりと記し一來・不還・阿羅漢果を(得たり)と記すあらんに、「大德、彼諸の聖人は頗し曾て室羅伐城に來至して我が供養を受けたりや不や」と聞き、佛は曾て受けたり」と言はんに、若し曾て受けたらんには我が所施の福は是因緣に由りて、必定して當に福智圓滿を得べけん』。佛、毘舍佉に告げたまはく、「善い哉善い哉、汝が所施の福は功德圓滿せん」。時に毘舍佉は即ち座より起ち佛を禮して去りぬ。佛は此緣を以て諸苾芻に告げたまはく、「我れ諸苾芻に雨浴衣を畜へて隨處に洗浴するを聽す」。時に諸苾芻は其量を知らざりければ、太だ長く太だ狹かりき。佛言はく、『應に是の如くなるべからず、當に量に應じて作るべし……廣說して……乃至、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、雨浴衣を作らんに當に量に應じて作るべし。是中の量とは長さ佛の六張手、廣さ二張手半なり。若し過ぎて作らんには、應に截り去るべく、波逸底迦なり」と』。

「若し復苾芻等」とは、並に上に說けるが如し。「雨浴衣」とは、謂はく天雨時に用ふるなり。若しは自ら作り人をして(作ら)しめんに、當に量に應じて作るべし。長さと廣さとは文の如し。若し過ぎんには、得罪は前に同じく、說悔と問答とは廣く上に說けるが如し。

爾の時佛は大衆と與に衣を著け鉢を持して毗舍佉處に詣りたまへり。旣にして坐定まり已るに先に淨水を行し次いで美食を下き、種々珍羞は備具せざるなかりき。衆旣にして食し了りて水・齒木を受け、淨く澡漱し已りて皆鉢器を收めぬ。時に毗舍佉は卽ち佛前に於て瓶を以へて水を注ぎ、發願を說かんことを聽したまひ竟るに、前みて佛足を禮し佛に白して言さく、「世尊、唯願はくは慈悲もて我に微願を許したまはんことを」。佛言はく、「汝が所求に隨さん、何の願をか作さんと欲せる」。毗舍佉曰さく、「[二四]我に八願あり、一には苾芻衆に雨浴衣を施さんと欲す、二には苾芻尼衆に雨浴衣を施さんと欲す、三には客苾芻來らんに先に我舍にて食し、四には將に行らんとする苾芻は當に毗舍に於て食し已りて去るべし、五には病苾芻あらんに我れ飲食を施さん、六には看病苾芻に我れ亦食を施さん、七には有病苾芻にして醫藥を須ゐんには我當に給施すべし、八には常に僧に粥を施さん」。佛、毗舍佉に告げて曰はく、「汝、何の緣を以てして雨浴衣を施さんとせる」。答へて言さく、「大德、今日時至りて婢をして門に詣らしめしに、諸苾芻の露形にして浴せるを見て是れ外道なりと謂へり。大德、我れ此に緣りての故に雨浴衣を施し、諸聖衆をして身を遮して洗浴せしめんとてなり」。「又毗舍佉、汝何の緣を以てして苾芻尼に雨浴衣を施さんとせる」。答へて言さく、「大德、我れ曾て諸苾芻尼が河水中に在りて露身にして浴せるを見て、諸俗譏耻して嫌誚の言を出せるを憶しければ、此が爲に衣を施し形醜を障へて隨處にして浴せしめんとてなり」。「又毗舍佉、汝何の緣を以てして客苾芻新來の者に食を施さんとせる」。答へて言さく、「大德、諸の新來の者は未だ善く乞食の次第を委知せず、又復疲勞して美食を食せんことを須むれば、是故に我れ施さんとするなり」。「又毗舍佉、汝何の緣を以て將に遠行せんとする苾芻に飲食を施さんとせる」。答へて言さく、「大德、行侶苾芻は若し乞食せん時に其伴を失するを恐るれば、故に我れ食を施さんとするなり」。「又毗舍佉、汝何の緣を以てして病苾芻に食を施さんとせる」。答へて言さく、「大德、諸の病苾芻にして食を得

【二四】 毗舍佉庶子廿八願。

〔三三〕作雨浴衣學處第八十九

佛、室羅伐城給孤獨園に在しき。三月夏安居の時毘舍佉鹿子母は佛所に往詣し、雙足を禮し已りて一面に在りて坐せるに、佛爲に法を說いて示教利喜し默然して住したまへり。時に毘舍佉は即ち座より起ち合掌恭敬して佛に白して言さく、「世尊、願はくは佛及び僧は、明當に舍に就りて我が微供を受けたまはんことを」。爾の時世尊は默然して受けたまへり。時に毘舍佉は佛受けたまへるを知り已りて佛足を頂禮して奉辭して去り、既にして舍に至り已るに即ち其夜に於て備に種々上妙の飲食を辦へぬ。佛は其夜に於て天將に曉けんとせる時、便ち東方に於て多雲起りて形圓鉢の如きが虛空に遍滿せるを見たまへり。是の如きの雲は能く大雨を降して溝渠に充滿するなり。爾の時佛、阿難陀に告げて曰はく、『汝今宜しく往いて諸苾芻に告ぐべし、「今此雲起れり必らず洪雨を降さん、此雨霑濡せんに大威力あれば、若し洗浴せんには能く衆病を除かん。若し諸苾芻にして洗はんと樂ひ欲せんには、可しく空地に於て意に隨うて洗浴すべし」と』。阿難陀既にして教を受け已り、具に佛語を以て諸苾芻に告げぬ。時に諸苾芻は悉く露地に於て雨中に立ちて洗へり。時に毘舍佉母は飲食辦へ已り座具を敷設し淨水瓮を安きて、其婢使をして逝多林に往いて佛及び僧を請じて「時至れり」と白言せしめぬ。婢は門所に到りて諸苾芻を覓めしに、時に諸苾芻は門を閉ぢて浴しければ、婢は門隙より遙かに苾芻の露形にて寺中に於て浴せるを見て便ち是念を作さく、「此中に苾芻を見ず、皆是れ露形外道ならくのみ」。即ち便ち舍に歸り其母に白して曰さく、「我れ寺內に於て一人の是れ苾芻者なるを見ず、但露形外道の立ちて雨中に洗へるを見たるのみ」。時に毘舍佉便ち是念を作さく、「今日天雨りぬれば聖衆は多く雨中に在りて露形にして浴せるならん、是れ外道には非じ」。便ち餘人を遣はし往いて門を扣いて喚びて白言せしむらく、『聖者、毘舍佉母は「時到れり」と白さしめぬ』。

〔三三〕墮法第八十九作雨浴衣學處。

應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、尼師但那を作らんに當に量に應じて作るべし。是中の量とは、長さ佛の二張手、廣さ一張手半、長さの中更に一張手を增せるなり。若し過ぎて作らんには、應に截り去るべく、波逸底迦なり」と』。

「若し復苾芻」とは、此法中の人なり。「尼師但那」とは、謂はく敷具なり。若しは自ら作り人をして(作ら)しめんに皆悉く同じく犯なり。「量に應じて」とは、文の如し、知るべし。若し佛の一張手は中人の三張手に當れば、總長九張手にして四肘半あるべく、廣さ一張手半とは中人の四張手と復六指あるに當るなり。[三二](此中の制意とは、尼師但那は本と臥具に襯替せんが爲にして、恐らくは所損あらんに餘用に擬せざればなり。然して其大量は自身と等しくして頂上に餘ること一搩手在るあり、斷れ乃ち正しく臥具と相當す。又復佛は餘人に望むるに身三倍あり、二倍と言へるは是れ部別なり。若し二倍に依らんに卽ち尼師但那は其量全く小さくして替臥するに堪へざるなり。地に敷いて禮拜することは文あるを見ず、故に聖言に違せり。誰か當の罪に代らん。可不を細論せんこと廣くは餘處の如し。)若し苾芻、此量に依らずして過ぎて作らんには、物應に截り去るべく、罪は應に說悔すべし。餘の問答等は並に廣く上に說けるが如し。

[三三]作覆瘡衣學處第八十八

佛、給孤獨園に在しき。世尊說きたまへるが如し、「覆瘡衣を作れ」と。苾芻、當に云何が作すべきかを知らざりければ、其量大に過ぎ或は時に太だ小なりき。諸苾芻佛に白すに、佛言はく、『……乃至、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、覆瘡衣を作らんに、當に量に應じて作るべし。是中の量とは、長さ佛の四張手廣さ二張手なり。若し過ぎて作らんには、應に截ち去るべく、波逸底迦なり」と。』

「若し復苾芻等」とは、義、上に說けるが如し。「覆瘡」とは、謂はく身の瘡疥を覆ふなり。其佛の張手、及び過ぐるあらんに截り、并に說罪等は廣く上に說けるが如し。

【三二】義淨三藏の註にして、尼師但那を南山宗にて禮拜の具とするを非法なりとせり。その可不を細論することは餘處の如しと云へるは、南海寄歸傳を指せるなり。

【三三】墮法第八十八作覆瘡衣學處。

以て諸苾芻に告げ、諸苾芻は佛に白すに、佛言はく、『我今諸苾芻の爲に出學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、木綿等を以て僧の牀座に貯へんには、應に撤去すべく、波逸底迦なり」と』。

「若し復苾芻」とは、鄔波難陀なり、餘の義は上の如し。「物を貯へんに」と言へるは、[一六]五種あり、一には木綿、二には草綿、三には蒲臺、四には劫具、五には羊毛なり。若し復苾芻、五種の物を以て自ら貯へ人をして貯へしめんに、皆墮罪を得、罪は應に說悔すべきなり。此中の犯とは。苾芻、若し僧・私の牀座に木綿等を以てして散じ貯へんには、皆墮罪を得、絮は應に撤去すべく、罪は應に說悔すべきなり。說罪に對せん者は應に問うて言ふべし、「絮、撤去せりや未だしや」。若し問はざらんには惡作罪を得、其罪は應に說悔すべからず……廣說せること上の如し。

[一七]過量作尼師但那學處第八十七

佛、室羅伐城給孤獨園に在しき。世尊說きたまへるが如し。「汝、諸苾芻、若し僧伽臥具及び餘人物乃至私物を受用せんには、應に[一八]襯替を用ふべし」と。苾芻、其量を知らず、遂に便ち大作して小者は棄擲し、或は長短を嫌ひて作務煩多に、常に營爲するありて善品を修するを妨げぬ。……廣說して『……乃至、諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、[一九]尼師但那を作らんには當に量に應じて作るべし。是中の量とは、長さ佛の二張手[二〇]、廣さ一張手半なり。若し過ぎて成ぜんには、截ち去りて波逸底迦なり」と』。是の如く世尊は諸苾芻の爲に學處を制したまひ已るに、具壽鄔陀夷は身形長大なりければ、每に臥時に至りて臥具を護らんが爲の故に、其足邊に施て諸樹葉を以てして襯替と爲せり。世尊は因みて房舍を觀じて葉の狼藉せるを見たまひ、事を問知し已りて諸苾芻に告げて曰はく、『前は是れ創制、此は復重開なり……廣說して……乃至、

【一六】貯得物五種。藏律には「śalmalo, arka, kuśa, buka, eraka」の五音寫を列せり。第五の eraka は有部律五種中の羊毛と對配しうべきも、他の四種はその對配明かならず。律部九、註（二〇の一五〇）本文に阿伽兜羅・婆迦兜羅・鳩吒闍兜羅等とあるは、藏律の arka, buka, kuśa に相當するが如く、律部十三、註（九の九九）に例示せる十誦律の阿鳩羅華・波鳩羅華・鳩舍羅華等に相當するが如し。

【一七】墮法第八十七過量作尼師但那學處。過量の坐具を制す。

【一八】襯替。襯は直接に身につけるもの、替は藏律に根底・基礎の義に相當す。されば襯替ともに同義なり。垢、膩をふせぐ爲の敷布の如き類なり。

【一九】尼師但那。律部八、註（八の一二）參照。

【二〇】律部九、註（二〇の一六三）長二修伽陀搩手、及び律部十三、註（九の一一六）續方一搩手の下參照。而して佛のこの搩手にも常人の二倍とすると三倍とするとある故に、その量に大小あるを推知すべし。律部八、註（六の一〇九）參照。

壽鄔陀夷は身形長大なりければ、彼牀に坐せん時は頬拄膝に著せり。苾芻、佛に白すに、佛言はく、『前は是れ創制、此は更に隨開なり、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、大小の牀を作らんに、足は應に高きこと佛の八指なるべし。梐に入れる木を除く。若し過ぎんには應に截り去るべく、波逸底迦なり」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく六衆なり。「大小の牀を作らんに」とは、謂はく自ら作り人をして此の大牀及び小座を造らしめん時なり。「應に高きこと[一〇]佛の八指なるべし」とは、佛とは謂はく大師にして、此の八指の長さは中人の[一二]一肘なり。「[一一]梐に入れる木を除く」とは、牀脚の梐に入れる木を除くなり、此れ是量に非ざるなり。「若し過ぎて作らんに」とは、謂はく量若し過ぎんには應に截り去るべく、墮罪の說悔は前の如くに應に作すべきなり。此中の犯とは。若し苾芻にして、若しは僧の爲に作り、若しは自ら爲に作らんに、八指量を過ぎんには應に截り去りて、其罪は說除すべし。說罪に對せん者は應に問うて言ふべし、「牀脚截れりや未だしや」。若し問はざらんには惡作罪を得、其罪は應に說悔すべからず。若し量に依りて作れるには無犯なり。又無犯とは……廣く上に說けるが如し。

[一三]用草木綿貯牀學處第八十六

佛、室羅伐城給孤獨園に在しき。鄔波難陀は大牀を分得せるに、木綿を以て貯へ、襯を安きて臥せり。老苾芻の他處より來れるありて臥具を與ふべかりければ、其授事人は次に隨うて分與して鄔波難陀の房に至れり。彼れ年老の爲に幷せて牀をも得べかりければ、鄔波難陀は便ち襯物を去り、木綿を分散して其をして寢息せしめぬ。苾芻臥し已り、天曉けて房を出でしに身衣總白なりければ、諸苾芻は見て報じて言はく、「上座、豈に臥して葦苕積中に在りたるべけんや」。具に上緣を

【九】頬拄。頬はアゴ、拄は柱なり。

【一〇】佛の八指。律部九、註(二〇の一四〇)參照。

【一一】梐。桓なり、律部九、註(二〇の一四一)參照。

【一二】肘。律部二十、註(二一の二九)の本文には二十四指は一肘を成ずとあり。こゝに八指の長さは中人の一肘とある。(この八指は佛の八指なれば常人の三倍なり。佛指を常人の二倍とすると三倍とするとある故に牀の高さも部派によりて一樣ならざるを推し得べし。

【一三】墮法第八十六用草木綿貯牀學處。

【一四】襯。はだぎの類なるも今は覆ひ又は敷布に相當すべし。

【一五】葦苕積。葦の華を積める物の中に臥せりやとの意。

に至るまで、五學處を受けて殺生せず……乃至、飲酒せじ。唯願はくは世尊、我は是れ鄔波索迦なりと證知したまはんことを」。卽ち佛前に於て自慶の頌を說いて曰はく、

「我れ佛力に由りての故に　永く三惡道を閉ぢ
天の妙門を開くを得て　長く涅槃の路に昇れり。
我れ世尊に依りての故に　今清淨眼を得
眞聖道を證見して　有海の岸を超過せり。
佛は人天を超え　生老死の過を離れたまへば
有海の中には遇ひ難し　我れ逢うて今果を得たり。
我れ莊嚴身を以て　歡心もて佛足を禮し
除怨者を右繞して　今往いて天宮に赴かん」。

爾の時彼天は生死の中に於て未だ曾て得ざるを得、佛足を禮し已るに更に天花を以て至誠供養し、便ち天宮に往いて忽然として現ぜざりき。時に逝多林の授事苾芻は天曉に至り已りて便ち寺門を開けるに、彼苾芻の、小牀上に在りて端坐して命終せるを見、復毒蛇の其牀下に住せるを見、卽ち此事を以て往いて世尊に白すに、世尊告げて曰はく、「可しく爲に焚燒すべし」。復諸苾芻に告げて曰はく、「下き小牀上にして寢臥を爲すべからず、亦牀前にて洗足すべからず、違せんには越法罪を得ん」。時に六衆苾芻は是制を聞き已るに、遂に高牀脚の長さ七肘なるを作りて梯に緣りて上下せるに、諸婆羅門居士等は見て嫌賤を生ぜり。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、『我今此を以て緣と爲して諸苾芻の爲に……廣說して……乃至、其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、大小の牀を作らんに足は應に高きこと佛の八指なるべし。若し過ぎて作らんには應に截り去るべく、波逸底迦なり」と』。是の如く世尊は諸苾芻の爲に學處を制したまひ已るに、時に具

【七】有海。三有生死海の略。三有とは三界の迷ひの存在なり。

【八】除怨者。世尊なり。

置き、諸の妙瓔珞もて具に身を莊嚴し、猶し壯士の申臂を屈する頃の如きに、天宮より沒して逝多林に現ぜり。彼天光の威神力に由りての故に光明赫奕として周遍して逝多園林を照曜し、世尊所に詣りて雙足を頂禮し、卽ち天花を以て布いて佛前に在きて虔誠に供養し、佛を繞ること三匝して一面に在りて坐し、妙伽他を以て世尊に請じて曰さく、

「我れ天女內に居せること　鬼神に圍まれたるが如くなり
愚闇の稠林に入りて　云何が出離を修せん」。

世尊告げて曰はく、

「妙平の直道ありて　去く處として所畏なく
法忍を大牛と爲して　車を牽くに亂響なく
慚愧もて机褥に充て　專念を侍從と爲し
智慧を御車人とし　正見とて前導せしめん
若し善男女あり　此安隱の車に乘じて
一心に異緣なからんに　能く最勝の處に至らん」。

爾の時世尊は彼天子の意樂根性を觀じ、機に隨うて法を說いて開悟するを得せしめたまひしに、卽ち座上に於て金剛の智杵を以て二十種薩迦耶見の山を摧破して預流果を得、旣にして見諦し已りて佛に白して言さく、「世尊、佛に由りて我をして諸難の中に於て解脫の果を得せしめたまへり、此れ父母・高祖・人王及び諸天衆・沙門・婆羅門・親友眷屬の能く作せる所に非じ。我れ世尊大善知識に逢ひまつれるが故に、地獄、傍生、餓鬼趣中より拔濟して出して人天勝妙の處に安置し、生死の苦を盡して涅槃の道を得、血海を乾竭し骨山を超越し、無始積集の身見の山と、智慧の杵を以てして之を摧破して初果を獲得せしめたまへり。我今佛法僧寶に歸依しまつる、今日より始めて乃し命存

「此世間の中に於ては　人身最も得難く
如來の教を正信して　出家せんこと更に難しと爲す。
斯の如きの遇ひ難きの事にして　我已に曾て得たるに
云何が法服を喪ひて　牢獄中に墮せる。
我れ正見を得ざらんには　終に欲樂を受けざらんとも
斯に由りて解脫を障へて　當に惡趣に淪むべけん。
我れ天女内に居せんこと　鬼神に圍まれたるが如し
此愚癡林に入れり　云何が當に出離すべき」。

法爾として諸天は初生の時に三種の念を得るなり、「我れ何處に於て死に、今何處に於て生じ、復何の業力に由りてなりや」と。即ち便ち人中より死にて三十三天に生在し、淨持戒の善業所感に由りてなるを觀知せり。是念を作し已るに、時に諸天女は天子に告げて曰はく、「大仙、今可しく往いて帝釋を禮し、方に我等と共に歡戲を爲すべし」。天子答へて曰はく、「姉妹、天主帝釋は已に能く染・瞋・癡を遠離せりや」。白して言さく、「未だ離れじ」。天子曰はく、「姉妹、我昔大師世尊の染・瞋・癡を離れたまへるに歸依して禮敬を行ぜるに、云何が今時三毒を具せるを禮せん。姉妹も、頗し能く帝釋をして我を禮敬せしむるの因緣ありや不や」。天女答へて曰はく、「勝れたる苑園あり名けて妙地[六]と爲す、中に住處あり是れ天仙の所居なり、若し其中に在りて出家せんには帝釋自ら往いて其禮敬を申べん」。是時天子は天婇女に於て鬼神の想を作し、之を棄てゝ去りて妙地中の天仙住處に往き、彼衆内に於て出家せり。爾の時帝釋は是事を聞き已りて苑園中に詣り、躬ら禮敬を申べて善を稱して退きぬ。天子自ら念ずらく、「我若し往いて世尊を禮覲せざるに即ち天樂を受けんには是れ應ぜざる所なり、今我先に當に世尊の足を禮しまつる、べし」。是時天子は天の四花を以て衣裓内に

【六】妙地。原語明かならず、其地平坦にして眞金をもつて成じ、而も柔軟にして妬羅綿の如きが故に妙地と稱せるなれば、或は帝釋所居の善見城中にある苑園に非ざるか、後の研究に俟つ。

せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、骨・牙・角を用ひて針筒を作らんに、成ぜるは應に打碎すべく、波逸底迦なり」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく此法中の人なり。其骨牙角とは事の如くにして知るべし。二種針筒あり、一は筒子、二は[四]合子なり。若し骨、牙、角を用ひて作らんには、二皆許さず。若しは自にも若しは他にも並に作るべからず、若し成ぜんには卽ち應に打碎して其罪は說悔すべし。其所對の人は應に問うて云ふべし、「爾が針筒は打碎せりや未だしや」。若し問はざらんには、惡作罪を得れば、問ひ已りて方に悔するなり。苾芻は應に竹葦を用ひて筒と爲し、或は氈片等にて以て其針を安くべし。時に可しく數看るべく、垢を生ぜしむること勿れ。此は皆無犯なり。又無犯とは……廣說せること上の如し。

[五]作過量牀學處第八十五

佛、室羅伐城逝多林に在しき。時に苾芻あり人間に遊行して逝多林門に至りしに、日暮れて門閉ぢければ、卽ち門屋の下に於て短脚牀に坐し、既にして洗足し已り身を斂めて入定せり。蛇あり冷を愛みて牀前に在りて住せるに、苾芻の頭を垂れたるを見て遂に其顙を螫し、因りて身亡ぶるを致して遂に三十三天に生じ端拱して坐せり。時に天帝釋は五百婇女を遣はして爲に給侍せしめぬ。天女の瓔珞は妙音聲を出して、能く聞者をして心に愛樂を生ぜしめければ、時に彼天子は其聲を聞くと雖相觀視せず、彈指して告げて言はく、「姉妹、何に因りてか我を惱ませる」。天女見已りて奇異なりと嗟歎し、遂に其事を以て往いて帝釋に白すに、天主報じて曰はく、「汝等可しく大鏡を持して彼が前に安在すべし」。女便ち鏡を置けるに、時に彼天人は方に自身に諸瓔珞を具して周匝し嚴飾せるを覩て深く厭離を生じ、伽他を說いて曰はく、

【四】合子。盒子、はこなり。

【五】墮法第八十五作過量牀學處。

て四他勝を說くを見ん時……是の如くして乃し十三殘罪七滅諍法に至りて是の如きの說を作さんには、一一に說かん時、皆波逸底迦罪を得るなり。若し實に了知せざること愚癡人の如きには、說いて實ならんに無犯なり。又無犯とは……廣說せること上の如し。

作針筒學處第八十四[三]

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。一工人あり名けて達摩と曰ひ、牙骨作を善くせり。先に無衣外道に於て心に敬信を生ぜるも、因みて寺中に來り乞食苾芻に就いて法要を聽きしに、遂に佛敎に於て深く信心を起し、復爲に七有事福業を演說せるに、彼既にして聞き已りて是の如きの念を作せり、「我先に無知にして露形者に歸せり。彼は拔髮を以て業と爲し身を苦しめて修行すれば、既に邪道に處して中道を涉る靡し。我今宜しく應に彼の僞敎を棄てゝ眞宗に契想し、現在當來に津濟を冀希すべし。然れども我家業は貧窶にして福業を修し難ければ、宜しく自ら勵み己を役して人に惠むべし」。卽ち便ち自の工巧を以てせんとて諸苾芻に告げて曰はく、「我れ牙作を善くせり、若し針筒を須ゐんに我當に施手すべし」。時に苾芻あり象牙針筒を造らしめたるに奇巧愛すべかりければ、餘苾芻は嗟歎し驚訝して復其をして作らしめぬ。是の如くして展轉して乃し多人に至りければ、匠者の象牙は斯に因りて罄盡せり。復骨作せしめたるに骨盡き、角を用ひたるに角復終に盡きぬ。時に彼工人は因りて貧困を致し、衣は形を掩はず食は口に資へざりき。時に露形者は見て告げて曰はく、「爾昔時に於て我等に歸依せるには家道豐贍せるに、今剃髮に依ひて遂に困窮を致せり。此を以て之を察するに、孰れか勝侶たる」。時に諸の少欲苾芻は是語を聞き已りて共に嫌賤を生ずらく、「云何が苾芻、他の工人をして量度するを知へずして以て貧窮に至らしめ、復譏醜するを致せる」。緣を以て佛に白すに、佛、諸苾芻に告げたまはく、『……廣く上に說けるが如し……乃至、其學處を制

【三】 麗法第八十四作針筒學處。

巻の第四十九

詐言不知學處第八十三[1]

爾の時薄伽梵、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。佛、諸苾芻に告げたまはく、「半月半月に應に波羅提木叉戒[2]を說くべし」。時に諸苾芻は敎を奉じて說くに、六衆苾芻は聽戒の時是の如きの語を作さく、「具壽、我今始めて是法戒經中に在りて說くを知れり」。諸苾芻報じて曰はく、「豈に具壽は半月半月戒經を說く時に於て、聽聞せざりしなるべけんや」。六衆答へて曰はく、「我今豈に唯此を說くを聽いて、更に餘事の諸欲の境に於て亦復思量することなかるべけんや」。諸苾芻は佛に白すに、佛言はく、「此等愚人は學處を輕慢せり……乃至、我れ十利を觀じて諸弟子の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし」、『若し復苾芻、半月半月戒經を說く時是の如きの語を作さん、「具壽、我今始めて是法、戒經中に說けるを知れり」と。諸苾芻は是苾芻の若しは二たび若しは三たび長淨を作せるを知らんに、況んや復此に過ぎんに、應に彼に語げて言ふべし、「具壽、知らざるが故にとて其罪を免るゝを得るには非じ、汝が所犯の罪は應に如法に說悔すべきなり」。當に勸喩して言ふべし、「具壽、此法は希奇にして逢ひ遇ふべきこと難し、汝說戒時に恭敬せず心を住めず慇重ならず作意せず、一想ならず耳を攝せず策念せずして聽法せんには波逸底迦なり」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく是れ六衆なり、餘の義は上の如し。「戒經を說く時」とは、謂はく四他勝より乃し七滅諍法に至りて、相次いで說いて其要義を詮すなり。「我今始めて知れり等」とは、謂はく六衆苾芻が餘苾芻と與に屢同じく聽戒せるに、而も彼れ故に「我れ知らざりき」と言はんには、意、他をして心に憂悔を生ぜしめんと欲して故に時衆を讀惱せんとせるが故なり。「諸苾芻當に勸喩して言ふべし等」とは、不恭敬等の虧失する所あるを明さんが故なり。此中の犯相とは。苾芻にし

【一】墮法第八十三詐言不知學處。

【二】波羅提木叉戒。戒經なり。律部十三、註（一の三〇・三一）、律部十四、註（一八の一八）參照。

を制せん、應に是の如くに說くべし、[一七]「若し復苾芻、明相未だ出でず刹帝利灌頂王未だ寶及び寶類を藏せざるに、若し入りて宮門閫を過ぎんには、餘緣の故なるを除きて波逸底迦なり」と」。

「若し復苾芻」とは、謂はく鄔陀夷なり、餘の義は上の如し。「明相未だ出でず」とは、謂はく天未だ曉ならざるなり、[一八]三種の相あり。「王及び寶等」とは、並に前に說けるが如し。「宮門閫」とは、三種の別あり、謂はく[一九]城門と王門と宮門となり。「過ぎんに」とは、謂はく足越ゆるなり。「餘緣の故を除く」とは、勝法を得たること舍利子の如き等を除くなり。釋罪は上の如し。此中の犯とは、其事云何。苾芻、未曉に未曉の想及び疑もて城門を越えんには惡作を得、曉に未曉の想・疑もてせんに亦惡作を得ん。王門も亦爾り。若し宮門を越えんに、想と疑とには本罪、次の二句には惡作、次の二句には無犯なり。若し王・王妃及び太子、大臣喚ばんに亦無犯なり。又無犯とは、謂はく最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。[二〇]

かの樣な緣によりての外は波逸底迦なり）とあり Divyāvadāna に此戒文を出せるは注意すべきである。ことに次の戒文解釋をも出して明相に三種の相ありとし、その三種の相を列示せるは、明かに有部成立後に於て編纂せられたるを證しうべし。

【一八】明相三種相。本文に明相未出者謂天未曉、有三種相とあり。三種相については有部律に說示せず、然るに Divy. (p. 543, 26) に nīlāruṇaḥ pītāruṇaḥ tāmrāruṇaḥ tatra nīlāruṇo nīlābhāsaḥ pītāruṇaḥ pītābhāsaḥ tāmrāruṇaḥ tāmrābhāsaḥ（青明相・黃明相・赤明相あり、青明相には青光・黃明相には黃光・赤明相には赤光あり）とあり。有部律梵本に三種相についてのべたるを義淨三藏は略せるものか、或は本來梵本になくしてDivyāvadāna に來りて附釋せるものか明かならず。藏律未だ對照するを得ざりき。

【一九】城門・王門・宮門 Divy. (p. 544, 6): -indrakīlam veti trayā indrakīlāḥ, nagare indrakīlo rājakule indrakīlo 'ntaḥpura indrakīlaś ca（城門と王宮門と後宮門）とあり。

【二〇】此下、聖本には光明皇后の願文あり。

起居輕利に安樂行したまへりや不や」と』。時に阿難陀は住處に還り已り、吉祥慧の語を持して爲に世尊及び諸大衆を禮して問訊を申べ已るに、佛、阿難陀に告げたまはく、「汝、彼吉祥慧を識れりや不や」。白して言さく、「識らず」。佛言はく、「彼は是れ妙音園中にて供養せる使女にして、僧に供養せる發願力に由りての故に還妙音長者家に生ぜるなり」。…廣說して…乃至、既にして長成し已りて高樓上よりして鄔陀延王を望めり。王遙かに之を見て是れ無比なりと謂ひ、遂に長者を召びて問うて曰はく、「何の故に宅內に久しく無比を藏せる」。答へて曰はく、「是らず」。王は語を信ぜずして重ねて問ふらく、「是れ誰なりや」。答へて曰はく、「是れ我が女なるのみ」。王曰はく、「其是非に隨せて、當に娉して我に與ふべし」。遂に盛禮を具して迎へて後宮に娶り、五百婇女を與へて以て給侍と爲せり。時に吉祥慧は世尊及び苾芻衆に見えんと欲して便ち王に白して知らしめしに、王は其意に隨ひて卽ち供養を辦へ、佛僧衆を請じて七日に於て食を宮中に受けんと欲して王自ら親しく往けり。既にして佛所に至り威儀を具し已りて佛に白して言さく、「世尊、吉祥慧は佛及び僧に宮中にて食を受けんことを請ぜり」。佛默然して受けたまふに王禮して去り、還りて夫人に報じて種々上妙の美食を辦へしめ、往いて「時至れり」と白すに、世尊は去かずして舍利弗をして衆と俱に行かしめたまへり。既にして王門に至るに輒ちに入るを敢てせざりき。王命びて進ましめたるに、舍利弗是念を作さく、「世尊は輒ちに宮門に入るを許さずと制戒したまへり、今王敎を得たれば復違するを許さじ。佛は此緣を以て或は開許したまふべけん」。卽ち宮內に入り安置して坐定まるに、時に吉祥慧夫人及び王は自ら手づから持して上妙の飲食を奉じ、食し已りて聽法せるに卽ち座上に於て夫は預流果を獲たり。七日を經已りて僧衆辭去し、諸苾芻既にして佛所に至り佛足を禮し已るに…述ぶること上事の如し…。佛、舍利子に告げたまはく、『善い哉、我未だ開許せざりしに汝已に時を知れり。汝等當に知るべし、前は是れ創制、此は是れ隨開なり、諸苾芻の爲に重ねて學處

〔一七〕 Divy. (p. 543, 20) :- yaḥ punar bhikshur anirgatāyāṃ rajanyām anudgate 'ruṇe anirhṛiteshu ratneshu ratnasammateshu vā rājñaḥ kshatriyasya mūrdhā-bhiktasya indrakīlaṃ vā indrakīlasāmantaṃ vā samatikrāmed anyatra tadrūpāt pratyayāt pāpāntiketi (若し比丘にして夜が未だ明けず、明相未だ出でざる時に、寶及び寶類がはこび出されない時、灌頂王刹帝利の門若しは門のそばを超えて過ぎるならば、

者なりや」。女便ち戲心とて曲脊して聖者の形に學ひて（曰はく）、「此の如きの聖人は衆中に見えざりき」。又復常に親戚を喚びて婢と爲せり、大王、當に知るべし、鉢支を奉ぜる發願力に由りての故に今聞持して聰明に領悟するを得、輕心を作して聖人に學へるに由りての故に今曲脊の報を得、昔人を喚びて婢と爲せるに由りての故に常に賤類に居せるなり』。〔一五〕王復佛に請ずらく、「何の因にてか無比は七日中に於て地牢內に居して飲食を得ざりしに而も容貌變らざりし」。佛、大王に告げたまはく、『過去世に於て婆羅門女あり刹帝利女と共に知友たりしが、其刹帝利女は信敬心ありて每に苾芻に隨時の飲食を施せり。後の時婆羅門女は刹帝利女を命びて舍に就りて食せしめ、既にして舍に至り已るに、獨覺者あり乞食の爲の故に其家に來至せり。刹帝利女は婆羅門女に報じて曰はく、「聖者に食を與へよ」。女言はく、「我れ與ふる能はず」。報じて曰はく、「若し施さゞらんには我自ら家に還りて共に食を奉施せん」。時に婆羅門女は知友の情に隨ひて食を持して施與せるに、刹帝利女は食を施すを見已りて共に敎へて發願せしめぬ。即ち發願して曰はく、「願はくは我が此福もて今生後生に勝報を受くること莫らんとも、厄難に遭はん時飢苦を受くること勿らんことを」。彼願力に由りて今飢を受けずして顏容變らざりしなり』。後に異時に於て妙音長者は佛僧に供養せるに、一使女ありて常に供給せしめぬ。此女、疾に遇ひ、因りて即ち身亡りしに、命終時に臨みて便ち是願を發すらく、「我れ此役力して佛及び僧に供へたる所有福緣もて、此身を捨し已らんに當に妙音長者最大夫人に於て娠を託して受生し、顏貌姝美にして妙容と相似し、鄔陀延王は我を納れて后と爲さんことを」。是願を作し已りて即ち便ち命終せるに、娠を夫人に託して時九月を經、初誕の際には室光明に滿ちければ、因みて〔一六〕吉祥慧と名け、前生事を憶せり。年漸く長大せるに宿殖にて信心なりき。具壽阿難陀は次に行いて乞食して遇其舍に至りしに、時に吉祥女は足を頂禮し已りて白して言さく、「聖者、願はくは我語を持して世尊並に諸の聖衆を敬禮したまはんことを、「少病少惱にして

〔一五〕無比在牢內容貌不變因緣譚。

〔一六〕吉祥慧（Śrīmati）。

に火に燒かれて死に、唯曲脊女一人のみ活くるを得たる。幸に願はくは世尊、爲に本緣を說きたまはんことを」。佛言はく、『大王、當に知るべし、乃往古昔に婆羅痆斯國に王ありて梵摩達多と名け、其王の最大夫人は嘗て一時に於て五百婇女と與に花園に遊觀して芳池に入りて浴し、旣にして池を出で已るに時寒なりければ火を求めぬ。此を去ること遠からざるに獨覺聖者あり、一草庵を造りて中に在りて住止せり。時に彼夫人は一使女に命ずらく、「汝可しく火を以て彼草庵を燒くべし」。女遂に彼に往きしに、出家者の草庵中に住せるを見て火を放つに忍びざりければ、夫人卽ち便ち自ら往いて火を放ちしに、諸女見已りて悉く共に歡笑して倶に言はく、「好火なるかな」。聖者見已りて心に悲愍を生じ、便ち火內より大虛に飛騰し、大神通を現じて其苦を拔かんことを冀へり。諸女見已りて遙かに下り來らんことを請じ、求哀懺謝して爲に飲食を設け、以て供養を申べて各爲に發願せり。爾時の夫人とは卽ち紺容是なり、彼侍女とは卽ち五百の內人是れなり。彼業力に由りて復妙容にして聖道果を得たりと雖、然も五百生中に於て五百侍女と及に火に燒かれて死にき。彼使女とは卽ち曲脊女是れなり、肯へて燒かざりしに由りての故に常に難を免るゝを得たるなり。善惡の報應、大王當に知るべし』[一三]。王又請問すらく、「可の因緣を以て其曲脊女は曲脊の報を受け、聽受せる所の經は一たび聞くに領悟しつゝ而も身賤位に居せる」。佛、大王に告げたまはく、『昔婆羅痆斯に一長者あり、名けて[一四]善續と曰へり。爾の時長者は遂に五百の獨覺聖人に舍に就りて食せんことを請ぜり。時に此衆中に一獨覺あり、身、風疾を患ひければ食時に手戰ひて其鉢墮ちんと欲せり。時に善續長者に一小女あり、彼手の戰へるを見て便ち臂釧を脫して用つて其鉢を支へ、動ぜざるを見已るに卽ち便ち發願すらく、「猶し此鉢の復動搖せざるが如くに、我れ來世に於て聽かん所の妙法は心に動搖するなくして領悟して忘れざらん」。又一聖人は身曲脊を患へるに、便ち他日に於て食時に見えざりければ、女、父に問うて曰はく、「一聖者あり、何が來り食せざる」。父曰はく、「何の狀せる聖

【一三】 曲脊女前生因緣譚。

【一四】 善續。Saṃdhāna (Divy. 540, 26)。

はして書を持たしめ、鄔陀延王に白して曰さく、「我は是れ某國大王なり、唯一子ありしも死のために將ゐ去られぬ、我今死(子)を求めんとて此國に來至し、象馬乃至金寶を以て將つて子が命を贖はんと欲す、若し允さんには善し、若し得ざらんには我當に共に戰ふべし。願はくは王、我を助けよ」。時に王は封を啓き書を讀みて笑ひ、使をして往いて外國王を喚び來らしめ、命を奉じて尋いで至るに問訊を申べ已りて問うて言はく、「智識よ比曾て死のために將ゐ去られたるを、求索して得たる(者)あるを見たりや」。答へて曰はく、「若し死のために將ゐ去られたるを、求めて得ざらんには、可しく此幀を開いて善く觀察を爲すべし」。王遂に開き看て告げて曰はく、「豈に紺容は火に燒かれて死にたる可けんや」。答へて言はく、「已に死にたり、願はくは王、其罪を寛して我を責むること勿れ、王の憂惱せんを恐れて此權謀を設けしのみ」。伽他を說いて曰はく、

「我は是れ王ならず子死にたるにも非じ　我は是れ王臣にして王祿を食み
非愛事あるには王に白して知らしむるなり　唯願はくは恩寛もて其罪を恕さんことを」。

時に王聞き已りて遂に卽ち軍を旋らして憍閃毘國に還り、法官に勅して曰はく、「可しく無憂を執へて身に紫礦を塗り熱陶の內に置きて其命根を斷つべし。又無比の頭髮を以て不調の馬足に繫り、之を踐踏して死さしめよ」。時に法官大臣は遂に無憂を殺し、無比夫人を以て地牢內に置きぬ。王は七日を經て無比に見えざりければ極めて憂悴を懷きて、王問ふらく、「無比は今何所に在りや」。大臣曰はく、「王勅して死さしめぬ」。王曰はく、「紺容已に火に燒かれ、無比今復身死らんに、卿等は意に我をして出家せしめんと欲するなりや」。諸臣皆默然して對ふるなかりき。臣、王が念を知りて遂に無比を出し、將ゐて以て王に見えしめたるに、王時に大に悅びて具に其故を問うて嗟嘆すらく、「希奇なり」。王に疑心あり遂に往いて佛に問はんとて…廣說して…乃至、世尊に請じて曰さく、「[一三]何の因緣の故に紺容は不還道果を獲得し、五百婇女を以てして侍從と爲しつゝも、俱に悉く同時

【一三】紺容夫人等前生因緣譚。

るならんや」と曰ひければ、諸人は遂に散ぜり。時に紺容夫人は五百婇女と倶に樓閣に昇りて諸女に告げて曰はく、「我は汝等と與に自業の招く所なれば卒かに逃避し難きなり」とて、伽他を說いて曰はく、

「我れ城隙處よりして　遙かに望みて世尊に見えまつり
教に依りて具に修行して　已に眞實諦を獲たり」。

諸女は皆悉く身を火聚に投ぜること、猶し飛蛾の若くにして同時に命殞り、[一〇]曲脊侍女は水竇より出でゝ火災を免るゝを得たり。無憂大臣は天曉に至り已るに、諸女の骨を收めて尸林に棄在せり。苾芻は城に入りて爲に乞食を行じ、斯事を見已りて還りて世尊に白すに、佛因みて…廣說せること[一一]増五經の如し…乃至、世尊は諸苾芻を將ゐて尸林處に往き、五百諸女の所有殘骸を觀じて諸苾芻に告げんとて伽他を說いて曰はく、

「世間は癡に縛せられて　惡事將つて善と爲す
貪愛は愚人を繫りて　常に黑闇の獄に居せり。
不善將つて善と爲す　觀察するに盡く空無なり
當に厭離の心を起すべし　染著を生ずること勿れ

爾の時國人及び留守臣は紺容の死を見て計の出づる所なかりしも、遂に能く憂事を說く人を喚びて曰はく、『汝比王祿を受けたり、今正に是れ時なり、往いて大王に白して云へ、「紺容夫人は火に赴いて死にき」と』。…廣說して…乃至、其人卽ち大臣等と共に議るらく、「可しく一幀に畫きて紺容夫人の所爲因緣と火に投ぜる死狀とを作し、幷に象馬各數五百に滿てると童男童女亦各五百と眞金一億とを與へ、別に四兵を嚴るべし、是の如く辦へ已らんに我當に爲に去くべし」。大臣卽ち皆爲に辦へしに、其憂事を說く人は斯兵衆を領して王の營所に詣り、營を去ること遠からずして使を遣

【一〇】曲脊侍女。Kubjottarā (Divy. 533, 5)。
【一一】増五經。増五増三經なるか、律部十九、註（七の一八）參照。

を見て肯へて之を受けざりければ、捕人は還し送れり。王見て怪しみて言はく、「何ぞ烹宰せざる」。王復尋いで思へらく、「彼は善を念じて情に護命を存せるに由りてなり」。無比白して言さく、「若し佛及び僧の爲には彼便ち鳥を殺して以て供養に充てん」。王曰はく、『可しく紺容に報ずべし、「佛の爲に食を辦へよ」と』。無比即ち便ち捕人に敎へて曰はく、「汝可しく鳥を殺して夫人に授與すべし」。即ち殺して將つて付へしに、紺容は死にたるを見て、受けて以て廚に充てぬ。捕人還り報ずらく、「夫人已に受けぬ」。王便ち大に瞋るらく、「我が爲には受けずして餘の爲に便ち殺さんとは」。王は弓箭を持して往いて紺容を射んとせりければ、夫人遙かに見て即ちに慈定に入りしに、王所射の箭は中路にして墮ち、鏃を廻らして王に向へり。王便ち更に射んとせるに夫人白して言さく、「王自ら害する勿れ」。王曰はく、「何の意にてか是の如き」。夫人曰さく、「我は不還を證して復愆過なければ、王にして害意を興さんに必らず重罪を招かん」。王問うて實なるを知り、便ち就いて禮敬して前非を懺謝し、情に夫人に厚くして姉妹の想を作し、玆より已後は但新穀新果あるには必らず先に授け、日々に常に自ら其安不を問へり。時に王の邊境に城ありて反叛せりければ、王は親しく兵を領して自ら往いて征罰せんとし、遂に大臣無憂に勅して都邑を留守せしめぬ。其二夫人は宮內を掌率せりければ、王曰はく、「汝ら二人は相嫉妬すること勿れ、晨昏に怠る靡くして宮闈を守護せよ」。夫人曰はく、「善し」。是時無比は每に其父に勸めて紺容を害せしめんとせりければ、無憂は遂に即ち殺方便を作せり。時に紺容夫人は夜に佛經を讀み、復須らく抄寫すべかりければ、大臣に告げて曰はく、「樺皮・貝葉・筆墨・燈明は此要らず須うる所なれば、便ち宜しく多く進入すべし」。大臣は敎に依ひて奉進し、樺皮內に於て密に火炭を安きて宮門に置在せるに。夜に風に吹かれて火便ち大に發り、光、樓上に徹しければ、城人咸至りて悉く皆水を持して共に火災を救はんとせり。時に無憂大臣は更に利劍を拔き、遮りて進ましめずして諸人に告げて「汝等は豈に內宮を劫はんと欲せ

【八】宮闈。後宮なり。

【九】樺皮・貝葉・筆・墨・燈明。Divy. (p. 532, 11): bhūrjena (樺皮によりて)……とありて貝葉に相應する語なし。筆墨燈明以下は tailena (油) masinā (墨) kalamayā (筆) tūlena (綿花) とせり。

遠く餘方に遁きぬ。時に師子胤王は舊城を平除し鐵城獄を破して、重ねて彊宇を開きて新城を建立し、諸人を召募して斯の寶渚に住し、廣く珠玉を收めて贍部洲に還れり。彼國は王に因みて以て其號を爲して『[四]師子洲と名けぬ』。爾の時世尊は諸苾芻に告げたまはく、「汝等異念を生ずる勿れ、往時の師子胤王とは卽ち我身是れなり、彼師子頂王とは卽ち考叟苾芻是れなり、彼羅刹女とは卽ち無比是れなり。往時に師子頂は羅刹女を愛せるに由りての故に遂に命終するに至れり。今無比を貪りて還りて身死ぬるを致せり。汝諸苾芻、我れ往時に於てすら已に曾て彼羅刹女を捨棄せるに、豈に今日に於て彼が求心を遂げんや。是故に汝等當に善く思惟して、諸女人は是れ沈溺の境なりと知り、不淨想を作して深く厭離を生じ、我が敎誡に於て專心に奉持すべし」。時に諸苾芻及び餘の大衆は佛說を聞き已るに歡喜奉行して佛を禮して去りぬ。

爾の時　[五]無憂婆羅門は無比女と將に憍閃毗に往きて　[六]鄔陀延王に娉與せり。時に王は便ち無比を妙花樓に置き、五百侍女を給して日に五百金錢を與へ…廣說して…乃至、王は無憂に授けて輔國大臣と爲せり。時に二人あり王所に來至して奉事を爲さんことを樂へり。一人は能く喜事を說き、一人は能く憂事を說くなり。曾て一時に於て王は二夫人と與に一處に同坐せるに、鄔陀延王は　[七]嚏せりければ、紺容夫人は「南無佛陀、願はくは王、長命無病ならんことを」と云ひ、無比夫人は「南無大天、願はくは王、具壽無病ならんことを」と云へり。是時無比は情に嫉妬を懷きて便ち王に白して言さく、「紺容は大王が食を食みつゝも而も佛陀を思へり」。王は語を聞き已るに默然して對ふるなかりき。又他日に於て數王處に於て讒言を搆扇せり。王は番次を作して二夫人處に就りて飲食を受けゝれば、次にて紺容に至りしに、時に無比夫人は密かに是計を作して（曰はく、「捕鳥者をして活鳥を將へしめて王に進ぜん」。王曰はく、「我れ今日に於て誰の處に食せんや」。無比答へて曰はく、「次なれば紺容に至れ」。王曰はく、「可しく此鳥を持して食用に充てしむべし」。紺容は活ける

【四】師子洲 (Siṃhaladvīpa)。

【五】無憂婆羅門等。前卷の註（一七）以下參照。

【六】鄔陀延王 (Udyāna)。こゝに鄔陀延王は妃として紺容 (Śyāmavatī) と無比 (Anupamā) とを納れたり。

【七】嚏。嚔なり。

に告げて曰はく、『我實に不材にして心此に當へて衆人の意に隨うなきも、共に「我れ王たらん後は所有敎令は違逆することなし」と盟言を立てんには我當に册を受くべし』。衆人稽首して謝し已りて咸曰はく、「奉行せん」。其大臣等は卽ち便ち城隍を灑掃し殿宇を莊嚴し、妙香水を以て灌頂して王と稱べるに、萬機の務は一朝にして權ね執れり。王乃ち念じて曰はく、「我れ昔に商人たりしには海に入りて寶を取めしに、同行の輩は羅刹の爲に食はれたるも、我れ時に彼怨害を除くの力なかりき。今國主と爲りて欲する所情に隨へば、羅刹を屛除して我が宿讎を滿さん」。卽ち便ち令を下して廣く呪師の、能く鬼神を役使する者を召びて遠近に咸く集め、更に明呪を持ちて靈驗もて肅成せり。復兵旗を揀びて弓矢を習はしめ、大臣に命じて曰はく、「卿等知れりや不や、我に宿讎ありて大海の外に在り、往いて除殄せんと欲す、多く舟檝を須うれば宜しく營辦すべし、久しからずして將に行かんとす」、是時諸臣は多く船舶を造り、日をトし時を擇り四兵を嚴整して大海口に至りしに、遇風、船に陞りければ南岸に達せんとせり。時に羅刹城内に凶幡飄動せりければ、諸女見已りて共に相謂ひて曰はく、「姉妹、當に知るべし今凶幡動れぬ、必らず贍部洲人ありて昔の怨惡を念じ、情に酷暴を懷いて來りて我等を誅せんとするなり、宜しく海濱に往いて其所作を觀ずべし」。總じて徒侶を命びて倶に海岸に臨みしに、諸船舶の海を蓋うて來れるを見て各並に驚惶して拒戰を爲さんと欲せり。其時師子胤王は總じて維舟を命じ、四兵倶に下るに臂を奮ひて大呼すらく、「羅刹と共に戰ひ、乃し神呪を縱ちて羅刹を冥縛せよ」。鋒矢既にして交へ殺戮半を過ぐるに、明呪力の故に走叛するに由なく、所有餘殘は命を請ひ求めぬ。王乃し告げて曰はく、「共に要盟を立てんに方に汝が命を存せん。汝今より後は餘處に移向して、重ねて來りて更に殘戮を爲すを得されこ若し敎に隨はんには餘命を存するを得ん」。諸の羅刹女は稽首して拜して曰はく、「我等昔より來廣く暴惡を興せり、今より已往は言敎を奉遵し遷移して遠く去りて敢へて傷殘せじ」。時に羅刹女は王を拜辭し已りて

梯を置て〻城に上りて瞻察すべし」。旣にして梯を安き已るに、商主は乃ち利劍を拔きて城隅に上り、遙かに宮中を望むに死屍狼籍たるを見たりければ、卽ち便ち跳ね下り、神呪を誦し利劍を麾ひて彼五百羅刹を擊ちしに、四散馳走して或は人手を持ち或は足を擎げ或は頭腹を持てるありて飛騰して去りければ、城外の諸人は悉く皆遙見せり。時に商主は大く城門を開けるに、諸人競ひ入りて共に荒殘を覩、輔相大臣は城邑に號叫して諸人衆と共に淚を宮中に灑ぎ、各並に家に歸るも荒迷して次なかりき。後に他日に於て諸人を總集して共に相議りて曰はく、「國主大王は自ら伊の咎を貽せり、羅刹女を納れて忠言を受けざりければ今並に滅亡せり、君等は何の計をか爲さんと欲せる」。第一大臣、諸人に告げて曰はく、「先王已に死にて復儲君靡し、寶位旣にして虛しく百姓主なし、君として立せざるなければ今當に誰をか冊すべき」。次臣告げて曰はく、「國主と爲さんには智あり勇ありて方に鼎位に昇すべし」。諸人告げて曰はく、「商主師子胤は五百人と與に海に入りて寶を取め、餘人皆羅刹のために害せられしに唯獨一身のみ鄕國に歸るを得、羅刹女尋いで本城に至るに被べるも其媚を受けず、王、此女を納れんとしては固詞もて直諫せるに、忠言を受けず荒婬もて道を失して以て亡滅を取め、商主劍を拔いて獨城中に入り、我國人の爲に群魔を屏除せり。此則ち大勇大智にして餘に過ぐる莫し」。大臣議して曰はく、「誠に所言の如し、宜しく彼人をして以て君主たらしむべし」。卽ち便ち共に商主の處に至り同心に請じて曰はく、「商主、知れりや不や、大王已に死にて復儲君なし、國祚空虛にして無主なるべからざれば、國人今奉册して王と爲さんと欲す、哀を垂れて爲に受けんことを」。是時商主は諸人に告げて曰はく、「我は是れ商人にして經求して活命せり、寧ぞ重位に堪へて國主と爲らんや、可しく餘人を覓めて以て寶位に當つべし」。衆復請じて曰はく、「餘に堪ふる者なし、幸に願はくは慈悲もて衆人の請を受けんことを」。時に彼商主は是の如くに固辭し、國人再三に頻に求めて頂禮せるに、爾の時商主は旣にして辭するも免るを獲ざりければ、衆人

【三】群魔。多くの惡鬼。

諸苾芻に告げて曰はく、「當に知るべし、女人は諸男子に於て是れ繫縛處なり、是れ沈溺處なるを。容色に貪染して忠言を信ぜず其禍を思はず。汝等應に知るべし」。時に師子頂王は心に愛著を生じ、卽ち此女をして進めて後宮に入れぬ。時に師子胤は王意の正に進諫せんに路なきを知り、遂に殿前に在りて諸の輔相に告げて曰はく、「諸君當に知るべし、王は羅刹を愛して後宮に將ゐ入れたるを。必らず大禍を延ぼさんとも我過に非ざるを知れ」。是語を說き已るに掩泣して出でぬ。其王は後の時羅刹女に於て深く愛念を生じて倍常流に異り、沈染荒迷して國政を思はざりき。時に羅刹女は諸の妖媚を縱にし、王宮を總攝して自在なからしめ、便ち夜半に於て虛を凌ぎて還りて赤銅洲羅刹女所に往けり。諸女は來れるを見て倶に慶喜を生じて問うて言はく、「商主は今何處にありや」。諸女に告げて曰はく、「姊妹、汝何ぞ一商主をのみ念ぜんや。我れ汝等に別れて贍部洲に至り、師子劫城の師子頂王所に到りしに、彼遂に我を納れて後宮に入らしめ我に冊して后と爲しければ、我れ妖媚を縱にして城中の人をして皆自在なからしめ、王は政を理めずして心醉荒迷せり。汝等可しく共に倶行して彼城所に詣り、情に隨せて噉食し意に任せて持ち歸るべし」。諸羅刹女は是告を聞き已るに歡喜踴躍して虛空に飛騰し、卽ち其夜に於て師子劫に至りて城內の所有人物を食噉せり。天曉に至り已るも城門開けず、王宮上に於て諸の鵰鷲にして人肉を食める者空中に飛滿せるを見たりければ、輔國大臣は倶に門所に集まり、佇立久しきを經て待てども門開けざりければ、各共に高聲して遍く城邑に告ぐらく、「天明已に久しきに王門開けず、內宮上に於て多くの食人鳥は飛騰亂下して口に骨肉を銜めり」。人並に驚惶して圖計せんに所なかりき。時に師子胤は斯告を聞き已るに、便ち利劍を拔き城門に趨り去いて諸人に告げて曰はく、「君等何をか議せる、我れ先時に於て已に相告白せり、『王、羅刹を納れんに定んで其禍を招かん』と。今城門開けず空に飛鳥を滿せり、此相貌を觀ずるに禍王室に延べるなり」。諸臣曰はく、「其何の圖をか計るべき」。商主曰はく、「宜しく高

も所由を識る靡し」。王言はく、「引き入れよ、我自ら親問せん」。臣卽ち召び進めしに、王は女人の姿容絕代にして美貌無雙なるを見、便ち染心を起して極めて愛著を生じ、告げて言はく、「善來、美女、何所よりして來り、何に因りてか此に至れる」。女便ち稽首して大王に白して言さく、「我は本大海南岸なる赤銅洲所に住在して是國の王女なり。其師子胤は風に因りて舟檝を漂蕩して遺すなく、諸商人と與に我國に漂ひ至りしに、父母は我を娉して彼に與へて妻と爲し、爲に新舍を立てゝ多く珍寶を賜ひ、歲時を經歷して幼稚を誕生し、我母子を携へて遠く滄溟を渡りしに摩竭魚に遇ひて其船舶を破し、大辛苦を遭うて贍部洲に達せるも、我を以て不祥便ち生ずと爲して棄擲し、今本宅に歸れるも復相容さゞれば存生せんに處なし、故に來りて啓白せんとせり。唯願はくは大王、恩慈もて勤殖して商主を喚び來り、我が爲に謝を申べたまはんことを」。王は語を聞き已るに悲愍心を起して告げて言はく、「憂ふる勿れ、宜しく意を寬うすべし」。卽ち使者をして商主を喚び來らしめしに、師子胤至り敬を王に致し已りて一面に在りて立てり。王は師子胤に告げて曰はく、「此は是れ王女なり、汝に娉して妻と爲し、旣にして子息を生じ相隨へて此に至れるに、何に因りてか非理に輒ち擯斥を爲せる、設令過あらんとて亦可しく相容すべきに」。時に師子胤進啓すらく、「大王、此は赤銅洲大王の子に非じ、是れ惡羅剎にして生靈を殘害せるなり……具に海洲所經の事を以て委悉して陳述し……我が同侶は總べて皆食ひ盡して唯我のみ存するを得たるに、此羅剎女は尙ほ相放たず、大海を飛騰して變じて美容を作せり。王、之を熟察して宜しく須らく驅逐すべし、縱暴ならしむる勿れ」。王曰はく、「一切女人は皆是れ羅剎なり、何ぞ但此女のみ獨相嫌へる。必らず汝愛せざらんには宜しく當に我に與ふべし」。白して言さく、「[二]大王、我聞く、孝は家に竭し忠は國に盡すと。恐らくは大禍を延ぼさんに事在に輕からず。大王にして心ありて愛念を生ぜんには、我れ進ずるを敢へてせず亦止むるをも敢へてせず、必らず禍ありて生ぜんとも臣が過には非じ」。爾の時世尊は

【二】本文には白言大王我聞孝竭於家忠盡於國恐延大禍事在非輕大王有心生愛念者我不敢進亦不敢止必有禍生非臣之過とあり。

在りて住せり。時に彼衆人、其兒子を見て共に相告げて曰はく、「仁等當に知るべし、今此童兒は其貌狀を觀ずるに、是れ師子胤が兒子なること虛しからじ」。羅刹報じて曰はく、「君等は貌を鑒みて是れ虛しきに非ざるを知らんも、宿緣薄福にして父のために棄てられぬ」。告げて言はく、「姉妹、何處よりして來れる、汝は是れ誰が婦なる」。羅刹告げて曰はく、「我は是れ赤銅洲國王の女なり、父母我を娉して師子胤商主に與へて妻と爲し、我母子を携へて贍部洲に歸らんとして、大海內に於て摩竭魚に遇ひて船舶を觸破し、所有珍寶は散失して遺すなかりければ、我を以て不祥と爲して遂に便ち棄てられしも、流離辛苦して此に達するを得たり。幸に願はくは諸君、我及び子を將ゐて商主處に就りて懺謝を申べたまはんことを」。時に彼諸人は商主の父母處に詣り事を以て陳べ告げしに、時に父母は師子胤に語げて曰はく、「彼は是れ王女にして宗族尊高なるに、汝に隨ひて遠く來りぬれば深く悲歎すべく、幷に稚子を携へたれば益用つて傷懷せん、汝之を愍みて宜しく棄つることなかるべし、違心の事は仁者は爲さゞるなり」。時に師子胤は稽首三拜して父母に白して曰さく、「彼は王女には非じ、是れ惡羅刹なり、赤銅洲に於て大暴虐を縱にし、漂泊せる商旅は皆取へて之を食へり。我輩諸人も並に皆食ひ盡くせるに、我に餘福ありて尊顏を奉ずるを得たり」。父母告げて曰はく、「一切女人は皆是れ羅刹なり、何の故にか爾が婦にのみ獨り惡名を與ふるなる、宜しく應に收納して居室に召入すべし」。重ねて父母に白して曰さく、「我れ非人なりと知りては共住するに堪えじ、尊必らず愛念したまはんには意に隨せて之を納れよ、我れ他家に向うて別に居止を求めん」。親曰はく、「我れ汝が爲の故に喚びて家庭に入れんとせるも、汝苦りて嫌はんに我に於て何が用ひん、宜しく汝が意に隨うて彼母子をして緣を逐めて自活せしむべし」。即ち使者を遣はして之を驅りて去らしめぬ。時に彼母子は既に擯斥せられければ便ち王門に詣るに、諸臣總集して其美麗を嗟へ、即ち便ち倶に入りて大王に白して言さく、「門に女人ありて儀容匹罕なるが、忽然として此に至れる

し、若し得ざらんには我當に汝を食ふべければ應に恨を致すべからず」。彼旣にして聞き已るに極めて憂怖を生じ、諸羅刹女に告げて曰はく、「汝等固く執して苦めて覓めしめんには、我今宜しく贍部洲內に往いて擒捉して將來すべし」。衆羅刹女曰はく、「斯れ甚だ善と爲す」。時に商主婦は卽ち自ら虛に騰り大海を超越して、伸臂を屈する頃に贍部洲に至り、畏るべき藥叉の像を化作し、猛害常に倍して師子胤の前に在りて路に當りて住せり。時に師子胤は藥叉の像を見て卽ち利劍を拔いて藥叉を斬らんと欲しければ、彼便ち驚き走りて道を避けて住せり。是の如く展轉して相捨離せざりしに、遂に中路に於て商旅に逢遇せり。彼の商主は師子胤とは是れ舊知識なりければ、情懷逆ふ莫く歡讌して言に離れぬ。時に彼羅刹は化して美女と爲り、幷に稚子の妙莊嚴を具せるを携へて便ち中國商主の前に詣り、彼足を禮し已りて是の如きの白を作さく、「我は是れ赤銅洲國王の女、父母、我を娉して師子胤商主に與へて妻と爲し、我母子を携へて贍部洲に歸らんとして、大海內に於て摩竭魚に遇ひて船舶を觸破し、所有珍寶は散失して遺すなかりければ、我を以て不祥と爲して遂に便ち棄てられしも、我が幸會として今相逢ふことを得たり。唯願はくは母子を將ゐて彼に就りて謝を申べたまはんことを」。彼卽ち告げて言はく、「我當に送り去くべし」。時に彼商主は此婦人の慇懃懇惻なるを見て、爲に師子胤處に往いて告げて言はく、「知識よ、汝が妻室は儀容愛すべし、復是れ王女なり、此の如きの儔匹は世を擧げて求め難し、旣に大愆なければ應に輒ちに棄つべからず、宜しく應に收採して彼と同居すべし」。時に師子胤告げて曰はく、「彼は王女に非じ、是れ赤銅洲の暴惡羅刹衆中の大にして、人の血肉を食するもの、我妻には非ざるなり」。商主答へて曰はく、「若し是の如くならんには何に緣りてか此に至れる」。時に師子胤は具に因緣を告げしに、商主聞き已りて默然して語なく、卽ち路粮幷に諸雜物を以て贈り已りて去りぬ。時に師子胤は漸々に歸還して本舍に至りしに、時に羅刹女も亦其後に隨ひ、幷に小童を攜へて師子胤宅に至り、門側に[一]徙倚して一邊に

【一】徙倚。低徊するなり。

我所の想を起し、自に於て他に於て情に躭著を生ぜんに、正教に棄背し邪道を欣樂すれば便ち當に生死海中に墮落し諸の苦惱を受けて出期あることなかるべし。譬へば無智の商人の、天馬の教を棄て羅刹女を愛して大海中に墮ちたるが如くなり。汝、諸苾芻、若し自身に於て「眼は卽ち是れ我なり、我は眼に於てあり……乃至、耳・鼻・舌・身・意も（亦復是の如し）。色は卽ち是れ我なり、我は色に於てあり……乃至、聲・香・味・觸・法も（亦復是の如し）。地界は是れ我なり、我は地に於てあり……乃至、水界・火界・風界・空界・識界も（亦復是の如し）。色蘊は是れ我なり、我は色蘊に於てあり……受・想・行・識も亦復是の如し」と是念を作さゞらんに、汝等苾芻、若し能く是の如きの我・我所の想を作さず、自に於て他に於て情に躭著なく、正教を受行し邪道に棄背せんには、卽ち生死海中墮落せず、安隱快樂して涅槃城に趣かんこと、譬へば有智商主の、天馬の教を受けて羅刹女を棄て、能く大海を出でゝ贍部洲に至れるが如くなり』。爾の時世尊は伽他を說いて曰はく、

「諸有無智人は　　佛の教を信ぜざれば
當に輪廻の苦を受くべし　　羅刹女を愛せるが如くに。
若し智慧ある人は　　佛の教を遵奉すれば
當に生死海を出づべし　　天馬の言を隨へるが如くに」。

爾の時世尊は諸苾芻に告げたまはく、『彼諸の商人は天馬の教を奉持すること能はざりしが故に、大海中に於て悉く皆墮落し、羅刹女のために噉食せられ、唯商主師子胤のみは天馬の教を受けて堅心專一なりければ、安隱に能く大海を出でゝ贍部洲に至るを得たり。時に師子胤の妻なりし大羅刹女は其夫を尋ねずして住まりて城內に在りければ、諸羅刹女は俱に來りて告げて曰はく、「我等如き輩すらも逃夫を尋覓し、持して以て歸還して俱に共に噉食せるに、汝にして夫主去るに竟に遠く求めざらんとは。此情狀に准ずるに贍部に還らしめたるならん。若し卽ちに尋覓して獲得せんには善

諸女は羅刹像に復し、皆競ひ取りて皮肉・筋骨・腸胃・血髓・髮毛・爪齒を食ひて皆盡して餘すなく…廣說せること前の如し：乃至、渧血の地に在るをも悉く皆取りて食せん。若し其汝等にして我敎を遵奉して是の如きの愛戀心を起さゞらんには、我が一毛を持せんとも亦墮落せず、能く大海を超えて贍部洲に至らん』。時に彼馬王は諸商人に於て善く敎語し已りて、卽ち便ち身を低うして彼をして附近せしめしに、或は騣・尾及以身毛を持ちて情に隨せて執捉せり。時に彼天馬は身を虛空に踊らし贍部洲を望みて雲路に騰驤せり。爾の時恐畏幡動れしに、羅刹見て怪しみ是の如きの念を作さく、「今此幡の動るゝは豈に贍部洲人の我を棄てゝ逃逝せんとするには非ざらんや」。遍く房舍を觀るに人あるを見ざりければ、卽ち皆變形して美女の像と作り、諸男女を持して咸く大海に至りて商人を求覓せり。旣にして遙かに見已るに後に隨うて啼泣して告げて言はく、「賢首、何の意にてか我并に諸の男女を踈んじて棄捨して去れる。君等若し並に我を厭背せんには、汝が稚子は各並に攜へ將れ」。時に諸商人は是語を聞き已りて各顧戀を生じ、彼宅舍及以園池并に諸珍寶に於て愛念を起せるに、時に天馬の上より身皆墮落せること、猶し熟果の其枝に住まらざるが如くなりき。時に羅刹女を取るに隨うて之を食へること、馬王の所說の如くなりき。唯商主一人は心に顧戀するなかりければ、天馬に憑附して海岸に出づるを得、安隱無礙に贍部洲に達せり。爾の時世尊は諸苾芻に告げて曰はく、『汝等此諸人を觀ぜよ、愛戀を生じて敎に順はざりしに由りての故に悉く皆墜墮せるを。當に知るべし、汝等若し自身に於て是の如きの念を作さん、「眼は卽ち是れ我なり、我は眼に於てあり…乃至、耳・鼻・舌・身・意も亦復是の如し」。又念ぜん、「色は卽ち是れ我なり、我は色に於てあり…乃至、聲・香・味・觸・法も（亦復是の如し）」。又念ぜん、「地界は是れ我なり、我は地に於てあり…乃至、水界・火界・風界・空界・識界も（亦復是の如し）」。又念ぜん、「色蘊は是れ我なり、我は色蘊に於てあり…受・想・行・識も亦復是の如し」と。汝等苾芻、若し是の如きの我・

卷の第四十八

入王宮門學處第八十二の五

時に諸の商人は是語を聞き已るに、咸く皆大に怖れて計の出づる所なかりき。十五日褒灑陀時に至りて皆城北に向ひて天馬所に詣りしに、時に彼天馬は大海より出でゝ海岸邊に於て自然の香稻を食へり。是時一の無智商人あり、前言を記せずして馬王を見已りて是の如きの語を作さく、『君等知れりや不や、此は是れ婆羅訶天馬王が香稻を食噉せるなり、我等宜しく應に就りて其足を禮して白言すべし、「我れ彼岸に向ひ贍部洲に歸らん」と』。時に彼商主は諸人に告げて曰はく、『我れ鐵城に彼が言告を受けたるには事是の如くならじ…乃至、馬王未だ語らさる已來は宜しく逼近すべきなし、要らず馬王が香稻を飽食して身體充悅し、首を擧げ四顧して三たび是言を說くを待て、「誰か彼岸に向ひ贍部洲に歸らんとするありや」と。是語を聞かん時方に馬所に至りて大海を渡らんことを求めよ』。時に馬食し訖りて四顧三告せりければ、諸人聞き已るに就りて其足を禮し、合掌恭敬して是の如きの語を作さく、「我等彼岸に向ひ贍部洲に還らんことを求む」。時に彼馬王は諸人に告げて曰はく、『汝等若し大海を安渡して贍部洲に歸らんと欲せんには、當に我教に依ひ諦に受けて思惟すべし、若し依はざらんには越渡するに由なし。彼羅刹女は美容を化作して常日に倍勝し、諸男女を將ゐて來り相誘誑して是の如きの語を作さん、「我れ汝に依りて活き爲に歸依を作せるに、今我を棄て去りて何所にか適かんと欲せる……上に陳ぶる所の如くに宅舍珍寶咸く皆具に說きて……若し住まらざらんに汝が男女は自ら可しく持ち將るべし」と。汝等若し是の如く告ぐるを聞かん時、顧戀心を生じて妻子の想を作し、彼珍寶及び諸園觀を愛みて情に願樂を生じて到り還らんと欲せんには、縱ひ我背に昇らんとも必らず當に墮落せんこと、猶し熟果の其枝に住せざるが如くなるべし。時に彼

首を擧げ四顧して是の如くに三たび告ぐるなり、誰か彼岸に向ひて贍部洲に還らんと欲するありやと。君等宜しく應に十五日褒灑陀時に於て、城北邊の大海の際に於て天馬所に至り、馬の語ぐる時を待ちて卽ち便ち告げて言へ、我等彼岸に歸りて贍部洲に還らんと欲す、願はくは提携せられて安隱に而ち去らんことをと。馬の陳ぶる所の語は、君當に奉行すべし」と。此方便ありて可しく本國に還り(う)べけん』。時に師子胤商主は彼說を聞き已るに、深心に奉持して希有なりと讃歎し、卽ち便ち樹を下り路を尋ねて歸還し、舊に依りて臥せり。天曉に至り已るに彼五百商人の所に詣りて之に告げて曰はく、「君等宜しく俱に共園に集まるべし、須らく籌議するあるべし、所有妻子は並に身に隨ふること勿れ」。時に諸商人は商主の語を聞いて一園中に於て並に皆俱に集まれるに、商主は卽ち便ち具に上事を以て普く衆人に告げ、復更に告げて曰はく、「此等の諸女は皆是れ羅刹なるのみ、君等宜しく應に謹みて自ら防護すべし」と。[三三]

【三三】此下、聖本には光明皇后の願文あり。

時に衆女の儀貌殊絕せるありて供養を齎持し我所に來至して是の如きの言を作さく、「善來、賢首、我に歸趣なければ汝を以て夫と爲し、所有舍宅・衣服・飲食・七寶珍奇は皆意に隨せて用ひよ……廣說せること前の如し……乃至、疑慮を生ずること勿れ」と。仍ほ我等に告ぐらく、「此城南に於ては宜しく輒ち往くことなかれ」と。同居歡讌せること積りて歲時あり、各己妻に於て皆一子を生み復一女を生めり。時に彼諸女人は吉幡の動るゝを見て贍部洲人にして船破れて至れるを知り、卽ち我輩を捉へて隨次に之を食ひ、餘の未だ食はざるをば鐵城内に置けり。食せん時に當りては羅刹の像を現じて儀容畏るべく、長爪鋸牙もて人體を顚裂し、血肉髮爪筋骨を餐噉して孑遺あることなく、乃し滓血の地に墮ちたるに至るまで指を以て挑取して土と幷に之を吞みぬ。我は次未だ至らざれば鐵城内に處せるも、日每に一を食へり。彼諸女は是れ人類に非ずして皆是れ羅刹なり、君等宜しく應に善く自ら防衞すべし、久しからずして亦當に還此禍に遭ふべけん』。是時商主は斯語を聞き已りて便ち大に驚怖し、彼人に告げて曰はく、「願し仁及び我曹にして斯苦厄を免れ、平安吉達して贍部洲に還るの方便ありや不や」。彼便ち告げて曰はく、「我に贍部洲中に還り至りて、重ねて鄕國を見るを得べき方便あることなし。何を以ての故に。我は知りぬ、業重くして脫を求むるに緣なきを。我等共に鐵城の下を穿ちて孔穴を作らしめ、難を逃れんことを欲求し縈縛を免れんことを冀はんと念ぜるも、其城は卽ち便ち寬きこと數倍せり。復踰越して出でんと欲せるも、城は遂に增高せり。故に知りぬ、我等は脫を得るに緣なきを。以て命終を待たんのみ。君等は可しく方便ありて鄕國に還るを得べけん」。商主問うて曰はく、「其事云何」。彼便ち告げて曰はく、『我れ比曾て聞けり、十五日褒灑陀時に於て虛空中に於て諸の天人ありて是の如きの語を作せるを、「贍部洲人よ、汝智慧なきが故に愚癡を守りて、十五日褒灑陀時に於て北行して出路を尋求するを解せざるなり。十五日每に天馬王ありて、[三二]婆羅訶と名け、海より出でゝ岸邊に遊在し、自然の香稻を食し無病充溢して大力勢あり、

【三二】　婆羅訶（Balaha)。

我に夫なければ今より汝に依ひて活さん、願はくは儔匹と爲りて情に間然するなく、多くの諸苑園は皆愛樂すべし」。又庫藏を指して（言はく）、「此は是れ贍部洲中にて須うる所の寶物なり、金・銀・琉璃・眞珠・末尼・車渠・碼碯・珂具・璧玉・赤珠・右旋の斯の如き等の物も亦意に隨せて取用して我と與に歡居して疑慮を生ずること勿れ。然れども此城の南には輒ちに往くべからざれ」。爾の時世尊は諸苾芻に告げて曰はく、「我れ一事として世間の可愛可樂に迷醉して貪染繫縛すること女色に過ぐる者あるを見ず、當に知るべし、女人は是れ能く一切男子を沈溺せしむるを。若し諸の男子にして女人を見ん時、卽ち便ち迷悶荒婬して志を失せんに、所作の事に於ては皆次緒を忘れ、勝妙の善品は復心に存せざるなり。是故に苾芻、解脫を求めんには、當に勤めて離欲の行を修習し、諸の染境に於て不淨觀を作すべし。是の如くに應に學すべし」と。時に彼商人は便ち羅刹女と歡娛讌樂せること積りて歲時あり、皆一子を生み復一女を生めり。時に商主師子胤は是の如きの念を作さく、「何の意にてか諸女は城の南路に於て人の行くを許さゞりし。我宜しく妻の中宵睡熟せるを候ひて身を抽きて徐に起き、劍を拔いて南行して其所以を觀ずべし」。卽ち所念の如くに夜に起きて南行せるに、衆人ありて悲啼號叫して、「苦なる哉、贍部洲よ、痛ましい哉、父母兄弟よ」と云へるを聞きぬ。是時商主は其聲を聞き已りて便ち大に驚怖して身毛皆竪てり。次いで更に前行して大鐵城の高く聳えて牢固なるを見、周廻して求覓せるも竟に門戶なく、又人畜の蹤跡あるを見ざりき。此城北に於て[三〇]尸利沙樹の高く城隅に出でたるあり、商主上に登りて城中の人を見て遙かに之に問うて曰はく、「汝は何人ぞや、此に號哭して贍部洲の父母兄弟を念ぜるは」。彼皆告げて言はく、『我は是れ贍部洲人なり、海に入り寶を取めんとして昇舶の日に當りて海難に遭はんを恐れ、各版木及以浮囊を持して爲に自身を護り其厄を免れんことを望みしに、既にして大海に入るや摩竭魚のために我船を觸破せられ、控告せんにも路なく各囊・版を持して風に隨せて漂泊せるに、業命未だ盡きずして南岸に吹き至れり。

【三〇】尸利沙樹（Śirīṣa）。合昏樹なり。

結し、旣にして期を知り已るに各父母を辭し親知に告別し、吉辰を選擇して諸貨物の、人擔ひ馬負へると將に商主に隨うて去り、城邑を展轉して行いて海濱に至れり。商主遂に五百金錢を以て船を雇ひて海に入らんとし幷に五人を覓めぬ。一は能く遠望し、二は能く棹を鼓ひ、三は能く船を修し、四は能く潛泳し、五は能く柂を執るなり。時に柂師は將に帆を擧げんと欲して普く商人に告げて曰はく、「大海の中には厄難一に非じ、或は猛風卒かに起りて山隅に漂泊し、鯨鱗鋸牙もて船を穿ちて沈沒すれば、君等は應に急難時に於て憑據する所なかるべからず、宜しく浮物を將つて各自ら身を防ぐべし」。時に諸の商人は斯告を聞き已るに共に相謂ひて曰はく、「大海の安危は預じめ識るべきこと難し、我等宜しく應に柂師の語に隨ふべし」とて、各浮物を求めて以て自ら身を防ぎ、或は版木を將ち或は皮囊或は浮瓠等を持して俱に船所に至れり。旣にして大海に入りしに摩竭大魚に遇ひて船舶を碎破せり。時に諸人衆は各浮物を憑みて出沒して波に隨へるに、宿業の緣運にて餘命未だ盡きず、遇北風に値ひて南岸に漂泊して[二八]赤銅洲に至れり。彼に衆多の[二九]鳴鶴羅剎女ありて此に在りて居住せり。時に羅剎女は樂に隨うて變形せりければ、若し破落せる商人を見ては能く美言を作して詐りて誘誑を爲すなり。其城上に於て二幢幡を竪て、一は慶喜と名け、一は恐畏と名け、此幡若し動れんに吉凶の相を表すなり。商人旣にして至るに慶喜幡動れければ、諸女議して曰はく、「今吉幡動れぬ、可しく海濱に往くべし、定んで贍部洲人の漂落せるありて此に至れるならん」。卽ち便ち美女の容儀を化作し、俱に海際に行いて彷徉四顧せるに、諸人あり浮物に憑託して岸に至れるを見たりければ、諸女は各々瓔珞を化爲して其身を莊嚴し、上供具を持して諸人に告げて曰はく、「善來、賢首、洪波に漂泊して極めて辛苦を受けぬ、宜しく應に我が居宅に就りて共に疲勞を解くべし」。時に此城内に先に漂泊せる商人あり、皆鐵城に收置して漸(々)に取へて食に充てぬ。卽ち便ち諸商人と共に相隨へて宅に詣りしに、諸女告げて曰はく、「堂宇衣服の諸有所須は意に隨せて受用せよ、又

[二八] 赤銅洲 (Tāmradvīpa)。錫蘭島なり。
[二九] 鳴鶴羅刹女 (Krośaṅkumārikā)。

れば、可しく[二六]師子胤と名くべし」。其父は兒を以て八乳母に授け、二は乳哺に供へ、二は褓持を作し、二は洗沐を爲し、二は歡戲を共にせり。此子既にして八母に供承せられて乏少する所なく、常に乳・酪・生酥・熟酥・醍醐及び餘の上妙甘美の飲食を以てして用ひて資養せりければ、速かに能く長大せること蓮の池より出づるが如くなりき。漸く童年に至るに諸の技藝・算、數・書印を學び、取與出納に皆其妙を盡くし、辯說開解して智識聰明に、八種の術に於て善く能く瞻相せりき。所謂、男・女・象・馬・寶・衣・木・宅となり。其父爾の時春夏冬に於て爲に三殿幷に三苑園を造りて三婇女……謂はく、上と中と下となり……を置き、妙樓觀に昇りて諸の伎樂を奏して之を娛樂せしめ、商主師子は日々の中に於て自ら家務を知へて日旰るゝも食を忘れぬ。其子は父の躬自ら勤勞せるを見て白言すらく、「日晩れぬ、何ぞ時に食せざる」。父便ち告げて曰はく、「豈に常に受樂せんには家業を辦へんや」。子、此語を聞いて是の如きの念を作さく、「我父は年尊きに自ら家務を知へり、寧ぞ閑縱して貪りて逸樂を爲すを得ん、宜しく自ら經求して以て生業を濟ふべし」。即ち父に白して言さく、「口腹の重きは須らく自ら馳求すべし、坐に父財を食せんは是事不可なり、我今往いて大海中に入り珍寶を求覓せんと欲す」。父、子に告げて曰はく、「汝今應に辛苦して自ら馳求を作すべからず、今我が庫藏中には多く財物ありて金銀寶貨は汝が受用に隨さん、假使日々に米麥を費用せんとも亦盡くす能はず、乃し我が存するに至るまでは情に任せて取用せよ、我れ世を過ぎん後は意に隨うて經求せよ」。子頻に父に啓すらく、「我れ船を汎べて暫し[二七]寶洲に至らんと欲す」。父は慇懃なるを見て其所願に從ひ、告げて言はく、「汝が意に隨うて去れ、可しく苦事に於て當に之を忍受すべし」。其父即ち便ち皷を撃ちて宣令して普く城邑遠近の商客に告ぐらく、「諸君、當に知るべし、珍寶を求めんと欲せんには可しく商主師子胤と與に同じく大海に入るべし、所在の經過には稅直を輸さず、海中の貨物は並に當に備辦すべし」。時に五百商人あり、是告を聞き已るに商主處に集まりて共に行期を

【二六】師子胤 (Siṃhala)。

【二七】寶洲 (Ratnadvîpa)。

り。汝等苾芻、世人皆云へり、「乞求に由りての故に便ち子を獲んとは此誠に虚妄なり。斯れ若し是實ならんに人皆千子ありて轉輪王の如くならん。然り三事に由りて方に子息あり、一には父母交會し、二には其母身淨にして應に娠あるに合ふべく、三には中有現前するとなり」と。商主と子とは業緣運會せりければ、時に一天あり勝妙の天より下りて應に貴位を受くべかりしが蘊を婦胎に託せり。若し聰慧の女人は五の別智あり、一には男子に染心あると染心なきとを知り、二には時節を知り、三には彼人より得たりと知り、四には是れ男なりと知り、五には是れ女なりと知るなり。若し是れ男なるには右脅に居在し、若し是れ女なるには左脅に居在す。時に彼人婦は稟識聰慧なりければ胎右に居せるを知りて、喜びて夫に告げて曰はく、「商主知れりや不や、我が懷孕せる所を、必らず是れ宗族を光顯せん、現に右脅に居すれば是れ男なること疑はじ」。商主聞き已りて即ち大慶喜して是の如きの語を作さく、「我れ久しきより來常に繼嗣を思へり、願はくは善子を得て我が家業を紹ぎて宗門を墜さず、我れ既にして長養しては終に返報を懷ひて廣く爲に惠施して親族を福利し、我れ世を沒せん後は我名を稱憶して爲に呪願すらく、願はくは我が所有尊祖父母の受生の處に福を以て莊嚴せんことをと」。即ち其妻を妙樓觀に置きて意を縱にして住し、時の涼燠に隨うて所須を供給し、常に女醫をして爲に飲食を調へしめて冷熱度に合ひ六味差ふなく、宜しからざる所の者は皆食せしめず、奇妙の瓔珞もて以て嚴飾を爲せること、譬へば天女の歡喜園に遊ぶが如くし……乃至、未だ誕まざる以來は牀座に居止して足、地を履まず、目に惡色を觀ず、耳に惡聲を聽かざら(しめ)き。時に九月を經て便ち一男を誕みしに、顏貌端正にして見る者歡喜し、身色は金の如く頂は圓きこと蓋の若く、手を垂るゝに膝を過ぎ、目は青蓮の若く、額廣く眉長く鼻高くして修直に、衆相圓滿して人の稱歎する所なりき。三七日を經已りて諸親族を集めしに、商主は兒を以て諸親に告げて曰はく、「此兒今者當に何の字をか作すべき」。衆共に議して曰はく、「此は是れ商主師子の兒な

「賢首、我は癡にも非ず　　是れ心識なきにもあらじ
彼憍慢を定めんと欲して　　此に詣りて針を賣らんと云へり。
汝が父にして若し我に　　斯の勝技術あるを知らんに
必らず汝を以て相娉し　　幷に家の所有財を（以て）せん」。

時に鍛師は是語を聞き已るに童子に問うて曰はく、「汝が技術は實なりとやせん虛なりとやせん」。卽ち自ら一針を浮べしに彼は便ち七を浮べければ、彼童子に於て便ち愛樂を生じ、遂に其女を許し娉與して妻と爲さんとせり。童子告げて曰はく、「我は是れ婆羅門にして族姓高勝なり、豈に鍛師種と伉儷を爲さんや」とて、之を捨てゝ去りぬ。汝等苾芻、往時の婆羅門とは卽ち我身是れなり、鍛師とは卽ち無憂是れなり、女とは卽ち無比是れなり。汝等苾芻、我れ往時に於て煩惱を具足しつつも尙ほ其女を棄てぬ、況んや今欲を離れて無上師と爲りつゝも而も貪染を生ぜんや。是の如くに應に知るべし』

時に諸苾芻は復佛に白して言さく、「世尊、何の因緣を以て　老叟苾芻〔二二〕は無比女に由りて遂に命終するを致せる」。佛、諸苾芻に告げたまはく、『汝等善く聽け、此老苾芻は但に今日無比に由りての故に自ら命終を取れるのみには非じ。乃往昔時に亦相因りての故に而ち命終するを致せり。過去時に於て城あり　師子劫〔二三〕と名け、王を　師子頂〔二四〕と名けて大法王たり、時世豐樂して人民熾盛に、諸の怨爭・干戈・征罰・詔僞・惡人の共に相侵害するなく、亦災橫及び諸の病苦なく、稻蔗牛羊は在處に充足し、兆庶を等觀すること猶し一子の如くなりき。時に此城中に一商主あり名けて　師子〔二五〕と曰ひ、大富多財にして受用豐足し、所有珍寶及び諸の貲產・僮僕傭人は闕乏する所なく、庫藏盈溢せること毘沙門王の如くなりき。同類族より女を娶りて妻と爲せるに、久しく共居せりと雖竟に男女なかりければ、子を求めんが爲の故に神祇に祈禱し、遍く諸の天廟・山林・河沼及び同生天に後嗣を希望せ

〔二二〕　老叟苾芻命終因緣譚。以下第三十八卷の註（四）の本文に至るまで師子國の由來を明せり。
〔二三〕　師子劫　(Siṃhakalpa)。
〔二四〕　師子頂　(Siṃhakeśari)。
〔二五〕　師子商主　(Siṃha)。

蓮の水中より出づるが如くに　　欲塵のために汚されじ」。

爾の時無憂婆羅門及び無比女は是語を聞き已るに佛を捨てゝ去りぬ。時に外道出家の老苾芻あり佛を去ること遠からざりしが、無比女を見て便ち染愛を生じ、世尊に請じて曰さく、

「佛眼遍く明朗なり　　斯の無比女を受けて
我が與に妻室と爲さんことを　　情に隨せて當に受用すべけん」。

佛は此説を聞くも默して答へたまはざりき。時に老苾芻は染心逼れるが故に復佛に白して言さく、

「此は是れ佛の衣鉢　　錫杖及び君持なり
并に戒も並に相還さん　　我今女に隨うて去らん」。

彼老苾芻は卽ち衣鉢を棄て并に學處を捨てゝ無憂父の所に至り報じて言はく、「我に無比を與へよ、以て妻室に充てん」。其父之を罵り、嫌うて語を與にせざりしに、所願遂げざりければ便ち熱血を歐きて此に因りて命終せり。時に諸苾芻は咸く皆疑ありて世尊に請じて曰さく、[二二]「何の因緣を以て無比女を將つて世尊に奉上せんとせるに、爲に納受したまはざりしや」。佛、諸苾芻に告げたまはく、「因緣なきに非じ、汝等當に聽くべし。乃往古昔に鍛師家ありて唯一女を生めり。年長大せりと雖自の工巧を恃みて人に嫁與せざりき。然り此鍛師は能く鐵針一枚を以てして水上に置くも而も沈沒せざりき。時に婆羅門童子にして斯技に妙閑なるあり、一針穴に於て投ずるに七針を以てして之を水上に浮かせるに亦沈沒せざりき。時に此童子は鍛師を伏せんと欲して其門下に詣りて唱言すらく、「我に針の賣るあり、須ゐんには當に取るべし」。女便ち門に出で笑うて報じて曰はく、

「汝は是れ愚癡人なり　　或は心識なかるべきか
今鍛師舍に來りて　　而ち我れ針を賣らんと云はんとは」。

童子亦笑うて答へて曰はく、

【二二】世尊不納受無比女因緣譚。

若し無比女に見えんには　　便ち愛樂心を生ぜん」。

是語を作し已るに便ち共に相將ゐて佛所に往至せり。無憂は卽ち便ち伽他を說いて曰はく、

「仁當に此女を觀ずべし　　美貌にして莊嚴を見せるを
妻を須めんに我れ見に授けん　　顏容妙にして相似せり
猶し十五夜の　　星月共に相輝くが如くなり」。

世尊聞き已りて便ち是念を作したはく、「若し我れ此無比女人の與に慈愍の言を作さんには、此女は必らず當に我に別れて去らん時情に顧戀を生じて此に因りて命終すべけん、我今宜しく應に瞋忿の相を現じて其父と共に語るべし」。是念を作し已るに卽ち無憂に向うて伽他を說いて曰はく、

「魔王は三女を奉じ　　端正にして世に雙なく
瓔珞とて盛莊嚴せるも　　我は欲意を生ぜざりき
況んや此の卑賤の身の　　不淨遍く充滿せるをや
我が足指をして近づかしめんとも　　亦是の如きの事なけん」。

時に無比女は是語を聞き已りて心に忿惱を生ぜるも父を觀て頭を低れぬ。時に無憂は尊顏を瞻仰して頌を說いて曰はく、

「我が女容は華盛にして　　端嚴なること與に比するなし
仁今何の所爲にてか　　心に相愛念することなき」。

世尊報じて曰はく、

「世間の愚癡人は　　境に於て愛著を生ずれば
若し斯の美女を觀んに　　遂に心をして迷倒せしめん
我は是れ第七佛にして　　無上果を獲得しぬれば

縱彼が心精進にして　大威神力あらんとも
若し無比女に見えんに　便ち愛樂心を生ぜん」。

是語を作し已るに便ち妙衣諸瓔珞具を以て其女を莊嚴し、父母隨從して送りて佛所に向ひしに、便ち路中に於て佛の足跡の千輻輪相を見たりき。無憂は見已りて其婦に報じて曰はく、「此は是れ女が夫の行ける處なり」。舍利は佛跡の端嚴なるを觀見して頌を以て報じて曰はく、

「染欲の人の跡は正しからず　急性多瞋は地を踏むに堅く
愚癡の者の跡は分明ならじ　此は是れ離欲の人の行ける處なり。

我れ是相を觀ずるに定んで無比が對偶の人には非じ」と。無憂は重ねて初頌を説いて報じて曰はく、

「舍利は善徵に非じ　吉祥に惡相を言はんとは。
縱彼に千輻具はり　大威神力あらんとも
若し無比女に見えんに　便ち愛樂心を生ぜん」。

次に復前行して佛世尊の臥したまへる草蓐處を見たりければ、其婦に報じて曰はく、「此は是れ女が夫の臥せる所の草蓐なり」。舍利は草蓐の亂れざるを觀見して報じて曰はく、

「染欲の人臥せんに穿穴多く　瞋れる者の臥處は草敷堅く
愚癡の人臥せるには草縱横す　此は是れ離欲の人の眠處なり。

我れ是相を觀ずるに定んで女が夫としての所眠處には非じ、宜しく當に踵を旋らして共に故居に還るべし」。無憂重ねて忿りて報じて曰はく、

「舍利は善徵に非じ　吉祥に惡相を言はんとは。
縱彼が草亂れず　大威神力あらんとも

獲、既にして諦理を見るや卽ち便ち實に千錢を用つて香を買ひ、持して宮內に還れり。紺容夫人は彼塗香の餘日より多きを見て便ち其故を問ふに、彼曲脊女は皆前事を以て實を具して白知せり。是時紺容は其希有なるを見て侍女に告げて曰はく、「我身は難ありて輙ち出づべきなければ、汝可しく日々世尊所に往き、妙法を聽き已るに來りて我が爲に說くべし」。彼卽ち往いて聽き還りて宮中に至るに、紺宮夫人は自ら勝座に居して彼をして法を說かしめければ、曲脊告げて曰はく、「聽法の儀、應に此の如くなるべからず」。夫人知り已りて爲に勝座を敷き、自ら卑下に居して共に法を說かんことを請じ、既にして妙法を聞いて不還果を證せり。時に外道婆羅門あり、是れ[一六]磨沙國人にして名けて[一七]無憂と曰ひ、婦は[一八]舍利と名けぬ。後に一女を生めるに色貌端嚴にして人に愛樂せられければ因みて[一九]無比と名けぬ。年漸く長大して自ら是念を作さく、「若し人、我が容儀と相似たらんには當に與に妻と爲るべし」。爾の時世尊は憍閃毗に到り、次に行いて乞うて本處に還り、飯食し訖りて閑林中に住したまへり。時に無憂外道は佛所に來至せるに、佛の容儀の能く比する者なきを觀て遂に是念を作さく、「今此丈夫は儀容殊特なり、我女を與へて婚對を爲すを得んには豈に樂しからざらんや」。外道家に還りて其妻に告げて曰はく、「我女は夫を得たり、儀容相似すれば。可しく瓔珞を具して共に娉娶を爲すべし」。婦便ち問うて曰はく、「彼は是れ何人なりや」。答へて曰はく、「是れ沙門喬答摩なり」。婦は語を聞き已るに伽他を說いて曰はく、

「我曾て國中に於て　大仙の乞食せるを見たるに
不平地を行くに　彼が足の高低に隨へり
斯の如きの大人は　豈に妻子を念ぜんや」。

時に無憂婆羅門は是語を聞き已るに瞋りて告げて曰はく、

[二〇]「舍利は善徵に非じ　吉祥に惡相を言はんとは。

[一六] 磨沙國人。藏律の語は Kalmāṣadamya に相當せり。劍摩沙の音略なり。
[一七] 無憂。藏律の語は Mākandika に相當せり。
[一八] 舍利。同じく Śākali に相當せり。
[一九] 無比。同じく Anupamā とせり。
[二〇] Divy. (p. 517, 1):- amaṅgale Śākalike tvaṃ māṅgalyakāle vadase hy amaṅgalam, saced drutaṃ samādhikṛitaṃ bhaviṣhyati punar apy asau kāmaguṇeshu raṃsyate. (サーカリカーよ、汝は吉祥に非ず、何となれば吉祥時に於て汝は不吉祥のことを語れば。もしも速かにそこに(無比女)が置かれてあるならば、彼は亦愛欲の功德の內に於て樂しむならん)とありて、漢譯の縱彼心精進・有大威神力の二句に相當するものなし。

我れ往昔に於て將に害せられんとせるを見て携へて山林に至り、五通を得て女の怨對を離れしめたりしに、我れ今日に於ても還彼紺容の所逼を免れて生死海より永く出離するを得せしめしなり。是故に汝等、有漏中より速かに捨離せんことを求めよ」。

爾の時苾芻は復疑心ありて世尊に請じて曰さく〔一三〕「何の因緣の故にか此贖野手は纔かに初生し已りて、將に藥叉に與へて用ひて飲食に充てんとせるに、世尊は彼に至りて厄難を免れしめたまへる」。佛、諸苾芻に告げたまはく「汝等善く聽け、當に汝が爲に說くべし。乃往過去に一城中に於て王好みて肉を食へるに、時に一人あり王に求めて雞を以て奉獻せんと欲せり。王は雞を得已りて將に廚人に付へて羹臛に充てしめんとせるに、彼れ雞を獻ぜる者素悲心ありければ便ち是念を作さく「我今應に活雞を進奉して彼をして屠割せしむべからず」。即ち倍價を持して廚人所に就り、求め贖ひて放ち遂に便ち念を生ずらく「此雞辜なきに我れ進獻せるに緣りて幾ど將に殺されんとせり、此の惡業は願はくは報を受くる勿らんことを。我れ復贖放せる所有福業は、我が來世に厄難に遭はん時、勝れたる年師來りて相救濟するを得せしめんことを」。汝等知れりや不や、往時の獻雞者とは即ち贖野手是れなり、昔の願力に由りて今厄難を免れしなり、是の如くに應に知るべし」。

爾の時贖野手身亡れるの後、紺容は憍閃毗妙音長者家に還向せるに、時に憍閃毗主鄔陀延王は紺容女の未だ男觸を被らずして本家に還來せりと聞き、便ち大臣妙音に問めて共に禮娶を爲し、〔一四〕妙花樓に置きて侍女千人とて闕乏なからしめ、每に日々に於て〔一五〕金錢一千を與へぬ。其侍人內に女にして曲脊なるありければ、因りて以て名と爲せるが、時に曲脊女は日々の中に於て千錢を以て香を買うて供給せるに、香店處に於て賣香男子と共に密に私情を媾へ、五百錢を將つて以つて食直に充て、餘に五百ありて香を買うて歸れり。後に異時に於て賣香男子と共に同心に供を設けて佛及び僧を請じ……廣說して……乃至、食し已るに法を聽き、既にして法を聞き已るに即ち座上に於て俱に初果を

【一三】 贖野手前生因緣譚の二。

【一四】 妙花樓。藏律の語は puṣpadantaḥ āsāda に相當せり。

【一五】 金錢一千。藏律には「karṣāpaṇa（カルシヤパナ）千づゝを與へたり」とせり。

らんことを」。時に曠野手は佛及び僧の爲に、此城外に於て僧住處を造り、四事供養して闕少する所なかりき。……廣說して……乃至、曠野手王は疾に遇ひて死にたるに無熱天に生じ、既にして[七]三心を起して佛所に來詣し禮足して坐せり。世尊告げて曰はく、「汝、曠野手よ、何の業に因りての故に無熱天に生ぜる」。即ち伽他を以て世尊に答へて曰さく、

「我れ世尊に見え　及び正法を聞くを得たるに由り
僧衆に供養して　曾て厭足の心なく
勝人法を受行して　貪愛を遠離し
[八]三事に於て常に修せり　故に我れ無熱に生ぜり」。

時に曠野手天子は佛足を頂禮して忽然として現ぜざりき。時に諸苾芻は夜に光耀を見て咸く皆疑あり、曉に世尊に請じて曰さく、「[九]彼曠野手は曾て何の業を作してか纔かに紺容に見え、斯より已後不還果を得たる」。佛、諸苾芻に告げたまはく、『汝等應に聽くべし、乃往古昔に大臣の子あり兄弟二人林野に住居し、大を[一〇]手足網鞔と名け、小を[一一]無網鞔と名け、大なるは五通を修得し、小なるは師に就いて受學せり。其師に女あり名けて[一二]妙容と曰ひ、顏貌端嚴なりき。年漸く長大して情に出で適がんことを希ひ、學生所に至りて是の如きの語を作さく、「父母は我をして汝に與へて妻たらしめんとす」。彼聞くも許はざりければ其女遂に瞋るに、學生恐怖して即ち便ち逃走し、女尋いで趁り及びて邀へて夫たらしめんとせるに、學生固守して所願に隨はざりき。女は便ち刀を執りて其首を斬らんと欲せるに、爾の時學生は難を免れざるを知りて即ち便ち合掌して是の如きの說を作さく、「南謨大仙網鞔手足」と。纔かに歸命し已るに仙人應至し、即ち便ち携へ去りて共に山林に至り、牛跡槍處に於て其をして出家せしめ、勝法を修せしめたるに五通を證得せり。汝等苾芻、往時の大兄なる五通仙とは即ち我身是れなり、彼小弟とは即ち曠野手是れなり、彼妙容とは即ち紺容是れなり。

【七】三心。何處にて死にたりや、何處に生じたりや、如何なる業によりて生天せりやとの三心なり。

【八】三事。藏律に「世尊を見奉ることにより、法を聽くことにより、僧伽を恭敬することにより……」とあり。

【九】曠野手前生因緣譚の一。

【一〇】手足網鞔。藏律には Rkaṅ-lag-dra-ba-can（手足に網あるもの）とせり。

【一一】無網鞔。藏律には Rkaṅ-lag-dra-ba-med（手足に網なきもの）とせり。

【一二】妙容。藏律には Gzugs-can-ma（妙色ある女）とせり。

せり。妙音長者は女意至れるを知りて、卽ち爲に上妙の象馬僕使車乘を嚴整し、種々衣服には飾るに珠瓔を以てし、紺容を禮送して曠野處に往けるに、夜闇に門閉ぢて入るを得るに由なかりければ、權く門下に居して假寐して通宵せり。爾の時世尊は曠野手の應に化を受くべきに堪へたるを觀見したまひ……乃至、廣說して……「若し曠野手にして紺容と相會はんには、染愛纒縛して生死中に於て未だ能く出離すること能はずして聖果に階ふなけん」。爾の時世尊は是事を知り已りて卽ち王舍より曠野城に往きたまひしに、彼城隅に至りて日光遂に沒しければ、卽ち其夜に於て牛跡搶地に臥したまへり。時に曠野手は佛世尊が城外に來至して牛跡搶中に臥したまへりと聞き、天旣に曉け已るに時に曠野手は世尊を禮せんと欲して城門下に出でしに、紺容女の車馬僕從を見たりければ問ふらく、「是れ誰が女にして此城門に宿せる」。時に紺容女は具に來意を以てして曠野手に答へければ、王は是事を聞いて宮中に往かしめぬ。時に王は佛所に詣り稽首して白言すらく、「世尊、不審なり大師、荒田に宿在して安隱を得たまへりや不や」。世尊告げて曰はく、「曠野手よ、此世間に於て安隱に眠るを得ん者は我を第一と爲す」。爾の時世尊は伽陀を說いて曰はく、

「能く罪惡を除き　欲のために繫られず
染を離れて圓寂に歸せんに　彼は安隱に眠るを得ん。
能く熱惱の病を除き　一切の希望斷ち
其心常に寂靜ならんに　彼は安隱に眠るを得ん」。

爾の時世尊は曠野手の爲に種々に法を說いて示教利喜したひしに、卽ち座上に於て不還果を證し……廣說せること阿笈摩經の如し……佛足を禮し已りて座よりして去れり。旣にして宮に還り已るに紺容に語げて曰はく、「我れ諸欲を棄てゝ更に耽樂せざれば、汝來至せりと雖意に隨うて去住せよ、人の遮止するなければ」。紺容曰はく、「我れ此に住せんことを樂ふ、願はくは佛子が與に給侍人と爲

【六】牛跡搶地。明かならず、彼の文に「荒田に宿在して……」とあり。

世尊は大慈悲もて　　我が住處に降臨したまへり
我今決定して知んぬ　　當に生死の際を盡すべきを」。

爾の時藥叉は此童子を持して世尊に奉上せるに、世尊は受け已りて父母に授與したまひ、即ち頌を說いて曰はく、

「蜜跡[三]は手づから我に授け　　我は手づから父母に授け
手に由りて相傳へしが故に　　應に曠野手[四]と名くべし」。

孩兒は此に因みて曠野手と名け、年漸く長大せるに、時に曠野城に未だ君主あらざりければ衆人共に議るらく、「此曠野手童子は大福德ありて親しく世尊に護念せらるゝを蒙れり、我等宜しく策して以て王と爲すべし」。爾の時世羅苾芻尼は勝音城より除患大臣の女の名けて紺容と曰へるを將つて、妙音長者に付與して其をして養育せしめしに、年既に長成して儀容端正に、衆に愛敬せられて國內に雙なかりき。時に摩揭陀國影勝大王、憍薩羅國勝光大王、憍閃毗國[五]明勝大王、及び廣嚴城栗姑毗幷に餘の貴族は、咸く信物を賫し各使人を遣はして、來りて妙音に就いて紺容女を求めければ、長者愁惱して是の如きの念を作さく、「來りて女を求むる者は多く是れ國王なり、我若し與へざらんには皆怨恨を生じて我を害すべけん」。紺容に報じて曰はく、「今汝が情に隨せて偶對と爲すに堪ふるをば可しく自ら選取すべし」。時に諸王使幷に餘の貴族は、期せずして會して妙音長者の花園中に於て住せり。時に彼長者は即ち種々上妙の衣服と無價の珠瓔とを以て紺容を莊飾し、大象に乘じて手づから花鬘を執りて衆人處に往かしむらく、「汝が愛樂する所にして夫と爲すに堪へたらん者に、當に此花を以て彼が身上に擲つべし」。紺容即ち便ち衆人所に詣りて問うて言はく、「曠野手王は何處に住在せりや」。衆人指示せるに、女即ち花を以て彼を望みて擲ちて是の如きの語を作さく、「佛、藥叉の手中より受けたまへる所の童子は當に我夫たるべし」。諸人聞き已るに咸く皆四散

【三】蜜跡。手に金剛の武器を持して佛を警固する夜叉神の總名なり。今、暴惡の藥叉も佛に歸して護法の藥叉となれる故に蜜迹といへり。
【四】曠野手（Hastaka Ālavaka）。手長者なり。藏律には「藥叉の手より我手に獲得し、我手より父の手へ、夫故に手展轉なり」とあり。
【五】憍閃毗國明勝大王。梵名明かならず。鄔陀延王に非ざるなきか。

六に由りて能く成立し　六に由りて能く衰損す」。

藥叉請じて曰さく、

「云何が愚癡を離れ　晝夜に羈絆なく
能く緣に於て住せず　深坑を怖れざるなる」。

世尊告げて曰はく、

「定慧は愚癡を離れ　著を捨てんに羈絆なく
境緣に於て住せず　持戒せんに深坑を越えん」。

藥叉請じて曰さく、

「誰か能く瀑流を渡り　誰か能く大海を越え
誰か能く諸苦を離れ　誰か心清淨を得るなる」。

世尊告げて曰はく、

「信は能く瀑流を渡り　謹愼は大海を越え
精勤は諸苦を離れ　慧あらんに心清淨なり。
汝今咸く　沙門婆羅門に問ふべし
實語と布施とを離れて　更に勝法ありや不やと」。

藥叉答へて曰さく、

我今何が　沙門婆羅門に假問せん
世尊大智海は　能く眞妙の法を說きたまひたれば
我れ今日より後　人間に遊履して
常に佛世尊を禮しまつり　正法を敬重せん

爾の時世尊は常に佛眼を以て衆生を觀察したまひ……餘に廣說せるが如し……乃至母牛の犢に隨ふが如くなりき。佛、長者妻子及び曠野城中の諸男女を憐愍せんが爲の故に、此城中の敎化を受くるに堪へたるを知しめし、漸次に遊行して曠野處に至り、暴惡の夜叉の爲に微妙の法を說いて淨信を生ぜしめ、爲に三歸及び五學處を受けたまへり。……乃至、藥叉は頌を說いて請じて曰さく。

「云何が丈夫最勝財なる　　云何が修行せんに能く利樂するなる
云何が味中第一たる　　云何が命中最勝たる」。

世尊告げて曰はく、

「信を丈夫最勝財と爲す　　善法常に修せんに能く利樂す
諸味の中實語は最たり　　諸命中に於て慧を勝と爲す」

藥叉請じて曰さく、

「云何が珍財に足するなる　　云何が名稱あるなる
云何が人の敬ふ所なる　　云何が善友增すなる」。

世尊告げて曰はく、

「好施は珍財に足し　　持戒せんに名稱あり
實語せんに人の敬ふ所　　慳なきは善友增さん」。

藥叉請じて曰さく、

「世間は幾に由りて生じ　　幾に由りて名稱を得
幾に由りて能く成立し　　幾に由りて能く衰損するなる」。

世尊告げて曰はく、

「世間は六に由りて生じ　　六に由りて名稱を得

他人に與へんとは。何の緣を作してか能く斯事を絕たんと欲すべき」。便ち晝日衆人聚處に於て裸立して小便せり。諸人見已りて皆之を叱して曰はく、「汝は是れ童女なり、理として羞慚すべし、何の故にか衆人の前に對ひて非禮事を作せる」。女子報じて曰はく、「若し丈夫に對ひては羞恥あるべけんも、諸婦女に對ひては何んが羞慚せん」。諸人對へて曰はく、「我は丈夫に非ずや」。女子報じて曰はく、「若し是れ丈夫ならんには、豈に自ら已が妻を娶りつゝ先に他をして犯さしむるあらんや」。諸人聞き已りて各深慚を起し、卽ち便ち共に議るらく、「我等可しく詳りて其大將を殺すべし」。彼が池に入りて洗浴するの際を伺ひ、諸人總集して劍を以て之を刺せるに、彼れ命終せんと欲して卽ち便ち念じて曰はく、「我が本意に非じ、汝自ら爲さんを樂へるに、今實に辜なきに枉げて我命を斷ぜんとは」。遂に邪願を發すらく、「願はくは我れ此身を捨てん後は暴惡の藥叉に生まれて、此城中の所有男女を食はん」。是願を發し已りて尋いで卽ち命終せるに、藥叉身を受けて此曠野叢林中に於て住し、其前身の怨讎の業に由りての故に、此城中に於て大災害を作し人多く病死せり。諸人知り已りて皆林中に往いて前過を懺謝し、每日に於て一人を輸して以て彼食に充てんことを請ぜり。凡そ次に死なん者には其門上に於て[二]牓を懸けて告知し、或は家主自ら行き或は男女を遣はして其飲食に充てしむるなり。時に長者あり百神所より一子を求得せるに、初誕の時門上に牓を見たりければ、其婦憂愁して孾孩を懷抱し悲啼して住せり。夫外より來りて牓を見て進み、婦の憂苦せるを知りて其婦に報じて曰はく、「業屬此の如し、事當に奈何がすべき、汝憂ふるを須ひざれ、愛戀を生ずる勿れ、宜しく兒子を將つて送りて藥叉に與ふべし」。是語を作し已るに其孩子を抱へて林處に送り至り、夫妻還歸して高樓上に昇り、四方を觀察し慇懃に敬禮して伽他を說いて曰はく、

「靈祇遍く世間に滿ち　　自ら諸根を伏して能く物を濟ひたまへり
我れ孩子の爲に求哀して禮す　　願はくは慈悲もて相救護せられんことを」。

〔二〕牓。標示の札なり。

卷の第四十七

入王宮門學處第八十二の四

爾の時薄伽梵、王舍城竹林園中に在しき。時に南方壯士ありて力千夫に敵へるが此城に來至し、影勝王所に詣りて自ら言はく、「勇健にして弓馬に雙なし」。王見て歡喜し之に重祿を加へて共に大將を授けぬ。時に摩揭陀・憍薩羅二國中間の大曠野處に、五百群賊ありて商旅を殺害し、斯に由りて兩界人の行路絕えぬ。時に影勝王は是事を聞き已るに大將に命じて曰はく、「卿可しく彼二國中間の曠野處に往いて、群賊を屏除して、權く彼に住すべし」。時に彼大將は王敎を奉じ已り、諸の左右と將に曠野中に往いて彼群賊を見たりければ、將は便ち獨り進みて鋒矢交刄して一百人を射たり。餘の四百人は尙ほ來りて共に戰はんとせるに、其將告げて曰はく、「汝等前むこと勿れ、倶死さしむること勿れ、宜しく甲仗を釋き傷者の箭を去り、其活けりや不やを觀るべし」。諸賊聞き已りて射られし者を看て爲に其箭を去りしに、尋いで並に命終せりければ、方に大將の善く射法を閑へるを知りて更に敢へて戰はず、餘の四百人は求哀して活かさんことを請へり。大將之を愍みて慈心もて彼を向ひ、卽ち二界に於て一新城を築きて諸人を總集し、共に此に住して斯より已後は曠野城と名けぬ。時に此城の人衆は共に制を立つらく、「若し嫁娶あらんには、皆大將を延き先に食せしめ已りて方に歡讌を爲せ」と。時に一人あり家極めて貧窶なるが婚娶を爲さんと欲せるも、食を辦へて以て大將を命ぶべきなかりければ、卽ち自ら思念すらく、「我れ貧にして大將を請じ來るの力なし、今此新妻は身未だ相觸れざれば、宜しく當に進奉して以て素心を表すべし」。便ち其妻をして將軍の室に入らしめて、方に始めて家に歸れり。此より已後城内の諸人は此を以て式と爲せり。時に女子あり婚娶を爲さんと欲して便ち是念を作さく、「此城の諸人は久しく非法を行ぜり、自ら妻室を娉りつゝ先に

【一】曠野城由來。

は知るを得べからず、若干斛百千萬億ありて數へ知る能はず、但可しく名けて是を大水聚と爲すべきが如くなり」。爾の時世尊は是法を說き已りて伽他を說いて曰はく、

「五河清潔にして諸物を淨め　妙津は寶を孕みて衆流を導き
能く人獸等をして歸依せしめ　各競奔し注ぎて停息なし。
若し能く有事福　及び無事福を修して歡喜を生ぜんに
勝福常に流れて此人に歸せんこと　衆河の水の溟海に投ぜんが如くなり」。

爾の時大准陀及び妙音長者（並に）人天の大衆は、佛の所說を聞いて各希有を生じ、佛足を頂禮して歡喜奉行せり。時に諸苾芻は咸く皆疑ありて世尊に請じて曰さく、「[三六]大德、此妙音長者は曾て何の業を作してか、大王は聲を聞いて其事を表知し、因みて妙音と號せる」。佛、諸苾芻に告げたまはく、『乃往過去に婆羅痆斯城に十二年中に於て天旱して雨なかりしに、一長者あり名けて善合と曰ひ、一人に處分して掌庫者と爲して常に賜物を出さ（しめ）、日々の中に於て上妙の飲食を以て一千の獨覺聖者に供養せり。其營食人は毎旦恒に一狗を將ゐて往いて「時至れり」と白せるに、忽ち別日に於て忘れて白知せざりければ、其狗は日午ならんと欲せるを看て、即ち走りて千聖處に向ひ、謳謳として聲を作せり。時に諸聖者は狗聲の別なるを見て是れ來請せるなりと知りて、即ち倶に長者舍に往けるに、其狗は又時至れりと白する人處に往いて聲を作せるに、彼人見已りて是の如きの念を作さく、「豈に此狗は聖者を命び來れるには非さらんや」。遂に即ち常の如くに諸聖を供養せり。汝等苾芻、是の如くに應に知るべし、往時の善合長者とは即ち我身是れなり、掌庫人とは即ち給孤獨是れなり、時至れるを白せる者とは即ち[三七]烏陀演那王是れなり、狗とは即ち妙音是れなり。彼れ往いて聲もて聖者に白せるに由りての故に、今好音を得たるなり。是の如くに皆先世の因緣に由りて、今其報を受けたるなり』。時に諸苾芻は歡喜し信受せり。

【三六】妙音長者前生因緣譚。

【三七】烏陀演那王（Udyana）。憍閃毗城の王。

は睡り若しは覺めたるにも、一切時に於て是の如きの福業は大果利を獲て光顯せんこと無窮に、福常に增長し相續して絶えざるなり。復次に准陀、若し淨信の男子女人ありて、彼如來若しは如來弟子の此に來至せんと欲せるを聞き、聞き已るに歡喜して出離心を生ぜんに、此は是れ第二無事福業にして大果利を獲て光顯せんこと無窮に、福常に增長し相續して絶えざるなり。復次に准陀、若し淨信の男子女人ありて、彼如來若しは如來弟子の、路を涉りて來れるを聞き、聞き已るに歡喜して出離心を生ぜんに、此は是れ第三無事福業にして大果利を獲て光顯せんこと無窮に、福常に增長し相續して絶えざるなり。復次に准陀、若し淨信の男子女人ありて、彼如來若しは如來弟子の某村坊に至れりと聞き、聞き已るに歡喜して出離心を生ぜんに、此は是れ第四無事福業にして大果利を獲て光顯せんこと無窮に、福常に增長し相續して絶えざるなり。復次に准陀、若し淨信男子女人ありて、彼如來若しは如來弟子處に詣り敬禮を申べんと欲し、見え已りて歡喜して出離心を生ぜんに、此は是れ第五無事福業にして大果利を獲て光顯せんこと無窮に、福常に增長し相續して絶えざるなり。復次に准陀、若し淨信の男子女人ありて、彼如來若しは如來弟子に見えて便ち便ち一心に妙法を聽受し、既にして法を聞き已るに大歡喜を發して出離心を生ぜんに、此は是れ第六無事福業にして大果利を獲て光顯せんこと無窮に、福常に增長し相續して絶えざるなり。復次に准陀、若し淨信の男子女人ありて、彼如來若しは如來弟子に於て既にして法を聞き已るに佛法僧に歸し淨戒を受持せんに、此は是れ第七無事福業にして大果利を獲て光顯せんこと無窮に、福常に增長し相續して絶えざるなり。准陀、當に知るべし、此の七種無事福業は、若し男子女人ありて要期結願して相續して作さんには、此の福量は數へ知るべからず、爾所の福を得、是の如きの果を獲、是の如きの勝妙の身を感得すれば、但可しく名けて是を大福聚と爲すべきなり。准陀、五大河の一處に和合し同流して去りて大海に趣かんに、……其名を殑伽河・琰母河・薩羅喩河・阿市羅伐底河・莫醯河と曰ふ……此の水量

是れ第四有事福業にして大果利を獲て光顯せんこと無窮に、福常に増長し相續して絕えざるなり。復次に准陀、若し淨信の男子女人ありて新來の客苾芻及び將に行かんと欲せん者に於て供給して供養せんに、此は是れ第五有事福業にして大果利を獲て光顯せんこと無窮に、福常に増長し相續して絕えざるなり。復次に准陀、若し淨信の男子女人ありて病者處及び看病人に於て供給し供養せんに、此は是れ第六有事福業にして大果利を獲て光顯せんこと無窮に、福常に増長し相續して絕えざるなり。復次に准陀、若し淨信の男子女人ありて風寒雨雪炎熱の時に於て、便ち種々隨時の飲食……乃至、羹粥を以て、持して寺內に至り衆僧に供養し、辛苦なくして食し已りて安住ならしめんに、此は是れ第七有事福業にして大果利を獲て光顯せんこと無窮に、福常に増長し相續して絕えざるなり。准陀、當に知るべし此の七種有事福業は、若し男子女人ありて要期結願して相續して作さんには、此の福量は數へ知るべからず、爾所の福を得て是の如きの果を獲、是の如きの勝妙の身を感得すれば、但可しく名けて是を大福聚と爲すべきなり。准陀、五大河の二處に和合し同流して去りて大海に趣かんに、……其名を[三〇]弶伽河・[三一]琰母河・[三二]薩羅喩河・[三三]阿市羅伐底河・[三四]莫醯河と曰ふ……此の水量は知るを得べからず、若干斛百千萬億ありて數へ知る能はず、但可しく名けて是を大水聚と爲すべきが如くなり」。爾の時准陀は復佛に白して言さく「世尊、我等已に有事福業を聞きぬ、[三五]無事福業、願はくは更に爲に說きたまはんことを」。佛、准陀に告げたまはく、「當に知るべし、七無事福業あるを。若し男子女人ありて是の如きの七福業を成就せんには、若しは行住坐臥に若しは睡り若しは覺めたるにも、一切時に於て是の如きの福業は大果利を獲て光顯せんこと無窮に、福常に増長し相續して絕えざるなり。云何をか七と爲す。准陀、若し淨信の善男子善女人ありて、如來若しは如來弟子ありて某村坊に於て依止して住せりと聞き、聞き已るに歡喜して出離心を生ぜんに、此は是れ第一無事福業にして大果利を獲て光顯せんこと無窮に、此福に由りての故に若しは行住坐臥に若し

【三〇】弶伽河 (Gaṅgā)。
【三一】琰母河 (Yamunā)。
【三二】薩羅喩河 (Sarabhū)。
【三三】阿市羅伐底河 (Aciravatī)。
【三四】莫醯河 (Mahī)。
【三五】七種無事福業。

處を造れり。修營既にして了るに使を遣はして佛に白さしむらく、「造寺事周し、唯願はくは世尊及び苾芻衆は慈悲もて降赴したまはんことを」。世尊は日の初分に於て飯食し訖り、衣鉢を執持して諸大衆と將に憍閃毘に往いて[二八]妙音園に至り、寺外の池所に於て手を洗ひ足を濯ぎて方に寺中に入りたまへり。時に妙音長者は卽ち金瓶を以て水を注ぎ、佛爲に之を受けたまふに、佛及び僧に斯住處を受けたまはんことを請ぜり。既にして明日に至り長者は供養を盛設して佛及び僧に供へ、飯食訖りて鉢器を洗ひ、齒木を嚼みて澡漱し已るに、大准陀及び妙音長者は佛足を頂禮して一面に在りて坐せり。聽法の爲の故に准陀は佛に白して言さく、『世尊、願はくは我等が爲に開示し演說したまはんことを、「何の福業を作さんに大果利を獲て光顯すること無窮に、福常に增長して相續して絕えざるかを」と』。佛、准陀に告げたまはく、「其[二九]七種有事福業無事福業あり、我れ汝が爲に說かん、當に一心に聽くべし、若し淨信の善男子善女人ありて是の如きの七福業を成就せんには、若しは行住坐臥に若しは睡り若しは覺めたるにも、一切時に於て是の如き福業は大果利を獲て光顯すること無窮に、福常に增長して相續して絕えざるなり。云何をか七と爲す。准陀、若し善男子善女人ありて好園圃を以て四方僧に施さんに、此は是れ第一有事福業にして大果利を獲て光顯せんこと無窮に、此福に由りての故に若しは行住坐臥に若しは睡り若しは覺めたるにも、一切時に於て是の如きの福業は大果利を獲て光顯せんこと無窮に、福常に增長し相續して絕えざるなり。復次に准陀、若し淨信の男子女人ありて此園中に於て寺舍を造立して四方僧に施さんに、此は是れ第二有事福業にして大果利を獲て光顯せんこと無窮に、福常に增長し相續して絕えざるなり。復次に准陀若し淨信の男子女人ありて此寺中に於て施すに種々牀座・被褥・沙門資具を以てせんに、此は是れ第三有事福業にして大果利を獲て光顯せんこと無窮に、福常に增長し相續して絕えざるなり。復次に准陀、若し淨信の男子女人ありて此寺中に於て常に美妙隨時の飲食を施して衆僧に供養せんに、此は

【二八】妙音園（Ghositārāma）。

【二九】七種有事福業。

り。其中路に於て水の求むべきなかりければ、即ち便ち共に一大樹下に詣りて告げて言はく、「可しく我に水を與ふべし」。時に樹枝の間より忽ち一手の環釧莊嚴なるを展べて瓶を持して水を澍げるに、彼五百人は皆飽足して飲み已りて問うて言はく、「汝は是れ何の神ぞや」。答へて曰はく、「我れ前身に於ては給孤獨長者の家を去ること遠からざるに住して客の爲に衣を縫へる人、諸有貧乏にして長者の居宅處を知らざらんには、我即ち手を以て其處を指示し、復八支戒を受持せるに由りての故に、今此に生じて四大王衆天に屬するを得たるなり」。時に五百人は斯事を見已りて更に相告げて曰はく、「持戒に由りての故に報として天に生ずるを得んには、我等も亦應に給孤獨長者處に詣り、褒灑陀八支淨戒を受くべし」。彼行いて漸次に妙音長者所設の義堂に至りて供養を受け已るに、掌人、舍に還りて長者に白して曰さく、「五百人ありて南國よりしてと云へり、形儀俗に殊れり、可しく喚びて之に問ふべし」。長者は人を命びて問うて曰はく、「仁等は何所より來れる」。答へて曰はく、「我等は南方より來れり」。又問ふ、「今何に之かんと欲せる」。答へて曰はく、「室羅伐城給孤獨長者處に往いて八支戒を受けんと欲す」。妙音告げて曰はく、「仁等可して此に於て住して三月夏終るを待つべし、我當に共に去くべけん」。答へて曰はく、「是の如し」。夏終るに至り已りて妙音長者は五百人と與に給孤獨長者處に至り、慰問し訖りて具に其事を陳べしに、時に彼長者は此諸人を將ゐて佛所に往詣し、俱に佛足を禮して一面に在りて坐せり。爾の時世尊は彼根性を觀じて機に隨うて法を說いて出家せしめたまひ已るに、諸の煩惱を斷じて阿羅漢果を證せり。妙音長者は預流果を得、既にして見諦し已るに佛足を頂禮して白して言さく、「世尊、唯願はくは哀愍して憍閃毗に往きたまはんことを。我當に佛及び諸の聖衆の爲に毗訶羅を造るべし」。世尊默然して慈悲もて請を受けたまへり。即ち大准陀に告げて曰はく、「汝今可しく妙音長者と共に、憍閃毗に往いて毗訶羅を造るべし」。時に大准陀は佛の敎を受け已り、衣鉢を執持して妙音と共に俱に行いて憍閃毗に至りて一住

【三七】毗訶羅（Vihāra）。大寺なり。

衆多人是れなり。時に彼二長者にして諸人を諫止せるは、卽ち利益・除患の二大臣是れなり。往時に勸止して邪見ならしめざりければ、今時難を免れて塵壓を被らざりしなり。童女の兄の見て歡笑せるは卽ち迦多演那是れなり、昔喜笑せるに由りて仍ほ土壓に遭へり。汝等苾芻、迦多演那にして若し無學果を證得せざりしならんには、今壓土に因りて必らず命終を致せるならん。是故に諸苾芻、若し純黑業には純黑の異熟を得……廣說せること上の如し……乃至、應に當に修學すべし』。

爾の時憍閃毗城に一長者あり、名けて[二四]善財と曰ひ、語るに金聲を作し、家に一億金錢ありき。旦朝時に於て大音聲を出し、諸の作人に命じて曰はく、「賢首、汝等可しく起きて生務を營作すべし」。此長者の宅は王宮近くに居せりければ、人は語聲を聞いて是の如きの念を作せり「此人の聲相は一億金錢に合はん」。朝集時に至りて王は臣を命びて曰はく、「此善財長者は我れ其聲を聞くに、相法に[二五]依ひ如てんに一億金錢あらん」。時に王は卽ち善財を喚びて至るに問うて言はく、「長者、卿の宅內には幾の珍財ありや」。答へて言はく、「大王、一億金錢あり」。諸臣聞き已りて王善く相せるを知りて未曾有と歎じ、王が彼に妙音響あるを知れるに由りて、時人因りて卽ち喚ぶに妙音長者と爲せり。彼長者は乃し失命の因緣に至るとも終に口中故に妄語を爲さゞりしに由りて、王見て驚嗟し、立てゝ國相と爲せり。長者は法を以て政を輔けて映蔽せりければ、諸臣悉く皆嫉みて遂に王に白して曰さく、「妙音大臣は多く欺誑を行ぜり」。王は是を聞き已るに卽ち便ち試み驗さんとて遂に從うて半億金錢を貸用し、百姓處より意に隨うて徵取せしめしに、時に彼長者は數に依りて取りて一錢をも枉げざりければ、王は勘知し已りて深く希有を生じ、重ねて其位を加へぬ。時に妙音大臣は財食皆悉く無常なるを體知し、遂に[二六]義堂を造りて衣食を給施し、人をして守掌せしめて其人に告げて曰はく、「若し人ありて容儀別なるを見んには當に須らく我に告ぐべし」。是時南方に五百の隱逸遁俗の賓あり、故弊もて衣に充て少欲を務と爲し、遠く艱險を涉りて憍閃毗國に向はんと欲せ

【二四】善財。この善財とは妙音長者、卽ち瞿師羅長者なり。

【二五】本文は我聞其聲依如相法有一億金錢とあり。依如相法の句難解なり。

【二六】義堂。福舍の義、施一食處（āvasathāgāra）なり。

るを得ては五百生の中常に刀箭のために殺され、昔の願力に由りて我に逢値するを得て阿羅漢を獲たるも、仍ほ由ほ刀劍の所害を免れずして涅槃に入れるなり』。

時に諸苾芻は次に復疑ありて佛に白して言さく、「[三]世尊、何の因緣の故にか王子頂髻及び勝音城の士女の類と迦多演那とは塵土のために壓せられ、利益と除患とは寶を持して城を出れたる」。佛、諸苾芻に告げたまはく、『此等諸人は因緣運會して業果現前し……廣說せること上の如し……乃至、果報還りて自ら受くるなり。汝等當に聽くべし、過去世に於て一聚落中に長者ありて住し、妻を娶りて未だ久しからざるに一息を誕生し、次いで一女を生み、各漸く長大せるに男は既にして妻を娶りしも女は未だ嫁を成ぜざりき。諸餘の女伴は皆婚姻を作せるに、斯の一女は絕えて人を問むるなかりき。時に獨覺尊者ありて世に出現せり……廣說せること前の如し。一獨覺あり人間に遊行して斯聚落に屆り村に入りて乞食せり。時に難嫁の童女は聖者の來れるを見て、便ち糞掃を以て彼が身上に棄てしに、卽ち此日に於て人ありて親を問めければ、其兄怪しみ問ふらく、「何の故にか今朝人ありて汝を問めたる」。答へて曰はく、「我れ向者に於て惡糞掃を以て苾芻の上に棄てたればなり」。兄聞いて笑へり。女便ち事を以て諸の同伴に告げ、諸女聞き已るに咸く嫁娶を希ひて、競うて糞掃を以て苾芻に投擲せり。是の如く展轉して盡く大聚落の所有人民は、並に皆邪見もて此を將つて善と爲せり。時に彼聖者は衆人を罪せんを恐れて遂に便ち捨て去りぬ。復五通仙者ありて此處に來至せるに、諸人は復糞掃を以てして之に棄擲せりければ、仙は之を見已りて亦復捨て去りぬ。人皆念を生ずらく、「尊者所に於て糞を棄てんに福を得ん」とて、遂に父母の上に於ても亦糞穢を棄てぬ。時に此聚落に二長者あり、非法を行ずるを見て普く之に告げて曰はく、「仁等が所作は實に法憲に乖けり、斯惡業に緣りて必らず苦果を招かん」。聚落の諸人は此語を聞くと雖而も邪見轉增して惡心息まざりき。汝等苾芻、昔時の長者女とは卽ち頂髻是れなり。彼聚落中の邪見の諸人は卽ち勝音城中の

【三】頂髻王子等前生因緣譚。Divy. (p. 584, 9) に出でたり。

誰か復代當すべき」。時に迦多演那は手足を洗ひ已りて佛所に往詣し、頭面に禮足して一面に在りて坐せるに、爾の時世尊は知りて故に問ひたまはく、「迦多演那、汝が遊履せる所は安樂を得たりや不や」。時に迦多演那は經たる所の事を以て具に世尊に白すに、世尊聞き已りて默然して住したまへり。時に諸苾芻は其說くを聞き已り咸く皆疑ありて佛に白して言さく、「[三]世尊、唯願はくは慈悲もて我が爲に宣說したまはんことを。「彼仙道苾芻は何の緣を以ての故に、身、國王と爲りて大快樂を受けつゝも此勝位を捨てゝ佛に歸して出家し、諸煩惱を斷じて阿羅漢を得つゝも刃殺を免れざりしや」と」。佛、諸苾芻に告げたまはく、「汝等當に聽くべし、仙道苾芻が所造の業は、因緣熟せん時必らず須らく自ら受くべく、逃避するの處なきなり」……廣說せること上の如し。迦陀を說いて曰はく、

「假令百劫を住めんとも　　所作の業は亡びじ
因緣會遇はん時　　果報還りて自ら受けん」。

『汝等苾芻、乃往古昔に佛出世せざりしには獨覺者ありて世間た出現し、情に哀愍を存して貧乏を拯濟し、知足して受けて多求を樂はず、唯一福田にして喩ふるに麟角の如くなるが、來りて林藪に託して少欲にして住せり。多く麞鹿ありて先に依止を爲せるに、時に獵人あり此に於て弶を置きて常に多く鹿を獲たりしき、忽ちに所得なかりければ其何故なるかを怪しみしに、乃し人蹤を尋ね見て獨覺所に至りければ、瞋怒の意を發して箭を以て之を射たりき。聖者は哀愍して爲に空界に昇りしに、獵人は下らんことを求め、聖者は因りて卽ち命終せり。遂に火もて屍を焚くに八牛の乳を灌ぎ、其餘骨を收めて爲に制底を造り、種々供養して頂禮悲哀すらく、「願はくは此に因りて三塗の報を受くる勿く、所有供養の供德にて大王家に生じ貲財豐足し當に是の如きの功德希奇を獲べく、此に勝れる大師に承事供養して心に厭倦なからんことを」。汝等苾芻、往時の獵師とは卽ち仙道苾芻是れなり、昔に箭を以て獨覺尊を射たるに由りての故に、多生中に於て地獄の苦を受け、後に人と爲

【三】仙道苾芻前生因緣譚。Divy. (p. 581, 21) に出でたり。

尊者知り已るに卽ち神女を辭して小銅盞を留めて以て記念と爲し、便ち紺顏童子をして法衣の角を執らしめ、空に騰りて去りぬ。是時神女は遂に村人に勸めて窣堵波を造り、盞を內に置きて名けて銅盞制底と爲せるに、今に猶ほ現在せり。時に紺顏童子は師の衣角を執り身に懸けて去りしに、時に人遙かに見て皆悉く唱言すらく、「[15]濫波底、濫波底（是れ懸桂の義）」。其經過せる所の方國の處は、因みて[16]濫波（今北印度に現に其國あり）」。と號せり。尊者は漸く去りて一小國に至りしに、其王命終して絕えて繼嗣なかりければ、時に彼諸人は皆尊者の神德高遠なるを知り、遂に童子を立てゝ君主と爲さんことを請ぜり。尊者之を許し、遂に便ち冊して紺顏王と爲し、留めて國務を知らしめぬ。此より復[17]歩迦拏國に往き、尊者の母は此國中に[18]生まれて賢善童女と名けしが、尊者は舍に就りて其が爲に法を說いて見諦を得せしめ、之に錫杖を授けて與に記念と作せるに、彼に[19]錫杖制底を造り現今に供養せり。尊者は此より中國に往かんと欲して路、雪嶺を過りしに、北市の諸天倶に來り請じて曰はく、「唯願はくは慈哀して我住處に於て、爲に少許の記念の事を留めたまはんことを」。尊者便ち念ずらく、「世尊說きたまへるが如くんば中市の地は[20]布羅を著せず」と。卽ち便ち屧を以て付して天神に與へしに、諸神は得已りて爽塏の地に於て一制底を造り、名けて布羅制底と曰へり。是時尊者は縛叉河を過ぎて布灑城內に至り、家を巡りて乞食し、旣にして飯食し已りて鬚髮を剃除し並に爪甲を剪れり。諸人見已りて其髮爪を請ひ、[21]髮爪制底を剪りて永く供養を貽れり。尊者は次に後に此より南行して室羅伐城に至りしに、諸苾芻見て告げて言はく、「善來、大德迦多演那、所有遊履に安樂を得たりや不や」。答へて言はく、「具壽、苦あり樂ありき」。時に諸苾芻は具に其故を問ふに、答へて曰はく、「隨處に人を化せるは卽ち是れ其樂なりしも、勝音城に在りて塵土のために壓せられたるは斯れ其苦を成ぜり」。時に諸苾芻は尋いで所由を問ひ、尊者は具に其事を答へしに、苾芻聞き已りて是の如きの語を作さく、「彼殺父人は極邪見を生じて且に是の如くに現世に花報を受けぬ、未來の苦果は

【一五】濫波底濫波底（lambate lambata）。

【一六】濫波地方（Lambakapala）。

【一七】歩迦拏國（Vokkāṇa）。

【一八】此國に生まるとは、Ujjeni にて死して歩迦拏國に再生（upapanna）せる義なり。

【一九】錫杖制底（yaṣṭistūpa）。

【二〇】布羅（pula）。富羅・福羅とも音寫す、莊飾せる短靴なり。律部十、註（三一の一〇九）參照。

【二一】髮爪制底。西藏律及び Divy.（p. 581, 9）になし。

きを見、空に乗じて去りて大聚落に至り、穀場中に止まりて暫時停息し、衣鉢を整理し村に入りて乞食せるに、天力に由りての故に場中の稲穀自然に盈滿せり。是時場主は斯事を見已りて是の如きの語を作さく、「我が此場中の稲穀盈溢せるは、皆天女威神の力に由りてなり」。即ち戸鑰を持して天女に授與して報じて言はく、「……乃至、我れ未だ重ねて來らざるまでは、請ふ棄て去る勿れ」。便ち村中衆人集處に往いて普く之に告げて曰はく、「我が場中に於て天女ありて至り、彼威力に由り場穀增多せり、君等若し能く共に我兒を立てゝ聚落主と爲さんには、我當に彼天女を留めて以て相擁護して常に安樂を受くべし」。諸人聞き已るに咸く「善好なり」と云ひ、即ち彼兒を立てゝ聚落主と爲せるに、其父即ち屏處に向ひて便ち利刀を以て自ら刎ねて死にき。時に迦多演那は食を乞ひ得已りて場中に還り至り、伴と共に食を分ち、食し了るに衣鉢を收めて彼天女に告げて曰はく、「我れ前行せんと欲す、汝は他に囑せられたれば隨去すべからざらん」。天女曰はく、「我に何の事ありてか隨行するを得ざる」。尊者告げて曰はく、「他の戸鑰を受けつゝ、其主未だ來らざるに若し捨て去らんには是れ信義を傷けん」。須臾の頃に村邑諸人は各香花を持して來りて供養を申べ、天女に請じて曰はく、「我等有福にして幸に聖來儀したまへり、伏して願はくは慈悲もて神を此に留めて住したまはんことを、所須の者は我皆供給せん」。天女報じて曰はく、「若し其君等にして苦に相留めんには、可しく大德迦多演那の爲に寺宇を造立し、并に我が爲に別に神廟を立つべく、四事に供養して闕乏することなからんには我當に此に住すべし」。諸人報じて曰はく、「此皆爲に作さん」。即ち便ち寺を造り、斯を去ること遠からざるに爲に神堂を立て、供養して闕くるなかりき。時に彼天女は毎に夜半に於て燈炬を秉持し、尊者所に就りて妙法を聽聞せりければ、村人見る者便ち譏議を作さく、「云何が神女は夜に苾芻に詣りて共に非法を行ぜる」。神女聞き已りて遂に瞋心を起し、彼村人を呪して皆疾患せしめしに、諸人知り已り咸く神所に就りて共に懺謝を申べ、患苦遂に除こりぬ。

れ見たり」。佞臣曰はく、「今此世間には阿羅漢なし、但空言あるのみ」。時に王は卽ち便ち阿羅漢の見を捨てゝ邪心を發起し、所有布施は……苾芻・苾芻尼等の飲食供養なり……悉く皆斷絕せり。時に諸の五衆は旣にして飮食なかりければ並に皆四散し、唯大迦多演那及び世羅苾芻尼のみは此城に於て住せり。時に迦多演那苾芻は晨朝時に於て衣鉢を執持し、勝音城に入り乞食を行ぜんと欲して、頂髻王の外に出でゝ遊獵せんとするに逢へり。尊者は王を見て便ち是念を生ずらく、「或は王は我を見んに不喜心を生ぜん」とて、之を避けて去りぬ。王は逢見し已りて佞臣に問うて曰はく、「何の故にか苾芻は遠く相避去せる」。佞臣答へて曰はく、『彼苾芻は是念を作せるなり、「殺父作逆の人をして我身に塵觸せしむる勿れ」』と。斯が爲に遠く去れり』。王聞いて大に怒り諸兵士に勅して、各土一把を以て苾芻の上に散ぜしめぬ。時に彼尊者は是事を知り已りて、卽ち便ち小室を化作して中に在りて端坐せるに、彼諸人衆は各塵土を以て尊者の上に棄てゝ便ち大聚を成ぜり。時に利益・除患なる二大忠臣は其非理を見て便ち爲に土を去り、問うて言はく、「大德、今此城人は無利事を作せり、當に何の報をか受くべき」。苾芻報じて曰はく、「七日を齊りて來、當に塵土を雨らして所有城郭は塡壓して遺すなかるべし」。時に利益大臣の子は[10]紺顏と名け尊者大迦多演那に授與して以て侍者に充て、除患大臣の女は[11]紺容と名け世羅苾芻尼に授與して以て給侍に充てぬ。卽ち是日に於て天は珍寶を雨らし、乃し六日に至るまで皆珍寶を雨らせり。時に彼の利益・除患の二大忠臣は各珍寶を收めて二船に盛滿し、其夜中に於て城を出でゝ逃避し、河に隨うて去りて一勝地に至り、各一城を造りて以て居止を爲し、一は[12]利益城と名け、二は[13]除患城と名けぬ。第七日に至りて、時に世羅苾芻尼は給侍女と將に神通力を以て憍閃毗城に往き、卽ち侍女を以て[14]瞿師羅長者に付して其をして養育せしめぬ。尊者大迦多演那は第七日に於て此城中に於て塵土を雨らせるを見て、是れ業力にして救濟すべからざるを知り、卽ち勝音城中の舊住天女幷に侍者童子と與に、土城人を滿して遺子な

【一〇】紺顏（童子）。Divy. (p. 575, 25) に śyāmāka dāraka とせり。
【一一】紺容（童女）。Divy. (p. 575,25) に śyāmāvatī dārikā とせり。
【一二】利益城 (Hiruka)。
【一三】除患城 (Bhiluka)。
【一四】瞿師羅 (Ghosila)。

羅漢を殺せる其罪は無かるべけんや」。母曰はく、「此事たるや汝可しく有智人に問うて以て虛實を詳かにすべし」。是時太妃は子を辭して去り、二佞臣を命びて告げて言はく、「我子所有の殺父の憂は已に僞に除き訖りぬ、羅漢を殺せる罪は爾自ら當に知るべし」。時に頂髻王は卽ち便ち總じて群寮を命びて一處に集まらしめ、諸有智者も亦喚びて俱に來らしめしに、時に二佞臣は衆に隨ひて至れり。王便ち問うて曰はく、「朕聞く、阿羅漢を殺さんに大逆罪を得んと、其事如何」。時に大衆中に王に白して曰ふあり、「大王、誰か復彼が阿羅漢を得たるを知れりや」。復說いて言ふあり、「阿羅漢なりしならんには空に乘じて來去し、道眼通明にして身を害するあるを知れば、何ぞ遠く避けざりし」。二佞臣曰はく、「王、何ぞ憂へらる、此世間に於ては阿羅漢なきなり、而ち今彼を殺したりとも逆罪を得んや」。王曰はく、「我及び諸人は悉く皆底灑・布灑の阿羅漢を獲て、虛空に上騰して身に水火を變じ、神の神通を作して無餘依妙涅槃界に入れるを現見せるに、卿等は云何が其實なきを道へる」。佞臣曰はく、「願はくは王、其罪を寬して其事を終ふるを得せしめよ」。王曰はく、「何の事をか作さんと欲せる」。臣曰はく、「彼皆虛僞もて世間を誑惑して、實に更に生を受けつゝも後有なしと云へり。若し實に無からんには何に因りてか猫子の中に生存して各塔下に居せん」。王曰はく、「如何がして知るを得るや」。臣曰はく、「王當に自ら驗すべし」。其王卽ち便ち諸臣に命じて曰はく、「我れ彼に往いて其虛實を觀んと欲す」。王遂に駕を整へ及び諸大衆百千萬人は制底所に至りしに、時に彼佞臣は卽ち肉臠を持して制底邊に在き大聲に喚びて「底灑・布灑、汝各出で來れ」と言へるに、猫子便ち出でぬ。又復告げて言はく、「汝等にして若し實に邪諂事を以て世間を誑惑しつゝ、信心の衣食を受けて以て自ら活命し、斯の惡事に由りて猫子中に墮ちたる事虛しからざらんには、各肉臠を取り窣塔波を遶り已りて本穴に還り入れ」。是語を作し已りて方に始めて肉を投ぜるに、猫子は肉を得て各其塔を遶りて穴中に還り趣きぬ。佞臣曰はく、「王、今見たりや不や」。王曰はく、「我

よ、汝各出で來れ」。と言へるに、猫子便ち出でぬ。又復告げて言はく、「汝等にして若し實に邪諂事を以て世間を誑惑しつゝ信心の衣食を受けて以て自ら活命し、斯惡業に由りて猫子中に墮せる事虛しからざらんには、各肉臠を取りて自の窣堵波を遶りて本穴に還歸せよ」。是語を作し已りて方に始めて肉を投ぜるに、猫子は肉を得て各其塔を遶り、還りて穴中に趣けり。是の如く日々に窣堵波處に於て二猫子に教へ、乃し淳熟して人言を體解するに至れり。時に二佞臣は此事を作し已るに、頂髻の母所に至りて白して言さく、「太妃、王今羸瘦して性命幾もなけん、豈に今時捨てゝ問はざるを得んや」。王母報じて曰はく、「我れ如何せんと欲すべき、君二人に由りて是の如きの極重惡業を作さしめたれば」。二臣白しく言さく、「豈に罐にして井戸に落ちたりとて綆も亦同じく棄つべけんや」。母曰はく、「此事あるを知れるも、我れ何がせんと欲すべき」。佞臣曰はく、「父を殺せる憂は妃自ら開解せよ、阿羅漢を殺して心に悔惱を生ぜるは我等爲に除かん」。母曰はく、「若爲がしてか除かんと欲せる」。臣曰はく、「底灑・布灑は自ら阿羅漢を得たりと云ひ、衆に共に知られぬ。斯れ乃し他を誑惑して後世なしと說けるに、寧んぞ知らん、死に已りて猫子中に生ぜるを。此を以て證知す、阿羅漢なきを」。母曰はく、「此若し實ならんには可しく自をして驗めしむべし、憂を除くを得るに足らん」。其母卽ち便ち頂髻所に至りて問うて言はく、「愛子、何の故にか汝今身極めて羸損痿黃して困篤せる」。便ち母に白して曰さく、「我今寧んぞ身心苦しからざるを得べき、二佞臣、我に教へて二無間業を連作せしめたるに由り、先王辜なきに枉げて殺害を加へぬ。是れ阿羅漢にして諸漏已に盡きたれば、必らず當に直に無間獄中に趣くべけん」。母曰はく「汝憂ふるを須ひざれ、我當に爲に說くべし」。王曰はく、「幸に願はくは爲に說いて我が深憂を除かんことを」。母云はく、「此國の先王は是れ汝が父に非じ、我れ洗浴せるに因みて外人と交通し、因りて卽ち汝を生めるなれば、彼命を斷ぜりと雖逆罪を成ぜるには非じ」。王曰はく、「且に父に非ざれば重逆業なきを知れるも、阿

王曰はく、「豈に復先王は今已に命斷ぜりとせんや」。答へて曰はく、「今已に殺し訖れり」。王曰はく、「如何がして知るを得たる」。佞臣卽ち屠者を指して（曰はく）、「此等諸人は親しく彼命を斷ぜり」。頂髻問うて曰はく、「我父先王は幾の兵衆ありて此に來らんと欲せりや」。屠者答へて曰はく、「彼は是れ出家苾芻なり、寧んぞ兵衆あらん、單身隻步して路に隨うて來れり」。便ち衣鉢及以王頭を持して頂髻に呈示せるに、頂髻見已りて地に悶絕し、冷水もて灑散すること良久しうして乃し蘇りしに、起ちて便ち大哭して屠者に問うて曰はく、「父王死なんとせる時何の言囑かありし」。答へて言さく、『大王、先王死なんとせる時、親しく伽他を說いて王に白して知らしむらく、

「汝、多罪業を知り　父を殺し國位を貪れり
我は勝涅槃を獲んも　汝は無間獄に墮せん」。

又曰へり、「汝、二逆業を造れり、一には父を殺し二には阿羅漢の諸漏已に盡きたるを殺したれば、無間獄に墮して當に極苦を受くべし。汝可しく至誠慇懃に除悔すべし、冀はくは輕微なるを得ん」と』。是時頂髻は是說を聞き已るに、憂箭もて心を射て容色顦悴せること、生葦の莖葉を斷じて枯萎せるが如くなりき。卽ち便ち使を遣はして二舊臣を喚び至らしめて告げて曰はく、「何に因りてか卿等二人は我が極重の惡業を造作せんとせるを見て相遮止せざりし」。二臣答へて曰はく、「王敎へて我をして相見ゆるを得ざらしめね、何の方便ありてか共に相諫止しまつるべき」。頂髻卽ち便ち二佞臣に勅して來りて相見ゆること勿らしめ、二舊臣を立てゝ重ねて輔相と爲せるに、斯より漸々に頂髻王に勸めて正法もて國を治め（しめ）ぬ。時に二佞臣は既にして寵を失し已るに、別に方便を爲して王が心を舊に改めんと欲せり。二阿羅漢の……一は底灑と名け二は布灑と名けたる……二窣堵波の各一邊に於て一小穴を造り、二小猫兒を取へて各穴内に安き、日々中に於て肉を以て餧飼し、敎へて誤を語らしめんとて常に肉を持して穴邊に到る毎に、時に大聲にて喚びて「底灑・布灑

を說いて佛に請じて曰さく、

「口に種々の妙光明を出し　大千に流滿して一相に非ず
十方諸刹土に周遍せること　日光照して虛空を盡くすが如し。
佛は是れ衆生の最勝因なり　能く憍慢及び憂慼を除く
緣なきには金口を啓かず　微笑したまへること當に演ぶるに希奇あるべし。
安詳審諦の牟尼尊　聞かんと欲するを樂はんには能く爲に說きたまふ
師子王の妙吼を發すが如し　願はくは我等が爲に疑心を決きたまはんことを。
佛は大海の妙山王の如し　若し因緣なきには搖動せじ
自在慈悲もて微笑を現じたまへり　渴仰せん者の爲に因緣を說きたまへ」。

佛、阿難陀に告げたまはく、「是の如し是の如し、因緣なくんば非ず、如來應正等覺にして輙ち微笑を爲せること、汝今當に聽くべし」。伽他を說いて曰はく、

「已に諸の結縛を斷ち　善く衆の毒箭を拔ける
彼仙道苾芻も　仍ほ王法を免れじ」。

阿難陀よ、彼の勝音城頂髻王は惡知識に由りての故に、其父先王は阿羅漢を得て愆負あることなきに橫に逆害を加へぬ、決定して當に無間獄中に墮すべし」。阿難陀、佛に白して言さく、「世尊、仙道苾芻は阿羅漢を得たりしに今殺されたりや」。佛言はく、「殺されぬ」。時に阿難陀は聞き已りて流淚傷感して裁へ難かりき。時に彼屠人は遂に王頭及以衣鉢を持して勝音城に詣り、佞臣所に至り告げて言はく、「我れ老王に見え、敎を奉じて殺し訖れり、此は是れ其頭及以衣鉢なり」。時に二佞臣は斯事を見已りて大歡喜を生じ、頂髻所に往いて白して言さく、「大王、王可しく欣慶すべし、王の國內に於ては復怨家なければ」。王曰はく、「誰か是れ我怨家なる」。答へて曰はく、「老王なり」。

獄に至り、若し炎熱を受けたるは皆清涼を得、若し寒氷に處せるは便ち溫暖を獲るなり。彼の諸の有情は各安樂を得て皆是念を作さく、「我と汝等とは地獄より死にて餘處に生ぜりとやせん」。彼有情をして信心を生ぜしめ已りて復餘相を現ぜんに、彼れ相を見已りて皆是念を作さく、「我等は此に於て死なずして餘處に生ぜり、然り此必らず希奇なる大聖の威德力に由りての故に、我身心をして現に安樂を受けしめたまへるなり」。旣にして敬信を生じて便ち能く地獄の諸苦を消滅し、人天趣に於て勝好身を受け、當に法器と爲りて能く諦理と見るべけん。其上昇せるは上は　色究竟天に至り、光中に苦・空・無常・無我等の法を演說し、幷に復此の二伽他を說いて曰ふなり、

「汝當に出離を求め　佛教に於て精勤し
生死の軍を降伏すること　象の草舍を摧くが如くすべし」。
此法律の中に於て　常に不放逸を修し
能く煩惱の海を竭して　當に苦の邊際を盡すべし」。

時に彼光明は三千大千世界に周遍し已りて佛所に還り至れり。若し佛世尊が過去事を說きたまはんには光、背より入り、若し未來事を說きたまはんには光、胷より入り、若し地獄事を說きたまはんには光、足下より入り、若し傍生事を說きたまはんには光、足跟より入り、若し餓鬼事を說きたまはんには光、足指より入り、若し人事を說きたまはんには光、膝より入り、若し力輪王事を說きたまはんには光、左手掌より入り、若し轉輪王事を說きたまはんには光、右手掌より入り、若し天事を說きたまはんには光、臍より入り、若し聲聞事を說きたまはんには光、口より入り、若し獨覺事を說きたまはんには光、眉間より入り、若し阿耨多羅三藐三菩提事を說きたまはんには光、頂より入るなり。是時光明は佛を繞ること三匝して足下より入りぬ。時に具壽阿難陀は合掌恭敬して佛に白して言さく、「世尊、如來應正等覺にして熙怡微笑したまへるには因緣なきに非じ」。即ち伽他

【九】色究竟天。梵名阿迦尼吒天（Akanistha）にして、色界十八天の最頂なる故に色究竟天といふ。

是語を作し已るに屬者に告げて曰はく、「賢首、我が作さんとせる所は今已に作し訖れり、汝が爲さんとする所の者は當に可しく情に隨すべし」。居人白言すらく、『大王、我若し國に歸らんに頂髻問うて言はん、「大王が死なんとせる時何の言說かありし」と。將に何を以て報ぜんとするや』。答へて曰はく、『汝當に彼に報じて是の如きの說を作すべし、

「汝、多惡業を造り　父を殺し國位を貪れり
我は勝涅槃を獲んと　汝は無間獄に墮せん」。

復應に告げて曰へ、「汝は二無間業を造れり、一には父を殺し、二には阿羅漢にして諸漏已に盡きたるを殺せり、當に極苦を受けて無間獄に墮すべけん。汝可しく至誠慇懃に悔罪すべし、冀はくは輕微なるを得ん」と』。仙道復念ずらく、「我れ神力を以て空に乘じて去り、此に由りて極重の殃を受けしむること勿らん」。即ち正念を生じて神通を發さんと欲せるも、所求の境に於て心便ち迷亂し、乃し神通の字に至るまで亦記憶せず、況んや復空に騰りて遠く去らんと欲せんをや。復更に念言すらく、「世尊は我に當に業力の逃避すべきなきを思ふべしと令したまへり」。伽他を說いて曰はく、

「假令百劫を經んとも　所作の業は亡びじ
因緣會遇はん時　果報還りて自ら受けん」。

時に彼居人は卽ち利刀を拔き王首を斬斷して頭地に落ちしに、空中にて伽他を說いて曰はく、

「不思議業力は　遠しと雖必らず相牽き
果報成熟せん時は　避くるを求むるも終に脫れ難し」。

是時世尊は竹林園中に在して忽然微笑したまひき。世尊の法爾として若し微笑したまはん時は、口中より五色の光明を出して、或は沈下し或は復上昇するあり。其光下れるは下は無間幷に餘の地

「……具に問答を爲せること廣說せること前の如し……乃至、非法もて國を治して大王所に於て相見ゆるを願はじ」。仙道聞き已りて告げて言はく、「丈夫、若し是の如くならんには我當に廻去すべし」。時に諸屠人は卽ち頌を說いて曰はく、

「勇猛の大王、何處にか去らんとする　頂髻は王の生くるを欲願せず
故に我等を遣はして共に相刑せしむ　王今命盡きて逃處なけん」。

仙道聞き已りて彼人に告げて曰はく、「丈夫、豈に復頂髻は故に汝等を遣はして我命を斷ぜしめんとせるならんや」。答へて曰はく、「是の如し」。仙道便ち念ずらく、『世尊說きたまへるが如し、「當に須らく思念すべし、業力違ひ難きを」とは、斯事に由りての故なりしなり』。密かに是語を作して卽ち屠者に報じて曰はく、「賢首、汝等暫らく停息すべし、我れ本爲めんとする所ありて出家を作し、復剃髮染衣せりと雖其事未だ辨ぜざれば、汝等暫らく住して我が少時に所爲事を求むるを待て」。諸人報じて曰はく、「大王、意に隨へ」。時に具壽仙道は一樹下に於て結跏趺坐して龍王の盤れるが如くなりき。佛言曰したまへるが如し、「多聞の人は五種利益あり。云何が五と爲す。一には[四]蘊善巧、二には[五]處善巧、三には[六]界善巧、四には[七]緣起善巧、五には[八]其敎誡を須むる所に於て敎授して他に求めず」と。時に仙道苾芻は斯の五事に於て悉く皆善巧なりければ、五趣輪廻に於て定相なく一切諸行皆悉く無常なるを知り、善く觀察し已るに諸の煩惱を斷じて阿羅漢果を證し、金と土とを觀ずるに平等にして殊ならず、刀割香塗にも二想なきを了し、心に罣礙なきこと手もて空を撝ふが如くにして、能く大智を以て無明の㲉を破し、三明・六道・四無礙辯悉く皆具足し、三界中の所有愛著・利養・恭敬に於て棄捨せざるなくして解脫の樂を證し、迦他を說いて曰はく、

「已に諸の結縛を斷じ　善く衆の毒箭を拔ける
我れ仙道苾芻も　仍ほ王法を免れじ」。

【四】蘊善巧 (skandhakuśala)。Divy. (p. 567, 8) に多聞の者は五の稱讃 (pañcānuśaṃsā) ありとして以下の五を列す。蘊善巧等とは五蘊假和合の理に於て善き諦らめており、十二處・十八界・十二緣起に於ても通曉せりとの意なり。
【五】處善巧 (āyatanakuśala)。
【六】界善巧 (dhātukuśala)。
【七】緣起善巧 (pratītyasamutpādakuśala)。
【八】於其所須敎誡敎授不求於他 (aparapratibaddhā cāsya bhavaty avavādānuśāsanī ＝彼にとりては他によりて縛せられないで敎誡する資格を有つておる)。

「彼は是我が父なり、云何がしてか害を興さん」。大臣卽ち便ち爲に頌を說いて曰はく、

「若しは父母兄弟　或は復是女男にして
　惡念もて怨家と作らんに　當に須らく其首を斬るべし
　假令千子ありて　共に一船に乘じ
　一子にして怨家と作らんに　諸子は須らく沈沒すべけん。
　家を存せん（ため）には一命を殺し　村の爲には一家を除き
　城の爲には一村を除き　已が爲には一國をも棄てん」。[三]

時に彼佞臣は是の如き等の種々勸諭を作せるに、王は其說を然りとせりければ、佞臣卽ち諸居人に命じて曰はく、「汝今可しく往いて彼老王を殺すべし、我當に汝に賞すべけん」。時に彼居者は老王所に於て戀慕の情深かりければ、發遣せられしと雖心に去くを樂はざりき。是の如く再三し、金銀珍寶乃至聚落を以てして悉く皆賞賜せるも亦肯へて行かざりければ、佞臣忿怒して獄官に告げて曰はく、「汝今可しく去いて彼居人並に其眷屬を收へて之を獄に繫ぐべし」。獄官聞き已るに驚き走りて去り、居人所并に諸眷屬に至りて執縛して將來せるに、居人恐怖して白して言さく、「相執縛すること勿れ、意の所爲に隨はん」。獄官曰はく、「汝、老王を殺さんには我今汝を放さん」。居人曰はく、「去かん」。卽ち皆手に利劍を執り、老王を求覓せんとて路に隨うて行いて摩揭陀國に向へり。

時に具壽仙道は夏安居竟り、佛所に往詣し頭面に禮足して佛に白して言さく、「世尊、我れ今本（國）勝音城に往かんと欲す」。世尊告げて曰はく、「汝が意に隨うて去れ、當に須らく思念すべし、業力逢ひ難きを」。是時仙道は佛を禮辭し已りて所住の房に至り、臥具を囑授して衣鉢を執持し、勝音城に往かんとて行くこと半路を過ぎしに彼居人に逢ひければ、共に相憶識して問うて曰はく、「汝、勝音城より來りしや」。答へて曰はく、「是の如し」。「彼處の國王及以百姓は各安きを得たりや不や」。

【三】爲己棄一國。本文に存家殺一命、爲村除一家、爲城除一村、爲己棄一國とあり。Divy. (p. 565, 8): -tyajed ekam kulasyârthe grâmasyârthe kulam tyajet, grâmam janapadasyârthe âtmârthe prithivîm tyajet とあり。第四句の爲己棄一國の己とはâtman（我者）にして大我なり、即ち菩提願求の爲には大地を棄つべきなりとの意なり。

苦りて功歷を加へざらんに　　縁として油を得べきなし」。
國中の人衆にも事亦是の如し、嚴しく苦功を加へんに方に國事を辨ぜん」。王曰はく、「今、國政を以て卿二人に付せん、其が所作は卽ち定量と爲さん」。時に二佞臣は便ち苦法を以て百姓を驅馳せり。時に商人あり勝音城より諸貨物を持して摩揭陀國に至り、仙道苾芻所に到りしに、仙道は記識して便ち之に問うて曰はく、

「勝音頂髻王　　大臣及び兵衆は
病なく恐怖なく　　法を以て人を治せりや不や」。

商人答へて曰はく、

「王及び諸大臣　　兵衆は皆安隱にして
他の恐怖するなしと雖　　非法を以て人を治せり」。

時に仙道苾芻は是語を聞き已るに次第して更に問ふらく、「誰か第一大臣たりや、王は誰が語を用ひて百姓を苦逼せる」。答へて言はく、「聖者、昔の二大臣には遮して入るを聽さず、更に餘の二諂佞をして王は其言を用ひて常に苦虐を行ぜしめ、國の人衆をして安隱を得ざらしめたり」。仙道聞き已りて商人に告げて曰はく、『汝、彼國に往いて諸人に告げて曰へ、「憂惱を爲すこと勿れ、我れ三月夏安居竟るを待ちて、當に自ら彼に至り其王に誨語すべし」と』。時に彼商人は苾芻の足を禮して之を辭して去り、漸く勝音城に至り諸人に報じて曰はく、「老王久しからずして自ら此に來至し、小王に誨語して非法もて人衆を苦楚するを許さゞらん」。時に彼佞臣は斯語を聞き已るに頂髻王に白して曰さく、「王今知れりや不や、昔日の老王は心ありて此に來り重ねて國位を貪らんとするを」。王曰はく、「父已に出家せり、寧んぞ王位を求めん」。大臣曰はく、「貪愛心に由りて彼をして追悔せしめしなり」。王曰はく、「其如何せんと欲すべき」。臣曰はく、「當に其命を斷ずべし」。王曰はく、

卷の第四十六

入王宮門學處第八十二の三

爾の時勝音城頂髻王は父禪[一]を受けての後、初は正法を以て人を化せるも、未だ多時を經ざるに便ち非法を行ぜり。彼二大臣なる利益と除患とは白して言さく、「大王、當に正法を以て人を化して非法を爲すこと勿れ。何を以ての故に。王が國人は花果樹の、時を以て溉灌して衰損を爲す勿らんには、則ち條榦花果繁實せんこと期すべきが如し。王が百姓も亦復是の如し、恩養するに法を以てせんに賦稅虧くるなけん」。復正諫せりと雖彼れ非法を行じて肯へて悛改せず、是の如きこと三たびに至りしに其語を用ひず、便ち瞋恚を生じて餘臣に告げて曰はく、「若し人故に灌頂王の敎と共に相違逆せんには、當に何の罪をか與ふべき」。時に佞臣あり前んで王に白して曰さく、「此れ何ぞ言在らん、理當に死に合ふべし」。伽他を說いて曰はく、

若しは臣にして王敎を拒み　若しは牙齒搖動し
若しは食中に毒を和へんに　之を除かんに方に樂生ぜん
大臣にして若し智多く　善く諸の法律を閑ひ
富盛にして兵戎あらんに　除かざらんには當に自ら害すべけん」。

王は是語を聞いて彼臣に告げて曰はく、「若し是の如くせんとすとも、彼二老臣は先王の所囑なれば我今輒ち自ら刑を加ふるに忍びず、今より已去は我と更に重ねて相見えしむる勿れ」。即ち門人をして遮して入るを聽さゞらしめ、二佞臣を立てゝ以て輔相と爲せり。佞臣は寵を得て每に王所に於て頌を說いて曰はく、

一苣藤[二]は熬蒸せず　及以磨擣せず

【一】父禪。讓位なり。

【二】苣藤。胡麻の異名。

若し十惡を行じて死なんに　妻子も皆哭せず
殯送の事も隨宜なり　是を名けて惡死と爲す。
若し十善を行じて死なんに　妻子は皆憶念し
殯葬並に如法なり　是を名けて善死と爲す。
生時唯獨來りて　死時還獨去る
自ら苦樂を受けて　共に分たん者あることなし。
命を伺ひて來り取へん時　父子も相救はず
親屬及び珍寶も　能く命を贖ふ者なけん。
生老及び病死は　日夜に恒に隨逐して
藏避せんに處あることなく　終には死王のために牽かれん。
智者は是事を見て　捨てゝ出家を求め
當に煩惱の海を離れて　胞胎の患を受けざるべし。
我れ諸の怨苦を捨てゝ　苾芻の性を成するを得たり
終に生死の獄を出でゝ　長に涅槃の城に趣かん」。

時に影勝王は仙道苾芻が爲に妙法を說くを蒙り、聞き已るに恭敬し深心に渴仰して白して言さく、「生死長遠にして卒かに出離し難し、我れ王位に處し寂靜と相違せり、但隨喜ありて未だ解縛すること能はじ」。是語を說き已るに頂禮して去りぬ。[二七]

【二七】此下、聖本には光明皇后の願文あり。

人命將に盡きんとする時　呪藥も救ふ能はず
神仙及び諸聖も　能く違拒する者なけん。
天に威力ありて　勝處に長年を受くと雖
衰相現前せん時　必らず死にて能く救ふなし。
諸王は自在を得て　威力、人の敵ふなく
多財にして名稱あらんも　終歸死門に入らん。
假令苦行を修して　勇猛、諸人に越え
設ひ多兵衆力ならんとも　詎ぞ能く死苦を超えん。
空に非ず海內に非ず　亦山石の間にも非ず
地の方處として　死のために害せられざるあることなし
空に非ず海內に非ず　亦山石の間に非ず
地の方處として　業のために害せられざるあることなし。
死後の身は膖脹して　皮肉漸く分離せん
唯餘は白骨の在るあり　斯を觀ぜんに何が愛むべき。
諸骨も咸く鎖散して　但空しき髑髏あり
形色甚だ惡むべし　誰か當に愛樂を生ずべき。
熱に在りては涼宮に處し　若し寒には煖室に居し
常に護りて身命を持たんとも　死の來り侵すを免れじ。
若し人善因を行ぜんに　果は他の有と共ぜず
王等も侵害せず　是故に應に福を修すべし。

今時徒步して行けり　豈に勞苦を生ぜざらんや。
庫藏皆盈溢して　受用常に情に隨せしに
今時所有なし　豈に勞苦を生ぜざらんや」。

時に仙道苾芻は旣にして是語を聞くや、亦伽他を以て之に答へて曰はく、

「諸有難調の事は　我今皆伏除せり
乞食して用つて身を資くるは　牛の轅軛を負へるが如くなり」。

影勝王曰はく

「仁今何の意ありてか　此憂愁の語を作せる
心中所念の者は　我悉く相供給せん」。

仙道苾芻曰はく

「諸有樂法の人は　心に憂愁あることなし
若し法を知らざらんには　冥より冥に入らん。
大王應に善く聽くべし　我今正法を說かん
正法を解するに由りての故に　生天し涅槃を得ん。
此身は愛むべきなし　一德あり、應に知るべし
善く調べて境に任せしめんに　心に隨うて卽ち安樂ならん。
假使壽百年ならんとも　形命終に歸盡せん
云何が妻子が爲に　財食に常に貪著せん。
妻子は怨家の如し　珍財は常に失せんを畏る
我今皆捨棄して　諸の憂惱を解脫せり。

出で、仙道苾芻は卽ち衆に依りて住せり。晨朝時に於て衣を著し鉢を持し、王舍城に入りて次に行いて乞食せるに、時に諸の士女百千萬衆は彼が入城せるを聞いて倶に來りて瞻仰せるに、宮闈の類咸く樓閣に昇り傾て望みて誠を竭して共に希有を覩ぜり。時に彼苾芻は旣にして食を得已るに本處に還至し、飯食し訖りて衣鉢を收め洗足して坐せり。時に影勝王は諸臣翼從して仙道苾芻所に至り、躬ら敬禮を申べて伽他を說いて曰はく、

「勝音國大王は　百千の城邑を捨て、
今餘殘の食を乞へり　豈に勞苦を生ぜざらんや。
先には妙金盤の　衆寶以て莊嚴せるを用ひしに
今は但瓦鉢を持てり　豈に勞苦を生ぜざらんや。
先には香秔飯を食し　美饌欲する所に隨せるに
今者麤疎なるを食せり　豈に勞苦を生ぜざらんや。
先には迦尸服の　妙氎及び諸繒を著せるに
今は糞掃衣を披たり　豈に勞苦を生ぜざらんや。
先には勝宮殿に處し　侍衞するに多人を以てせるに
今は獨樹下に居せり　豈に勞苦を生ぜざらんや。
先には妙牀褥に在りて　細軟、情に隨せて樂しめるに
今時草敷に臥せり　豈に勞苦を生ぜざらんや。
先には上宮后と與に　娛樂して鎭に心に隨せしに
今時獨寢息せり　豈に勞苦を生ぜざらんや。
先には無價の象　寶馬及び珍輿に乘ぜるに

し、「仙道王ありて今城外に在り」。使者卽ち便ち往いて王所に至り事を以て具に白すに、王聞いて驚起して諸臣に告げて曰はく、「其仙道王には多く兵衆あるに何ぞ預じめ報ぜずして忽ち此に來至せる」。使者、王に白さく、「彼に兵衆なし、唯一侍者あるのみ」。王は語を聞き已るに便ち是念を作さく、「彼は是れ刹帝利灌頂大王なれば、我今應に空しく備擬するなくして獨城に引入すべからず」。卽ち便ち道路を修治し城郭を嚴飾して、躬ら四兵を引いて仙道王所に至り、歡言執手して共に相慰問し、同じく一象に乘じて王舍城に入り、卽ち香湯を以て澡浴して上妙の衣を奉じ、旣にして飲食し已るに問うて言はく、「王は今何の故にか大寶位を棄てゝ一侍人と將に躬ら遠途を涉りて此に來至せる」。答へて言はく、「大王、我に別事なし、本意故に來れるは世尊所に於て出家を求め並に圓具を受けて、梵行を淨修し解脫を志求せんと欲してなり」。時に影勝王は身を起し合掌して是の如きの語を作さく、「善い哉佛陀、善い哉達摩、善い哉僧伽は、大慈悲を具して勝威力あり、能く是の如きの刹帝利灌頂大王をして尊勝位を捨てゝ佛所に來詣し、出家を求め並に圓具を受けて苾芻行を修せしめんとは」。時に影勝王は卽ち仙道王と將に世尊所に詣れり。爾の時世尊は無量百千の四衆に圍繞せられて妙法を演說したまひしに、遙かに影勝王の仙道王と共に來りて衆に入らんと欲せるを見て諸苾芻に告げたまはく、「彼影勝王は並ぬるに進物を將つて我所に來至せり。汝等當に知るべし。諸の如來所に於て進奉するあらんには、受化の有情を導引するに過ぐるなし」。是語を作し已りて默然して住したまへり。時に影勝王は仙道王と共に倶に佛所に至り、雙足を禮し已りて一面に在りて立ち白して言さく、「世尊、此は是れ勝音國仙道大王なり、足步して至り、如來の善說法律に於て出家を求め圓具を受けて苾芻行を修せんと欲せり。唯願はくは世尊、慈悲攝受したまはんことを」。世尊卽ち仙道王に告げて曰はく、「善來、苾芻、可しく梵行を修すべし」。王は是語を聞くに鬚髮自ら落ち、法服身に著して缾鉢手に在り、威儀進止は百歲苾芻の如かりき。時に影勝王は佛を禮して

獨寢ねたるに、天女既にして至りて身光太だ明かに、彈指作聲して王睡を驚覺せり。王聞いて驚き坐して問うて曰はく、「聲を作せるは誰ぞや」。答へて云はく、「我は是れ月光なり」。王曰はく、「夫人、可しく來りて我と共に臥すべし」。天女報じて言はく、「大王、我已に身死にて四大王衆天に生じぬれば、人天の事殊なりて理として宿を同じくするなし。王若し我と交歡するを得んと欲せんには、佛教の中に於て出家修道せよ、若し一切煩惱悉く永く斷ぜんには衆望都べて息まんも、若し餘惑ありて命終せんには四王天に生じて我と相見えん」。是語を作し已るに空に騰りて去りぬ。時に仙道王は是教を聞き已りて驚喜交集まり、出家事を念じて通夜に眠らず、天曉に至り已りて大臣に命じて曰はく、『卿、可しく往いて問ふべし、「月光夫人は今何處に在りや」と』。大臣白して言さく、「彼已に身死にぬ」。王聞いて便ち念ずらく、「我れ今應に天の警覺を蒙りながら、其語を用ひずして處して居家に在るべからず、可して頂髻太子を立てゝ王と爲し、付するに國事を以てすべく、我當に善說法律に於てして出家を爲すべし」。二臣聞き已るに流淚襟に交へぬ。復頂髻を命びて曰はく、「汝比來我が言教に順ぜるが如くに、今より已去は二大臣の言は亦應に聽受すべし、諸の國人に於ては法を以てして化せよ、我れ俗を捨てゝ出家せんと欲す」。太子聞き已るに悲泣して勝へ難かりき。時に仙道王は既に付囑し已るに、鼓を鳴らし宣令して普く國人に告げて曰はく、「所有國政は委ねて太子に付せり、我は出家せんと欲す、我れ比王たりながら法に依ること能はざりき、汝國人等各相容恕せよ」。時に諸人衆は是告を聞き已るに、王の恩惠を荷けて悉く皆啼泣し自ら、裁すこと能はざりき。王は太子を立てゝ以て國事を知ら（しめ）、多く財寶を出して廣く無遮を設け、沙門婆羅門及び貧下の類まで周給せざるなくして、一侍者と將に徒步して去りて王舍城に向へり。時に頂髻王及び國の人衆は悉く皆後に隨ひ送別して歸りぬ。其王漸く去りて王舍城に至り、一園中に在りて暫らく停息し已りて彼の人に告げて曰はく、『汝今可しく往いて影勝王に白して曰ふべ

るべし、我れ願はくは出家せん」。王曰はく、『共に要契を立てんに汝が情に遂ふべけん、「若し出家し已り諸の煩惱を斷じて阿羅漢果を證せんには、我便ち望斷せん、若し餘の結惑ありて命終せんには、所去の處より當に我に告げ知らしむべし』と」。夫人曰はく、「爾り」。時に仙道王は即ち月光を引いて世羅苾芻尼處に至り、禮足し已りて白して言さく、「聖者、月光夫人は善說法律に於てして出家を爲さんと欲せり、唯願はくは聖者、慈悲攝受して共に出家を與へ幷に圓具を受けたまはんことを」。世羅報じて曰はく、「善い哉大王」。即ち出家を與へ幷に圓具を受け、其業報を觀じて命終せんとするを知りければ、月光に無常觀を修するを敎授せり。月光は言に依ひて作せるに、第七日に於て忽爾として命過し、四大王衆天に生ぜり。諸天の法爾として初生の時必らず三念を起すなり。「我れ何處にてか死にたる」と（念じて）「人中に在りて」と知り、「今何處にか生ぜる」と（念じて）「四大王衆天に生在せり」と（知り）、「曾て何の業をか作せる」と（念じて）「佛敎中に於て梵行を淨修したれば」と（知れり）。時に月光天女は是念を作し已りて（謂へらく）、「若し我れ往いて世尊を禮しまつらざらんには是れ應ぜざる所なり」とて、即ち瓔珞を取りて其身を莊嚴し、即ち種々上妙の天花を以て衣襟に滿して夜に佛所に詣りしに、天光晃曜して竹林園に滿ちぬ。便ち妙花を以て普く佛所に散じ、佛足を頂禮して一面に在りて坐せり。爾の時世尊は彼機性を觀じて爲に法を說きたまふに、彼は法を聞き已りて預流果を得、伽他を說いて曰はく、

[三六]「世界人天は咸供養しまつり　能く業惑生老死を除きたまへり
百千生に於て逢ふを得ること難し　我今幸に遇へること誠に希有なり
我れ大師に依りて結惑を除き　今時淸淨眼を獲得せり
苦流を超渡して彼岸に昇り　究竟して當に涅槃の城に入るべけん」。

時に彼天女は此頌を說き已るに、佛足を頂禮して勝音城仙道王所に往けり。時に王は樓上に於て

【三六】世界人天。藏律には「非天・人・天の趣は供養せり」とあり。

はくは尊者、慈愍の心を興して暫し宮中に入りて彼所願に隨ひたまはんことを」。時に迦多演那白して言さく、「大王、世尊は制戒して苾芻に王宮中に入りて女の爲に法を說くを許したまはじ」。王言はく、「聖者、若し是の如きには、誰か宮中に入りて女の爲に法を說くべき」。答へて曰はく、「苾芻尼ありて入りて爲に說くを許したまへり」。時に仙道王は是語を聞き已るに、卽ち書を作りて影勝王に報じて曰はく、「宮內女人は聞法を樂欲せり、願し方便ありて苾芻尼をして來らしむるを得るや不や」。時に影勝王は旣にして來書を覽て便ち佛所に往き、雙足を禮し已りて白して言さく、『大德、彼仙道王は復書を遣はし來りて云はく、「內宮の妃后は正法を聞かんことを樂ひて苾芻尼に見えんと欲せり」、其事云何」。爾の時世尊は斯語を聞き已りて便ち是念を作したまはく、「何の苾芻尼は彼城中宮人の類と因緣感會して共に相濟脫すべき」。世羅[35]苾芻尼の能く彼を化するを觀知して、佛、世羅苾芻尼に告げて曰はく、「汝當に彼勝音城中の宮人の類を觀ずべし」。尼、佛に白して言さく、「謹みて聖教を受けん」。佛足を禮し已りて舊住處に往き、臥具を囑授し竟りて衣鉢を執持し、五百苾芻尼と俱に勝音城に向へり。影勝王は復彼に書を與へて遣はして迎接せしめ、房五百を造り、所須を供給し、道場に敷設して衆の爲に法を說か（しめ）しに、多人悟解して三菩提心を發せり。時に世羅尼は日々に自ら王宮の內に往いて妃后等の爲に法要を宣說せり。彼仙道大王は彈箏を妙解し、其月光夫人は善く能く舞を爲せり。曾て一時に於て王は宮內に在りて自ら手づから箏を彈じ月光は起ちて舞へるに、其が舞へる際に於て夫人の身に無常相ありて第七日に至りて必らず當に命終すべきを見ぬ。時に王は見已りて心に憂惱を生じ、手づから彈ぜる所の箏を便ち地に投ぜるに、月光見已りて白して言さく、「大王、豈に我が舞曲は絃管に中らざれば、大王をして箏を地を放たしむるを致せるならんや」。王曰はく、「舞の惡しきに關れるには非じ。然り我れ汝が身に死相ありて七日內に於て必らず定んで身亡らんを見たればなり」。月光白して言さく、「若し是の如きには幸に當に放た

【三五】 世羅苾芻尼 (Śailā)。

ること兩驛半許に道路を修治し香華を嚴設し、四兵を治整して自ら來りて迎接すべし。又城內閑寂の處に於て一大寺を造りて五百房を營み、牀榻臥具は闕乏せしむるなく、飮食所須は悉く皆預辦せよ、若し是の如くに供養事を作さんには福を獲んこと無量ならん』。使、書を持し至りて仙道王に授け、既にして書を讀み已りて言の如く悉く作し、苾芻既にして至るに賓迎して城に入り、卽ち空閑廣博の處に於て繒幡蓋を懸けて道場を嚴設し、苾芻に坐せんことを請ぜり。時に無量百千の大衆ありて悉く皆雲集せり。爾の時聖者迦多演那は彼機緣に隨うて爲に法要を說き、諸大衆をして皆利益を蒙らしめ、或は預流果を得たる者、或は餘果を得…乃至、出家して阿羅漢果を得、或は聲聞・獨覺乘の心を發趣せる者あり、或は[二二]大乘を發趣せる者ありき。時に勝音城に二長者あり、一は[二三]底灑と名け、二は[二四]補灑と名けたるが聖者迦多演那所に往詣し、至り已るに禮足して白して言さく、「聖者、我今善說法律に於てして出家を爲し、聖者所に於て梵行を修治せんと欲す」。時に迦多演那は其心の至れるを知り、卽ち出家を與へ並に圓具を受け、其根器を觀じて敎ふるに要法を以てせるに、彼二は便ち日夜の中に於て勤修して倦むことなかりければ、一切惑を斷じて阿羅漢果を證し、卽ち虛空に昇りて諸の神變を現じ、身より水火を出して便ち無餘妙涅槃界に入れり。彼の諸親族は卽ち火もて焚燒して供養を爲し已り、其餘骨を收めて二窣覩波を造れり。時に仙道王は日々の中に於て常に聖者迦多演那の處に詣りて妙法を說くを聽き、既にして聽得し已るに宮中に還りて諸宮人に告げて曰はく、「聖者迦多演那は每に常に我が爲に深妙の法を說けり」。宮人白して言さく、「大王は福ありて佛の出世に逢ひ、因成じ果滿じて正法を聞くを得たまへり」。王、宮人に告げて曰はく、「爾等何に因りてか往いて聽かざる」。宮人答へて曰はく、「我等內人は數出づるに由なし。若し其聖者迦多演那にして宮中に入りて爲に法を說くを得んには我等當に聽くべけん」。王は語を聞き已りて聖者の所に往き、雙足を頂禮して白して言さく、「聖者、宮內女人は聞法を樂欲せり、唯願

[二二] 大乘。Divy. (p. 551, 4) には anuttarāyām samyaksambodhau (無上正等菩提) とある故に、こゝの大乘も此義なり。
[二三] 底灑 (Tisya)。
[二四] 補灑 (Pusya)。

滅し、有滅して則ち生滅し、生滅して則ち老死憂悲苦惱滅し、是の如くして純大苦蘊の積集は皆滅すと。時に仙道王は緣生の理に於て既に深く曉悟し、座を起たざるに智金剛の杵を以て二十種薩迦耶見の山を摧破して預流果を得、既にして見諦し已りて遙かに心に慶悅して世尊を渴仰し伽他を說いて曰はく、

「大醫王に敬禮しまつる　善く心病を療したまへり
世尊は遠きに在せりと雖　能く慧眼をして明かならしめたまへり」。

時に王は歡喜して卽ち便ち書を裁りて影勝王に報じて曰はく、「我れ汝が恩に賴りて三寶あるを知り、緣生の理を悟りて眞諦を見るを得、苦海の淪溺は彼岸に期すべかりしに之を淤泥に拔けり、歡慶何ぞ極まらん。然り我れ親しく苾芻に見ゆるを得んと欲す。爲に方便を作して此に來至せしめんことを」。使者は書を持して影勝王處に至るに、王は書を讀み訖りて佛所に往詣し、佛足を頂禮して白して言さく、「世尊、其勝音城の仙道王は佛の形像を見て眞諦を悟るを得、使をして書を持して此に來至せしめて苾芻に見えんことを求めぬ。唯願はくは世尊、慈悲もて發遣したまはんことを」。是語を說き已るに佛を禮して去りぬ。爾の時世尊は便ち是念を作したまはく、「彼城と因緣ありて能く彼に至りて廣く化度を爲さんは誰ぞや」。[三] 聖者迦多演那は彼に緣ありて能く教化を爲さんを觀知したまひければ、世尊は便ち迦多演那に命じて曰はく、「汝可しく彼勝音城內の仙道大王幷に諸眷屬人物の類を觀ずべし」。時に迦多演那は「唯然り」とて敎を受け、既にして觀察し已りて佛を辭して出で、衣鉢を執持して城に入りて乞食し、飯食し訖るに臥具を囑授し已り、便ち五百苾芻を將ゐ路に隨うて去りて勝音城に往けり。時に影勝王は幷に勅書を作り使をして持し去らしめて仙道王に報じて曰はく、『承くならく、「緣生を悟りて預流果を得、復苾芻に於て相見えんことを樂欲せり」と。佛、五百苾芻をして遠く祈請に赴かしめたまへり、仁可しく慇懃に大師の想に同じくして、城を去

【三】 聖者迦多演那（Mahā-kātyāyana）。

し、香花普く設けて街衢に充滿せるに、王は畫像を開いて瞻仰して住せり。時に中國の商人共に來りて像を觀じ、咸く皆合掌して異口同音に倶に大聲を出して唱へて言はく、「南謨佛陀也、南謨佛陀也」と。其仙道王は旣にして尊儀を覩、佛陀の號を聞いて、未だ見ざる所を見、未だ聞かざる所を聞き遍體の身毛悉皆く驚き竪てり。王便ち問うて曰はく、「佛陀の名は詮表する所何ぞや」。商主答へて曰はく、『大王、中國に城あり劫比羅跋窣覩と名く、中に淨飯王ありて一太子を生じ三十二相を具し八十種好ありき。相師之を瞻て云はく、「此太子若し家に在らんには當に轉輪聖王と爲り七寶圓滿して千子具足し、四洲を降伏して法を以て世を化すべく、若し出家せんには當に如來應正等覺を證して人天內に於て號して佛陀と曰ふべし」と。此卽ち是れ彼眞容影像なり』。王聞いて喜悅し問うて曰はく、「此下の文字は其義云何」。商人曰はく、「大王、此は是れ歸依三寶なり」。王曰はく、「次下は云何」。答へて曰はく、「此は五戒を明せるなり」。又問ふ、「次下は云何」。答へて曰はく、「此は是れ十二緣生の流轉と還滅となり」。「其上なるは云何」。答へて曰はく、「此は勸誡して生死を厭離し涅槃を希求することを明せるなり」とて皆爲に廣說せり。時に仙道王は商人が十二緣生の無明・行等の生滅の道理を說くを聞いて、善く其文を誦して便ち宮內に還り、卽ち初夜に於て文に依りて思ひ、後夜時に於て諸の緣務を捨て天明に至るに迨びて結跏趺坐し、端身正念に繫意現前して十二緣生生滅の道理を思量し觀察せり。所謂、此あるが故に彼あり、此生ずるが故に彼生ず、無明よりして行を緣じ、行は識を緣じ、識は名色を緣じ、名色は六處を緣じ、六處は觸を緣じ、觸は受を緣じ、受は愛を緣じ、愛は取を緣じ、取は有を緣じ、有は生を緣じ、生は老死憂悲苦惱を緣じ、是の如くして純大苦蘊の積集は而ち生ず。所謂、此なきが故に彼なし、此滅するが故に彼滅す、無明滅するよりして則ち行滅し、行滅して則ち識滅し、識滅して則ち名色滅し、名色滅して則ち六處滅し、六處滅して則ち觸滅し、觸滅して則ち受滅し、受滅して則ち愛滅し、愛滅して則ち取滅し、取滅して則ち有

と勿らんに速かに菩提に趣かんことを明せるなり」と』。時に影勝王は佛の教を奉じ已るに、歡喜頂受して禮足して去りぬ。王は即ち像を畫き上下に具に其事を書き、種々の妙香を以て遍く尊像を熏じ、然して後細卷して金函中に內れ、次に金函を以て銀函中に內れ、次に銀函を以て銅函中に內れ、復上妙の香氈を以て密に此函を裹みて香象上に置き、衢路を嚴整し幢幡導從して王舍城を出でぬ。時に影勝王は並に勅書を作りて仙道王に報じて曰はく、「未だ相見えずと雖使至りて書を覽、寶甲を贈らる、世の希有とする所たり。今世尊の形像の三界最尊なるを畫き、使をして持將せしめたり、冀はくは供養を申べんことを。既にして彼に至り已らば、可しく王城を去ること兩驛半ばかりあるに道路を平治し城隍を嚴飾し、躬ら四兵を領し、幢幡花蓋もて廣博處に於て尊像を張設し、慇懃に供養せんに大福德を獲ん」。既にして書を封じ已り、持して使人に付へて勅して曰はく、我が所囑の如くに當に須らく憶念して盡く可しく之を爲すべし」。使既にして旨を奉じて敬辭して去り、路經ること多日にして漸く勝音城より兩驛半ばかりあるに至り、此に在りて停住して信を遣はして王に白し、並に書を持して去かしめぬ。王は書を得已りて開讀して忿怒し、大臣に告げて曰はく、『未だ彼國を知らざるも何の奇異勝妙の信物ありてか、書して「兩驛半ばかりに道路を平治し城隍を嚴飾し、花蓋幢幡もて諸人衆を集め、我をして自ら四兵を領して遠く出でゝ迎接せしめよ」と云へる。此形況を看るに意に相輕んぜんと欲せるなり、卿等宜しく應に四兵を總集すべし、我自ら親しく往いて摩揭陀國を伐たん』。大臣奏して曰はく、「曾て聞きぬ彼王は大度量ありと。應に隨宜の國信を以て大王に輕觸すべからじ。王今宜しく且らく其言に順じて親しく往いて觀察すべし。若し王意に稱はんに斯れ善哉と曰ふべく、如し爾らざらんには師を興さんとも未だ晩からず」。王曰はく、「誠に斯れ理あり、書に隨うて且らく作さん」。(便ち)兩驛半(ばかり)に於て道路を平治し：乃至、王自ら親覲し、彼來書に依り供養を盛陳して引いて城邑に至り、平坦處に於て無量百千の人衆聚集

王は佛所に往詣し、佛足を禮し已りて一面に在りて坐し事を以て佛に白すに、佛言はく、『大王、善い哉妙意や、可しく一鋪の佛像を畫いて彼王に送與すべし。其畫像の法は先に像を畫き已りて、其像下に於て三歸依を書け。云はく、我れ今日より乃し命存に至るまで佛陀兩足中の尊に歸依し、達摩離欲中の尊に歸依し、僧伽諸衆中の尊に歸依しまつると。次に五學處を書け。一に殺生せず、二に偸盜せず、三に欲邪行せず、四に妄語せず、五に諸酒を飲まじと。次に十二緣生流轉還滅を書け。所謂此あるが故に彼あり、此生ずるが故に彼生ず、無明より行を緣じ…乃至積集して生ず。此なきが故に彼無し、此滅すが故に彼滅す、無明滅するにより…乃至、積集も倶に滅すと皆廣く之を書くなり。復像の上邊に於て其二頌を書け。曰はく、

汝當に出離を求め　　佛敎に於て勤精して

生死の軍を降伏すること　　象の草舍を摧くが如くすべし。

此法と律との中に於て　　常に修して放逸ならざらんに

能く煩惱の海を竭くして　　當に苦の邊際を盡くすべし。

是の如く畫き訖りて使人に授與せんには應に彼に報じて曰ふべし、『汝、畫像を持して本國に至らん時は、可しく廣博處に於て繒幡蓋を懸け、香花布列して莊嚴を盛設して方に其像を開くべし。若し問ふありて「此は是れ何物なりや」と云はんに、應に彼に答へて言ふべし、「此は是れ世尊の形像なり、轉輪王位を捨てゝ而し正覺を成じたまへるなり」。又「此下の字義は云何」と問はんに、答へて云へ、「是れ歸依三寶にして出離の因たり」。「次下は云何」と（問はんに）、答へて曰へ、「五戒を持たんに人天道に生ぜんことを敎ふるなり」。「次下は云何」と（問はんに）、答へて曰へ、「是れ十二緣生にして三界五趣流轉還滅の因果の道理を明せり」。若し上の二頌に於て「其義云何」と問はんに、答へて曰へ、「斯の二頌は諸の有情に勸めて敎に依りて修行して生死の軍を破し、放逸を爲すこ

曰はく、「王の形狀、其量如何」とて、並に性行を問へり。使者報じて曰はく、「影勝王は其形長大なること一に大王に似たり。性行雄猛にして躬ら征戰を爲せり」。王卽ち量に依りて五德の上甲を造り、使をして送り去らしめんとせり。云何が五と爲す。一には盛熱の時著せんに便ち涼冷なり。二には刀斫入らず、三には箭射穿たず、四には善く諸毒を辟け、五には能く光明を發するなり。王は甲を造り已るに並に勅書を裁りて曰はく、「今寶甲の五德圓備せるを贈る、若し我を念ぜんには幸に當に自ら著すべし、希はくは遠意を招いて餘人に惠む勿らんことを」。卽ち此甲を以て使者に付與せるに、使者持し去りて王舍城に到り、便ち此甲を以て影勝王に奉じて白して言さく、「大王、此の寶甲は五德を具足せり、仙道大王は故に遣はして送り來らしめぬ」。時に影勝王は書を覽、甲を覩じて心に希有を生じ、諸寶者を喚びて其をして價に准ぜしめしに、寶人白して言さく、「大王、此の一々寶は並に皆無價なり、然り衆と共に商量せるに直金錢十億に准ぜん」。王旣にして聞き已りて便ち憂念を生ずらく、「遠方の知友は我に寶甲を贈れるも、此の一々寶は其價知り難し、我國に此なし如何が酬謝せん」とて、手を以て頰を支へ顏を低れて坐せり。是時行雨大臣入りて大王が憂色を帶ぶるに似たるを見て問うて言はく、「大王、何の故に面に憂色ありや」。王曰はく、「我今寧んぞ心に憂を懷かざるを得んや、遠處の國王は我に寶甲を贈れるも此の一々寶は其價知り難きに、我國更に奇異珍物なければ旣にして報答するなし、此が爲に憂を懷けるなり」、大臣答へて曰はく、「願はくは王よ憂ふること勿れ、好贈物あれば」。王曰はく、「何處にか有るを得たる」。大臣答へて曰はく、「彼の國王は唯一領の寶甲を贈れるも、王の國内には佛世尊あり、乃し是れ人中の妙寶にして一切有情の共に尊敬する所、十方世界に與に等しき者なし」。王曰はく、「誠に此事あるも之を如何せんと欲すべき」。大臣曰はく、「可しく氈上に於て世尊の像を畫きて使を遣はして馳送せしめよ」。王曰はく、「若し是の如くせんには我當に佛に白すべく、佛の言教に隨うて當に之を奉行すべし」。時に影勝

花子城盛なるには則ち勝音城衰へ、若し勝音城盛なるには則ち花子城衰へぬ。時に勝音城の人民富盛にして、王ありて世を御し名けて[一三]仙道と曰ひ、正法もて人を治めて國土豐樂し、諸の戰陣なく亦病苦なく、龍王は歡喜し五穀熟成せり…廣說せること上の如し。彼王夫人は名けて[一四]月光と曰ひ、顏容姝特にして衆に愛敬せられぬ。王の太子は名けて[一五]頂髻と曰ひ、二大臣ありて一は[一六]利益と名け二は[一七]除患と名けぬ。時に摩揭陀國王舍城王を名けて影勝と曰ひ、法を以て人を理め國に災患なく…餘に廣說せるが如し。夫人は[一八]勝身と名け、儀貌超絕せること國內に比なく、王の太子は[一九]未生怨と名けぬ。一大臣あり名けて[二〇]行雨と曰ひ、是れ大婆羅門種高勝貴族なりき。爾の時仙道大王は嘗て一時に於て大會を朝集して衆人に告げて曰はく、「頗し餘國ありて豐樂熾盛なること我國と相似せるありや不や」。時に彼衆中に摩揭陀國の興易の人ありて是の如きの語を作さく、「大王、此東方に於て摩揭陀國王舍大城あり、王を影勝と名け、彼國豐樂せること王と相似せり」。時に仙道王は此語を聞き已るに影勝王に於て愛念心を生じ、大臣に問うて曰はく、「彼王の國內に乏くる所何ぞや」。答へて曰はく、「彼處には寶なし」。王曰はく、「別寶人を喚びて好者を簡取せしめよ」。便ち妙寶を以て金篋に盛滿し、王の勅書と並に使をして摩揭に送り往いて影勝王に與へしめんとて使者に語げて曰はく、「當に彼王に報ずべし。今より已往は王よ可しく我と共に敵國知識と爲るべし、必らず所須あらんに我當に爲に辦ずべし」。使、王信を持して王舍城の影勝王所に至り、書を奉じて具に白すに、王旣にして書並に開國の信を覽て大歡喜を生ぜり。王曰はく、「彼國中に乏少せる所は此何ぞや」。諸人答へて曰はく、「彼に好氈なし」、時に王は卽ち摩揭陀國所出の上氈を以て箱篋に盛滿し…准ずるに上事の如し…仙道王に報じ並に書を致して曰はく、「敬んで來信を覽並ぬるに國珍を受けぬ、未だ面に相親しまざるも深く遠意に懃づ、彼に須うる者あらんに我當に爲に辦ずべし」。使、王信を持して勝音城に到り、卽ち書及び國信を以て仙道王に奉ぜり。王見て慶喜し使者に問うて

內有二二大城一……とあり。こゝに告二諸苾芻一曰の語あるは贍部洲以下の物語を諸苾芻に告げたまへるとのなるも、以下の文體を見る時、いづこまでが佛語なるかを定め難し。されば告諸苾芻曰の五字を不要の文として、「時に贍部洲內に二大城あり…」として解讀すべきなり。

【一二】花子 (Pāṭaliputra)。

【一三】勝音 (Roruka)。

【一三】仙道 (Rudrāyaṇa)。

【一四】月光 (Candraprabhā)。

【一五】頂髻 (Śikhaṇḍī)。

【一六】利益 (Hiru)。

【一七】除患 (Bhiru)。

【一八】勝身 (Vaidehī)。

【一九】未生怨 (Ajātaśatru)。

【二〇】行雨 (Varṣakāra)。

りて外に聞徹せんには、王は是念を作さんに、「豈に苾芻は密語を傳通せるには非ざらんや」。五には苾芻、宮に入らんに、王は太子を瞋りて職位を遷移せんに太子念じて曰はん、「豈に苾芻は王に於て讒構したれば、我をして今時此憂慼を致さしめたるには非ざらんや」。六には苾芻、宮に入らんに、太子が父に於て不義事を爲さんに、諸人聞き已りて（言はん）、「豈に苾芻は密語を傳通したれば、孝義を失せしめたるには非ざらんや」。七には苾芻、宮に入らんに、王が所重の尊勝大臣にして職位を黜けられんには便ち是念を作さん、「豈に苾芻は王に於て讒說したれば、我をして不如意處に墮在せしめたるには非ざらんや」。八には卑位の大臣にして王は重賞を與へんに、諸人議して曰はん、「豈に苾芻は其が薦達を爲せるには非ざらんや」。九には王、數師を出して征伐せんに、餘の國人皆議して曰はん、「豈に苾芻は王と共に論說して數我等をして征伐疲勞せしむるに非ざらんや」。十には苾芻、宮に入らんに、王征伐に出でゝ戰士に告げて曰はん、「其所得の者は悉く皆自に屬せん」。後旣に平殄しては王便ち却りて奪はんに、諸人議して曰はん、「此は是れ苾芻が王をして我より奪はしめたるなり」と。佛、諸苾芻に告げたまはく、「此因緣を以て應に輙ちに宮内に入るべからず、或は四兵をして安隱を得ざらしむれば、此は苾芻の所應作には非じ」頌に攝して曰はく、

夫人笑ふと娠と寶と　　泄言と太子を瞋れると
王を損すると黜くると擧事と　　數征すると還りて財を奪ふとなり。

是の如くして『…乃至、我れ十利を觀じて諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻にして、明相未だ出でず、刹帝利灌頂王は未だ寶及び寶類を藏せざるに、若し入りて宮の門閫を過ぎんには、餘緣の故なるを除きて波逸底迦なり」と』。

是の如く世尊は王舍城竹林園中に在りて諸苾芻の爲に學處を制し已りて（一〇）諸苾芻に告げて曰はく、『贍部洲内に二大城あり、一は花子と名け、二は勝音と名く。此二城は互に衰盛ありて、若し

【一〇】本文に如是世尊在二王舍城竹林園中一爲二諸苾芻一制二學處一已告二諸苾芻一曰、贍部洲

宮中に入れり。時に內入あり勝鬘夫人に報じて曰はく、「阿遮利耶鄔陀夷は今此に來至せり」。夫人聞き已りて輕紗衣を著し門に出でゝ迎接せるに、時に鄔陀夷は彼夫人の形體疎露せるを見て注目して視ぬ。夫人知り已りて便ち恥愧を生じ、宮中に還り入り更に餘衣を著して鄔陀夷所に至りて經教を敬受せるに、再三反復せるも猶ほ未だ天明ならざりき。宮人之を見て共に譏議を生じて是の如きの語を作さく、「王信敬して情に間然なしと雖、苾芻は時機を識らずして中宵にして至り、王未だ寶及び諸の寶類を藏せざるに而し便ち造次に輙ち宮門に到らんとは」。時に鄔陀夷は其讀誦を敎へて天曉に至るに迄びければ、勝鬘夫人問うて曰はく、「聖者、今朝何處に當に食すべき」。鄔陀夷曰はく、「所得の處に隨うて我當に噉食すべし」。夫人卽ち其鉢を取り飯食を盛滿して鄔陀夷に授けしに、彼れ鉢を得已り「病なからんことを」と願言して之を持して出でぬ。王門の下に至ると舍利弗の外よりして來れるに見えければ、鄔陀夷問うて曰はく、「[七]大德、若し是の如きの精進を作して心を用ひつつも、云何ぞ能く諸の煩惱を斷ずるを得たる。我れ侵明に起きて早く宮中に入り、彼夫人の爲に經法を敎授して並に鉢食を受け、持して宮門を出づるに仁今始めて來らんとは。何ぞ晩きの甚しき」。舍利子曰はく、「具壽、可しく去るべし、佛は此事に緣りて當に[八]式叉を制したまふべし」。時に諸の少欲苾芻は是事を聞き已りて便ち往いて佛に白すに、世尊は此因緣を以て諸苾芻に告げたまはく、「[九]王宮に入らんには十種過失あり。云何が十と爲す。一には王と夫人と一處に在りて住せんに、苾芻入る時夫人便ち笑はんには王卽ち疑を生ぜん、「豈に夫人と彼苾芻とは私屛處に於て鄙惡事を行ぜるには非ざらんや、若し爾らざらんには何に因りてか笑へる、或は心ありて將に惡事を爲さんとするなるべきか」。二には苾芻、宮に入らんに、夫人娠あらんには王は是念を生ぜん、「豈に苾芻は共に惡行を爲して其をして娠あらしめたるに非ざらんや」。三には苾芻、宮に入らんに、王珍寶及び諸の寶類を失せんに王は是念を作さん、「豈に苾芻は我物を偸竊せるに非ざらんや」。四には王密語せるあ

【七】本文に大德若作如是精進用心、云何能得斷諸煩惱、我侵明起早入宮中、爲彼夫人教授經法幷受鉢食持出宮門、仁今始來何晩之甚とあり。如是精進用心とは「是の如きの懈怠を以てして」との反語と見るべきなり。

【八】式叉（Sikṣā）。學處なり。

【九】入王宮十過失。

又復國務繁劇にして尋經に暇なし。若し汝勝鬘及び行雨夫人にして佛經を讀まんには、我れ夜中に於て文義を聽受せん」。夫人曰はく、「善し」。時に勝鬘夫人は便ち王に白して曰さく、「我は憍薩羅國に生まれ、聖者鄔陀夷も亦憍薩羅國に生まれたれば、我當に彼に就いて經業を受くべし」。其行雨夫人も亦王に白して曰さく、「我は摩揭陀國に生まれ、聖者舍利弗も亦摩揭陀國に生まれたれば、我當に彼に就いて讀誦を爲むべし」。王曰はく、「各所樂に隨へ」。時に勝光王は舍利子の所に往き敬事を申べ已りて白して言さく、「大德、行雨夫人は尊者所に於て經法を受けんと欲せり、唯願はくは慈悲もて哀みて教授を申べたまはんことを」。舍利子曰はく、「我今宜しく往いて世尊に白し知ら(しめ)まつるべし」。即ち佛所に往き佛足を禮し已りて白して言さく、「世尊、王は我を請じて行雨夫人の爲に佛の經法を授けんことを欲せり、是事得るや不や」。佛言はく、「應に教ふべし」。舍利弗は還りて王所に至り報じて言はく、「世尊は慈愍もて我に相教ふるを許ひたまへり」。時に勝光王は既にして許を蒙り已るに復具壽鄔陀夷處に詣りて白して言さく、「聖者、勝鬘夫人は尊者に就いて佛經を受學せんと欲せり…」。…廣說せること上の如し…乃至、「…我に相教ふるを許ひたまへり」。王は許へるを見已りて便ち宮內に還り、二夫人に報じて曰はく、「彼二大德は相教授するを許へり」。時に二大德は日々の中に於て來りて宮內に入り、二夫人の爲に佛法を讀むことを教へぬ。後に異時に於て勝光王國の邊隅反叛せりければ、王は師を遣はして伐たしめしに敗られて歸り、是の如く二三して乃し七返に至るに、皆他に破られて逐北して兵を旋せり。王は敗れたるを聞き已りて便ち是念を作さく、「邊隅、命に逆ひて師去けるも降さる、須らく我自ら行いて方に能く翦尅すべし」。王即ち四兵を嚴整し、後夜時に於て旅を帥ゐて去りぬ。具壽舍利子は善く時宜を識れるも、其鄔陀夷は機變を知らざりければ、夜に兵馬鈴鐸の響を聞くや即ち便ち驚覺して是の如きの念を作さく、「豈に王衆に事ありて他行するには非ざらんや」。即ち未明に於て天明の想を作し、衣鉢を執持して王

衆人見ん者各希有を生ぜり。時に勝光王は佛に白して言さく、「世尊、我れ王位に處しつゝ彼庶人に從うて懺謝を求めたること、豈に希有に非ざらんや」。佛言はく、「大王、大自在人にして卑賤類に於て懺謝を求めんこと、斯れ實に希有たり」。善與聞き已りて世尊に白して曰さく、「我れ貧にして物なきに、有るに隨うて常施せんこと、此豈に是れ有事ならざらんや」。佛言はく、「貧なりと雖能く施さんこと、斯れ亦希有たり」。時に戒勝長者及び哥羅王子も亦佛邊に在り、戒勝長者は具に秋賊を以てして世尊に白さく、「我れ喪命の因緣の爲にも誣枉を行ぜざりしは、此豈に是れ希有事ならざらんや」。佛言はく、「命難ありと雖情に質直を存せんこと、斯れ亦希有たり」。哥羅王子白して言さく、「世尊、魔女の妖妍なるが來りて相惑亂せるも、我れ戒行を拘へて非法を爲さゞりしは、此豈に是れ希有事ならざらんや」。佛言はく、「若し人富貴にして能く禁戒を受けて邪欲を遠離せんこと、諸の世間に於ては斯れ實に希有たり」。爾の時世尊は此因緣を以て伽他を說いて曰はく、

「若し人尊位に處しつゝ　卑微に求謝し
或は復貲財少きに　有るに隨うて能く施を行じ
設ひ死難に遭はんとも、　欺誑心を生ぜず
富貴なるに邪情を簡ばんこと　此四は咸く希有たり」。

爾の時貧善與長者・戒勝長者・哥羅王子は親しく佛前に對ひて各深義を問へるに、世尊は理の如くに事に隨うて答へたまへり。時に勝光王も亦其中に在りしも、彼の發問を見て其義を解せずして但瞻仰するを知るのみなりければ、心に憂悒を懷きて佛を禮して退き、既にして宮中に還り手を以て頰を支へて心に憂悒を懷けり。時に勝鬘夫人は王の憂色を見て問うて言はく、「大王、何所より來りてか容色憂悴せる」。王は事を以て報ぜるに、夫人曰はく、「王は寡聞にして佛法を閑はざるに由りてなり、國務の隙に可しく佛經を讀むべし」。王曰はく、「我今年邁いて習讀すること能はず、

復次に勝光王に一小弟あり、名けて哥羅と曰ひ、顏貌端嚴にして衆人愛敬せるが、長淨日に至りて佛所に來詣し、佛足を禮し已りて禁戒を受けんことを請ひ、既にして受得し已りて座よりして去り、一靜處に於て內心を撿攝せり。是時魔女は容儀を莊飾して其所に來至して告げて言はく、「王子、今既に少年なり應に欲樂を受くべく、衰暮の後に方に可しく心を攝すべし」。王子聞き已りて魔女に告げて曰はく、「汝、癡心を以て物を迷惑せんとするも、我は淨戒を持すれば邪途を習はじ」。時に彼魔女は王子の意に至誠を固守して所求を遂げざるを知りて、形を隱して去りぬ。爾の時善與長者は佛所に來詣し、佛足を禮し已りて一面に在りて坐して佛の說法を聽けり。時に勝光王も亦佛所に來りて禮敬を申べんと欲し、逝多林門に至りて左右に命じて曰はく、「汝、佛所に往いて何人ありやを看よ」。使入りて便ち善與長者が佛邊にて聽法せるを見たりければ…廣く上に說けるが如し…乃至、王は門外に出でゝ左右に告げて曰はく、『汝若し彼長者の出づる時を見て報じて云へ、「大王に敎あり、長者速かに去りて我國中を離れよ」と』。時に諸天あり長者處に於て心に敬重を生ぜるが、是語を聞き已るに各忿恚を懷き、王の身上に於て便ち毒蜂を放てり。既にして蜂に螫されて疾く宮內に入りしに、蜂仍ほ放たずして宮中に隨ひ入れり。王は毒に螫されて更に別計なかりければ、卽ち佛所に還り禮足して白さく、「忽ちに蜂に螫されぬ、不審なり、何の緣なるかを、唯願はくは世尊、我を救濟したまはんことを」。佛言はく、「大王、王は向に善與長者に於て瞋恚心を起して國より驅出せんと欲せるに由り、諸天忿怒して此毒蜂を放てるなり」。王曰はく、「我に此過あり、今所爲を何せん」。佛言はく、「大王、宜しく應に彼に就りて愧謝を申ぶべし」。王曰はく、「我れ愧謝せん時其足を禮すとせんや」。佛言はく、『禮を致すべからず、應に彼前に至りて其手を執り告げて言ふべし、「長者、我れ麤言を出せり、幸に容恕せよ」』。時に勝光王は佛の敎を蒙け已りて長者所に至りて懺摩を申べ、長者は見え已りて共に相容恕せるに、彼諸群蜂は咸く皆四散せりければ、

【六】哥羅。有部雜事（寒二一・廿五左）には勝光王の異母弟王子とせり。

潛めて坐せり。時に彼長者は大便時に於て所行處に至りしに、草叢内に在りて賊のために擒へられ、告げて言はく、「長者、當に死を樂ふとやせん、活を求むとやせん」。長者告げて曰はく、「我實に知らず、君等が何の意なりやを」。賊曰はく、「當に我言に隨ふべし」。報じて曰はく、「汝が所作に隨はん」。諸賊告げて曰はく、「若し我語に隨はんに斯れ則命存せんも、必らず若し相違せんに剸刄せんこと遠きに非じ」。長者曰はく、「何の言教かある」。賊曰はく、「我が與に證を作せ」。長者曰はく、「何の事にて證を須うるぞや」。賊曰はく、「善合長者に我等は先に金錢一億を寄ねて今徵索せんと欲するも、彼れ臣はざらんを恐るれば須らく人證を得べきなり」。長者曰はく、「此れ實に寄ねたりとやせん、是れ虛言なりとやせん」。賊曰はく、「此は是れ虛言なり」。長者聞き已りて是の如きの念を作さく、「我れ寧ろ守りて死なんとも枉事を爲さじ、豈に一生の苦を避けて無量劫に於て諸の惡報を受けんや」。是念を作し已るに諸群賊に向うて頌を說いて曰はく、

「寧ろ法を守るを以て終亡を取らんとも　法に背きて命を存することを作さじ
法を守らんに定んで昇天の樂を得んも　法に背かんに當に地獄中に生ずべけん」。

時に彼長者は此頌を說き已りて諸群賊の爲に略して法要を宣べんとて告げて言はく、「諸君、當に知るべし、爾等は皆前世惡業の因緣もて欺誑事を作せるに由りて人身を得たりと雖衣食常に乏しきに、今復更に不善を爲さんに、此に於て命終せんに當に何處に生ずべき、三惡趣を除いては處として相容るゝなけん」。是の如き等の種々勸喩を作せるに、諸賊聞き已りて信敬心を起し、卽ち便ち俱に來りて長者の足を禮して白して言さく、「長者、我等愚癡にして善惡を閑はず、非法を以て共に相誣謗せんと欲せり。旣にして告喩を蒙りて深心に慶喜せり、我等今時何の所作をか欲すべき」。長者曰はく、「三歸及び五學處を善趣の因と爲すに越ゆるなし」。[五]卽ち便ち爲に三歸五戒を受け…盡形壽に至りて殺生せず等なり…諸賊歡喜し奉辭して去りぬ。

【五】此記は戒勝長者自ら賊群に三歸五戒を授けたるが如くなるも、これ長者が僧伽に將ゐ行いて苾芻をして授けしめたりと解すべきなり。

卷の第四十五

入王宮門學處第八十二の二

爾の時薄伽梵、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に此城中に三長者あり、一は善與と名け、二は[一]善合と名け、三は[二]戒勝と名け、此の三長者は各別德ありければ因みて名を立てぬ。能く善く廣施したれば善與長者と謂ひ、言に虛誑なかりければ善合長者と謂ひ、衆人信伏せりければ戒勝長者と謂ひ、善く能く忍恕せりければ勝光王と謂ひ、邪欲の心を離れたれば哥羅太子と謂へり。時に橋薩羅國には八月半後に至りて多く賊盜あり、名けて[三]秋賊と爲す。彼諸賊侶は共に相集會して是の如きの議を作さく、「我等云何がしてか此時中に於て少しく劬勞を作して多く財物を獲て、一年内に於て受用するに情に隨せ（う）べき」。一人告げて曰はく、『今此城中の善合長者には多く貨財ありて珍寶具足せり、我等宜しく往いて長者所に到り共に誣枉を爲して報じて言ふべし、「長者、我等先に一億金錢ありて長者處に寄ねたり、我今須らく用ふべければ可しく相還さるべし。若し虛なりと言はんには、我等共に戒勝長者を引いて證人と爲さん」と。此貨財を獲んに、一年の中に於て豐足して受用せん』。一人告げて曰はく、「彼戒勝長者は豈に我等が爲に證人と作らんや」。餘人議して曰はく、「我强力を以て逼まりて證を作さしめん」。問うて曰はく、「如何の强力なりや」。答へて曰はく、『此戒勝長者は性慙恥多ければ、若し大便時には必らず當に遠く村外に出でゝ深き[四]林薄に入るべければ、我當に彼が去かんと欲する時を伺候して利刀を執持し草叢に於て住し、彼若し來至せんに我即ち執捉して告げて言ふべし、「長者、若し我が與に證を爲さんには爾が命存するを得んも、若し也相違はんには君が首を交斬せん」と』。諸人聞き已りて咸云はく、「善計なり、此方便を作さんに證と爲さんこと難からじ」。即ち刀を持して戒勝長者が大便せん處に往き、叢薄中に於て身を

【一】善合長者。藏律には bsdums-byed とせり。
【二】戒勝長者。藏律には tshul-khrims-tshoṅ-dpon とせり。
【三】秋賊。八月賊即ち迦栗底迦賊なり、律部十三、註(五の二七)參照。
【四】林薄。林叢なり。

至せるに、身光晃曜せること諸天は倍勝し……問答し求めて聽き……聞法歡喜して倶に本宮に還れり。爾の時大王は一夜の中に於て悉く遙かに此光明の奇特なるを見て、天曉に至り已るに獄官に問うて曰はく、「誰ぞや、昨夜に於て獄中にて然火せるは」。掌人白して言さく、「夜に獄內に於て然明せる者なし」。王は大臣をして親しく往いて檢察せしめしに、獄中にて普く問めしも然火せる處なかりければ、還りて王に白して曰さく、「人の然火せるなし」。王曰はく、「第三閣內には何人をか囚禁せる」。獄官答へて曰はく、「蠡惡善與長者ありて拘へて上閣に在けり」。王曰はく、「可しく喚びて將ゐ來るべし、我自ら親問せん」。使者喚びて至るに、王は長者に問ふらく、「前に然燈を爲したれば禁めて牢獄に在けるに、何の故にか今者還然火せる」。長者答へて曰はく、「我れ昨夜中に然火せるを記せず」。王曰はく、『初更時に於て四火聚を見、半夜に五あり、後夜に六ありしに、何の故にか長者は妄語して「無し」と云へる』。長者は卽ち便ち具に四王・帝釋・大梵の爲に來りて聽法し、身に光明ありて燈燭に非ざりしを以てせり。王は語を聞き已りて深く尊敬を生じ、希奇を歎仰して告げて言はく、「長者、仁大力あり、今何をか願求せる、欲する所の者に隨うて我當に給施すべし」。長者答へて曰はく、「我今敢へて王に從うて乞願せんと欲す」。王曰はく、「意の須むる所に隨さん」。長者曰はく、「我れ夜に於て佛經を尋讀せんことを願へり、唯願はくは大王、燈火を禁ずる勿らんことを」。王曰はく、「長者の意に隨せて夜に燈明を秉り、……乃至、餘人にも亦皆意に隨せて夜中に然火して爲に佛經を讀まんに悉く其罪を免ぜん」。時に蠡惡善與長者及以國人は、王の放免を蒙りて皆大に歡喜せり。[二〇]

【二〇】 此下、聖者には光明皇后の願文あり。

佛教を讀めり。時に王の使者は每に夜中に於て人家を巡歷して明火を觀察せるに、長者室に於て燈明あるを見たりければ、報じて言はく、『長者、豈に大王は聲鼓宣令して普く諸人に告げたるには非ざらんや、「每に闇夜に於て燈明を秉らざれ、若し敎に違せんには六十金錢を罰せん、若し錢なきには終身繫獄せん」と。聞かざるべけんや』。長者曰はく、「我れ久しく聞知せり」。警夜人曰はく、「若し是の如くなるには何の故にか然燈せる」。答へて曰はく、「我れ夜中に於て佛語を愛尋すればなり」。報じて曰はく、「縱ひ佛教を讀まんとも、豈に輸錢を免れんや、可しく速かに將ち來るべし」。長者答へて曰はく、「我今貧悴せり、何處にか錢を求めん」。報じて曰はく、「若し爾らば可しく來るべし、永く牢獄に繫がん」。答へて曰はく、「我に別計なければ即ち隨ひ行くべし」。使者便ち將ゐて獄內に置けり。王所造の獄は閣に三重あり、若し品第尊高なるは上閣に置き、其次の類は中棚に安在し、卑賤の庶人は之を下屋に拘へぬ。時に蠡惡善與長者は既に是れ勝流なりければ上閣に居在せるに、時に四天王は此長者が〔一九〕地、無學に隣りて精苦勤心せるを知りければ、初夜分に於て其所に來詣して問うて言はく、「長者が獄中に處在せんこと是れ不應事たり」。長者曰はく、「大仙、國刑を犯じたるが爲なり、我自ら欲せるには非じ」。問うて曰はく、「何の事をか違犯せる」。答へて曰はく、「夜に燈火を明さんに六十金錢を罰せらるゝなり、我既に貧無なれば身須らく繫獄すべかりしなり」。四天王曰はく、「長者、何處に於て金寶を安置せんと欲すべき、我等持し來れば情に隨うて受用せよ」。長者曰はく、「唯願はくは大仙、憂慮せらるゝ勿らんことを、王若し知らんには、或は放たるべけん。大仙、暇あらんには暫し妙法を聽け」。時に四天王は頂禮して聽かんことを求め、長者は哀愍して爲に法要を宣べしに、四天の身光は四火聚の如くなりければ、王遙かに之を見て便ち是念を作さく、「何人ぞ獄中に大炬火を然せるは」。中夜時に至りて天帝釋來り、所發の光明は四天衆よりは映え、……其問答ありしは彼四天の如くなり……乃至、求めて妙法を聽きぬ。後夜時に至りて梵王來

〔一九〕地、無學に隣りてとは、無學果は第四阿羅漢にして、此に隣れるは第三果即ち不還果なり。

長者、彼大潮の如くに是の如き等の勝妙の樂具を以て婆羅門及び一百隱人・異生菩薩幷に四向四果に施し、妙園圃を以て四方僧に施さんとも、人ありて此園中に於て寺宇を造立して僧伽に奉施するに如かず、此の福德は前の福德に望めて果報殊勝なり。復次に長者、彼大潮の如くに是の如き等の勝妙の樂具を以て婆羅門……等に施し、乃至、園中に寺宇を造立せんとも、人ありて此寺中に於て施すに牀榻臥具及び諸の座褥被枕の類を以てせんに如かず、此の福德は前の福德に望めて果報殊勝なり。復次に長者、彼大潮の如くに是の如き等の勝妙の樂具を以て婆羅門……（等）に施し、乃至、彼寺中に於て施すに牀榻臥具及び諸の座褥被枕の類を以てせんとも、人ありて此寺中に於て僧常食を施さんに如かず、此の福德は前の福德に望めて果報殊勝なり。復次に長者、彼大潮の如くに是の如き等の勝妙の樂具を以て婆羅門……（等）に施し、乃至、寺中にて僧常食を施さんとも、人ありて藍彬謌に佛陀に歸依し・達磨に歸依し・僧伽に歸依して戒行を受持せんに如かず、此の福德は前の福德に望めて果報殊勝なり。復次に長者、彼大潮の如くに是の如き等の勝妙の樂具を以て婆羅門……（等）に施し、乃至三寶に歸依し學處を受持せんとも、人ありて一切有情に於て少時間に於て慈觀を修習するに如かず、此の福德は前の福德に望めて果報殊勝なり。復次に長者、彼大潮の如くに是の如き等の勝妙の樂具を以て婆羅門……（等）に施し、乃至。……廣く說きて……一切有情に於て慈觀を修習せんとも、人ありて暫時の間に於て諸行は悉く皆無常にして悉く皆滅壞せんことを了知し、是れ厭惡すべしとて出離の想を修せんに、此の福德は前の福德に望めて果報殊勝なのこと校量すべからず。是因緣に由りて長者當に知るべし、常に諸行に於て無常等の觀を修して出離行を求めよ、是れ要法門にして速かに解脫を得ん、是の如くに應に學すべし、是の如くに應に修すべし、放逸を爲すこと勿れ」。爾の時善與長者及び諸大衆は、佛說を聞き已りて雙足を頂禮し、深心歡喜し信受奉行して座よりして去れり。爾の時長者は旣にして舍に至り已り、其夜中に於て明燈を然して

氍毹は皆是れ諸方珍奇の上物にして、牀の兩頭に於て丹枕を安置せるを以てし、又金鉢八萬四千に銀粟を盛滿せるを以てし、又銀鉢八萬四千に金粟を盛滿せるを以てし、又八萬四千雙の上妙の氎衣……其に四種あり、謂はく[一四]加尸細氎・[一五]蒭摩細氎・紵麻細氎・孤咕薄迦細氎なり……を以てし、又八萬四千の牸牛の其角に皆盛るに金角を以てし咸く犢子ありて倶に氎を以て覆へるを以てし、又八萬四千の童子の皆金銀寶物を用ひて瓔珞と爲せるを以てして、斯の如き等の物皆持して諸婆羅門に惠施せり。何に況んや所餘の上妙の飲食・種々衣服をや。長者當に知るべし、彼大潮婆羅門は是の如き等の八萬四千の奇妙の物を以て婆羅門に施せるに、時に獲たる所の福德は、人ありて但飲食を以て外道離欲五通仙人の其數百に滿てるに供養せるに如かずして、此の福德は前の福德に望めて果報殊勝なりき。復次に長者、彼大潮の如くに是の如き等の八萬四千の奇妙の物を以て、婆羅門に施し及び外道[一六]一百の隱人に施さんとも、人ありて但飲食を以て[一七]一の贍部樹下なる未離欲染の異生菩薩に施さんに如かず、此の福德は前の福德に望めて果報殊勝なり。復次に長者、彼大潮の如くに是の如き等の八萬四千の奇妙の物を以て婆羅門に施し及び外道一百の隱人に施し並に贍部樹下なる異生菩薩に施さんとも、人ありて但飲食を以て一預流向者に施さんに如かず、此の福德に前の福德に望めて果報殊勝なり。復次に長者、彼大潮の如くに是の如き等の八萬四千の奇妙の物を以て婆羅門に施し、及び外道一百の隱人に施し、并に贍部樹下なる異生菩薩及び預流向に施さんとも、人ありて但飲食を以て一預流果者に施さんに如かず、此の福德は前の福德に望めて果報殊勝なり。……是の如くに廣く一來向・一來果・不還向・不還果・阿羅漢向を說き……人ありて但飲食を以て一阿羅漢果に施さんに如かず、此の福德は前の福德に望めて果報殊勝なり[一八](梵本具に有るも煩を恐るゝが故に略す)。復次に長者、彼大潮の如くに是の如き等の勝妙の樂具を以て婆羅門及び一百隱人・異生菩薩并に四向四果に施さんとも、人ありて妙園圃を以て四方僧に施すに如かず、此の福德は前の福德に望むるに果報殊勝なり。復次に

[一四] 加尸細氎。迦尸國產の上妙なる氎なるべし。次の第四十五卷の終には迦尸服の妙氎と云へり。

[一五] 蒭摩細氎……等。律部二十、註(一八の二四・二七・二八)參照。

[一六] 一百隱人。藏律には「貪欲を離れたる人一百……」とあり。

[一七] 一贍部樹下未離欲染異生菩薩。藏律には「一閻浮の圖に來れる一の未離欲凡夫」とあり。異生菩薩とは凡夫の菩薩、卽ち因位に於ける一凡夫人の意なり。

[一八] 此等の記は梵本具備せるも義淨は抄出せるなり。藏律には梵本を抄略せず。

を買ひ、磨りて香泥と作して佛殿に塗拭し、又一錢を以て日々僧中に巡次に供養し、又一錢を以て舍內居人のために用ひて衣食に充て、餘に一錢あるは留めて以て本と爲せり。善與長者は旣にして家產罄竭し財食貧無せりければ、諸の來乞人には時に隨うて給濟せるも、此に因りて號して麤惡善與と爲せり。時に麤惡長者は佛所に往詣し、禮足し已りて一面に在りて坐せるに、佛・長者に告げては曰く、「汝が舍中、常に能く施せりや不や」。長者白して言さく、「世尊、我れ比家中にて日々に於て飮食を惠施せりと雖、然も爲に貧無にして精細なること能はず、事多く麤惡なり」。佛、長者に告げたまはく、「凡そ所施の物にして若しは好若しは惡ならんとも、此二は皆當に異熟果を獲べし。長者、若し人施さん時好に隨せ惡に隨せて、信心を以てせず、恭敬を生ぜず、自ら手づからせず、時に應ぜず、清淨ならざらんに、是の如きの人は報を得るの時、彼大富長者の如くに意に隨うて受用すること能はず、其舍宅・奴婢・車乘・飮食・衣服・牀榻・臥具・色聲香味觸に於てして心に慳惜して受用すること能はざるなり。長者、不信……等の所行に由りて惠施せんに、報を獲んこと是の如し。長者、又所施の物にして若しは好若しは惡ならんとも、深信心を以てし、極めて恭敬を生じ、自ら手づからし、時に應じ、清淨物を以て持して前人に惠まんに、是の如きの施者は報を得ん時、大長者の如くに意に隨うて受用し、其舍宅・奴婢・車乘・飮食・衣服・牀榻・臥具・色聲香味觸に於てして心に廣く愛樂して受用多きなり。此因緣に由りて長者應に聽くべし、乃往古昔に勝貴族大婆羅門ありて〔一三〕薛羅摩と名け、常に婆羅門處に於て八萬四千の大象に服するに金鞍を以てし、鈴鐸旗幡は悉く金作を以てし、其象上に於て金網を覆蓋せるを以てして、持して以て惠施せり。又八萬四千の馬に鞍轡莊校悉く皆金を以てせるを以てし、又八萬四千の車乘に各四寶……金・銀・琉璃・頗梨なり……所成の金網幰蓋を以てし、皆師子虎豹とて文彩せる皮褥上毯を以て其中に敷置せるを以てし、又八萬四千の諸の妙樓觀の亦四寶を以て成ぜる所を以てし、又八萬四千の牀榻臥具の亦四寶とて成じ、所有敷設せる簟席

〔一三〕薛羅摩。西藏律には dus-dpog とあり。時・量と譯す。義淨は後下に大潮に譯せり。

得たり、斯の運會は世の未だ聞かざる所、神通あるが如くなれば理應に嘉讃すべし、應に此子の與に名けて神通と曰ふべし」。長者は孩兒を養育するに八乳母を授け、二は乳哺に供へ、二は襁褓を作し、二は洗浴を爲し、二は歡戲を共にして、供給乳養に闕乏あることなかりき……廣說せること上の如し。是時神通童子は年既にして長大して容貌希奇なりければ、王城下に於て路に隨うて去くに、時に宮人の樓上より遙見せるあり、彼が容貌を觀て染意便ち生じ、即ち花瓔を以て遙かに童子に擲げて其頭上に墮せり。監察人あり是事を見已りて便ち去いて王に白さく、「大王、知れりや不や、神通童子は王の內人に於て邪欲の想あるを。城下よりして過ぐるに、宮人は投ずるに花瓔を以てせり」。王は是を聞き已るに審に思察せずして卽ち忿怒を生じ、法官に命じて曰はく、「此の童子は內と與に交通せり、既に常刑を犯じぬれば當に其命を斷ずべし」。法官は敎を奉じて童子を執縛し、往いて屠所に至り便ち其首を斬れり。城中の人衆は此童子の非法に枉死せるを見て、皆大聲を出して是の如きの語を作さく、「是の非法の王は審に觀察せざりければ、神通は過なきに枉げて屠刑せられぬ」。王は諸人の其非理を說くを見て便ち自ら思忖すらく、「是れ我が造次に刑科を審にせざりしなり、卿等諸人、斯一過を捨せよ」。爾の時善與長者は兒の死を見已りて是の如きの念を作さく、「我に珍財ありて辛苦して求覓せるは、咸く神通の爲に擬して家業を隆にせんとてなりき、今既に身死にたれば財用ふるも何かせん、我今宜しく應に已が珍財を以て沙門婆羅門及び貧乏の者に於て悉く皆施與し、唯金錢一文を留めて衣食の本と爲さん」。是念を作し已るに便ち室羅伐城に於て人をして鼓を撃ちて宣告せしむらく、「諸君當に知るべし、善與長者が現有の財貨は無遮總施し、奴婢雜畜は並に緣に隨うて放たん、若し須うるあらんには意に隨うて來り取めよ」。諸人聞き已りて遠近倶に集まり長者は物を出して悉く皆給施せるに、並に求心を稱へて未曾有と歎ぜり。是時長者は一金錢を以て諸貨物を買ひ他日に轉買して常に四錢を得たりければ、日日中每に一金錢を以て諸香物

【三】神通童子。藏律には Rdsu-hphrul-len とあり、梵の ṛddhi に相當す。

たるに由りて八萬四千の諸龍を得て以て眷屬と爲し、假令金翅鳥王なりとも損害を爲さゞりしなり。汝諸苾芻、若し惡業を造らんには還りて苦報を招き、所有善因は當に善果を得べし、汝等當に學すべし』。

「善與」[九]とは。室羅伐城に一長者あり、名けて善與と云ひ、大富多財に豐足して受用し、所有資產は[一〇]北方毗沙門天王と儔匹を爲すべく、仁惠にして慳なく貧乏に給養せりければ因みて善與と號せり。時に彼長者は曾て一時に於て佛所に來詣し、佛足を禮し已りて一面に在りて坐し、妙法を說きたまへるを聽いて座よりして起ちて白して言さく、「世尊、唯願はくは慈悲もて佛及び僧衆は明當に舍に就りて我が微供を受けたまはんことを」。世尊默然として受けたまふに、時に彼長者は佛の受けたまへるを見已りて禮足して去り、卽ち其夜に於て具に種々上妙の飲食を辦へ、旦に使者をして往いて「時至れり」と白さしめぬ。爾の時世尊は衣を著し鉢を持し、聖衆隨從して長者の家に至り座に就いて坐したまへり。時に彼長者は衆坐し已れるを覩て自ら手づから種々飲食を斟酌し、衆飽食し已り澡漱すること復訖るに、長者夫婦は卽ち佛前に於て佛足を頂禮し長跪して住せり。世尊は彼夫婦の根性差別を觀じて機に隨うて法を說きたまふに、卽ち座上に於て倶に眞諦を見て預流果を獲……乃至、廣說し……三寶に歸依し五學處を受け、佛及び僧衆は各住處に還りたまへり。時に[一一]長者婦は得果の日に卽ち其夜に於て娠あるを覺えければ、時々の中に於て佛僧衆に供へまつり、九月を經已るに佛及び僧に舍に就りて食せんことを請じ、佛爲に法を說きたまふに夫婦二人は不還果を得、卽ち是日に於て其子誕生せり。顏貌希奇にして人の愛樂せる所、額廣く眉長く鼻高くして俯直に、頂は圓きこと蓋の如く色は美なること金の如し、手を垂るゝに膝を過ぎ衆の稱歎せる所なりき。三七日を過ぎて宗親を歡會し、其父は兒を以て諸親に告げて曰はく、「此兒今者當に何の名をか立つべき」。學衆咸く云はく、「此の孩子は父母得果の日に來りて母胎に託し、其生時に及びて還勝果を

【九】善與。藏律には b Zaṅ-byin とあり、次下の文に貧乏に給養せりとある故に Su-datta（須達多）のことならんかと考へらるゝも、有部律中、須達多長者をいふ時は多く給孤獨長者とする故に、今の善與長者を須達多長者なりとは斷じ難し。且つ後の文に神通童子の死によりて一切財を捨施せる記ある故に、給孤獨長者にあらざるを推し得べし。

【一〇】毗沙門天王（Vaiśravaṇa）薛室羅末拏と音寫し、四天王の一にして北方を領す。施を爲し富を與ふる故に、今善與長者を此に比せるなり。

【一一】初果聖者の姙娠。

受用する飲食は諸天と同類にして、八萬四千の諸龍は以て眷屬と爲し、假使金翅鳥王なりとも亦傷損することなきぞや」。佛、諸苾芻に告げたまはく、『此二龍王が所作の業は還以て自身に而し其報を受けて餘に代る者なきなり……乃至、廣說して……。

「假令百劫を經んとも　所作の業は亡びじ
因緣會遇はん時　果報は還りて自ら受けん」。

汝等應に聽くべし、乃往古昔に此賢劫中人壽二萬歲の時、迦攝波如來あり世に出現して十號具足せり。爾の時婆羅痆斯城に王ありて世を化し、訖栗枳と名け、國土豐樂し人民安隱なりき。時に兄弟二人あり倶に大臣たり、一は難陀と名け、二は鄔波難陀と名け、彼二大臣は法と非法とを以て王の治國を助けぬ。臣に外甥あり名けて無憂と曰ひ、迦攝波佛の教法の中に於てして出家を爲し、塵俗を厭捨し精誠にして懈る靡く、未だ久しからざるの間に一切の惑を斷じて阿羅漢果を證せり。毎日三時に二舅所に向ひて其が爲に法を說きて是の如きの語を作さく、「唯願はくは二舅、非法を以て王の治國を助くる勿れ、此因緣に由りて未來世に於て當に惡報を受くべければ」。二舅答へて曰はく、「聖者、治國の法は純ら善事を以てしてのみ人を化すること能はじ」。阿羅漢曰はく、「若し是の如きには來世の資糧可しく應に修集すべし」。彼二舅報じて曰はく、「我れ今時に於て何事をか作さんと欲すべき」。答へて曰はく、「可しく僧伽の爲に住處を造立すべし」。報じて曰はく、「我當に修造すべし」。卽ち大寺を造りて四方僧に施して四事に闕くるなく、所說の供食及び非時漿は色香美味悉く皆具足し、國內の苾芻は王太子に同じて障礙する所なく、諸苾芻尼も事後宮に同じて敢へて侵擾するなかりき。彼二大臣は法及び非法を以て王の治國を助けたるに由り、惡業ありしが故に傍生中に墮し、寺宇を造りて四方僧に施せるに由りての故に所有居宅は皆四寶の所成たり、上妙の飲食を以て衆僧に供へたるを以ての故に所受の飲食は皆天と同味に、苾芻・苾芻尼等に於て惱害なからしめ

二龍王、相容恕せんことを」。彼二答へて曰はく、「善い哉大王、共に相容捨せん」。

「七日」とは。爾の時勝光王は是念を作さく、「我が麤語に由りて彼龍兵を惱まし、雲雷して諸の刀劍を雨らしむるを致せるに、聖者大目乾連の慈定力を得たるに由りての故に、天花を變作して我等を存活せり。我れ聖者に酬恩せんとて佛及び僧を請じて、七日中に於て以て供養を申べんと欲す」。卽ち座より起ち佛足を頂禮して白して言さく、「世尊、願はくは佛及び僧は、七日內に於て我宅中に至り微供を哀受したまはんことを」。爾の時世尊は王請を見已りて默然して爲に受けたまへるに、王は受けたまへるを見已りて佛を禮して去れり。既にして外に出で已るに大臣に告げて曰はく、「我れ聖者大目連に緣りての故に、佛及び僧に七日中に於て舍に就りて食せんことを請ぜり、卿等宜しく應に衢路を掃飾し城郭を莊嚴し、上味の食を辦へて以て佛僧を待すべし」。大臣は命を奉じて悉く皆備に辦へ、王宮內より逝多林に至る此中間に於て、寶幢幡蓋香花等遍く滿し、既にして嚴飾し已るに王は使者をして往いて白さしむらく、「佛・僧よ、飲食已に辦れり、願はくは佛衆、時を知しめさんことを」。爾の時世尊は日の初分に於て衣鉢を執持し、大衆隨從して王宅所に至り、其食處に詣りて先に設けたる座に於て之に就いて坐したまへり。時に勝光王は衆坐せるを見已りて、自ら種々淸淨上妙の飲食を持して佛僧衆に奉ぜり。既にして飯食し已り澡漱復訖るに、佛は大王の爲に施頌伽他を說き、幷に妙法を演べて本處に還歸したまへり。初日既に然り……乃至、七日にも悉く皆是の如くせるに、聖衆は食し已るに王の爲に法を說いて本處に還歸したまへり。時に勝光王は遂に後時に於て夜中に失火して大象を燒殺せるに、王は鼓を鳴らさしめて宣して國人に告げて曰はく、「今より已後、夜中に輒ち燈火を然すを得ざれ、若し違する者あらんには六十金錢を罰せん、其無錢者は長く獄に繫がん」。時に諸苾芻は咸く皆疑あり、世尊に請じて曰さく、「[八]大德、難陀・鄔波難陀の此二龍王は、曾て何の業を作してか傍生趣に墮し、又何の業を作してか所居の宮宅は皆四寶とて成じ、

【八】難陀・鄔波難陀龍王前生因緣譚。

此の兵仗は何所よりして來れる」。佛言はく、「大王、王豈に憶せざらんや、前に左右をして難陀・鄔波難陀の二龍王處に於て、瞋毒の心を以て暴惡の語を出して遣はして其命を斷ぜしめたるを。時に彼龍王の所有部屬は、是語を聞き已るに皆瞋恚を發し、便ち密雲を興して虛空中より諸の刀劍及以箭架を雨らしければ、時に大目連は斯事を見已りて卽ち慈定に入り、王衆幷に諸の國人をして悉く皆磨滅せしむること勿らんとて、遂に兵器を變じて咸く天花と作し、衆をして安樂ならしめたるなり」。王言さく、「世尊、我れ曾て彼二龍王に見えず、何ぞ人を遣はして其命を斷ぜんことを欲するを得べき」。佛言はく、「王にして憶せざらんには我れ之を憶せしめん。王豈に憶せざらんや、向に我所に於て二長者あり、王を見るも起たざりしに、王は便ち怒を發し諸侍從に勅して其命を斷ぜしめたるを」。王言さく、「我れ憶せり」。佛言はく、「彼二長者は卽ち是れ龍王にして、聽法の爲の故に化して人形と作りて我所に來至せるなり」。王曰さく、「我れ肉眼のみなるに由りて神龍を識らざりき、既に罪愆あり、何の事をか作さんと欲すべき」。佛言はく、「二龍所に就りて而ち懺摩を爲せ」。王曰さく、「彼は妙高山に在りて我は摩揭陀國に住せり、相去ること懸遠なり、如何がしてか愧謝せん」。佛言はく、「彼二龍王は每月八日及び長淨日に聽法の爲の故に必らず我所に來れば、王亦須らく至るべし、我當に彼龍王の身を示すべければ王は可しく求謝すべし」。王曰さく、「我れ彼龍に於て求謝せん時、其足を禮せんや」。佛言はく、『大王は禮足すべからず、宜しく右手を舒べて彼龍前に至りて告げて、「二龍王、我れ麤言を出せり、幸に容恕せんことを」と言はんに、彼二龍王は共に相容忍すべけん』。王曰さく、「謹みて佛の敎を奉ず、當に是の如くに作すべし」とて、佛足を禮し已りて還りて本宮に適れり。後に長淨日に至りて龍は人形と作りて佛所に來詣し、王も亦復至りて世尊を瞻仰せるに、佛爲に相を現じて龍王を指示したまへり。時に勝光王は佛の、相を現じたまへるを見て、卽ち座より起ちて衣服を整理し、二龍所に往いて其右手を展べて是の如きの語を作せり、「幸に

の如きの語を作さく、「我等貞居して唯國王に事へ、餘の男子に於て永く邪心を絕ちたれば、天神鑒賞して慶びて祥瑞を以てせるなり」。太子曰はく、「我れ父母に於て心を盡くして孝養しぬれば、靈祇感應して此嘉祥を致せるなり」。大臣曰さく、「王に敎令あらんに我悉く奉行して國人を化するを助けたれば、天花をして下落せしむるを致せるなり」。婆羅門曰はく、「我れ四時に順じて恭しく天地を祭りて淨行を斷くことなかりければ、此の鮮花を致せるなり」。猛將は曰はく、「國に强叛あらんに我れ先に師を出だして衆の爲に安撫したれば、斯の嘉應を獲たるなり」。國人曰はく、「我等躬ら耕して王に國稅を供へて時節を爽ふることなかりければ、神明共に知りて恭勤を表察して祥花普く散ぜるなり」。王は衆議して各己が能を述ぶるを聞いて便ち是念を作さく、「此の妙靈奇は世の未だ見ざる所、知らず是れ誰が福力なるかを。我今宜しく往いて世尊に請問すべく、佛所言の如くに我當に信受すべし」。爾の時勝光王は卽ち天花を以て衣裾に盛滿して大象王に乘じ、給園外に至るに足步して去り、世尊を禮し已りて一面に在りて坐し、卽ち上事を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「大王、此の天花は大王の力に非ず、亦內宮及び王子・臣庶が威德の致す所にも非じ、是れ大目連が威神の力なり。大王、向に目連をして觀察を爲さず悲愍を興さゞらしめたらんには、須臾の間に於て室羅伐城王及び百姓は悉く塵坌と爲りたらんに、彼が慈悲甚深の定力に由りて遂に天花をして處々に充滿せしむるを致せり。是故に王及び臣庶は、大目連に於て皆應に供養すべし」。時に勝光王白して言さく、「世尊、何の因緣を以て但聖者目連に由りてのみ、我が已身及以宮內・國城の人等は塵坌と爲らずして性命を存するを得て、此の恩力は是れ世尊にも非ず餘の弟子に非ざる」。佛言はく、「大王、我が力にも非ず、亦諸餘の聲聞弟子にも非じ、但是れ目連なるならくのみ。王若し疑はんには可しく衣裾の天花を以て地に置くべし」。王は佛の敎を奉じて花を地に棄てしに、悉く皆變じて刀劍輪槊を成ぜり」。王既にして見已りて便ち大に驚怖して怪愕の心を生じ、佛に白して言さく、「世尊、

あるを知しめし、別に餘言を作して爲に法を說きたまはざりき。時に勝光王は世尊に請じて曰さく、「唯願はくは大師、我が爲に法を說きたまはんことを」。佛は此緣を以て伽他を說いて曰はく、

「著し淸淨心なくして　而ち瞋恨の意を懷かんに
諸佛所說の　微妙の法を解すること能はじ
鬪諍の心　及以不淨の意を降伏して
能く忿害を除かんに　方に諸佛の法を解せん」。

時に勝光王は伽他を聞き已りて是の如きの念を作さく、「二長者に由りて遂に世尊をして時ならざるに我が爲に法要を演說せしめまつれり」。卽ち座より起ち佛を禮して去りて左右に命じて曰はく、「汝可しく彼佛邊の長者の佛を辭し去る時を伺ひて、門外に至るを待ちて俱に其首を斬るべし」。彼二龍王の所有部從は王が忿を懷いて是語を作せるを見已りて悉く皆驚愕し、怒りて議して曰はく、「我等は有力にして能く高山をも碎き大海をも傾竭するに、王は何の勢力ありてか敢へて此言を作せる」。卽ち卒かに重雲を起して雷雹を震降し、虛空中より皆刀杖・劍輪・箭槊を下せるに、未だ地に至らざる頃に爾の時世尊は無忘念を得たまへば大目連に告げて曰はく、「汝應に速疾に勝光王及び此城中の諸の有情類を念ずべし」。時に大目連は「唯然り」とて敎を受けて卽ち慈定に入り、纔かに定に入り已るに遍虛空中に皆天花俱勿頭等を雨らして地に墮し、乃し勝光王の入宮する已來に至るまで天花遍く落ちければ、王は奇異を怪しみて未曾有と歎じ、遂に中宮妃后・王子・大臣及び婆羅門・諸士庶等に告げて悉く皆總集して令を下して曰はく、「我れ向者に於て逝多林より宮中に至るに迄びて天花灑ぎ落ちぬ、曾て未だ見ざる所、知らず此事是れ誰が威力なるかを」。時に王に近づきて美言を說く者ありて白言すらく、「此は是れ大王が如法に人を化して枉酷を行ぜざれば、諸天歡喜して此妙花を雨らせるなり」。王曰はく、「我常に法を以て人を安んぜり、福力應に爾るべし」。宮內の諸人は是

罪を得ん」。是二龍王は斯より已後、月の八日・十五日・二十三日・月の盡日に至る毎に、夜は本形に復し晝は人像と爲りて世尊所に詣り、倶に禮敬を申べて[7]八支學を受け、又毎に來らん時は妙高山より室羅伐城に至るまで、路の左右に於て龍兵を布列し、虚空に彌滿して以て侍衞を爲せり。後に異時に於て龍は長者形と作り、佛所に來詣して妙法を聽受せるに、時に勝光大王も亦彼時に於て佛所に來詣せんとし、既にして門外に至りて左右に命じて曰はく、「汝、佛所に往いて何人あるかを觀よ」。時に彼左右は敎を奉じて去り、佛足を禮し已るに、二長者の世尊處に在りて佛の說法を聽けるを見已れば、即ち王所に還りて白して言さく、「二長者ありて世尊處に在りき」。王是念を作さく、「彼二長者は是れ我が國人ならん、我が來るを見ん時敢へて恭敬せざらんや」。時に勝光王は佛所に至らんと欲せるに、彼二龍王は國主の來るを見て世尊に白して言さく、「大德、既に國主に見えんに常儀を改むべきや、我れ今法を敬うて坐して聽くべしとやせん、王を敬うて起立すべしとやせん」。世尊告げて曰はく、「諸佛世尊及び阿羅漢等は咸く皆法を敬へり」。此因緣を以て三伽他を說いて曰はく、

「若しは過去の諸佛　及以未來者も
現在の諸世尊も　能く一切の憂を斷てるは
皆共に法を尊敬し　言說及び行住に
常に一切時に於て　正法を尊重したまへり
是故に益を求めん者　富盛の樂を希はんと欲せんに
應に當に法を尊敬して　常に諸佛の敎を思ふべし」。

彼二龍王は佛語を聞き已るに、王の來るを見ると雖敬事を修めざりき。王は既にして見已りて便ち是念を作さく、「此二長者は是れ我が國人なるに、我が來至せるを見つゝも敬重を生ぜざらんとは」。便ち瞋恨を起して世尊所に至り、雙足を禮し已りて一面に在りて坐せり。佛は王の意に瞋恚心

【七】八支學。八戒齋なり。

來りて禮足して是の如きの語を作さく、「我等をして當に何の事をか作さしめんと欲せる」。尊者曰はく、「汝等今可しく三寶に歸依し五學處を受け、形壽を盡くすに至るまで殺生せず……乃至、飲酒せず、妙高山に於て禽獸等ありて依止して住せんには、施すに無畏を以てして驚恐せしむること勿るべし」。彼龍白して言さく、「我等愚癡にして自ら覺慧なし、幸に聖者を蒙りて苦津を拔濟せん、自ら誓ふて心に要し謹んで言教に依はん、今より已去……乃至、命存まで三寶に歸依し五學處を受け、諸の生類に於て苦惱せしめず、愛せんこと己子に同じて瞋毒の心を除かん」。時に大目連は二龍を降し已りて本處に還らんと欲せるに、彼二龍王は尊者の足を禮して曰して言さく、『大德、我迷津に墜ちたるに恩を蒙りて救濟せられぬ。世尊處に至らんに幸に我語を持して雙足を頂禮したまはんことを、「不審なり世尊、少病少惱にして起居輕利に氣力安きや不や」。復更に白言したまはんことを、「唯願はくは大師が慈悲哀愍もて、苾芻・苾芻尼等飯食し訖りて凡そ福頌伽他を說かん時、願はくは我名を稱へて福を以て濟を垂れ、此惡業を捨てゝ善趣中に生ぜ(しめ)たまはんことを」と』。目連告げて曰はく、「當に汝が爲に白すべし」。時に大目連は所爲事訖りければ、猶し壯士の伸べたる臂を屈するが如き頃に妙高山より沒して逝多林に出で、世尊所に詣り雙足を禮し已りて白して言さく、『世尊、我已に二難陀龍を降伏し三歸幷に五學處を受けて、妙高山所住の有情に於て皆悲愍を起さしめぬ。彼二龍王は附して申ぶらく、「世尊の足下を禮敬しまつる、不審なり大師、少病少惱にして起居輕利に氣力安きや不や。我れ惡業を以て傍生中に墮して諸の苦難を受けぬ、唯願はくは世尊、慈悲救濟したまはんことを」と』。具に請意を陳べしに、世尊聞き已りて讃言したまはく、「善い哉善い哉、彼二龍王は能く厭離を生ぜり」。卽ち諸苾芻に告げて曰はく、「今より已去、我が諸弟子苾芻・苾芻尼等は毎に食了らん時に、鐸敧拏伽他を說き、彼二龍王の名字を稱へて爲に呪願を作し、惡道を捨して善趣中に生ぜしめよ。當に是の如くに作すべし、若し我教に依はさらんには惡作

【五】福頌伽他。鐸敧拏伽他にして施食の福德を呪願する偈なり。

【六】鐸敧拏伽他。律部二十、註(二七の三七)特鐸敧拏呪願の下參照。

めし、便ち大目乾連に告げて曰はく、「汝當に難陀・鄔波難陀二大龍王を觀察すべし」。時に大目乾連は「唯然り」とて敎を受け、卽ち是の如きの方便を作して入定し、室羅伐城より沒して妙高山に於て出で、龍身上に在りて經行せるに龍睡りて覺めざりき。復頂上に行ぜるに亦覺知せざりければ、目連卽ち其腹に入りて大雷霆を振へるに、睡仍ほ覺めざりき。爾の時尊者は便ち是念を作さく、「二龍には二緣ありて方に降伏すべし、云何が二と爲す、一には其をして瞋恚せしめ、二には恐怖心を發さ（しむ）るとなり。我若し彼をして瞋恚を生ぜしめんには、贍部洲をして悉く皆震動せしむれば、我今應に其をして驚怖せしむべし」。卽ち龍身の大さ彼に三倍せるを化作し、身二龍を遶りて周圍七匝し首を擧げて住せるに、龍は身重きを覺えて卽ち便ち睡寤め、彼大身を見て極めて驚恐を生じ、憂悼し計を失して是の如きの念を作さく、「所居の處は今欺奪せられたり」と。遂に小身を化作し宮を棄てゝ逃竄せりければ、尊者大目連は卽ち本形に復して彼龍前を遮り、容を整へて住して問うて曰はく、「汝二龍王、何の所作をか欲せる」。答へて曰はく、「大德の龍ありて住處に來至し、我命を害し所居の宮を奪はんと欲しければ、此難緣ありて逃れて餘處に向はんとす」。尊者報じて曰はく、「我れ向者に於て汝が宮中に到りしに斯事を見ざりき」。龍曰はく、「我等親しく見たり」。尊者曰はく、「汝可しく宮に還りて我に形狀を示すべし」。龍曰はく、「大德、豈に復我を殺さんことを欲せんや」。尊者曰はく、「我れ共に往いて看ん誰か敢へて相殺さん、宜しく迴去して彼形容を示すべし」。龍は尊者と與に覆住處に還るに、但空宮を覩て更に餘物なかりければ、二龍問うて曰はく、「將た聖者は我が憍暴を見て驚恐を現ぜるには非ざらんや」。尊者曰はく、「或は是の如くなるべけん」。彼龍白して言さく、「聖者、何に緣りてか此に來れる」。尊者曰はく、「汝等當に聽くべし、汝は過去に於て鄙惡の業を作したれば、傍生中に墮して斯の惡報を受けぬ、今時更に復猛毒心を作して有情を殺害して悲愍心なからんに、斯より沒し已らば捺落迦を除いては更に生處なけん」。彼の二龍王は俱に

は餘林中に在り、或は邊房に住して麤弊の臥具を受け、是の如き處に向うて外緣を簡息し、心を靜慮に端して煩惱を斷ぜんことを求めよ、放逸を爲して後に憂悔を遺ること勿れ、此れ卽ち是れ我が眞實の敎誡なり」。是の如くに世尊は諸苾芻の爲に、思惟事を說いて憒鬧を棄てしめたまへり。時に苾芻にして世俗通を得たる者あり、便ち妙高山に往いて靜慮を修せり。佛、諸苾芻に告げたまはく、「妙高山王は下金輪より海水を齊りて八萬踰繕那あり、水上より高く出づること亦復是の如し。其形畟方にして四面に各二千踰繕那あり、人天樂觀して相狀端正なり。上に三十三天ありて四寶の所成なり、東面は水精、南面は吠琉璃、西面は白銀、北面は黃金なり。此山下の大海の中に於て龍王宮あり、亦四寶の所成にして受用して闕くるなし。二龍王あり難陀・鄔波難陀と名け、而ち此に住して各八萬四千の諸龍ありて以て眷屬と爲せり。此の二龍王は假使金翅鳥王も損害すること能はず、所有飮食は皆諸の上妙の供養に同ぜり。時に二龍王は貪愛に由りての故に、各其身を以て山を遶ること七匝して首を擧げて住し、倶に是念を作さく、「此等の受用は皆悉く是れ我が福業の所招なり」。惱嫉心を以ての故に每日三時に其毒氣を吐き、二百五十踰繕那の內を齊れる所有鳥獸にして毒氣を聞かん者は並に皆命を喪ふなり。龍は氣を吐き已るに遂に便ち睡著す。時に諸苾芻にして靜慮を修せる者は、龍の毒氣に由り皮肉變色して燋悴痿黃せり。世尊說きたまへるが如し、「汝等苾芻、戒淨を求めんと欲せんに可しく半月に於て[三]褒灑陀を爲し、除罪を求めんが故に[四]隨意事を爲すべし」。時に彼苾芻は長淨日に至り皆來りて集會せるに、時に舊住者は怪しみて問うて曰はく、「何故に仁等の顏狀常に異りて痿黃せること此の若きや」。其靜慮苾芻は緣を以て具に告ぐるに、諸苾芻曰はく、「龍爲に惱害せんには何ぞ調伏せざる」。答へて曰はく、「此れ唯世尊及び大聲聞にして方に能く制伏せんも我が所堪には非じ」。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛是念を作したまはく、「我が諸弟子にして誰か彼の二大龍王を降伏するに堪へたる」。佛は大目乾連は定んで能く摧伏せんことを知し

【三】褒灑陀。次下に長淨日とあるはこれが譯なり、律部十九、註（一の五九）參照。
【四】隨意事。律部十九、註（一の六〇）參照。

巻の第四十四

入王宮門學處第八十二の一 [一]

初に總じて頌に攝して曰はく、

初首は二難陀なり　　七日并に善與と
五人の四希有と　　勝鬘大王に教へたると
二城に盛衰ありしと　　月光夜に於て白し
仙道出家し已るに　　影勝、伽他にて問へると
頂髻、父命を害して　　當に無間中に生ずべしとせると
二佞臣の言を受けたると　　兩羅漢なしと謗れると
二臣、寶を收めて去り　　塵沙、城に遍滿せると
大臣の女男を以て　　各師主に付せると
紺顏、師に隨うて去れると　　仙道等の因緣と
善財造寺の緣と　　准陀に七福を論ぶると
壯士と曠野手と　　紺容、不還を證せると
無比と針と打つ人と　　廣く師子事を陳ぶると
二人善惡を說けると　　紺容皆燒かれたると
曲脊と供僧人と　　入王宮を後と爲すとなり。

「難陀・鄔波難陀」とは。佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。爾の時世尊は諸苾芻に告げて曰はく、「汝等當に蘭若樹下或は空室中或は山崖坎窟或は草積内に於て、或は露地に居り、或は [二] 尸林或

[一] 隨法第八十二入王宮門學處。

[二] 尸林。尸陀林の略、寒林とも譯し、死屍を棄つる所の林なるべし。

の請を受けんに、食前食後に行いて餘家に詣りて囑授せざらんには波逸底迦なり」と[三]。

「若し復苾芻」とは、謂はく鄔波難陀なり、餘の義は上の如し。「食家の請」とは、謂はく他に喚ばれて食するなり。家の義は上の如し。「食前」とは、謂はく是れ午前なり。若し出行せん時二家を過ぎんには便ち墮罪を得ん。「食後」とは、謂はく過午已後なり。若し出行せん時三家を過ぎんには便ち墮罪を得ん。「囑授せず」とは、謂はく人に報ぜざるなり。應に施主に囑して「我れ某處に往かん」と云ふべく、或は苾芻に囑して「其處に向はん」と云ふなり。結罪は上の如し。此中の犯相とは、其事云何。若し苾芻にして食家の請を受けつゝ、食前に行いて二家を過ぎ、食後に行いて三家を過ぎんに、囑授せざらんには墮罪を得ん。若し此苾芻を以て先首と爲さずして請喚せんには無犯なり。又無犯とは、謂はく初犯の人……廣說せること上の如し。

【三】此下聖本には光明皇后の願文あり。

隨意を作し訖れるなれば宜しく應に座に就くべし」。佛及び大衆坐して時既に久しく、日復將に中ならんとせるに食を行さゞりければ、佛、阿難陀に告げて曰はく、『汝、長者に告げよ、「日時既に至れり、應に食を行すべし、日時過ぎんには食何の爲す所ぞ」と』。具壽阿難陀は敎を奉して長者に告ぐるに、報じて曰はく、「聖者鄔波難陀は今未だ來り到らざれば」、是の如く三たびに至りて阿難陀曰はく、「若し鄔波難陀にして來らざらんには食を行すを欲せざるか」。報じて言はく、「是の如し」。具壽阿難陀は事を以て佛に白すに、爾の時世尊は伽他を說いて曰はく、

「他に由りて悉く皆苦しみ　自は便ち樂を受くるに由りて
共に皆事を闕くあり　智者は應に爲すべからず」。

時に將に中ならんとせんと欲して鄔波難陀は方に始めて來至せりければ、遂に便ち食を行せるに、時に諸苾芻には少許を噉へるあり、食はざる者もありき。佛は長者の爲に施頌[三二]を說き已りて座よりして去りたまひしに、鄔波難陀は卽ち此に於て住まりて寺中に往かざりき。當の時是れ十五日なりければ衆僧は褒灑陀を作さんと欲せるに、唯鄔波難陀のみ來り赴いて集まらず、復持欲人[三三]もなかりければ、衆皆久しく坐して法事を妨廢し、求覓せるも得ざりければ衆をして疲勞せしめぬ。時に諸苾芻は共に嫌賤を生じて是の如きの語を作さく、「云何が苾芻にして食家の請を受けつゝ、食前食後に而し速かに來らずして久しく俗舍に住せる」。緣を以て佛に白すに、佛言はく。『食前食後には此過生ずるあり……乃至、我れ十利を觀じて諸弟子の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻にして食家の請を受けつゝ、食前食後に行いて餘家に詣らんには波逸底迦なり」』と。是の如く世尊は諸苾芻の爲に其學を制したまひ已るに、時に看病苾芻ありて其瞻視するを廢し、知僧事者は檢校に闕くるありき。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛は此を聞き已りて諸苾芻に告げたまはく、「前は是れ創制、今は復隨開なり、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻にして食家

【三二】施頌(dāna gāthā, dakṣiṇā gāthā)。律部二十、註(二七の三七)特欲擧呪願の下及び律部十三、註(五の五)達嚫の下參照。
【三三】持欲人。鄔波難陀の意を受けて、その布薩に來らざる理由を持ち來りて僧伽に報告する苾芻なり。

りければ、彼業力に由りて諸衆中に於て敎化第一たりしなり。是故に諸苾芻、當に是の如くに善惡之報は影の形に隨ふが如くに終に亡失せざるを觀じて、善業は勤修し惡事は當に捨すべし、應に是の如くに學すべし』。

第九に頌に攝して曰はく、

食と明相と今知ると　針筒と牀脚量と、
貯花と并に坐具と　瘡と雨と大師衣となり。

二〇 食前食後行詣餘家不囑授學處第八十一

爾の時薄伽梵、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に此城中に一長者あり、大富多財にして受用豐足せり。時に具壽鄔波難陀は乞食を行ずるに因みて長者家に至りしに、長者は卽ち便ち飯を持して施與せりければ、因りて爲に法を說くらく、「施食の人は五功德を獲ん、謂はく壽命と色と力と安樂と詞辯となり」。長者聞き已りて深心歡喜して其足を頂禮し、三寶に歸依して五學處を受けぬ。時に鄔波難陀は復他日に於て長者家に至りしに、長者白して言さく、「聖者、我今大德を善知識と爲すに因みての故に、佛及び僧に舍に就りて食せんことを請ぜんと欲す。唯願はく聖者、我が爲に白知したまはんことを」。時に鄔波難陀は還りて住處に至り、長者の名を稱して爲に佛僧を請ぜり。時に鄔波難陀は卽ち長朝に於て長者宅に至り長者に報じて曰はく、「我に緣事ありて暫らく餘家に至れば、我れ若し來らざらんには須らく食を行すべからず」。是語を作し已りて之を捨てゝ去りぬ。爾の時世尊は彼長者が法式を閑はざれば來りて告白せざるを知しめし、卽ち便ち自ら大衆と將に長者家に詣りて其食處に就きたまへり。時に諸苾芻は長者に報じて曰はく、「應に隨意を唱ふべし」。長者卽ち便ち報じて言はく、「聖者、我れ大衆の爲に斯の座褥を設けぬ」。佛言はく、「此卽ち便ち是れ

【二〇】墮法第八十一食前食後行詣餘家不囑授學處。食前食後に餘家に詣るに、餘比丘に囑授せずして行くを制す。

とを汝等苾芻、往時の獵人とは即ち鄔陀夷是れなり、昔に他を殺せるに由りて今還殺されしなり。復次に諸苾芻、[一七]汝等當に聽くべし、此の鄔陀夷は先に何の業を作してか阿羅漢を得て我に親事し、殺されての後糞聚中に棄てられ、佛は僧衆・王及び大臣・勝鬘夫人幷びに諸宮女・城中の士庶と倶に屍邊に至り、莊嚴寶輿もて移して勝處に至り、焚燒既にして訖るに設利羅を取り、窣覩波を造りて盛に供養を興せるかを。乃往古昔に一瓦師あり、一獨覺の身、疾病に嬰れるに乞食の爲の故に次に其家に到れるを見て、時に彼瓦師は賢聖を識らざりければ遂に便ち咽を捉へて推し出して糞聚中に棄て、彼身力なくして因りて即ち命過せり。餘の獨覺の空に乘じて度れるあり、其屍骸を見て身を縱ちて下り、諸の香花を以て時に隨うて供養せり。瓦師見已りて具に其故を問うて、是れ聖人なるを知りて便ち憂悔を生ずらく、「我は是れ愚癡にして賢聖を知らざりき」。自ら力の能く如法に焚燒するなきを知りて遂に即ち王に白さく、「共に禮葬を爲さん」。王は大聖の非理に涅槃せるを聞いて、總じて群官及び後宮婇女・城中の士庶を命べるに、[一八]人物駢闐して各蘇油幷に諸の香木を持し、聖者所に至りて焚身供養せり。時に彼瓦師は金色の瓶を作り其餘骨を盛りて雜彩せる轝に置き、四衢道側に往き窣覩波を造り、力に隨せて供養して遂に弘願を發すらく、「我が所作は無間の重業なりしも此に緣りての故に捺落迦に墮する勿らんことを。此慇重供養の業を以て未來世に於て、當に殊勝の大師に遭遇するを得て親しく敎旨を承けて疲厭を生ぜず、是の如きの神通自在を獲得せんことを」。汝等苾芻、彼時の瓦師とは即ち鄔陀夷なり、昔所作の惡業の餘報に由りて五百生中に於て常に他のために殺され之を糞聚に投ぜられしも、彼の供養發願力に由りての故に今我に値遇して阿羅漢を成じ、此業に由りての故に涅槃の後なりと雖我は大衆・王及び人民と與に悉く皆雲集して焚身供養せるなり。汝等當に知るべし、[一九]又何の緣の故に此の鄔陀夷は敎化人中最も第一たるかを。過去世に於て迦攝波佛時に鄔陀夷は彼に於て出家し、大法師と爲りて善く說法を能くし有情を敎化せること無量億數な

【一七】鄔陀夷前生因緣譚の二。

【一八】人物駢闐。人馬群行して聚まりつらなれるなり。

【一九】鄔陀夷前生因緣譚の三。

らんに、其牛は死すべきなり」。時に將に會を設けんとして諸牛を總察せるに、遂に特牛と牸牛と共に婬事を爲せるありければ、大臣曰はく、「此れ應に殺すべし」。彼五百弟子も一時に手を擧げて云はく、「此牛は死すべし」。其の大臣婦も亦云へり、「死すべし」。遂に二牛を殺して以て供へて會を設けぬ。汝等苾芻、往時の大臣とは卽ち賊帥是れなり、其の大臣婦とは卽ち私通女是れなり。五百弟子とは卽ち賊伴五百人是れなり、往時の二牛とは卽ち勝光王及び勝鬘夫人是れなり、昔時に殺されければ、今還りて彼を殺せるなり。汝等苾芻、凡そ諸の有情にして自ら作せる所の業は果報亡びず、多劫を經と雖緣合せんに還りて受くるなり。是故に當に知るべし、惡業を爲すこと勿れ。諸の善品を修せよ。復次に諸苾芻、汝等當に聽くべし、其の[一六]鄔陀夷は先に何の業を作して、彼業力に由りて今他のために殺されて糞聚中に棄てられたるかを。乃往古昔に一聚落に於て捕獵人あり、屠殺を以て業と爲して自ら活命せり。彼時一獨覺あり、林所に來至して暫く停息せるに、是の日に當りて彼捕獵人は一も獲る所なかりければ、便ち怪念を生ずらく、「我れ昔より來此林中に於て多く禽獸を獲たるに、何の故にか今日而し所得なき」。遂に人蹤を見たれば跡に隨ひて去くに、一獨覺の端居して坐せるを見ぬ。是時獵者は是の如きの念を作さく、「此人來れるに由りて我に所得なかりしなり」。遂に瞋忿を生じて卽ち弓を滿張し、放つに毒箭を以てして其禁處に中てぬ。獨覺聖者は此愚人を見て悲愍心を起し、爲に神變を現ぜんとて空に騰りて上踊せること猶し鵝王の如くせるに、時に彼獵人は神通を見已りて深く追悼を生じ、言を發して仰ぎ告ぐらく、「我は愚癡人にして賢聖を識らざりき、願はくは身を縱ちて下りて我が懺謝を受けたまはんことを」。時に彼聖者は哀愍の爲の故に、身を放ちて下りて其懺謝を受け、因りて卽ち命終せり。時に彼獵人は火を以て焚形し、其舍利を取りて窣覩波を起し、種々に供養して因みて大願を發すらく、「此罪に緣りて我をして當來に地獄の報を受けしむる勿らんことを、未來世に於ては當に殊勝の大師に逢遇して親承供養するを得べけんこ

【一六】鄔陀夷前生因緣譚の一。

り、謂はく過午よりと、明相未出に至るとなり。「聚落」とは、義上の如し。「入る」とは、謂はく聚落に至るなり。「餘苾芻」とは、謂はく其處に於て現に苾芻あるに而も告語せざるなり。「時の因緣を除く」とは、謂はく難緣あるなり。餘の義は上の如し。此中の罪相、其事云何。若し苾芻にして非時に於て非時の想・疑を作さんには根本罪を得、時に於て非時の想・疑を作さんには惡作罪を得、餘の二は無犯なり。又無犯とは……廣說せること上の如し。

爾の時勝鬘夫人は尊者鄔陀夷が枉げて賊帥のために殺されたるを知りて、慇懃に王に白して賊帥を捕へしめければ……未來の諸苾芻を護らんが爲の故に……時に王は卽ち有司に勅して嚴に掩捕を加へしめ、賊帥を獲已るに王は賊を將へて熱油釜中に投ぜしめて其命を斷じ、賊の伴侶は五百人ありしに皆其手を截り、彼の私通女は其頭髮を以て不調の馬足に繫り放て、蹋死せしめぬ。時に諸苾芻は咸く皆疑ありて佛に白して言さく、「[一四]世尊、彼の賊帥は曾て何の業を作してか鄔陀夷を殺して苦を受けて死に、及び私通女と五百賊徒も皆刑戮せられたる」。佛、諸苾芻に告げたまはく、『彼王等は先世の中に於ける自の所作業に由りて還りて當に自ら受くべく、餘處に於て物ありて代りて受くるには非じ……餘に廣說せるが如し。汝等應に聽くべし、乃往過去に婆羅痆斯城に於て王を梵摩達多と名け、其の王大臣は聰明博識にして五百弟子あり、貪利の爲の故に遂に王前に至り詐りて預夢を陳べて云はく、「我れ夢に十二年中に於て天降雨せず、國土荒亂し人民飢饉にして王位將に危からんとするを見ぬ」。王曰はく、「若し是の如きには事當に奈何がすべき、何の計を作して災厄を免るゝを得んと欲せんや」。大臣白して曰さく、「[一五]應に五百頭の牛を殺して耶愼若大會を作して婆羅門に設けんに方に災難を免るべし」。王遂に敎を出して五百頭の牛を總集して倶に一處に在けるに、牛は大吼叫せり。王は其聲を聞いて便ち悲愍を生じて大臣に告ぐらく、「豈に倶に此の諸牛の命を殺さんや」。臣、王意を測りて白して言さく、「大王、此の群牛を觀して、之を殺さんと欲する時婬を行ずる者あ

【一四】勝光王勝鬘夫人前生因緣譚。

【一五】耶愼若大會。本文に應殺五百頭牛作耶愼、若大會設婆羅門方免災難……とあり。縮藏・大正藏・新藏皆耶愼と若大會とを切れるも、これ耶愼若大會なるべし。耶愼若は yajña（供施）の音寫ならん。西藏律には「大王よ、牛の供養施をなされたがよいでせう。」王曰はく、かく作さん。彼によりて數千の牛を集め、王到り出で、王はかの牛を見、かの牛は牛の子に大聲を發して呼べり。王はそれらを見、聞いて慈悲を起し、大臣に告げて曰はく：……」とあり。されば耶愼若大會とは供施大會なりと推知し得べし。

ら如來に從うて糞聚處に至り、尊者の屍を出し香湯もて洗浴して寶轝中に置き、衆伎樂を奏し幢幡は路に滿ち香煙は空に遍く、王及び大臣・傾城[九]の士女は佛及び僧に從うて送りて城外に出で、一空處に至りて衆の香木を積み、蘇油を灌灑して火を以て之を焚き、[一〇]無常經を誦し畢るに舍利羅を取りて金瓶內に置き、四衢路側に於て窣堵波を建て、種々の香華及び衆音樂とて莊嚴し供養せること昔より未だ曾て有らず。王及び中宮幷に諸の士庶、佛及び聖衆は各本所に還りぬ。爾の時世尊は住處に至り已りて諸苾芻に告げたまはく「此れ非時に行けるに由りて斯大過を招けるなり……乃至、我れ十利を觀じて諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻にして非時に聚落に入らんには波逸底迦なり」」と。

是の如く世尊は諸苾芻の爲に學處を制したまひ已れり、「非時に聚落に入るを得ざれ」と。時に諸苾芻にして病人を看れるありしも遂に瞻視を闕き、[一一]知僧事者にして僧事廢闕せりければ、事を以て佛に白すに、佛言はく、「苾芻あらんには囑授して應に去るべし。應に彼に告げて曰ふべし、「具壽、存念したまへ、我に看病因緣あり、或は衆事の爲に須らく非時に聚落に入るべければ、具壽に白し知ら(しめ)ん」。彼れ答へて云ふべし、「[一二]奧箄迦」と」。時に苾芻あり俗舍內に於て先に衣鉢を寄ねしに、其舍は非時に忽然火起り、苾芻は卽ち便ち往いて衣鉢を取らんとて行いて中途に至りて是の如きの念を作さく、「我れ囑授せずして非時に聚落に入れるは是れ應ぜざる所なり」とて、遂に卽ち廻還して人を覓めて囑授せるに、須臾の頃に衣鉢燒盡せり。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「因緣の故なるを除く」。諸苾芻に告げたまはく、「前は是れ創制、此は是れ隨開なり。應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻にして非時に聚落に入らんに、餘苾芻に囑せざらんには、餘緣の故なるを除き波逸底迦なり」」と。

「若し復苾芻」とは、謂はく此法中の人なり、餘の義は上の如し。「[一三]非時」と言へるは、二の分齊あ

【九】傾城。城をつくす、卽ち全城內の義なり。

【一〇】無常經(Anityatā-sūtra)三啓經とも無常三啓經ともいふ。律部十九、解題の五參照。

【一一】知僧事者。僧事を與知する苾芻なり。律部八、註(六の一七二)の本文參照。

【一二】奧箄迦(aup yikā)。方便の義、律部二十、註(三一の二九)及び其本文參照。

【一三】本文に非時者有二分齊謂從過午至明相未出とあり。前註(三六の二一)參照。

知れるならん。我夫若し至らんに必らず當に告知すべけん、今我れ宜しく應に預じめ其命を斷ずべし」。卽ち詐りて病相を現じて使女に告げて曰はく、『我れ今疾あり、汝今可しく往いて尊者に白し知ら(しむ)べし、「屈げて宅に來至したまはんことを」と』。使女往いて報ぜるに、是時尊者は預じめ觀察せずして其家に來至せるに、固留して夜に至り、賊帥を喚ばしめて至るに便ち告げて曰はく、「若し此苾芻にして命存するを得んには我終に活きじ」。時に彼賊帥は其事露はるゝを恐れ、忿怒して刀を持して尊者の命を斷じ、其屍骸を將つて糞聚中に棄てぬ。此は是れ尊者が先の所作業の、今時果熟して還りて自身の蘊界處に於て受けて餘處に於てには非ざるなり……乃至、廣く說けり。

爾の時世尊は十五日褒灑陀時に於て衆中に在りて坐したまふに、大衆皆集まれるも唯鄔陀夷一人到らざりき。時に〔七〕知座者は白して言さく、「尊者鄔陀夷を見ざるのみ」。諸佛世尊は無忘念を得たまへば、卽ち衆に告げて曰はく、「我れ鄔陀夷は敎化人中最も第一たりと說けるも、今已に殺されて糞聚中に棄てられぬ、汝等應に長淨を爲すべし」。時に諸苾芻は長淨を爲し已るに、佛言はく、「汝等應に可しく倶に行いて、鄔陀夷の與に最後の〔八〕供養設利羅を爲すべし」。爾の時世尊は大衆に圍繞せられて夜に城門に至り、大光明を放ちて遍く城邑に滿したまふに、其門自ら開き、皆天曉なりと謂ひて諸人咸く起きぬ。其の警夜者のみは天未だ明けざるを知れり。時に勝光大王及び勝鬘夫人等は驚きて其事を怪しみければ、門人奏して曰はく、「今佛世尊及び諸の聖衆は倶に門首に至りたまひたればなり」。時に王聞き已りて總じて群臣を命び、勝鬘夫人は宮內城中の士女を部領し、並に悉く奔馳して倶に城門に到りて世尊の足を禮せり。王は先に稽首して佛に白して言さく、「世尊、何の因緣を以て無上大師躬ら此に至りたまへる」。佛、大王に告げたまはく、「鄔陀夷苾芻は敎化人中我れ第一と說けるも、今他に殺されて糞聚中に棄てられければ、我今故に來り彼が爲に身を焚きて供養事を作さんとてなり」。時に勝光王は是事を聞き已り、及び勝鬘夫人は便ち四寶を以て喪擧を莊校し、躬

【七】知座者。典座なり。

【八】供養設利羅。設利羅(śarīra)は下に舍利羅とせり。遺身を供養するなり。

んとす、若し能くする者あらんに可しく來りて手を接ふべし」。時に此城中に人の對敵するなかりき。時に鄔陀夷は此壯士の、化を受くるに堪任せるを知りて、晨朝時に於て衣鉢を執持し乞食を行ぜんと欲し、城門下に至りて斯の壯士を見て告げて言はく、「男子、汝は是れ壯兒にして相撲を求めんと欲せりや」。答へて曰はく、「是の如し」。鄔陀夷曰はく、「汝當に我と共に相撲ふべしとやせん、當に我が撲得せる所の者と共に而し相撲ふべしとやせん」。壯士答へて曰はく、「汝が撲得せる者、我且に之を撲さん」。鄔陀夷曰はく、「彼に强力あれば汝は禁ふること能はじ」。壯士曰はく、「要らず對敵するを待ちて方に强弱を知らん」。鄔陀夷曰はく、「貪瞋癡の三は是れ我が伏せる所、汝、試みに之を撲せ」。壯士曰はく、「此は大力ありて一切人を欺げり、我れ何の方便してか彼が敵たるを能くせん」。鄔陀夷曰はく、「先に可しく出家すべし、方に對敵するを能くせん」。卽ち剃髮染衣して三毒を降さんことを思へるに、未だ久しからざるの頃に結惑皆除こりて阿羅漢を證しければ、鄔陀夷所に詣りて白して言さく、「大師、我已に三種を降伏せり」。……壯士が四事究竟は廣く上に說けるが如し。

是の如くして鄔陀夷苾芻は室羅伐城に於て、十八億家を敎化して皆解脫せしめぬ。爾の時鄔陀夷は暴惡女を化して見諦を得せしめ……廣說せること前の如し……乃至、爲に食座を受けぬ。未だ久しからざるの頃に、時に暴惡女は兒の爲に妻を娶りて身疾病に嬰りしに、將に死なんとするの時家人に告げて曰はく、「我れ死なん後は、隨うて何事あらんとも聖者鄔陀夷を廢すること勿れ」。是語を說き已るに須臾にして命終せり。彼婆羅門も次いで隨うて沒しければ其子憂慼せるも時を經て漸くに捨し、便ち其婦を棄てゝ學を他方に求めぬ。妻は後の時に煩惱增盛して乃し賊帥と與に密に非法を行ぜり。尊者は每に其家に至り座に於て食せるに、此婦姓の煩惱多きを覩知して常に爲に離欲の法を演說せり。彼婦便ち念ずらく、「尊者は聖力もて能く他心を了すれば、我が人と私通事あるを

【六】本文に汝當共我相撲爲當共、我所撲得者而相撲乎、壯士答曰、仁撲得者我且撲之……とあり。大正藏・縮藏の加點は斯の如し。今改めたり。

て未曾有と歎じ、告げて言はく、「大聖、斯の妙術や、願はくは當に我に惠まるべし」。尊者卽ち伽他を說いて之に告げて曰はく、

「明呪は人に惠まず　呪を以て換へんに方に與へん
或は時に供給を得　或は多く珍財を護んに
若し是の如くならざらんには　縱ひ死なんとも傳授せじ」。

時に婆羅門は伽他を聞き已るに、呪を求めんが爲の故に審諦に思惟すらく、「神呪力を知らんに不思議あらんも、旣にして人に授けざれば何に緣りてか能く得ん」。尊者に白して曰さく、「我に妙術の共に相換ぶべきなく、復珍財の持して用つて供奉するなし、但身力ありて以て相給侍せんのみ、幸に願はくは慈悲もて我に明呪を敎へたまはんことを」。尊者報じて曰はく、「爾得んと欲せんには、可しく如來の善說法律に於てして出家を爲すべし、我れ當に汝に如意神呪を與ふべし」。彼れ呪の爲の故に敎に依ひて出家し、鬚髮を剃除し法服を著し已りて師に白して言さく、「鄔陀駄耶、我に明呪を授けたまへ」。師曰はく、「汝可しく之を受くべし」。弟子曰はく、「何の謂ぞや」。師曰はく、「所謂、諸行は皆無常なり、一切法は無我なり、涅槃は眞寂滅なり。此は是れ鉢中の明呪なり、三夜の中に於て汝勤めて修習せんに必らず神驗あらん、此句義に於て當に善く思惟すべし」。時に彼弟子は驗を求めんが爲の故に成功するあらんを冀ひ、三夜の中に於て一心に相續して三句法を思ひしに眞源を妙解し衆惑斷除して阿羅漢を證せり。便ち師處に詣り禮足して白して言さく、「我れ今實に無上の明呪を得たり、我生は已に盡き梵行已に立して後有を受けじと如實に而ち知れり」。鄔陀夷曰はく、「善い哉善い哉、汝は是れ眞に佛恩を報じて自他俱に利し、三有海に於て復び輪迴せじ」。

「相撲」とは。爾の時一壯士ありて南方より來り、中國に於て人を求めて捔力せんと欲し、室羅伐城に至り城門下に於て衣を脫し胜を拍ちて高聲に大叫すらく、「我れ遠くより來り人を覓めて相撲せ

「皮・肉・血・便利も　　苦樂の根も殊ならず
咸同じく垢穢の身なるに　　云何ぞ四姓別なる。
若し身に諸惡を離れ　　口も亦過犯なく
心極めて清淨ならんには　　眞の婆羅門と名けん。
勝妙の法とて莊嚴し　　善く調べて梵行を修し
能く衆惡業を除けるこそ　　是れ眞の婆羅門なれ」。

時に鄔陀夷は伽陀を說くを聞いて其根の熟せるを知り、便ち爲に法を說いて示敎利喜せるに、五百の童子は卽ち座上に於て煩惱を斷じて眞諦を見、身及び飮食淸淨なること舊の如くにして各歸戒を受け……廣說せること前の如し。

「一鉢」とは。室羅伐城に婆羅門あり、善く呪術を持して三寶を信ぜず、常に咒力を以て鬼神を驅策し、其をして車を駕せしめて意に隨うて遊涉せり。時に鄔陀夷は復有情を觀ずらく「誰か引接して能く眞諦に入るに堪へたる」。此婆羅門の根器將に熟せんとせるを見て、卽ち衣鉢を持して往いて其家に趣きしに、婆羅門の呪を誦して、神をして車を御せしめて將に出でんとせるを見ぬ。暫くして還車を下り旋液[五]せんとて方に去りしに、尊者は其小便をして出でゝ停止せざらしめ、卽ちに其咒を解きて彼鬼神を放てり。時に婆羅門は少頃にして來至せるに、鬼神皆散じて車は動かすこと能はず、呪術を誦せりと雖悉く皆驗なきを見て、事窮まりて計を失ひければ、苾芻に告げて曰はく「汝が咒を解けるに由りて所作成ぜず、今誰をして我に給侍せしめんと欲すべき」。尊者は鉢を取り開示して告げて曰はく、「此れ當に汝が與に給侍人と作るべし」。婆羅門曰はく「此の黑鐵盂にして如何かして我に侍せんや」。尊者曰はく「汝が所念に隨うて皆此より出でん」。彼れ是語を聞いて卽ち試みに思念せるに、百味の飮食も纔かに之を念ぜる時、衆味具足して此鉢中に滿てり。彼れ斯事を見

【五】旋液。小便なり。

尊者、餘處にて食を乞はんに此に就りて食したまはんことを」。尊者は哀愍して爲に受けて去りぬ。

「童年」とは。室羅伐城に五百の婆羅門子あり、節會日に至り各飲食を持し園林中に詣りて聚集を爲さんと欲せり。時に鄔陀夷は便ち是念を作さく、「今復何人か化を受くるに堪應せる」。彼五百婆羅門子の根機將に熟せんとせるを知り、即ち晨朝に於て衣鉢を持して園中に入り、彼少年が聚集せる處に就れり。諸人見已りて自ら相問うて曰はく、「此の苾芻は是れ何の種族よりして出家を作せる」。委しく知れる者あり衆人に答へて曰はく、「此は是れ婆羅門種にして、高貴の族を捨てゝ沙門と作れり」。諸人聞き已りて尊者に問うて曰はく、「仁は是れ大臣の子にして族冑高勝なるに、云何が捨棄して此雜類卑下人の中食するに、簡別なく坐するに次第なきに於てして出家を爲せる」。尊者答へて曰はく、「世間の婆羅門には名ありて義なきも、我が所投の者たる無上大師及び諸の聖衆は能く罪惡を除きたれば、此即ち皆是れ眞の婆羅門なり」。時に彼少年は是語を聞き已りて手を撫ちて笑へり。時に尊者は神通力を以て諸の年少が頭上の花瓔をして、悉く皆變じて葱蒜の鬘帶と爲し、所有餅食は盡く牛皮と作し、諸の雜餚饌は倶に牛肉を成じ、乳及び飲漿は盡く變じて酒と爲せり。此等は皆婆羅門種の食用の物に非ざるなり。時に彼尊者は己鉢中に於て種々淸淨の飯食を變作して諸人に告げて曰はく、「汝、我鉢及以身形を觀じて汝が所爲に比せよ、誰か是れ淸淨にして誰が簡別なきかを」。時に諸の少年は是語を聞き已りて各々循ひ省みて自ら鄙惡なるを知り、即ち相謂ひて曰はく、「是れ彼尊者が神通力を以て、我が花瓔及び諸の食飲をして並に雜惡を成じて食噉するに堪へざらしめしなり。我等今時更に別計なし、宜しく當に彼に就いて以て懺謝を申ぶべし」。即ち倶に禮足して白して言さく、「聖者、我輩愚癡にして肉眼無識なるに己が族姓を恃みて鄙惡の言を出し、聖者の所に於て輒ちに相輕觸せり、唯願はくは慈悲もて我が懺謝を受けたまはんことを」とて、異口同音に伽他を說いて曰はく、

爲りて役使せんこと終身なるべし」。其婦驚怖し死屍を持して深坑内に棄てんと欲せるも、尊者は滅盡定に入りたれば移動すること能はざりき。即ち便ち足を執へて懇到して懺謝すらく、「願はくは本形に復したまはんことを、餅食は取るに任さん」。尊者即ち起ちて其より餅を索めぬ。婦人は惡者を覓めて施與せんと欲して籠中を觀察するに悉く皆是れ好なりければ、隨うて一箇を將りて持して苾芻に與へんとせるに、諸餅皆出でければ尊者に問うて曰はく、「豈に總べて將らんとするなりや」。報じて曰はく、「我が同梵行は乃し多人あり、汝自ら往いて行さんに斯れ大善たり」。婦人は餅を持して給孤獨長者家に往き、佛僧衆の儼然として坐せるを見て、婦人は餅を持して各一餅を與へしに仍ほ盡きざりき。婦人見已りて未曾有と歎じ深く敬信を生じければ、因みて爲に法を說くに便ち初果を獲、宅中に還り至りて餅を見るに舊の如くなりき。婆羅門は節會日過ぎたるを知りて子と倶に來るに婦の容儀の詳審沈默なるを見、其所作の常時に異るあるを覩じければ、伽他を說いて曰はく、

「汝先に志猖狂なりしに　何に因りてか今意別なる
我れ爾が所作を觀ずるに　昔とは事同じからじ」。

其婦答へて曰はく、

「我れ昔に是れ狂ならず　今別意あるにも非じ
但世尊の敎に由りて　諦を見て眞流に預れるのみ」。

其婦は即ち上事を以て具に白すに、其夫婆羅門は聞き已りて未曾有と歎じ倍深く敬信し、遂に逝多林に往いて鄔陀夷及び佛僧衆に明當に就りて食せんことを請ぜり。鄔陀夷は受け已りて爲に佛僧に白さく……常の如くに廣說し……乃至、佛僧は食し已るに住處に還歸せり。時に鄔陀夷は獨其舍に留まりて爲に法要を說いて道果を證し眞諦を見るを得せしめぬ。是時夫婦は……乃至、盡形に延請して供養せんとせるに、尊者は受けざりければ、其婦白して言さく、「我れ一座を設けん、唯願はくは

るに食還舊の如くなりき。時に鄔陀夷は復明日に於て更に一件と將に其舍に來至し、婦人は見已りて二倶に請食せるに、還昨日に同じく飯器に減なかりき。明、四人と將に、是の如くに倍增して六十四に至る來。皆食一升米飯を施せるに減ぜざること常の如くなりき。此六十四人は日々來り食せるに、餘は之を見て心に嫉妬を生じ、夫至るに告げて曰はく、「汝が婦は家に在りて多く費損を爲し、常に日々に於て食設すること百人なり、此の所爲を看るに汝が家當に破るべけん」。時に婆羅門は斯語を聞き已るに、家中に還り至りて其婦を呵責すらく、「何の故にか我れ暫く在らざるに廣く破費を爲せる」。婦便ち告げて曰はく、「仁瞋るを須ゐざれ、所留の我分もて持して以て僧に供へしのみ、餘の庫物に於ては一も虧損することなし」。其夫聞き已りて深く所言を怪しみ、心に之を試みて其虛實を驗せんと欲せり。時に鄔陀夷は食時に至らんとして還爾許の苾芻と將に來り入り、前に同じて食し訖るに飯器仍ほ滿ちたりければ、婆羅門は見已りて倍希有を生じ深く信心を發せり。即ち衆僧を請じて廣く供養を設け食し已りて法を說くに、時に夫婦は倶に眞諦を見て爲に歸戒を受け……之を捨てゝ去りぬ。

「暴惡」とは。室羅伐城に婆羅門あり、婦は性暴惡なりき。節會日に至るに其婆羅門は是の如きの念を作さく、「今日定んで諸の親識來るあれば、彼親賓に對ひて婦若し罵詈せんに深く醜惡を爲さん」。是念を作し已りて便ち稚子を携へて避けて餘村に向へり。鄔陀夷は彼婦の化緣時至れるを觀知して、衣鉢を持して彼家に到るに、彼婦人の飲食を料理するを見たりければ、尊者は之を去ることと遠からずして住せり。婦人告げて曰はく、「爾は食を覓めんと欲せんも、假令眼を努ること大さ鉢盂の若くせんとも食終に得ること難し」。是時尊者は卽ち兩眼を開きて大さ鉢盂の若くせるに、婦人又「設使汝が身分をして兩段と爲さしめんとも我れ亦與へじ」と曰へるに、尊者は身を化して卽ち兩段と爲せり。時に婢使、婦人に告げて曰はく、「若し苾芻を殺さんに國の刑法を犯じ、當に官婢と

て竊かに念ずらく、「此は是れ聖人なり、我が惡意をも知れり」とて、便ち自ら悔責して害心を捨除せりければ、卽ち爲に戸を開き、其人入り已りて爲に妙法を說くに、便ち初果を獲て三歸五戒を受けぬ。(鄔陀夷)告げて言はく、『我れ汝が婦に於て惡罵言せることなし、爲に伽他を說きて往事を思はしめたるに、彼れ愚にして解せず更に瞋心を起せり。今可しく諦聽すべし、當に汝が爲に說くべし。乃往昔時に一貧女あり。他美女の綺飾莊嚴して僕從自ら隨ひ衆人愛敬せるを見て、貧女は懊惱啼泣して是の如きの念を作さく、「我れ今何の方便を以てせんに是の如きの隨意事を得べき」。時に鄔波斯迦あり、是れ其知友なるが告げて曰はく、「汝何が憂苦せる」。女は事を以て白すに、答へて曰はく、「憂惱せんも益なけん、他の果報は因の所生に從へばなり」。貧女問うて曰はく、「其因とは何」。答へて曰はく、「勝福田に於て施すに飲食を以てして至誠に發願せんに必らず其果を獲ん」。時に獨覺聖人あり來り從うて食を乞ひければ、女は食を持して施して心に希ふ所ありき。時に獨覺は爲に神變を現ぜるに、貧女は信を生じて卽ち發願して言はく、「願はくは我れ此供養の善根を以て所生の處に貧苦に遭ふこと莫く、若し人身を得んに端正姝妙にして見る者歡喜し、受用に闕くることなからんことを」。汝が婦は先の施業と發願力とに由りての故に、端正の報を得て受用豐足し、勝族中に生じて人に愛重せらるゝに、今乃ち不信ならんに當に何をか得べき』。時に婆羅門は既にして勝果を獲、復宿世因緣の事を聞きて便ち尊者を請じ、其本居に還りて爲に種々上妙の飲食を設け、食し已りて爲に法要を說けるに、婦は法を聞き已りて亦初果を證し、求めて三歸五戒を受け……廣說せること前の如し。

「兩倍」とは。室羅伐城に婆羅門あり、其家巨富なるも情懷慳悋なりければ、事ありて他行せんには卽ち便ち妻食の分を支計し、餘は庫藏に有ちて泥封して去れり。時に鄔陀夷は婦の化に堪へたるを知りて其舍に入り從うて食を乞へり。婦は己が食一升米飯を持し以て苾芻に施して器中を迴視せ

ち自ら扶持せるも亦擧ぐること能はざりければ、其家惶怖して計を設けんに由なかりき。時に婆羅門の鄔波索迦あり、是れ其知識なるが外よりして至り、是れ尊者鄔陀夷なるを見て主人に告げて曰はく、「此は已に死にたるには非じ、是れ勝定に入れるなり、相濟拔せん爲に汝が家に來至して故に化を現ぜるならくのみ、宜しく慇懃に求哀懺謝すべし」。時に婆羅門は足を執へ頂に禮して求哀懺悔せるに、尊者は出定して因みて爲に法を說き、便ち初果を獲て……廣說せること前の如し。

「受用」とは。室羅伐城に婆羅門あり、族望女を娶りて以て妻室と爲せるに、儀容挺特にして好みて自ら誇談せり。時に鄔陀夷は此婦の根機時に熟して化を受くるに堪任せるを觀知し、衣鉢を執持し緣に隨うて入城して其宅內に至れり。時に婆羅門は緣ありて已に出で、其婦は傲慢なりければ苾芻を見ると雖、一も施す所なく亦共語せざりき。尊者は彼が機緣宿世の事に順じて伽他を說いて曰はく。

「汝今昔時の業を受用しつゝも　　現在に捨施を行ぜんとの心なし
　曾ては美女を見て淚もて襟を濡せるに　　久しからずして還當に自ら啼泣すべけん」。

爲に頌を說き已りて門を出でゝ去りぬ。時に彼婦は句義に閑ならざりければ便ち是念を作さく、「此の沙門は我を罵詈せり」とて、心に瞋惱を懷けり。婆羅門還りて見て問うて曰はく、「何の苦かある」。婦曰はく、「向に沙門あり來りて我を罵辱せり、彼れ若し活きんには我命全からじ」。其夫聞き已りて目を怒らして叱吒し、手に利劍を援りて彼苾芻を逐ひ其命を斷たんと欲せり。時に鄔陀夷は遙かに彼の來るを見て、化して小室を爲り戶を閉ぢて坐せり。其婆羅門は喚びて戶を開かしめんとせるに尊者告げて曰はく、「汝可しく劍を棄つべし、我れ當に爲に開くべし」。婆羅門卽ち是念を作さく、「但相及ぶを得んに拳打して死なしめん」。便ち其劍を放ち、極瞋心を以て急ぎ喚ぶらく、「戶を開け」。尊者報じし曰はく、「此の瞋怒暴惡の意を捨てんに當に汝が爲に開くべし」。聞き已り

彼夫婦の爲に妙法を演說せるに、卽ち座上に於て俱に見諦を得、三寶に歸依し五學處を受け……廣說せること前の如し。

「腹」とは。室羅伐城に婆羅門あり、亦三寶に於て敬信心なかりき。其婦端正にして儔匹あること罕かりければ、其人、婦に於て極めて愛念を生じ、曾て人に輒ち其宅に入るを許さゞりき。時に鄔陀夷は前に同じて化を受くるに堪へたる者を觀察せるに、彼夫婦の解脫時至れるを見たりければ、衣鉢を執持して次第に乞食し、彼門前に到りて其舍に入らんと欲せり。時に婆羅門は見て許さず、遂に去りて小便せり。時に鄔陀夷は彼小便をして出でゝ停息せざらしめ、卽ち其舍に入りて面に其婦に見えしに、其婦は慢心もて相瞻視せざりければ、鄔陀夷は其婦の腸を化して腹外に出さしめぬ。時に婆羅門は來り見て驚怖して厭惡心を生じ、遂に尊者を禮して懺謝せんことを請求せるに、鄔陀夷は卽ち神變を攝し、彼婦身をして平復すること故の如くならしめければ、夫婦二人は未曾有と歎ぜり。鄔陀夷は因みて爲に法を說いて言はく、「身は不淨にして保愛すべきなし」。夫婦は法を聞いて俱に初果を證し……廣說せること前の如し。

「昇梯」とは。室羅伐城に婆羅門あり、其婦端正なりしも婦は心に信敬せざりき。鄔陀夷念すらく、「誰か當に化を受くべき」。彼夫婦の宿世善根（並に）我に繫屬し機緣の化するに堪へたるを觀じて、便ち衣鉢を持して往いて彼家に到れり。時に婆羅門は事ありて先に出で、尊者は卽ち其舍に入りぬ。彼婦は遙かに見て之を避けて室に入るに尊者は隨ひ入りければ、婦は遂に梯に昇りて高閣に上るに尊者も亦上らんとせり。其婦は卽ち便ち梯を推して堅てしめたるに、是時尊者は因みて地に墮ちて滅盡定[三]に入れり。時に婦は遙かに喘息あることなきを觀じて之已に死にたりと謂ひ、梯を正して下り手を以て擎持せんとて氣力を盡すと雖竟に動かす能はさりき。便ち家人を命びて共に來りて擎擧せんとせるも亦移動せざりき。時に婆羅門は外よりして來りて其事に驚怪し、略問知し已りて卽

【三】滅盡定（nirodhasamāpatti）六識の心心所を滅盡して起らしめざる禪定にして、不還果以上の聖者にして假に涅槃に入るの想を爲して此定に入る極めて長きは七日なりとす。又想絕え受亡ぶるが故に滅受想定ともいふ。

「僧衆」とは。時に室羅伐城に一婆羅門あり。三寳所に於て信敬を生ぜず、大富多財なるも禀性慳悋に、捨施するの心なくして多く積聚せんことを樂へり。時に鄔陀夷は彼が根の熟せるを知り、數其舍に往きて頻に從うて乞求せるに、去來に勞せりと雖竟に得る所なかりき。後に他日に於て衣鉢を執持して還彼家に入り、空鉢にして出でゝ適門首に到りしに、彼婆羅門は外よりして入りて問うて言はく、「苾芻、我が舍中に於て所得ありしや不や」。尊者は彼に信敬心なきを見て密言して告げて曰はく、「汝既に自ら無きに何を將てか與へらるべき」。彼れ聞いて瞋怒して報じて言はく、「沙門、我に財食ありて皆能く周贍せるに、汝が眷屬は何の意にてか無しと言ひて輒ちに相輕賤せる」。答へて曰はく、「若し是の如きには明日我來りて汝に就いて食を受けん」。婆羅門曰はく、「斯れ誠に善事なり」。時に鄔陀夷は更に餘家に詣り食を乞得し已りて本處に還り至り、食し訖りて佛を禮して白して言さく、『世尊、婆羅門あり三寳を信ぜず、禀性慳悋に積聚を務と爲して捨施の心なきに、今日忽然として我に佛及び僧衆は明朝來りて食せんことを請ぜり』。佛默然して受けたまへり。彼婆羅門は旣にして明日に至るも、其舍內に於て初より營辦するなかりき。時に給孤獨及び餘長者は佛僧を請ぜりと聞いて皆彼が宅に往けるに、備辦することなきを見て婆羅門に告げて曰はく、「汝は鄔陀夷幷びに其眷屬卽ち是れ佛及び僧衆に汝が宅中に來りて一時食を受けんことを請ぜるに、汝今何の故に營辦することなきや」。答へて言はく、「我は食を與へじ」。諸人告げて曰はく、「若し今日に於て佛及び僧衆にして汝が家中に來りつゝも食を施さゞらんには、勝光大王は必らず治罰して相容捨せざらん」。時に婆羅門は聞き已りて大に懼れ、復宿世善根の現前し開發せるに緣り、遂に多く物を出して備に上供を辦へて佛僧に施さんと擬せり。爾の時世尊は日の初分に於て大衆に圍繞せられ、往いて彼宅に到り所敷の座に就いて安庠として坐したまへり。時に婆羅門は親しく自ら上妙の飮食を奉獻し、佛・僧は食し已るに澡漱し訖りて座よりして去れり。時に鄔陀夷は獨留まりて坐し、

に於て衣鉢を持して城中に入り、婆羅門家に至りて門外に而し立ち、彼婦の意に好珠を得んと欲せるを知りて、卽ち便ち身を化して賣珠者と爲り、其舍內に入りて彼に好珠の光彩鮮明に形狀愛すべきを示して告げて言はく、「我は此珠を賣らんとす、汝若し須ひんには意に隨うて當に取るべし」。時に婆羅門は其價直を問ふに鄔陀夷曰はく、「汝が所酬に隨さん」。彼少しく價を還すに百分して未だ一ならざりしも、鄔陀夷は卽ち其價を取れり。時に彼夫婦は未曾有なりと恠みて私に自ら歎じて曰はく、「何の意にてか貴珠なるに而も賤價を取れる」。鄔陀夷は其根熟せるを知りて便ち本形に復せるに、時に彼夫婦は倍深く信敬し、遂に上妙の飮食を以て供養し、食し已るに澡漱して爲に施頌を說き復深法を演べぬ。夫婦は聞き已りて皆効果を證し、歸依受戒して……盡形に供養せんとせること廣說前の如し……時に鄔陀夷は之を捨てゝ去りぬ。

「醫人」とは。時に室羅伐城に婆羅門あり、三寶中に於て心に信敬なく、身疾苦に嬰りて綿歷せること多年、所有醫人も「是れ惡病にして療治すべからず」と云ひて棄捨せざるはなかりき。時に婆羅門は更に醫を求めず、端然として死を待ちしに、鄔陀夷は彼機の、化を受くるに堪へたるを觀じて衣鉢を持して城中に入り、彼家に到りて門外に立ち、化して醫人と作りて報じて言はく、「我れ醫療を善くす」。家人喚び入れしに病者告げて曰はく、「我れ病むこと多時にして諸醫皆棄てたれば、但死を守るを知りて歸依すべきなし」。化醫報じて曰はく、「汝憂ふるを須ゐざれ、呪術良藥の力は不思議なり、須臾の間に平復するを得せしめん」。病人聞き已りて深く欣慶を生ぜり。鄔陀夷卽ち爲に呪を誦し、三寶の名を稱ふるに、彼婆羅門は既にして呪を聞き已りて衆病皆除きて平復せること故の如くなりき。尊者は見已りて還本形に復せるに、彼家の夫婦は倍敬信を生じて未曾有と歎じ、妙飮食を辦へて供養を受けんことを請じ、食し已りて法を說くに倶に初果を證し、爲に歸戒を受け……廣說せること前の如し…… 乃至、之を捨てゝ去りぬ。

未曾有と歎じ、佛教中に於て深く敬信を生じ、卽ち鄔陀夷に宅中にて供養せんことを請ぜり。飯食し訖りて卽ち爲に法を說いて示教利喜せるに、彼は法を聞き已りて眞諦を見て効果を獲、三寶に歸依して五學處を受け……形壽を盡すに至るまで殺生せず等なり……白して言さく、「聖者、我れ願はくは形壽を盡すまで一切所須の物、飲食・衣服・臥具・醫藥を供給せん、幸に爲に納受したまはんことを」。告げて曰はく、「我れ餘人に於て化緣未だ盡きざれば應に此を受くべからず」と、是語を說き已りて座よりして去りぬ。

「大髻」とは。時に具壽鄔陀夷は復他日に於て、諸の有情にして誰か化を受くるに、堪へたりやを觀ぜるに、一婆羅門の亦大天に事へて三寶を信ぜざるを見て、化を受くるに堪へたるを知れり。卽ち晨朝に於て衣鉢を執持して室羅伐城に入りしに、彼婆羅門が前に同じて食を設け婆羅門を覓めて情に供養せんことを希うて、「誰か是れ婆羅門なる、我れ當に食を與ふべし」と唱言せるを見たりければ、鄔陀夷曰はく、「我は是れ婆羅門なり、吾が大師は是れ最上の婆羅門なり」。彼人報じて曰はく、「汝は婆羅門に非じ、是れ禿沙門ならくのみ、若し眞婆羅門ならんには是の如きの形相を作さじ」。鄔陀夷曰はく、「婆羅門の相は其狀如何」。答へて曰はく、「婆羅門たらんには其髻高大なること猶し冠帽の如くなり」。鄔陀夷曰はく、「若し是の如くならんには我は卽ち其人なり」とて、手を以て頂を磨せるに大髻にして冠の如くなるが忽然として自ら現はれぬ。彼人見已りて深く信仰を生じて希有心を發し、請じ入れて食を受け食し已りて其が爲に法を說きて示教利喜せるに、其婆羅門及び婦は俱に効果を獲、旣にして果を得已りて三寶に歸し學處を受け……四事を奉じて盡形に至らんことを(願へるに)、尊者告げて曰はく、「我に化緣あれば」とて、之を捨てゝ去りぬ。

[三]「珠」とは。時に具壽鄔陀夷は復他日に於て諸の有情にして誰か化を受くるに堪へたるかを觀ぜるに、一婆羅門の亦大天に事へて三寶を信ぜざるを見て、化を受くるに堪へたるを知れり。卽ち晨朝

【三】本文に往買珠者とあるも、宋・元・明・宮・聖本によりて往買の二字を除去せり。

卷の第四十三

非時入聚落不囑苾芻學處第八十の餘

爾の時鄔陀夷は既にして果を得已りて便ち是念を作さく、「世尊慈父は我に於て實に大恩あり。今何の事を作してか而ち能く德に報いん、有情を利するを除きては餘に報ずること無けん」。時に鄔陀夷は遂に即ち縁に隨ひて敎化を行ぜり。爾の時世尊は諸苾芻に告げて曰はく、「我が諸弟子聲聞衆中、有情を敎化して聖果を得せしむる者は、鄔陀夷を第一と爲す」。頌に攝して曰はく、

大天と大髻と珠と　醫人と僧衆と腹と
梯と受用と兩倍と　暴惡及び童年と
鉢及び相撲人となり　是を十三事と謂ひ
廣く十八億を化して　咸く苦津を出さしめぬ。

「大天」とは。時に具壽鄔陀夷は是の如きの念を作さく、「今諸の有情にして誰か我に繫屬して先に敎化を受くるなる」。一婆羅門の、大天に承事せるが濟度するに堪任せるを觀見せり。時に鄔陀夷は日の初分に於て衣鉢を執持し、室羅伐城に入りて次に乞食を行ぜるに、彼婆羅門が備に供養を設けて婆羅門を覓めて其飮食を與へんとて高聲に「誰か是れ婆羅門なる、我れ當に食を與ふべし」と唱言せるを見たりければ、鄔陀夷曰はく、「我は是れ婆羅門なり、吾が大師は是れ最上の婆羅門なり」。彼人報じて曰はく、「汝は婆羅門に非じ、是れ禿頭沙門ならくのみ」。鄔陀夷曰はく、「我れ今汝と共に往いて大天に問はん、我は是れ婆羅門なりや不や」。二人共に往いて大天像所に至り、鄔陀夷問うて曰はく、「我は是れ婆羅門なりや不や」。時に大天像は言を出して告げて曰はく、「聖者鄔陀夷は實に是れ婆羅門なり、其師は更に是れ最勝の大婆羅門なり」。彼は大天像の語を見て便ち大に驚怪して

【一】鄔陀夷敎化十三事を頌に攝せるなり。
【二】大天。藏律に「シバ神(Siva)」とあり。

使者は門に詣り其事を審問して具に以て王に白すに、王は語を聞き已りて便ち是念を作さく、「世尊は我に善く爲に觀察せよ、造次なるべからざれと令したまへるは、意斯事たり」。王は童女を喚びて其虛實を問ふに、答へて言はく、「是れ實なり」。時に王は宮に入らしめ、勝鬘夫人をして親しく自ら身に損せるありや不やを觀察せしめぬ。時に勝鬘夫人は卽ち童女を喚び、臥せて懷中に在き實を以て問ふに、女は復實なりと言へり。夫人は乃ち年老の宮人にして試驗を解せる者を命びて、目に、虛實を檢せしめしに、宮人觀已りて夫人に告げて曰はく、「此女元より損處なし」。卽ち事を以て王に白すに王大に瞋怒し、婆羅門及び此女子をして總じて法官に付して極苦治罰せしめぬ。時に勝光王は卽ち三反鄔陀夷を呵責し已りて、如來聖敎の尊重なるを顯はさんと欲しての故に遂に便ち釋放せり。勝鬘夫人は覆使者をして鄔陀夷を命び至らしめて告げて言はく、「大德、無上世尊大慈悲父は無數劫に於て誓願要期し、勤苦心を發して梵行を堅修し、輪王位・國城・妻子を捨てゝ志離欲に存し、三界の愚癡有情を拔濟したまへり。我輩俗流する尙ほ出離を希へるに、況んや復仁等は善說法律にして出家を爲し、剃髮染衣して年衰朽邁しつゝ、罪累法に於て棄捨すること能はず、染愛心を以て躬ら惡事を行じ、諸の俗族をして信敬心を息めしめんとは。苦なる哉痛ましい哉、鄙惡の極なり、今より已往は可しく宜しく改悔すべし」。時に鄔陀夷は斯責を聞き已るに、極めて慚恥を生じて身を措くに地なく、遂に具壽舍利子の所に往いて雙足を頂禮し、卽ち上事を以て具悉して白知せるに時に舍利子は彼根性を觀じて機に隨うて法を說き、幷に與に敎授せるに、彼れ旣にして聞き已りて深心に剋責して勇猛心を發し、未だ久しからざるの間に衆惑皆斷じて阿羅漢果を證せり。[二六]

【二六】此下、聖本には光明皇后の願文あり。

〔三五〕非時入聚落不囑授苾芻學處第八十

爾の時佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に餘處の婆羅門あり、此城中に來り婦を娶りて共に故宅に歸り、未だ多時を經ざるに一女を誕生せり。年漸く長大せるに、其父は將ゐて舅家に至れり。此女、情に願うて逝多林を禮せんと欲して纔かに門を出でしに時に諸の婆羅門居士婦女の往いて禮敬せんと欲するを見たりければ、入りて其父に報ぜるに、父は伴の去るを見て即ち童女をして隨逐して行かしめ、寺門の前に至れり。時に鄔陀夷は諸女人を見て寺中に引入し、次第に禮拜して已が房中に至り、爲に妙法を說きて…廣說せること上の如し。時に鄔陀夷は彼童女の顏容姿媚を覩て遂に染心を起し、即ち彼身を摩觸し其口に嗚𡁱せり。是時童女は非法を行ぜんと欲せるも、鄔陀夷は其事を然はざりければ、女は瞋忿を懷き遂に指甲を以て自の身形を劚り、既にして家に還り已りて其父に告げて曰はく、「鄔陀夷苾芻は我が童女を損せり」。其父は即ち五百婆羅門に告げて知らしめしに、時に彼諸人は斯事を聞き已りて各瞋忿を懷き、共に一處に集まりて鄔陀夷を打たんと欲せり。時に五百人は既にして其所に至り、倶に共に牽曳して乃至足を移さんにも亦動ぜしむること能はざりき。世尊は知り已りて是の如きの念を作したまはく、「此は是れ鄔陀夷を敎誡するの最後事なり」。佛は其力を褰ぎて堪ふる所なからしめたまふに、諸の婆羅門は其力の弱れるを見て即ち共に熟打し、幾ど將に死に至らしめて曳いて王門に至れり。時に王は高樓上に於て晝日に而し睡りければ、爾の時世尊は神通力を以に百福莊嚴の手を舒べ、王の寢處に至ら（しめ）て彈指して聲を作し王をして警覺せしめて告げて言はく、「大王、斷事處に於て善く爲に觀察せよ、善く爲に觀察して造次なるべからされ」。王は警覺を聞いて是れ佛聲なるを知れり。時に婆羅門は王門下に於て大叫聲を作すらく、「非理事あり、非理事あり」。王は使をして問はしめて曰はく、「何の非理ありや」。

〔三五〕　墮法第八十非時入聚落不囑授苾芻學處。同梵行の苾芻に囑授せずして非時に聚落に入るを制す。

棄てられたる。復何の業に由りてか世尊に逢値し、諸の煩惱を斷じて阿羅漢を得たる」。佛、諸苾芻に告げたまはく、『汝等善く聽け、乃往古昔に佛の出世なかりしには獨覺者ありて世間に出現し、心に哀愍を懷きて口には法を說かざりき。時に長者あり芳園中に詣りて歡戲を爲さんと欲せるに、獨覺尊にして身疾病に嬰れるあり、乞食の爲の故に麤弊衣を著して園中に來り入れり。長者見已りて便ち瞋恚を起し、不忍心を生じて使者に告げて曰はく、「此の惡來をして進入せしむる勿れ」。使者愍念して未だ卽ち前み驅はざりければ、長者自ら起ちて尊者の頸を扼して之を糞聚に推し、告げて言はく、「汝何ぞ乞匃人中に往いて以て朋類と爲さゞる」。爾の時尊者は彼を愍まんが爲の故に、猶し鵝王の若くに身を空界に騰げて十八變を爲せり。凡夫の類にして神通を見んには、疾く悔心を起すこと大樹の崩るゝが如くにして、遙かに尊足を禮して唱へて言はく、「善來、聖者、眞實福田よ、願はくは身を縱ちて下り、我無識の人を哀愍して爲に懺謝を受け、永劫に苦を受けて沈淪せしむること勿らんことを」。時に彼尊者は其至心を見て卽ち身を放ちて下るに、長者は禮し已りて爲に種々上妙の飮食花香を辦へて供養し、惡業を悔除して弘誓の願を發すらく、「今我が作せる所の供養の善根もて未來世に於て大富家に生じ、勝上の導師を得て承事して倦むことなく、我を開悟して解脫の門に趣か（しめ）んことを」。汝等苾芻、昔時の長者とは卽ち善來是なり。會て獨覺尊所に於て惱害事を爲し、喚ぶに惡來と作して之を糞聚に推し、斯業に由りての故に五百生中に於て常に乞匃と爲り、人名けて惡來と作し、諸の同伴のために糞聚に棄てられ、昔の供養と發願力とに由りての故に大富家に生じ、我法中に於て出家斷惑して阿羅漢を成ぜるなり。汝諸苾芻、自が所作の業は還りて須らく自ら受くべく、果報は亡びざるなり、是故に汝等當に善行を修すべし、惡業を爲すこと勿れ、是の如くに應に學すべし』と。

就いて坐して諸苾芻に告げて曰はく、「汝等當に觀ずべし、諸の飲酒せん者は斯の過失あるを」。…持戒を讃歎し…廣說して乃至、『我れ十利を觀じて諸弟子の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻にして諸酒を飲まんには波逸底迦なり」』と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく是れ善來なり、餘の義は上の如し。「諸酒」と言へるは、謂はく米麴酒、或は根莖皮葉花果を以て相和して酒を成ぜるなり。此等の諸酒は飲まん時人をして惛醉せしむるなり。「飲む」とは、謂はく呑咽するなり。罪を釋せんこと前の如し。

此中の犯相、其事云何。若し苾芻にして諸酒を飲まん時能く人をして醉はしめんに波逸底迦、若し人を醉はさゞらんには飲むに惡作罪を得ん。若し苾芻にして彼諸酒に酒色・酒氣・酒味あるを見て、若し能く醉はんには波逸底迦、若し醉はざらんには三惡作を得ん。若し苾芻にして諸酒を飲まん時、酒色酒氣ありて若し能く醉はんには波逸底迦、若し醉はざらんには二惡作罪を得ん。若し苾芻にして諸酒を飲まん時、但酒色ありて若し能く醉はんには波逸底迦、若し醉はざらんには一惡作罪を得ん。若し酒糟を食ひて醉はんには波逸底迦、若し醉はざらんには惡作罪を得ん。若し麴塊を食はんには惡作罪を得ん。若し苾芻にして諸の根莖葉花果を食ひて、能く人を醉はさんには皆惡作罪を得ん。佛、諸苾芻に告げたまはく、「汝等若し我を以て師と爲さんには、凡そ是の諸酒は應に自ら飲むべからず、亦人に與へざれ、…乃至、茅端の渧酒を以てしても口中に著れざれ、若し故に違せんには越法罪を得ん。若し苾芻にして醋を飲まん時酒色あらんには之を飲むも無犯、若し熟煮せる酒を飲まんには此亦無犯なり。若し是れ醫人にして酒を含ましめ、或は身に塗らんには無犯なり。又無犯とは、謂はく初犯の人…廣說せること上の如し。

時に諸苾芻は是事を見已りて咸く皆疑あり、世尊に請問すらく、「[二四]善來苾芻は先に何の業を作してか富樂家に生じ、後に貧苦に遭ひて常に乞匃と爲りて號して惡來と曰ひ、諸の同作のために棄擯に

【二四】　善來苾芻因緣譚。

りき。時に婆羅門は重ねて更に請じて曰はく、「若し肯んぜらんには、唯願はくは大德、還城の日には先に我が供を受けたまはんことを」。是時善來は哀愍して爲に受けぬ。是時山下の諸施主等は佛僧衆に供へて七日を滿じ已り、倶に佛足を禮して妙法を說きたまふを聽けり。爾の時世尊は爲に法要を說いて示教利喜じたまふに、卽ち座上に於て無量の有情は疑を除きて果を獲たりき。佛は僧衆と與に漸く室羅伐城に至りたまふに、時に給孤獨長者は便ち佛所に往き、佛の雙足を禮して一面に在りて坐せり。爾の時世尊は爲に法を說き已りて默然して住したまへり。時に彼長者は卽ち座より起ちて白して言さく、「世尊、願はくは佛及び僧は明我家に就りて爲に微供を受けたまはんことを」。世尊默然して爲に受けたまふに、長者は知り已りて禮を作して去りぬ。時に婆羅門は善來處に詣りて白して言さく、『聖者、我先に已に請ぜるらく、「若し本城に至らば先に我食を受けたまはんことを」と』。善來、佛に白すに、佛言はく、「汝已に先に受けたらんには、今宜しく赴請すべし」。善來は彼婆羅門の舍に詣るに、時に婆羅門は上妙の飲食を以て至誠に供養し、飽食せしめ已るに善來の食をして速かに消化せしめんと欲し、便ち少許の飲象の酒を以て飲漿中に置けり。善來知らずして此漿を飲み已り、尋いで齒木を嚼み澡漱して去りしに、既にして中路に至り日光のために炙かれて地に醉臥せり。諸佛世尊は一切時に於て不忘念を得たまへば、便ち善來の臥處に於て化して草庵を爲り、其身を蓋覆して人をして見せしめたまはざりき。爾の時世尊は長者の舍に於て飯食し訖り、爲に法を說き已りて還りて善來處に至り、諸苾芻に告げて曰はく、「汝等當に善來の所作を觀ずべし。昔に江猪山處に於ては菴婆毒龍を降伏せるに、豈に復今時能し小鱓をも調へんや。汝諸苾芻、若し飲酒せんには斯の大失あり」。爾の時世尊は卽ち無量百千の網鞔輪相の福德殊勝莊嚴の玉手を以て善來の頂を摩して告げて言はく、「善來、何ぞ觀察せずして斯の困頓を受けたる」。爾の時善來は少醒す悟るを得たれば、佛後に隨從して逝多林に至るに、佛洗足し已り常の如きの座に於て之に

に歡悅し、未曾有を得たりとて各香華・供養の具を持して、往いて佛所に詣り以て慶悅を申べ、佛足を禮し已り各一面に住して白して言さく、「世尊、幸に聖力を蒙りて彼毒龍を除きたれば供養を申べんと欲す、願はくは納受を垂れたまはんことを」。佛、諸の婆羅門居士男女に告げたまはく、「汝等當に知るべし、彼の毒龍は乃し是れ浮圖の子善來苾芻が、其をして惡を改めしめて爲に歸戒を受けしなり。是れ我力に非ざれば、汝等宜しく應に此諸物を持して善來に供養し以て報德を申ぶべし」。是時諸人は佛の教を奉じ已りて便ち供養を持して善來所に詣り、其足を頂禮して白して言さく、「聖者、仁は我等に於て大慈悲を降し、施すに無畏を以てして能く品彙をして幷に皆蘇息せしめたまへり、願はくは教命を垂れたまはんことを、何の所爲と欲すべきかを」。善來告げて曰はく、「各所依に隨うて三寶に供養せよ」。時に婆羅門等は善來に由りての故に佛及び僧に七日食を設けんことを請ぜるに、佛は默然して受けたまへり。時に諸人等は佛受けたまへるを知り已りて禮足して去り、卽ち其夜に於て具に種々上妙の飲食を辨へ、座褥を敷設し、旦に使者をして往いて「時至れり、供食備に辨はれり、願はくは佛、時を知しめさんことを」と白さしめしに、爾の時世尊は日の初分に於て諸大衆と將に施主家設食の處に往きたまへり。諸の婆羅門居士等は坐定まれるを見已りて、卽ち種々上妙の飲食を以て佛及び僧に供へ、皆飽足し已るに便ち佛前に於て、法要を說きたまふを聽けり。初日既に然り…乃至、七日悉く皆是の如くせり。婆羅門あり是れ善來が父の先舊知識にして能く毒龍を呪せるが、龍を怖るゝが爲の故に遂に室羅伐城に往き名を改めて住せり。時に勝光王は立てゝ主象大臣と爲せるが、此人、事に因みて山下に來示し、既にして善來が毒龍を降せるを聞き已りて大歡喜を生じ、善來處に往いて雙足を禮し已りて白して言さく、『聖者、我輩に怖あれば多く並に逃避せるに、今聞けり、大德は悲愍心を興して爲に怨害を除きたまへりと。欣喜に任へずして供養を申べんと欲す、願はくは哀憐を降して明當に就りて食したまはんことを』。善來受けざ

すべし」。是時善來は佛命を聞き已りて卽ち便ち籌を取り、日の初分に於て衣鉢を執持して聚落中に入り巡行して乞食し、飯食し訖るに菴婆龍所住の處に往けり。時に彼龍王は遙かに善來が其住處に入れるを見て大瞋恚を發し、雲を騰げて晝も昏く雷霆地に震ひ、便ち雨雹を下して善來を害せんと欲せり。是時善來は便ち[二一]慈定に入り、所有風雨降澍の物は悉く皆變じて[二二]沈水香抹・栴檀香抹・耽摩羅香抹を成じて空よりして下せり。時に菴婆龍は轉更に瞋發して復劍輪矛槊等の物を下せるに、善來の上に至りては皆天の妙蓮花に成じて空よりして下らざるはなかりき。龍は復烟を放つに善來も亦烟を放ち、龍復火を放つに善來卽ち便ち[二三]火光定に入り、神通力を以て身火聚の如くして龍宮に周遍し、及び餘の住處にも火焰充塞せりき。時に彼毒龍は大燄火を見て心極めて驚怖し、身毛遍く竪ちて便ち逃竄せんと欲せるに、遂に餘方も猛焰倶に遍くして唯善來處のみ寂靜淸凉なるを見たりければ、毒龍は遂に往いて善來の足を禮して是の如きの語を作さく、「願はくは爲に救護せんことを、願はくは爲に救護せんことを」。善來告げて曰はく、「汝、前身に於て垢穢業を作して傍生中に墮せるに、復今時に於て更に惱害を爲して衆の不善を作せり、此より命終せんに當に何處に墮し何の所依をか欲すべき、必らず地獄に墮せんこと此れ疑を須ゐじ」。是時毒龍は善來に白して曰さく、「大德、幸に言教を賜はんことを、我れ今時に於て何の所作を欲すべきかを」。善來答へて曰はく、「當に三歸並に五學處を受け、形壽を盡すに至るまで心に要して犯すること莫れ」。是時毒龍は卽ち三歸並に五學處を受け、形壽を盡すに至るまで殺生せず・偸盜せず・欲邪行せず・飲酒せず・妄語せじと、要契を爲し已り善來を頂禮して忽然として現ぜざりき。爾の時善來は既にして毒龍を伏し、往いて佛所に詣り佛足を禮し已りて白して言さく、「世尊、彼の毒龍は我已に伏し訖り、爲に三歸並に五學處を授けぬ」。佛諸苾芻に告げたまはく、「我が諸弟子聲聞の中、毒龍を降伏すること善來第一たり」。爾の時失收摩羅山遠近の諸人婆羅門等は、毒龍を伏し、衆の惱害なきを見て皆大

[二一] 慈定 (Maitrīsamâpanna)。
[二二] 沈水香抹・栴檀香抹・耽摩羅香抹 (Divy. (p. 186,7): agurucūrṇāni candanacūrṇāni tamâlapattracūrṇāni)。
[二三] 火光定 (tejodhâtu samâpanna)。

羅山に往かんと欲す、若し諸苾芻にして隨逐せんを樂はんには可しく衣鉢を持つべし」。…廣說し乃至、失收摩羅山に到りたまへり。時に、彼住處に一毒龍ありて菴羅林に於て依止して住し、此山邊に近き所有穀稼は常に傷損せられければ、此山の諸人は佛來至したまへりと聞いて悉く皆雲集して行いて佛所に詣り、佛足を頂禮して一面に在りて坐せり。爾の時世尊は諸の人衆の爲に妙法を演說して、示敎利喜せしめて默然して住したまへり。時に諸の人衆は卽ち座より起ち佛足を禮し已りて白して言さく、「世尊、唯願はくは哀愍して明當に舍に就りて我が微供を受けたまはんことを」。世尊は知しめて已りて默然して受けたまへり。時に諸人等は佛の受けたまへるを知り已りて座よりして去り、卽ち其夜に於て備に種々上妙の供養並に貯水器を辨へ、敷設旣にして訖り旦に使者をして往いて「時至れり」と白さしめしに、世尊は日の初分に於て衣鉢を執持し大衆に圍繞せられて設供處に往き、便ち衆首に於て座に就いて坐したまへり。山下の諸人婆羅門等は具に供養を設け、佛及び衆僧は各飽足し已りて…乃至、倶に佛所に詣り隨處に而し坐せるに、佛爲に法を說きたまひ、深心歡喜して佛に白して言さく、『世尊、我等常に聞けり、「世尊は善く能く極惡の藥叉を調伏したまへり」と、謂はく[一七]曠野藥叉・[一八]箭毛藥叉・驢像藥叉等なり。又「女藥叉をも亦皆調伏したまへり」と、謂はく阿力迦・[一九]訶利底等なり。又「諸の毒龍をも亦皆降伏したまへり」と、謂はく難陀・鄔波難陀・阿鉢羅龍王等なり。世尊、然り此山下の[二〇]菴婆毒龍は常に我等に於て枉げて怨讎を作し横に損害を爲し、每日三時に恒に惡氣を吐きては、齊りて百里に至る所有禽獸は其毒氣を聞いて皆悉く命終し、諸の男女等は形色黧變して盡く光彩なし。唯願はくは世尊、我等を哀愍して此毒龍を降したまはんことを』。爾の時世尊は是語を聞き已りて阿難陀に告げて曰はく、『汝可しく籌を將ちて大衆に行與して（言ふ）べし、「龍を伏するを能くせん者は當に之を取るべし」と』。時に大衆は竟に取る者なかりければ、世尊は卽ち善來に命じて曰はく、「汝可しく籌を取りて衆の爲に彼の菴婆毒龍を伏

【一七】 曠野藥叉 (Āṭavaka)。
【一八】 箭毛藥叉 (Sūciloma)。藏律及び Divy. 184, 4 等には dushṭanāgā dushṭayakshā (毒龍・毒藥叉) とありて其名を出さず。
【一九】 訶利帝 (Hāriti)。
【二〇】 菴婆毒龍。Divy. 184, 5 には Aśvatīrthikanāga とし、巴利律には Ambatitthanāga とせり。

律の中に於て、出家離俗して梵行を修持せんと欲す」。世尊は梵音聲を以て告げて言はく、「善來、苾芻、汝梵行を修せよ」。是語を說きたまひ已るに、卽ち便ち出家し鬚髮自ら落ちて法服身に著し、近圓を具足して苾芻の性を成ぜり。是時善來は此より已後大勇猛を發して堅固心を守り、初夜後夜に於て思惟して倦むことを忘れ、結惑を斷除して阿羅漢果を證し、伽他を說いて曰はく、

「昔諸佛所に於ては　但瓦鐵の身を持せるに
今世尊の教を聞いて　轉じて眞金の體と作れり。
我れ生死の中に於て　更に後有を受けず
無漏の法を奉持して　安らかに涅槃の城に趣かん。
若し人珍寶　及び生天解脫を樂はんに
當に善知識に近づくべし　所願皆意に隨はん」。

佛世尊が舍利弗・大目乾連・大迦攝波・畢隣陀伐蹉等を度したまひ已りてより、諸の世間人にして不信敬の者は便ち嫌議を生じて是の如きの語を作さく、「沙門喬答摩は是れ世間珍寶を盜むの賊なり、大地內に於て時に斯の如きの人中龍象の間世に出づるありて、悉く皆竊誘して其をして出家せしめ、以て給侍に充つるなり」。佛亦嘗て尼・[一五]他賤人・小路・牛主・[一六]勝慧河側の五百漁人及び善來等を度したまふに、不信敬の人は復譏謗を生ずらく、「沙門喬答摩は弟子を貪覓して休息あることなく、世に貧賤愚癡の人あらんには亦度して出家し以て走使と爲せり」。世尊は聞き已りて是の如きの念を作したまはく、「我が大弟子は德妙高の若くなるに、時に衆は無知にして輒ち輕忽を爲し、故なきに罪を招いて自ら其軀を害せり、今我れ宜しく應に善來が殊勝の德を發起すべし」。世尊の法爾として諸弟子中、實に勝德ありつゝ人知らざらんには、佛卽ち方便して其德を彰顯したまふなり。爾の時世尊は爲に善來の德を發起せんと欲したまへるが故に、阿難陀に命じて曰はく、「我今失收摩

【一五】他賤人・小路・牛主。他賤人は貧賤愚癡の人、小路は朱茶半託迦、牛主(Gavāṃpati)は憍梵波提なり。Divy. の相當處には此等の名を出さず。

【一六】勝慧河。律部十九、註(七の二)參照。

りて、遂に[二]賣花人藍婆住處に詣りて彼園中に入れるに、園主見已りて報じて曰はく、「惡來、可しく去るべし、我園に入ること莫れ、汝に由りての故に樹池をして枯燥せ（しむ）る勿れ」。善來報じて曰はく、「世尊は我をして青蓮華を買はしめたまへり」とて伽他を說いて曰はく、

「我れ青蓮華に於て　其實には所用なきも
大師一切智は　我をして買うて將ち來らしめたまふなり」。

爾の時藍婆は是れ佛使なりと聞いて心に敬仰を生じ、卽ち伽他を說いて曰はく、

「牟尼大寂靜は　天人咸供養す
汝佛使者たらんに　華を須ゐんには意に任せて將れ」。

是時善來は金錢を與へ已り、多く青蓮華を取りて佛所に還り到るに、世尊は見已りて告げて言はく、「善來、汝可しく此蓮を持して僧衆に[三]行與せよ」。善來は花を持して佛及び僧に從うて次第に行與せり。時に諸苾芻は皆敢へて受けざりければ、佛言はく、「此施主に於て憐愍心を生じて當に爲に受用すべし。[三]然り諸の香物は皆眼根を益す、之を槩がんに過なけん」。時に諸苾芻は悉く皆爲に受くるに、花乃し開敷せりき。善來旣にして青蓮花を見已りて、昔の前身に曾て諸佛所にて[四]青處觀を修して影像現前せるを憶し、世尊復爲に法要を演說して示敎利喜したまふに、便ち見諦を證せり。是時善來は効果を獲已りて卽ち伽他を說いて自ら慶讚を申ぶらく、

「佛は方便の勝羂索を以て　我を牽いて見諦に住せしめたまへり
惡趣の中に於て愍念を興したまふこと　老象を拔いて深泥より出すが如し
我れ昔時に於て善來と名けしも　後の時人、惡來者と號せり
今是れ善來の名謬らず　牟尼の聖敎中に住するに由りてなり」。

是頌を說き已りて卽ち座より起ち、佛の雙足を禮して白して言さく、「世尊、我れ今如來の善說法

【二】賣花人藍婆住處。藏律並に Divy. (p. 179, 29) には Gaṇḍakasyārāmikasya… (ガンダカといふ園丁の處に往け、その面前より青蓮華をとりて來れ) とあり。賣花人は Gaṇḍaka の譯なると共に固有名詞と見るべし、藍婆は ārāma の音訛なりと見るべきなり。

【三】行與。上座より次第に順を追ひてめぐり施すなり。

【三】本文に然諸香物皆益眼根槩之無過となり。Divy. 180, 15…には sarvagandham cakshushyam karmāpanyo 'gya kartavya iti (比丘よ取れ、一切の好香をとれ、眼に適する (快き) ものをとれ、業の除去がそれについてなさるべきなり) とあり。

【四】青處觀 (nīlakṛtsnāyatana)。青遍處定なり。

可しく去いて彼善來を喚ぶべし」。時に阿難陀は敎を奉じて去り、彼に至りて告げて曰はく、「善來善來」。彼は自ら善來の名を憶せざりければ、默爾として對ふるなかりき。阿難陀は復更に唱へて言はく、「是れ浮圖の子よ、先には善來と號せり、餘人には非じ」。善來聞き已りて是の如きの念を作し、伽他を說いて曰はく、

「我れ善來の名を失せるに　今何所よりして至れる
豈に惡報盡きて　善業此時生ぜるには非ざらんや
佛は一切智を具して　一切衆の所歸たり
彼れ善言を愛するに由りて　善來と名けんこと理に應ぜんも
我れ是れ無福の人　諸親皆棄捨せり
禍なる哉衆苦逼れり　豈に名けて善來と爲さんや」。

時に阿難陀は卽ち善來を引いて佛所に往詣し、佛足を禮し已りて一面に在りて坐せり。佛、阿難陀に告げたまはく、「其半食を與へよ」。阿難陀は鉢を取りて授與せるに、是時善來は半食を見已りて遂に便ち流涙して是の如きの語を作さく、「佛世尊は我が爲に分を留めたまへりと雖、但唯片許なるのみ、寧んぞ我飢を足せん」。世尊は善來の所念を了知して慰喩の言を以て善來に告げて曰はく、「假令汝が腹寛なること大海の如くにして一々口に噉はんとも、摶は妙高の若くなれば汝が幾時に隨せて食はんとも終に盡きじ、汝今應に食ふべし。憂懷を起すこと勿れ」。善來便ち食し、食し已りて歡喜せるに、世尊告けて曰はく、「汝が衣角には是何の物かある」。卽ち便ち開解して一金錢を見たりければ、佛に白して言さく、「此の一金錢は是れ父の知識が、我が貧苦を見て持して以て相贈れるも、薄福に由りての故に忘れて憶せざりき」。世尊告げて曰はく、「汝可しく此金錢を持して靑蓮華を買ひ來るべし」。善來去りて後、佛及び僧衆は倶に本處に還れり。是時善來は佛の敎を奉じ已

賊に偸まれぬ。姉、此事を聞いて嗟歎して曰はく、「我れ今此の如きの惡業薄福の人を用ひて何かせん」とて、卽ち棄てゝ問はざりき。時に給孤獨長者は佛及び僧に舍に就いて食せんことを請じ、備に、種々上妙の香饌を辨へ、佛僧を瞻望して渴仰して住せり。是時惡來並に諸の乞㑆は長者が供を設くるを聞いて遺餐を拾はんことを冀み、遂に共に相携へて設食處に詣れり。長者遙かに貧人を見て使者に命じて曰はく、「佛僧將に至らんとすれば貧人を驅出せよ」。時に諸の乞㑆は各此念を生ずらく、「斯の大長者は先に悲心ありて我等孤獨は常には依怙と爲せるに、何の故にか今時苦りて驅逐せる、豈に惡來が惡業の力にて殃の我等に及べるには非ざらんや」とて、卽ち便ち共に擧げて之を糞聚に擲げぬ。惡來既にして同伴のために輕んぜられ、遂に糞聚に於て啼泣して臥せり。長者は使をして往いて「時至れり」と白さしめしに、爾の時世尊は日の初分に於て衣鉢を執持し、大衆に圍繞せられ長者家に往いて食所に詣らんと欲したまへり。爾の時世尊は大悲力に由りて引いて惡來處に向うて立ち、諸苾芻に告げて曰はく、「汝等當に流轉諸有の無邊苦海を厭ひ、復生死資生の具を厭ふべし。汝等、此の最後生の人にして更に流轉せざるも、斯の苦惱を受けて自ら支濟せざるを觀よ」。卽ち阿難陀に告げて曰はく、「汝今日より善來の爲の故に應に半食を留むべし」。爾の時世尊は長者家に入り座に就いて坐したまふに、長者は旣にして大衆の坐し定まれるを見て、卽ち種々淨妙の飮食を以て佛及び僧に供へて皆飽足せしめぬ。時に阿難陀は彼善來が惡業力に由りての故に、許へる所の半食は忘れて留むることを爲さゞりしに、世尊大師は無妄念を得たまへば、阿難陀が忘れて食を留めざるを知しめし、旣ち已鉢に於て其半分を留めたまへり。時に阿難陀は食し已りて念を生ずらく、「我れ今日に於て情に擾亂ありて世尊の敎に違せり」。佛、阿難陀に告げたまはく、「[一〇]假使、贍部洲の四（方）、大海に至るまで中に諸佛を滿し、然し此の諸佛をして各深法を說かしめんに、汝悉く受持して遺忘あることなけんと、今善來が薄福力に由りての故に汝をして憶せざらしめたり、汝今

【一〇】本文に假使贍部洲四至大海滿中諸佛然此諸佛各說深法汝悉受持無有遺忘とあり。

の犯相、其事云何。若し苾芻にして、大衆集まりて評論事の時に喚びて赴集せしめたるを知りつゝ、而も來らざらんには便ち墮罪を得ん。喚びて住まら（しむ）るに住まらず、去かしむるに去かず、臥具を取らしむるに而ち取るを肯んぜず、取らしめざる時卽ち便ち强ひて取り、房を請はしむるに等…事皆此に同じ…衆の敎に違はん時は皆墮罪を得ん。若し苾芻、鄔波馱耶・阿遮利耶にして是の如きの語を作すを見て、喚びて來ら（しむ）るに來らずして…乃至、房等の事にも…別人の敎に違はん時は皆惡作を得ん。若しは道理に依りて白知せんには、若しは不恭敬に非ざらんに、此は皆無犯なり。又無犯とは、謂はく初犯の人…廣說せること上の如し。

[五]飲酒學處第七十九

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に憍閃毗に[六]失收摩羅山あり、此山下に於て諸の聚落多かりき。一長者あり名けて[七]浮圖と曰ひ、大富多財にして衣食豐足せりき。妻を娶りて未だ久しからざるに一女を誕生し、顏貌端正にして人に樂觀せられ、年長大するに至りて給孤獨長者の男の與に妻と爲れり。浮圖長者は未だ久しからざる間に復一息を誕み、容儀愛すべく、初生の日に父見て歡喜して唱へて言はく、[八]「善來善來」と。時に諸の親族は因みて與に名を立て、號して善來と曰へり。此孩兒の薄福力に由りての故に、所有家産は日に就ち銷亡し、父母倶に喪ひては投竄するに所なかりき。時に諸の人衆は其此の如きを見て遂に[九]惡來と號し、乞丐人と共に伴侶と爲り、以て乞うて活命せり。時に一人あり、是れ惡來が父の故舊知識なりしが、其貧苦を見て遂に金錢一文を與へて衣食に充てしめしに、此より離別して漸く室羅伐城に至れり。其姉の從婢見て記識し、歸りて大家に報じて曰はく、「我れ適外に出でしに惡來の非常に貧寠せるに逢見せり」。其姉聞き已りて深く惻隱を生じ、便ち使者をして白氎と金錢とを送りて權らく虛乏に充てしめしに、彼れ薄福の故に便ち

【五】墮法第七十九飲酒學處。
【六】失收摩羅山(Śiśumāra-gira)。五分律、律部十三註(一〇の六四)に此山は婆伽國(Bhargā)に在りとせり。今憍閃毗に在りとする故に、婆伽國は憍閃毗中の一域なりしものなるべし。律部二十、註(一四の三五)江豘山恐畏林の下參照。
【七】浮圖(Bodha)。
【八】善來(Svāgata)。沙竭陀比丘なり。
【九】惡來(Durāgata)。

の如法評論事の時を知りつゝ、默然して座より起ち去り苾芻あるも囑授せざらんには、餘緣の故なるを除き波逸底迦なり」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく是れ難陀なり、餘の義は上の如し。「衆」とは、謂はく佛弟子なり。「如法評論」とは、謂はく是れ如法の單白・白二・白四羯磨なり。「默然して座より起ち去る」とは、謂はく[二]勢分の外に出づるなり。「囑授せざらんに」とは、苾芻ありつゝも語げ知らさずして去るなり。罪を釋するは前に同じ。此中の犯相、其事云何。若し苾芻にして衆に如法事ありて言論決擇せんとするを知りつゝ、苾芻あるに囑授せずして默然して起ち去らんには…乃至、言聲所及の處より來なるには惡作罪を得、此處を捨てん時は[三]根本罪を得るなり。又無犯とは、謂はく初犯の人…廣說せること上の如し。

[四]不恭敬學處第七十八

佛、王舍城羯蘭鐸迦池竹林園中に在しき。時に二苾芻あり、一は雜色と名け二は象獅子と名けぬ。諸苾芻、食堂中に集まり世尊の敎に依りて諍事を殄さんと欲せるを知りて、斯の二人は一は衆命に順へるも、一は便ち敎に違して衆所に赴かず、衆、評論し已るに恭敬を生せず事をして紛擾せしめぬ。少欲苾芻は共に嫌賤を生ずらく「云何が苾芻にして衆の殄諍せん時に自ら赴集せず、評論を見已りつゝも恭敬を存せざる」。諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「…廣く說きて乃至、我れ十利を覩じて諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、『若し復苾芻にして恭敬せざらんには波逸底迦なり」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく雜色なり、餘の義は上の如し。「恭敬せざらんに」とは、其に二種あり。一には謂はく大衆、二には是れ別人なり。此二處に於て恭敬せざらん時は皆墮罪を得るなり。此中

【二】勢分。律部二十、註(一七の九)參照。
【三】根本罪。惡作に對して本罪といへり、今は波逸底迦罪なり。
【四】墮法第七十八不恭敬學處。

卷の第四十二

不與欲默然起去學處第七十七[一]

爾の時薄伽梵、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に鄔陀夷は諸の結惑を斷じ…廣說せること上の如し…乃至、十七衆は共に籌議を爲して苾芻衆を集め已り、上座前に至りて是の如きの白を作さく、「我今詰問する所あらんとす…乃至、鄔波難陀の與に捨置羯磨を作さんと欲す」。時に上座難陀は是の如きの語を作さく、「鄔波難陀は是れ老上座なり、寧んぞ輙ち與に捨置事を作すべけんや」。十七衆、大衆に白して曰さく、「若し惡人と與に朋扇たらんには、衆にも亦與に捨置羯磨を作さん」。難陀聞き已りて遂に怖懼を生じ、己が毛毯を以て座上に聚め在き、狀、人形の似くして默して起ち去りしに、時に衆知らずして遂に鄔波難陀の與に捨置羯磨を作し已れり。便ち難陀の所に詣りて泣いて告げて曰はく、「何ぞ期せん、黑鉢は忽然として我が與に捨置事を作さんことを」。難陀報じて曰はく、「汝、憂ふるを須ゐざれ、彼衆は不集なれば作法成ぜざるなり」。鄔波難陀曰はく、「誰か集まらざりし」。答て曰はく、「我れ衆に在らざりければ」。少欲苾芻、是語を聞き已りて共に嫌恥を生ずらく、「云何が苾芻、衆集まり已りて如法事を作さんとするを知りつゝ、默然して起ち去れる」。諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、『……乃至、我れ十利を觀じて諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻にして衆の如法評論事の時を知りつゝ、默然して座より起ち去らんには波逸底迦なり」と』。是の如く世尊は諸苾芻の爲に學處を制したまひ已りしに、時に諸苾芻は久しく衆中に在りければ、其看病人及び授事人は事廢闕せるありき。此に由りて緣と爲して佛更に聽許したまはく、「若し緣あらんには應に囑授して去るべし」。世尊は持戒を讚歎し…乃至、廣說し…『前は是れ創制、此は是れ隨開なり、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻にして衆

【一】墮法第七十七不與欲默然起去學處。衆僧集まりて評論するの時、默然して起ち去りてその事由を告げざるを制す。

と時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「……乃至、我れ十利を觀じて諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし」、『若し復苾芻にして餘苾芻に評論事生じ過を求め紛擾諍競して住せるを知りて、默然して彼に往き其所說を聽かんとて是の如きの念を作さん、「我れ聽き已りて當に鬪亂せしめんと欲す」』と。此を以て緣と爲さんには波逸底迦なり』

「若し復苾芻」とは、謂はく鄔波難陀なり、餘の義は上の如し。「餘苾芻」とは、謂はく此法中の人なり、「評論事」と言へるは、謂はく初に不可意事を見て始めて評論を作すなり。「過を求め」と言へるは、謂はく過愆を求覓して更に相道說するなり。「紛擾」とは、謂はく情に忍を含まずして其事を發擧するなり。「諍競」とは、此諍事を以て鬪諍の門に入り、自ら朋黨を結びて共に相扶扇し鬪諍して住するなり。「默して聽く」とは、謂はく其言を竊聽して彼が所說に隨ふなり。「鬪亂」とは、紛競して止息せざらしめんと欲するなり。罪を釋せんこと上の如し。

此中の犯相、其事云何。若し苾芻上閣に在りて共に議論を爲さんに、餘苾芻ありて閣に昇らん時は、應に階道を踏みて聲を作し或は謦欬し或は彈指すべし。若し是の如きの事を作さずして閣に昇らん時、但言聲を聞いて未だ其義を解せざらんには惡作罪を得、若し言義を解せんに便ち墮罪を得ん……廣說せんこと前の如し……乃至、門屋・輕重の罪は事に隨うて應に知るべし。若しは經行處に、若しは靜林中にも亦事に准じて應に識るべし。若し苾芻あり路に隨うて行かん時共に籌議を爲さんに、苾芻後より來らんには所有行法は皆閣に昇るに准じて應に知るべし。若し作さゞらんには得罪の輕重は上の如し。若し苾芻にして先に嫌隙なくして偶爾に之を聽き、或は復聽き已りて鬪諍をして方便して殄息せしめんと欲せんには無犯なり。又無犯とは、謂はく初犯の人……廣說せること上の如し。[二七]

【二七】此下、聖本には光明皇后の願文あり。

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に鄔陀夷は衆の結惑を斷じて阿羅漢を證し、具壽闡陀は憍閃毗に向ひて緣を省いて坐し、阿說迦・補捺伐素は俱に並に命終し。難陀・鄔波難陀は大衆に依りて住せり。時に十七衆は是事を見已りて各勇決を生じ、報怨の心もて共に是議を作さく、「六衆內に於て極めて相欺惱せるは、鄔波難陀を常に初首と爲す、我等應に與に捨置羯磨を作すべし、便ち食堂所に向ひて共に籌議を爲さん」。時に鄔波難陀は其窓所に詣り耳を側てゝ聽くに彼が議論を聞きければ、卽ち堂中に入り苦りて尅責を爲して是の如きの語を作さく、『我れ必らず當に汝等が爲に大治罰を作すべけん。汝等豈に聞かざるべけんや、古仙の頌に曰へるを、

「譬へば象を絆す皮繩の朽ちたるが如し、　風吹き日曝して已に多時に
　復力として初の如くなるべきなしと雖　五百群羊をも尙ほ縛すべけん」

と』。時に十七衆は鄔波難陀が其事を覺れるを知り已りて、便ち出でゝ共に溫堂の所に詣りて其事を評論して捨置を爲さんと欲せり。時に鄔波難陀は復屛處に於て其言說を聽き、便ち堂中に入りて更に害語を爲せり。時に彼十七は便ち上閣に往けるに鄔波難陀は中閣に住在し、彼中閣に在るには鄔波難陀は閣下に住在し、彼房內に在るには鄔波難陀は遂に簷下に居し、或は復此を翻じ、彼門屋の下に在るには鄔波難陀は卽ち門隅に在り、或は時に此を翻ぜり。時に十七衆は共に是議を作さく、「我等は彼老人の爲に捨置羯磨を作すこと能はずして唐しく損して辛苦せり、宜しく其所に就りて共に懺摩を作すべし」。便ち其所に至り容恕せられんことを請ひ、旣にして愧謝し已りて問うて言はく。「大德、何に因りてか我等が大德の爲に其捨置を作さんと欲せるを知るを得たる」。彼便ち一々具に其事を答ふらく、「汝が所至の處に我れ後に隨うて聽けるなり」。少欲苾芻は是語を聞き已りて共に嫌恥を生ずらく、「云何が苾芻にして他苾芻に鬪諍事ありて共に評論を作さんとするを知りて、便ち竊かに往き側てゝ其語を聽いて是の如きの念を作せる、「彼が籌議に隨うて我當に發擧すべし」

捨て去りぬ。時に半託迦は又十二衆苾芻尼處に至りしに、彼も亦是の如くに非法の言を作せり。餘衆苾芻・苾芻尼は聞き已るに、歡喜し頂受して奉行せり。時に半託迦は住處に還り已りて即ち此事を以て諸苾芻に白せるに、時に少欲者は是語を聞き已りて緣を以て佛に白せり。佛言はく、『……乃至、我れ十利を觀じて諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、『若し復苾芻にして、諸苾芻が「具壽、仁今當に是の如きの學處を習ふべし」と是の如きの語を作すを聞いて、彼れ「我實に汝愚癡にして分明ならず善解ならざる者の所說の言を用ひて學處を受行すること能はじ、我若し餘の善く三藏を閑へるに見えんに、當に彼言に隨うて受行すべし」と是語を作さんには波逸底迦なり。若し彼苾芻にして實に解を求めんと欲せんには、當に三藏に問ふべし、此は是れ時なり』と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく六衆なり、餘の義は上の如し。「具壽、仁今當に是の如きの學處を習ふべし」とは、謂はく是れ所傳の學處なり。「汝が愚癡……等を用ひて……(受行すること)能はず」とは、謂はく其を思ふに惡思し、其を說くに惡說し、其を作すに惡作するを之を名けて愚と爲し、若し經律論を持せざるを之を名けて癡と爲す、若し三藏に於て其義を了せざるを不分明と名け、若し三藏に於て善決擇せざるを不善解と名く。餘の文は知り易し。……乃至罪を釋せんこと皆上に說けるが如し。

此中の犯相、其事云何。若し苾芻ありて餘苾芻に告げて「具壽、汝可しく是の如きの學處を習行すべし」と是の如きの語を作さんに、彼便ち報じて「我は汝が語を用ふること能はじ」と云ひて、便ち愚等の四事の一々を以て說かん時は皆墮罪を得るなり。若し彼の前人にして是れ實に愚……等ならんには、說かん時無犯なり。又無犯とは、謂はく初犯の人……廣說せること上の如し。

[二六] 默聽鬪諍學處第七十六

[二六] 墮法第七十六默聽鬪諍學處。

時惡作、食せん時は無犯なり。如し乳等を與へん時、便ち從うて酪等を索めんに、索むる時惡作、食せん時は墮罪なり。若し病まんには無犯なり。若し苾芻にして家を巡りて乞食し、女人見已りて食を持して出でんに、若し苾芻の情に希ふ所あらんには、應に彼女に告げて云ふべし。「更に飯を須ゐじ」と。若し女にして「聖者、更に何の所須ぞや」と。返問せんには、此は即ち是れ所須に隨はんことを請ぜるなれば、當に就いて之を覓むべく、無犯なり。又無犯とは、謂はく初犯の人……廣說せること上の如し。

[二四] 遮傳敎學處第七十五

佛、王舍城羯蘭鐸迦池林園中に在しき。世尊の法爾として若し二部に制して學處を共じたまはん時は、即ち二部僧伽並に皆須らく集まるべかりき。此の學處は是れ二部共有なりしに、然も尼衆は集まらざりければ、佛は具壽阿難陀に告げたまはく『汝可しく [二五] 朱荼半託迦に語ぐべし、「汝當に此學處を持して苾芻尼衆に詣り、而ち爲に宣告すべし」と』。時に阿難陀は即ち朱荼半託迦所に往いて具に佛語を陳べぬ。時に朱荼半託迦は佛の敎を奉じ已り、便ち尼寺に往いて佛の敎を宣べんと欲せるに、其中路に於て六衆苾芻に見えければ、便ち之に告げて曰はく、「具壽、佛は二部僧伽の爲に今學處を制したまへり」。六衆問うて曰はく、「是れ何の學處なりや」。即ち爲に陳說すらく、「若し復苾芻にして四月請あらんに、須ゐん時は應に受くべし、若し過ぎて受けんには餘時を除きて波逸底迦なり。若し別請・更請・慇懃請者・常請者あらんに、此は是れ時なり」と。既にして爲に說き已りて六衆に報じて曰はく、「具壽、此の學處は應に當に修學すべし」。六衆報じて曰はく、「汝は是れ愚癡にして分明ならず善好ならざれば、我れ今豈に能く汝が言を用ひて斯學處を行ぜんや。我若し餘苾芻にして善く三藏を閑へる者に見えんに、當に彼言に隨うて學處を受行すべけん」。是罵を作し已りて遂に便ち

【二四】 墮法第七十五遮傳敎學處。佛の制戒を未だ知らざる比丘に傳ふるに際しそれを拒み遮るを制す。餘律の拒勸學戒の因緣とは大に相違せり。

【二五】 朱荼半託迦。(Cūḍapanthaka)舊に周利槃特迦といひ、小路と譯す。

苾芻は是の如きの念を作さく、「王務繁多にして或は廢忘すべければ我は乞食を行ぜん」。王復遙かに見て(言はく)、「我已に更に請ぜるに何の意にてか乞食せる」。苾芻告げて曰はく、「王法は事繁くして或は廢忘すべければなり」。王曰はく、「我更に慇懃に重ねて請ぜん、願はくは我食を受けんことを」。事を以て佛に白すに、佛言はく、「若し慇懃に重ねて請ぜんには當に可しく之を受くべし」。時に影勝王は佛・僧に食を請じ、時既にして滿じ已りければ巡行して乞食せるに、王は復遙かに見て(言はく)、「何に因りてか聖者は乃ほ乞食を行ぜる」。白して言さく、「王の請食了りぬれば、是を以て行乞せるなり」。王曰はく、「我今常請せん」。時に諸苾芻は事を以て佛に白すに、佛言はく、「若し常請せんには苾芻は應に受くべし」。爾の時世尊は持戒・少欲を讃歎し多欲を呵責して諸苾芻に告げて曰はく、『前は是れ創制にして此は是れ隨開なり、諸弟子の爲に重ねて學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻にして四月請あらんに須ゐん時は應に受くべく、若し過ぎて受けんには餘時を除き波逸底迦なり。餘時とは、謂はく別請・更請・慇懃請・常請なり、此は是れ時なり」と』。

「若し苾芻」とは、謂はく鄔波難陀なり。「四月」とは、謂はく四月を齊るなり。「請」とは、謂はく他が延請するなり。「受く」とは、謂はく其事を許ふなり。「若し過ぐる」とは、謂はく期限を過ぐるなり。「餘時を除く」とは、謂はく別請時には卽ち是れ餘人に及ぼさゞるなり。「更請」とは、謂はく數々更に請ずるなり。「慇懃請」とは、謂はく更に慇懃に心を盡して請ずるなり。「常請」とは謂はく是れ長時に延請するなり。「此は是れ時なり」とは、謂はく隨開時なり。罪を釋することは上の如し。

此中の犯相、其事云何。若し苾芻にして他が麤食を請ぜんに、從うて美好を索めんには、索むる時を惡作、食せんに便ち墮罪なり。若し他が好食を與へんに、從うて麤なるを索めんには、索むる

汝、我より珠を乞はんとて　　　　言を出さんこと利劍の如し
亦大石もて壓ふるが如し　　　　今よりは更に來らじ」。

汝諸苾芻、彼の龍子は是れ傍生の類なるに、强ひて乞ひ求むるを聞いて因りて卽ち遠く去れり、何に況んや人に於てをや。是故に汝等に應に他より强ひて乞覓を爲すべからず。復次に汝應に更に聽くべし、[三三]往昔時に於て一仙人あり、大林中に於て靜慮を修習せり。時に此林中に諸飛鳥多く、鳴聲喧聒して、彼仙人をして心、定なること能はざらしめき。餘の仙人ありて其所に來至し、定を得ざるを見て問うて言はく、「何の故にか定ならざる」。卽ち事を以て答へしに、彼仙告げて曰はく、『仁今可しく夜中に於て大炬火を然し、彼林下に於て是の如きの語を作すべし、「汝等は可しく我に翼を與ふべし、並に我に卵及び小鳥兒を與へよ、以て食用に充つれば」と』時に彼諸鳥は是語を聞き已るに、卵を銜み兒を導ゐて諸處に移向せり。汝諸苾芻、彼は是れ鳥類なるも、强ひて乞ふを聞ける時尙ほ皆遠く去れり、況んや復人に於てをや』。爾の時世尊は廣く譬喩を引き種々に呵責し已りて諸苾芻に告げたまはく、『……乃至、我れ十利を觀じて諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻にして四月請あらんに、須ゐん時は應に受くべし、若し過ぎて受けんには波逸底迦なり」と』。

是の如くに世尊は學處を制し已りて漸次に遊行して王舍城に至り、竹林園中に住して坐夏時に至りたまひしに、影勝大王は佛及び僧に三月供養を請ぜり。時に具壽畢隣陀跋蹉の姉夫と復供養せんことを請じければ、畢隣陀跋蹉は遂に便ち佛に白すに、佛言はく、「今我れ隨開せん、若し別に別請せんには苾芻は應に受くべし、無犯なり」。復客苾芻の來るありて是の如きの念を作さく、「我は王請を被らざれば」とて遂に乞食を行ぜり。王因みて之に見えて問うて言はく、「我れ衆僧を請ぜるに何に因りてか乞食せる」。答へて言はく、「我は請を受けざりき」。王曰はく、「諸有苾芻に我更に之を請ぜん」。事を以て佛に白すに、佛言はく、「若し更に請ぜんには苾芻は應に受くべし」。時に諸

【三三】林中飛鳥惜毛因緣譚。

默然して受けたまふに、佛の受けたまへるを見已りて座よりして去り、旣にして宅中に至りて家人に告げて曰はく「我れ佛僧に三月供養せんことを請ぜり、汝等當に辦へて闕くることあらしむる勿れ」。時に六衆苾芻は是事を聞きて已りて便ち是念を作さく、「我等云何がして三月中に於て好飮食を噉ひ、常に消化して身輕く安隱に病苦なきを得べきや」。卽ち醫人處に往いて其方藥を問ふに、醫人告げて曰はく、「先に油膩を食せんに後に當に痢下すべく、多く食噉すと雖而ち能く消化せん」。時に鄔波難陀は斯語を聞き已りて皆醫敎の如くし、三月中に於て常に好食を噉ひ、三月旣にして了れるも尙ほ厨人より好美食を索め……謂はく肉羹等なり……從ひ索むるも得ざりき。時に彼厨人は往いて大名施主に報ぜるに、時に彼れ聞き已りて便ち譏嫌を起し、少欲苾芻は是語を聞き已りて極めて嫌恥を生ずらく、「云何が苾芻にして他請を受け了りつゝ非分に强ひて索むるぞや」。緣を以て佛に白すに、佛言はく、〔三〕「汝等復他施主より强ひて乞索を爲して因りて忿惱を生ぜ（しむ）ること勿れ。汝等當に聽くべし、乃往過去に靜林中に於て大池側に在りて一仙人あり、跏趺して坐して繫念思惟せり。時に龍子あり池中より出でゝ身を以て仙を繞らして爲に寒苦を遮し、並に復報じて云はく、「仁、何の所須ぞや」。是の如く日々に常に身を以て繞らせり。時に彼仙人は斯惱に由りての故に、遂に疾病に嬰りて憂を懷いて住せり。餘の仙人あり其所に來至して問うて言はく、「何の故にか身體、衰羸頓に至れること是の如きや」。事を以て具に答へしに彼仙告げて曰はく、「龍子若し來るに頂に明珠あらん、應に可しく從ひ乞ふべし、彼れ珠を惜むが故に復更に來らざらん」。仙人聞き已りて彼龍の來れるを見て卽ち從うて珠を乞うて慇懃に已まざりしに、龍遂に遠く去り、伽他を說いて曰はく、

「飮食及び衣服は　皆珠に由りて致せる所
仁强ひて乞ひ求むと雖　我れ實に與ふる能はじ

〔三〕　龍子惜珠因緣譚。

地皮を擧げん時、若し地性と與に相連らんには波逸底迦、若し相連らざらんには惡作罪を得ん。若し苾芻、橛を釘たんには波逸底迦、若し橛を拔かんには惡作罪を得ん。若し苾芻、輙ち地に畫かんには惡作罪を得んも、若し輕く記數を爲さんには無犯なり。若し苾芻、牛糞の地に著けるを而し發き起さんには惡作罪を得、若し但牛糞のみを取らんには無犯なり。若し苾芻、河岸を崩さん時生地を損せんには波逸底迦、若し璺裂ありて崩し墮さんには惡作罪を得ん。若し苾芻、河池中の泥を搖動せんには惡作罪を得、若し坻にして泥處に在るま擧げ起さんには惡作罪を得ん。若し牆上に杙を釘たんには波逸底迦、若し牛糞にして牆に著けたるを發き擧げんには惡作罪を。若得んし牆壁にして濕性と相連なれるを摧かんには波逸底迦を得、若し璺裂あるには惡作罪を得ん。若し壁に畫かんに惡作罪を得るも、若し數を記するの想を作さんには無犯なり。若し牆上に[一九]青衣を生ぜるを損動せんには惡作罪を得ん。若し石地を掘るに石少く土多きには波逸底迦罪を得、若し土少きには惡作罪を得、若し純ら石なるには無犯なり。若し砂地を掘らんに砂少く土多きには波逸底迦を得、若し砂多きには惡作を得、若し純ら砂なるには無犯なり。若し營作苾芻にして基を定めんと欲せん時、[二〇]好星候吉辰を得たるも淨人あることなからんに、應に自ら橛を以て地に釘ちて疆界を記せんと欲して深さ四指なるには無犯なり。又無犯とは、謂はく初犯の人……上の如し。

[二一]過四月索食學處第七十四

佛、釋迦處に於て人間遊行して漸く劫比羅城に至り多根樹園に在しき。時に釋迦大名は佛來至したまへるを知りて、便ち佛所に往き佛足を頂禮して一面に在りて坐し、佛爲に法を說いて示教利喜したまふに、卽ち座より起ち合掌して佛に向ひ白して言さく、「世尊、願はくは佛及び僧は慈悲哀愍して我が三月飲食供養を受けたまはんことを、並ぬるに一切所須の物に及ぼさんことを」。世尊は

[一九] 青衣。牆上に生えたる苔蘚類なり。

[二〇] 好星候。好き星兆なり。

[二一] 墮法第七十四過四月索食學處。

す。又無犯とは、謂はく初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。

〔一七〕壞生地學處第七十三

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に六衆苾芻は自ら手づから地を掘り或は人をして掘らしめ、或は堤防を造り、或は〔一八〕蟻封等を損せるに、諸の外道は見て皆共に譏嫌すらく、「云何が出家苾芻にして諸の俗務を作し、地を掘り命を害して情に悲愍なきぞや」。少欲苾芻聞き已りて佛に白すに、佛は苾芻を集めて種々の方便を以て持戒と少欲知足とを讃歎し、多欲にして無益事を作すを呵責したまひ……廣く說きて……『乃至、我れ十利を觀じて諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし「若し復苾芻にして自ら手づから地を掘り若しは人をして掘らしめんには波逸底迦なり」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく是れ六衆なり。餘の義は上の如し。「自」と「他」とは前に同じ。「地」とは其に二種あり、謂はく生地と非生地となり。云何が生地なる。謂はく性として是れ生地なり。或は發掘せるに因みて三月中に於て天大雨を經たるを是を生地と名く。若し雨なからんには六月を經たる後に方に名けて生と爲す。罪を釋すること上の如し。

此中の犯相、其事云何。頌に攝して曰はく、

生想と地皮を擧ぐると　橛を釘つと並に地に畫くと
牛糞と河岸を崩すと　泥と牆と濕性に連なれると
壁に畫くと青衣を損すると　砂石に土の相和せると
吉辰に淨人なきには　杙を釘ちて深さ四指なるとなり。

若し苾芻、掘りて生地を損せんに波逸底迦を得、若し生地に非ざるには惡作罪を得ん。若し苾芻、

〔一七〕隨法第七十三壞生地學處。生地を堀るを制す。生地とは乾地に對する語なり。
〔一八〕蟻封。ありづか。

るに滿二十の想を作せるには此れ近圓を成ずるも、親屬あり來り問うて「此人年未だ二十に滿たざるに誰か與に受具せる」と言はんには、應に此人の與に胎中の月及び閏月を計して若し滿たんには善し、若し滿たざらんには退けて求寂と爲し、更に受戒を與ふべし。若し退けて求寂と爲さず、更に受戒せざらんには、善苾芻と與に同じく一處に在りて若しは二たび若しは三たび褒灑陀を爲さんに、是れ賊住の故に此れ應に滅擯すべきなり。若し人年十九にして近圓を與へ、若し未だ一歲を經ずして便ち自ら未滿二十なるを憶知せんには、應に胎中の月及び閏月を計すべし。若し滿たんには善し、若し滿たざらんには應に退けて求寂と爲し更に近圓を與ふべし。若し爾せざらんには善苾芻と與に同じく一處に在りて若しは二たび若しは三たび褒灑陀を爲さんに、此れ應に滅擯すべきなり。若し一歲を經て憶知せんには善く近圓を受けたりと名く。汝諸苾芻、若し人善說法律に於て出家し近圓して苾芻の性を成ぜんこと値遇し難きが故に。若し人年十八にして近圓を與へ、若し未だ一歲ならざるに未滿なりしを憶せんには、應に退けて求寂と爲し更に近圓を與ふべし。若し爾せざらんには、善苾芻と與に同じく一處に在りて若しは二たび若しは三たび褒灑陀を爲さんに、此れ應に滅擯すべきなり。若し一歲を經て未滿なりしを憶せんには、胎中の月及び閏月を計して滿たんには善し、若し滿たざらんには應に其處を移して更に近圓を與ふべし。若し爾せざらんには……前に同じて、滅擯せよ。若し二歲を經て方に憶知せんには、此れ卽ち名けて善く近圓を受けたりと爲す……廣說せること上の如く……聖教には値遇し難きが故に。若し人未滿二十にして疑心あらんに、此れ應に爲に憶念を作して其年月の實に滿なりや不滿なりを計して疑情を除去すべし。若し未滿ならんには應に胎閏を以てして爲に之を計すべく、若し滿たんには善し、若し滿たざらんには……廣說せること前の如し。若し人年滿二十なるに不滿の想を作して具戒を希求し與に近圓を受けんには、名けて善受と爲す。若し人年滿二十なるに年滿の想を作して具戒を希求し近圓を受けんに、名けて善受と爲

しつゝ近圓を受けんと欲せんに、諸苾芻問うて言はく、「汝滿二十なりや未や」。答へて言はく、「我自ら憶知して心に疑惑なし、年滿二十なるを」と言はんに、諸苾芻は與に近圓を受けんには、此人得戒して苾芻の性を成じ、本師は無犯にして餘人も亦無犯なり。若し人未滿二十なるに然も自ら知らず心に疑惑なくして近圓を受けんと欲せんに、諸苾芻も亦曾て問はず、設し問ふあらん時も亦酬答せず、然も諸苾芻は與に近圓を受けんに、此人得戒して苾芻の性を成じ、本師は有犯にして餘人も亦有犯、共住する等には無犯なり。若し人滿二十なるに不滿の想を作しつゝ近圓を受けんと欲せんに、諸苾芻問うて言はく、「汝滿二十なりや未や」。答へて言はく、「未滿なり」。時に諸苾芻は與に近圓を受けんに、此人得戒して苾芻の性を成じ、本師及び衆は並に皆有犯、共住する等には無犯なり。若し人年滿二十なるに不滿の想を作しつゝ近圓を受けんと欲せんに、諸苾芻問うて言はん、「汝年滿二十なりや未や」。答へて言はく、「我自ら憶知して心に疑惑なし、未滿二十なるを」。諸苾芻は與に近圓を受けんに、此人得戒するも本師は有犯、餘人も亦有犯、共住する等には無犯なり。若し人年滿二十なるに滿二十の想を作しつゝ近圓を受けんと欲せんに、諸苾芻問うて言はく、「汝年滿二十なりや未や」。答へて言はく、「滿二十なり」。諸苾芻は與に近圓を受けんに、此人得戒し本師及び衆も並に皆無犯なり。若し人年滿二十なるに滿二十の想を作しつゝ近圓を受けんと欲せんに、諸苾芻問うて言はく、「汝滿二十なりや未や」。答へて言はく、「我れ自ら憶知して心に疑惑なし、年滿二十なるを」。諸苾芻は與に近圓を受けんに、此人得戒し諸苾芻も無犯なり。若し人年滿二十なるに然も自ら知らず心に疑惑なくして近圓を受けんと欲せんに、諸苾芻問はず、設し問ふも彼れ復答へず、諸苾芻は與に近圓を受けんに、此人得戒し、諸苾芻は有犯、共住する等には無犯なること前に廣說せるに同じ。此中初の二は受近圓に非ず。若し善苾芻と與に同じく一處に在りて若しは二たび若しは三たび褒灑陀を爲さんに、是れ[二六]賊住の故に此れ應に滅擯すべきなり。若し人年未滿二十な

【二六】賊住。律部十、註（二三の四九）賊盜住參照。

近圓せるに、非時に食するなければ飢を忍びて堪へず、此に因りて啼泣せるなり」。世尊告げて曰はく、「豈に諸苾芻は滅年者の與に而ち近圓を受けて苾芻の性を成ぜ(しめ)たりや」。白して言さく、「世尊、與に近圓を受けぬ」。佛、阿難陀に告げたまはく、『若し人未だ二十に滿たざるには寒熱飢渴を忍受する能はず、乃至、家を巡りて乞食せんことも皆並に能はざるなり。此緣を以ての故に……乃至、我れ十利を觀じて諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻にして年未だ二十に滿たざるを知りつゝ、與に近圓を受けて苾芻の性を成ぜ(しめ)んには波逸底迦なり。此れ近圓に非ず、諸苾芻は罪を得ん」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく此法中の人なり、餘の義は上の如し。「未だ二十に滿たず」とは、謂はく滅年の人にして[一四]進具に堪へざるなり。「苾芻の性を成ず」と言へるは、白四羯磨法を以て受けたりと雖而も苾芻を成ぜざるなり。「此れ近圓に非ず、諸苾芻は罪を得ん」とは、謂はく[一五]本師を除きて所餘の諸人は皆惡作罪を得るなり。

此中の犯相、其事云何。若し人年未滿二十なるに未滿の想を作しつゝ近圓を受けんと欲せんに、諸苾芻問うて言はく、「汝滿二十なりに未や」。答へて「未滿なり」と言はんに、若し苾芻にして與に近圓を受けんには、此人元より得戒せず、本師は墮罪を犯じ餘人は惡作を得ん。若し餘人にして共住して受用を同じくせんには亦皆惡作なり。若し人未滿二十なるに未滿の想を作しつゝ近圓を受けんと欲せんに、諸苾芻問うて言はく、「汝年滿二十なりや未や」。答へて「我れ自ら憶知して心に疑惑なし、未滿二十なるを」と言はんに、諸苾芻與に近圓を受けんには、此人得戒せず得罪は前に同ず。若し人年未滿二十なるに年滿の想を作しつゝ近圓を受けんと欲せんに、諸苾芻問うて言はく、「汝滿二十なりや未や」。答へて「我れ滿二十なり」と言はんに、諸苾芻與に近圓を受けんには、此人得戒して苾芻の性を成じ、本師は無犯にして餘師も亦無犯なり。若し人年未滿二十なるに年滿の想を作

【一四】進具。具足戒を受けて苾芻位に進むなり。
【一五】本師。和上なり。滅年者に具足戒を授けん時は、和上は波逸底迦罪、其他の二師七證明師は惡作罪を得るとの意なり。

を伺ひ知りて、遂に便ち捉獲し俱に縛りて將ゐ來れるに、苾芻に過なきを知りて卽ち便ち放ち去れり。旣にして脫るゝを得已りて漸く給園に至りしに、諸苾芻は見て問うて言はく、「善來、行李安樂なりしや不や」。答へて言はく、「何ぞ安樂あらん」。問うて言はく、「何の故なりや」。具に事を以て答へしに諸苾芻問うて言はく、「具壽、豈に賊と與に相隨ひて行く合けんや」。答へて曰はく、「只合はざるに由りて斯の艱苦を見たるなり」。少欲苾芻聞いて嫌恥を生ずらく、「云何が苾芻にして賊と與に同道して行ける」。緣を以て佛に白すに、佛言はく、「……乃至、我れ十利を觀じて諸苾芻の爲に共學處を制せん、應に是の如くに說くべし、『若し復苾芻にして賊商旅と共に同道して行いて乃し一村間に至らんには波逸底迦なり』」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく此法中の人なり。「賊と與に」とは、謂はく村坊を破壞し及び關稅を偸むなり。「同道して行く」とは、謂はく逈遠處に共に伴侶と爲して乃し一村間に至らんに波逸底迦を得るなり。此中の犯相、其事云何。若し苾芻にして賊と同行せんには波逸底迦を得ん。若し一村間に一拘盧舍ありて乃し七村に至らんに……廣說せること上の如し……皆墮罪を得ん。若し賊を以て防援・引導人と爲さんには、同行するも無犯なり。或は迷うて道を失ひ、彼れ來りて指示せんには、同道して去ると雖此亦無犯なり。又無犯とは、謂はく初犯の人……廣說せること上の如し。

〔一三〕與減年者受近圓學處第七十二

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に大目乾連は十七衆の與に出家し近圓を受けぬ。時に諸童子は旣に近圓し已るに通夜に食せずして天明に至り、飢火に燒かれて身形羸瘦し、遂に便ち啼泣せり。爾の時世尊は邊房中に小童子の啼泣する聲あるを聞き、阿難陀に告げて曰はく、「邊房の內に何の意にてか童子の啼泣する聲ありや」。時に阿難陀は白して言さく、「世尊、是れ十七衆出家し

〔一三〕 墮法第七十二與減年者受近圓學處。二十歲未滿の者のために大戒を授くるを制す。

去れる」。緣を以て佛に白すに、佛言はく、『……乃至、我れ十利を觀じて諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻にして女人と共に道行を同じくして更に男子なからんに、乃し一村間に至らんには波逸底迦なり」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく此法中の人なり、餘の義は上の如し。「女人」とは、謂はく行婬に堪へたる境なり。「更に男子なからんに」とは、但二人あるのみなり。「道」とは、謂はく曠遠の路なり。

此中の犯相とは、其事云何。若し苾芻にして獨女人と與に、逈遠の路に於て相隨へて去らんには波逸底迦を得ん。[二]若し一村間にして一拘盧舍なるあり、是の如くして七村に至らんに、若し未だ拘盧舍に滿たざるには皆惡作を得、若し滿たんには皆墮罪を得ん。或は村より野に至り、或は野より村に至らんに、里數と得罪とは上と相似たり。若し其處に於て他が女人を遣はして引導を爲さしめんには無犯なり。或は時に苾芻にして道路に迷ひ、女人來りて指授を爲さんには此も亦無犯なり。又無犯とは、謂はく初犯の人……廣說せること上の如し。

第八に頌に攝して曰はく、

賊徒と年未滿と　掘地と請と違教と
竊聽と默然去と　不敬と酒と非時となり。

[三]與賊同行學處第七十一

佛、室羅伐城逝多林孤獨園に在しき。一苾芻あり王舍城竹中に於て住して夏安居を爲せり。時に彼苾芻は夏了り作衣し竟りて、室羅伐城に往いて世尊の足を禮せんと欲し、出でゝ商旅を求めぬ。時に商人ありて室羅伐城に向はんと欲せり。此の商人は是れ偷稅者なりしも、苾芻は知らずして共に相隨ひ去り、稅所に至らんと欲して便ち餘路を取り道を偸みて行きぬ。時に彼稅官は路を偸める

[二] 本文に若一村間有一拘盧舍如是至七若未滿拘盧舍皆得惡作若滿皆得墮罪とあり。如是至七の下に村の一字を補へり。これ後文に七村とあればなり。而して一村間一拘盧舍に滿たざる時は七村をけりとするも七惡作罪にして、若一拘盧舍に滿てる時は一村毎に一波逸底迦罪を得る故に七波逸底迦罪なりとの意なり。

[三] 墮法第七十一與賊同行學處。

聞いて疑はず、或は但自ら疑ひつゝも「我れ見たり」と云はんに、是說を作さん時は波逸底迦を得ん。是を十一事に犯を成ずと謂ふなり。云何が六事に無犯なる。謂はく彼れ不見・不聞・不疑なるに、見等の解あり見等の想ありて「我に見・聞・疑あり」と是の如きの說を作さんには無犯なり。或は見て忘れ、或は聞いて忘れ、或は疑うて忘れつゝ、見等の解あり見等の想ありて「見たり聞けり等」と言はんにも亦皆犯なきなり。是を六事に無犯なりと謂ふ。又無犯とは、謂はく初犯の人……廣說せること上の如し。

〇。與女人同道行學處第七十

佛、王舍城羯蘭鐸迦池竹林園中に在しき。時に此城中に一織師あり、稟性𪊓獷にして共住を爲すこと難く、諸餘の織師は其性惡なるを知りて婚娶を共にせざりければ、便ち室羅伐城に往いて織師の女を娶りて妻と爲し、將に故里に歸りて王城中に住し、常に苦楚を加へて鎭んじて意に樂しむことなかりき。時に彼隣家に一老母あり、其女は之に詣りて告げて云はく、「阿母。我れ遠くより此に嫁ぎて惡夫婿を得、恒に杖楚を加へて樂心あることなければ我れ逃去せんと欲す、其事如何」。母默して對ふるなかりければ、其女外に出でしに苾芻ありて室羅伐に往かんとするを見、即ち與に相隨ひ路を尋ねて去りぬ。是時織師は蹤を尋ねて急逐せるに、一苾芻の婦と共に路に隨へるを見ぬ。織師は遙かに見て一村に至るを待ち、諸の相識を喚びて共に苾芻を打ちて幾ど將に死に至らんとせしめ、少くして穌息するを得て漸くに室羅伐城に至れり。苾芻見て問ふらく、「行李安樂なりしや否や」。答へて言はく、「寧ぞ安樂あらん」。遂に其故を問ひ、具に所由を答へしに、諸苾芻曰はく、「汝、女人と與に更に男子なきに路に隨うて行く合けんや」。報じて云はく、「只合はざるに由りて斯厄難に遭へり」。少欲苾芻は聞いて譏恥を生ずらく、「云何が苾芻にして男子なき女人と與に路に隨うて

【一〇】 麗法第七十與女人同道行學處。

犯なるを知りつゝ無根僧伽伐尸沙法を以て謗らんには波逸底迦なり」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく友・地二人なり、餘の義は上の如し。「瞋恚」とは、謂はく忿恨を懐くなり。「清淨苾芻」とは、謂はく實力子なり。「無根」とは、謂はく三根……見・聞・疑の事……なきなり。餘は上に說けるが如し。

此中の犯相、其事云何。謂はく清淨人なりと知りつゝ無根法を以て謗らんに、十事に犯を成じ五事に無犯なり。云何をか十と爲す。謂はく其事を見ず聞かず疑はざるに、便ち是の如きの虛誑の解と想とを作して、實には見等なきに妄に我に見・聞・疑ありと言はんに、是說を作さん時波逸底迦を得ん。或は聞いて忘れ、或は疑うて忘れつゝ是の如きの解を作し是の如きの想を作して而ち「我れ聞・疑して忘れず」と云はんに、是說を作さん時波逸底迦を得ん。或は聞いて信じ或は聞いて信ぜざるに而ち「我れ見たり」と言ひ、或は聞いて疑ひ、或は聞いて疑はず、或は但自ら疑へるに而ち「我れ見たり」と云ひ、是說を作さん時波逸底迦を得ん。是を十事に犯を成ずと謂ふなり。云何が五事に無犯なる。謂はく彼れ見ず聞かず疑はざるに、見等の解あり見等の想ありて、「我れ見・聞・疑せり」と是の如きの語を作さんには無犯なり。或は聞いて忘れ或は疑うて忘れつゝ、聞・疑の想ありて「聞けり等」と言はんにも亦犯あることなし。清淨人を謗らん時に十事に犯を成じ五事に犯なきが如く、若し清淨にして不清淨人に似たるを謗らんにも亦復是の如し。若し不清淨人を謗らんには、十一事に犯を成じ六事に無犯なり。云何が十一なる。謂はく不見・不聞・不疑なるに是の如きの解を作し是の如きの想を作して、實には見等なきに妄に「我に見・聞・疑あり」と言はんに、是の如きの說を作さん時は波逸底迦を得ん。或は見て忘れ、或は聞いて忘れ、或は疑うて忘れつゝ、是の如きの解を作し是の如きの想を作して「見・聞・疑して忘れず」と云はんに、是の如きの說を作さん時は波逸底迦を得ん。或は聞いて信じ、或は聞いて信ぜずして「我れ見たり」と言ひ、或は聞いて凝ひ、或は

「若し復、苾芻」とは、謂はく鄔波難陀なり、餘の義は上の如し。「主に問はずして」とは、謂はく自意に隨ひて借著に從はざるなり。此中の犯相、其事云何。若し苾芻にして他の寄衣を受けつゝ問はずして用ひんには、結罪は前に同じ。若し是れ得意相知ならんに、或は用ふるを聞いて歡喜せんには、復問はずして著用すと雖無犯なり。又無犯とは、謂はく初犯の人……廣說せること上の如し。

以衆教罪謗清淨苾芻學處第六十九[八]

佛、王舍城羯蘭鐸迦池竹林園中に在しき。時に具壽實力子は鷲峯山に住し、[九]積石池邊に於て經行遊履せり。時に嗢鉢羅苾芻尼は遙かに尊者を見て來りて禮敬を申べしに、彼苾芻尼は剃髮して未だ久しからざりければ、低頭禮拜して起たんと欲せる時、頭に實力子の大衣を戴きて起てり。……乃至、友・地二苾芻は是事を見已りて、遂には住處に還りて、諸苾芻に告げて曰はく、「諸具壽、我等をして何人の處に於てか信仰心を生ぜしめんと欲すべき、而し我自ら實力子が嗢鉢羅苾芻尼と共に身、相摩觸せるを見たり……」とて廣く其事を說けり。時に諸苾芻は聞き已りて佛に白すに、佛は諸苾芻に告げたまはく、「汝等善く當に彼二苾芻に何所に見、云何が見、何の事を以ての故に汝等は彼に往いて身相觸せるを見たるかを究問すべし」。時に諸苾芻は佛の敎を奉じて已りて彼二人が所見の虛實を問へるに、彼二答へて言はく、「諸具壽、我等は實には實力子が嗢鉢羅尼と身相摩觸せるを見ず、但禮拜して頭を以て衣を擧げたるを見て、我に瞋恨忿心ありければ故に是說を作せるのみ」。少欲苾芻は是語を聞き已りて共に嫌恥を生ずらく、「云何が苾芻にして清淨無犯の人に於て無根僧伽伐尸沙法を以て謗れる」。卽ち緣を以て佛に白すに、佛言はく、『…乃至、我れ十利を觀じて諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻にして瞋恚の故に、彼苾芻の清淨無

【八】 墮法第六十九以衆教罪謗清淨苾芻學處。僧殘罪を以て清淨苾芻を誹謗するを制す。
【九】 積石池。律部十九、註(一四の一三)の本文には砌池とせり。

人なり。衣に七種あり、腰絛に三あり、及び所餘の文は並に上に說けるが如し。此中の犯相、其事云何。若し苾芻にして自ら他苾芻等の衣鉢資具を藏し、若しは人をして藏せしめんに、咸墮罪を得るなり。餘緣の故なるを除くとは、謂はく八難等にして並に皆無犯なり。又無犯とは、謂はく初犯の人……廣く上に說けるが如し。

受他寄衣不問主輒著學處第六十八【七】

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に鄔陀夷は諸の煩惱の惑を斷じて阿羅漢を證し已り……廣說せること餘の如し……難陀・鄔波難陀は衆に依りて住せり。時に鄔波難陀は年衰朽老して弟子門人の承事する者なく衣裳垢膩せりければ、浣染を爲さんと欲して持して弟子に與へて告げて言はく、「此衣は我れ所用なければ汝に與へん、將ち去れ」。時に彼弟子は心に衣を貪れるが故に、卽ち取りて浣染し料理し訖れり。爾の時世尊は往いて人間に遊行せんと欲したまひければ、弟子は卽ち便ち所浣の衣を持して親敎師に寄ねて佛に隨うて去りしに、鄔波難陀は後に其衣を取りて著用し、垢膩して之を舊處に擧めぬ。是の如くして乃し世尊還來したまふに至り、時に施主ありて佛及び僧に舍に就りて食せんことを請ぜり。時に鄔波難陀弟子は是の如きの念を作さく、「我れ今宜しく新浣染衣を取り、俗舍にて而ち食すべし」。帒を開き衣を見るに悉く皆垢膩して披服に堪へざりければ、便ち隨宜の破弊の衣を著して往いて請處に赴けり。餘苾芻問ふらく、「何の意にてか此垢衣を著して來りて供を受くるぞや」。卽ち事を以て白すに、少欲苾芻は聞いて嫌恥を生ずらく、「云何が苾芻にして他の寄衣を受けつゝ問はずして輙ち著せる」。緣を以て佛に白すに、佛言はく、『……乃至、我れ十利を觀じて諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻にして他の寄衣を受けつゝ、後の時主に問はずして輒ち自ら著用せんには波逸底迦なり」』と』。

【六】腰絛。腰帶なり、律部十九、註（四の三五）參照。これに三種ありとは、明かならず。但し僧祇律、律部十、註(三一の一五三)腰帶法には散纕・紐綫にて作れるはゆるさず、中を空にせるを縫ひたると、織編せると、團く作れるとは聽すとあり。

【七】墮法第六十八受他寄衣不問主輒著學處。他の寄衣を受けて、その主に問はずして忽ち身に著用するを制す。

ん、誰か後に頭を出すべき」。十七衆既にして沒せるに、六衆卽ち便ち疾く出でゝ彼が衣裳を取り、草叢の下に藏して急ぎ行いて去れり。十七衆良久しくして方に始めて頭を出し、四顧瞻望するも衣服を見ざりければ各處に而ち住せり。時に尊者舍利弗及び大目乾連は人間に遊行して廻りて此に至りしに、諸人遙かに見て是れ其師なるを知り白して言さく、「鄔波駄耶、我等は俱に六衆に衣裳を藏置せられて、俗家に往いて供を受くるを得るに緣なし、我等今者云何がせんと知へ欲すべき」。時に大目連は卽ち爲に觀察して其衣服を草叢の下に藏せるを見たりければ、遂に衣裳を取りて十七衆に與へぬ。彼衣を著し已りて往いて諸處に赴き、既にして坐次に到りて苾芻をして起たしめければ、苾芻怪しみ問ふらく、「何の故に後より來りて共に相紛擾するぞや」。十七衆、諸人に答へて曰はく、「大德、我向に鄔波駄耶なかりせば我等は悉く皆終日絕食せるならん」。問うて曰はく、「何の故なりや」。卽ち事を以て具に答へしに少欲苾芻は聞いて嫌恥を生ずらく、「云何が苾芻、他の衣服を藏して共に相惱亂せる」。時に諸苾芻は寺內に還り至りて緣を以て佛に白すに、佛言はく、『……乃至、我れ十利を觀じて諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻にして是れ苾芻・苾芻尼・若しは〔五〕正學女・求寂・求寂女の衣鉢及び餘の資具なりと知りて、若しは自ら藏し若しは人をし藏せしめんには波逸底迦なり」と』。是の如くに世尊は諸苾芻の爲に學處を制したまひ已るに、時に苾芻ありて餘苾芻に衣を寄ねしに、苾芻は但自衣を藏して他衣を藏せざりき。時に賊の至るありて他衣を盜み去り、苾芻は此に因りて衣服廢闕せり。佛言はく、『時の因緣を除きて藏せんには無犯なり。前は是れ創制、此は是れ隨開なり。應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻にして自ら苾芻・苾芻尼・若しは正學女・求寂・求寂女の衣鉢及び餘の資具を藏し、若しは人をして藏せしめんに、餘緣の故なるを除きて波逸底迦なり」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく是れ六衆なり、餘の義は上の如し。「苾芻等」とは、五衆並に此法中の

【五】五學女。律部二十、註(二八の四)參照。

子虎豹及び諸の鬼神等の聲なり……「來りて汝を食はん……」と言はんに……餘は並に前に同じ。若し苾芻、他を恐怖せしめんとの意を作して、便ち種々の可畏の諸氣を作し……所謂、大小便氣或は鬼神等の氣なり……「此の諸物來りて汝を害せんと欲す……」と云はんに……餘は並に前に同じ。若し苾芻、他を恐怖せしめんとの意を作して不可意の觸を作し……所謂、麤鞕の席・薦及び諸鬼神惡觸の事なり……「來りて汝を害せん」と云はんに……餘は並に前に同じ。若し苾芻・他を恐怖せしめんとの意を作して、便ち種々可愛の色を作し……所謂、國王・大臣・長者・居士・天神等の像なり……「此來りて汝を害せん」と云はんに、苾芻の怖るゝと怖れざるとに隨せて惡作罪を得ん。若しは可愛の聲を作して……所謂、琵琶・笙笛・天龍等の聲なり……「此の諸聲は來りて汝を害せんと欲す」と云ひ、若しは可愛の氣を作して……所謂、栴檀[二]・沈水・龍腦[三]・鬱金・天・龍等の氣なり……「來りて汝を害せんと欲す」と云ひ、若しは可愛の觸を作して……謂はく繒綵・細氈等の上妙なる諸觸及び天・龍等の觸なり……「此の諸觸は來りて汝を害せんと欲す」と云はんに、苾芻の怖るゝと怖れざるとに隨せて皆惡作罪を得ん。若し前人をして厭離心を生ぜしめんと欲し、捺落迦・傍生・餓鬼・人・天諸趣の所有苦樂の事を説いて怖心を發さしめんが爲なるには此れ皆無犯なり。又無犯とは謂はく最初犯の人……廣說せること上の如し。

[四]藏他苾芻等衣鉢學處第六十七

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき、時に長者あり、佛及び僧に舍に就りて食せんことを請ぜるに、諸苾芻は請に赴けるも世尊は去きたまはざりき。六衆苾芻は十七衆と與に後に在りて徐に行いて一池所に至りしに、六衆卽ち便ち十七衆に告げて曰はく、「具壽、未だ急ぎ去くを須ひじ、且らく共に池に入り徐々に澡浴せん」。既にして池に入り已りて十七衆に告げて曰はく、「汝と共に俱に洗せ

【二】栴檀・沈水。律部十、註(三三の三四)參照。
【三】龍腦・鬱金(kapūra, kuṅkuma)
【四】墮法第六十七藏他苾芻等衣鉢學處。

卷の第四十一

恐怖苾芻學處第六十六

爾の時薄伽梵、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に具壽大目乾連は十七衆を度して出家し、幷に近圓を受け已るに、此十七人は便ち六衆と與に而し共住を爲し、六衆邊に於て法義を受學せるに、自ら相謂ひて曰はく、「我等無知にして經典に閑ならざれば、常に六衆のために輕忽せらる、宜しく各策勵して勤めて習誦を爲むべし」。六衆知り已るに、時に鄔陀夷は便ち初夜に於て彼が誦習せる時、即ち毛毯を反披し可畏聲を作して、「藥叉來れり、汝を害せんと欲す」と云ひて共に相恐怖せるに、時に十七衆は各大に驚惶せり。復他日に於て共十七人は相恐懼せるを恨みて、即ち便ち共に鄔陀夷を打ちて幾く將に命斷せんとし、油を以て身に塗り委頓して臥せり。苾芻見已りて問うて言はく、「何の故なりや」。答へて曰はく、「我れ少許戲笑事を爲したれば斯困辱を致せるなり」とて、緣を以て具に告ぐるに、少欲苾芻是語を聞き已りて共に嫌賤を生ずらく、「云何が苾芻、他苾芻を怖れしめて不樂を生ぜしめたる」。諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、『……乃至、我れ十利を觀じて諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、若しは自ら恐怖せしめ、若しは人をして、他苾芻を恐怖せしめて、下、戲笑に至らんには波逸底迦なり」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく鄔陀夷なり、餘の義は上の如し。「他苾芻」とは、謂はく此法中の人なり、此中の犯相、其事云何。若し苾芻、他を恐怖せしめんとの意を爲して、便ち種々の可畏の形狀を作さんに、所謂諸の雜色類の燒杌樹の如き、或は復諸の鬼神等の像を作して「來りて汝を食はん、汝の命根を斷ぜん」と云はんに、彼苾芻の怖るゝと怖れざるとに隨せて、此苾芻は波逸底迦罪を得るなり。若し苾芻、他を恐怖せしめんとの意を作して、便ち種々の可畏の諸聲を作し……所謂、師

【一】隨法第六十六恐怖苾芻學處。

底處にて大供養を興せり。時に群賊あり[三四]竊盜を行ぜんと欲して制底中に入りしに、其燈の闇きを見て遂に便ち挑擧し、佛の尊容を覩て情に歡喜を生じ、卽ちに大願を發すらく、「願はくは我れ來世に大師に遇ふことを得て承事して倦むことなく、妙天眼を得て人中第一たらんことを」。彼願力に由りて今天眼を獲ること最も第一たるなり。汝諸苾芻、當に是の如くに學すべし[三五]』。

【三三】 迦羅村馱佛。迦羅鳩村馱佛(Krakucchanda)の鳩の一字を遺落せるものなるべし。音略して拘留孫佛といふ。過去七佛中の第四佛。

【三四】 制底(Caitya)。律部十九、註(五の三七)窣堵波の下參照。

【三五】 此下、聖本には光明皇后の願文あり。

「若し復苾芻」とは、謂はく具壽阿尼盧陀なり、餘の義は上の如し。「共に」とは、彼を兼ぬるなり。「女人」とは、若しは婦若しは童女なり、謂はく行婬に堪へたる境なり。「室を同じくして宿す」とは室に、四種あること上の如し。釋罪は前に同ず。此中の犯相、其事云何。若し苾芻、女と與に同宿せんに、身中閣に在りて女人は閣下に在らんには、梯を拔して上からしめ、或は門に扂鑰を安き、或は人をして看守せしむべし。若し此に異らんには、乃し明相未出に至る已來は惡作罪を得、若し明相を過ぎんに便ち墮罪を得ん。若し苾芻、閣下に在りて女は中閣に在り、或は苾芻、中閣に在りて女は上閣に在らんに、或は復此を翻ぜんに…廣說せること前の如し。或は苾芻は房に在りて女は簷前に在らんに、唯梯の一事を除きて餘は並に前の如し。若し女は房中に在りて苾芻は簷下ならんに、應に外より其戶を繫るべし、餘は前に說けるが如し。若し門屋下に在りて、苾芻は門內に女は門前に在らんに、應に內に關扂を安くべく、斯れを翻ぜんには外にて繫るなり、餘は並に前に同じ。假令室を共にせんに、若し夫主ありて守護せんには無犯なり。又無犯とは、謂はく初犯の人…廣說せること上の如し。

時に諸苾芻は咸く皆疑ありて佛に白して言さく、「[三二]世尊、具壽阿尼盧陀は曾て何の業を作してか富貴家に生じ、出家斷惑して阿羅漢を證し、廣く有情を化して大利益を爲せる。唯願はくは爲に說きたまはんことを」。佛、諸苾芻に告げたまはく、「汝等當に聽くべし、乃往過去に迦攝佛の時一苾芻あり、聚落中に住して大寺宇を建て、躬ら爲に撿校し、上供養を設けて解脫を願求し、共住弟子は五百人ありき。時に聚落中の所有人民は苾芻處に於て信敬深重なりき。…乃至、廣く說きて、昔に撿校し衆僧に供養せるに由りての故に富貴家に生じ、發願力に由りての故に阿羅漢を證し、彼の五百弟子は即ち今の五百阿羅漢是なり、昔の聚落中の所有居人は即ち所化の諸人是なり」。又問ふらく、「[三三]何に因りて妙天眼を得たること、佛弟子中最も第一たりや」。佛言はく、「昔、迦羅村馱佛の制

【三二】阿尼盧陀自利々他因緣譚。

【三三】阿尼盧陀得妙天眼因緣譚。

尊者が寺內の作人なりければ、既にして遙かに之を見て遂に相憶識し、諸人に告げて曰はく、「君等當に知るべし、昔に商客あり大海中に入りて諸の厄難に遭へるに、其名を稱せる者は安隱にして歸れるを。此の如きの人は應に造次に便ち殺戮を爲すべからず。我等且らく去りて村に入らん、若し物を得ざらんには、廻りて殺さんに未だ晩からじ」。諸賊相隨へて村に入りて劫盜し、多く財物を獲て還園中に至れり。是時尊者は便ち羣賊の爲に法要を宣說して示教利喜し、皆見諦して預流果を得せしめぬ。時に彼諸人は皆盜物を留めて彼村人に還せり。其夜に天あり、村人に告げて曰はく、「汝等諸人の、賊に盜まれたる物は、皆尊者阿尼盧陀の威神力に由りての故に、所有財物は並に村外苑園の中に在きて皆將ち去らざりければ、汝天明に至りて各往いて收取せよ」。時に彼村人は天の告命を聞いて天曉に至り已るに便ち園中に往き、尊者の所に到り各禮足し已りて一面に在りて坐せるに、尊者は其が爲に法を說き、萬二千人をして亦皆見諦せしめぬ。時に彼賊侶に五百人あり、便ち尊者に求めて出家を爲さんとせり。時に阿尼盧陀は五百人を將ゐて世尊所に詣れり。世尊は至れるを見て便ち「善來、苾芻」と命びたまふに、皆出家を成じ、并に卽ちに圓具し、佛の敎誡を蒙りて久しからずして皆阿羅漢果を證せり。時に諸苾芻は阿尼盧陀に問ふらく、「尊者、安樂行を得たりや不や」。答へて曰はく、「安樂行なるあり、亦苦行なるありき」。問うて言はく、「云何ぞや」。答へて曰はく、「我れ有情を利せるは斯れ樂行を成ぜるも、幾ど斬首に遭はんとせるは是れ苦行たりき」。問うて言はく、「何の故なりしや」。卽ち便ち具に女宿に投ぜる事を答へしに、諸苾芻曰はく、「女人と與に室を共にして宿る合けんや」。答へて曰はく、「只合はざるに由りて此過ありて生ぜるなり」。少欲苾芻聞き已りて嫌賤すらく、「云何が苾芻にして女人と與に室を同じくして宿せる」。緣を以て佛に白すに、佛言はく、『・乃至、我れ十利を觀じて諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻女人と共に室を同じくして宿らんには波逸底迦なり」」と』。

は因りて他と競へり。他人告げて曰はく、「汝が妹未だ嫁ぜざるに外人と私通せり」。兄弟聞き已りて妹に虚實を問へるに、妹即ち答へて曰はく、「我實に清謹なり、世人漫說せるのみ」。後に於て久しからずして遂に便ち娠ありければ、兄弟問うて曰はく、「汝は清謹ありと言へるに、何處にてか斯れを得たる」。妹曰はく、「曾て禿人あり强ひて我に逼り、因りて即ち娠ありき」。後遂に男を生みければ時人名けて禿子と爲し、母を禿子母と號せり。是時具壽阿尼盧陀は旣にして此村に至り、日將に暮れんと欲して宿處の所を求めしに、時に諸童子報じて言はく、「聖者、彼處に禿子母の舍あり、必らず宿るを相容さん」。時に具壽阿尼盧陀は言に隨うて去き、彼家に投じて宿らんとせり。時に禿子母は遂に止まるを相容し、便ち邪念を生じて即ち夜中に於て尊者の所に就り相抱捉せんと欲せり。時に尊者は其惡見を知りて神通力を以て虚空に上昇せるに、女人見已りて希有心を生じ、求哀懺謝して仰いで告げて曰はく、「唯願はくは聖者、我を慈愍せんが故に當に爲に下來したまはるべし」。是時聖者は利益せんが爲の故に身を縱ちて下り、其が爲に法を說けるに、法を聞き已るに如びて心便ち啓悟して初果を證獲せり。旣にして明日に至り、其女の兄弟至るに還議らるらく、「汝が姉妹は但に俗族のみには非じ、釋迦子と雖亦拘牽せられぬ」。彼二聞き已りて倶に忿怒を生じ、便ち其舍に就りて苾芻を殺さんと欲せり。是時尊者は二童子及び諸の有情の根機の時に熟せるを觀じて、即ち虚空に昇り十八變を現じて希有事を作せり。時に彼聚落の四近の諸人は各並に雲奔して共に異相を觀ぜるに、尊者は坐に復して即ち便ち衆の爲に法要を宣說し、彼兄弟及び萬二千人をして皆見諦を得せしめぬ。…廣說して…乃至、阿尼盧陀は斯過を見已るに、更に復び俗舍の中に於てして止宿を爲さゞりき。復異時に於て阿尼盧陀は一村隅なる苑園中に於て宿せるに、即ち此夜に於て諸の賊侶あり、此村を偷劫せんと欲して苑園中を過り、苾芻の宿れるを見て共に相議して曰はく、「我財を盜まんと欲して不祥相を見たり、我今宜しく此苾芻を殺すべし」。時に賊將軍は先に是れ

「若し復苾芻」とは、謂はく十七衆なり、餘の義は上の如し。若し苾芻にして水中に於て戲れんに、上に説く所の如く、浮沒掉擧等の事に皆墮罪を得るなり。此中の犯相、其事云何。其九事ありて能く犯を生ず。云何が九と爲す。謂はく、自ら喜び他をして喜ばしめ、自ら戲れ他をして戲れしめ、自ら跳ね他をして跳ねしめ、掉擧し、[二八]弄影して身相打拍するなり。若し苾芻、水中に戲れんとの意を作して、牀よりして起ち衣服を帶持して往いて河池所に詣り、上衣を脱ぎ洗裙を著して身水中に入らんに、乃し未だ沒せざるに至る已來は皆惡作罪、身若し沒せん時便ち墮罪を得るなり。出づる時も亦爾り。若し涼冷を求めんとの意を作せるには、出沒せんに無犯なり。或は此岸より彼岸に向ひ、彼岸より此岸に向ひ、或は波に沿ひ或は流を泝る等には皆墮罪を犯す。若し浮を學ばんとの意を作せるには無犯なり。若し水鼓を打ち、廣說せること前の如し…乃至、指を以て彈いて聲を作さんに皆墮罪を得るなり。若し瓶・瓨・甌器に水を盛りて戲れんには波逸底迦、……乃至、指にて彈かんに惡作罪を得ん。若し糞礶椀中にて打ちて鼓聲を作し　乃至、指にて畫き跡を爲して調戲心を作さんに惡作罪を得ん。冷さしめんと欲せんには無犯なり。又無犯とは、謂はく初犯の人……廣く上に說けるが如し。

[二九]與女人同室宿學處第六十五

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に具壽[三〇]阿尼盧陀は衆の結惑を斷じて阿羅漢を證し、彼れ旣にして自ら解脫の勝樂を受けて是の如きの念を作さく、「世尊は我に於て已に大恩を作したまへり、我れ世尊に於て何の事をか作して能く報德せんと欲すべき。我今宜しく有情を利益すべし、此卽ち名けて酬恩中の勝と爲す」。斯念を作し已りて衣鉢を執持し、人間に遊行して一聚落に至れり。此聚落中に一長者あり、一男一女ありき。其女長成して行、貞謹ならざりければ、彼二兄弟

[二八] 弄影。藏律には「高くさゝげ、散らして、身をかはす（身相打拍）なり」とあり。

[二九] 墮法第六十五與女人同室宿學處。

[三〇] 阿尼盧陀。阿那律なり、律部十四、註（一五の二四）參照。

浴事を爲し、旣にして洗浴し竟りて一邊に住在せり。時に十六人も亦皆澡浴せんとて、旣にして河中に入りて乍ち浮び乍ち沒し、或は彼岸に往き或は此岸に還り、或は波に沿ひ或は流を泝り、或は水鼓を打ち或は[二六]水蛙を擧ち、或は水索を爲し或は水杵を爲し、是の如き等の類もて衆伎樂を作し。身手掉擧して共に戲笑を爲せり。時に勝光大王は高樓上より遙かに彼戲を見て[二七]勝鬘夫人に告げて曰はく、「試に當に汝が所重の福田を觀るべし」。夫人白して言さく、「大王、此輩の少年は顏容盛壯なるも能く梵行を修せり、王よ、奇を稱へざれ、王年邁いたりと雖未だ靜息すること能はざるに、彼が水中に戲れんこと亦何が責めらるべき」。時に具壽鄔波離は彼王が心を觀じて輕慢を生ぜるを知り、信ぜしめんと欲しての故に諸人に告げては曰く、「仁等可しく各衣服を整へ倶に水瓶を持して共に住處に還るべし」。時に鄔波離は神通力を以て同梵行者と與に各虛空に昇り、王樓上より して飛騰して過ぎぬ。時に勝鬘夫人は俯して其影を觀るべし」。王、夫人に言はく、「豈に阿羅漢を證せる者にして水中に戲るゝあらんや」。夫人答へて曰はく、「此則ち是れ王の聞知せる所なるも、未だ聞かざる事にして王の知らざる所あり」。王曰はく、「何の謂ひぞや」。夫人曰はく、「心は電光の如くにして須臾に改易す、堅固定の猶し金剛の若くなるを以てして、刹那の間に無明の惑を破すれば なり、王應に恠しむべからず」。王は語を聞き已るに默然して答ふるなかりき。時に勝鬘夫人は斯事を見已りて、便ち使者をして世尊を禮拜し幷せて請を申べて白さしむらく、「諸の聖者にして水中に在りて戲るゝを見たり、唯願はくは世尊、諸の聖者に於てして憶念を爲したまひ、水中にて戲樂を爲さしむる勿らんことを」。爾の時世尊は是事を聞き已りたまひて、『…乃至、我れ十利を觀じて諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻にして水中に戲れんには波逸底迦なり」』と』。

【三五】阿市羅跋底河。律部二十、註（三三の七）難波河の下參照。
【三六】水蛙。明かならず。
【三七】勝鬘夫人。律部十九、註（八の一六）參照。

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に大目乾連は既にして十七衆に出家を與へ…廣說して…乃至、但營事するあらんには、卽ち十七人共に相撿校し更互に助成せること、前の殺戒中に具に其事を言べたるが如し。時に十六人は一（人）に從うて懺せんことを乞へるに、彼言はざるを見て卽ち皆指を以て擊攊し、其をして大笑せしめて因りて死を致せり。少欲苾芻聞いて嫌恥を生ずらく、「云何が苾芻、指を以て擊攊して他の命根を斷ぜる」。緣を以て佛に白すに、佛言はく、「…廣說して…乃至、我れ十利を觀じて諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、指を以て他を擊攊せんには波逸底迦なり」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく十七衆なり、餘の義は上の如し。「指を以て繫攊す」とは、謂はく是れ身業なり。結罪は上の如し。此中の犯相、其事云何。若し苾芻、一指頭を以て他を擊攊せんには一墮罪を得……乃至、五指には便ち五罪を得ん。若し拳を以て繫攊せんに、一墮罪を得ん。若し足指を以てせんに、手に准じて應に知るべし。若し指端を以て其[二二]黶處を示し、或は瘡處を指し、或は蚊蝱を指し、或は旋毛等を示すは、並に皆無犯なり。又無犯とは、謂はく最初犯の人、廣說せること上の如し。

[二三]水中戲學處第六十四

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に十七衆中に最大苾芻あり、鄔波離と名け、諸の煩惱を斷じ阿羅漢果を證し已りて[二四]便ち是念を作さく、『我れ始に久しく共住せる同梵行者に於て、「此衆中に於て誰か善根あり誰か善根なきや」を觀察せん』。觀じ已りて（善根）あるを知り、「誰に繫屬せるか」を（觀察して）、「我に屬せり」と知れり。時に鄔波離は爲に引導を作さんとて、方便して相隨へて倶に[二五]阿市羅跋底河に往き、水を濾して瓶に添へ、水を觀察し已りて正念に心を用ひて洗

【二二】黶處。ゑくぼ。宋・元・明・宮本には黶處（ほくろ）とせり。

【二三】墮法第六十四水中戲學處。

【二四】本文に便作是念、我始觀ㇾ察於久共住同梵行者、於ニ此衆中ー誰無ニ善根ー誰無ニ善根、觀已知ㇾ有ㇾ繫ニ屬於誰ー、知ㇾ屬ニ於我ーとあり。加點は大正藏・縮藏にして訓點は新藏なるも、今改め且つ文少しく補へり。

らず、汝則ち善受近圓とは名けじ」。又問ふらく、「汝は某處に向へりや不や」。答へて言はく、「去けり」。「若し彼處に向はんには皆是れ愚癡破戒の人、或は鄙惡の類にして是れ善伴に非じ、汝定んで破戒せるならん」。是の如き等の語を作して他を惱亂せん時、彼前人の惱むと惱まざるとに隨せて、但聞知せしめんに皆墮罪を得るなり。又問ふらく、「具壽、汝は二師の衣を取れりや不や」。答へて言はく、「曾て取れり」。報じて言はく、「汝若し取りたらんには、賊心ありしが故に他勝罪を犯ぜり」。問うて言はく、「具壽、汝頗し曾て諸行無常・諸法無我・涅槃寂滅を說けりや不や」。答へて言はく、「我れ說けり」。報じて曰はく、「汝若し此上人法を說けるには他勝罪を犯ぜり」。是の如くに說かん時、惱亂せんとの心を作さんには、皆墮罪を得るなり。此中無犯とは、如し苾芻ありて苾芻所に詣り是の如きの問を作さん、「具壽、汝は某王及び某長者を憶せりや不や」。答へて言はく、「我れ憶せず」。報じて言はく、「具壽、彼已に多時なりければ、汝憶せずと雖亦是れ年滿二十にして善近圓なり」。又日月薄蝕・年歲豐儉にも、上の如くに應に知るべし。是を其別事を問ふと謂ふなり。如し苾芻ありて苾芻所に詣りて是の如きの問を作さん、「具壽、汝先に何の處所に於て近圓を受けたりや」。答へて言はく、「某處にて」。報じて曰はく、「我れ知れり、先に大界あり、舊戒場を結したれば、汝即ち善受近圓なり」。是の如く共二師を問ひ、所向の處を問ひ、師衣を取れるを問ひ、答へて「此皆過なし」と曰ふなり。又問ふらく、「具壽、汝諸行無常 乃至、涅槃寂滅を說けりや」。答へて言はく、「我れ說けり」。報じて曰はく、「汝、此上人法を得たりと自稱せざりしや不や」。答へて曰はく、「不なり」。「若し言の如くならんには說くも亦過なし」と（曰ふなり）。是を律教相應を問ふと謂ふなり。又無犯とは、謂はく最初犯の人、廣說せること上の如し。

〔三〕以指擊攊學處第六十三

【三】墮法第六十三以指擊攊學處。指を以てこそぐるを制す。

目乾連に告げたるに、時に大目乾連は疑悔を除かんが爲に復之に告げて曰はく、「佛は初人は無犯なりと說きたまへり、況んや汝に過なきをや。然り、復誰か汝等に向ひて、是の如きの語を作して追悔を生ぜしめたる」。報じて言はく、「尊者鄔陀夷なり」。少欲苾芻は是語を聞き已りて便ち嫌賤を生ずらく、「云何が苾芻、故に苾芻をして心に悔惱を生ぜしめんとせる」。緣を以て佛に白すに、「…廣說して…乃至、其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、故に他苾芻を惱まさんとて、乃し少時にも樂しまざるに至らんに、此を以て緣と爲さんには波逸底迦なり」と」。

「若し復苾芻」とは、謂はく鄔陀夷なり、餘の義は上の如し。「故に惱ます」とは、心に惡作を生じ追悔を發起せしめんと欲するなり。「少時にも樂しまず」とは、乃し須臾にも情に安隱ならざるに至るなり。「此を以て緣と爲す」とは、餘事に非ざるなり。結罪は上の如し。此中の犯相、其事云何。謂はく其別事を問ひ、又律敎相應を問ふなり。云何が別事を問ふなる。若し苾芻、他苾芻の處に於て、惱亂せんとの心を作し、其所に往詣して是の如きの言を作さく、「具壽、汝は某王及び某長者を憶せりや不や」。答へて言はく、「彼已に多時なりければ我れ記憶せず」。報じて言はく、「具壽、彼は多時に非ざりき。汝憶せざらんには、卽是れ生年未だ二十に滿たずして圓具を受けたるなり、更に可しく近圓すべし」。是語を作せる時、設彼苾芻にして心に惱を生ぜざらんとも、然も此苾芻は亦墮罪を得るなり。是の如くに問うて言はく、「汝、某時の日蝕・月蝕・儉歲・豐年を憶せりや不や」…廣說せること上の如し。云何が律敎相應を問ふなる。如し惱まさんとの心を作して問うて言はん、「具壽、汝先に何の處所に於て近圓を受けたりや」。答へて言はく、「某處にて」。報じて曰はく、「彼處には先に[一八]大界なく、[一九]戒場を結せず、大衆集まらざりければ、便ち[二〇]別住を成じて善受近圓には非じ。汝應に更に受くべきなり」。又問ふらく、「具壽、誰か是れ汝が阿遮利耶・鄔波駄耶なりし」。答へて言はく、「彼は是れ我が二師なりき」。報じて曰はく、「彼人は破戒なれば師と爲すべか

【一八】大界。律部八、註(八の一三〇)內界・外界・內外界・中間界の下參照。
【一九】戒場。律部九、註(一九の一三六)參照。
【二〇】別住を成ずとは、羯磨地以外にて受戒作法をなすとも、そは別住せるなれば、作法成就せずとの意なり。

なり。「傍生」とは、謂はく是れ飛鳥、或は復諸餘の禽獸の類なり。「命を斷ず」とは、謂はく其命根を殺すなり。釋罪は前に同す。此中の犯相、其事云何。傍生の命を斷ずと言へるは、謂はく三事を以て、內と外と及び倶とに而ち方便を興して彼が命根を斷ずるなり。若し苾芻、殺害心を作して、乃至、一指を以て傍生を損害し、此に因りて命終せんには波逸底迦を得ん。或は當の時に死なずして後の時此に因りて死なんには、亦墮罪を得ん。若し後の時死なさらんには惡作罪を得ん。是の如きの廣說は、前の斷人命學處に具に說けるが如し。又無犯とは、謂はく最初犯の人…前に廣說せるが如し。

〔一七〕故惱苾芻學處第六十二

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に大目乾連は十七衆に出家を與へ、并に近圓を受けしに、彼十七衆は遂に便ち六衆苾芻に親近せり。時に鄔陀夷は十七衆に告げて是の如きの語を作さく、「具壽、汝等は我が爲に是の如き是の如きの事を作せ」。答へて曰はく、「我れ作すこと能はじ。豈に仁は是れ我が阿遮利耶・鄔波駄耶にして我をして執作せしめんとするや」。鄔陀夷は是語を見已るに、卽ち便ち驅遣して同住するを許さゞりき、時に十七衆は遂に餘處に向うて讀誦を爲せり。鄔陀夷便ち鄔波難陀の處に詣り告げて言はく、「上座知れりや不や、此の諸小師は我語を受けざりき、事如何せんと欲すべき」。鄔波難陀曰はく、「汝今應に可しく彼小師をして、各惱悔を生じて其習讀を廢せしむべし。當に是語を作すべし」とて、廣く惱緣を說きぬ。時に鄔陀夷は是教を聞き已り、言の如くに卽ち作さんとて十七衆に告げて曰はく、「具壽、汝等豈に復漏盡を得て正定聚に入ることを能くせんや。汝は皆是れ減年受具にして、既にして戒足するなければ衆善生ぜざるに由りてなり…是の如くに廣說し…乃至、作法も成ぜざるなり」。時に十七衆は便ち此事を以て大

〔一七〕巴法第六十二故惱苾芻學處。

第七に頌に攝して曰はく、

「傍生を殺すと　故に惱ますと　擊擽と水と同眠と

怖と藏資と素衣と　無根と女と路を同じくするとなり」。

[一四]殺傍生學處第六十一

佛、室羅伐城に在しき。爾の時具壽鄔陀夷は日の初分時に城に入りて乞食し、遂に教射堂中に至りしに、其師外に出で、但諸生のみあり、教射處所置の[一五]堋垜を見るに、事として[一六]准的とするなかりき。時に鄔陀夷は遂に五箭を取りて虛空を仰ぎ視たるに、時に一烏あり飛騰して過ぎければ、鄔陀夷便ち四箭を射て烏の四邊を遮り、烏乃し上に飛べるに遂に箭を以て貫きて口よりして出し、諸生に告げて曰はく、「少年、汝等應に當に是の如きの師傅を求めて斯の技術を學ぶべし」。後に教射師廻りて射堂に至りければ、弟子は具に其事を說けるに、師是念を作さく、「苾芻をして數來りて相惱まさしむること勿れ」。卽ち方計を設けて、彼諸生をして其死烏を持つて竹竿上に繫りて鄔陀夷の後に隨はしめ、彼が惡響をして十方に周遍せしめんとて是の如きの說を作さく、「仁等當に知るべし、大德鄔陀夷に斯の技藝あるを。空中より羽を落し、箭は烏腸に入れり」。時に諸の婆羅門居士等は斯事を見已りて各譏嫌を起すらく、「云何が苾芻、自ら弓箭を執りて諸禽鳥を殺せる。此れ則ち內は食ふに堪へず、筋皮は用ふるなきに、不應處にして惡業を爲さんとは」。少欲苾芻聞いて嫌恥を生じ、緣を以て佛に白すに、爾の時世尊は『…廣說せること前の如し…乃至、我れ十利を觀じて諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻にして故に傍生命を斷ぜんには波逸底迦なり」」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく鄔陀夷なり、餘の義は上の如し。「故に」とは、明かに錯誤に非ざる

[一四]　墮法第六十一殺傍生學處。

[一五]　堋垜。射垜（あづち）なり。

[一六]　准的。めあて。

浴するを聽すなり。「故に違ふ」とは、謂はく敎に依りて行ぜざるなり。「餘時を除く」とは、若し餘時に在らんに此卽ち無犯なり。「熱時」とは、春餘一月半在ると…謂はく一月半の在るありて當に安居を作すべきなり（謂はく四月一日より五月半に至る是なり）…及び夏初一月となり…謂はく夏に入りて一月なり（謂はく五月十六日より六月半に至る是なり）此の兩月半を極熱時と名く。若しは「病時」とは、若し苾芻にして病あり、多く洗浴するを除かんには安隱なること能はざる者是なり。「作時」とは、謂はく三寶の爲の所有作務にして、下、地を掃くこと大さ席許の如き、或は時に塗拭すること牛臥處の如きに至るなり。「行時」とは、謂はく行くこと一踰膳那、或は半踰膳那にして還來せん者是なり。「風時」とは、乃し風、衣角を吹いて搖動するに至れる者是なり。「雨時」とは、乃し雨三渧の雨の身上に落つるに至れる者是なり。「風雨時」とは、謂はく二俱に有るなり。「此は是れ時なり」とは、是れ[一二]隨聽の法なり。結罪は前に同す。

此中の犯相、其事如何。若し苾芻每に[一三]開限に於て洗浴せん時は、常に須らく心念口言して守持を爲すべし。應に云ふべし「某時中に在りたれば我れ今洗浴せん」と。若し守持せざらんには、水を以て身に澆ぎて、水未だ臍に至らざるには惡作罪を得、水臍に至らんには卽ち墮罪を得ん。若し水に入りて洗はんには、此に准じて應に知るべし。若し先に煖水を以てし、後に冷水を以てして上の如くに浴せん時、得罪は前に同す。或は先に池にて、後に河等にてせんに、事亦此に同す。時に苾芻あり、河の彼岸に於て請喚事ありしも、水に入りて往いて其請に赴くを敢へてせざりき。佛言はく、「應に去くべし、疑惑を致すこと勿れ」。苾芻事ありて河を渡りしに、脚跌きて水に墮ち、心に疑悔を生ぜり。佛言はく、「無犯なり」。苾芻、橋を渡りしに、墮落して悶絕せり。餘人之を見て便ち水を以て灑ぎしに、苾芻起き已りて便ち疑悔を生ぜり。佛言はく、「無犯なり」。又無犯とは、謂はく最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。

【一二】隨聽の法。聽許されたる相應の法なりとの意。

【一三】開限。開は聽許の義、病時許されたる限內にして、病時作時風雨時等の許されたる限內に於て洗浴する時は、夫々の時を標擧して心念口言（守持）すべしとの意なり。

洗浴を爲すに由りての故に是過ありて生ぜり。諸苾芻等は應に洗浴すべからず」。時に諸苾芻は身洗沐せざりければ體多く垢膩あり、乞食せる時婆羅門居士等は見て問うて曰はく、「聖者、豈に復仁等は身に垢穢を持ちて將に清淨と爲さんとするならんや、何に因りてか洗はざる」。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「半月に應に洗浴を爲すべし」。暑熱時に於て彼の諸苾芻は、數洗はざりし故に、身體萎黄せり。諸人見て問ふらく、「聖者、何の故にか病を帶びたるが似くなる」。答へて曰はく、「我れ世尊數洗ふことを許したまはざるに由りて、身體煩熱して然らしむるを致せり」。諸人告げて曰はく、「世尊の大悲、此を以て緣と爲して必らず當に開許したまふべけん」。緣を以て佛に白すに、佛言はく、「熱時には應に洗ふべし」。苾芻病めるありて醫人洗はしめたるに、答へて言はく、「世尊は許したまはず」。緣を以て佛に白すに、佛言はく、「病時には應に洗ふべし」。苾芻或は[二]衆作或は窣覩波（事）を營みて身垢不淨なりしに、人見て譏嫌せり。緣を以て佛に白すに、佛言はく、「作時には應に洗ふべし」。諸苾芻は涉りて道行せる時、來往に疲極して委身して臥せり。諸人見て怪しみ問うて曰はく、「仁等何ぞ善品を策修せずして晝寢して住せる」。苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「若し道行時には應に洗ふべし」。苾芻、風に吹かれて時に身に塵坌多く垢穢不淨なりければ、人見て譏笑せり。前に同じく佛に白すに、佛言はく、「風時には應に洗ふべし」。又雨に觸りし時又は風雨時に身體を泥汚せり。前に同じく佛に白すに、佛言はく、「若し雨時若しは風雨時には、意に隨うて應に洗ふべし」。爾の時世尊は持戒を讃歎したまひ、『…乃至、我れ十利を觀じて諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、半月に應に洗浴すべし。故に違ひて浴せんには、餘時を除きて波逸底迦なり。餘時とは、熱時・病時・作時・行時・風時・雨時・風雨時なり。此は是れ時なり」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく六衆なり。「半月に應に洗浴すべし」とは、謂はく十五日を齊りて一度

【二】衆作。衆は僧伽にして、僧園を營作し僧地を掃灑する等なり。

師想を作して挐捽せんには無犯なり。又無犯とは、謂はく最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。

[八]時に諸苾芻は咸く皆疑ありき、「何の因緣を以て毗舍佉母は錢財を失せざりしや」。佛、諸苾芻に告げたまはく、「汝等應に聽くべし、乃往古昔迦攝波佛涅槃したまへる後、一老母ありて戒行を奉持せり。時に[九]訖栗枳王は宮人と園中に遊戲して瓔珞具を忘れしに、時に彼老母は此瓔珞を得て竹竿の頭に繫りて本主を求めんと欲せり。時に王は人を遣はして此瓔珞を尋ねしめしに、老母處に於て得已りて王に奉ぜり。王、物を見て喜び其奇異なるを恠しみ、老母を嗟歎して問うて曰はく、『既にして好心あり、理合に嘉賞すべし、今何の欲する所ぞ』。老母王に白さく、『更に欲する所なし、現利を求めざれば。願はくは此緣を以て未來世所生の處に於て、財報を失はざるを得んことを』。昔の淨心に由りて今斯果を受けぬ。往時の老母とは、卽ち今の毗舍佉母是なり。往時に於て他物を藏せざりしと發願力とに由りての故に、生々の中に於て珍財を失すと雖終に還獲得せるなり。是故に苾芻、他物を得ん時、盜(心)もて藏擧すること勿れ。是の如くに應に學すべし」。

[一〇]非時洗浴學處第六十

佛、王舍城に在しき。時に此城の傍に三溫泉あり、一は王自ら洗浴し、二は是れ王の宮人、三は諸の雜人にして、其王の洗浴處にて苾芻も亦洗ひ、宮人の洗處にて苾芻尼も亦浴せり。時に六衆苾芻は洗浴の際に便ち是念を生ずらく、「我れ今王が信心の厚薄を試みん」。意に相惱まさんと欲して沈吟之を久しうして時に速かに出でざりければ、王遂に人を遣はして水を取めしめ、別處にて浴して溫泉に入らざりき。既にして洗沐し已りて往いて佛所に詣り、雙足を頂禮して妙法を聽聞し、佛を辭して退りぬ。時に具壽阿難陀は是事を聞き已り、便ち往いて佛に白すに、佛言はく、「諸苾芻は

【八】毗舍佉母不失錢財因緣譚。

【九】訖栗枳王。律部十、註(三三の一二七)吉利王の下參照。

【一〇】隨法第六十非時洗浴學處。

せるなり、意に隨うて將ち去れ」。若し利を索めんには應に彼に報じて云ふべし、「汝が物失ふべかりしに本を得たること應に喜ぶべし、何が恩を知らずして更に利物を求むるぞや」と』。爾の時世尊は此因緣を以て苾芻衆を集め、持戒を讚歎して告げて曰はく、「前は是れ創制、此は是れ隨開なり。…乃至、我れ十利を觀じて諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし」、『若し復苾芻寶及び寶類にして、若しは自ら捉へ人をして捉へしめんに、寺內及び白衣舍に在るを除きて波逸底迦なり。若し寺內及び白衣舍に在りて寶及び寶類を見んに、應に是念を作すべく、然して後に當に取るべし、「若し認むる者あらんに我當に之に與ふべし」と。此は是れ時なり』。

「若し復苾芻」とは、謂はく六衆なり。「寶」とは、謂はく七寶なり。「寶類」とは、謂はく諸の兵器弓刀の屬、及び音樂の具、鼓笛の流なり。「自ら捉り人をして（捉ら）しむ」とは、及以結罪とは、廣く上に說けるが如し。苾芻にして寺中及以俗舍に在りて若し寶等を見んに、「若し主ありて來らんに我れ當に持して與ふべし」と、是念を作して然して後に收取するを聽す。

此中の犯相、其事云何。若し苾芻自手若しは人をして諸の寶物を捉へしめ已りて磨治せんには皆墮罪を得ん。未だ磨治せざらんには但惡作を得ん。…乃至、假琉璃を捉へんに亦惡作罪なり。若し嚴身瓔珞の具を捉へんに皆墮罪を得ん。…乃至、麥莛[六]もて結びて寶と爲せる者を捉へんに亦惡作なり。若し琵琶等の諸の雜樂具にして絃柱あるを捉へんには便ち墮罪を得、絃なからんには惡作なり。…乃至、竹筒にて一絃琴を作れるを執らんに亦惡作なり。若し諸の螺貝にして是れ吹くに堪へたる者を捉へんに墮罪を得、吹くに堪へざる者は惡作なり。諸の鼓樂具にして堪ふると堪へざるとにて、得罪の輕重は亦此に同じて說くなり。若し弓を執らん時、弦簳[七]ある者は便ち墮罪を得、無き者は惡作なり。若し刀に刃あり箭に鏃頭あらんに皆本罪を得ん。斯に異らんには惡作、…乃至、彈毛弓及び草莛箭は亦皆惡作なり。若し像に舍利あるを執らんに墮罪を得、舍利なきには惡作、若し大

【六】麥莛。麥蘽なり。

【七】弦簳。弦と簳と同義なり。

多人なれば彼物定んで失したらん」。母曰はく、「我れ在生より來物遺失せることあらじ、汝但往いて取めよ、必定して應に得べけん」。從者命を承けて遂に寺中に往けるに、阿難陀は之を見て便ち瓔珞を授けぬ。從者持し至るに、母子に告げて曰はく、「我れ財を失へることあらじと、斯言謬に非ざらん」。子、是念を作さく、「我れ當に其事の實なりや不やを試み驗すべし」。便ち其母の金印指環を取りて井中に投ぜるに、汲水の時、水に隨うて得たり。其子復將つて江内に擲げしに魚見て呑食し、漁人獲得して市に詣りて之を賣るに、家人買ひ歸りて腹を破りて而ち得たり。復金嚢を以て之を路に棄てたるに、時人見る者皆「是れ蛇なり」と謂ひて之を避けて去りければ、子は還收取せり。既にして是の如きを作し、多種に試み驗して、方に其母の、物を失せざるを知れり。復苾芻あり行いて寺外に至りしに、金嚢を遺れたるを見て之を持して去れり。後に人ありて來りしに、苾芻報じて曰はく、「此は是れ汝が嚢なりや不や」。彼人言はく、「是なり」。便ち與へしに持ち去れり。次に一人あり急走して來り苾芻に問うて曰はく、「我が金嚢を見たりや不や」。報じて曰はく。「我已に他に與へしに將ち去れり」。其人聞き已るに懊惱して命終せり。世尊は知り已りて諸苾芻に告げたまはく、「應に是の如く輙ちに即ち人に與ふべからず、應に記驗を問ふべく、相應せんには與へ、同じからざらんには與ふる勿れ」。復苾芻あり盛金嚢を見たるも之を棄てゝ去れり。佛言はく、「應に棄て去るべからず、應に葉を以て覆ふべし」。彼れ葉を以て覆うて之を棄てゝ去れり。佛言はく、『應に棄て去るべからず、可しく物を以て蓋すべし、應に其處に於て七八日の中來去して看守すべし。人來るありて認めんに、問うて相當せんには應に可しく之に與ふべく、若し相當せざらんには寺中に將ち歸りて可しく僧庫に貯ふべし。五六月を經て若し主來るありて認めんに、相當せんには應に與ふべし。主の來るなきには、應に此物を將つて牢器物を買うて之を擧用すべし。後に主ありて認めんに、若し記同じからんには、應に物を將つて示すべし、「此は是れ汝が物にて買得

國を襲へるならん」。卽ち兵革を嚴りて大城門を出で、共に敵を相拒まんとせり。是時六衆便ち皷樂を棄てゝ倶に園外に出でたるに、諸人は六衆の來れるを見て問うて言はく、「聖者、未生怨王の所有兵衆今何處にありや」。六衆曰はく、「彼未生怨は何に因りて此に至りしや」。問うて曰はく、「若し來らざらんには、彼が戰皷何に因りてか響き振へる」。六衆答へて曰はく、「此は是れ我等聊か戲笑を爲せるのみ是れ王軍には非じ」。餘人報じて曰はく、「仁可しく急ぎ去るべし、此中に住すること勿れ、栗姑毗來らんに必らず是れ相辱しめん」。卽ち還りて寺に入るに諸苾芻問ふらく、「何の故にか空鉢にして歸れる」。具に事を以て答ふるに、少欲苾芻は是語を聞き已りて共に嫌賤を生ずらく、「云何が苾芻にして共に是の如きの不端嚴事を作せる」。…乃至佛に白すに…廣說せること前の如し…佛言はく、『我れ十利を觀じて其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、寶及び寶類にして、若しは自ら捉り人をして捉らしめんには波逸底迦なり」と』。

爾の時世尊は廣嚴城より憍薩羅國室羅伐城に至り、逝多林給孤獨園に住したまへり。時に毗舍佉鹿子母は佛來至したまへりと聞き、敬禮を申べんと欲して諸の瓔珞を具し周遍して嚴身せるも、稟性慙恥を懷きければ、將に佛に見えんとして遂に瓔珞を脫して其從者に付し、鮮白の服を著して入りて世尊に見え、佛足を禮し已るに妙法を聽聞して座よりして去れり。時に彼從者は其瓔珞を以て花樹の下に置けるに、遂に忘れて家に歸れり。時に阿難陀は其瓔珞を見て便ち是念を作さく、「世尊の制したまへる所は、此に由りて當に開さるべし」。卽ち便ち收取して自ら往いて佛に白すに、佛言はく、『善い哉善い哉、阿難陀、我れ未だ許さゞりしと雖汝已に時を知れり。若し說戒せん時に、應に云ふべし、「時の因緣を除く」と』。復異時に於て毗舍佉は從者に問うて曰はく、「瓔珞を將ち來りしや」。報じて言はく、「寺中の樹下に忘れて持ち來らざりき」。報じて云はく、「往いて取めよ」。子は語を聞き已りて其母に白して曰さく、「豈に庫內の如きには彼をして取り來らしめんも、寺中は

斯は乃ち是れ我が活命の緣なり、幸に願はくは慈悲もて相破壞すること勿らんことを」。鄔波難陀報じて言はく、「癡人、弓射の術は是れ我が技能なるに、汝將つて活命しつゝ束修の禮なきとは」。其人禮して謝して曰はく、「事已往なるは請ふ責むるを致すこと勿れ、自今已去は謹んで上命に隨はん」。即ち便ち教射の具を貨賣して所得の物は鄔波難陀に送與し、射堂中に至りて憂懷して住せり。親友見て問ふらく、「何の故にか憂愁せる」。彼れ事を以て答ふるに、時人聞き已りて便ち譏議を生ずらく、「沙門釋子の所作は非法なり、云何が他の教射の人をして遂に貧乏に至らしめたる」。此亦緣起にして尙ほ未だ制戒したまはざりき。…緣起前に同じ…城に入りて乞食せるに、時に鄔波難陀は、乃至、巡家して教樂堂中に至り、師在らざるを見て自ら樂器を取りて具に八音を奏せり。……廣說せること前の如し…乃至、其人樂具を貨賣し遂に貧乏に至れり。此亦緣起にして、尙ほ未だ制戒したまはざりき。

爾の時世尊は緣に隨うて化を施さんとて、王舍城より廣嚴城に至りて高閣堂中に住したまへり。時に鄔波難陀は日の初分時に於て衣鉢を執持し、城に入りて乞食せるに、其中路に於て[四]栗姑毗の多くの諸童男の瓔珞具を以て一邊に置在して共に遊戲せるを見ぬ。鄔波難陀は其瓔珞を見て[五]藥叉の物なりと謂ひ、遂に即ちに收取せり。時に諸童子は瓔珞を取れるを見て便ち各競ひ來りて其手足を牽き、咸く塵土を以て之に散擲して遂に瓔珞を還せり。鄔波難陀は塵土にて身を坌して方に寺に還り入りしに、苾芻見て問ふらく、「豈に童子と而し共に戲れたらんや」。鄔波難陀具に事を以て答へぬ。此亦緣起にして、尙ほ未だ制戒したまはざりき。佛、廣嚴城に在しき。…乃至、六衆苾芻は城に入りて乞食せるに、路、栗姑毗園に次まりければ、便ち園中に入りしに諸の戲具を見ぬ。即ち鼓樂を取りて如法に擊奏せるに、猶し淨飯王所奏の音樂及び未生怨の戰皷の響の如くなりき。時に城內の人は斯聲を聞き已り皆大に驚怖して是の如きの語を作さく、「定んで是れ未生怨王來りて我

【四】栗姑毗。律部十九、註（一〇の四八）參照。
【五】藥叉。律部十九、註（四の一七）參照。

是れ大害毒なりき。阿難陀は曰へ、是れ畏るべきの毒なりと」。然り、王の國法として將に刑せんとするの人の所有語言は必らず須らく反奏すべかりければ、是語を見已りて卽ち王に白して知ら(しめ)しに、王曰はく、「可しく喚びて將ゐ來るべし」。旣にして王所に至るに、王自ら問うて曰はく、「汝が所言の如きは何の義理ありや」。彼人具に昔事を陳ぶるに、王爾の時に於て世尊所に於て創めて信心を發し、彼人に問うて曰はく、「咄、男子、汝は佛語を信ぜりや」。答へて言はく、「大王、我れ實に深く信ぜり」。時に王は聞き已りて涙落して衣を霑し、彼人に報じて曰はく、「此物は汝に與へ眷屬は皆放さん」。時に彼男子は旣にして脫るゝを得已りて喜びに自ら勝へずして是の如きの念を作さく、「我が所有富盛家業は皆世尊の致す所に由るなり、我れ今宜しく應に世尊の足を禮して、佛僧衆に舍に就りて食せんことを請ずべし」。……廣く說きて……乃至、食し已りて法を聞き、卽ち座上に於て四諦法を見て預流果を獲たりき……廣く餘に說けるが如し。此は是れ緣起にして尙ほ未だ制戒したまはざりき。

佛、王舍城鷲峯山に在しき。時に鄔波難陀は日の初分に於て衣鉢を執持し城に入りて乞食せるに、路に於て敎射人に見えしも禮敬を申べざりければ、巡家して漸次に敎射堂中に至り、師主なくして唯諸徒あるのみなるを見て、鄔波難陀は諸人に告げて曰はく、「汝等、射を學ぶに徒に日功を費して未だ成就すること能はざらんとは」。卽ち自ら弓箭を執りて左右よりして射るに放箭皆中り、告げて言はく、「汝等當に上好の師匠を覓めて技能を學ぶべし」。鄔波難陀告げ已りて出でぬ。時に彼射師堂中に還り至りしに、諸人見て時に恭敬を致さゞりければ、問うて曰はく、「汝等何の故にか傲慢にして常と異れる」。諸人報じて曰はく、「我れ生業を廢して技能を學ばんと欲せるも、此形勢を看るに空しく日を費すに似たればなり」。師其故を問ふに諸人具に事を以て答へければ、師は語るを聞き已りて便ち寺中に往いて鄔波難陀を覓め、見已り禮足して是の如きの語を作さく、「阿遮利耶、

卷の第四十

捉寶學處第五十九[一]

爾の時薄伽梵、王舍城鷲峰山に在し、日の初分に於て衣鉢を執持し、鷲峰山を下りて城に入りて乞食し、尊者阿難を將ゐて以て侍者と爲したまへり。時に遇天大雨し水蕩き崖崩れしに、劫初[二]の人の所安なる伏藏の光色晃耀せるを見たまひければ、世尊は阿難陀に告げて曰はく、「汝當に此を觀るべし、是れ大黑蛇なり、是れ大害毒なり」と。阿難陀曰さく、「是れ畏るべきの毒なり」と。是語を作せる時、佛を去ること遠からざるに一貧人あり、常に樵果を採りて以て自ら活命せるが、「毒なり」と稱ふる聲を聞いて便ち是念を生ずらく、「我れ試に往いて觀ん、云ふ所の害毒や其狀如何」と。夜に於て我を誑惑せしめんことを畏れ」。晨にして其所に至るに是れ伏藏の光彩外に發せるを見ぬ。時に貧人見已りて欣喜し、竊かに是念を生ずらく、「願はくは此毒蛇常に我を益さんことを」と。父母妻子所有眷屬と亦痛を解せしむ」。遂に藁を將つて蓋ひ、細細に持ち歸りて漸くに宅舍を興し以て衣食に供へ、諸の親屬と共に意に隨うて受用して便ち大富盛せりき。時に未生怨[三]王父を殺して自立し、便ち使者をして遍く國邑の、誰か多財を有せりやを觀せしめぬ。時に彼使人は伏藏を得たる者の舍宅日熾にして衣食豐盈し、奴婢牛羊の常日に異なるあるを見て、便ち之に問うて曰はく、「汝、昔時に於ては貧にして衣食なかりしに、何の故に今日忽然富盛せりや、豈に竊かに王家の伏藏を得たるには非ざらんや」。卽ち便ち執捉して王所に送至せるに、王便ち問うて曰はく、「汝今卒かに富めり、我が伏藏を得たりしや」。彼れ便ち拒み諱せるに、王曰はく、「此れ我命に違すれば法に准ずるに死に當れり、所有眷屬は並に收へて獄に繫ぎ、此人は應に命を斷つべし」と。時に獄官卽ち其人を將へて往いて刑戮せんと欲せるに、其路中に於て是の如きの語を作さく、「阿難陀よ、此は是れ大黑蛇なりき、

【一】 墮法第五十九捉寶學處。

【二】 劫初。成劫の初めなり。

【三】 未生怨。阿闍世王なり、律部十九、註（二の四〇）參照。

はく衣體是新なるなり、二は謂はく新に他より得たるなり。此中の新とは、謂はく是れ新衣なり。衣に七種あること、具に上に說けるが如し。「靑」とは、謂はく靑色なり。「泥」[四四]とは、謂はく赤石なり。「赤」とは、謂はく樹の赤皮なり。「染壞色」とは、謂はく其白色を壞するなり。若し染壞せずして受用せんには、得罪は前に同ず。此中の犯相、其事云何。若し諸苾芻にして新衣を得んに、三種色中に於て一に隨うて壞せざらんには皆墮罪を得ん。無犯とは、謂はく最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。

【四四】本文に泥者謂赤石とあり。袈裟色とする泥は黑を代表するも、純黑にあらざれば赤味を帶べる黑なりしなるべく、ここに赤石とありとも必らずしも純赤なる石土にあらずして黑味を帶べる赤土なりしなるべし。

は並に收めて將ち去れり。時に諸樂人亦其後に隨ひて住處を觀知せるに、便ち六衆の竹園中に入るを見たりければ、樂人は門に在りて其事を伺看せり、時に鄔陀夷は寺門外に出でしに、其耳側に於て尙ほ[四二]雌黃ありければ、樂人之を見て問うて言はく、「向に伎樂を爲せるは豈に聖者なりしならんや」。答へて言はく、「是れ我なり、故に汝癡人を辱しめんと欲してなり、豈に汝等に我が威光を假りて以て活命を爲して反りて相調弄し、我が形儀を作して衆人前に對ひて以て訶笑に當つるを容さんや。若し汝去かん處には我必らず隨ひ行いて、汝をして長時に一も獲る所なからしめん。我等は戲具を將たさるも借り覓めて權に充さんに、汝等は擎持して諸事に辛苦せん」。是語を見已るに樂人請うて曰はく、「唯願はくは聖者、我に一愆を恕さんことを」。鄔陀夷曰はく、「若し汝が得たる財、悉く當に我に與ふべしと、共に盟要を爲さんに、卽ち我れ隨ひ行かさらん」。樂人議して曰はく、「我若し與へざらんに相惱まさんこと未だ休めざらん、是故に今時得たる者皆與へん」。遂に本處に還りて咸く共に憂愁せり。彼に知識あり、來りて之に問うて曰はく、「仁等は何に因りてか各憂色を懷ける」。答へて曰はく、「我今罰せられぬ、豈に憂へざるを得んや」。問うて曰はく、「是れ誰なりや」。答へて言はく、「釋子なり」。問うて言はく、「何の意なりや」。卽ち上事を以て具に悉く告知せるに、時に彼知識は倶に嫌賤を生ずらく、「云何が苾芻、俗の白衣を著して躬ら爲に伎弄せる、諸の樂人と雖並に[四三]輸物を免れざるに」。時に諸苾芻は是語を聞き已りて具に世尊に白すに、世尊は爾の時苾芻衆を集め、俗の譏嫌の如くに虛實を問知したまはく、『……乃至、我れ十利を觀じて諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻にして新衣を得んには、當に三種染壞色を作すべし、若しは靑、若しは泥、若しは赤の一に隨うて壞せよ。若し三種壞色を作さずして受用せんには波逸底迦なり」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく六衆なり、餘の義は上の如し。「新衣」とは、二種の新あり、一は謂

【四二】雌黃。顏料なり、律部八、註（三の一三八）參照。

【四三】輸物。稅物なり。

く歌唱を爲れり」とて、多く錢賄を贈りて常倫に異るありき。時に樂者復更に思惟すらく、「不信の人をも終に須らく汲引すべし」とて、遂に一人をして闍陀の形を作さしめ、復一人をして鄔陀夷の狀を作して却坐して食せしめぬ。其闍陀の形せるは即ち瓦椀を以て灰を盛りて中に滿して上に砂糖を置き、鄔陀夷の處に至り蹲踞して住し、報じて言はく、「大德鄔陀夷存念せよ、我は闍陀苾芻なり、已に飽足食せるに復是の如きの美好の飲食を得たれば、情に更に食せんことを希ふ、願はくは我が與に餘食の法を作さんことを」。時に鄔陀夷樂人は沙糖を取りて食ひ、便ち灰椀を以て彼が頭上に覆ひて告げて云はく、「此は是れ汝が物なり、意に隨うて食噉せよ」。時に不信人は其希有なるを見て並に皆大笑し、「美樂なり」と唱言して多く珍財を與へぬ。時に諸の看人は戲散せる後、所至の處に隨うて前の次第の如く話して餘人に向へるに、六衆苾芻は展轉して說くを聞きて共に相議して曰はく、「無識の倡優は我が形狀を摸して、戲場の內にて用つて希奇を作せり、我れ今宜しく可しく彼樂兒の與に無益事を作すべし」。即ち相謂ひて曰はく、「我等宜しく應に姊妹邊に向ひて共に戲事を憶すべし」。即ち便ち彼に至りて之に告げて曰はく、「姊妹、我が世尊の菩薩たりし時の所有行跡の如きは、當時に一樂者ありて[三一]高臘婆と名け、菩薩の行を取りて管絃に歌入せり。我等看たりと雖憶せると憶せざるとあり」。即ち便ち共に其事を歌ひて遺失あることなかりければ、遂に即ち往いて二神堂所に至り、其を去ること遠からずして戲場を張設し、靑布もて傍に遮し紅褌もて上に覆ひ、旣にして布置し已るに六衆倶に來れり。時に鄔波難陀は即ち俗服を著し彩氈を以て頭に纏ひ、手づから鼗鼓を拍ち、自餘の諸伴は皆舞樂を爲せり。鼓聲纔かに發るに大衆雲奔し、彼戲場を棄てゝ皆斯處に集まれり。時に彼樂人も音の奇絕なるを聞いて亦並に倶に來りて其所爲を觀ぜるに咸く絕代を成じければ、共に謂ひて曰はく、「此等は是れ天なりとやせん」。龍・藥叉・乾闥婆等の此に來りて歌戲せりとやせん」。各奇異を生じて共に貲財を捨せり。時に六衆は戲訖りて場を散じ、所有錢財

【三一】高臘婆（Kattavya ?）。

て尼寺中に詣り、吐羅難陀苾芻尼の處に至りて禮して告げて曰はく、「唯願はくは聖者、我が爲に宣說せんことを、佛往昔菩薩たりし時、覩史天上に在りて……此に來りて下生し……乃至、普く群迷を濟ふの如き、願はくは我が爲に說かんことを」。吐羅難陀聞いて告げて曰はく、「汝此を聞かんことを樂ひて何の事をか作さんと欲せる」。樂人答へて曰はく、「我今其事を取りて管絃に奏入して舞曲を爲らんと欲す」。尼便ち報じて曰はく、「共に要契を作さんに方に爲に陳ぶべけん。汝若し我に餅果の直を與へんには、當に汝が爲に說くべし」。樂人曰はく、「此は是れ小事なり、必らず當に奉與すべし」。其吐羅難陀尼は多聞を具足して善く三藏に閑なりければ、即ち爲に宣說して始め生位より終り菩提に至れり。樂人聞き已りて、咸く其事を取りて絃歌に修入せり。樂人時に共に相告げて曰はく、「此の勝事は信敬人をして情に歡喜を發さしめんも、何の方便を作してか不信者をして亦歡心を起さしむべき。我當に一時に俱に兩伎を呈して、信不信をして咸く善哉を唱へしむべし」。遂に即ち遍く希奇を覓めんとて還僧寺に入りしに、闡陀苾芻は飽食已に訖りて復威儀を捨せるに、忽ち施主あり妙飲食を持し來りて闡陀に與ふるを見ぬ。時に闡陀は情に更に食せんことを希ひ、手を洗うて受け已りて鄔陀夷の所に往けり。其鄔陀夷は食して尙ほ未だ起たざりければ、即ち其前に對ひ蹲居して住して是の如きの語を作さく、「大德鄔陀夷存念せよ、我は苾芻闡陀なり、已に足食し訖りて復是の如きの美好飲食を得たり、今更に食せんと欲すれば、願はくは我が與に餘食法を作さんことを」。時に鄔陀夷は兩三口の食を取り已りて告げて曰はく、「去け、此は是れ汝が食なり、意に隨うて噉へ」。時に彼樂人は斯事を見已りて便ち是念を作さく、「此は好緣由なり、我れ若し作らんには能く不信の輩をして亦歡心を發さしめん」。即ち便ち彼の作樂の處に往き、手づから【四〇】鼗鼓を振りて廣く諸人を集めて衆の伎樂を作し、始め菩薩覩史天より下普く群迷を濟ふに至るに迄ぶまで、並に悉く管絃に奏入して盛りに舞樂を爲れるに、敬信の類は希有心を生じて皆「奇なる哉、樂人善

【四〇】鼗鼓。ふりつゞみ。

せんことを」。一龍告げて曰はく、「我れ此處より大海に至り已るに身及び貲財は非常に廣大せり、若し此に來らんには處として相容るゝなけん」。王曰はく、「若し是の如くならんには、當に我國を失すべけん」。龍曰はく、「唯願はくは大王、國を失するを憂ふる勿れ、可しく城外に於て二神堂を造るべし、一は祇利龍神堂と名け、二は跋嚢龍神堂と名けんに、我れ眷屬をして此堂中に住せしめ、六月に一時大會を盛興せんに、我等自ら來りて王國土を覩じて闕乏せしめさらん」。王曰はく、「善し、當に是の如くに作すべし」。時に影勝王は卽ち城外林泉の所に於て二神堂を造れり。每年二時に節會日に至りて、遍く[三七]六大城の所有諸人は並に皆雲集せり。曾て一時に於て節會日に至り、南方の樂者ありて王城に來至せるに、時に彼樂人自ら相謂ひて曰はく、「我等何の方便を作してか衆人をして情に歡愛を生ぜしめ、多く財利を獲て以て自ら身に供ふるを得べき」。時に一人あり是の如きの議を作さく、「若し大人殊勝の行迹を說かんに、可しく衆人をして情に歡愛を生ぜしめて多く財物を獲べけん」。諸人報じて曰はく、「若し是の如くせんには、世間に殊勝なるは佛に過ぐるなく一切有情の共に欽敬する所なれば、我若し讃歎して衆人を攝引せんに、此に因りて財を得て永く闕乏するなけん」。時に彼樂人は倶に共に六衆の所に往詣し、禮足して白さく、「唯願はくは聖者、我が爲に宣說せんことを、佛往昔菩薩たりし時、覩史天宮に在りて將に贍部洲內に下生せんと欲して[三八]四種觀察を作し、[三九]欲界六天の隨應作事は咸く皆爲に作し、神を母腹に降して誕生時に及び、漸く童年に至り出門遊觀して老病死等を見、遂に林中に適いて苦行すること六年、將つて無益の道と爲して正覺を成じ普く群迷を濟ふの如き、是の如き等の緣、願はくは皆爲に說かんことを」。六衆報じて曰はく、「汝等此を聞いて何の所爲をか欲せる」。樂人告げて曰はく、「我れ管絃に修入して緝めて歌曲を爲らんと欲す」。時に鄔陀夷聞き已りて告げて曰はく、「癡人、汝、我が佛法勝事を將つて絃歌に奏入せんとは。汝可しく卽ちに行るべし、爲に說くこと能はじ」。時に諸樂人は默然して捨て去り

【三七】六大城。律部十九、註(一一の二一)參照。

【三八】四種觀察。毗奈耶雜事(寒一・七九左)、苾芻尼毗奈耶(張一〇・八左)には五事觀察とせり。卽ち遠祖を觀じ、時節を觀じ、方國を觀じ、近族を觀じ、母氏を觀ずとなり。今の四種とは此五を略攝せるなるべし。

【三九】欲界六天の隨應作事とは、六欲天の其時に隨うて作すべき事柄、卽ち六欲天が母所に來至して三たび其腹を淨むるの事及び白象の胎に託せる夢を見せしむる事等なり。

住し……具に威力と盛衰の所由とを述べて……今時何處に居止せるかを委かにせず」。爾の時世尊は影勝王に告げて曰はく、「大王、當に知るべし、彼の二龍は身死にて命過せしに非ず……乃至、亦金翅のために食はれたるにも非じ。然り是れ大王自ら爲に驅遣せるなり」。王曰はく、「我れ曾て彼と相見えたるを憶せず、況んや驅擯せんをや」。世尊告げて曰はく、「我れ大王の爲に驅擯事を憶せ(しめ)ん。王豈に憶せざらんや、曾て一時に於て我所に來至せるに、二長者の我邊に在りて坐せるを見たるを。大王は時に共に何の語をか作せる」。影勝、佛に白して言さく、『世尊、我れ共語せず、使を遣はして言を留めて二長者に報ぜしめたるのみ、「我國に居すること勿れ」と』。佛言はく、「彼の二長者は卽ち是れ龍王にして、人身を化作して來りて法要を聽けるなり」。王曰はく、「彼の二龍王は今何處にか向へる」。佛言はく、「大海中に往けり」。王は語を聞き已るに便ち憂色を帶びて佛に白して言さく、「大德、我が國界は將に衰損せんとするなりや」。佛言はく、「王の國界未だ衰損するに至らじ。然り可しく彼の二龍王に愧謝すべし」。王曰はく、「彼は海中に在りて我は城邑に住せり、旣にして相見えざれば謝を求めんに由なけん」。佛言はく、「每に四齋日に於て我所に來至して禮敬を申ぶれば、王、此日に至りて宜しく自ら來るべし、我れ之を指示せんに當に懺謝を申ぶべし」。王曰はく、「我れ懺謝せん時、彼足を禮すとやせん」。佛言はく、『應に禮足すべからず、宜しく右手を申べて龍王に告げて「願はくは我を容恕して前言を恨む勿らんことを」と曰はんに、彼の二龍王は自ら當に容忍すべけん』。後に異時に於て[三五]褒灑陀日に至るに、彼の二龍王は佛所に來至し、佛足を禮し已りて一面に在りて坐せり。其影勝王も亦是日に於て、來りて佛足を禮し一面にして坐せり。爾の時世尊は卽ち便ち相を現じて其の處所を示したまはく、「此は是れ二大龍王なり」。時に影勝王は便ち右手を舒べて二龍に告げて曰はく、「龍王、我に於て願はくは[三六]懺摩せられんことを」。龍王報じて曰はく、「懺摩せり、大王」。王曰はく、「若し容恕せんには、願はくは此に還來して我國中に住

【三五】褒灑陀日。長淨とも淨住とも譯す、月の八日・十五日・二十三日・月の盡日の四齋日にして、此等は在家の爲の淨住日なり。

【三六】懺摩。本文に龍王於我願見懺摩龍王報曰懺摩懺摩大王とあり。懺摩は忍恕するなり、律部十九、註(八の一〇)參照。

諸佛所說の微妙の法を　　解すること能はざらん。
鬪諍の心を降伏し　　及び不淨の意なく
能く忿害を除かんに　　方に微妙の法を解せん」。

時に影勝王は伽他を聞き已りて是の如きの念を作さく、「二長者に由りて遂に世尊をして、時に我が爲に法要を演說せざらしめまつれり」。便ち座より起ちて佛を禮して去り、左右に命じて曰はく、『汝可しく彼の佛邊の長者が佛を辭し去る時を伺うて、應に之に告げて曰ふべし、「大王に敎あり、爾等二人は宜しく當に速かに去るべし、我國に居すること勿れ」と』。時に使人命を奉じて往けるに、彼の二龍王既にして妙法を聞き佛を禮して去りて將に竹園を出でんとせりければ、使人報じて曰はく、『大王に敎あり、「爾等二人宜しく當に速かに去るべし、我國に居すること勿れ」と』。二龍聞き已りて便ち是念を作さく、「我れ比長夜に情に樂へる所の者、今勞を爲さずして能く願を遂げぬ」。卽ち密雲を起し洪雨を降り注ぎ、諸の渠潤より次いで江河に入り、展轉して流に隨うて大海に至るに、身及び資財轉更に增盛せり。龍去りての後、王舍城側の五百溫泉は並に皆枯涸し、時々の中に於て甘雨を降らさゞりければ、五穀成ぜずして人憂慼を懷けり。時に影勝王は此事を見已りて便ち是念を作さく、「王舍城內に二龍王あり、一は[三四]山と名け、一は勝と名けて常に此城に居し、彼威力に由り能く五百溫泉及び諸池沼をして常に流れて絕えざらしめ、時々の中に於て每に甘澤を降し、五穀熟成して乏少する所なかりしに、忽ち今時に於て溫泉池沼並に皆乾竭し、多時に雨なく五穀成ぜざらんとは。豈に二龍王は而ち命過せるならんや、或は復逃竄して餘方國に向ひしや、或は呪龍者に攝持せられたらんや、或は金翅鳥王に噉食せられしならんや。然り佛世尊は一切智を具して觀察せられざるなければ、我れ今宜しく往いて彼の所由を問ひまつるべし」。時に影勝王は竹林中に往き佛足を禮し已りて一面に在りて坐し、佛に白して言さく、「大德、二龍王ありて此城に在りて

【三四】山・勝。前註（三二・三三）の祇利・跋窶の二龍王なり。

園に往けり。既にして門所に至るに左右に命じて曰はく、「汝、佛所に往いて何の人ありやを觀よ」。時に彼左右は教を奉じて去り、既にして佛所に至り佛足を禮し已りて二長者の世尊處に在るを見たり。即ち王所に還り白して言さく、「大王、二長者ありて世尊處に在りき」。王、是念を作さく、「彼の二長者は是れ我國人なれば、我が來至せるを見て敢へて起たざらんや」。時に影勝王は佛所に至らんと欲し、彼の二龍王は大王の來るを見て世尊に白して曰さく、「大德、我れ今先に且に法を敬ふとやせん、王を敬ふとやせん」。世尊告げて曰はく、「諸佛世尊及び阿羅漢等は咸く法を敬へり」。此因緣を以て三伽他を說いて曰はく、

「過去の諸佛　及以未來者と
現在の諸の世尊の若きは　能く一切の憂を絕てり。
皆共に法を尊敬し　言說及び行住にも
常に一切時に於て　正法を尊重せり。
是故に益を求むる者　富盛の樂を希はんと欲せんに
應に當に法を尊敬し　常に諸佛の教を思ふべし」。

時に彼二龍は佛世尊の敬法事を說きたまへるを聞いて、王の來るを見ると雖而ち敬を修めざりき。王既にして見已りて便ち是念を作さく、「此の二長者は是れ我國人なるに、我が來至せるを見つゝ相敬重せざるとは」。便ち瞋恨を生じて世尊所に至り、雙足を禮し已りて一面に在りて坐せり。佛は王が意に瞋恚心あるを知しめして、別に餘言を作して、爲に法を說きたまはざりき。時に影勝王は世尊に請じて曰さく、「唯願はくは大師、我が爲に法を說きたまはんことを」。爾の時世尊は此因緣を以て伽他を說いて曰はく、

「若し清淨心なくして　瞋恨の意を懷かんに

著不壞色衣學處第五十八〔三一〕

佛、王舍城に在して竹林園に住したまひき。時に此城中に二龍王ありき、一は〔三二〕祇利と名け、一は〔三三〕跋窶と名け、此の二龍に威神力に由りての故に、王舍城に於て五百溫泉及び諸の池沼ありて常に流れて絕えず、時に甘雨を降らして五穀熟成せり。爾の時世尊は難陀・鄔波難陀二龍王を調伏したまひ已るに、此二龍王は每に月の八日・十五日・二十三日・月の盡日に於て、大海より出で妙高の峯に昇りて佛所に來詣せり、供養及び聽法せんと欲せんが爲の故に。時に祇利・跋窶二龍王は難陀鄔波難陀が佛所に來至して供養を申ぶるを見て自ら相謂ひて曰はく、「此二龍王は月每に四齋日に於て、遠く餘處より此城に來至して世尊に承事し幷に妙法を聞けり、我等云何が此城中に在りつゝ禮敬を申べざる、我れ今宜しく往いて世尊に供養しまつるべし」。是時二龍王は佛所に來詣し、雙足を禮し已りて一面に在りて坐せり。爾の時世尊は彼二龍の爲に法要を宣說し、三寶に歸し五學處を受けしめたまへり。此より已後、身及び貲財並に皆增盛し、既にして增盛し已るに卽ち共に議して曰はく、「我等宜しく可しく大海中に往いて、廣博處に隨うて爲に居止すべし」。是議を作し已るに往いて佛所に詣り、敬を致すこと既にして畢りて一面に在りて坐し、佛に白して言さく、「大德、我世尊より歸・戒を受け已るに身及び資財並に皆增盛せり、若し大悲世尊哀憐して許したまはんには、我等は今大海中に往いて寬に隨うて住せんと欲す」。佛、請ふを見已りて二龍に告げて曰はく、「影勝大王は是國の主なり、汝等去かんと欲せんには宜しく白知すべし」。時に二龍王は佛を辭して去り、便ち相謂ひて曰はく、「佛所言の如くんば容許したまはざるに似たり」とて、便ち舊に依りて住せり。然り、二龍王にして若し夜中に於て來りて佛に見えんには本形狀に依り、若し晝日に於ては長者形を作せり。後に異時の中、龍は晝日に世尊所に在りて佛の說法を聽けるに、影勝大王も亦彼時に於て竹林

【三一】 墮法第五十八著不壞色衣學處。靑・黑（泥）・木蘭（赤）の三色中の一を以てして壞色せざる衣を著するを制す。壞色とは、染めて正色を壞し、以て袈裟色卽ち中間色となすをいふ。

【三二】 祇利（Giri, Giriko ?）藏律に「山」とし、本律の後文にも山とせり。

【三三】 跋窶。藏律に yid-hoṅ とし、心にかなへるとの意なり。本律の後文には勝と譯し、有部毗奈耶藥事（寒四・一四右）には妙と譯せり。或は梵名（varāh（最・妙）の音寫なるか。

如きの惡見を棄捨すべし」。諸苾芻にして彼求寂に語げん時、此事を捨てんには善し、若し捨てざらんには乃し二たび三たびに至りて正しきに隨うて應に諫むべく、正しきに隨うて應に教へて是事を捨てしむべし。捨てんには善し、若し捨てざらんには諸苾芻は應に彼求寂に語げて言ふべし、「汝、今より已去、應に說いて如來應正等覺は是れ我が大師なりと言ふべからず。若し尊宿及び同梵行者あらんに、應に隨ひ行くべからず。餘の求寂の如く苾芻と與に二夜同宿するを得んこと、汝に今是事なけん。汝、愚癡人、可しく速かに滅し去るべし」と。若し苾芻にして是れ〔三〇〕被擯求寂なるを知りつゝ、而も攝受し饒益し同室宿せんには波逸底迦なり』と」。

「若し復苾芻」とは、謂はく鄔波難陀なり、餘の義は上の如し。「求寂あり」とは、謂はく利刺・長大なり。「佛」とは、謂はく如來應正等覺なり。「說」とは、開導の義なり。「法」とは、若しは佛說若しは聲聞說なり。「欲は是れ障礙なり」とは、謂はく是れ五欲なり。「習行」とは、謂はく其事を作すなり。「是れ障礙に非じ」とは、謂はく沙門の聖果を障ふる能はさるなり。「苾芻」とは、謂はく此法中の人なり。「彼求寂に語ぐ等」とは、其惡見を述べて與に別諫を作し、及び衆諫を與へ、若し捨てざらんには應に擯羯磨して語げて言ふべきなり、「汝、今より已去……廣く其事を說き……是れ應に共行同宿を作すべからず。汝、是れ癡人、可しく速かに滅し去るべし」。「若し苾芻」とは、謂はく鄔波難陀なり。「知りて」とは、或は自ら知り、或は他より聞くなり。「攝受」とは、與に依止と作るなり。「饒益」とは、謂はく衣食を給するなり。「同室」とは、四種室中にて其と與に同宿するなり。結罪は前に同す。此中の犯相、其事云何。若し苾芻、是れ被擯求寂なりと知りつゝ、乃し同室宿するに至らんには波逸底迦なり。若しは是れ親族、或は時に病を帶び、若しは復彼をして惡見を捨てんことを冀はしめんが（ため）には、權に攝受すと雖並に皆無犯なり。又無犯とは、謂はく最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。

〔三〇〕被擯求寂。驅擯されたる沙彌。

去るべし』。白是の如し』。應に一苾芻は二人所に向うて報じて言ふべし、「衆今汝二人の與に白四擯羯磨を作さんとして、已に白を作し訖れり、汝等應に是の如きの惡見を捨つべし」。若し捨てんには善し、若し捨てざらんには還りて衆中に至りて具に其事を告げ……廣說せること上の如し……次に應に與に羯磨を作すべし。白に准じて應に爲すべく、一番を作し訖りては還りて苾芻をして彼に向うて陳說せしめよ、「衆已に汝が與に初羯磨を作し訖れり、應に惡見を捨すべし」。……廣說せること上の如くして乃し第三羯磨竟に至り、結文も准じて作せ』。諸苾芻は佛に白して言さく、「大德、應に是の如くに作すべけん」。時に諸苾芻は佛の敎を承け已り、二求寂を喚びて爲に驅擯羯磨を作し已れるも惡見捨てざりき。便ち鄔波難陀の所に往きて啼泣して住せるに、鄔波難陀問うて曰はく、「汝二具壽は何の故にか啼泣せる」。答へて言はく、「諸の黑鉢は已に我等が爲に擯羯磨を作せり、今如何せんと欲すべき」。鄔波難陀曰はく、「若し彼諸の村坊城邑乃至三界の爲に擯羯磨を作さんとも、豈に村坊等は而ち非有ならんや。汝憂惱すること勿れ、當に就りて懺摩すべし」。便ち彼二の供給供養を受けて言談し同宿せり。少欲苾芻は是事を見已りて嫌賤心を生じて是の如きの語を作さく、「云何が苾芻、具に是の如きの惡見求寂にして、大衆は與に擯羯磨を作し已れるを知りつゝ、彼が供承を受けて言談し同宿せる」。卽ち此緣を以て具に世尊に白すに、世尊は衆を集めて鄔波難陀に問ひたまはく、『……廣說せること上の如し……乃至、我れ十利を觀じて諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、『若し復苾芻、求寂あり、「我れ佛所說の法の欲は是れ障礙の法なりとは、習行せん時是れ障礙に非じと知れり」と、是の如きの語を作せるあらんに、諸苾芻は應に彼求寂に語げて言ふべし、「汝、是語を作すこと莫れ、我れ佛所說の欲は是れ障礙の法なりとは、習行せん時是れ障礙に非じと知れりと。汝、世尊を謗ること莫れ、世尊を謗らんには不善なり。世尊は是語を作したまはじ。世尊は無量の門を以て諸の欲法に於て說いて障礙と爲したまへり。汝可しく是の

くんば障礙の法は應に習行すべからずと。我知れり、此法習行せん時是れ障礙に非ざるを」と。世尊を謗ること莫れ、世尊を謗らんには不善なり、世尊は是說を作したまはじ。世尊は種々を以て方便して欲は是れ障礙の法なり、若し習行せんには定んで障礙たりと說きたまへり。汝二人當に是の如きの惡見を捨つべし。此は是れ其白なり』。一苾芻は二人所に向うて報じて言へ、「衆僧は汝が與に白四羯磨を作さんとして、已に白を作し竟れり。汝今應に惡見を捨つべし」。若し捨てんには善し、若し捨てざらんには、彼苾芻は應に衆中に還りて告げて言ふべし、「惡見捨てざりき」。次に羯磨を作せ、『大德僧伽聽きたまへ、……白に准じて應に作すべし……乃至、初羯磨了れり』。……前の如くに問はしめ、若し捨てざらんには還りて衆に報じて知ら（しめ）、次に第二第三に作し了れる時にも亦前の如くに問ふなり。是の如くに應に作すべし』。時に諸苾芻は佛の教を奉じ已りて彼二人を喚び、爲に白四羯磨を作して曉喩せるの時、彼惡見に於て堅執して捨てずして云はく、「此事是れ實にして餘は皆虛妄なり」。時に諸苾芻は卽ち此緣を以て具に世尊に白さく、『我等已に白四羯磨を作して彼二人を諫めしも、彼惡見に於て堅執して捨てずして云はく、「此事是れ實にして餘は皆虛妄なり」と』。佛言はく、『汝等苾芻、應に彼二求寂の與に不捨惡見擯羯磨を作すべし。是の如くに應に作すべし。椎を鳴らし衆を集め、衆既にして集まり已るに一苾芻をして白羯磨を作さしめよ、『大德僧伽聽きたまへ、彼の利刺・長大の二求寂は自ら惡見を起し……前に廣說せるが如し……僧伽は爲に別諫及び白四羯磨を作して曉喩せるの時、堅執して捨てずして云はく、「此事是れ實にして餘は皆虛妄なり」と。若し僧時到りて聽さんには僧伽は應に許すべし、僧伽は今此二人の與に不捨惡見擯羯磨を作さんとするを。應に之に告げて曰ふべし、「汝等二人、今より已去更に如來應正等覺は是れ我が大師なりと云ふことを得ざれ、亦復應に苾芻の後に隨うて同じく道行を一にすべからず、餘の求寂の如く大苾芻と與に二夜同室宿せんこと、汝に今是事なけん。汝、愚癡人、今可しく滅し

【一九】不捨惡見擯羯磨。

苾芻は昔に我等と共に是の如き是の如きの非法の事を作せるに、云何ぞ今に於て增上の果を得たる。此因緣を以て我知れり、佛所說の法の、諸欲を習はんに是れ障礙なりと云へるは此れ障礙に非ざるを」。具に此事を以て諸苾芻に告ぐるに、時に少欲者は是語を聞き已りて嫌はず喜ばずして、具に其事を以て往いて世尊に白すに、世尊は爾の時諸苾芻に告げたまはく、『此二求寂の言ふ所は非理なり、汝等應に可しく別諫法を作して之を開曉すべし。若し餘人ありて斯事を作さんには亦是の如くに諫めよ。告げて言へ、『汝、利刺・長大よ、是語を作すこと莫れ、「我れ知れり、佛所說の法の欲は是れ障礙なりとは此は是れ障に非ざるを」と。是語を作して世尊を謗讟すること勿れ、世尊を謗らんは不善なり、世尊は是語を作したまはじ。佛は種々の方便を以て、諸欲を行ぜんに是れ障礙の法なりと說きたまへり。汝今二人當に惡見を捨つべし』と』。時は諸苾芻は佛の敎を奉じ已りて二求寂の所に往き、佛の所敎の如くに其事を曉喩せるに、是の如くに諫めし時、彼二求寂は所有の惡見堅執して捨てずして是の如きの語を作さく、「此事是れ實にして餘は皆虛妄なり」。時に諸苾芻は卽ち此緣を以て具に世尊に白さく、『我等敎を奉じて彼二求寂を別諫せる時、彼が惡見堅執して捨てずして云はく、「我說は是れ實にして餘は皆虛妄なり」と』。佛言はく、『汝、諸苾芻、應に白四羯磨を作して二求寂を諫むべし。是の如くに應に作すべし。楗を鳴らして衆を集め、衆既にして集まり已るに、二求寂をして聞處を離れて見處に在らしめ、應に一人をして白羯磨を作さしむべし。應に是の如くに作すべし、『大德僧伽聽きたまへ、此の利刺・長大の二求寂は自ら是の如きの惡見を起して是の如きの語を作さく、「我れ知れり、佛所說の法の欲は是れ障礙なりとは、此は是れ障に非ざるを」と。苾芻與に別諫を作せる時、彼二は惡見堅執して捨てずして是の如きの語を作さく、「此事是れ實にして餘は皆虛妄なり」と。若し僧伽時至りて聽さんには僧伽は應に許すべし、僧伽は今彼二人の與に白四羯磨を作して其事を曉喩せんとするを。汝等二人是語を作すこと莫れ、「佛所說の如

を爲し共住し受用し同室にして宿せんには波逸底迦なり」」と。

「若し復苾芻」とは、謂はく鄔波難陀なり、餘の義は上の如し。「是の如くに語れる人」とは、謂はく是れ無相なり。「未だ隨順法を爲さず」とは、未だ隨順して懺摩するの法を作さず、惡見を捨てざるなり。「共に言說を爲し……等」とは、謂はく教授・依止等の事を作し、四室中に於て同宿して天明に（至る）なり。結罪は上の如し。此中の犯相、其事云何。若し苾芻是の如くに語れる人の未だ隨法を作さゞるを知りつゝ、言論共住等の事を爲さんに便ち墮罪を得ん。若し彼身病まんに看侍せんには無犯なり。或は共に居を同じくして惡見を捨てしめんには此亦無犯なり。又無犯とは、謂はく最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。

攝受惡見不捨求寂學處第五十七〔二八〕

佛、室羅伐城に在して逝多林給孤獨園に住したまひき。時に鄔波難陀に二求寂あり、一は利刹と名け、二は長大と名けぬ。時に異處の衆多苾芻ありて其所に來至し、二求寂と與に以て共住を爲し、言戲掉擧し身相摩觸せり。時に諸苾芻は後に懊惱を生じ、便ち自ら所犯の罪を剋責し、應に責心すべきは責心して悔し、應に對說すべきは對說して除き、勇猛心を發し決定意を起して諸の煩惱を斷じ、阿羅漢を證して大神通を獲たり。後に異時に於て彼二求寂は林中にて花を採りしに、虛空中に於て彼苾芻の空に乘じて至れるを見て遂に遙かに問うて曰はく、「仁等は是れ誰の苾芻なりや」。答へて言はく、「我は是れ某甲なり」。彼二報じて曰はく、「仁等は豈に昔に我等と與に而ち共住を爲し、言戲掉擧し身相摩觸して諸の罪業を作さゞりしならんや、云何が今に於て增上の證を獲たる」。彼便ち答へて曰はく、「此事實に爾り、然れども我後の時情に懊悔を生じて深く自ら所犯の罪を剋責し……前に具說せるが如し……乃至、道果を獲得せり」。求寂聞き已りて便ち是念を作さく、「此諸

〔二八〕墮法第五十七攝受惡見不捨求寂學處。惡見を捨てざる爲に驅擯せられたる沙彌を攝受して共住共語するを制す。

十一墮・四別悔・衆學法なり。「習行せん時障礙に非じ」とは、謂はく沙門の聖果を障ふる能はざるなり。「謗る」とは、謂はく非理の言を出すなり。「不善」とは、惡異熟を招くなり。諸苾芻は是語を見ん時應に別諫を作し、若し捨てざらんには羯磨諫を作して乃し結竟に至るべし……廣說せること前の如し。

此中の犯相、其事云何。若し苾芻、是の如きの語を作さん、「我れ佛所說……等を知れり」と。諸苾芻は是語を見ん時應に別諫を作すべく、捨てんには善し、若し捨てざらんには惡作罪を得ん。羯磨諫せん時、若し白を作せる時及び初二羯磨に若し捨てざらんには皆惡作罪、若し三羯磨竟らん時は便ち墮罪を得るなり。若し非法等の羯磨を作さんには、彼に犯あることなし。又無犯とは、謂はく最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。

隨捨置人學處第五十六[二六]

時に無相苾芻は捨置羯磨を得て鄔波難陀の處に往き啼泣して住せるに、鄔波難陀告げて言はく、「具壽無相、何の故にか啼泣せる」。報じて言はく、「諸の黑鉢は我が爲に捨置羯磨を作せり」。鄔波難陀曰はく、「設城邑聚落及び三界の有情の與に捨置羯磨を作さんとも、豈に城邑等は而ち非有ならんや。且らく憂惱すること勿れ、當に懺謝を求むべし」。是の如くに敎へ已るに、便ち共に言說し衣食を受用し同室にして臥せり。時に少欲苾芻は是事を見已りて共に嫌賤を生ずらく、「云何が苾芻にして、彼苾芻は是れ惡見人にして衆與に羯磨して未だ[二七]隨法を行ぜざるを知りつゝ、而も言談を與にし同住事を爲せる」。即ち此緣を以て具に世尊に白すに、世尊は衆を集めて其虛實を問ひ、種々に呵責したまはく、『……乃至、我れ十利を觀じて諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、是の如くに語れる人の未だ隨法を爲さず、惡見を捨てざるを知りつゝ、共に言說

【二六】隨法第五十六隨捨置人學處。捨置羯磨を加せられて比丘の資格を停止せられたる人に隨順するを制す。

【二七】隨法。眞實に謹愼して惡見を捨て僧伽に懺謝を求め、僧伽は加せる捨置羯磨を解きて淸淨比丘に復歸するをいふ。

是の如くに作すべく、餘にも亦是の如くせよ。槌を鳴らし衆を集め……等して、一苾芻をして白羯磨を作さしめよ、『大德僧伽聽きたまへ、此無相苾芻は自ら惡見を生じ……廣說せること前の如し……乃至、若し僧伽時至りて聽さんには僧伽は應に許すべし、僧伽は今無相苾芻の與に不捨惡見捨置羯磨を作さんとするを。……乃至、此無相苾芻にして是の如きの惡見未だ捨せざる已來は、衆僧は應に共語共說すべからず、可惡極惡なること旃荼羅の如くなれば。白是の如し』。次に羯磨を作さんに、應に白に准じて成すべし』。時に諸苾芻は無相の與に捨置羯磨を作せりと雖、然も彼は惡見堅執して捨てざりき。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛、僧衆を集めて無相に問うて曰はく、『汝實に此語を作せりや、「佛所說の障礙の法の如きは我は障礙に非じと知れり、習行せん時障礙を爲さゞれば」と』。佛に白して言さく、「實に爾り、大德」。世尊は種々に呵責したまはく、『……廣說せること前の如し……乃至、我れ十利を觀じて諸苾芻の爲に共學處を制せん、應に是の如くに說くべし、『若し復苾芻にして是の如きの語を作さん、「我れ佛所說の法、欲は是れ障礙なりとは、習行せん時是れ障礙に非じと知れり」と。諸苾芻は應に彼苾芻に語げて言ふべし、「汝、是語を作すこと莫れ、我れ佛所說の、欲は是れ障礙の法なりとは、習行せん時是れ障礙に非じと知れりと。汝、世尊を謗ること莫れ世尊を謗らんには不善なり、世尊は是語を作したまはじ。世尊は無量の門を以て諸の欲法に於て說いて障礙と爲したまへり。汝可しく是の如きの惡見を棄捨すべし」。諸苾芻是の如くに[一九]諫めん時捨てんには善し、若し捨てざらんには、應に可しく[二〇]再三慇懃に正諫すべし。[二一]敎に隨うて應に詰めて是事を捨てしむべし。捨てんには善し、若し捨てざらんには波逸底迦なり』と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく是れ無相なり、餘の義は上の如し。「是の如きの語を作す」とは、其事を說くなり。「我れ佛所說の法を知れり」とは、謂はく如來應正等覺、法とは謂はく佛說或は聲聞說、說とは是れ[二二]彰表の義なり。「障礙の法」とは、謂はく[二三]四他勝及び[二四]衆敎・二不定・三十捨墮・[二五]九

[一九] 別諫なり。

[二〇] 羯磨諫なり。

[二一] 敎に隨うてとは惡見不捨捨置羯磨なり。上來の本文記述によりて此戒は別諫・羯磨諫・捨置羯磨の三段を經て波逸底迦罪を成ずるものゝ如し。然れども終りの犯相判斷に於ては羯磨諫の處にて波逸底迦罪を成ずるが如く說けるは不審なり。

[二二] 彰表。本文に障礙とあるも宋・元・明・宮本によりて彰表と改めたり。聖本には障表とせり。

[二三] 四他勝。四波羅市迦なり。

[二四] 衆敎。藏律には有部律相當處には十三僧伽伐尸沙法とせり。こゝに衆敎とせるは正しく僧殘罪をいふ故に僧伽伐尸沙(saṃghāvaśeṣa 梵)なるも、衆敎は saṃghādis'sa(巴)の譯、卽ち僧伽から羯磨作法によりて比丘たる資格中止を要請せらるゝ罪との意なり。有部律には僧伽伐尸沙と衆敎との二語を有せるもの、尙、律部十九、註(一一の一及び八)參照。

[二五] 九十一墮。宋・元・明・宮本には九十墮とせり。藏律にも九十とせり。

礙の法を非障礙の法なりと說きたまはず、種々の方便を以て是れ障礙の法なりと說きたまへり。若し習行せんには定んで是れ障礙の法なり。無相、汝今應に是の如きの惡見を捨すべし』。是の如くに應に諫むべし』。諸苾芻は敎を奉じて去いて無相の所に至り、佛所敎の如くに諫誨せるの時、其惡見に於て固執して捨てずして是の如きの語を作さく、「我說は是れ實にして餘は皆虛妄なり」。時に諸苾芻は諫むるも隨はざるを見て、便ち佛所に詣り是の如きの語を作さく、「大德、我已に佛所敎の如くに別に無相を諫めしに、諫誨の時彼れ惡見に於て固執して捨てず……乃至、廣說せり……」。佛言はく、『汝、諸苾芻、應に白四羯磨を作して彼苾芻を諫むべし。應に是の如くに作すべし。椎を鳴らして衆を集め、衆旣にして集まり已るに一苾芻をして白羯磨を作さしめよ。應に是の如くに作すべし、『大德僧伽聽きたまへ、此無相苾芻は自ら惡見を生じて是の如きの語を作さく、「佛所說の如くんば、障礙の法は應に習行すべからず。我れ此法習行するの時是れ障礙に非ずと知れり」と。時に諸苾芻は爲に別諫を作せるに、別諫するの時所有の惡見は其事を堅執して肯へて棄捨せずして云はく、「我說は是れ實にして餘は皆虛妄なり」と。若し僧時到りて聽さんには僧伽は應に許すべし、僧伽は今汝、無相苾芻の與に白四羯磨を作して其事を開曉せんとするを。汝、無相、是語を作すこと莫れ、「佛所說の如くんば障礙の法は應に習行すべからず。我れ此法を習ふの時障礙の法に非じと知れり」と。世尊を謗ること莫れ、世尊を謗らんには不善なり。汝、無相、世尊は種々の方便を以て欲は是れ障礙の法なり、若し習行せんには定んで障礙を作さんと說きたまへり。汝、無相、當に是の如きの惡見を捨すべし。白是の如し』。次に羯磨を作さんに、應に白に准じて成すべし』。時に諸苾芻は白羯磨を作して開諫せるの時、無相苾芻は所有の惡見堅執して捨てずして云はく、「此事是れ實にして餘は皆虛妄なり」。時に諸苾芻は其改めざるを見て、卽ち諫に隨はざりし事を以て具に世尊に白すに、世尊告げて曰はく、『諸苾芻、應に無相苾芻の與に、不捨惡見捨置羯磨を作すべし。應に

はざるに、而し故に聖教に違して之と同宿せんとは」。即ち此緣を以て具に世尊に白すに、世尊は衆を集めて虛實を問答して（曰はく）、『……乃至、我れ十利を觀じて諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、未近圓人と與に同室宿して二夜を過えんには波逸底迦なり」」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく鄔波難陀なり、餘の義は上の如し。「圓具」あり、謂はく苾芻と苾芻尼となり。餘は圓具に非ざれば、求寂等と謂へり。餘義は解すべし。室に四種あり、一に總覆總障、諸の房舍及び客堂樓觀等の如くに、上は總じて遍く覆ひ四壁皆遮せるなり。二に總覆多障、四壁に於て少しく窻戶を安けるなり。三に多覆總障、即ち四面舍にして四邊に於て壁を安き、中間に柱を竪て、四簷內に入りて或は低く或は平かなるなり。四に多覆多障、謂はく三面舍にして、四面舍に於て其一邊なきなり。若し半障半覆、或は多覆少障、或は簷際等は並に皆無犯なり。又無犯とは、謂はく最初犯人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。

[一六]不捨惡見違諫學處第五十五

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に苾芻あり、名けて[一七]無相と曰ひ、自ら惡見を生じて是の如きの語を作さく、『佛所說の如くんば、「障礙の法は應に習行すべからず」。我は此法習行するの時是れ障礙に非じと知れり』と。時に衆多苾芻あり是語を聞き已りて往いて世尊に白すに、世尊告げて曰はく、『汝等苾芻衆、應に彼の無相苾芻の與に[一八]別諫事を作すべし、若し復更に斯の如き等の類あらんに應に是の如くに作すべし。往いて其所に至りて之に告げて曰へ、「汝、無相、是語を作すこと莫れ、佛所說の如くんば、障礙の法は應に習行すべからずと。我は此法習行する時是れ障礙に非じと知れり」と。汝、世尊を謗ること莫れ、世尊を謗らんには不善なり。汝、無相、世尊は障

【一六】墮法第五十五不捨惡見違諫學處。

【一七】無相。阿梨吒比丘（A-riṭṭha）の譯なり。

【一八】別諫事。別人にて諫むるなり。別人とは三人以下にして、四人以上の僧伽作法の白四羯磨呵諫に對する語なり。

驅擯せんには應に共に斥逐すべく、若し可ならざらんには應に求寂を將ゐて餘の寺中に往くべし。若し夏內に於て安居せる已後に、惡苾芻ありて寺中に來らんには、時に彼師主は應に求寂と同房にして宿して以て夏終に至るべし。疑惑を致すこと勿れ。夏罷み已るに至りて、能く驅逐せんには可しく之を擯斥すべく、若し可ならざるには應に求寂を將ゐて別に餘寺に詣るべし」。時に衆多苾芻ありて路に隨うて去り、幷に求寂を將ゐければ、二夜を過ぎ已るに便ち出だして宿らしめ、遂に惡獸のために傷害せられき。緣を以て佛に白すに、佛言はく、「應に出さしむべからず、應に苾芻を分ちて以て二處と爲すべく、[一]夜未滿に隨うて共宿せんに無犯なり」。時に諸求寂にして夜起の時路に於て睡著せるに、苾芻は之を棄てゝ去りて亦傷害せられき。佛言はく、「應に棄て去るべからず、應に前に在らしむべし」。時に彼求寂は小食時に於て從うて飲食を索めしに、苾芻は與へざりき。佛言はく、「應に與ふべし」。午に至りて還索めしに、苾芻報じて曰はく、「已に[二]朝食を與へしに何に因りてか更に索むる」とて、遂に食を與へざりき。佛言はく、「[三]少年は火盛なれば更に可しく食を與ふべし」。又未具と隨伴して道行せるに、苾芻相告げて曰はく、『佛の所制の如し、「二夜を過ぎ已るに未圓具者と同宿するを許さず」と』。彼便ち警覺して通夜に眠らず、遂に勞倦を生ぜり。佛言はく、「應に明相を護るべし、通宵に假らざれ」。時に諸苾芻は猶ほ尙ほ疲勞せり。佛言はく、「如し行路に在らんには通夜に應に眠るべし。疑惑を生ずること勿れ」。時に鄔波難陀に二求寂あり、一は[四]利刺と名け、二は[五]長大と名け、此二弟子と二夜を過ぎて宿りければ、諸苾芻見て告げて言はく、「具壽、佛は制して二夜を（過ぎて）共宿するを許したまはざるに、汝今何の意にてか故に佛語に違せる。當に可しく之を改むべし」。鄔波難陀曰はく、「此第二夜と第三夜と何の異相かある。又第三夜に豈に飲酒し葱蒜を食へるなるべけんや」。時に少欲苾芻あり、是語を聞き已りて便ち嫌賤を生ずらく、「云何が苾芻にして佛の敎を奉ぜざる。世尊は二夜を過ぎて未受具人と同室宿するを聽したま

[一] 夜未滿に隨うてとは、明相出づれば夜滿ちて明日となる、故に明相未出の間は夜未滿なる故に、明相出の直前まで共宿すとも無犯なりとの意なり。便ち明相を護りて通宵によらざるなり。

[二] 朝食。宋・元・明・宮本には朝餐とせり。

[三] 藏律には「沙彌達は火界大なれば、彼等には日中にも食を與へて然るべし」とあり。火界大なるとは、少年の血氣盛なる意なるべし。

[四] 利刺 (Kaṇḍaka)。

[五] 長大。藏律には「大なるもの」とあり、巴利律 (Mv. I, 52, 1) には Mahaka とせる故に、長大なる譯に相當す。五分律には鴦荼・摩竭陀とし、四分律には闍那・摩佉とせり。

なかりければ、遂に所須を闕けり。佛言はく、「未受具人をして應に共宿せしむべし」。時に諸苾芻は二宿を過ぎ已るに遂に敢へて睡らず、因りて更に病生ぜり。佛言はく、「病人は二夜を過ぎて共宿すと雖無犯なり」。病比丘あり自ら噉ふこと能はず、受具者をして哺ませて方に食せるに、時に受具人出で行いて在らざりき。佛言はく、「未受具者も亦食を哺ましむるを聽す。若し此人なきには大苾芻なりと雖自ら取りて哺ましむべし」。時に諸苾芻は日月光の下に於ても敢へて睡眠せざりき。佛言はく、「日月の光は避けらるゝ物に非されば、臥せん時は無犯なり」。佛の所制の如し、「苾芻は未受具人と與に二夜を過ぎて宿するを得ず」と。時に諸苾芻は二夜を過ぎ已るに寺外に驅出し、賊・惡獸及び蚊蟻等のために損傷せられき。佛言はく、「應に彼を遣りて寺外に出さしむべからず」。時に諸苾芻は遣りて籓外に出さしめぬ。佛言はく、「應に籓外に驅出すべからず、應に〔一〇〕房門の勢分を離れて其をして止宿せしむべし」。時に苾芻ありて一求寂を畜へ、夜に出だして宿らしめしに、罪惡苾芻ありて外より來至し求寂に問うて曰はく、「汝、今夜に於て何處に當に宿るべきや」。答へて言はく、「門屋の下に於て」。時に彼師主は其語聲を聞いて問うて言はく、「彼れ何事をか說ける」。弟子具に答へしに、師主聞き已り房中に喚び入れて一處に止宿し、自ら便ち通夜に或は行じ或は坐して以て天明に徹れり。時に弟子門人共に來りて參問すらく、「不審なり、鄔波駄耶、宿夜以來起居輕利にして氣力安きや不や」。答へて曰はく、「安からず」。問うて言はく、「何の故に」。是時師主具に事を以て答ふるに、弟子門人師主に白して曰さく、『師豈に聞かざらんや、佛の所言の如きを、「二種事ありて方に大人を成ず、一は是れ爲すべからざる事なりと知りては即ちに應に爲すべからず、二に已に其事を爲せるには即ちに應に捨すべからずして可しく究竟せしむべし」と。師既にして彼求寂を愍みて已に爲に攝養せり、當に終始を存すべし、豈に辭勞するを得んや』。師聞いて便ち默爾せり。諸苾芻聞いて緣を以て佛に白すに、佛言はく、「若し是の如きの罪惡人ありて來らんには、能く

〔一〇〕房門勢分。藏律には「界より外に出づべからず、かくの如き近くに置き去るべし」とありて漢譯と符合せず。今、寺外にも籓外にも驅出すべからずとある故に、自の止宿する寺門内なること明かである。而して寺門内にて房門勢分といふ時は、自分の止宿する房室内及びその房室外一尋以内を勢分とする故に、その勢分を離れたるところに止宿せしむる意なるべし。

し、蛇のために螫されて枉苦して身亡びぬ」と』。是念を作し已るに便ち右手を舒ぶること象王の鼻の如くし、羅怙羅の所に到りて其身を擎げ取り、已が房內に至りて自の牀上に安きたまへり。佛は是夜に於て時に行じ時に坐して次て天明に至りたまへり。餘苾芻あり晨朝時に於て齒木を嚼み澡漱し訖り、世尊所に往いて禮敬を申べんと欲せり。世尊の常法として、若し諸の聲聞の爲に學處を制せんと欲したまはんには、未だ至らざる苾芻は其總集するを待ち、其現に至れる者は卽ち去らしめたまはざるなり。時に求寂准陀は羅怙羅所に至り彈指し警覺して告げて言はく、「羅怙羅、汝何處に臥せるぞや」。彼旣にして覺め已るに是れ佛牀なるを知り、卽ち便ち驚起し惶怖して立てり。准陀告げて曰はく、「羅怙羅、向に世尊をして汝を念ぜざらしめたらんには、毒蛇に螫されて必定して無常し但空名あるのみなりしならん」。爾の時世尊は諸苾芻に告げて曰はく、『凡そ諸の求寂は父なく母なく、唯汝等同梵行人の共に相慈念するあるのみ。此等は多く是れ阿羅漢の胎にして、終に將に出離せんとするなり。汝等にして若し共に相愍護せざらんには、誰か當に憂を見るべき。是故に我今諸苾芻に聽さん、「未圓具人と與に二夜を齊りて同宿せんに無犯なり」と』。

時に苾芻あり忽ちに下痢を得て不淨もて足を汚せるに、房に燈燭なかりければ洗はんことを求むるに由なく、遂に足を牀前に垂れ偃臥して宿を經たりき、天將に曉ならんと欲して弟子門人は房に入りて參問すらく、「不審なり鄔波駄耶、四大安きや不や」。答へて曰はく、「安からず」。問うて言はく、「何の故なりや」。具に患狀を以て彼に告げて知らしめ、諸苾芻は聞いて緣を以て佛に白すに、佛言はく、「應に燈明を置くべし」。時に諸苾芻は燈明を置き已るに、不眠を病めるありて斯に因りて更に重かりき。佛言はく、「苾芻病ありて須らく燃燈すべきには對臥せんに無犯なり、疑心を致すこと勿れ」。時に看病人は亦敢へて臥せざりければ、因りて疾病を加へぬ。佛言はく、「其看病人は燈明に臥すと雖亦犯あることなし」。時に彼病者は須らく藥食を受くべかりしも、人の、爲に授くる

より苾芻に未圓具人と同じく一室に宿し、及び燈燭を燃すを聽さじ」。此は是れ緣起にして尚ほ未だ學處を制したまはざりき。

佛、憍閃毘〔六〕妙音園中に在しき。時に尊者舍利弗に二求寂あり、一は是れ〔七〕准陀、二は是れ羅怙羅なりき。時は羅怙羅は緣ありて須らく晝日遊處に至るべかりき。客苾芻ありて寺中に來り入り、〔八〕授事人に見え已りて停止處を覓めぬ。其授事人は羅怙羅が外に出でゝ在らざるを見て、卽ち便ち客をして權に房中に止めしに、其客苾芻は卽ち羅怙羅の所有衣鉢を取りて之を房外に置けり。時に羅怙羅は外の靜處より本房に還り至り、其衣鉢の、房門外に在るを見て悵然として立てり。時に准陀は其所に來至して問うて言はく、「具壽、何の故にか愁然として憂色を帶ぶるに似たる」。答へて曰はく、「我れ暫し出遊せるに客ありて來至し我衣鉢を以て棄てゝ房前に在けり。日時暮れんと欲し天復將に雨らんす、我れ今夜に於て何處に當に臥すべき」。准陀報じて曰はく、「隨處隨時に且らく身臥すべし、詎ぞ勞はしく憂悒して房前に〔九〕徙倚せん」。答へて曰はく、「仁は福德を具して大威神あれば、草菴を化作して卽ち止宿するに堪へんも、我に威力なきを其如何せんと欲すべき」。准陀聞き已りて默然して去れり。時に淨信の施主あり、佛及び僧の爲に妙香泥もて塗拭せる圊廁を以てせり。羅怙羅見已りて便ち是念を作さく、「非時に佛に見えて諸問あらんと欲せんに是處あることなければ、我今宜しく此に於て眠宿して以て今宵を度すべし」。遂に廁屋に入り權時にして臥せるに、卽ち其夜に於て天大雨を降せり。斯を去ること遠からず、地穴中に於て大毒蛇ありて依止して住し、水、穴中に滿つるに其蛇遂に出でゝ便ち廁上に往けり。如來大師は無忘心を得たまへば是の如きの念を作したまへり、「若し彼毒蛇にして羅怙羅を螫さんには、此必らず當に死ぬべく、但其名あるのみならん。又釋迦種は自恃高慢なれば便ち不信を生じて是の如きの語を作さん、「若し羅睺羅にして出家せざりしならんには轉輪王位を繼ぎたらんに、今旣にして出家し依怙する所なくして廁上に臥

〔六〕妙音園　律部十三註(三の七七)瞿師羅園參照。
〔七〕准陀 (Cunda)。
〔八〕授事人。律部八、註(九の五四)維那參照。
〔九〕徙倚。低徊するなり。

すべからず」。苾芻、隨時に少しく共法を宣べたるに、諸の來聽者は共に嫌意を生ぜり。佛言はく、「應に隨宜なるべからず、當に圓滿して說くべし」。時に諸苾芻は夜々に常に誦せるに、諸の作業人は鎭んじ來るに暇なかりき。時に有福人は既にして家に至り已りて前に同じく爲に說けるに、作人自ら歎ずらく、「我等薄福にして經を聞くを得ず、若し諸の聖者にして每に月の八日・十五日・二十三日・月の盡日に於て通夜に誦せんには、我等常に聞いて能く福利を生ぜんに」。苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「當に月の八日・十五日・二十三日・月の盡日に於て通夜に誦經すべし」。時に乞食苾芻あり阿蘭若に在りて住せるが同住者に告げて曰はく、「今是れ十五日なり、我れ寺に向ひて共に長淨を爲し、幷に復經を聽かんとす」。便ち寺所に詣り慇懃に聽法して乃し夜半に至りしに、時に乞食者は是の如きの念を作さく、「今既にして非時なれば蘭若の處に住するを得るに緣なし、且らく此住に留まらん」とて、一面に於て坐せり。諸の聽法せる俗人も亦此に住まれり。時に[三]知寺人は將に燈燭を滅せんとせるに、俗人告げて言はく、「聖者、燈明を去くこと勿れ、[四]我れ油燭を助けん」。摩訶羅苾芻あり共に此に於て臥せるに、心を用ひずして眠り、便ち夢中に在りて故二と共に聚集を爲せるを見、遂に卽ち寱言して非法事を說けり。俗人聞き已りて遂に卽ち遍く觀ずるに、摩訶羅の仰腹して臥し、口に寱言を說きて非法事を說けるを見ぬ。諸俗見已りて共に是議を作さく、「仁等此の年老苾芻にして尙ほ斯事を爲せるを觀よ、諸餘の少壯は當に如何がせんと欲すべき」。時に乞食者は俗の嫌議を聞き且に林中に詣りしに、蘭若內に於て習定せる人見て問うて曰はく、「具壽、彼寺中に於て同梵行者が夜に誦經せる時、能く諸俗人をして淨信を生ぜしめたりや不や」。報じて言はく、「微妙の法を聽いて皆喜信を生ぜり、然れども一年老苾芻ありて俗の譏嫌を起せり」。彼問ふらく、「何の故に」。卽ち事を以て具に答へ、諸苾芻は聞いて緣を以て佛に白すに、佛言はく、「諸苾芻にして[五]未圓具者と同じく一室に宿し、及び燈燭を然せるに由りて是過ありて生ぜり。是故に我今

【二】長淨。布薩なり、律部十九、註(八の二七)參照。

【三】知寺人(upadhivārika)。寺をあづかり典る比丘。

【四】本文に我助油燭とあり。藏律には「我々は胡麻を獻納すべし」とあれば、本文に助くとあるは獻納する義なり。

【五】未圓具者。苾芻苾芻尼以外の沙彌・沙彌尼・式叉摩那・優婆塞・優婆夷は、未だ具足戒を受けざる故に未圓具者ともいふ。

卷の第三十九

與未近圓人同室宿過二夜學處第五十四

爾の時薄伽梵、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に衆多の敬信施主ありて寺中に來至し、諸苾芻に白して曰さく、「聖者、幸はくは我等が爲に正法を宣揚せんことを、樂うて聽聞せんと欲す」。苾芻報じて曰はく、「賢首、汝等心ありて法を聞かんことを樂はんには當に佛所に詣るべし、佛は自ら爲に說きたまはん」。彼云はく、「聖者、唯一大師は瞻仰する者衆くして天龍人鬼と皆聞法せんことを願ひ、誰が爲に而し法要を演べんと欲せんかを知りたまへり、仁等も亦可しく我が爲に誦經すべし」。苾芻報じて曰はく、「世尊未だ許したまはざれば」。諸俗聞き已りて共に譏嫌を起し、之を捨てゝ去りぬ。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「我今諸苾芻に時に隨うて誦經するを聽す」。世尊既にして苾芻に誦經を許したまひしに、彼便ち日々に誦經して息めざりき。諸の福德ある閑暇の者は晝常に來りて聽き、既にして家に歸り已るに便ち夜中に於て、諸の無福營作の人に告げて是の如きの語を作さく、「君等當に知るべし、彼諸の聖衆は日々の中に於て常に正法を誦し、言詞美妙にして衆をして樂聞せしめ、聽者は疲を忘れて蜂の蜜を食ふが如くなり」。時に營作者は斯語を聞き已りて諸人に報じて曰はく、「仁等は有福なれば、佛の出世に逢うて法要を聞くを得、大利益を獲て日々の中に於て未曾有を得るなり」。作人に報じて曰はく、「汝何ぞ聽かざる」。答へて曰はく、「仁は福德あれは晝に經を聽きつゝ家生を濟ふを得と雖、我等は薄福にして作業して活くるを求むれば、恒に去いて經を聞かんに終に當に餓死すべけん。若し其聖者にして夜に誦經せんには、我も亦樂ひ聽かんに」。時に諸苾芻は是語を聞き已りて便ち往いて佛に白すに、佛言はく、「夜中に在りと雖亦經法を誦せよ」。彼便ち夜を通じて誦經を爲し、因りて疲苦を生ぜり。佛言はく、「晝夜に誦經

【一】墮法第五十四與未近圓人同室宿過二夜學處。未だ具足戒（近圓）を受けざる沙彌又は在家人と、室を同じうして宿ること二夜を過ぐるを制す。

を還し來れ、汝に與へじ」と言はんには波逸底迦なり』。
「若し復苾芻」とは、謂はく是れ難陀なり、餘の義は上の如し。又、「苾芻」とは、謂はく此法中の人なり。「與欲し已りて」とは、謂はく先に已に言與せるなり。「後便ち」等とは、是れ欲を索むるの詞なり。釋罪は前に同ず。此中の犯相其事云何。若し苾芻、先に與欲し已りつゝ後便ち悔を生じ、衆に報じて「我に欲を還し來れ、我れ與ふるを樂はず」と言はんには、便ち墮罪を得ん。又無犯とは、謂はく最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。[二八]

【二八】此下、聖本には光明皇后の願文あり。

入りて共に其事を觀るべし」。難陀報じて曰はく、「具壽、我れ今此の如きの形儀せり、何ぞ衆に入るを得ん。若し衆中に於て如法僧事あらんには我當に（三七）與欲すべし」とて、即ち便ち與欲せり。彼れ其欲を持して往いて衆中に至り爲に陳說し已るに、一人即ち起ちて上座鄔波難陀の所に詣りて是の如きの語を作さく、「大德に罪あり、我れ詰問せんと欲す、幸に容許せられんことを」。報じて云はく、「意に隨へ」。白して言さく、『大德、頗し某時某處に於て自ら是語を作せるを憶せりや、「我當に汝等が腹を破し、中腸を決き取りて逝多林を繞らすべし」と。其事實なりや否や』。鄔波難陀は斯語を聞き已るに報じて言はく、「具壽、豈に已に差えたるの瘡を重ねて更に傷損せんや、此事過ぎ去れり。何ぞ勞はしく言あらん」。白して言さく、「大德、如來大師は亦過去事に依りて諸弟子の爲に學處を制したまへるなり」。即ち便ち强ひて與に捨置羯磨を作せり。大衆散じ已るに、時に鄔波難陀は難陀の所に詣りて啼泣して住せり。難陀問うて曰はく、「爾に何の事ありてか今忽にして悲啼せる」。報じて言はく、「諸の黑鉢は我が與に捨置羯磨を作せり」。難陀報じて曰はく、「彼が我弟の與に羯磨を作せるには、便ち是れ自ら村坊・城邑（及び）三界の內よりして其身を驅遣せるなり、弟に於て何の過かあらん。然り我今時當に爲に謝を申ぶべし、又彼僧伽は別衆羯磨を作して作法成ぜざるなり、我は赴集せざりしなれば」。餘人報じて曰はく、「豈に大德は前に與欲せるには非ざらんや」。難陀曰はく、「若し是の如きの非所愛の事を作せるならんには我れ與欲せざりしなれば、欲を持せりとも成ぜじ、是れ惡與欲なれば」。少欲苾芻は是語を聞き已るに各嫌賤を生ずらく、『云何が苾芻、先時に與欲しつゝ、後更に追悔して「我に欲を還し來れ、汝に欲を與へじ」と是の如きの語を作せる』。時に諸苾芻は是因緣を以て具に世尊に、白すに、佛は此緣を以て諸苾芻に告げたまはく、「……虛實を問答せること廣く說けり……乃至、我れ十利を觀じて諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし」、『若し復苾芻、他苾芻に與欲し已りつゝ、後便ち悔いて「我に欲

〔三七〕與欲。律部九、註（二〇の五六）參照。

り。若し毛髮・爪・唾等を以て火中に棄てんには亦惡作罪を得ん。若し此等の事も時の守持を作さんには無犯なり。又無犯とは、謂はく最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纒となり。

與欲已更遮學處第五十三[二三]

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に具壽鄔陀夷は煩惱を斷除して阿羅漢果を得已れり。時に闡陀苾芻は遂に憍閃毘國に往いて靜緣して住し、阿說迦・補捺伐素は二倶に命過し、其難陀・鄔波難陀は逝多林に在りて年並に衰邁せるに、彼れ十七衆苾芻は年漸く長大し、勇健有力にして三藏教を善くせり。便ち共に詳議して咸是說を作さく、「我長時に於て常に六衆のために欺輕せられぬ。彼衆中に於て難陀・鄔波難陀は常に毒害を爲し、二人の中に於ては鄔波難陀更に苦切を爲せり。我等宜しく應に爲に[二四]捨置羯磨を作すべし」。一人は衆に告げて曰はく、「上座難陀は即ち是れ其兄にして善く法務に明かなれば、我等何がしてか與に羯磨を作すことを能くせん」。一人議して曰はく、「我れ今應に權に誘誑を爲して衆に入らしめざるべく、我等即ち便ち共に羯磨を作さん」。是議を作し已りて遂に其所に至り告げて言はく、「阿遮利耶に[二五]畔睇しまつる」。答へて言はく、「願くは具壽、無病ならんことを」。白して言さく、「上座所著の[二六]支伐羅は非常に垢膩せり、何ぞ浣濯せざる」。報じて言はく、「具壽、我今年朽ちて弟子門人は是衰邁を見て各輕心を起せり、誰か復爲に衣服を洗濯するを肯んぜん」。彼便ち答へて言はく、「大德、可しく我に衣を與ふべし、當に爲に浣濯すべし」。時に難陀は便ち一衣を以て付與して洗はしめぬ。彼れ復報じて曰はく、「一種も辛苦なり、可しく總じて衣を與ふべし、倶時に浣濯せん」。即ち便ち一破服を披て總じて三衣を與へぬ。彼れ衣を得已るに咸悉く漬すに灰汁を以てし、即ち集處に往きて座席を敷き已り、便ち揵椎を鳴らして倶に難陀所に至りて白して言さく、「大德、衆僧に事ありて揵椎已に鳴りぬ、宜しく暫し衆中に

[二三] 墮法第五十三與欲已更遮學處。僧伽作法に承認(欲)を與へながら後に異議を立つるを制す。

[二四] 捨置羯磨。擧羯磨にして今は不見罪擧羯磨 (āpattiyā adassane ukkhepaniyakamma) を加せるなり。

[二五] 畔睇。敬禮なり。

[二六] 支伐羅。Cīvara の音寫衣なり。

たまはく、[19]「若し火に觸れんには、時の守持を作さんに、觸るゝと雖無犯なり」。時に諸苾芻は云何がして時の守持を作さんかを知らざりき。佛言はく、『凡そ火に觸れん時は是の如きの念を作すなり、「我れ佛を供養せんが爲の故に今須らく火に觸るゝべし」と。或は云はく、「法の爲に、僧の爲に、鄔波馱耶・阿遮利耶及已自の受用幷に同梵行者の爲に、某事の爲の故に今須らく火に觸るゝべし」と』。諸苾芻は染衣・熏鉢等の事の爲に數數火に觸れしに、觸るゝ時忘念して心に持せざりき。便ち悔恨を生じて[20]惡作心を起すらく、「我今如何がせん、故に此罪を犯せり」。卽ち此緣を以て具に世尊に白すに、佛言はく、『應に云ふべし、「乃し事了るに至るまで長時に守持せん」と』。時に一苾芻は身風病に苦しみ、醫人所に詣りて報じて言はく、「賢首、我が爲に是の如きの病に准じて方藥を處めよ」。醫人報じて曰はく、「凡そ是れ風病には火を得るを良と爲す、當に須らく火に近づくべし」。報じて言はく、「賢首、世尊は制戒して火に向ふを許したまはざるなり」。醫曰はく、「聖者、世尊は大慈なり、斯事に緣りての故に必定して開許したまはん」。緣を以て佛に白すに、佛言はく、『前は是れ創制、今更に隨開せん。應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、無病に身の爲に若しは自ら火を燃し、若しは他をして燃さしめんには波逸底迦なり」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく是れ六衆なり、餘の義は上の如し。「無病」とは、謂はく其病を除くなり。「自・他」等の義は、前に廣說せるが如し。

此中の犯相、其事云何。若し苾芻、火頭を以て共に相戲弄し或は日月輪形を作さんに皆墮罪を得ん。凡そ苾芻にして火を燃さん時は應に其事を觀じて之を守持すべく若し守持せずして、輙ち燃し輙ち觸れんには波逸底迦を得ん。若し火を滅せんにも亦墮罪を得ん。[21]若し苾芻、火頭を捉りて火を前き、或は火頭を抽き、或は火炭に翻轉し、或は[22]糠・麩等の火に翻轉せんに、隨うて何の事を作さんとも……謂はく食を作し、水を煮、燈を然し、香を燒く等なり……觸著せん時は皆惡作罪な

[一九] 作時守持。本文に若觸火者作時守持雖觸無犯とあり。藏律には「阿難よ、此故に時を加持すべし」とあり。よりて今時の守持を作さんにと譯せり。時の守持を作すとは、火に觸るゝ時に心念口言して作法するなり。

[二〇] 惡作心。悔ゆる心なり。

[二一] 本文に若苾芻捉火頭前火或抽火頭或翻轉火炭或翻轉糠麩等火隨作何事謂作食煮水然燈燒香等觸著之時皆惡作罪……とあり。

[二二] 糠麩。もみぬか、むぎがら

せりと雖、尙ほ餘報ありて五百生中に於て常に師子と爲り、或は餘報を受けて今猶ほ未だ息まず、我所に於て正信心を生じ三句法を聞けるに由りて天上に生ずるを得、迦攝波佛前に於て三寶に歸依し五學處を受けたるに由り、彼業力に緣りて今我所に於て眞諦の理を證し預流果を得て本の天宮に還れるなり。是故に苾芻、汝等當に知るべし、純黑業を作さんに純黑の異熟を得、純白業を作さんに純白の異熟を得、若し雜業を作さんに雜異熟を得るを。汝等今より當に黑業及以雜業を捨すべく、當に放逸する莫くして純白業を修すべし。是の如くに應に學すべし』。時に諸苾芻及び人天衆は、佛說を聞き已りて信受奉行せり。

爾の時世尊は漸次に遊行して摩揭陀に到り、王舍城に至りて羯蘭鐸迦池竹林園中に住したまへり。時に六衆苾芻は燃火處に於て各火頭を以て共に相調弄し、或は日月形を作せり。外道見て時に各輕賤を生じて是の如きの語を作さく、「仁等知れりや不や、沙門釋子は火頭もて調戲せるを、彼は童兒と何の異相かあらん、云何が妻子の分を減割して此禿人に給して其鉢食を充さんや」。時に諸苾芻は是語を聞き已りて具に世尊に白すに、爾の時世尊は諸苾芻を集め、『……廣說せること前の如し……乃至、我れ十利を觀じて諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、若し自ら火を燃し若くは他をして燃さしめんには波逸底迦なり」と』。

爾の時世尊は諸苾芻の爲に其學處を制したまへり、「應に火に觸るゝべからず」と。諸苾芻衆は如來窣覩波處に於ても更に燒香燃燈して以て供養することを爲さず、又親敎師・軌範師に承事するに煖湯水を以てせず、及び熏鉢・染衣等も並に復作さゞりき。爾の時世尊は知りて而して故に具壽阿難陀に問うて曰はく、「阿難陀、何の故にか苾芻は燒香燃燈して如來窣覩波處に供養し、及次二師に湯水等もて事へざる」。阿難陀曰さく、『佛世尊は爲に「火に觸るゝを得ざれ」との學處を制したまへるに由りて、此因緣を以て諸苾芻衆は遂に便ち供養等の事を斷絕せるなり』。佛、阿難陀に告げ

て曰さく、「我等知らず、彼師子天は曾て何の業を作して彼業に由りての故に異熟報を招きて師子中に墮し、復何の業に由りて命終の後四天王天に生存し、後何の緣を作して佛法を聞き已りて預流果を獲、未曾有を得て本の天宮に還れるかを」。世尊告げて曰はく、「汝等當に聽くべし、此天子は前身に業を作り、因緣運合して成熟せん時に至りては、外界の地水火風に於て成熟せしめず、還自身の蘊・界・處中內に於て善惡の業を而し其報を受くるなり」即ち頌を說いて曰はく、

「假令百劫を經とも　所作の業は亡びず
因緣會遇はん時　果報還りて自ら受けん」。

〔一八〕「汝等苾芻、應に至心に聽くべし。過去世に於て人壽二萬歲の時、佛あり出世して迦攝波と名け、十號具足し二萬の弟子ありて以て眷屬と爲し、婆羅痆斯國に在りて住止を爲せり。彼の迦攝波佛未だ出世せざりし時は、此城中に於て婆羅門あり、善く四明を學し博く諸論に通じければ、時に世の人衆は極めて尊重を生じ、同心に敬仰して以て大師と爲せるも、彼迦攝波佛出世の後は人皆佛を敬ひて、復彼に就りて共に相承事せざりき。時に迦攝波應正等覺は無量百千大衆の中に於て妙法を宣揚せるに、時に婆羅門は衆邊に在りて過り、彼世尊の百千家中に於て爲に法を說けるを見て、便ち嫉妬を生じ口に鄙語を出して是の如きの說を作さく、「此沙門は怖畏を知らず、猶し師子の如くに大衆中に在りて他の爲に法を說き、諸餘の聽者は猶し小獸の如くに其法を敬受せり」。時に彼世尊は此語聲を聞いて婆羅門に告げて曰はく、「婆羅門、汝は天人師處に於て麤惡の言を出せり、當に地獄に於て諸の苦報を受くべし、汝今宜しく我所に來至して至心に說罪すべし、罪輕薄なるを得ん」。時に婆羅門は佛の敎を聞き已るに內に恥愧を興し、世尊の前に於て自ら其過を言べ、既にして說罪し已りて即ち佛邊に於て三寶に歸依し、五學處を受けて鄔波索迦と爲れり。汝等苾芻、異念を生ずることと勿れ。往時の婆羅門は其惡口に由りて親に佛前に於て輕慢語を作し、彼惡業に因りて復說罪

【一八】猛師子因緣譚。

四眞諦の理に悟入せしめたまへり。是時天子既にして法を聞き已るに、卽ち座上に於て金剛の智杵を以て二十種薩迦耶見の山を摧破して預流果を得、既にして見諦し已りて世尊に白して曰さく、『大德、世尊に由りての故に我をして解脫の果を證得せしめたまへり、此れ父母・高祖・人王・天衆・沙門・婆羅門・親友・眷屬の能く作する所に非じ。我れ世尊善知識に逢ひまつれるが故に、地獄・傍生・餓鬼趣中より拔濟して出でゝ人天勝妙の處に安置したまへり、當に生死を盡して涅槃の路に趣くべけん。血海を乾竭し骨山を超越し、無始積集の薩迦耶見の山は金剛の智杵を以て之を摧破して預流果を得たり。我今佛法僧寶に歸依せん、唯願はくば世尊、「我は是れ鄔波索迦なり」と證知したまはんことを。今日より始めて乃し命存に至るまで、五學處を受けて殺生せず……乃至、飮酒せざらん』。是語を作し已るに、時に彼天子は深心に未曾有を得たるを歡喜し、佛を禮して去りて還天宮に適けり。時に諸苾芻は初後夜に於て警覺用心して思惟して住せるに、世尊處に大光明あり周遍して蘭若林中を晃耀せるを見て便ち疑念を生ずらく、「何の天衆ありて佛所に來詣し、彼福力に由りて光林中に遍きや」。天曉に至り已りて佛所に往詣し、尊足を頂禮して一面に在りて坐し佛に白して言さく、『我れ昨夜に於て大光明の林中に遍滿せるを見て便ち是念を生ぜり、「豈に梵世諸天及び天帝釋、或は四天王及び餘の殊勝の大威德天にして佛所に來詣して親承供養し、彼力に由りての故に光林中に遍きには非ざらんや」と』。爾の時世尊は諸苾芻に告げて曰はく、「昨夜の光明は是れ梵王帝釋及び餘の天衆威神の力に非じ。汝豈に林中大師子王の親しく我邊に於て三句法を聞けるを見ざりしならんや」。諸苾芻佛に白して言さく、「我等已に見たり」。佛言はく、「彼師子王は我より法を聞き、此に於て命過して四大王衆天に生じ、既にして天身を受けたれば報恩供養せんとて我所に來至して天華を奉獻し、我れ爲に法を說くに既にして法を聞き已りて便ち見諦を得て本の天宮に還れり、彼力に由りての故に光林中に遍かりしなり」。時に諸苾芻は是語を聞き已には世尊に請じ

ば、是時師子は便ち佛所に詣りて雙足を頂禮しまつれり。爾の時世尊は便ち百福莊嚴し衆相具足せる無畏の右手を以て師子の頭を摩でゝ告げて言はく、「賢首、汝先世に於て已に惡業を作して傍生中に墮し、復今時に於て常に害心を以て他の生命を斷じて自ら己身を活せり、此に於て命終して還惡趣に生ぜん。賢首、諸行は無常なり、諸法は無我なり、涅槃は寂滅なり、汝我が所に於て應に信心を生じて傍生趣に於て深く厭離を起すべし」。時に諸苾芻も亦手を以て師子に觸れしに、師子は觸るゝを見て不忍の聲を作せり。佛、諸苾芻に告げたまはく、「汝等は師子に觸るゝこと勿れ、何を以ての故に。猛獸は獷烈にして性、親附し難ければ、若し輒ち觸れんには損傷あるを致さん。是故に汝等は師子に觸るゝこと莫れ。若し諸苾芻にして師子に觸れん時は惡作罪を得ん。若し石師子・草師子或は泥土にて作れる、及び畫けるに觸れんには並に皆無犯なり」。師子を調へ已りて佛は苾芻と與に路に隨うて去りたまひしに、時に師子王は佛を辭して住まりて便ち是念を作さく、「我今應に親しく佛所に於て三句法を聞きつゝ、更に他命を斷じて己身を活すべからず、我今宜しく應に心に要して食を絶ちて復餐噉せざるべし」。凡そ諸の畜類は火力增强なれば、飢を忍ぶに堪へずして遂に便ち命過せるに、四大王衆天に生ぜり。初に天に生ぜん者は法爾として三種の念あり、「我れ何處にて死に、今何處に生じ、何等の業に由りてか斯異熟を招ける」と。卽ち便ち自ら知るらく、「畜趣より死にて今四大王衆天に生ぜり。曾て何の業をか作せる、佛邊に於て淨信心を生ぜるに由りてなり」。時に此天子は復是念を作さく、「我今宜しく應に佛所に往詣して承事供養すべし」。時に天子は天の瓔珞を以て其身を莊嚴し、天の妙華を以て衣角に盛滿し、夜分を過ぐるに大光明を放ちて佛所に來詣し、卽ちに天の嗢鉢華・俱牟陀華・鉢杳摩華・分陀利華を以て佛前に布列して供養を爲し、佛足を禮し已りて一面に在りて坐せり。此天身の光明赫奕として周遍晃耀せるに由り、蘭若林中は悉く皆明顯せり。爾の時世尊は彼天子の意樂・隨眠・根性の差別に隨うて爲に法を說き、能く

【一七】不忍の聲。不忍は瞋なり。

て安靡の地を求めんとするなり」。師子報じて曰はく、「何の處所に在りてか惡聲を作せる」。諸獸答へて曰はく、「我亦知らず、何處に聲を作せるかを」。師子報じて曰はく、「若し未だ委さゞらんには君等走ること莫れ、我れ爲に是れ何の聲なるかを審かに觀ん」。卽ち虎に問うて曰はく、「汝何處にて聞けりや」。答へて曰はく、「我れ豹より聞けり」。是の如き展轉問詰して兎に至りしに、兎云はく、「此の怖聲は是れ我が親證にして是れ傳聞に非じ、仁等倶に來りて共に聲處を觀ぜよ」。時に諸獸咸悉く共に頻螺林所に至るに、兎曰はく、「此は是れ驚怖の起れる處なり」。須臾に暫住せるに還果水に落墮して聲を作せるを聞きければ、師子報じて曰はく、「此は是れ食果なり、恐怖に關せるには非じ」。爾の時空中に天あり、見已りて伽他を說いて曰はく、

「應に他語を聞いて便ち信すべからず　當に須らく親しく自ら審かに觀察すべし
　樹果の池中に落ちて　山林諸獸皆驚走せるが如くすること勿れ」。

汝等苾芻異念を生ずる勿れ、往時の師子王とは卽ち我身是なり。往時の六兎、諸獸を驚恐せ（しめ）ければ、我已に其が爲に安隱事を作せり。六兎とは卽ち六衆是なり。今時も復緣じて諸の商旅を驚かしければ、我亦其が爲に安慰事を作せるなり』。爾の時世尊は爲に昔緣を說いて諸苾芻をして疑惑を斷ぜしめ已り、阿難陀に告げて曰はく、『汝今可しく去いて遍く商人に告ぐべし、「汝等今日より應に先に去くべからず、如來當に商旅の前に在りて行くべし」と』。時に阿難陀は佛の所教の如くに具に商旅に告ぐらく、「汝先に去くこと勿れ」。

爾の時世尊及び諸の僧衆の皆前に在りて行いて險林中に至りしに、師子王ありて來りて佛を害せんと欲せり。世尊は來れるを見て便ち右手を舒べ、五指頭より化して五師子を出したまひしに、彼は此氣を聞いて卽ち便ち奔走せり。世尊は便ち四面に於て化して猛火と爲し、紅焰天を侵し飛光地に裂け、八方に遍合して避くるを求むるに由なく、唯佛邊のみ清涼にして愛すべきを見たりけれ

所在の處にては應に長幼に隨うて共に之を分つべし」と。六衆苾芻は今宵宿處として枯樹を分得し、寒に逼まられて火を以て樹を燒けるに、此樹中に於て蛇の依止せるあり、蛇、烟に熏ゆられて枝に緣りて上り身を放ちて下らんと欲しければ、六衆蛇を見て高聲に唱言すらく、「墮ちんと欲す、墮ちんと欲す」と。時に諸の商人是聲を聞き已りて咸斯念を作さく、「師子あり營に入り跳躑して墮ちたり」とて、便ち大驚怖して四面に奔逃せるなり』。世尊告げて曰はく、『汝可しく急ぎ去いて諸の商人に報ずべし、「如來の在處には師子の怖を離るれば、速かに商旅を命びたまへり、復驚惶すること勿れ」と』。時に阿難陀は敎を奉じて告知せるに、諸人咸く至れり。時に諸苾芻は事是を見已りて悉く皆疑あり、俱に來りて佛に白さく、「大德、何の意にてか六衆は墮落せんとすとの聲を作して諸の商旅を驚かせる」。世尊は此に因みて重ねて爲に安慰し憂怖を離れしめんとて、佛、阿難陀に告げたまはく、『[一五]但に今日商旅を驚怖せるのみには非じ、乃往古昔に已に曾て他を恐懼し、彼をして四面に逃走せしめければ、我れ爲に安慰して憂惱を離れしめぬ。汝等當に聽くべし。過去世に於て彼水側に在りて[一六]頻螺果林あり、此林中に於て其六兎あり、共に知友と爲り依止して居せり。時に頻螺果熟して水に墮ちて聲を作せり。時に六兎は果の落つる聲を聞いて、形小に志怯なりければ便ち大驚怖して四向逃走せり。時に野干あり其奔走するを見て來りて其故を問へるに、兎曰はく、「我れ聞けり、水內に非常の聲ありしを、將猛獸來りて我を害せんと欲するには非ざらんや、此事に緣りての故に我等逃奔せるなり」。野干も亦走るに、是の如くして猪鹿牛象豺狼虎豹及び小師子等も各相詰問し、斯語を聞き已りて悉く皆奔竄せり。斯を去ること遠からざるに、山谷中に於て一獸獅子王ありて依止して住せり。時に師子は諸獸類の惶怖し奔馳するを見て之に問うて曰はく、「汝等皆爪牙ありて勇力あるに、何か怖懼する所ありてか各驚馳せる」。皆悉く報じて言はく、「我れ惡聲の非常に畏るべきを聞けり、定んで猛獸の來りて我を害せんとするあらん、此が爲に驚惶し

【一五】　六衆驚怖商旅因緣譚。

【一六】　頻螺果林。藏律には「ビルヴ (vilva) 樹の林」とせり。玄應音義に毗羅婆果亦云二頻螺果一或言二避羅果一皆訛也、果形金色如二甘子一とあれば、藏律のビルヴと今の頻螺と同一なるが如し。

んには光左の手掌より入り、若し轉輪王事を說きたまはんには光右の手掌より入り、若し天事を說きたまはんには光臍より入り、若し聲聞事を說きたまはんには光口より入り、若し獨覺事を說きたまはんには光眉間より入り、若し阿耨多羅三藐三菩提を說きたまはんには光頂より入るなり。是時光明は佛を繞ること三帀して頂よりして入れり。時に具壽阿難陀は合掌恭敬して佛に白して言さく、「世尊、如來應正等覺は因緣なくして熈怡微笑したまふこと非じ」。卽ち伽他を說いて曰はく、

「世尊は[一二]掉・憍慢を遠離して　　有情中に於て第一尊たり
煩惱及び諸怨を降伏しぬれば　　若し因緣なきには微笑したまはじ
如來は自ら眞妙覺を證したまへり　　諸有聽かん者皆樂聞す
牟尼最勝、願はくは宣揚して　　大衆の疑心爲に開決したまはんことを」。

佛、阿難陀に告げたまはく、「是の如し、如來應正等覺は因緣なくして微笑を現ずること非じ。汝二童子の我を引導せるを見たりや不や」。佛に白して言さく、「見たり」。佛、阿難陀に告げたまはく、「此善根を以て當來の世十三劫の內に於て惡趣に墮せずして人天中に生じ、最後身に於て無上正等菩提を成ずるを得、一は[一三]法鼓音如來と名け、二は[一四]施無畏如來と名けん」。爾の時世尊は是記を說き已りて路に隨うて去り、一村隅の林中に至りて宿りたまへり。佛の所說の如し、「苾芻住處は乃し樹下に至るまで、亦應に次に隨うて共に分つべし」と。時に六衆苾芻は一枯樹を分得せるに、夜に寒に逼まられければ火を以て樹を燒けり。此樹中に於て蛇の依止せるあり、蛇、烟に熏ゆられて枝に緣りて上り身を垂れて下らんと欲せり。六衆蛇を見て高聲に唱言すらく、「墮ちんと欲す、墮ちんと欲す」。時に諸の商人は是聲を聞き已りて咸斯念を作さく、「師子あり營に入り跳躑して墮ちたり」とて、便ち大驚怖し四向して奔走せり。時に世尊は阿難陀に告げて曰はく、「何の意にてか商旅は四面に逃奔せる」。阿難陀、佛に白して言さく、『大德、佛敎勅したまへるが如し、「凡そ諸苾芻

【一二】掉（auddhatya）。掉擧なり、惛沈（Styāna）に對する語、心をして輕躁ならしめ安靜せしめざる煩惱なり。

【一三】法鼓音如來。藏律には「鼓音辟支佛」とせり。

【一四】施無畏如來。藏律には同じく「施無畏辟支佛」とせり。此によりて義淨將來の梵本と西藏律の原本とは一は如來とし一は辟支佛たりしか、或は義淨が辟支佛を如來に改めたりしか、或は如來といふも辟支佛といふも初は大差なかりしか、何れも明かならざるも此等の問題を暗示する點に於て興味あり。

赤・白・紅・[一〇]頗胝色なりき。此の光明は或は沈下し或は復上昇せるありき。其光の下れるは、下は速活地獄・黑繩・衆合・小叫・大叫・小熱・大熱・阿毘地獄及び八寒地獄に至り、光既にして彼に至るに、若し諸の有情にして炎熱を受けたる者は皆清涼を得、若し寒氷に處せるは便ち溫暖を獲たり。彼の諸の有情は苦を離れて安樂なりければ皆是言を作さく、「我れ汝等と與に地獄より死にて餘處に生ぜりとやせん」。爾の時世尊は彼の諸有情類をして信喜を生ぜしめんと欲せんが爲の故に、便ち化身をして地獄內に往かしめたまふに、彼れ化を見已りて咸是說を作さく、「我等は此に於て死なずして餘處に生ぜり、必らず是れ此の希奇なる大人の威德力に由りての故に、我が身心をして苦を除き樂を得せしめたまへるなり」。既にして信を生じ已るに便ち能く地獄の諸苦を消滅し、人天趣に於て勝妙身を受け、常に法器と爲りて能く諦理を見たり。其の上昇せるは、上は四大王衆天・三十三天・夜摩天・覩史多天・化樂天・他化自在天・梵衆・梵輔・大梵・少光・無量光・光音・少淨・無量淨・遍淨・無雲・福生・廣果・無煩・無熱・善見・善現・色究竟天に至り、所至處の光中に苦・空・無常・無我等の法を演說し、並に復此の二伽他を說いて曰へり、

「汝當に出離を求め　佛の敎に於て精懃し
生死の軍を降伏せんこと　象の草舍を摧くが如くすべし。
此法と律の中に於て　常に不放逸を修せんに
能く煩惱海を竭して　當に苦の邊際を盡すべけん」。

時に彼光明遍く三千大千世界を照し已りて佛所に還り至れり。若し佛世尊にして過去事を說きたまはんには光背より入り、若し未來事を說きたまはんには光胸より入り、若し地獄事を說きたまはんには光足下より入り、若し傍生事を說きたまはんには光足跟より入り、若し餓鬼事を說きたまはんには光足指より入り、若し人事を說きたまはんには光膝より入り、若し[一一]力輪王事を說きたまは

【一〇】頗胝色。水精なり、律部二十、註（一八の五）參照。

【一一】力輪王事。藏律には「力によりて輪轉する王事」とあり。

の如し。

觸火學處第五十二[八]

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に此城中に諸の商人あり、往いて佛所に詣り雙足を禮し已り、次いで阿難陀の處に至り問うて曰はく、「世尊は夏了らんに何處に向はんと欲したまへりや」。阿難陀具に答ふらく、「……廣說せること前の如し……其先兆を觀ずるに王舍城に向はんと欲したまふ」。商主は行日の多少を問知し、即ち皆預じめ辦へて所須を供設せり。時に阿難陀は日每に常に商主前に在りて行けるに、遂に岐路を見て世尊を待ち奉れり。世尊見已りて問うて言はく、「汝今何の故にか此に住まりて行かざる」。阿難陀曰さく、「大德、今此の二路は一は是れ直道にして、多く師子虎豹の恐怖ありて行き難く、一は是れ曲路にして安隱無礙なり、我今知らず何の路に趣かんと欲したまへるかを」。佛、阿難陀に告げたまはく、「宜しく直路を取るべし、怛他揭多[九]は諸の怖畏を離れたるが故に」。爾の時世尊は直路を取りて一聚落に至りたまへり。時に聚落中に二童子あり、村門に在りて戲れしに、一人は鼓を持ち一人は弓を執れり。時に二童子は世尊の來りたまへるを見て即ち便ち禮足して佛に白して言さく、「世尊、善來善來、何に因りてか世尊は險道よりして遊涉を爲さんと欲したまへる。唯願はくは世尊、恐怖を生じたまふ勿れ、我等は佛の爲に引導人と作り、一は前に在りて行いて鼓を鳴らして去き、一は弓矢を持して後に隨うて來らん」。世尊は去るを見て便ち是念を作したまはく、「此二童子は久しく善根を植ゑたれば今我に遭遇せるなり」。告げて曰はく、「汝等二人今可しく歸り去るべし、如來大師は久しきより怖畏を離れたれば、師子虎豹も何の能く爲す所ぞ」。一人は佛前に鼓を聲らし、一人は佛に對ひて弓を彈き、佛足を禮し已りて遂に本處に還れり。爾の時世尊は即ち微笑を現じたまふに、種々の光ありて口よりして出でぬ、所謂青・黃・

【八】 墮法第五十二觸火學處。

【九】 怛他揭多(Tathāgata)。如來なり。

に乞食を行ずべけんに、今既にして羅及び鉢なければ、其如何せんと欲すべき」。遂に寺所に歸り、乃し食力未だ盡きざるに至りし已來は專ら善品を修し、及び食力衰へては委脅して臥せり。時に乞食者は寺中に還り至り達摩の臥せるを見て告げて曰はく、「具壽達摩、食は是れ他物なり、腹豈に他ならんや、意を恣にして飽餐して遂に業を作すこと能はざらしめんとは」。答へて言はく、「大德、誰か餐ひて飽食せる」。「豈に今日他の請食を受たるに非ざらんや」。答へて曰はく、「食はざりき」。問うて言はく、「何の故なりや」。即ち上緣の次第を以て陳べ告げぬ。時に乞食者は諸苾芻に告げしに、苾芻聞き已りて各嫌賤を生じて是の如きの語を作さく、「云何が苾芻にして故心に他苾芻をして食を絶せしめたる」。緣を以て佛に白すに佛は僧衆を集めて虛實を問答したまひ、「……廣說せること前の如し……乃至、我れ十利を觀じて其學處を制せん、應に是の如くに說くべし」、『若し復苾芻にして餘苾芻に語げて是の如きの語を作さん、「具壽、汝と共に俗家に詣らん、當に汝に美好の飲食を與へて飽滿するを得せしむべし」と。彼苾芻俗家に至るに竟に食を與へずして語げて「具壽、汝去れ、我れ汝と與に共坐共語するを樂はず、我れ獨坐し獨語するを樂ふ」と言ひ、是語を作さん時惱を生ぜしめんと欲せんには波逸底迦なり』。

「若し復苾芻」とは、謂はく鄔波難陀なり、餘の義は上の如し。「餘苾芻」とは、此法中の人なり。

「共に俗家に至る」とは、謂はく四姓家なり。「美好の飲食」とは、謂はく五嚼食及び五噉食なり。

「飽滿を得しむ」とは、謂はく意を恣にして食するなり。「汝去れ」とは、是れ驅遣の言なり。

「語」とは、謂はく讀誦なり。「坐」とは、謂はく禪思なり。「獨坐等を樂ふ」とは、明かに惱意を作して彼をして食を絶せしめんとし、此を以て緣と爲して餘事の爲ならざるなり。釋罪は前に同ず。此中の犯相、其事云何。若し苾芻故心に他苾芻をして食を絶せしめんには波逸底迦を得ん。若し病緣の爲に醫、食を絶せしめて與へざるは無犯なり・又無犯とは、謂はく初犯の人……上

便ち報じて曰はく、「我今日に於て一施主あり、來りて我に食を請じ、弟子一人を並ねたり、汝可しく我と與に彼に就りて食すべし」。便ち師に白して曰さく、「豈に我れ比來曾て師後に隨うて請食を受けたらんや」。鄔波難陀は其語を聞き已るに之に告げて曰はく、『達摩、我れ先に別聞せると今見るとは異れり。我意に謂へり、「汝は稟性、戒を持ち慙愧を懷と爲し、師言を遵奉して情に違逆なし」と。豈に復本師にして不淨物を以てして汝に勸めんや、何の故にか汝今上命に違せる』。是時達摩は旣にして大德の呵責を蒙りて默然して止みぬ。復師に白して曰さく、「我れ水羅及び乞食鉢を取りて市に師に從うて去かん」。鄔波難陀報じて言はく、「具壽、更に復水羅と鉢とを用ひて何かせん、彼舍中に於て自ら淨器あり、其水先に濾して亦復蟲なければ、卽ち可しく我と與に相隨うて去くべし」。是時達摩は尋いで師後に從へるに、一乞食苾芻あり、見て問うて曰はく、「具壽達摩、何にか適かんと欲せる」。報じて言はく、「請處に往かんと欲せり」。乞食者報じて曰はく、「具壽、量を知りて食せよ」。達摩曰はく、「大德、事未だ知るべからず、當に食を得べきとやせん、食を絕すとやせんを」。時に乞食者は相隨うて去いて室羅伐城に入れり。時に難陀・鄔波難陀は其弟子と與に一店所に至りしに、其難陀と達摩とは便ち此に住まり、鄔波難陀は卽ち施主家に往いて食を飽足し已りて店上に還來せるに、難陀は次いで往き舍に就りて食せんとせり。達摩便ち鄔波難陀に白して曰さく、「阿遮利耶、時將に至らんと欲す、我當に行くべし」。鄔波難陀報じて曰はく、「彼施主家は衆事皆辦はり、至らんに便ち噉食すれば、更に何をか憂へん、中に臨むに至るを待て、我れ當に共に去くべし」。達摩卽ち起ちて足を以て影を量るに、鄔波難陀は達摩に報じて曰はく、「癡人、汝は我は尸羅を護らず心常に懈慢して非時に食せりと言謂へりや。汝今宜しく去るべし、若し此に住まらんに我をして樂しまざらしめ、若しは語り若しは坐せんに歡心あることなければ獨住まるに如かず、汝此に居ること勿れ」。達摩念じて曰はく、「我れ若し羅及び鉢を持して此に來至せしむらんには、當

至りて、覆藏せんにも亦爾り。若し說罪者にして、他が與に障礙の事を爲し、或は梵行等の難を爲し、或は復此に緣りて僧をして破せしむるを恐れんには、覆はんも皆無犯なり。又無犯とは、謂はく初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。

第六に頌に攝して曰はく、

「伴惱と觸火と欲と　同眠と法非障と
未捨と求寂と染と　收養と極炎時となり」。

共至俗家不與食學處第五十一[七]

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。難陀苾芻に弟子あり、名けて達摩と曰ひ、性慚恥を懷き犯に於て追悔せり……廣說せること前の如し……乃至佛の敎を重んぜるが故に日別に三時に師に就りて禮を致せり。時に鄔波難陀は難陀に語げて曰はく、「大德、當に知るべし、達摩は我に於て先に釁隙あれば、我れ必らず佛・僧及び餘衆の前に對ひて、其惡響を彰して不饒益事を作し、或は一日食を絕して飢を受けしめん」。難陀報じて曰はく、「此の達摩は禀性戒を持し愧恥を懷と爲し追悔を心に在きて曾て犯あることなければ、何が彼が與に無益事を作すことを能くせん」。鄔波難陀曰はく、「我れ今必らず當に彼をして食なくして餓を受けしむべし」。難陀聞き已りて便ち是念を作さく、「寧ろ食を絕せしめて、其をして漫に餘過を彰さしむべからされ」。時に長者あり、來りて難陀・鄔波難陀に舍に就りて食せんことを請ぜり。是時難陀は鄔波難陀に報ずらく、「今日我は達摩をして食を絕せしめん」。鄔波難陀曰はく、「今正に是れ時なり」。達摩時至り乞食を得んと欲し、便ち師所に詣り禮拜合掌して白して言さく、「鄔波馱耶存念したまへ、我今乞食を行ぜんと欲するを」。師

【七】墮法第五十一共至俗家不與食學處。

鄔波難陀曰はく、「癡人、汝今方に解するに經に依りて住せるも、汝豈に僧祇物に於て應に捨棄すべからずとの世尊の教を聞かざらんや、我今自ら往いて彼女人を遮すべし」。即ち座より起ち、既にして彼に至り已りて問うて言はく、「少女、何の意にてか籬を毀てる」。女人便ち笑ふに、時に鄔波難陀は染心遂に起り、卽ち便ち臂を捉へ遍く女身を抱き、其口に嗚咂して之を捨てゝ去り、達摩所に往いて問うて言はく、「汝が見たる所何」。答へて曰はく、「唯交會を除きて餘事は皆見たり」。鄔波難陀曰はく、「具壽、汝が見たるを知れりと雖餘人に告ぐること勿れ」。報じて言はく、大師乃至未だ見ざる善苾芻來らんに我終に說かざらんや」。鄔波難陀曰はく、「汝が親教師に鄙惡事ありしには我常に覆蓋せり、汝我が過を見て藏護せざらんや」。達摩曰はく、「大師は他の麤惡罪あるを知りて共に相覆護せんも、此の如きの事は我れ當に先に說くべし」。達摩便ち去いて諸苾芻に告ぐるに、諸の少欲者は聞いて嫌賤を生じ、擧げて以て佛に白すに、佛は苾芻を集めたまひ、『……乃至、我れ十利を觀じて爲に學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻他苾芻の麤惡罪あるを知りて覆藏せんには波逸底迦なり」』と。

「若し復苾芻」とは、鄔波難陀なり、餘の義は上の如し。「知りて」とは、義亦上の如し。「苾芻」とは、謂はく是れ難陀なり。「麤惡罪」とは、二種あり、謂はく波羅市迦罪と僧伽婆尸沙罪となり。何の故にか此二を名けて麤惡と爲せる。自體と及び因とは皆麤弊にして惡むべきが故に麤惡と言へり。「覆藏」とは、謂はく掩蔽するなり。釋罪は前に同じ。

此中の犯相、其事云何。若し復苾芻にして苾芻の他勝罪を犯ぜるを見ん時、作心して覆藏して乃し明相未出に至る已來は惡作罪を得、明相出で已らんに便ち墮罪を得ん。若し他の殘罪を覆はんに、事亦此に同じ。若し苾芻にして苾芻の波逸底迦罪を犯ぜるを見ん時、作心して覆藏して乃し明相未出に至る已來は惡作罪を得、明相出で已らんに亦惡作を得ん。是の如く　別悔法より乃し惡作罪に

多林の經を念ずべし」とあり。されど西藏經典中に此經名のものなし。

【五】嗚咂。咂は唼なり、口に入るゝなり。

【六】別悔法。五篇七聚中の波羅底提舍尼法の譯なり。

[二]覆藏他罪學處第五十

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に六衆苾芻は他に出家を與へ、並に圓具を受けて爲に共住せり。時に諸弟子にして若し未だ彼は是れ惡行の人なるを知らざるは、悉く皆承事して親近し供養し、後に既にして知り已るに便ち捨てゝ去り、善苾芻と共に相狎習せり。然れども佛の敎を敬ふが爲の故に、每日三時には親しく敬禮を爲せり。其難陀苾芻に親弟子あり、名けて達摩と曰へり。彼未だ師は是れ惡行者なるを知らざりしには之と共住せるも、後に既にして知り已るに之を捨てゝ去りて善苾芻と同居し、佛の敎を敬ふが故に每日三時に常に來りて禮謁し、因みて師に白して曰さく、「鄔波馱耶存念せよ、我今請白す、寺園閑靜の處に向うて情に隨せて作業せんと欲するを」。難陀報じて曰はく、「爾當に謹愼すべし」。鄔波難陀は是語を聞き已りて達摩に報じて曰はく、「汝、我座を持て、爾と共に俱行せん」。達摩白して言さく、「豈に阿遮利耶も亦晝日に於て閑林處に詣りて靜を逐ふならんや」。鄔波難陀曰はく、「癡人、汝が意には我心常に散亂して了知する所なしと謂へりや、何の靜慮の門か我れ通解せざらん」。達摩答へて曰はく、「我實に敢へて此思惟を作さゞりき、但軌範師が[三]晝日遊處に向ふや不やを問へるのみ」。是時達摩は便ち彼座を持し晝遊處に往きて一樹下に置き、卽ち自ら身を斂め一靜處に詣り、跏趺して坐して繫念思惟せり。鄔波難陀は後に隨うて至るに、達摩遙かに見て白して言さく、「大師、彼處の樹下に已に座を安じ訖れり、宜しく當に彼に就いて安靜にして住せらるべし」。時に鄔波難陀は卽ち便ち彼に往いて座に就いて坐し、衣もて頭面を覆ひ念を斂めて思惟せるも心安かなる能はず、還座より起ちて周廻四顧せるに、一女人の籬を毀ちて入らんと欲せるを見ぬ。鄔波難陀遙かに達摩を喚びて曰はく、「達摩、汝今知りや不や、人あり籬を毀てるを」。達摩報じて曰はく、「阿遮利耶、幸に可しく[四]逝多林經を思念すべし」。

【二】 隨法第五十覆藏他罪學處。

【三】 晝日遊處。次の文に晝遊處といへり。晝の暑さを閑林處に避けて修習する處卽ち日中住若しは日住(divāvihāra)をなす處をいふ。

【四】 逝多林經。藏律にも「逝

巻の第三十八

擬手向苾芻學處第四十九[一]

爾の時薄伽梵、室羅伐城に在して逝多林給孤獨園に住したまへり。時に具壽大目乾連は十七衆に出家を與へ並に圓具を受けしに、……廣說せること前の如し……其をして執作せしめしに、彼は教に隨はざりき。時に鄔陀夷は卽ち便ち瞋忿して手を努げて一に向へるに、彼十七人は一時に皆倒れて高聲に啼泣せり。餘苾芻其故を問ふらく、「何に因りてか一に瞋るに十七俱に倒れたる」。答へて曰はく、「我れ若し俱に他に倒れざらんには、恐らくは皆打たれしならん」。苾芻嫌賤して事を以て佛に白すに、佛便ち呵責して（曰はく）、『……乃至、我れ十利を觀じて爲に學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、瞋恚の故に喜はずして手を擬して苾芻に向はんには波逸底迦なり」と』。

「若し復苾芻等」とは、事並に前に同じ。「手を擬して」と言へるは、謂はく手を擧げて他に擬するなり。罪を釋すること前に同じ。此中の犯相、其事云何。內と外と俱とあり。內とは、謂はく苾芻其一指を努げて苾芻に擬せん時一墮罪を得、乃至五指に五墮罪を得ん。或は拳・肘を以てし頭より足に至らんに、事に准ずること前の如し。是を謂ひて內と爲す。外とは、草莛等を將つて擲げんとして前人に擬するなり。上に廣說せるが如し。俱とは、謂はく手に杖等を執りて以て前人に擬するもの、皆墮罪を得ん。若し利益の爲に彼をして恐怖せしめ、或は復呪術をして成就せしめんと欲して努げて前人に擬するは、並に皆無犯なり。又無犯とは、謂はく初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纒となり。

【一】墮法第四十九擬手向苾芻學處。

物、汝等更に復何の事業をか作さんとて我言を受けざる」。時に十七人悉く皆仰倒して啼泣して言はく、「我を打たんとす」。諸苾芻見已りて鄔陀夷に問うて曰はく、「何の故にか彼少年を打てる」。答へて曰はく、「我唯一を打ちしに十七皆倒れて高聲に啼泣せるのみ」。苾芻問うて曰はく、「彼れ唯一を打てるならんには何の故にか總じて啼きたる」。報じて言はく、「上座、若し總じて啼かさらんには皆打ち搭かるればなり」。少欲苾芻是事を聞き已り各嫌賤を生じて是の如きの語を作さく、「云何が苾芻、瞋恚心を以て他苾芻を打てる」。此因緣を以て往いて世尊に白すに、世尊は此に由りて苾芻衆を集め、『……問答呵責し……乃至、我れ十利を觀じて諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、瞋恚の故に喜ばずして苾芻を打たんには波逸底迦なり」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく鄔陀夷なり、餘の義は上の如し。「瞋」とは、謂はく恚、心に纏ひて忿惱を起さん時なり。「打つ」とは、謂はく打ち搭くなり。「苾芻」とは、謂はく此法中の人にして已に圓具を受けたるなり。罪を釋せんこと上の如し。

此中の犯相、其事云何。若し苾芻、內身分を以て、或は外物を以て、或は兩俱に兼ねたるとなり。云何が內身なる。苾芻、瞋恚心を以て、若し一指を以て苾芻を打たん時一墮罪を得、若し二(指)には二を得、乃至、五指を以て打たん時五墮罪を得るなり。若し拳・肘・頭・肩・[二七]髈・膝乃至、足指を以てせんに皆墮罪を得ん。是を內身と謂ふ。云何が外物なる。苾芻、瞋恚心を以て[二八]細草莛を將つて、或は箭簳及び餘の器具……乃至、棗核、或は芥子を擲ひて遙かに他を打擲せんに、隨一にして著せん時皆墮罪を得るなり、是を外物と謂ふ。云何が二俱なる。若し苾芻、手づから刀杖を執りて前人を打擊し、及び餘の種々兵器の類……乃至、箒莛・樹葉を(以てせんに)、所著の處に隨うて皆墮罪を得ん、是を二俱なりと謂ふ。若し彼をして怖れしめん爲に、或は呪術を成就せんが爲に前人を打ち搭かんには、此れ皆無犯なり。又無犯とは、謂はく最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。[二九]

[二七] 髈膝。宋・元・明・宮本には髁膝とせり。
[二八] 細草莛。莛は莖なり。
[二九] 此下、聖本には光明皇后の願文あり。

さく、「世尊、六衆苾芻は久しく軍中に宿して兵衆を擾動せり、唯願はくは世尊、少しく憐念するありて爲に學處を制し、諸の聖衆をして二夜を過ぎて軍中に在りて宿すと雖、軍士を觀じて共に相擾亂すること勿らしめたまはんことを」。使、王語を受けて世尊處に往いて皆悉く白知せるに、世尊は默許したまへり。使去りての後佛は僧衆を集め『……問答呵責は前に廣說せるが如し……乃至、我れ十利を觀じて諸苾芻の爲に制して學處を立てん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、軍中に在りて二宿を經て、整裝軍を觀じ、先旗兵を見、及び布陣を看んには波逸底迦なり」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく是れ六衆なり、餘の義は上の如し。「二宿を過ぎて」とは、謂はく二日二夜を過ぐるなり。「整裝軍」とは、謂はく將に戰はんと欲して布陣處に往くなり。「旗」とは四種あり、一に師子旗、二に大牛旗、三に鯨魚旗、四に金翅鳥旗なり。「兵」とは四種あり、謂はく象・馬・車・歩なり。「陣」とは四種あり、一に[二五]槊刃勢、二に車輪勢、三に半月勢、四に鵬翼勢なり若し此等軍陣を觀ぜん時は、苾芻は便ち波逸底迦罪を得るなり。此中の犯相、其事云何。若し苾芻、二夜軍中に在りて、若し四兵の未だ甲冑を著けず、未だ仗を執らざるを觀ぜんには惡作罪を得ん。若し整裝せるを觀ぜんには波逸底迦を得ん。若し其王等にして留住せんことを請ぜんには、及び八難事には見るも亦無犯なり。又無犯とは、謂はく最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。

[二六]打苾芻學處第四十八

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。大目乾連は十七衆に出家を與へ、并に圓具を受けしに、此十七衆は咸く皆六衆苾芻に親近して共に狎習を爲せり。時に鄔陀夷報じて言はく、「汝等可しく來りて是の如き是の如きの事業を作すべし」。彼便ち答へて曰はく、「仁等豈に復是れ我が親教師・軌範師ならんや、所有處分は我れ作すこと能はじ」。時に鄔陀夷は便ち一人を搭ちて報じて云はく、「癡

【二五】槊刃勢。宋・元・明・宮本には稍刃勢とす。

【二六】墮法第四十八打苾芻學處。

〔二三〕擾亂軍兵學處第四十七

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。前に同じく邊隅叛逆し、王師既にして去り、給孤長者を命ばしめ、使を遣はして衆に白し、衆に對ひて籌を行じ、六衆籌を取り、乃至、其が爲に法を說いて咸く皆喜慶し、王軍兵を整へ將に出でゝ戰はんと欲せり。六衆共に行いて、兵何似が勇たりや怯たりやを觀んとて、遂に險林の處に於て預じめ先に藏伏し、四兵至らんと欲して便ち叫聲を作せるに、所有軍師は逃走驚怖せり。六衆就いて問ふらく、「汝等何ぞ驚ける」。答へて言はく「賊城兵出でたれば我等逃竄せり」。六衆報じて曰はく、「是れ賊來れるには非ず、是れ我が笑へるのみ。若し彼賊城にして汝が怯弱を知らんには、每に日々に於て汝が頸を繩繫して牽いて城中に入らん。我れ汝が爲に軍陣を安布して必らず勝を得んことを望はんと欲す」。諸人許可して便ち象軍を與へしに、小象を見ては時に云はく、「此れ何の用ふる所ぞ」とて便ち一邊を摽ち、次に馬軍を與へしに脚を患へる馬を見ては「此れ何の用ふ所るぞ」とて尾を捉りて棄却し、次に車軍を與へしに舊車あるを見ては「此れ何の用ふる所ぞ」とて卽ち便ち軸を捉りて棄てゝ一邊に在き、次に步軍を與へしに〔二四〕健頹人を見ては云はく、「禿頭人、此何の用ふる所ぞ」とて便ち其項を拖して棄てゝ一邊に在き、之を捨てゝ去りぬ。時に諸の四兵は既にして辱しめられ已り、各一邊に在りて憂を懷いて住せり。王仗既にして至りて諸人に問うて曰はく、「何ぞ陣を布かさる」。諸人答へて曰はく、「臣等何の情賴ありてか兵軍を布いて決勝事を求めんと欲すべき」。王問ふらく、「何故なりや」。廣く答ふること前の如くし……乃至、「彼は是れ豪貴の苾芻なり、言何ぞ採錄すべき、卿等宜しく應に自ら軍陣を布くべし」。王是念を作さく、「六衆をして更に擾惱を爲さしむること勿ら（しめ）ん、我今宜しく世尊に白して知ら（しめ）まつるべし」。便ち使者に命じて世尊を敬問し起居事を述べ已り、佛に白して言

【二三】墮法第四十七擾亂軍兵學處。

【二四】健頹人。禿頭の人なり、律部二十、註（二二の二七）健頹織師の下參照。

「……」と云ひて卽ち便ち軸を捉りて之を路左に拔し、歩兵の來るを見ては「草人の如くなり……」と云ひて便ち其項を扼して之を軍外に擲てり。時に彼四兵既にして凌辱せられて奈何ともすべきなく、各一邊に在りて憂を懷いて住せり。王仗後に至りて問うて言はく、「卿等何の故にか行かざる」。軍人答へて曰はく、「大王、當に知るべし、我等豈に能く叛逆を降伏せんや、今禿沙門は惡身語を以て極めて相折辱したれば」。王曰はく、「是れ誰なりや」。答へて云はく、「六衆なり」。王曰はく、「卿等宜しく戰ふべし、彼は是れ豪貴の沙門なり。勞はしく採錄することなかれ」。時に勝光王便ち是念を作さく、「彼聖者をして數相惱亂すること勿ら（しめ）ん」。使者に命じて曰はく、『汝、我語を持して世尊處に往いて……前に廣說せるが如し……「唯願はく世尊、諸の聖衆の爲に少しく憶念あるありて其學處を制し、復更に軍內に久住せしむる勿らんことを」と』。使者便ち去り……前に廣說せるが如し……起居を問ひ已りて……佛を辭して去りぬ。爾の時世尊は此因緣を以て苾芻衆を集めたまひ『……問答前に同じ……乃至、我れ十利を觀じて諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、因緣ありて軍中に往かんに應に二夜を齊るべし、若し過ぎて宿せんには波逸底迦なり」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく是れ六衆なり、餘の義は上の如し。「緣ありて」とは、謂はく是れ王等乃至衆庶の所有請喚なり。「軍中」とは、謂はく軍兵戰はんと欲するなり、四兵は前の如し。「二夜を齊る」とは、二夜應に宿すべく、此を過ぎては應ぜざるなり。若し過ぎて宿せんには波逸底迦なり。此中の犯相、其事云何。若し諸苾芻にして軍中に至り二夜を過ぎて止宿せんには、皆波逸底迦を得ん。若し其王等にして留住せんことを請じて宿し、及び八難事には過ぎて宿せんとも無犯なり。又無犯とは、謂はく最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。

白さく、「給孤獨長者は大福力あり、彼若し來らんには我は歸降すべけん」。王曰はく、「此れ亦善い哉、應に勅書を與へて命じて之に來至せしむべし」。使をして勅を齎して長者に至らしめしに、長者は勅を奉じて頂戴して受け、世尊に白し已りて尋いで王營に詣れり。軍中に在りしと雖も彼れ仍ほ供せざりければ、時に給孤獨長者は身形羸瘦せり。時に王、長者を見已りて問うて言はく、「長者、豈に長者にして男女を憶すべけんや」。長者答へて曰はく、「男女を思はず、但聖衆を思へるのみ」。時に勝光王は即ち便ち書を以て諸の聖衆に白さく、「今、少緣ありて聖衆に見えんと欲す」。使、衆內に往いて王の勅書を宣べ、大衆聞き已りて即ち籌を行ぜしめしに、諸の老宿苾芻は是の如きの語を作さく、「我年朽老して復行くに堪へじ」。其少年者も亦云はく、「堪へじ、我豈に彼に至り他の爲に鬧を添へ水を取めんや。王の爲に法を說かんにも我等は解せざれば、空しく往して何か益せん」。時に彼六衆共に相告げて曰はく、「難陀・鄔波難陀、今既にして大師世に住したまひ我等も亦存すれば、無上の正法廣く流れて世を化せん。若し大師涅槃したまはんに弟子隨うて滅し、所有正教は悉く亦淪亡せん。我等今時幸に餘力あり、聖教の轅に於て當に牽いて進むこと爽るべし」。遂に即ち籌を取りて王軍所に赴き、既にして彼に至り已りて王の爲に法を說くに王大に歡喜し、夫人・太子及び大臣等にも悉く爲に法を說いて咸く皆欣慶せりき。王、諸將に命じて曰はく、「軍兵を好整して共に逆賊を破せよ」。六衆聞き已りて即ち相告げて曰はく、「豈に能く多日に他の威儀を作さんや、今宜しく自の儀式を作して意に隨せて住すべく、宜しく共に彼[三]大勝王が所領の軍兵の其狀何似を視るべし」。便ち路所に詣りて象軍の來るを見て軍人に告げて曰はく、「君、何をか爲さんと欲せる」。報じて曰はく、「戰はんと欲せり」。告げて曰はく、「汝等が此象は其狀猪の若くなるに、如何がして戰はんと欲するぞや」。とて、便ち象牙を捉りて之を地に撲へり。馬兵の來るを見ては前に同じく問答し「此馬は牛の如くなり」とて即ち便ち尾を捉りて一邊に擲置し、車兵の來るを見ては「此の破車にして

【三】大勝王。勝光王なり。

て爲に學處を制し、苾芻をして往いて軍陣を觀ぜしむること勿ら（しめ）たまはんことを」と』。爾の時世尊は使語を聞き已りて默然して許ひたまふに、時に彼使者は佛許ひたまひ已れるを知りて禮足して去りぬ。世尊は此因緣を以て苾芻衆を集め、六衆に問うて曰はく、「汝等實に往いて整裝軍を觀ぜりや」。答へて言さく、「實に爾り」。世尊卽ち便ち種々に呵責して（言はく）『……廣說せること前の如し……乃至、十利の爲の故に諸苾芻の與に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、往いて整裝軍を觀ぜんには波逸底迦なり」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく是れ六衆なり、餘の義は上の如し。「整裝軍」とは、謂はく將に戰はんと欲して甲冑を整帶し軍儀を裝束せるなり。一類軍あり、謂はく唯象あるのみ。二類軍あり、謂はく兼ぬるに馬を以てす。三類軍あり、謂はく兼ぬるに車を以てす。四類軍あり、謂はく兼ぬるに步を以てせるなり。「往いて觀ず」とは、謂はく其處に向ふなり。結罪は上の如し。

此中の犯相、其事云何。若し苾芻、整裝軍を觀ぜんには波逸底迦を得ん。若し苾芻、爲に乞食を行じて路に軍の來るを見んに、或は時に寺、大路に近く、或は軍、寺に入り、或は苾芻にして王の爲に喚ばれ、或は夫人・太子・大臣及び諸人等に請ぜられて設し軍を見ん時は並に皆無犯なり。若し軍を見ん時は、應に其好惡を說くべからず。又[二〇]八難緣の隨一にして現前して見んにも亦無犯なり。又無犯とは、謂はく最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。

[二一]軍中過二宿學處第四十六

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に憍薩羅國の邊隅叛逆し、王討罰を命ぜるも前に同じく破られければ、大臣、王に白さく、「……廣く說きて……乃至錢五百を罰せん」。時に大王は軍旅を親帥して自ら邊城に往き、彼に至りて合圍せるも尙ほ未だ降伏せざりければ、大臣、王に白して

【二〇】八難緣。律部十三、註（九の九七）參照。

【二一】墮法第四十六軍中過二宿學處。

勢を看るに去くありて歸るなけん、汝可しく家に還りて……廣く上に說けるが如し……」。次に車軍の來るを見て六衆見已りて……問答せること前の如くし……報じて曰はく、「癡人、此の如きの車軍にして豈に能く彼を降さんや。我れ汝が車を觀ずるに狀形朽壞せり、彼車は牢固にして形峯樓の若し、汝可しく家に還りて……廣く上に說けるが如し……」。次に步軍の來るを見て六衆見已りて……問答せること前の如くし……報じて曰はく、「癡人、我れ汝等兵士を觀ずるに草を縛りて人と爲せるが如し、彼の兵衆は[一八]勇健藥叉の如くなり、汝可しく家に還りて……廣く上に說けるが如し……」。時に勝光王は軍を整へて彼に至るに、兵進まざるを見て問うて曰はく、「汝等軍士、何の故にか行かざる」。白して言さく、「大王、我等命を奉じて出征せるも恐らくは不利を成ぜん、今禿沙門にして[一九]割壞服を被たるが、無義の言を出して我をして憂惱せしめたれば」。王問ふらく、「是れ誰なりや」。答へて曰はく、「聖者六衆なり」。王曰はく、「彼は是れ豪貴にして情に隨せて語を出せるなり、君等宜しく去るべし、採錄すべからず」。時に勝光王は便ち是念を作さく、「沙門をして數相惱亂せしむること勿ら（しめ）ん」。使者に命じて曰はく、『汝今可しく往いて世尊所に詣り足を頂禮し已り、當に我言を傳へて敬んで世尊を問ひまつるべし、「少病少惱にして起居輕利に、氣力調適にして安樂行したまへりや不や」。復我語を傳へよ、「唯願はくは大德、諸の聖衆の爲に少しく憶念するありて爲に學處を制し、苾芻をして往いて軍陣を觀ぜしむること勿ら（しめ）たまはんことを」と』。時に彼使人は既にして王敎を奉じて佛所に往詣し、佛足を禮し已りて一面に在りて立ちて白して言さく、『世尊、勝光大王は故に我を遣はし來り、世尊の足を禮して敬んで世尊を問ひまつらしめぬ、「少病少惱にして起居輕利に、氣力調適にして安樂行したまへりや不や」と』。爾の時世尊は使者に告げて曰はく、「勝光大王は安樂を得たりや不や、汝が身は健なりや不や」。使者曰さく、『王に啓白あり、「今諸の聖衆來りて軍陣を觀じ極めて相擾惱せり、唯願はくは世尊、少しく憶念するあり

【一八】勇健藥叉。藏律には「猛惡なる藥叉」とあれば、勇健は藥叉の名には非ざるなり。

【一九】割壞服。割截し壞色せる服。割截せる衣とは條葉ある衣、壞色せる衣とは青黑木蘭の隨一を以て染めたるなり。

は食の因緣を以て彼が惡見を除かんと欲して與へんにも亦無犯なり。又無犯とは、謂はく初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纒となり。

[一六]觀軍學處第四十五

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に憍薩羅國の邊隅反叛せりければ、勝光大王は一大將をして兵を領して征伐せしめしに、其軍彼に至りて遂に降され、是の如きこと再三せるも皆他に破られぬ。是時大將歸りて王に白して曰さく、「叛者の兵強く王師の力は弱し、大王親臨するに非ずよりんば降伏するに由なけん。願はくは王、整旆して彼不臣を除きたまはんことを」。時に勝光王は皷を擊ち宣令して國人に勑して曰はく、「若し武用を解する者あらんに悉く可しく軍に從ふべし、放免するに由なけん、若し去かざらんには五百金錢を罰せん」。時に六衆苾芻は兵去かんと欲すと聞いて共に相告げて曰はく、「難陀・鄔波難陀、我等宜しく去いて大勝王の軍士は何如、所發の四兵能く戰ふに堪ふるや不やを觀ずべし」。便ち路所に往いて象軍の來るを見て難陀問うて曰はく、「君、何處に向はんとするや」。答へて言はく、「聖者、今邊隅に不臣あり、王我等に命じて去いて其叛逆を除かんと欲す」。難陀報じて曰はく、「癡人、此の如きの象軍にて豈に能く彼を降さんや。我れ汝が象を觀ずるに其狀猪の如し、邊隅の大象は形山嶽の如くなり、汝が形勢を看るに去くありて歸るなけん、汝可しく暫し還りて宗親と與に別を取り、[一七]苣藤水を以て共に相祭祀して方に軍に從ふべし」。時に彼諸人は此語を聞き已りて情に不樂を懷いて一邊に在りて住せり。次に馬軍の來るを見て鄔波難陀問うて曰はく、「君、何處に向はんとするや」。答へて言はく、「聖者、今邊方に王命を奉ぜざるあれば、我等去いて彼不臣を征せんと欲するなり」。報じて曰はく、「癡人、此の如きの馬軍にて豈に能く彼を降さんや。我れ汝が馬を觀ずるに狀鈍牛の如く、邊隅の馬は其形象の若くなり、汝が形

【一六】墮法第四十五觀軍學處。

【一七】苣藤水。胡麻（tila）の水、卽ち胡摩油なり。

老、一は少にして、少は是れ露形外道なりしが來り從うて食を乞へり。諸女報じて曰はく、「此は是れ王子が供なり」。時に露形女は阿難陀に詣り、從うて飲食を乞うて白して言さく、「王子、我等飢乏せり、願はくは餘餐を惠まれんことを」。阿難陀曰はく、「坐せよ、汝に食を與へん」。彼二便ち坐せるに、時に阿難陀は授食するの時餅の相黏けるを善く觀察せざりければ、老者に一を與へ少者は二を得たりき。時に老者は既にして餅を食し已りて少者に問うて曰はく、「汝幾餅を得たりや」。報じて云はく、「二を得たり」。老者曰はく、「王子は我に一餅を與へて汝は便ち二を得たり、定んで知んぬ、汝に於て心愛念を生ぜるを當に自ら嚴飾すべし」。少者曰はく、「是語を作すこと勿れ、今此王子は上宮の[一五]閫を棄てゝ出家して俗を厭ひ、塵勞を脱屣せること涕唾を捐つるが如くせり、豈に當に我が垢穢の容儀に於てして顧盼を生ずべけんや」。老母曰はく、「汝豈に知らさらんや、凡そ諸の丈夫は女人處に於て愛樂せんこと同じからじ、斯の意況を觀ずるに汝を求むに似たり」。時に少欲苾芻是說を聞き已るに各嫌恥を生じて是の如きの語を作さく、「云何が苾芻にして自ら手づから諸の露形外道及び餘の外道男女に飲食餅果の類を與へたる」。時に諸苾芻は卽ち此緣を以て具に世尊に白すに、世尊は此に因みて苾芻衆を集めて……廣說せること前の如し……問答呵責し、種々に方便して寂靜行を讃じ不寂靜を毀ちて諸苾芻に告げたまはく、『……乃至、我れ十利を觀じて諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、自ら手づから無衣外道及び餘の外道男女に食を授與せんには波逸底迦なり」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく阿難陀なり。「自ら手づから等」とは、謂はく手を以て食を授くるなり。「食」の義は前に同ず。「無衣」とは、謂はく是れ露形の儔及び餘の雜類の外道にして、皆波逸底迦を得るなり。餘義は上の如し。此中の犯相、其中云何。若し諸苾芻にして自ら手づから諸の外道男女に食を與へんには、皆墮罪を得ん。若し是れ親族、或は是れ病人に與へんには無犯なり。或

【一五】閫。殿奥なり。

受けたまはんことを請ずべし」。是議を作し已るに倶に座よりして起ち、各佛足を禮して佛に白して言さく、「唯願はくは世尊及び苾芻衆は明、當に我が所設の供養を受けたまはんことを」。時に世尊は默然して受けたまへり。時に諸女人は佛受けたまへるを見已りて佛を辭して去り、諸女は即ち便ち尊者阿難陀の所に詣り禮足し已りて白して言さく、「王子、佛・僧衆に供へんには幾多を費すべきや」。阿難陀曰はく、「可しく五百金錢を用ふべし」。時に彼女人は各一錢を留めて以て供直に充てゝ是の如きの語を作さく、「王子、我等は貧人にして器具及び諸の坐席なし、唯願はくは王子、爲に供設及び諸の所須を辦へたまはんことを。我等時至りて手づから自ら食を行すべし」。阿難陀報じて曰はく、「我當に爲に作すべし」。時に諸女人は錢を留めて去りぬ。時に給孤獨長者は佛世尊遊化して此に至りたまへりと聞き、往いて佛所に詣り佛足を禮し已りて一面に在りて坐せるに、佛爲に法を說き……乃至、默然して住したまへり。是時長者は卽ち座よりして起ち、衣を左肩に整へ合掌恭敬して佛に白して言さく、「唯願はくは世尊及び苾芻衆は明、當に舍に就りて我が微供を受けたまはんことを」。世尊告げて曰はく、「長者、我已に彼五百女人の明日食を請ぜるを受けぬ」。長者聞き已りて心に隨喜を生じ佛を禮して去りぬ。時に給孤獨長者は次に具壽阿難陀の所に往き、敬を致し足を禮して一面に在りて坐せるに、彼金錢を見て問うて言はく、「尊者、此は是れ誰が物なりや」。答へて曰はく、[一四]「五百女人ありて此金錢を留め、明、當に佛及び僧に一たび中供養せんことを請じたればなり。仁可しく此金錢を持し更に己物を添へて妙供を營造して持し來るべし」。長者は是に於て錢を持して去り、旣にして家中に至り更に己物を添へ、上供を營辦して送りて給園に至れり。時に阿難陀は使を遣はして諸女に報じて曰はく、「營辦旣にして了れり、可しく來りて食を行すべし」。諸女倶に至りて阿難陀に白さく、「仁は是れ我等が眞善知識なり、幸に慈愍せられて自ら手づから我れ佛及び僧に供ふるを助けたまはんことを」。時に阿難陀は卽ち共に食を行せるに、二女人あり一は

【一四】本文に有五百女人留此金錢明當請佛及僧一中供養、仁可持此金錢更添己物營造妙供明日持來とあり。一中供養は一度の中食供養なり、藏律に「五百の長者女子が世尊及び比丘衆を共に、明日他の家にて中食を請ぜんとて、彼等が此金錢を置き行けり……」とあり。

「云何が汝が身地に陷らざる　云何が舌百片に裂けざる
云何が諸神此事を見つゝ　霹靂を以て汝が身を破らざる。
野干は每に師子の殘を食しつゝ　而も常に師子を害せんとの念あり、
[二]十力聖衆は食を以て濟へるに　汝今見に羂りて恩を知らざらんとは。
彼れ定んで一切智を證得し　友と非友とに心平等なれば
汝等外道可惡人も　尙ほ亦相依ひて濟給を蒙れり。
若し人恩と義とを識らざらんに　當に知るべし此類は狗にも如かじ
狗は人處に於て施恩を解せるに　汝は惡蛇の似くに常に毒を吐けり」。

時に彼露形外道は伽他を說き已るに之を捨てゝ去りぬ。此は是れ緣起にして尙ほ未だ制戒したまはざりき。爾の時世尊は憍薩羅國に於て人間に遊行して、漸く室羅伐城に至りたまへり。時に此城中に一園處に於て五百女人あり、此園林に依りて[三]劫貝線を撚りて以て自ら活命せり。時に諸女人は佛世尊の、三十二相八十種好の諸功德法悉く皆顯現し、身は火聚の如くに大光明を放ちて亦金輪の燈炬を映發するが如く、尊重して徐に進むこと寶山を移すが如く、又金幢に莊るに雜寶を以てせるが如く、光明清淨にして智に畏るゝ所なきを見ぬ。時に諸女人は旣にして佛を見已りて心大に歡喜せること、譬へば人あり十二年中に於して妙定を勤修忽然通悟して心に悅樂を生ぜるが如く、貧窮人の珍寶藏に遇へるが如く、子なき人の子息を獲得せるが如く、王を求むる者の灌頂位を得たるが如くにして、女人の歡喜は復此に過ぎぬ。時に諸女人は便ち佛所に詣り、佛足を頂禮して退いて一面に坐せり。爾の時世尊は彼女人の爲に妙法を演說して示教利喜し、旣にして法を說き已るに默然して住したまへり。時に諸女人更に相謂ひて曰はく、「若し佛世尊にして王城に入りたまひ已らんに、暫し禮敬を求めんにも亦得るに由なければ、我等宜しく卽ち今時に於て佛及び僧に爲に微供を

【二】十力聖衆。律部十、註(二九の一〇六)十力世雄の下參照。

【三】劫貝線。綿絲なり。

命終の後は地獄中に生じて久しく苦海に淪まん」。時に諸苾芻は是語を聞き已りて、便ち是念を作さく、「此外道は信敬心あり」。告げて言はく、「外道、汝今情に苾芻の所有鉢食の餘をも而し能く食することを樂ふや不や」。外道聞き已りて遂に念を生じて曰はく、「苾芻の殘食なりとも我餐はざらんには、必らず當に飢虚し受餓して死ぬべけん」。苾芻に報じて言はく、「聖者、我れ能く之を食せん」。苾芻答へて曰はく、「衆僧食せん時、汝は見處に於て意に隨せて住せよ、苾芻は當に鉢中の餘食を以て汝に惠むべけん」。答へて言はく、「極めて善し」。便ち大銅甌を持して敎に隨うて住せり。時に諸苾芻は既にして並に食し已り、各殘食を持して露形に授與せるに、餅果の類は其器に塡滿せり、時に彼外道は器に滿つるを得已りて之を持して外に出でしに、其門首に於て商主見て恠しみ問うて曰はく、「誰ぞ餅果を以て仁に惠まれしは」。商主に答へて曰はく、「汝が重んじて福田と爲す所の者は、我れ彼類の與には而ち福田と作りたれば、彼れ餅果を以て我に贈れるなり」。商主聞き已りて外道に語げて曰はく、「苾芻は汝に於て慈悲心を起して持して以て相遺りしに、汝今乃し彼が福田たりと說かんとは。此れ善事に非じ、若し其れ世尊此語を聞きたまはんには、必らず斯事に緣りて諸苾芻の爲に制して學處を立てたまはん」。外道聞き已りて情に愧色を懷き、商人に報じて曰はく、「向には是れ戲言なりき、以て意と爲すこと勿れ」とて卽ち便ち辭去せり。時に別に商旅あり室羅伐城より來れり。彼商旅中に一露形外道あり、彼れ既にして此を見て問うて言はく、「仁、行路に於て道粮ありしや不や」。答へて言はく、「有りき」。問うて曰はく、「何よりしてか得たる」。答へて曰はく、「禿居士ありて我が爲に濟辦せり」。時に彼外道は怒りて告げて曰はく、「汝は恩を知らず、彼が惠給を蒙りて飢虛を免るゝを得たるに、乃し麤言を出して禿居士と云はんとは。然り、我れ彼の釋子苾芻を見るに數五百ありて阿羅漢を獲て般涅槃に入れるに、我等群類外道の中頗し曾て一の涅槃せるありしを見たりや不や」。是語を作し已りて伽他を說いて曰はく、

せるが如し……乃至、衣服を料理すべし」。時に諸の商人は阿難陀が苾芻衆に「世尊は憍薩羅國室羅伐城に往かんと欲したまへり」と告ぐるを聞いて、時に彼商人は佛所に往詣し雙足を禮し已りて一面に在りて坐せり。爾の時世尊は諸商人の爲に、妙法を宣說し、示教利喜して默然して住したまふに、商人皆起ちて稽首合掌して佛に白して言さく、『世尊、我聞けり、「如來は室羅伐城に往かんと欲したまへり」と。經遊する道路所須の四事は佛及び僧衆に、我悉く供養しまつらん、唯願はくは慈悲もて我が爲に哀受したまはんことを』。時に世尊は默然して爲に受けたまへり。時に諸商人は佛受けたまへるを見已りて佛を禮して去り、便ち尊者阿難陀の所に詣り禮し已りて白して言さく、「大德、世尊は一日に幾許を行きたまふべきや」。阿難陀曰はく、「猶し輪王の如くなり」。復問ふ、「輪王の法、日に幾多を行くや」。答へて曰はく、「二踰繕那なり」。時に諸商人は當の程路に准じて兩踰繕那毎に所須を安置し、日の初分に於て佛及び僧に供へ、食既にして了し已るに商人は前に去り、是の如くに准置して乃し室羅伐城に至れり。爾の時世尊は諸大衆を將ゐて路に隨うて行き、自ら寂靜の故に寂靜園遶し、阿羅漢の（故に）阿羅漢園遶し……是の如き等廣說せること前の如し……室羅伐城に往きたまへり。時に商旅內に露形外道ありて亦與に隨行せり。時に外道は每に行路に於て飢渴の爲に逼まられければ是の如きの念を作さく、「我今云何がしてか方便を設くるを得て斯の飢苦を免るべき」。便ち是念を作さく、「應に釋子に投じて共に徒伴と爲らんに飢虛を免るべく、長途を涉ると雖而も勞倦せざらん」。即ち苾芻所に詣り白して言さく、「聖者、仁が大師は性、美好を愛して常に金犂を以てして耕種を爲し、仁等弟子に百味の食を受け千金の衣を著し上妙の房舍、價直一億なるを許せり。斯に由りて仁等は現在世に於て安樂住を得、命終の後は必定して天に生じ當に解脫を得べし。我が大師は性、麤惡を愛して麻滓の犂もて亦耕種せず、我弟子をして拔髮し露形して人間に乞食し、寢ぬるに鞕地に居せしめ、斯に由りて我等は現在世に於て身に常に苦を受け、

【二】踰繕那。律部二十、註（二一の三〇）には八拘盧舍とし、同註（二四の一〇）の本文の直前には四拘盧舍とせり。夫故に輪王の一日行程を一踰繕那とすると二踰繕那とする說とが出で來るなり。

佛、王舍城羯蘭鐸迦池竹林園中に在しき。時に此城內に諸の商人あり。佛所に來詣し雙足を頂禮して一面に在りて坐せり。爾の時世尊は諸商人の爲に微妙の法を說いて示教利喜し默然して住したまへり。時に諸の商人既にして法を聞き已りて深心に歡喜し佛を禮して去りぬ。復具壽阿難陀の所に詣り禮し已りて坐せるに、尊者は爲に法要を說き……乃至、默然して住せり。時に諸の商人は既にして法を聞き已るに卽ち座より起ちて白して言さく、「大德、世尊は此に於て夏安居し了らんに當に何處に向ひたまふべき」。阿難陀曰はく、「仁等自ら可しく往いて世尊に問ひまつるべし」。商人答へて曰はく、「世尊大師は威德嚴重なれば、我等何が輒ち諸問することあるを敢へてせん」。時に阿難陀は商人に報じて曰はく、「我も亦佛に見えんに威德尊重なれば、豈に能く專ら輒ち諮白する所あらんや」。商人曰はく、「大德阿難陀にして若し問はさらんには、云何がしてか如來大師三月夏了りて某處に向はんと欲したまへるを知るを得べき」。阿難陀曰はく、「相貌及以言說を觀ずるに由りて、方に世尊が某處に向はんと欲したまへるを知らん」。商人問うて曰はく、「何の相貌及び何の言說を觀ぜんに、如來某處に向はんと欲したまへるを知るを得るや」。阿難陀曰はく、「若し彼方を望んで坐して齒木を嚼みたまはんには此は是れ相貌なり、若し彼方の人物を讚じたまはんには此は是れ言說なり」。商人復問ふらく、「此者世尊は何の方處に向ひて齒木を嚼みたまひ、復何處に於て其人を讚歎したまへりや」。阿難陀曰はく、「近者世尊は憍薩羅に向ひて齒木を嚼み、室羅伐城の所有人物を讚歎したまへり」。時に諸の商人是語を聞き已るに、佛世尊久しからずして當に室羅伐城に向ひたまふべきを知り、禮足して去りぬ。時に諸の商人は卽ち便ち室羅伐城に入むる所有賄貨を收覓せり。爾の時世尊は三月夏了りて阿難陀に命じて曰はく、「汝可しく諸苾芻に告ぐべし、世尊は今憍薩羅に往いて人間に遊行せんと欲したまへり、若し情に如來に隨逐して出行せんことを願ふ者あらば、應に可しく衣服を料理すべし」。時に阿難陀は佛の敎を奉じ已りて諸芻苾に告ぐらく、「……前に具說

らんには無犯なり。又無犯とは、謂はく最初犯の人……具に上に說けるが如し。

九 知有食家强立學處第四十三

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。爾の時具壽鄔陀夷は晨朝に乞食して、賣香少年の初めて婚娶を爲し香鋪開閉し染念もて家に歸れるを見ぬ。鄔陀夷は見已りて前に其舍に詣り……廣說せること前の如し……鄔陀夷既にして舍に入り已りて戶扇の後に於て其身を藏蔽せり。家に婢使ありしも苾芻を見て默爾して言ふなかりき。時に彼少年は市より歸家し、其婦臂を捉へ牽いて屛處に至りて非法を行ぜんと欲せるに、其婢報じて曰はく、「家主よ、此戶扇の後に尊者鄔陀夷あり」。少年聞き已りて色を作して住まり、其婢に報じて曰はく、「聖者鄔陀夷は自房中に在りて諸定を修習して三摩地の樂を受くれば、何に因りてか此に至らん」。便ち戶扇の後を觀ずるに鄔陀夷を見ければ、欲情遂に歇みて是の如きの語を作さく、「云何が苾芻にして沙門の法を失せる。俗家に來至して屛處に强ひて立ち、他の俗人をして自の妻室に於て自在を得さらしめんとは」。少欲苾芻是語を聞き已りて共に嫌賤を生じ、此因緣を以て具に世尊に白すに、世尊は即ち便ち諸苾芻を集め……問答は前に同じ……世尊種々に呵責し已りて諸苾芻に告げたまはく、『……乃至、十利の爲の故に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、有食家なるを知りつゝ屛處に强ひて立たんには波逸底迦なり」』と。

「若し復苾芻」とは、謂はく鄔陀夷なり、餘の義は上の如し。此戒相を釋せんに、廣說せること前に同じ、但屛立を異と爲すのみ、餘は並に知るべし……乃至痛惱所纏となり。

一〇 與無衣外道男女食學處四十四

【九】墮法第四十三知有食家强立學處。

【一〇】墮法第四十四與無衣外道男女食學處。

少年は何に因りてか掩閉せる」。即ち他心道術を以てして之を觀察し、其の歸りて婦と共に歡戲せんと欲せるを知りて（思へらく）、「我今宜しく彼が欲情を廢せ（しむ）べし」。即ち少年の前に在りて其宅內に往き、座に就いて坐して彼婦に告げて曰はく、「汝此に來りて坐せよ、我れ爲に法を說かん」。婦便ち敬禮して法義を聽受せるに、正しく法を說くの時少年來至して其婦に告げて曰はく、「汝宜しく食を取りて聖者鄔陀夷に與へ、其をして寺に歸らしむべし」。時に鄔陀夷は少年に報じて曰はく、「賢首、我れ善品を廢して汝が宅中に來れるは、信心を增さしめ汝が爲に法を說かんとてなり、汝樂ひ聽かさらんには何の所爲をか欲せる」。即ち强ひて坐に喚き其をして聽法せしめ、既にして久しく聽き已るに欲念便ち歇みければ、鄔陀夷は知り已りて座よりして去れり。時に彼少年は極めて嫌賤を生じて是の如きの語を作さく、「云何が苾芻、他の俗人の欲樂意あるを知りて、故に相惱亂して望心を失せしめ、已妻に於て自在を得ざらしめたる。此に則ち何ぞ沙門の法あらん」。少欲苾芻是語を聞き已るに咸く嫌恥を生ずらく、「云何が苾芻、有食家なるを知りつゝ强ひて爲に住止せる」。即ち此緣を以て具に世尊に白すに、世尊は此因緣を以て苾芻衆を集めて具に鄔夷陀に問ひ……廣說せること上の如し……世尊種々に呵責し已りて諸苾芻に告げたまはく、『……乃至、十利の爲の故に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、有食家なるを知りつゝ强ひて安坐せんには波逸底迦なり」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく鄔陀夷なり、餘の義は上の如し。「知りて」とは、義上の如し。「有食」とは、男は女を以て食と爲し、女は男を以て食と爲して更に相愛するが故に、之を名けて食と爲す。「家」とは、謂はく四姓等なり。「强ひて」とは、謂はく他が、許さざるに强ひて自心を縱にするなり。「坐す」とは、謂はく放身して坐するなり。結罪は上の如し。此中の犯相、其事云何。若し苾芻にして他の男女の欲意あるを知りて、强ひて家中に於て坐せんには波逸底迦を得ん。若し欲心なきを知

【八】有食家。夫婦共住の家なり、律部十一、註（三九の五-）食家婬處の下參照。

此因緣を以て苾芻衆を集めて其實なりや不やを問ひ……廣說せること上の如し……世尊種々に呵責し已りて諸苾芻に告げたまはく、『……乃至、十利の爲の故に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、水に蟲あるを知りて受用せんには波逸底迦なり」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく鄔陀なり、餘の義は上の如し。「知りて」とは、或は自ら知り或は他より告ぐるなり。「水に蟲あり」とは、蟲に二種あり、一は謂はく纔かに覩じて卽ち見ゆると、二は羅にて漉して方に見ゆるとなり。「水」とは、謂はく諸水なり。水を用ふるに二あり、一は謂はく內受用と、二は謂はく外受用となり。云何が內受用なる、謂はく是れ內身の所有受用にして、洗浴し飮噉し、或は齒木を嚼み或は手足を洗ふなり。云何が外受用なる、謂はく身外に於ける所有受用にして、謂はく衣鉢を洗濯し若しは衣を浣染し、若しは地に灑ぎ若しは牛糞にて塗拭する等なり。「波逸底迦」とは、義を釋すること上の如し。

此中の犯相、其事云何。苾芻、蟲水を用ひて有蟲想及び疑を作さんに、皆波逸底迦を得ん。若し水に蟲なきに有蟲想・疑を作さんに、惡作罪を得ん。餘の二は無犯なり。若し苾芻にして蘇・蜜・糖・油・醋水漿及び醋・乳・酪・餅・果等に蟲あるを知りて受用せんには、皆墮罪を得ん。又無犯とは、謂はく最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。

七　知有食家强坐學處第四十二

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。爾の時具壽鄔陀夷は俗法術を解して他事を預知せり。時に鄔陀夷は晨朝に衣を著し鉢を持して城に入りて乞食せり。時に此城中に一賣香少年あり、初めて婚娶を爲せるに、香鋪所に至り纔かに開鋪を始めたるも、便ち邪念を生じ舍內に還りて婦と交歡せんと欲して還香鋪を閉せり。時に鄔陀夷は見て念を生ずらく、「自餘の諸鋪は今開張を始めしに、此一

【七】巴法 第四十二 知有食家强坐學處。

此中の犯相、其事云何。若し苾芻病無きに美食を乞ひ、病無くして食せんに、乞ふ時惡作、食せんに便ち墮罪なり。苾芻病無き時に乞うて病ありて食せんに、乞ふ時惡作、食せん時無犯なり。苾芻病ある時乞ひ病無くして食せんに、乞ふ時無犯、食せん時墮罪なり。若し病あるに乞ひ病あるに食せんには無犯なり。若し苾芻、村に入り食を乞はんとて彼門前に至り、女人見已りて飯を持ちて出でんに、苾芻若し餘物を須めんには其飯を受くる勿れ、默然して住せよ。女人問うて曰はん、「聖者、何の所須をか欲せる」。此言を作さん時は卽ち是れ其の情の欲する所に隨はんことを表はせるなれば、苾芻須ゐんには卽ち可しく隨ひ覓むべく、此れ犯あることとなきなり。又若し施主にして苾芻を見て時に報じて「聖者、所須あらんには意に隨うて當に索むべし」と言はんに、苾芻隨うて何物かを覓めんには皆犯あることとなし。又無犯とは、謂はく最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。

第五に頌に攝して曰はく、

「蟲水と二の食舍と　無服と往いて軍を觀ずると
兩夜と兵を遊觀すると　打と擬と麤過を覆へるとなり」。

[六]受用蟲水學處第四十一

佛、憍閃毘國瞿師羅園に在しき。爾の時闡陀苾芻は有蟲水を用ひぬ。時に諸苾芻見て告げて曰はく、「具壽闡陀、何に因りて故心に有蟲水を用ふるぞや」。闡陀報じて曰はく、「此水內の蟲は誰か我に數へ付へたる、諸餘の盎盆江河池沼四大海水に何ぞ往かざりし、自ら生じ自ら死なんに我に於て何の過かある」。少欲苾芻是語を聞き已りて共に嫌恥を生じて是の如きの語を作さく、「云何が苾芻、水に蟲あるを知りつゝ故心に受用せんとは」。時に諸苾芻は此因緣を以て具に世尊に白すに、世尊は

【六】墮法第四十一受用蟲水學處。

き已りて共に嫌恥を生ずらく、「云何が苾芻にして白衣家に於て是の如きの美好飲食を從ひ索めたる」。緣を以て佛に白すに、佛は此緣を以て苾芻衆を集めて六衆に問うて曰はく、「汝、諸苾芻、我が所說の如き上妙の美食、謂はく乳・酪・生酥・魚・肉・乾脯にして、是の如きの美食を汝は俗舍よりして乞うて食せりや」。答へて言さく、「實に爾り、大德」。爾の時世尊は種々に呵責して……廣說せること前の如し……諸苾芻に告げたまはく、『……乃至、十利の爲の故に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「[五]世尊說きたまへるが如き上妙の飲食、乳・酪・生酥・魚及び肉にして、若し苾芻、己が爲に他家に詣りて乞ひ取めて食せんには波逸底迦なり」と』。是の如く世尊は諸苾芻の爲に學處を制したまひ已りぬ。時に苾芻あり身患苦に嬰りければ醫人に問うて曰はく、「賢首、我が爲に處方せよ、冀くは斯疾を愈さんことを」。醫人報じて曰はく、「聖者、宜しく乳を飲むべし」。報じて言はく、「賢首、誰か我に乳を與ふべき」。答へて言はく、「聖者、門徒家より乞ひ取めて當に飲むべし」。報じて言はく、「賢首、世尊は制戒して從ひ乞ふを許したまはざるなり」。醫曰はく、「病因緣に由りて佛は當に聽許したまふべし」。苾芻、緣を以て佛に白すに、佛言はく、「病因緣ありて好美の食を乞はんには無犯なり」。爾の時世尊は戒を持ち及び戒を尊重する者を讚歎し、爲に法を說き已りて諸苾芻に告げて曰はく、「前は是れ創制、此は是れ隨開なり。重ねて爲に戒を制せん、應に是の如くに說くべし、「世尊說きたまへるが如き上妙の飲食、乳・酪・生酥・魚及び肉にして、若し苾芻無病に己が爲に他家に詣りて乞ひ取めて食せんには波逸底迦なり」と』。

「世尊說きたまへるが如し」とは、謂はく如來應正等覺なり。「上妙の飲食」とは、謂はく乳・酪等なり。「無病」とは、謂はく病苦なきなり。「己が爲に」とは、謂はく自ら得んと欲して餘人の爲ならざるなり。「他家」とは、謂はく四姓等なり。「乞ひ取む」とは、謂はく乞ひ覓むるなり。「食す」とは、謂はく呑咽するなり。結罪は前に同ず。

[五] 本文に應如是說、如世尊說上妙飲食乳酪生酥魚及肉若苾芻爲己詣他家乞取食者波逸底迦とあり。戒文に如世尊說の四字を附加せる如きは有部律のみなり。有部戒本も同じ。

已り、佛を繞ること三帀して還りて舍中に入り、高樓上に於て施觀を修習せり。時に彼家人は座褥及び餘食を收攝し已れり。是時六衆は三十家に於て勸めて食を覓め已り、更に相告げて曰はく、「日時將に至らんとす、可しく請家に往くべし」。既にして釋子大名の舍內に至るに、坐處なく復飮食なきを見て闡陀報じて曰はく、「佛及び僧に舍に就りて供を受けんことを請ぜるに、敷座を見ず復飮食も無し、佛衆をして一日中に於て食を絕たしめんと欲するなりや」。家人報じて曰はく、「仁豈に晝寢して他の行るを覺らざりしならんや、佛及び僧衆は食し了りて皆去れり」。闡陀曰はく、「爾が意況を看るに、我に食を與へざらんとするなり」。家人報じて曰はく、「聖者、暫らく住まりて家尊に白すを待て」。卽ち便ち入りて白さく、「六衆苾芻は今來りて食を索めぬ」。大名曰はく、「所有殘餘にして與ふるに任へんには食せしめよ」。遂に安坐せしめて飮食を授與せるに、彼の單疎なるを見て互に相告げて曰はく、「釋子大名は大に其口を張きて佛僧衆に供を家中に受けんことを請ぜるに、此の如きの輕微もて佛僧を請ずるを得んには、我が鄔陀夷も亦日々に佛及び僧を請ずるを能くせん。然り此貧窮、何の噉嚼する所ぞ」。家人に告げて曰はく、「咄、男子、汝某家に向ひて好乳を取め來れ、某家に酪を取め、某家に酥を取め、某家に魚肉及び乾脯等を取めよ」。家人卽ち爲に取め來るに、旣にして飽滿し已りて便ち寺內に歸りぬ。諸苾芻問うて曰はく、「仁等今朝何處にてか受食せる」。答へて曰はく、「仁と同處にて」。諸苾芻曰はく、「我相見ざりき」。答へて曰はく、「我れ後に在りて至れり」。問うて曰はく、「何の飮食をか食せる」。答へて曰はく、「乳・酪・酥・肉にして是事豐盈せりき」。諸苾芻曰はく、「我彼家に於ては是の如きの食なかりき」。阿說迦曰はく、「彼貧窮人に寧んぞ此食あらん、我自ら彼親友の家より索め來らしめて飽食せるなり」。諸苾芻曰はく、「仁等豈に白衣家に於て是の如きの美好飮食を從ひ索む合けんや」。大衆曰はく、「從ひ（索むるに）合はんとも合はざらんとも我已に食し訖れり、豈に我等をして餓腹にして宵を經せしむべけんや」。少欲苾芻是語を聞

卷の第三十七

[一]索美食學處第四十

爾の時薄伽梵、[二]釋迦住處に在りて人間に遊行し、[三]劫比羅城多根樹園に至りたまへり。時に[四]釋子大名は佛世尊が今此の多根樹園中に來至したまへりと聞いて卽ち便ち往詣し、旣にして彼に至り已りて佛足を頂禮して一面に在りて坐せるに、佛爲に法を說いて示敎利喜し默然して住したまへり。時に釋子大名は卽ち座より起ちて偏に右肩を露はし合掌恭敬して佛に白して言さく、「世尊、唯願はくは慈悲みて佛及び僧衆は明日舍に就りて我が微供を受けたまはんことを」。爾の時世尊は默然して受けたまへり。時に釋子大名は佛默然して爲に請を受けたまへるを見已りて佛を禮して去り、旣にして舍中に至り家人に告げて曰はく、「佛及び僧衆は新に此に來至して道路に艱辛したまへり、汝等宜しく應に美食を具辦して疲倦を解きまつらんことを冀ふべし」。時に彼家人旣にして敎を承け已り、卽ち其夜に於て備に種々上妙の飮食を辦へぬ。時に六衆苾芻晨朝に起き已りて共に一處に聚まりしに、上座難陀は諸人に告げて曰はく、「諸具壽、我等宜しく親友家に詣りて其好なりや不やを觀るべし」。諸人報じて曰はく、「是の如し、應に行くべし」。是時六衆共に俗舍に至るに、親友之に見えて白して言さく、「聖者、可しく此に於て食すべし」。六衆曰はく、「我等已に釋子大名の請食を受けぬ」。諸人曰はく、「若し是の如くならんには明、當に來り食すべし」。答へて言はく、「爾り」。時に釋子大名は使をして往いて白さしむらく、「飮食已に辦はれり、願はくは聖、時を知しめさんことを」。爾の時世尊并に諸大衆は大名の舍に往き、所設の座に於て之に就いて坐したまへり。大名旣にして佛・僧の坐し已れるを見て、卽ち種々上妙の飮食を奉じ、大衆食し訖り……乃至、其が爲に法を說きたまひ、佛及び大衆は座よりして去りたまへり。時に釋子大名は佛後に隨從して旣にして舍を出で

【一】 噠法第四十索美食學處。

【二】 釋迦住處。釋迦國にて(Sakkesu)との意なり。五分律の釋迦國、四分律の釋翅搜とあるに相應す。

【三】 劫比羅城多根樹園。劫比羅城尼倶律樹園(Kapilavatthusmiṃ Nigrodhārāme=vin. 1, 5.41)にして、多根樹とは尼倶律樹なり。

【四】 釋子大名。大名は摩訶男(mahānāma)の譯、阿那律と兄弟、斛飯王の子なり。

を作して勝福田を惱ませり、當來に於て大苦報を受くる勿らんことを。深心に禮敬せると所有懺謝の功德とは、未來世に於て當に此に勝れる無上大師に遇ふべく、承事供養して當に聖果を獲べけん」と』。佛、諸苾芻に告げたまはく、「汝等異念を生ずること勿れ、往時の藥叉とは卽ち大哥羅是なり。獨覺に於て惡心とて誹謗して惡聲を彰はせるが故なると、復悔悵を生じて求哀懺謝せるとに由りて、惡業に由りての故に五百生中に於て常に惡聲のために謗說せられ、悔心を生じて誓願を發せるに由りての故に我に値遇するを得て而ち出家を爲し、衆の煩惱を斷じて阿羅漢を證せるなり。我は羅漢に勝るゝこと百千萬億なれば、相遭遇するを得ては恭敬供養して心に厭捨なきなり。汝等苾芻、若し純黑業を作さんに純黑の異熟を得、若し黑白の雜業を作さんに雜異熟を得、若し純白業を作さんに純白の異熟を得ん。是故に汝等は餘の二業を捨して當に純白を修すべし。是の如くに應に修すべきなり」と。

後に頌に攝して曰はく、

「常に屍林に處せると　及以守門者と
諸人伴死を作して　共に虛實事を觀ぜると
受食に五種あると　苾芻に自ら行すを閒けると
險途に畜生に許せると　哥羅の緣は最後なり」[四七]。

【四七】此下、聖本に光明皇后の願文あり。

せられて「汝、人を食へり」と云はれたる』。世尊告げて曰はく、『此大哥羅が自ら作せる所の業の若しは善若しは惡は、因緣會合し果熟するの時、還りて自身の蘊・界・處に於て受けて、外界の地水火風に於てして成熟せしめざるなり。卽ち頌に說いて曰はく、

「假令百劫を經んとも　所作の業は亡びじ
因緣會遇はん時　果報還りて自ら受けん」。

汝等善く聽け、過去世に於て時に婆羅痆斯城に一獨覺あり、名けて希尙と曰ひ、此城外なる古仙住處に依りて居止を爲し、常に無量百千萬億の諸天徒衆ありて其後に隨逐せり。每に城中に入りて須らく乞食すべかりし時は、常に屍林邊に在りて過ぎぬ。此の棄屍處に一藥叉あり依止して住して死人の肉を食へり。若し希尙獨覺が林より過ぐる時は、諸天の威勢に由りて此藥叉神は卽ち便ち逃避せり。時に諸死屍は便ち野干狸狗のために食噉せられければ、藥叉は是の如きの念を作さく、「此出家は常に我を惱ませり、我今宜しく不吉祥事を作して復來らざらしむべし」。便ち死人の手を以て彼鉢中に棄てゝ諸人をして見せしめぬ。時に此城人は皆惡響を傳ふらく、「此出家は每に人肉を食へり」。獨覺知り已りて便ち是念を生ずらく、「當に此の無識の藥叉をして諸の苦報を受けしむること勿れ、憐愍の爲の故に」。卽ち其前に於て踊りて虛空に昇り、大神變を現じて上に烟焰を出して下に淸水を流し、不思議を作して正信を生ぜしめぬ。諸の[四六]異生類は神通を見ん時は疾く能く改悔す。(便ち)身を地に投じて大樹の摧くるが如くし、遙かに聖足を禮し求哀懺悔して是の如きの語を作さく、「願はくは大福田、速かに身を放ちて下りたまはんことを。我れ無識にして惡行の泥に沈めり、幸に慈悲を降して手を授けて相濟ひたまはんことを」。時に彼聖人は卽ちに身を放ちて下りしに、藥叉便ち鉢中より死人の手を取り、之を外に棄てゝ城中の人に告げて曰はく、「出家者が實に人肉を噉へるには非じ、是れ我が惡心もて此の誹謗を爲せるなり」。禮足して申謝すらく、「我れ惡業

けたるに、受けざる想をなし、受けざるに受けたる想をなして食せんには、兩者共に無犯なりとの意なり。

【四五】大哥羅苾芻因緣譚。

【四六】異生類。凡夫なり、律部十九、註(六の五〇)參照。

に擧著して噉咽せんには波逸底迦なり」と』。
是の如くに世尊は爲に學處を制したまひ已れり。時に阿蘭若苾芻あり、水及び齒木は人の授與するなかりければ、便ち靜處を捨てゝ聚落中に至れり。世尊は見已りて知りて故に阿難陀に問ひたまはく、「何處の蘭若苾芻にして、彼住處を棄てゝ來りて聚落に入れる」。時に阿難陀は佛に白して言さく、『佛所制の如くんば、「受けざる物は口中に置れて呑咽を爲さゞれ」と。此が爲に蘭若苾芻は水及び齒木は人の授與するなければ、皆來りて村に入りしなり授與人を求めんとてなり』。佛、阿難陀に告げたまはく、「水及び齒木を除く」。時に諸苾芻あり、人間に遊行して險路を經過せるに、人の食を授くるなかりき。時に菩薩あり、有情を調伏せんが爲の故に、現に智馬・獼猴・熊・羆と作り、諸苾芻の爲に其果食を授けしに苾芻は受けざりき。時に諸苾芻は廻還して佛に白すに、佛言はく、「若し諸の有情にして授・未授を知らんには皆食を授くるを得ん、疑心を致すこと勿れ」。此因縁に由りて諸苾芻に告げて曰はく『前は是れ創制、此は是れ隨開なり。應に是の如くに說くべし。

「若し復苾芻、食を受けずして口中に擧著して噉咽せんには、水及び齒木を除きて波逸底迦なり」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく大哥羅なり、餘の義は上の如し。「受けず」とは、謂はく他より受得せざるなり。「食」とは、謂はく〔四三〕二の五等なり。「噉咽」とは、謂はく呑咽するなり。「水及び齒木を除く」とは、謂はく此物を除きて餘は須らく受くべきなり。結罪は前に同ず。此中の犯相、其事云何。若し苾芻にして食を受けずして不受想及び疑を作す等に、〔四四〕二の重と二の輕とあり、後の二は無犯なり。及び無犯の事は廣く上に說けるが如し。

時に諸苾芻は咸く皆疑ありければ世尊に請じて曰さく、〔四五〕『大德、具壽大哥羅は曾て何の業を作してか常に樂うて深摩舍那に住在し、佛に依りて出家して諸惑を斷除し阿羅漢を成じつゝ、而も謗讀

【四三】二の五とは、五種珂但尼食と五種蒲繕尼食となり。
【四四】二の重・二の輕・後の二。受けざるに、受けざる想及び受けざりしやとの疑をなしつゝ食せんには、兩者共に波逸底迦（重）なり。受けたるに、受けざる想及び受けざりしやとの疑をなしつゝ食せんには、兩者共に惡作（輕）なり。受

時に比座苾芻起ちて爲に受けぬ。佛言はく、「應に起ちて受くべからず、手の及ぶ處に隨うて應に爲に受取すべし」。鉢中に置るゝ時果便ち轉じ去りしに、苾芻は更に受けぬ佛言はく、「應に更に受くべからず、手の及ぶ處に隨うて應に取りて之を食ふべく、手の及ばざる處は應に須らく更に受くべし」。苾芻、果を行す時、器物重く大にして獨り擧ぐる能はず、俗人來り見て報じて「大德、我れ相助けて行さん」と言へるに、苾芻は許さゞりき。佛言はく、「應に可しく共に行すべし」、苾芻は俗と與に各一邊を執りしに、俗人は先に執り苾芻は後に在りき。佛言はく、「應に爾るべからず、苾芻應に先に受取し、一邊を執り已るに次いで俗人をして執らしめ、後に共に之を行すべし」。俗人先に放ちて苾芻は後に在けり。佛言はく、「應に爾るべからず、應に苾芻先に放ちて俗人は後に在くべし」。苾芻行す時諸苾芻は更に受けて食せり。佛言はく、「若し苾芻邊より受得せんには即ち舊受を成ず、若し俗人邊に受得せんには便ち新受を成ずるなり」。時に淨信施主あり、瓨を以て酥・蜜・油及び砂糖を盛り、來りて現前僧に施せるに諸苾芻は受くるを肯んぜざりき。佛言はく、「應に受くべく、苾芻は應に行すべし」。行す時衣を汚せり。佛言はく、「應に草を以て替つべし」。若ち地に置く時瓨便ち轉倒せり。佛言はく、「下に支物を安ぜよ」。酥・蜜を行し已るに瓨を本主に歸さんとせり。彼言はく、「聖者、豈に酥蜜を施して瓨を施さゞらんや、此亦仁が所須に隨うて受用せよ」。苾芻、淨を成ずるを得るや不やを知らざりき。佛言はく、「應に取りて深水中に置き、漬すこと七八日すべく、諸の魚鼈の、油膩を噉盡するを待ちて、應に僧家の淨廚處に與へて用ふべし」。佛所說の如し、「受取して應に食すべし」と。六衆苾芻は受・不受に隨せて之を取りて食せり。少欲苾芻見已りて嫌恥すらく、「云何が苾芻、故に聖教に違して受けずして食へる」。此因緣を以て具に世尊に白すに、世尊は諸苾芻を集めて其虛實を問ひたまはく、『……廣說せること前の如し……乃至、諸苾芻の爲に十利の爲の故に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻食を受けずして、口中

曰はく、「若し佛未だ世に出でたまはざりしには、我等皆外道を以て福田と爲せるも、旣に世間に出でたまひては我等は仁を以て福田處と爲せり。我に施す所あるに仁受けざらんには、我等豈に善資糧を捨てゝ他世に行かんと欲すべけんや。幸に願はくは慈悲みて我が爲に受取せんことを」。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「應に爲に受取すべく、作淨して應に食すべし」。苾芻は如何がして作淨せんかを知らざりき。佛言はく、「[四〇]五種作淨あり。云何をか五と爲す。謂はく火淨、刀淨、爪淨、[四一]蔫乾淨、鳥啄淨なり、是を謂ひて五と爲す。復五種作淨あり、謂はく拔根淨、手折淨、截斷淨、劈破淨、無子淨なり。云何が火淨なる。謂はく火を以て觸著するなり。云何が刀淨なる。謂はく刀を以て損壞するなり。云何が爪淨なる。謂はく爪甲を以て傷損するなり。云何が蔫乾淨なる。謂はく自ら蔫乾して種たるに堪へざるなり。云何が鳥啄淨なる。謂はく鳥[四二]觜にて啄み損せるなり。次の五は知り易し」。佛の所敎の如く作淨して應に食すべきなり。苾芻卽ち便ち一一に作淨せるに、遂に中を過ぐるに至り噉食するを得ざりき。佛言はく、「所有果等は應に一聚と爲すべく、應に火・刀を以て三四處に於て觸れて之を損するなり、此を名けて淨せりと爲す」。世尊說きたまへるが如し、「果を受けて應に食ふべし」。時に諸苾芻は一々に別受して日遂に中を過ぎぬ。佛言はく、「食すべきに隨うて總取して應に別受すべからず」。又僧家の淨人、果を行すの時均等なること能はざりき。佛言はく、「應に求寂をして之を行さしむべし」。此復均しからざりき。佛言はく、「應に大苾芻受取して自ら行すべし」。仍ほ均しからしむること能はざりき。佛言はく、「應に三等と爲すべし、謂はく上・中・下なり。應に好惡を觀じ均等して之を與ふべし」。其行果人の應に得べき所の分は行し了りて方に與へしに、或は惡者を得、或は總無たるべかりき。佛言はく、「應に先に分を出すべし」。便ち好者を出せるに苾芻見て嫌へり。佛言はく、「彼の二師は應に爲に分を受くべし」。仍ほ好者を得たるに便ち悔心を起せり。佛言はく、「座次に至りて應に爲に受取すべし」。

【四〇】五種作淨。藏律には「火によりて適當なる、刀によりて適當なる、爪によりて適當なる、古びたる（枯れたる）によりて適當なる、鸚鵡が啄みあましたるによりて適當なる……」とあり。律部九、註（一四の三六・三七・四七・四一及び五一の本文の次なる鸚鵡啄）參照。

【四一】蔫乾淨。蔫は物鮮かならざるなり、萎なり、枯死せるなり。

【四二】觜。嘴なり。

に惡念なかりしなり」。諸人報じて曰はく、『隨いて何物を食せんとも汝が所言に任さん。然れども聲城郭に遍きなり、云はく、「汝は人を食ふなり」と』。是語を作し已るに相隨へて去りて諸苾芻に告げぬ。時に諸苾芻は是語を聞き已りて具に世尊に白すに、世尊聞き已りて是の如きの念を作したまはく、『凡そ諸苾芻は受けずして食せるに由り、此過ありて生ぜるなり、是故に我今諸苾芻に勅せん、「受取して應に食すべし」と、他をして證知せしめんが故に』。佛の所敎の如く受取して方に食せんとせるに、諸苾芻は如何がせんに受を成ぜんかを知らざりき。佛言はく、「五種の受あり、一には身にて與へ身にて受け、二には身にて與へ物にて受け、三には物にて與へ身にて受け、四には物にて與へ物にて受け、五には地に置いて受くるなり。云何が身にて與へ身にて受くるなる。謂はく他が手づから授けんに手を以て受取するなり。云何が身にて與へ物にて受くるなる。謂はく他が鉢を以て授けんに鉢を以て受取するなり。云何が物にて與へ身にて受くるなる。謂はく他が鉢を以て授けんに手を以て受取するなり。云何が物にて與へ物にて受くるなる。謂はく他が鉢を以て授けんに鉢を以て受取するなり。云何が地に置いて受くるなる。汝等苾芻應に知るべし、一邊國あり人多く惡賤なり、乃し父母兄弟姉妹に至るまで情に多く嫌惡して相近づくを用ひざらん。若し苾芻にして此國に至らん時は、可しく巷陌の乞食處に於て[三八]小曼荼羅壇を作り、應に鉢を置き已りて一邊に在りて住して心に鉢を緣ずべく、施食者ありて鉢中に著れしめんに、卽ち名けて受と爲す。又五種の受あり、或は牀、或は座、或は[三九]枯、或は衣、或は鉢にてなり。苾芻應に可しく心を用ひ手を仰けて其一邊を承け、彼をして懸に放たしめんに、皆名けて受と爲す。五種ありて受食を成ぜず。云何が五と爲す。謂はく界外に在り、或は遠處障處にて見え、或は傍邊に在り、或は背後に居し、或は時に合手せんに、是を五種に受食を成ぜずと謂ふ。五ありて受を成ず、上に反して應に知るべし」。

時に淨信の婆羅門居士あり、諸の好果を以て苾芻に供養せるに苾芻受けざりければ、諸人報じて

【三八】小曼荼羅壇。曼荼羅(maṇḍala)便ち壇なり。小の字に相當するもの、藏律になし。

【三九】枯。律部二十、註(二八の一五)坐枯の下參照。この五種受及び次下の五種不成受に相當する文は藏律になし。

「具壽大哥羅は死人肉を食せり」と云へるを見、復小女が出せる所の惡言を聞いて、諸人卽ち便ち是の如きの語を作さく、「我等宜しく應に屍林所に往いて、「具壽大哥羅は死人を食せり」と云へる其事の虛實を看るべし」。復共に議して曰はく、「我等如何がしてか虛實を知ることを得ん、可しく一人をして死人の狀を作さしめ、諸人共に舁きて屍林處に至るべし」。遂に一人をして死屍の相を爲さしめしに、其人報じて曰はく、「豈に彼をして我肉を食せしむべけんや」。諸人報じて曰はく、「汝憂ふるを須ゐざれ、我當に相護るべし」。時に彼卽ち便ち死人の像を作し、黃薑[三六]と油とを以て遍體に塗拭して臥せて牀上に在き、祭食五團を安じ、共に舁きて城を出でゝ屍林所に向へり。時に大哥羅は城に入りて乞食せるに、屍を舁き出でたるを見て便ち是念を作さく、「我今廻り去りて此五團を食せん、何ぞ巡門し辛苦して求乞することを假らん」。時に伴死人は苾芻の廻れるを見て諸人に告げて曰はく、「大哥羅來れり、必らず我を食はんと欲してなり」。諸人報じて曰はく、「我共に相護らん、汝憂ふるを須ゐざれ」。卽ち便ち舁きて屍林に至りて之を地に置き、各は叢薄[三七]に入りて彼苾芻を伺へり。一野干あり屍處に向うて彼五團を食はんと欲しければ、時に大哥羅は便ち是念を作さく、「忽ちに此野干は其祭食を噉はんに、我をして一日其飢餓を受けしめん」。卽ち便ち疾く去いて彼野干を驅りしに、時に伴死人は苾芻の來れるを見て遂に便ち大叫すらく、「我を喫はんとす、我を喫はんとす」。時に彼諸人は各棒杖を執りて其所に來至して苾芻に告げて曰はく、「聖者、汝大仙服を著し俗を捨てゝ出家しつゝ、而も更に今に於て重惡業を作さんとするや」。苾芻報じて曰はく、「我れ何事をか作さんとせる」。諸人告げて曰はく、「汝は人肉を食はんとせり」。答へて曰はく、「仁等は我が刀を持し肉を割いて噉食するを見たりや」。答へて言はく、「見ず」。諸人曰はく、「若し是の如くならんには、何の意にてか疾走して死人邊に向ひたる」。哥羅報じて曰はく、「我れ野干來りて祭食を餐はんとせるを見たればなり、此れ若し食はんには我れ飢虛を受けん。意に疾く驅らんと欲して更

【三六】黃薑、油。藏律に、「黃薑と果漿とを以てこすりみがき……」とあり。黃薑は鬱金の根の粉末なり。

【三七】叢薄。くさむら。

是れ諸親族が衣を以て屍に贈りて之を田野に棄てんに、時に大哥羅は取りて以て浣染し縫刺して衣と爲せるなり。云何が死人食なる。是れ諸親族が[三三]五團食を以て亡靈に祭饗せんに、時に大哥羅は取りて食に充つるなり。云何が死人臥具なる。此大哥羅は常に屍處に在りて眠臥を爲したればなり。是を屍林鉢・衣・食・臥具と謂へるなり。若し人多く死なん時は大哥羅が身體肥盛して、復數城中に往いて乞食せざりき。若し人の死ぬるなき時は大哥羅が身形羸瘦して、數城中に往き門を巡りて乞食せり。時に守門者は[三四]作心記念すらく、「大哥羅苾芻は若し人多く死なんに身則ち肥盛し、若し死人少きには身便ち羸瘦せり、豈に聖者大哥羅は死人の肉を食するには非ざらんや」。時に此城中に一婆羅門あり、妻を娶りて未だ久しからずして便ち一女を誕み、女既にして長大せるに父遂に身亡りぬ。時に諸親族は具に喪禮を嚴り、屍林に送り至りて焚き已りて舍に歸れるに、其妻及び女は哭して一邊に在りき。時に大哥羅は死屍を燒くを看りしに、時に女見已りて其母に告げて曰はく、「今此の聖者大哥羅は猶し鵰鳥の如くに屍を守りて住せり」。時に人の聞くありて來りて苾芻に告げ、苾芻は佛に白すに佛言はく、「彼の婆羅門女は自ら損害を爲せり、我が聲聞弟子の德は[三五]妙高の若くなるに、麤惡の言を作して共に相輕毀せり、斯の惡業に縁りて五百生中に於て常に鵰鳥と爲らん」。時に遠近の人衆は、咸世尊が「婆羅門女は五百生中に於て常に鵰鳥と爲らん」と記したまへるを聞けり。其母聞き已りて是の如きの語を作さく、「佛は我女は五百生の內常に鵰鳥と爲らんと記したまへり、何ぞ苦の甚だしき」。母即ち女を將ゐて世尊所に往き、佛足を禮し已りて佛に白して言さく、「世尊、唯願はくは慈悲みて此小女を恕したまはんことを。無識に縁りての故にして、毒害心もて輒ち此言を出せるに非ざれば、願はくは容捨せられんことを」。世尊告げて曰はく、「豈に我れ惡呪を爲して彼をして受けしめんや。此女子輕心もて麤語せるに由りて傍生中に墮するなり、若し重惡心ならんに當に地獄に墮すべけん」。女人聞き已りて座よりして去れり。時に城中の人は守門者が

【三二】　深摩舍那處鉢。大哥羅苾芻は死屍を棄つる處にて得たる鉢・衣・食・臥具を常に受用せりとの意なり。深摩舍那(śmaśāna)は「死屍を棄つる處」なる義、上註に舊に尸陀と云へるは訛なりとは、尸陀は śīta の音寫にして「寒」の義、尸陀林は寒林にして死屍を棄つる處なるも、深摩舍那を直に尸陀の義に解せる舊譯は誤まれりとの意なり。

【三三】　五團食。五正食（飯・麥豆飯・麨・肉・餅）を以て作れる團食（piṇḍa）なり。

【三四】　作心記念。藏律には「……と思へり」とあり。心に念ずることなるも、語を四字に作れるのみ。

【三五】　妙高。Su meru（修迷樓）の譯、須彌山なり。

し復苾芻にして曾て觸を經たる食を食せんには波逸底迦なり」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく哥羅苾芻なり、餘の義は上の如し。「曾て觸を經たる」とは、二種の觸あり、一は謂はく中前に受けて午を過ぎて觸るゝなり、二は謂はく午を過ぎて受け更を過ぎて觸るゝなり。若し苾芻、是れ曾て觸れたる食なるを知りて、(二八)作法せずして重ねて呑咽せんには、結罪は前に同ず。

此中の犯相、其事云何。若し苾芻、曾觸食に於て、曾觸想及び疑を作して食せんには波逸底迦なり。若し曾觸に非ざるに、曾觸想・疑を作して食せんには惡作罪を得ん。若し非觸に非觸想し或は觸に非觸想を作して（食せんには）無犯なり。佛言はく、「若し諸苾芻にして曾て觸れたる所の鉢の未だ(二九)好く淨洗せず、若しは小鉢、若しは匙、若しは銅盞、若しは安鹽器にも、而ち用ひて飲み、用ひて食せんには皆波逸底迦罪なり。若し手づから鉢帒若しは拭巾・錫杖、若しは戸鑰及び鎖の是の如き等の物に觸れんに、若し觸捉し已りて手を淨洗せずして餘の飯食……乃至、果等を捉りて之を呑咽せん時は皆波逸底迦罪を得ん。若し苾芻水を飲まんと欲する時、口を淨洗せずして之を呑咽せん時は惡作罪を得ん。若し(三〇)澡豆・土等を以て淸淨に澡漱せんには無犯なり」。又無犯とは、謂はく最初犯の人……餘は上に說けるが如し。

(三一)不受食學處第三十九

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。爾の時具壽大哥羅苾芻は、一切時に於て常に(三二)深摩舍那處鉢（謂はく是れ死屍を棄つる處舊に尸陀と云へるは訛なり）を用ひ、深摩舍那處衣を著し、深摩舍那處食を食し、深摩舍那處臥具を受用せり。云何が深摩舍那鉢なる。若し人死ぬるありて棄てゝ野田に在き、時に諸親族は瓦甌鉢を以てして祭器と爲さんに、時に大哥羅は取りて以て鉢に充てたるなり。云何が死人衣なる。

者次第に一定より一定に入り行くをいふ。

【二七】曾觸食。曾て觸れたる食。即ち昨日の食の殘りにして且つ一宿を經たる食、即ち殘宿食なり。或は中前に受けたる食は中前に始末すべきに中後に之に觸れ、或は中後に受けたる非時藥即ち夜分藥を初夜を過ぎて之に觸れて食するをも曾觸食を食すといふ。

【二八】作法するとは、中前に受けたる食の殘りを、中後に食せん爲には、その食物の性質を變ぜしめねばならぬ。即ち時藥を非時藥に換へ、非時藥を七日藥又は盡形壽藥に換へて、その各の時中に飲用するの作法なり。これ時毘尼として苾芻の心得べき重要作法である。

【二九】好く淨洗せざる時はたとひ一粒なりとも前に受けたる食が殘る爲に殘宿食となる。その殘宿食ある鉢に食を受くるならば、その新らしく受けたる食全體が殘宿食となる。故に若しそれを食する時は波逸底迦罪なるとの意なり。

【三〇】澡豆。藏律の相當處に此語なし。律部十三、註（九の三七）・律部二十、註（二八の二三）參照。

【三一】墮法第三十九不受食學處。

「若し復苾芻」とは、謂はく十七衆なり、餘の義は上の如し。「非時」[二二]と言へるには共に二種あり、一は謂はく中を過ぎたる已去、二は謂はく明相未だ出でざる已來なり。結罪は前に同ず。此中の犯相、其事云何。若し苾芻にして非時に非時想及び疑もて食せんには波逸底迦なり。若し時に非時想及び疑もて食せんには惡作罪を得ん。若し時に時想を作し、非時に時想して（食せんには）無犯なり。又無犯とは、謂はく最初犯の人……餘は上に說けるが如し。

[二三]食曾觸食學處第三十八

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に[二四]具壽哥羅は常法として是の如くせり、每に村邑に居しては小食時に於て衣を著し鉢を持して村邑中に入りて次第乞食し、威儀詳審し諸根を防護して善く[二五]念住に安んじ、若し食を得ん時是れ濕飯ならんには鉢を以て之を受け、若し是れ乾飯ならんには鉢巾內に置き、既にして食を得已るに、所有濕飯は當日に之を食し、乾飯は曬曝して之を瓮內に擧め、若し風寒陰雨に遇はんには卽ち煖水を以て潤漬して用つて其食に充て、既にして飽食し已るに便ち[二六]靜慮・解脫・等持・等至の微妙の樂を受けぬ。諸佛常法として、世間に安住しつゝ時時の中に於て捺落迦・傍生・餓鬼・人・天の諸趣及び山林河澗の屍を停むるの所、或は苾芻住處に往いて爲に觀察したまふなり。此中の因緣は住處を觀んが爲なり。爾の時世尊は便ち具壽哥羅が所住の房に往いて乾飯を曬せるを見たまひ、阿難陀に告げて曰はく、「今此に曬せるは是誰が乾飯なりや」。時に阿難陀は具に哥羅が乞食の事を以てして（言さく）、「……前に廣說せるが如し……乃至微妙の樂を受けぬ」と。佛、阿難陀に告げたまはく、「頗し苾芻にして[二七]曾觸食を食せるありや」。阿難陀は佛に白して言さく、「有り」。世尊は衆を集めて種々に呵責し、寂靜ならざるを嫌毀し知足行を讃じて諸苾芻に告げて曰はく、『我今諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若

【二二】非時二種。こゝに非時に二種を分てるは、食に小食大食の二種あるに由りてなり。卽ち小食を明相未出前に食し、大食を中を過ぎたる以後に食する時、此戒を犯ずるが爲なり。

【二三】墮法第三十八食曾觸食學處。曾觸食卽ち殘宿食を食するを制す。

【二四】具壽哥羅。律部十三、註（八の一八）參照。

【二五】念住。四念處觀なり。律部八、註（四の二〇八）參照。

【二六】靜慮・解脫・等持・等至。此等は多く一連に出され、又四禪八解脫三三昧九次第定として一連に出さるゝなり。靜慮（dhyāna）は四禪定。解脫（vimokṣa）は勝知勝見を發し以て貪愛を捨する八解脫（八背捨ともいふ）の出世間禪。等持（samādhi）は三昧・三摩地の譯、有尋有伺三摩地、無尋有伺三摩地、無尋無伺三摩地の三三摩地等の如し。等至（samāpatti）は九次第定の如し。深心にして智慧猛利なる

諸の善品を修し、食力既にして盡きては悉く皆偃臥せり。時に鄔波難陀は見て問うて曰はく、「汝十七衆、食は是れ他物なり、腹豈に他ならんや、云何が飽食して臥して善品を修せざる」。彼れ言はく、「大德、誰か飽食せる」。答ふ、「是れ汝等なり」。時に十七衆は卽ち上事を以て告知せるに、鄔波難陀は聞き已りて默して去れり。是時諸俗侶あり、園林中に在りて遊戲し歡讌して日已に中を過ぎぬ。時に十七衆も亦園内に至り、衆人の前に於て自ら其腹を摩して伽他を說いて曰はく、

「佛、美妙の語を說きたまへり　　世間に遍滿せる

苦の中飢に越ゆるなしと　　斯言最も實と爲す」。

諸人見已りて問うて言はく、「聖者、食を得んと欲せりや」。答へて曰はく、「得んと欲せり」。諸人は好飲食を以てして持して之に與へしに、彼皆飽食せり。既にして飽滿し已るに各本所に還り、兩々相隨へて高聲に誦習せり。時に鄔波難陀は誦習の聲を聞いて其所に來至して問うて言はく、「汝十七衆、何の故にか今時發起精進して高聲に誦習すること常に倍異せる」。十七衆答へて曰はく、『豈に曾て聞かざらんや世尊に說ありしを、「若し心に歡樂せんには能く法義を演べん」と』。鄔波難陀曰はく、「汝、今日に於て好食を得たりや」。答へて言はく、「彼園中に於て飽足して食するを得たり」。鄔波難陀曰はく、「向に我れ汝に問へるには並に「飢虛せり」と云へるに、何の故にか今時乃し「飽足せり」と云へる。豈に汝等は非時に食すべけんや」。答へて曰はく、「午前に得ず、中後に餐はず、豈に我れ飢を忍びて命過を取めんや」。少欲苾芻聞いて嫌耻を生じて共に是語を作さく、「云何が苾芻にして非時に而ち食せる」。此因緣を以て具に世尊に白すに、世尊卽ち便ち苾芻衆を集めて（言はく）、「……問答緣起は廣說せること上の如し……乃至、云何ぞ苾芻にして非時に而ち食せる」。世尊種々に呵責して諸苾芻に告げたまはく、『十利の爲の故に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻にして非時に食せんには波逸底迦なり」と』。

迦を得ん。若し界外に在りて界內想・疑を作して……惡作罪を得ん。若し界外に在りて界外想を作し、及び界內に在りて界外想を爲して……無犯なり。凡そ住處を言はんに二種あり、一は[一九]根本住處、二は[二〇]院外住處なり。若し本處に於て苾芻食せん時は、應に院外苾芻に問ふべし、「同じく來りて食するや不や」と。若し問はずして食せんには惡作罪を得ん。若し院外苾芻食せん時は、應に本處苾芻に問ふべし、「來りて同じく食するや不や」。若し問ひ知ら（しめ）ずして四人同食せんには波逸底迦を得ん。若し三人は食して一人は食せず、若しは三は圓具にして一は未圓具にして食せんには皆無犯なり。若し食を以て彼に送るに、乃し鹽一匕或は草葉一握に至らんにも、彼衆處と與に食せんに皆無犯なり。或は時に施主是の如きの語を作さん、「但來り入れる者に我皆食を與へん」と、或は時に施主にして別房を造りて施して「我房中に於て住せんには我皆食を與へん」と云はんには、斯れ亦過なし。又無犯とは、謂はく最初犯の人……餘は上に說けるが如し。

非時食學處第三十七

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。爾の時大目乾連は十七衆に出家を與へ、并に圓具を受けしに、[二一]小鄔波離を以て首と爲して悉く皆少壯なりき。小食時に於て衣を著し鉢を持し城に入りて乞食せるに、女人の行は貪愛を以て首と爲す、時に衆多の少年女人あり、十七衆年少苾芻の鉢を持して乞食せるを見て、即ち皆手を以て胸を槌ちて是の如きの語を作さく、「此諸苾芻は小より大に至るまで勞して母は養育せるに、曾て報德するなくして便ち捨てゝ出家せること何の果利かあらん、何ぞ生まれ已るに土を將つて口に塡めて之を坑塹に棄てざりし」。時に十七衆は斯語を聞き已るに咸く愧恥を生じて共に相謂ひて曰はく、「我今寧ろ可しく粒を絕ちて飢を忍ばんとも、復び巡家して他の惡說するを聞かざるべし」。各寺所に歸り食を斷じて住し、乃し食力未だ盡きざるに至る已來は

【一九】根本住處・院外住處。藏律には「基本的の場所と在家屋の場所」とせり。これ同一結界內にて法（布薩）を同じくしつゝ、その結界廣遠なる爲に、食供養を異にする場合なるべし。一を結界地內、二を結界地外とする意にあらず。又一を作法界地、二を自然界地とする意にもあらず。共に同一結界地內なる故に法も食も同一なる上に於てのことなり。されば一を伽藍界住、二を阿蘭若界又は村界住とし、而も此等が同一結界地內にある場合と見るべきが如し。

【二〇】隨法第三十七非時食學處。

【二一】小鄔波離。十七群童子中の上首にして、結集時の優波離に非ず。

て露形外道に施せるも、淨信を生じ見諦を得已るに及びては遂に外道を廢して佛・僧に奉施せりければ、而ち爲に受用せり。時に影勝王の舅は外道中に在りて出家せるに、王は僧に白して曰さく、「此は是れ我舅なり、願はくは且らく留住せん、乃し過失未だ生ぜざるに至りては其住止に任せ、若し過起らんには當に出去せしむべし」とて、王は自ら供養せり。時に諸苾芻は初後夜に於て警覺思惟せるに、外道見已りて敬信の心を起し、苾芻に報じて曰はく、「我れ苾芻に食を與へん」。苾芻曰はく、「善し、一にとやせん衆にとやせん」。答へて曰はく、「我れ多なる能はじ、我が飲食は王處より來れば、或は十或は二十ならんには事濟すを得べけん」。苾芻報じて曰はく、「世尊は別衆食するを許したまはざるなり」。苾芻佛に白すに、佛言はく、「沙門施食時を除く」。爾の時世尊は少欲及び戒を尊重する者を讃歎し、爲に法を說き已りて諸苾芻に告げたまはく、『前は是れ創制、此は是れ隨開なり。我今爲に學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、別衆食せんには、餘時を除きて波逸底迦なり。餘時とは、病時・作時・道行時・船行時・大衆食時・沙門施食時なり。此は是れ時なり」』と。

「若し復苾芻」とは、謂はく提婆達多なり、餘の義は上の如し。「別衆食」とは、謂はく別々にして食するなり。「餘時を除く」とは、謂はく別時を除くなり。「病時」とは、一食時に於て安坐する能はざるなり。「作時」とは、或は窣覩波、或は是れ衆事にして、下地を掃くこと大さ席許の如き、或は時に塗拭すること牛臥處の如きに至るなり。「道行時」とは、若しは行くこと半驛を往來し、或は一驛なるなり。「船行時」とは、若しは他船に附ふこと或は半驛一驛するなり。「大會」とは、謂はく多人聚集するなり。「沙門」とは、謂はく佛法外の諸の外道類を亦沙門と名く、彼れ身を勞して道を求むるを以ての故に。此は是れ隨開なり。結罪は前に同ず。

此中の犯相、其事云何。若し苾芻、同界內に於て同界想及び疑を作して、別衆食を爲さんに波逸底

や不や」。報じて曰はく、「諸僧伽には非じ、仁が困れたる（者）にのみ當に與ふべし」。答へて曰はく、「世尊は制戒して別衆食するを許したまはざるなり」。長者報じて曰はく、「仁が大師は常に慈愍あれば、斯事に緣りての故に必らず當に聽許せらるべし」。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「作の因緣を除く」。又諸苾芻は商旅と與に同行して一聚落に至りしに、乞食時至りければ諸人に報じて曰はく、「賢首、暫時爲に住まれ、我れ村に入り少飮食を乞はんと欲すれば」。商人曰はく、「聖者、此處險途にして諸の賊盜多ければ、可しく我に隨うて去るべし、我當に食を與ふべければ」。苾芻曰はく、「一切の僧伽に悉く能く施すや不や」。答へて曰はく、「能はず、或は可ならん、力に隨うて二三四等にのみ與ふるを」。苾芻曰はく、「世尊は制戒して別衆食するを許したまはざるなり」。時に諸苾芻は並に皆食を絕てり。……廣說せること前の如し……乃至、佛言はく、「道行時を除く」。又諸苾芻は船に附ひて去り、人間に遊行せんとして次に一村に至れり。時に諸苾芻は船人に報じて曰はく、「暫時爲に住まれ、我れ村に入りて飮食を乞求せんと欲すれば」。船人報じて曰はく、「此處の河險にして多く賊盜あれば可しく宜しく共に去るべし、我れ仁に食を與ふればとやせん」。苾芻報じて曰はく、「一にとやせん、衆にとやせん」。答へて曰はく、「我れ多なる能はず、或は三四五等にのみ與へん」。苾芻報じて曰はく、「世尊は制戒して別衆食するを許したまはざるなり」。時に諸苾芻は皆一日食を絕てり。緣を以て佛に白すに、佛言はく、「船行時を除く」。[一八]世尊說きたまへるが如し、「五年六年に應に頂髻大會を作すべし」と。時に無量苾芻ありて總集せるに、淨信居士等あり苾芻を別請して曰はく、「聖者、來り食せよ」。苾芻報じて曰はく、「一とやせん、總とやせん」。居士報じて曰はく、「我れ衆に及ぼさず、但二十三十ならんには力に隨うて供養すべけん」。答へて曰はく、「賢首、世尊は制戒して別食するを許したまはざるなり」。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「大施會時を除く」。爾の時影勝王未だ見諦を得ざりし（時）には竹林園を以

【一八】本文に如二世尊說一五年六年應レ作二頂髻一大會時有二無量苾芻總集一、有二淨信居士等一、別請二苾芻一曰……とあり。今、大正藏・縮藏の加點及び新藏の訓點を改めたり。頂髻大會は律部二十、註（一七の四・五・六）參照。

別衆食學處第三十六[二七]

佛、王舍城羯蘭鐸迦池竹林園中に在しき。爾の時提婆達多は衆多苾芻と與に、近寺處に在りて別衆して食せるに、少欲苾芻は共に嫌恥を生ずらく、「云何か苾芻にして近寺處に於て別衆して食せる」。此因緣を以て具に世尊に白すに、世尊は苾芻衆を集めて（言はく）、「……問答因緣は廣說せること上の如し……乃至、云何が苾芻にして別衆して食せる」。世尊は種々に呵責し已りて（言はく）、『……十利の爲の故に諸苾芻の與に共學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻にして別衆食せんには波逸底迦なり」と』。

是の如く世尊は諸苾芻の爲に學處を制したまひ已れり。時に衆多苾芻ありて身、疾苦に嬰りしに、一醫人あり寺中に來り至りければ諸苾芻は問うて言はく、「賢首、此苾芻は染患せり、請ふ方藥を說け」。報じて言はく、「聖者、當に是の如き是の如きの藥を服し、兼ぬるに小食を與ふべし」。病苾芻曰はく、「誰か能く施與すべき」。醫曰はく、「我能く施與せん」。苾芻曰はく、「一切の僧伽に悉く能く施すや不や」。報じて言はく、「諸の僧伽に非じ、仁病（者）にのみ當に與ふべし」。答へて曰はく、「世尊は制戒して別衆食するを許したまはざるなり」。醫曰はく、「仁が大師は常に慈悲あれば、斯事に緣りての故に必らず當に開許せらるべし」。時に諸苾芻は此因緣を以て具に世尊に白すに、世尊告げて曰はく、「病の因緣を除く」。又諸苾芻は窣覩波事及び營衆事の爲に身疲極を生じ、隨處に偃臥して善品を修するを廢せり。時に信心の長者あり寺に入りて見已りて問うて言はく、「聖者、佛の教法は務めて精勤するに在り、何の故にか晝眠して善業を修めざる」。苾芻報じて曰はく、「賢首、我が身饑乏せるなり」。長者報じて曰はく、「何ぞ小食せざる」。答へて曰はく、「賢首、誰か當に我に與ふべき」。報じて言はく、「我れ與へん」。苾芻報じて曰はく、「一切の僧伽に悉く能く施す

【二七】 墮法第三十六別衆食學處。

犯事を詰めんと欲すれば」。報じて言はく、「意に隨せよ」。老者曰はく、「師今罪あり、應に如法悔すべし」。師曰はく、「我れ罪を見じ」。答へて曰はく、「餘食法を作さずして食せり」。報じて言はく、『具壽、我豈に汝に「餘食法を作せりや未や」を問はざりしならんや。汝已に「作せり」と云ひつゝ、何の意にてか食し已りて方に「作さず」と云へる』。答へて曰はく、「我分は已に作せるも阿遮利耶の分に非ざりき」。師曰はく、「具壽、我實に罪なし。斯の道理に准ずるに汝當に過あるべし」。即ち此事を以て諸苾芻に告ぐるに、苾芻聞き已りて共に嫌賤を生じて是の如きの語を作さく、「云何が苾芻にして飲食の餘食法を作さざるを知りつゝ、故に他をして食せしめたる」。時に諸苾芻は此因緣を以て具に世尊に白すに、世尊は緣を以て苾芻衆を集めて（言はく）、「……問答因緣は廣く上に說けるが如し……乃至、云何が苾芻にして、食未だ餘食法を作さゞるを知りつゝ故に他をして食せしめたる」。世尊は種々に呵責し已りて諸苾芻に告げたまはく、「……乃至、十利の爲の故に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻にして他苾芻の足食し竟れるを知りつつ、餘食法を作さずして勸めて更に食せしめんとて告げて言はく、具壽、當に此食を噉ふべしと。此因緣を以て他をして犯ぜしめに憂惱を生ぜ（しめ）んと欲せんには波逸底迦なり」」と」。

「若し復苾芻」とは、謂はく老苾芻なり、餘義は上の如し。「知りて」とは、或は自ら覺知し或は他の告ぐるに因りてなり。「他苾芻」とは、謂はく此法中の人なり。「足食し竟る」とは、謂はく飽食し已れるなり。「餘食法を作さず」とは、謂はく人に對はず、他が食を取らざるなり。「勸めて」とは謂はく更に食せしめて、此を以て緣と爲して他をして犯ぜしめんと欲するなり。結罪の釋義は並に廣く前の如くなり。此中の犯相、其事云何。若し苾芻にして他の足食せるを知りつゝ、餘食法を作さずして「此可しく噉嚼すべし」とて、他に勸めて食せしめんには波逸底迦なり。又無犯とは、廣說せること前の如し。

[一五]容暇なし、世尊說きたまへるが如し、「寧ろ屠兒と作りて常に殺害を爲さんとも、他に出家を與へざれ」と。圓具を受け已らんとて而も教授すること（能は）ざれば」。弟子白して言さく、「願はくは親教師、共に出家を與へ并に圓具を受けたまはんことを、我當に讀誦・作業を教授すべければ」。師は是語を聞いて便ち之を許可し、即ち[一六]難法を問ひて淸淨を知り已り、遂に出家を與へ幷に圓具を受けて告げて言はく、「賢首、此は是れ汝が阿遮利耶なり、汝當に其に就いて諸の學業を受くべく、所有進止は並に須らく諮問すべし」。時に阿遮利耶は彼に讀誦及び諸事業を教へしに、時に老弟子は年既に衰邁して記憶すること能はず、數所犯ありければ、其教授師は頻長跪して罪咎を發露せしめぬ。時に老弟子是の如きの念を作さく、「此の阿遮利耶は日々我をして前に當りて長跪して其罪過を說かしめたるも、何の方便を作してか彼をして我に對ひて長跪して過を說かしむべき」。時に長者あり、佛及び僧に舍に就りて食せんことを請ぜり。爾の時世尊は衣を著し鉢を持し、諸の大衆と將に長者家に詣り、飯食し訖りて彼長者の爲に妙法を說き已り、諸大衆と將に座よりして去りたまへり。時に教授師は老弟子と與に、相隨へて出でゝ親識家に往きぬ。到り已るに主人白して言さく、「聖者、可しく食すべし」。苾芻曰はく、「我已に食し訖れり」。長者曰はく、「若し是の如くならんには日時未だ過ぎざれば、意に隨うて持ち去り、餘食法を作して慈愍みて之を食せんことを」。師、老者を問うて曰はく、「汝得んと欲するや不や」。答へて言はく、「得んと欲す」。即ち二分を持して寺外の池邊に至り、時に教授師は老弟子に報じて曰はく、「汝、水を濾すとやせん、餘食法を爲すとやせん」。老弟子曰はく、「我れ餘食法を作さん」。師便ち水を取めぬ。彼れ即ち寺に入りて未だ足食せざる苾芻處に詣り、便ち已分を將つて餘食法を作して師分は作さゞりき。師は水を取め已りて寺中に來り入りて問うて言はく、「具壽、餘食法を作せりや未や」。報じて言はく、「已に作せり」。即ち便ち取りて食せり。師既にして食し已るに老者白して言さく、「願はくは容許せられんことを、

【一五】容暇。寂定を修するに忙がはしくして、弟子を教授する暇なしとの意。

【一六】難法。受戒に際して受者に問ひたゞすべき十三難・十遮等の法なり。

足食せるに不足（食）想もて……無犯なり。爾の時鄔波離は佛に白して言さく、「世尊、何等の粥を食せんに名けて足食と爲すなる」。佛、鄔波離に告げたまはく、「若し粥新熟して匙を竪にして倒れざらんに、或は指等にて鉤畫して其跡滅せざらんに、此粥を食せん時は名けて足食と爲す」。「大德何等の麨を食せんに名けて足食と爲すや」。佛言はく、「若し初に水を和して攪さん時匙を竪にするも倒れず、或は五指にて鉤きて其跡滅せざらんに、此麨を食せん時は名けて足食と爲す。又、鄔波離、凡そ是れ薄粥薄麨ならんに皆足食に非じ」。又無犯とは、謂はく最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。

[一三]勸他足食學處第三十五

爾の時佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に此城中に一長者あり、妻を娶りて既に久しきに竟に男女なく、所有親戚も亦並に喪亡し、家道日に貧しく年將に衰邁せんとせりければ、其婦に報じて曰はく、「賢首、我今年老いて復更に生業を營辦すること能はざれば、俗務を捨てゝ出家を爲さんと欲す」。其婦報じて曰はく、「必らず信心あらんに可しく意に隨うて去るべし」。長者遂に去りて逝多林に至り、一年少苾芻を見て就いて禮足し已りて白して言さく、「大德、我れ出家せんと欲す、唯願はくは慈悲みて、我が所欲に隨さんことを」。苾芻答へて曰はく、「我今年少なれば人の爲に[一四]出家事を作すに應ぜざるなり」。長者曰はく、「我今創めて大德所に來至せるなり、幸に願はくは將導して餘人を指授し、本心を遂げて出家事を爲すを得んことを」。時に少年苾芻に親教師あり、常に寂定を修して空林野に住せり。便ち長者を將ゐて師處に往詣し、禮足し已りて白して言さく、「鄔波駄耶、此善男子は善說法律に於て出家を爲さんと欲せり、願はくは親教師、其に出家を與へ幷に圓具を授けたまはんことを、慈愍の故に」。時に親教師は弟子に報じて曰はく、「具壽、我に

【一三】墮法第三十五勸他足食學處。他の足食せる苾芻に強ひて食を勸めて、後に餘食法を作さずして食へり、波逸提を犯せりと非難するを戒しむ。

【一四】出家事。出家の式事なり。

んに、持して一邊に向ひて意に任せて飽食せよ。若し苾芻既にして足食し已るに、情に更に食せんことを希ひて、餘法を作さずして食せんには越法罪を得るなり。[三]五因緣ありて餘食法を作すとも成ぜず。云何が五と爲す。謂はく界外に住し、或は遠處障處にて、或は背後に居し、或は傍邊に在り、或は所對の人已に本處を離れたるには、此は皆餘食法を作すとも成ぜざるなり。五因緣ありて餘食法を作すことを成ず。云何が五と爲す。謂はく同一界內にして、相近き無障處に在り、背後に非ず、傍邊に非ず、其の所對の人亦座を離れたるに非ざらんに、此は餘食法を作すことを成ぜるなり。復五緣ありて餘食法を作すとも成ぜず。云何が五と爲す。謂はく界外に在り、或は遠障處に、或は器を以て盛らず、或は手づから持し捧げず、或は所對の者已に本座を離れたらんに、此を名けて餘食法を作せりと爲さず。五因緣ありて餘食法を作すことを成ず。云何が五と爲す。謂はく同一界內にして、相近き無障處に在り、或は器を以て盛り、或は手づから持し捧げ、其所對の者未だ本座を離れざらんに、此を乃し名けて餘食法を作せり爲す。若し其一人にして餘食法を作し已らんに、衆多苾芻ありて來りて共に食せんには悉く皆無犯なり、疑惑を致すこと勿れ』。爾の時世尊は戒を持ち及び戒を敬重する者を讃歎し、諸苾芻の爲に隨順法を說いて諸苾芻に告げて曰はく『前は是れ創制、此は是れ隨開なり。諸苾芻の爲に重ねて學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻足食し竟らんに、餘食法を作さずして更に食せんには波逸底迦なり」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく六衆なり、餘の義は上の如し。「足食し竟る」とは、謂はく飽食し已りて其本座を離れたるなり。「餘食法を作さず」とは、謂はく二の五等の、食を持して他に對ひて作法せざるなり。「更に食せんに」とは、謂はく是れ呑咽するなり。

此中の犯相、其事云何。若し苾芻、足食せるに足食想及び疑とて（餘食法を作さずして食せんには）皆墮罪を得ん。足食せざるに足食想及び疑もて……惡作罪を得ん。足食せざるに不足食想もて、

【三】餘食法成不成五因緣。

食し已るに幷せて病者の爲に食を持して歸れり。時に看病の人は食を盡すこと能はず、瞻病の人自ら足食し已りたれば更に敢へて食せず、復（た）求覓・淨人の、來りて食せしむべき（者）もなかりければ、便ち殘食を將つて併せて一邊に棄てゝ便ち去れり。時に諸の烏鳥競ひ來りて噉食し、遂に諠聲を致せり。爾の時世尊は聞きて知ろしめし、知りて而も故に阿難陀に問うて曰はく、「此の烏鳥、何に因りてか聲を作せる」と。阿難陀、佛に白して言さく、「世尊、今日長者は佛及び僧に舍に於て食を受けんことを請ぜるに、此住處に於て病苾芻多くして、時に看病人は爲に食を持して來りしも其病苾芻は食ひ盡すこと能はず、看病の人は自ら足食し已りたれば更に敢へて食はず、復求覓・淨人の與ふべき者もなかりければ、殘せる所の食を將つて棄てゝ地上に在けるに便ち大聚を成し、遂に烏鳥あり競ひ來りて噉食し、因りて諠聲を致せり」と。世尊は斯語を聞き已りて便ち是念を作したまはく、「我今宜しく諸苾芻が安樂住を得んが爲の故に、及び彼施主をして受用の福を得せ（しめ）んが故に、【一〇】餘食法を作して食することを聽すべし」。阿難陀に告げたまはく、「我今諸苾芻に餘食法を作して意に隨うて食するを聽す」と。佛の、「餘食法を作して食するを聽す」と言へるが如くせんとせるも、時に諸苾芻は云何にして餘食法を作さんかを知らざりき。卽ち此緣を以て往いて世尊に白すに、世尊告げて曰はく、「若し苾芻ありて已に足食し竟れるに、更に施主ありて五嚼食の美好なる餘食を與へん。時に諸苾芻は情に希うて食せんと欲せんには、【一一】彼苾芻は應に手を淨洗して其食を受け取り、可しく彼の現に食せる苾芻の未だ座を離れざる者に詣り、前に當りて立ちて是の如きの語を作すべし、「具壽、存念したまへ、我は苾芻某甲なり、已に飽滿して足食し竟れるに、更に復た此の珂但尼食・蒲繕尼食等を得、情に更に食せんことを希へり。具壽、當に我が與に餘食法を作すべし」。時に彼苾芻は卽ち應に爲に餘食法を作さんとて、二三口を食し已りて告げて曰ふべし、「可しく去るべし、此は是れ汝が物なり、意に隨うて當に食すべし」と。時に彼苾芻は餓にして作法し已ら

【九】求覓・淨人に就ては、卷第三十八（律部十九）、註（一一〇）を參照。

【一〇】餘食作法。

【一一】本文には彼苾芻應レ淨ニ洗手一、受ニ取其食一可ニ詣レ彼現食一苾芻未レ離レ座者、當レ前而立作ニ如レ是語一……とあり。加點は縮藏・大正藏、訓點は新藏なり。可丙詣下彼現食苾芻未レ離レ座者上當レ前而立作乙如レ是語甲と讀むべきなり。

離れずと知るなり。是を五種に足食せずと名く。復五種足食あり、云何が五と爲す、[七]一に是れ清淨食、二に少しく不淨食ありて相雜り、三に惡觸食に非ず、四に少しく惡觸食ありて相雜り、五に其本座を捨するなり、是を五種足食と名く。復五種ありて足食と名けず、云何が五と爲す、[八]一に是れ清淨食、二に多く不淨食ありて相雜り、三に惡觸食、四に多く惡觸食ありて相雜り、五に未だ本座を離れざるなり、是を五種に足食と名けずと謂ふなり。復五種足食あり、云何が五と爲す、謂はく行食者の食を與ふるを見ん時、苾芻報じて「我れ須ゐず」と云ひ、或は「去れ」と云ひ、或は「休めよ」と云ひ、或は「已に足食せり」と云ひ、或は「已に了れり」と云ふなり。斯五は皆是れ決斷して取らざる無餘の言にして、此語を作さん時は卽ち足食せりと名くるなり。復五種不足食あり、云何が五と爲す、謂はく行食者の、食を與ふるを見ん時、苾芻報じて「我且らく須ゐず」と云ひ、或は「且らく去れ」と云ひ、或は「且らく休めよ」と云ひ、或は「且らく食するを待て」と云ひ、或は「且らく了るを待て」と云ふなり。斯五は皆是れ未だ決斷を爲さゞる有餘の言にして、此語を作さん時は足食せりと名けざるなり。世尊說きたまへるが如し、「苾芻應に食を飽足し已るに更に復食を受くべからず」と。時に六衆苾芻は足・未足に隨せて更に復噉食せり。少欲苾芻之を聞き嫌恥して是の如きの語を作さく、「云何が苾芻にして佛の所敎に違ひ、足・不足に隨せて更に受けて食せる」。卽ち此緣を以て具に世尊に白すに、世尊は此因緣を以て苾芻衆を集め、問答して實なるを知り……廣說せること上の如し……種々に呵責して諸苾芻に告げたまはく、『……乃至、十利の故に爲に學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、足食し竟りて更に食せんには波逸底迦なり」と』。

是の如くに世尊は諸苾芻の爲に學處を制したまひ已れり。時に長者あり、佛及び僧に舍に就りて食せんことを請ぜしに、衆多苾芻ありて身、病苦に嬰り、其瞻病人亦去いて食に就つき、旣にして自ら

【七】清淨食・惡觸食。藏律には「適當なる食・適當なるに等しき食・貯へ置ける食・貯へ置けるに等しき食・行ずる道を害する」とせり。清淨食とは三種淨肉のごとき、或は正命得にして邪命得ならざる食、或は作淨法を經たる食の如きを云ふ。惡觸食とは藏律に「貯へ置ける食」とせる故に、內宿・內煮・自煮等の食をいふ。或は一度受けたる食中に、他食の飛沫を受けたるが如き場合に惡觸食となる。藏律の「行ずる道を害する」とは、食已りて坐を離れたる意なり。

【八】藏律に「適當ならざるにより捨てしめる。適當ならざるに等しきにより捨てしめる・貯へ置けるにより捨てしめる・貯へ置けるに等しきにより捨てしめる・行ずる道から害しない」とあり。こゝに行ずる道から害しないとあるは、食威儀を未だ捨てざるをいひ、本文に未だ本座を離れずとあるに相應す。

曰はく、「我れ諸苾芻に凡そ食せんと欲する時、鹽を行せる已去乃し未だ足せざるに至る已來は意に隨うて飽食し、若し食を受け已らんに更に起つべからずと敎へしに、何の故に諸苾芻は身體羸瘦して充悅すること能はざるぞや」。時に阿難陀は卽ち上緣を以て具に世尊に白さく、「……乃至、身體羸瘦して充悅すること能はざるなり」。世尊は是因緣を以て阿難陀に告げて曰はく、「[二]五種珂但尼食（是れ嚼齧の義なり）ありて若し食せんに足食を成ぜず。云何が五と爲す、謂はく一に根、二に莖、三に葉、四に花、五に果なり。此五を食せん時は足食を成ぜざるなり。[三]五種蒲繕尼食（是れ含噉の義なり）ありて食せんに足食を成ず。云何が五と爲す、一に飯、二に麥豆飯、三に麨、四に肉、五に餅なり。此五を噉はん時は名けて足食と爲すなり。若し苾芻、先に五種嚼食を食はんに、後の時五種噉食を食するを得るも、若し先に五種噉食を食せんには更に五種嚼食を食すべからず。若し更に食せんには越法罪を得ん」。世尊說きたまへるが如し、「五種嚼食は足食と名けず、五種噉食は足食と名く」と。時に諸苾芻は受得せる所の食、纔かに少許を食して緣ありて起ち已るに、卽ちに足を成ぜりと謂ひて更に敢へて食せざりければ、是因緣に由りて身形損瘦せり。佛、阿難陀に告げたまはく、「[四]『五因緣ありて方に足食を成じ、復五緣ありて足食を成ぜず。云何が五緣に足食を成ずとは。一に是れ食なりと知り、二に授食人ありと知り、三に受得して食せりと知り、四に食を遮せりと知り、五に[五]威儀を捨せりと知るなり。云何が食なりと知るとは。謂はく、是れ五嚼食・五噉食なりと知るなり。云何が授食人ありと知るとは。謂はく、女・男・[六]半擇迦等と知るなり。云何が受得して食せりとは。謂はく、二の五食は他より受得して食するなり。云何が食を遮せりと知るとは。謂はく、二の五食を遮するなり。云何が威儀を捨せりと知るとは。謂はく、此坐に於て之を捨てゝ起つなり。此五緣を具せんに、名けて足食と爲す。云何が五種に足食と名けずとは。謂はく、是れ食に非ずと知り、授人なしと知り、受得せるも未だ食せずと知り、食を遮せずと知り、未だ座を

【二】五種珂但尼食。律部十一、註（三六の一〇三）參照。

【三】五種蒲繕尼食。律部九、註（一五の九八）及び律部十一、註（三六の一〇四）參照。藏律には「餅・麥豆餅・肉・油にて料理せる菓子、死にたる小さき物（小魚）」とせり。有部律の五種と相違せるは注意すべし。

【四】足食五緣。

【五】威儀を捨すとは、食時の坐威儀を捨するなり。

【六】半擇迦。黃門なり、律部八註（一の一八四）參照。

足食學處第三十四

爾の時薄伽梵、室羅伐城逝多林給孤獨園に在して諸苾芻に告げて曰はく、「我れ一坐食を爲さん時は常に少欲を得て病なく、起居輕利に氣力康强にして安樂にして住せり。汝等も亦應に一坐食を爲すべし、一坐食に由りての故に、亦少欲を得て病なく、起居輕利に氣力康强にして安樂にして住せん。佛の所說の如くなり、一坐食せん時は是の如きの功德あるなり。時に諸苾芻は皆一坐食せるに、然も正しく食時に阿遮利耶・鄔波馱耶及び餘の耆宿の、其處に來至せるを見ては卽ち便ち座を離れ、既にして座を離れ已るに將つて足食せりと爲して更に敢へて食はず、少食に由りての故に顏色痿黃し身體羸瘦せり。世尊見已りて知りて而して故に阿難陀に問ひたまはく、「我れ一坐食して……乃至、安樂住を得たれば、諸苾芻にも亦一坐食せんに安樂住を得んと敎へしに、何の故にか諸苾芻は顏色痿黃し身體羸瘦せる」。阿難陀は佛に白して言さく、『世尊、佛所說の如くなり、「我れ一坐食して安樂住を得たれば、汝等も亦應に一坐食を爲すべし、安樂住を得ん」と。時に諸苾芻は佛所敎の如く一坐食を爲せるに、正しく噉食時に二師來り及び諸の尊宿を見ては卽ち起ちて座を離れ、既にして座を離れ已るに將つて足食せりと爲して更に敢へて食はざりければ、少食に由りての故に顏色痿黃し身體羸瘦せるなり』。佛、阿難陀に告げたまはく、「若し苾芻食せん時、乃し未だ足せざるに至る已來は意に隨うて飽食せよ、若し食を受け已らんに更に起つべからず」。佛所敎の如くなり、乃し未だ足せざるに至る已來は意に隨うて飽食し、若し食を受け已らんに更に起つべからざるなり。時に諸苾芻は多少の羹菜の類を得たるに隨ひ、及び熟豆を食せるに卽ち足食せりと謂ひ、起ち已るに更に敢へて食せざりければ、此因緣に由りて身皆瘦損せり。世尊見已りて阿難陀に問うて

【一】 墮法第三十四足食學處。

し一大鉢と一中鉢と一小鉢と、或は惟二大、或は二中と一小、或は二小と一大、或は二小と一中、或は三中、或は三小等を以てせんに、此皆無犯なり。又若し施主にして多少を取るに任さんには、取るも亦無犯なり。又無犯とは、謂はく最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。

共に嫌賤を生ずらく、「六衆苾芻は沙門の法を失し清淨衆を壞せり、婚を成ぜる女をして夫の爲に棄てられしめんとは」。諸苾芻聞いて緣を以て佛に白すに、佛便ち衆を集めて彼六人に問ひたまはく、『……呵責は前に同ず……乃至、爲に學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復衆多苾芻にして俗家中に往き、淨信の婆羅門居士ありて慇懃に請じて餅麨を與へんに、苾芻須ゐんには應に兩三鉢を受くべし。若し過ぎて受けんには波逸底迦なり。既にして受得し已りて住處に還り至り、若し苾芻あらんに應に共に分ちて食すべし、此は是れ時なり」。と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく六衆なり、二を過ぐる已去を名けて衆多と曰ふ。「俗家」とは、謂はく白衣家婆羅門等なり。「往く」とは、謂はく其所に到るなり。「淨信」とは、謂はく三寶を信じて深心に歸敬せるなり。「慇懃」とは、謂はく心至極せるなり。「請ず」とは、謂はく言を發して延請するなり。「麨餅」とは、謂はく所施の食なり。「須う」とは、謂はく情に樂ふなり。「兩三鉢」とは、鉢に三種あり、謂はく上中下なり。上とは、謂はく摩揭陀國の二升の米飯を受くるなり。中とは、謂はく一升半の米飯を受くるなり。小とは、謂はく一升の米飯を受くるなり。「應に兩三鉢受くべし」とは、其限齊を指せるなり。「還りて住處に至る」とは、謂はく寺中に至るなり。「若し苾芻あらんに應に共に分ちて食す」とは、謂はく同梵行者と共に相分布するなり。「若し過ぎて受けんには波逸底迦を得ん」とは、罪を釋せるなり、前の如し。

此中の犯相、其事云何。若し苾芻、三大鉢を以て他食を受けん時は惡作罪を得、若し呑噉せんには波逸底迦を得ん。若し二大鉢と一中鉢とを以て他食を受けん時は同じく惡作罪を得、呑噉せん時は波逸底迦を得ん。若し二大鉢と一小鉢とを以て他食を受けん時は惡作罪を得、呑噉せん時は波逸底迦を得ん。若し二中鉢と一大鉢とを以て他食を受けん時は、得罪の輕重は前に同ず。要して之を言はんに、若し苾芻、乃し他食を取らん時四升半の米飯分量已上に至らんに、皆波逸底迦なり。若

【三七】有部律鉢量。律部八、註（一〇の一〇〇・一〇二・一〇四）參照。

外甥女は他宗に娉せんと欲し、將に吉辰至らんとすれば斯が爲に營辦するなり」。難陀答へて曰はく、「姉妹、我れ今日に於て少多を背ふことを得るや不や」。母曰はく、「聖者、此は是れ仁が物ならんには、豈に他を待ちて授けんや」。難陀報じて曰はく、「餘時に惠施せんは自ら是れ常途なり、今日[二六]珍羞なり且に多少を與へよ」。時に彼婦女は稟性寛恕なりければ、遂に餠食を將つて盡く六人に授けぬ。旣にして受得し已りて卽ち爲に呪願すらく、「無病長壽ならんことを」。舍よりして出づるに、時に彼長者來りて餠を見るに無かりければ、問うて言はく、「何の故なりや」。婦曰はく、『福田ありて來りければ我皆持して施せり、仁今可しく往いて彼夫家に報ずべし、「更に他辰を待ちて別に爲に營辦せん」と』。長者報じて曰はく、「彼定んで延べて他日に至るを肯んぜざれば、且らく先に女を嫁して後に宗親に設けん」。婦曰はく、「彼旣に妨妻なれば誰か當に女を與ふべき。餘日を待たしめて一時に總費せん」。長者旣にして婦勸を受け、便ち夫家に向うて報じて言はく、「賢首、我家營辦して宗親に擬せんとせる所、六衆福田は幷に皆持ち去りて現未だ辦ふること能はず、可しく後時を待つべし」。其人報じて曰はく、「已に吉辰を卜せるなれば移轉すること能はじ、若し舊日に依らんには我れ娶りて妻と爲さんも、若し更に後に在らんには必らず當に棄てらるべけん」。長者は家に還り言を以て婦に告ぐるに、婦曰はく、「彼多く妨妻せり、誰か卒に女を與へん、留めて他日に至り方に共に交婚せん」。婦卽ち漸く餠食を辦へしも遂に先期を過ぎければ、夫家聞き已りて遂に知友の妹の孀居せる寡婦を娶り、以て妻室と爲せり。其婦は餠食旣に辦へければ更に長者をして往いて婚を成ぜんことを命げしめんとて、夫家に報じて曰はく、「我が餠食皆辦はれり、可しく親禮を爲むべし」。彼人答へて曰はく、「前期旣に過ぎぬれば我れ女を須ゐじ」。長者怒を發して引きて官司に至るに、斷官、理に准じて長者如かざりければ、還りて其婦に報ぜしに婦便ち大哭すらく、「我女久しく居して今始めて嫁せんと欲せるに、事、六衆に緣りて棄てゝ婚を成ぜざりき」。隣伍之を聞いて

を得たり。第二句の若人頭向西出眠は明かならず。波羅舍の條の頭を西に向け置く時は、なびきたふれて中より乳汁を出さんとの意にあらざるか。後考に俟つ。

【二四】 孀居。やもめぐらし。

【二五】 本文に仁外甥女欲娉他宗將至吉辰爲斯營辦とあり。藏律に「あなたのお孃さんは新婦に往き逹せる故に、その婿に遣はす準備をせるなり」とあり。他宗とは他の宗親なり。

【二六】 珍羞。珍膳なり。

家に詣り、至り已りて家長に問うて曰はく、「比安きを得たりや不や」。彼問ふ、「何の意にてか來るを得たる」。答へて曰はく、「求めて仁が女を娶らんと欲してなり」。問うて曰はく、「何の女ぞ」。答へて曰はく、「右目を眇せる者なり」。父曰はく、「意に隨せて婚を爲さん」。問うて曰はく、「取らんと欲せんには何の日ぞや」。父曰はく、「某日は吉辰なり、可しく禮を成すを得べし」。既にして許へるを見已りて歡喜して去り、家中に還り至りて其吉日を待てり。時に彼知友既にして勸喩し已りて是の如きの念を作さく、「我れ知友をして眇目女を覓めて共に婚媾を爲さしめんこと是れ應ぜざる所、彼に惡相あれば、舍に至らんに我知識を妨げしむること勿らんや」。時に彼知友是念を作し已るに、長者の所に詣りて問うて曰はく、「眇目女を得たりや不や」。答へて言はく、「求め得たり」。是時知友は伽他を說いて曰はく、

「[二三]波羅舍の條は將つて齒を淨めんも　若し人頭を西に向けんに出して眠れん
右目を眇せる女を娶りて妻と爲さんに　此亦能く天帝釋を虧かん
兩惡相逢はんに必らず損あり　譬へば刀と石と共に相投ぜんが如し
夫婦皆是妨害人なり　若し娶らしに定んで當に死事に遭ふべけん」。

是語を說き已りて長者に報じて曰はく、「女にして右目を眇せんに是れ妨げんこと疑はじ、仁若し娶らんには恐らくは夭喪に遭はん、宜しく之を棄つべし。我に一妹ありて比者[二四]孀居せり、若し相應せんには共に偶匹を爲さん」。長者曰はく、「已に言交せるあれば即ち棄つべからじ、宜しく方便を設けて彼情を失すること勿るべし」。知識曰はく、「善し」。時に眇目の父母は吉辰に至らんと欲しければ、即ち爲に營辦して種々に會設せり。六衆苾芻は彼長者と共に先より是れ相識れり。六衆便ち小食時に於て衣を著し鉢を持し、城に入りて乞食して長者の家に至るに、其の奇妙の餅食を營造せるを見たれば、難陀問うて曰はく、「姉妹、何の節會をか作す」。其母報じて曰はく、「聖者、[二五]仁が

【二三】本文に波羅舍條將淨齒、若人頭向西出眠、眇右目女娶爲妻、此亦能虧天帝釋、兩惡相逢必有損、譬如刀石共相投、夫婦皆是妨害人、若娶定當遭死事とあり。西藏律文には「サーヮラ樹(sāvara)の齒楊枝、西へ枕して眠らんに、よく眠りて授乳せん、右片目の妻を娶らんに、シヷ(śiva)も往處より失はるべし。滅に滅盡が來り、石に鐵が來たるが如く、汝も妻も死神に於て、彼れ亦右片目なるよにり、汝等二人勝者たり敗者たるが如し」とあり。藏文によりて波羅舍條は楊枝と作すべき樹の條なること明かなり。又天帝釋がシヷ神なることを明かにする

行して遂に賊劫に遭へり」。時に諸商人是語を聞き已るに咸く共に譏嫌すらく、「此諸釋子は沙門の行を失せり、云何が委寄して反りて相欺かんとは」。此は是れ緣起にして尙ほ未だ制戒したまはざりき。

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に此城中に一長者あり、妻を娶りて未だ久しからずして便ち一女を誕みしに、其右目を眇せりき。後漸く長大せるに、同年の女伴皆並に人に嫁せるも、唯此一女のみ眇目にして相なかりければ、其年大なりしと雖人の娶る者なかりき。此城內に於て復居士あり、同望族に於て女を娶りて妻と爲せるに、未だ多時を經ずして妻遂に身死にき。更に第二を娶りて亦復身亡り、是く乃し第七に至りて妻を娶りしに悉く皆身死にければ、時人並に皆喚びて[三]妨婦と爲し、卽ち此事に因みて以て其名を立てぬ。時に妨婦長者更に妻を娶らんと欲せるも、人皆與へずして是の如きの語を作さく、「我今豈に女をして死なしむべけんや、我れ與ふること能はじ」。復寡婦を求めて娶りて妻と爲さんと欲せるも、彼便ち告げて曰はく、「我れ已命に於て豈に悋惜せずして汝が舍に入らんや」。時に彼長者は妻を求むるも得ざりければ、躬自ら營勞して家事を檢校せり。後に異時に於て舊知識ありて其家に來至し、其作務せるを見て告げて曰はく、「仁、爲す所何」。答へて曰はく、「我れ家事を營めり」。彼便ち告げて曰はく、「何の意にてか仁今自ら家務を知れる」。曰はく、「已に七婦を娶りしに皆悉く身亡り、第二人の家業を知るべきなければなり」。友人報じて曰はく、「何ぞ餘に求めざる」。答へて言はく、『比求めたりと雖人與へずして皆云はく、「我豈に女を惜まざらんや、嫁して汝が家に向はんに其をして早死せしめんのみ」。「若し是の如くならんには、何ぞ更に諸餘の寡婦を求めざる」。長者具に事を以て答ふらく、「寡婦を求めたりと雖亦來るを肯んぜざりき」』。知友曰はく、「某家に女あり其右目を眇せるも、何ぞ求めざる」。答へて曰はく、「彼も亦與へざらん」。知友曰はく、「試みに往いて之を求めよ、或は相許ふべけん」。是時長者便ち彼

【三】妨婦。律部十九、註(一二の一二)參照。

うて衣を以て奉施すべし」。諸人報じて曰はく、「斯れ亦善い哉」。遂に便ち人々各一張の上好の毛㲲を以て持して用つて奉施せるに、闡陀便ち與に呪願すらく、「此の施物、福利無邊ならんことを」。鄔陀夷既にして物を得已りて告げて言はく、「賢首、汝比頻頻我に食を受けんことを請ぜり、今可しく將ち來るべし。是れ何が供養なる」。時に彼商人卽ち餅果を持して目前に羅列せるに、鄔陀夷便ち大鉢を舒べて報じて言はく、「賢首、可しく此中に著くべし」。商主意に念ずらく、「此鉢絕大なり、若し與に滿さんには六人して一中食に充つるに足るべし」。卽ち盛りて以て鉢に滿して鄔陀夷に奉ぜり。時に馬勝苾芻復更に鉢を舒べたるに還與に鉢に滿し、乃至六人悉く皆鉢を舒べ、商人俛仰して咸く並に之に與へしに、所有路糧は罄盡せざるなく、乃し釜中の飲食に至るまで亦用ひて相供へぬ。時に諸商人、苾芻に告げて曰はく、「聖者、我が所現多少の路糧を作せるも並に皆罄盡せり」。時に諸商人、苾芻に報じて曰はく、「我れ人をして相逐うて往いて城中に至りて、更に路糧を覓めしめんと欲す、仁當に買うて廻還するの日を看りて幸に援人を給すべし、中途に賊盜に遭ふことを致さしむる勿れ」。難陀報じて曰はく、「當に汝が爲に看るべし」。時に彼商人は人を遣はして隨ひ去らしめぬ。既にして寺に至り已るに馬勝報じて曰はく、「賢首、可しく我が爲に是の如きの事業を作すべし」。言に隨うて爲に作せるに、尋いで復告げて言はく、「爲に此事を作せ」。是の如く展轉して日將に暮れんとするに至りて告げて言はく、「男子、汝可しく歸還すべし」。時に彼使人、城を出でゝ去りしに、途險處を經て賊の爲に劫はれぬ。既にして營中に入るに諸人問うて曰はく、「路糧は何以」。報じて言はく、「幾く將に命を失はんとせり、寧んぞ路糧あらん」。問うて曰はく、「豈に聖者は汝に援人を與へざりしならんや」。答へて曰はく、「理に准ずるに卽ち是れ彼が賊をして劫はしめしなり」。問ふ、「其は何の故なりや」。答へて曰はく、「彼れ寺中に至るに我をして作務せしめ、市易を看んことを濕むも總じて言及せず、日將に暮れんとするに至りて方に遣ちて城を出でしめ、此に由りて夜

此中の犯相、其事云何。若し苾芻にして[一七]別住處に於て已に一食を受け、若し更に宿を經んに惡作罪を得、若し食を受けんには便ち墮罪を得ん。若し此に於て宿し餘處にて食を受けんに、宿らん時は惡作、食せん時は無犯なり。若し餘處に於て宿し、此處にて食せんに、宿らん時は過なく、食せんには墮罪を得ん。若し餘處に宿し餘處に食し、暫らくして此に來らんには無犯なり。若し此の處所にして是れ多人して共に作れるならんに、或は施主に留められ、或は是れ親族にして此住處を造れるには、過ぎて食せんと無犯なり。又無犯とは、謂はく最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。

[一八] 過三鉢受食學處第三十三

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。爾の時北方に大商主あり、北城に來至して郭外に停止せり。六衆之を聞いて共に相告げて曰はく、『難陀・鄔波難陀、我れ聞く、「北方に大商主あり、此城に來至して郭外に停息せり」と。[一九]我今暫らく往いて彼に就りて相看て、必し容すあらんには少多を勸化せん』。難陀報じて曰はく、「此亦善い哉」。卽ち便ち倶に往いて自ら相告げて曰はく、『彼諸商人若し我等を食に喚かんには、應に可しく報じて云ふべし、「我に飲食あり、且に充濟するを得たり」と。若し衣を施さんには、是れ要らず須ふる所なり』。既にして彼に到り已りて問うて言はく、「商主、遠くよりして至れり、疲勞せざりしや」。答へて言はく、[二〇]「聖者、此を勞はんとて相問はる」。六衆曰はく、「必し容すあらんには暫し可しく法を聽くべし」。時に彼商主は恭敬合掌して卽ち便ち法を聽けり。既にして法を聞き已るに商人請じて曰はく、「聖者、可しく此に於て食すべし」。答へて言はく、「賢首、我自ら充濟したれば辛苦を勞せざれ」。便ち他日に於て更に復相看て其が爲に法を說けるに、商主慇懃に其に食を受けんことを請じければ、復還報じて曰はく、「我れ食を須ゐじ」。

[一七] 別住處。原語は āvasatha にして遊行の沙門婆羅門の爲に特別に一食を施さんとて造れる住處なる故に別住處といひ、又一食住處ともいふ。藏律には「そこの住處にてそこで食ひそこで住まるものは惡作なり。(更に)そこで食ふものは有犯(墮罪)なり。そこの住處にて、他にて食ひ、そこにて住まるならば惡作なり……」とあり。

[一八] 墮法第三十三過三鉢受食學處。

[一九] 本文に我今暫往就彼相看必有容者少多勸化とあり。藏律にも「もし少しく成ずるを得ても長く勸めん」とあり。

[二〇] 本文に聖者勞此相問六衆曰必有容者暫可聽法とあり。必有容者以下を藏律には「賢首よ、坐せよ、法を說かん」とせり。

生じ、或は先世善根に警覺せらるゝありて、法を聽かんことを樂はしめぬ。時に舍利子は諸大衆の意樂・隨眠・界性の差別を知り、機に稱ひて法を說けるに、遂に彼長者並に諸眷屬及び百千の有情をして、[一二]四善根を得、[一三]四勝果を獲、[一三]三菩提に於て緣に隨うて發趣し、三寶處に於て敬信彌隆なりき。時に舍利子は久しく爲に法を說けるに背に風勞を發し、復佛先に制戒したまへる爲に、時過ぐるに食はざりき。時に彼長者は舍利子及び大衆に請じて曰さく、「願はくは我舍に於て[一四]神を留めて久住したまはんことを、當に[一五]四事を以て共に相供給すべけん」。時に舍利子、長者に報じて曰はく、「汝を以て緣と爲して佛は苾芻の爲に當に學處を制したまふべし、我今去らんと欲す」。爾の時舍利子は身に風疾を帶びければ斷食し飢虛して、諸大衆と將に室羅伐に詣れり。旣にして彼に至り已るに、時に諸苾芻は舍利弗の弟子に問うて曰はく、「善來、具壽、行李安らかなりしや不や」。報じて言はく、「安と不安とありき」。彼問ふらく、「何の故なりや」。答へて曰はく、「我が鄔波駄耶は廣く爲に濟度せりければ斯れ安樂を成ぜるも、然も說法の時久しくして背に風疾を纏ひ、一日食はずして遂に長途を涉れり、此れ安樂ならざるなり」。時に諸苾芻は是事を聞き已り、緣を以て佛に白すに、佛言はく、「諸苾芻は應に[一六]偃帶を畜へて以て自ら安息すべく、又施食處にては應に病緣を除くべきを聽す」。爾の時世尊は持戒者を讚じ……前に廣說せるが如し……諸苾芻に告げたまはく、『前は是れ創制、此は是れ隨開なり、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、外道住處に於て一宿を經、一食するを得んも、病因緣を除きて若し過ぎんには波逸底迦なり」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく是れ六衆なり、餘の義は上の如し。「外道住處に於て」とは、謂はく彼施主が其住處を以て先に外道に與へたればなり、此處にては應に一食を受くべきなり。「病因緣を除く」とは、若し病緣あるには過ぎて食せんも無犯なり。若し病なきには、過ぎて食せんに墮罪を得ん。餘は並に前に同じ。

【一二】四善根。煖・頂・忍・世第一法。
【一三】四勝果。預流・一來・不還・阿羅漢の四果。
【一三】三菩提。聲聞心・獨覺心・無上大菩提心なり。
【一四】藏律には「大德舍利子よ、それ故にわが住居に在住したまふべし」とあり。
【一五】四事。衣服・飮食・牀臥・病瘦醫藥の四事供養なり。
【一六】偃帶。臨息の如くに坐禪の時身を支ふる帶なるか、明かならず。藏律にも「世尊曰はく、故に病を除くなり、比丘は子を抱き保つことを許す」とありて判然し難し。

(日)我家に就り哀れみて微供を受けたまはんことを」。時に舍利子は默然して之を受くるに、長者は舍利子の默然して受ける已れるを見て、禮足して去りぬ。即ち其夜に於て具に種々上妙の飲食を辦へ、天明に至り已るに座席を敷設し大水瓶を安じ、即ち使者に命じて往いて舍利子及び諸大衆に白さしむらく、「飲食已に辦はれり、幸に願はくは時を知りたまはんことを」。時に舍利子は日の初分に於て衣を著し鉢を持し、諸大衆と並に長者の家に詣り座に就いて坐せり。時に彼長者は衆坐し定まれるを見て、自ら手づから食を行して悉く飽滿せしめぬ。時に舍利子は衆食し已り、澡漱復訖れるを知りて便ち鉢器を收めしに、是時長者は自ら小席を持し、上座の前に於て合掌して坐し舍利子に白して曰さく、「大德、當に爲に法を說きたまふべし」。時に舍利子は長者に報じて曰はく、『若し聞法を樂はんには、可しく廣博顯敞の處に於て多く座席を敷き、鼓を擊ち唱令して普く諸人に告ぐべし、「仁等若し妙を聞かんことを樂はんには、明、當に總集して聽くべし、大德舍利子は法義を宣揚すれば」と』。是の如きの語を作して長者に敎へ已り、彼長者の爲に〔一〇〕隨時呪願して伽他を說いて曰はく、

「布施を爲さん所の者は　必らず其義利を獲ん
若し樂の爲の故に施さんに　後に必らず安樂を得ん」。

是の如き等の頌は敎ふるに福利を以てし、資くるに存亡に及び、普く有情の爲に障を離れて解脫せ(しめ)んとてなり。呪願を爲し已るに座よりして去れり。然り此長者は大聚落中に於て最も稱首たりければ、尊者の敎の如くに遂に空地に於て多く座席を敷き、鼓を擊ち宣令して咸く皆告知すらく、「明日、尊者法將舍利子は爲に妙法を說かん、若し仁等樂聞せんには咸く皆普集せよ、當に見諦して生死に於て久沒輪廻せざらんことを希ふべし」。時に尊者舍利子は明日に至り已り、小食時に於て諸の僧衆と與に法場處に就り座に昇りて坐せるに、無量百千大衆雲集せるも諸の有情輩は皆喜樂を

【一〇】隨時呪願。時に相應せる呪類、今は食時の呪類なり。律藏部八、註(一の八七)參照。律には呪類文及び以下に相當する文なし。

聞き已りて是の如きの語を作さく、「知識よ、彼字を道ふこと莫れ、我は聞くを願はず、何に況んや見んと欲せんをや」。問うて曰はく、「彼已に來りしや」。答へて曰はく、「已に來れり」。又問ふ、「是れ何人なりしや」。答へて言はく、「六衆なり」。居士曰はく、「彼れ此に至りて何の事をか作せる」。長者具に其事を報ぜるに、居士曰はく、「汝は大海に往いて假琉璃を收れるなり」。長者曰はく、「豈に復世尊に好弟子ありとせんや」。居士曰はく、「有り」。長者曰はく、「彼字は何等なりや」。答へて曰はく、「謂はく舍利子・大目乾連等なり。仁若し見んには必らず殊勝信敬の心を起して希有事を獲ん」。長者曰はく、「彼若し來らんには我當に供養すべし」。居士便ち念ずらく、「我若し彼に還らんに當に世尊に白すべし」。時に彼居士は交易既にして了り、更に餘貨を取めて室羅伐城に還り、貨物を安き已りて往いて佛所に詣り、佛足を頂禮して佛に白して言さく、「世尊、某聚落に於て一長者あり、彼れ四方の沙門婆羅門等の爲に一住處を造り、若し來る者あらんに其に飲食を施し、佛弟子に於て情に欽慕を懷けり。善い哉世尊、彼を愍まんが爲の故に、苾芻をして往いて彼が信心に遂はしめたまはんことを」。世尊は爾の時默然して之を許ひたまへり。是時居士は佛許ひたまへるを知り已りて禮辭して去りぬ。爾の時世尊は是の如きの念を作したまはく、「誰か長者及び其眷屬並に諸人衆に於て宿緣ありとせんや」。卽ち便ち「唯舍利子のみ彼に於て緣ありて能く化を受けしめん」と觀知して、舍利子に告げて曰はく、「汝可しく某聚落に往いて彼の長者及び其眷屬並に諸人衆を度すべし」。時に舍利子は佛より聞き已りて、卽ちに佛の敎を奉じて五百苾芻と將に以て圍繞を爲して彼聚落に詣れり。既にして彼に至り已るに、便ち長者が施食の處に於てして停息を爲せり。長者は「尊者舍利弗あり五百徒衆と將に住處に來至せり」と聞き、卽ち便ち舍利子の所に往詣し頂に雙足を禮して一面に在りて坐せり。時に舍利子は彼長者の爲に妙法を宣說し、示敎利喜して默然して住せり。時に彼長者は卽ち座より起ち、衣を左肩に整へ合掌稽首して白して言さく、「大德並に諸大衆は明

り」。爾の時六衆は是語を聞き已りて報じて言はく、「諸具壽、此は未だ希有ならじ。何を以ての故に。其舍利弗は是れ第二の大法將にして佛の轉法輪を助くるもの、一外道を伏せんこと何ぞ稱すべきに足らん。假令舍利弗にして他に屈せられん時は、尙ほ大師ありて共に相救濟すれば未だ奇特と爲さず、我等が所作こそは實に希有を成ぜり、我六人を以て六十外道を降したれば」。苾芻問うて曰はく、「何の明術を以てせりや」。難陀報じて曰はく、「純ら棒術を用ひて」。又問うて曰はく、「何の法義をか說ける」。答へて言はく、「身を以て法を說けり」。問うて曰はく、「當に並に死にたりとやせん、命存せりとやせん」。答へて曰はく、「當時には命在りしも今日に至りては死活寧んぞ知らん」。時に諸苾芻は具に問知し已りて各嫌賤を生ずらく、「云何が苾芻にして極惡事を作せる、理應に羞恥すべきに而も更に斯に因りて反りて驕逸を生ぜんとは」。時に諸苾芻は此因緣を以て具に世尊に白すに、爾の時世尊は諸苾芻を集めて六衆に問うて曰はく、「汝等は實に是の如きの不端嚴事を作して我法を損せりや」。白して言さく、「實に爾り、大德」。世尊は種々に呵責したまはく、『……廣說せること前の如し……乃至、爲に學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、外道住處に於て一宿を經て一食するを得んも、若し更に受けんには波逸底迦なり」と』。

是の如くに世尊は諸苾芻の爲に學處を制したまひ已れり。時に彼信心の居士は還商貨を持して前の聚落に到り、舊長者の店上に至りて安置せるに、長者は猶ほ尙ほ露形に供養し、還使をして來らしめて彼居士を喚ぶらく、「共に爲に隨喜して福田に食を與へよ」。居士聞き已りて便ち是念を作さく、「我れ、試みに往いて觀ん、多く是れ世尊の聲聞弟子ならん」。彼に於て見已るに仍ほ是れ外道露形にして羞恥あることなかりければ、居士は對面して言說する所あること能はずして默爾して住せり。露形は食し已りて座よりして去るに、時に彼長者は居士に報じて曰はく、「好田好種……」。……廣說せること前の如し……。（居士曰はく）、「勝上の田とは、謂はく是れ世尊の聲聞弟子なり」。長者

「南方論師にして是れ無後世外道なるが此に來至し、舍利子と共に相撃論して竟に勝負なし」。時に百千萬億の有情ありて皆喜樂を生じ、或は先世善根に警覺せらるゝありて咸く來りて集會せり。時に舍利弗は衆既にして集まれるを知り、時復至れるを觀じて、即ち深法を以て彼外道を伏して言なからしめぬ。時に彼外道は既にして屈せられ已るに敬信の心を起し、合掌恭敬して是の如きの白を作さく、「大德、我れ願はくは善說法律に於てして出家を爲し、並に圓具を受けて苾芻の性を成じ、世尊所に於てして梵行を修せんことを」。時に舍利子は即ち出家を與へ、並に圓具を受けて其法式を敎へぬ。彼便ち專心に自ら勵みて諸の煩惱を斷じて阿羅漢を證し、三明六通して八解脫を具し、「我生は已に盡きぬ、梵行は已に立せり、所作已に立せり、所作已に辦じて後有を受けじ」と如實に知るを得、心に障礙なきこと手もて空を揮ふが如く、刀割香塗に愛憎起らず、金を觀ずるに土と等しくして異あることなく、諸の名利に於て棄捨せざるなく、釋梵諸天は悉く皆恭敬せり。是時大衆は咸く希有を生じて是の如きの言を作さく、「諸人當に知るべし、此の大論師は人の敵する者なきに、今、舍利子は無礙の辯を以て其をして降伏せしめ、與に學處を受けしに阿羅漢果を證せり」と。諸より來れる大衆は敬信せること常に倍せり。時に舍利弗は諸大衆の(八)意樂・隨眠・界性の差別を知りて機に當りて法を說き、遂に十二億有情をして或は煗・頂・忍法・世第一法を證し、或は預流果を得、乃し出家するに至りて阿羅漢果を獲得せり。時に諸大衆は或は聲聞心を發し、或は獨覺心を發し、或は無上大菩提心を發し、皆三寶に於て深く敬信を生ぜしめたり。時に舍利弗は日の初分に於て彼外道を摧けるに、食後時に於て六衆苾芻は彼聚落より來りて給園に至れり。時に諸苾芻は既にして相見え已りて告げて言はく、「善來、具壽、此者(九)隔闊せり、何處よりして來れる」。報じて言はく、「某處の大聚落より來れり」。諸人告げて曰はく、「仁等薄福にして大事を覩ざりき、近舍利子は南方の論師外道を降伏し、其をして俗を捨てゝ阿羅漢を得せしめたるに、百億の徒衆は果を獲(或は)發心せ

【八】意樂・隨眠・界性。意樂は賢愚、隨眠は煩惱の多少、界性は根性の上下なり。

【九】隔闊。遠ざかりて久しく相見えざるなり。

遂に便ち停歇せり。闡陀告げて曰はく、「諸具壽、次いで我が事を作さん」。時に六人倶に大力あり、右手を展ぶる時五外道を撲ち、次いで左手を舒べて復五人を倒し、或は錫杖を以て或は手足を以て拳打脚蹴し、意を恣にして熟搥せるに、鄔陀夷曰はく、「諸具壽、當に本罪を護るべし、命をして斷ぜしむること莫く、我等をして波羅市迦を得せしむること勿れ」。既にして熟打し已りて悉く皆推出せるに、諸婆羅門等は見已りて相告ぐらく、「汝、釋子の、外道と共に鬪へるを觀たりや、必定して天神當に大雨を下すべし」。是時六衆は外道を驅り已るに、阿說迦曰はく、「諸具壽、我今戰勝して僧徒を辱しめざりき、宜しく倶に行いて室羅伐に詣るべし」。爾の時南方に一外道論師あり鄔陀夷と名け、是れ盧迦臾多（後世なしと說くなり）なるが、論議を求めんが爲に室羅伐城に來至して逝多林に入り、尊者了教憍陳如の處に詣りて是の如きの語を作さく、「苾芻、我曾て師邊にて少しく學業を受けたり、仁が處に於て共に論端を立てんと欲す」。時に尊者憍陳如報じて言はく、「婆羅門、諸の論議を樂ふ者と汝は可しく共に論ずべし、此が言談は我が愛む所に非ざれば」。時に婆羅門は遍く皆彼諸大德の所に至り、尊者馬勝・尊者賢善・尊者大名・尊者名稱・尊者圓滿・尊者無垢・尊者牛王・尊者妙臂等なり、既にして其所に至りて論議を申べんことを求めしに、皆尊者憍陳如の如くに言論を共にせざりき。次いで具壽舍利子の所に至りて是の如きの語を作さく、「苾芻、我れ前に曾て少多の學業を習ひたり、仁が處に於て共に論端を立てんと欲す」。時に舍利子は是語を聞き已りて是の如きの念を作さく、「試みに此人善根ありや不やを觀ん」。卽ち便ち少善根あるを觀見せり。『善根ありと雖、然、誰が處に在りや』。卽ち此人、我と與に相屬せるを觀ぜり。復更に思念すらく、「更に斯の如き有情の類の、論議を觀ずるに因りて能く化を受くるありや不や」。更に彼に化を受くる者あるを觀知せり。「何の時にか當に集まるべき」。第七日に至りて皆來りて集會するを知り、卽ち是日に於て（七）少しく論宗を立てゝ倘ほ餘義を留め、六日中に於て悉く皆是の如くせり。第七日に至り四遠咸く聞くらく、

（六）盧迦臾多（Lokayata）。次下の文に無後世外道とあると同じく、順世外道なり。大正藏には本文として盧迦臾多說無後世とせるも、宋・元・明・宮本に依りて夾註に改む。宋・元等の諸本には說無後世とせるも今改めず。

（七）藏律には「七日間、今日に至るまで一人が折伏すれば第二者が又折伏して……」とあり。卽ちわざと勝敗を定めざりしなり。

捺伐素曰はく、「具壽、飮食旣に盡きぬ、我等可しく行るべし」。鄔陀夷曰はく、「具壽、旣に望心を絕てり、今應に行るべきなり」。未だ去らざる頃に、時に彼の防守せる外道に語げて曰はく、「我等が好食斷絕せるは事汝に由りてなり、汝可しく出で去るべし」。彼便ち外に出でゝ遊行し、諸餘の先に出でたる外道に逢見せりければ問うて曰はく、「仁等比來四出して求覓せり、頗し多少の好門徒を得たりや不や」。諸人告げて曰はく、「汝をして看守せしめたるに、何に因りてか出行せる」。答へて曰はく、「彼れ我を驅出したればなり」。問ふ、「是れ何人なりや」。曰はく、「是れ沙門釋子なり」。問うて曰はく、「現に幾人ありや」。答へて曰はく、「唯六人あるのみ」。外道議して曰はく、「我等六十、豈に六人に禁つこと能はざるべけんや、打ちて熟ましめ、手もて之を驅りて出さしめん」。時に彼上座は諸人に告げて曰はく、「我今共に去いて彼舍中に至らん、我若し聲を發して事を作さん時を道はんに、汝等諸人は十人して一を捉へ、好打して熟ましめ曳いて村隅に出せ」。此の[四]平章を作して共に村內に入るに、上座告げて曰はく、「我等先に當に彼長者に見ゆべし」。旣にして彼に至り已りて其安不を問ひ、尋いで便ち問うて曰はく、「長者、仁が住處は本誰が爲なりしや」。答へて曰はく、「我れ住處を造るに[五]準的の心なく、中に在りて住せん者に飮食を供給せんとてなり」。外道曰はく、「長者は中平にして意に偏黨なし」。卽ち俱に常住處に至り問うて言はく、「汝、沙門釋子、此れ住處に非じ、宜しく應に急ぎ出づべし、更に居停すること勿れ。若し出でざらんには汝に毒手を與へん」。鄔波難陀聞いて告げて曰はく、『拔髮外道、無義の言を出さんとは、「沙門釋子、此れ住處に非じ」と。若し我に非ならんには豈に汝に屬せんや』。時に彼露形怒りて告げて曰はく、「汝等事を作せ」。時に諸外道は十人して一を捉へて卽ち便ち打搭せるに、難陀告げて曰はく、「具壽、各々自ら當に其眼耳を護るべし、損瞎せしめて同梵行者の爲に嗤はるゝことなかれ」。外道に告げて曰はく、「行者、可しく肩髆及次腰胯を打つべし」。時に諸外道は打ち捧きて疲勞し手足皆困れければ、

【四】平章。評議して明かに定むるなり。

【五】準的。定まれるめあて。

りて去れり。長者は事了りて廻還して家に至り、家人に問うて曰はく、「汝等は我去りてより來、福田に供養して觝乏することなかりしや不や」。家人報じて曰はく、「是の如きの惡福田を用ひて何かせん」。長者問うて曰はく、「何ぞ麤言を出すなる」。女人答へて曰はく、「比癡狂・調弄・舞樂の流の麤鄙の言を出せるを見たるも、仁が家の福田が出せる所の語の如きはなかりき」。長者曰はく、「彼れ何の事をか作せる」。答へて曰はく、「此が出せる鄙言は調弄・倡優も未だ曾て說かざる所なり、我等聞き已りて慙恥し疚懷せり」。長者便ち念ずらく、「凡そ是れ女人は男子を觀んと樂ふ、露形の類は彼が染心に遂へば、此因緣に由りて情に愛樂を生ぜんも、沙門釋子は軌式端嚴にして衣服もて形を覆ひたれば女人樂しまざるなり」。即ち便ち告げて曰はく、「外道は露形なれば汝等は見んことを樂はんも、沙門は覆體なれば情に觀るを欲せざるならん」。其妻報じて曰はく、「若し信ぜざらんには當に自ら驗さしむべし」。長者便ち念ずらく、「我試に自ら其虛實を觀察せん」。數日停住して六衆に告げて曰はく、「聖者、我尙ほ事ありて暫らく須らく出行すべければ、仁等常の如くに可しく供給を受くべし」。即ち密室に於て形を潛めて窺覘せり。六衆時至りて其食處に就り、長者の妻は躬自ら授食せるに、六衆は前の出言に同じくして調戲すらく、「可しく此女の面首端正にして眉目纖長に、形儀度に合ひて實に愛念するに堪へたるを觀ずべし」。長者聞き已りて是の如きの念を作さく、「婦女が言の如し、福田に非ざるなり。我今應に頓に供給を絕つべからず、宜しく方便を設けて其をして自ら去らしむべし」。明日に至るに及びて其が一餠を減ぜり。闡陀は難陀・鄔波難陀に告ぐらく、「今朝餠果何の意にてか疎薄なる」。難陀曰はく、「具壽、我日々に於て其殘餠を持して貧兒に布施せるも、今より已去は復當に與ふべからず」。第二日に至るに更に一餠を除けり。阿說迦曰はく、「具壽、今朝餠果全く空疎を見せり」。鄔波難陀曰はく、「我比食し竟るに鉢に餘餠ありしも、今より已去は復遺餘なけん」。是の如く漸減して乃し但赤餠錯糅ありて以て其食に充つるに至りければ、補

餘は皆悉く去れり。是時六衆漸次に遊行して彼聚落に到りて長者家に至り、既にして相見え已りて長者に告げて曰はく、「願はくは無病長壽ならんことを」。長者問うて曰はく、「仁等は是何」。答へて曰はく、「是れ佛世尊の聲聞弟子なり」。長者告げて曰はく、『善來、聖者、我れ比心に翹めり、「願はくは佛衆に見えんことを」と。仁今至るを得たるは深く本懷に稱へり。我に宿心ありて一住處を造り並に飲食を設け、意に四方の沙門婆羅門等の爲に停止處と作さんとなり、仁今可しく住まるべし』。六衆報じて曰はく、「彼處に頗し牀座・臥褥・被枕の以ふるありや不や」。答へて曰はく、「先より無きなり」。六衆曰はく、「彼に若し無からんには豈に地上に坐せんや」。長者即ち諸の牀座を送り並に褥席を以てせり。是時六人は彼舍中に往けるに、時に一外道見て告げて曰はく、「汝、沙門釋子、何の故にか輙ちに來れる。此舍は是れ汝等が住處には非じ」。報じて言はく、「外道、汝が住處に非じとは是れ何の言なる。汝若し默せんには容して且らく住するを得せしめんも、若し更に言を出さんには必らず治罰せん」。外道便ち念ずらく、「此は六人ありて我は唯單己なり、誰か能く彼と共に以て相禦敵して辱かしめられしむること勿らんや、宜しく當に走避すべし」。六人は日々に恒に長者家に於て食せり。後の時長者は緣あり須らく餘處に往くべかりければ、六衆に白して曰さく、「我に少緣ありて某聚落に詣らんとす、仁當に舊の如くに我舍中に於て其供養を受けて我が廻還に至るべし」。長者即ち家人に告げて曰はく、「汝等常の如くに聖者に供養して我が廻還するに至るまで闕乏せしむること勿れ」。長者便ち去るに、六衆は常の如くに食を受けぬ。時に鄔陀夷は鄔波難陀に報じて曰はく、「誰か能く默然して語なく、長時中に於て他の軌範に依はん。宜しく當に顯露に自の威儀を作すべし」。鄔波難陀曰はく、「斯れ亦善い哉」。時に諸の女人來りて飲食を授けしに、鄔陀夷は難陀・鄔波難陀に告げて曰はく、「汝等此美女を覩ぜよ、眼耳口鼻腰膝手足悉く皆端正なり、眞に受用するに堪へたり」。女人聞き已りて各並に羞慙し、居室內に潛みて其食し了るを待ちて器を取

長者曰はく、「彼若し來らんには、我當に而ち爲に供給すべけん」。時に彼居士此語を聞き已るに默して懐に記せり。舊貨既にして盡きぬれば更に新物を收めて、卽ち便ち室羅伐城に還り至り、市店中に到りて貨物を安置し已り、逝多林に往いて苾芻僧足を禮せんとせり。然り六衆の常法として多く門首に於て經行せり。時に鄔波難陀は門外に在りて立ち、遙かに居士の遠くより來れるを見て遂に便ち仰接して告げて言はく、「善來、居士、猶し初月の久しくして方に現はるゝが如くなり、比何處に於て興易經求せる」。居士答へて曰はく、「阿遮利耶に敬禮す。我れ比某聚落に在りしに、彼に長者あり一住處を造りて四方の諸沙門等を招携し、並に好飲食もて常に爲に供養せるも、佛弟子に於て情に渇仰を懷けり」。鄔波難陀聞き已りて便ち念ずらく、「若し更に餘の黑鉢の類ありて此語を聞かんには、當に我より前に在りて彼住處に至るべし、我今宜しく彼居士に責りて人に語げしむること勿るべし」。告げて曰はく、『居士、汝は常に我を「禪思を習はず讀誦を勸めず、恒に衣食を念じて以て自ら活けり」と謂へりや」と』。居士便ち念ずらく、「世間は多貪にして厭足を知らず、鄔波難陀は是れ當の一數なり。此すら我告を聞いて尙ほ譏嫌を起せり、況んや復諸餘の大德の類にして我が此說を聞かんに、重責せんこと何ぞ疑はん」。時に鄔波難陀は長者の去れるを見て、往いて六衆苾芻に語げて曰はく、「具壽、我等何ぞ能く久しく辛苦を受けて此に居住せんや」。諸人告げて曰はく、「大德、頗し好消息ありや」。答へて言はく、「具壽、亦多少あり」。鄔陀夷曰はく、「消息如何」。鄔波難陀曰はく、「某聚落に於て一長者あり、信施心を以て一住處を造り、並に飲食を以て四方の沙門婆羅門に供養して受用を礙ふるなし、宜しく共に行いて其供養を受くべし」。諸人問うて曰はく、「豈に六人悉く皆彼は往くべけんや」。報じて言はく、「並に去かんに理亦何をか傷へん」。卽ち六人俱に行いて彼聚落に詣れり。時に露形外道は共に相謂ひて曰はく、「我等宜しく應に暫らく出でて勸化すべし、必らず好處あらんに彼方に移り就らん」。便ち一人を留めて其をして看守せしめ、

卷の第三十五

施一食處過受學處第三十二【一】

爾の時薄伽梵、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。邊方處の大聚落中に一長者あり、信心慇重にして諸の四方沙門婆羅門等の爲に一住處を造り、若し此に於て停住する者あらんには施すに飮食を以てせり。爾の時世尊は室羅伐城に於て大神變を現じたまひしに、時に諸の外道は皆驅逐せられ、人天咸悉く深心歡喜して世尊を敬仰せり。然して外道の輩は邊方に奔趣せるに、六十露外道ありて斯聚落に至り、長者所に詣りて是の如きの語を作さく、「仁法利を獲たり、仁法利を獲たり」。長者問うて曰はく、「仁等は是れ何がして今此に來至せり」。答へて曰はく、「我は是れ出家人なり」。長者告げて曰はく、「善來、我れ四方沙門婆羅門等の爲に此住處を造れり、汝可しく斯に於て意に隨せて停息すべし、所須の飮食は我自ら供承せん」。時に諸の外道は卽ち此に於て住して長者の供給を受けぬ。時に室羅伐城に淨信の居士あり、諸の賄貨を將つて此聚落に至り、亦長者の店鋪に於て停止し、便ち長者と與に情に布素を敦くせり【二】時に彼長者は手づから自ら露形外道に餠果飮食を授與せんとて、長者は使をして居士を命ばしめて曰はく、「仁可しく暫らく來りて我と共に勝上の福田に供養すべし」。居士聞き已りて便ち是念を作さく、「此言慇重なり、多く是れ佛の弟子ならん、我れ今宜しく往いて其足を頂禮すべし」。既にして彼に至り已るに是れ無慚の露形外道なるを見たるも、然も而ち對面非毀すること能はざれば遂に默然して住せり。時に彼外道は食し了りて去るに、長者は居士に報じて曰はく、「好田と好種と、豈に善からざらんや」。居士答へて曰はく、「種は實に精好なるも而も田は下惡なり、鹹鹵磽确【三】には終に所收なけん。露形は無慚にして常に惡見を懷けり」。長者報じて曰はく、「斯れを除いて外に勝田ありや」。居士曰はく、「有り、謂はく如來大師と聲聞弟子となり」。

【一】隨注第三十二施一食處學處。

【二】本文に亦於長者店鋪停止便與長者情敦布素とあり。情敦布素の義明かならざるも、布素は「貧しきくらし」なる故に互に身分を離れて交る布衣の友たる義なるべし。西藏律にも「彼…長者は彼と相識るに至れり…」とある故に、情に友誼を敦くせりとの義なり。

【三】鹹鹵磽确。しほはき、及び不毛のあれ地。

には、應に餘人に轉與すべし。若し人に轉與せざらんに、受くる時惡作、食せんに墮罪を得ん。（此は是れ第三の四番なり）。　若し苾芻、前請に衣なく衣直なく、後請に衣あらんには、俱に受くるも無犯なり。若し苾芻、前請に衣なく衣直なく、後請に衣なからんに、應に前を受けて後を捨すべし。若し苾芻前請に衣なく衣直なく、後請に衣あり衣直あらんに、俱に受けんに無犯なり。若し苾芻、前請に衣なく衣直なく、後請にも衣なく衣直なからんに、應に前請を受くべし、後請を受くること勿れ。若し受け已らんには應に餘人に轉與すべし。若し餘人に轉與せざらんに、受くる時惡作、食せんに墮罪を得ん。（此は是れ第四の四番なり）。　又無犯とは、最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。[四三]

[四三] 此下、聖本には光明皇后の願文あり。

若しは苾芻一坐時に於て飽足する能はざるなり。作時とは、若しは窣覩波所に於て營作し及び衆僧事業あり、或は時に掃灑すること大さ席許の如き、或は復塗拭すること牛臥處の如きなり。道行時とは、若しは行くこと[四一]半驛にして回還し、或は直行すること一驛なるなり。施衣時とは、謂はく拭巾・[四二]裙量・縵條量等の如くにして此皆無犯なり。結罪は前に同ず。

此中の犯相、其事云何。施衣の時の請に多種あり、謂はく有衣施或は無衣施等に十六番あり。若し苾芻、前請に食あり衣あり、後請に食あり衣あり、兩請倶に受けて二處に皆食せんに並に悉く無犯なり。若し苾芻、前請に衣ありて後請に衣なからんに、應に前請を受くべし、後請を受くること勿れ。若し受け已らば應に餘人に轉與すべし。若し人に轉與せざらんに、受くる時惡作、食せんに墮罪を得ん。若し苾芻、前請に衣あり、後請に衣あり衣直あらんに、倶に受くるも無犯なり。若し苾芻前請に衣あり、後請に衣なく衣直なからんには、應に前請を受くべし、後請を受くること勿れ。若し受け已らんには應に餘人に轉與すべし。若し餘人に轉與せざらんに、受くる時惡作、食せんに墮罪を得ん。（此は是れ初番なり、餘句は咸く應に此に準ずべし）。若し苾芻、前請に衣なく後請に衣あらんに、倶に受くるも無犯なり。若し苾芻、前請に衣なく後請にも衣なからんに、應に前を受けて後を捨すべし。若し苾芻、前請に衣なく後請に衣あり衣直あらんに、倶に受くるも無犯なり。若し苾芻、前請に衣なく後請に衣なく衣直なからんに、應に前請を受くべし、後請を受くること勿れ。若し受け已らんには、應に轉じて餘人に與ふべし。若し人に轉與せざらんに、受くる時惡作、食せんに墮罪を得ん。（此は是れ第二の四番なり）。若し苾芻、前請に衣あり衣直あり、後請に衣あらんに、倶に受くるも無犯なり。若し苾芻前請に衣あり衣直あり、後請に衣なからんに、應に前を受けて後を捨すべし。若し苾芻、前請に衣あり衣直あり、後請に衣あり衣直あらんに、倶に受けんに無犯なり。若し苾芻、前請に衣あり衣直あり、後請に衣なく衣直なからんに、應に前請を受くべし、後請を受くること勿れ。若し受け已らん

[四一] 半驛。半由旬なり。

[四二] 裙量・縵條量。西藏律には「衣を施すの時は時にして……といふは、小鉢吒或は大鉢吒を得る時のことなり」とあり。藏律の小鉢吒は裙の大さ、大鉢吒は縵條の大さに當る。鉢吒（paṭṭa）は七條九條等の條相なき大氈にして此を縵衣とも縵條ともいふ。

て倂に來り食せんことを請ぜり。使者寺に至るに苾芻を見ざりければ還りて長者に報ずらく、「我れ寺內に於て一人をも見ざりき」。長者曰はく、「彼何處にか去れる」。答へて曰はく、「別に長者あり、佛・僧衆に舍に就りて食せんことを請じたれば」。長者曰はく、「彼に食する苾芻より、隨うて喚びて一を取めよ」。使人去いて喚ぶに彼の苾芻悉く皆食し訖りて舍よりして出づるを見たれば、白して言さく、「聖者、某甲長者家中に食を設けたり、唯願はくは慈悲もて所請に違ふなからんことを」。苾芻曰はく、「我已に食し訖れり」。還りて長者に「苾芻は食し訖れり」と報ぜるに、長者曰はく、『汝更に疾く去いて白言せよ、「聖者、可しく來り、就りて食すべし、食了らん後大氈を以て施さん」』。使者復去りて苾芻に報じて曰はく、「可しく來り就りて食すべし、食了らん後大氈を以て施さん」。苾芻曰はく、「我已に足食せり、氈の大小に隨せて更に去くべきなし」。使、長者に報ずらく、『苾芻足食して更に來るを肯んぜずして（曰はく）、「衣の大小に隨せて重ねて食すべきなし」と』。時に彼長者は爲に苾芻を待ちて日時已にして過ぎぬれば、遂に便ち一日食を絕ちぬ。時に彼隣人是事を聞き已りて共に嫌賤を生ずらく、「云何が此諸の沙門釋子は他の施衣時に、亦食することを肯んぜずして彼長者が信敬の心に違し、請を受けざるに由りて他をして食を絕たしめたる」。諸苾芻聞いて此因緣を以て具に世尊に白すに、世尊告げて曰はく、「施衣時を除く」。爾の時世尊は少欲にして戒を持ち戒を敬重する者を讚歎して隨順法を說き、諸苾芻に告げて曰はく、『前は是れ創制、此は是れ隨開なり……廣說せること前の如し……我今諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻にして展轉食せんには、餘時を除きて波逸底迦なり。餘時とは、病時・作時・道行時・施衣時なり、此は是れ時なり」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく是れ六衆なり、餘の義は上の如し。「展轉食」とは、謂はく數數食するなり。「餘時を除く」とは、謂はく其時を除くなり。此中時とは、謂はく是れ病時等なり。病時とは、

芻、展轉食せんには波逸底迦なり」と」。

是の如くに世尊は諸苾芻の爲に其學處を制したまへり。佛、廣嚴城高閣堂中に在しき。時に苾芻あり身疾苦に嬰りしに、醫を解せる者あり來りて寺中に入りければ、苾芻見已りて報じて言はく、「賢首、宜しく我病を觀じて爲に藥方を處むべし」。醫言はく、「聖者、可しく小食を食すべし」。報じて言はく、「賢首、世尊は許したまはじ」。醫言はく、「此は卽ち是れ藥なり、餘に能く療するは非じ」。苾芻答へて曰はく、「世尊は制戒して我に食するを聽したまはじ」。醫曰はく、「世尊は大悲なり、爲に病緣あらんには必らず應に食するを聽したまふべし」。時に諸苾芻は斯事を聞き已りて緣を以て佛に白すに、佛言はく、「病因緣を除く」。又苾芻あり爲に僧務を營み、或は窣覩波事の爲に身體飢虛して、遂に便ち偃臥して善品を修するを廢せり。時に淨信の婆羅門居士等あり、寺中に來り入り其偃臥せるを見て是の如きの語を作さく、「聖者、世尊の敎法は一向に勤修すべきに、何の故にか今時偃臥して住せる」。答へて言はく、「賢首、我極めて虛羸せるなり」。報じて言はく、「應に小食を食すべし」。答へて曰はく、「佛制して許したまはりし」。諸苾芻、佛に白すに、佛言はく、「作の因緣を除く」。爾の時世尊は廣嚴城より給孤獨園に往きたまへり。時に苾芻あり道路に疲れ身體羸損して共に相謂ひて曰はく、「我身疲倦せり、若し佛世尊にして我等に小食を食するを聽許したまはんには、長途を涉ると雖身勞倦せざらんに」。事を以て佛に白すに、佛言はく、「道行時を除く」。爾の時世尊は室羅伐城給孤獨園に至りたまへり。時に此城中に一長者ありて自ら要期を立つるらく、「每に月の八日・十五日・二十三日・月の盡日に於て、此四日に於て[四〇]聖八支近住學處を受けん」。又要期を作さく、「苾芻に舍に就いて食せんことを請じ、乃至、苾芻未だ來り食せざらんには必らず先に食せじ」。同じく此日に於て餘の長者あり、佛及び僧に舍に就りて食を受けんことを請ぜり。佛及び僧衆赴請の後、長者は遂に使人を遣はし寺中に往詣せしめ

【四〇】聖八支近住學處。聖八支(āryāṣṭāṅga)は八戒齋なり、僧伽に近づき住して淸淨に一日一夜を過す者の受くる戒をいふ。

に、二に諸天に說法せん爲に、三に病者を觀ん爲に、四に臥具を觀ん爲に、五に弟子の爲に其學處を制せんとてなり。此中の所爲は學處を制せんと欲して、堂中に住在して人をして食を取めしめたまひしなり。時に勇利長者は衆坐し定まれるを視て、手づから自ら種々淸淨の上妙飲食を奉獻して悉く飽滿せしめぬ。時に彼長者は[三八]行食せる時乞食者の、小鉢中に於て所持せる餅を見たれば、行食將に了らんとして乞食者の前に在りて立てり。乞食苾芻是の如きの念を作さく、「今此長者の獨我を觀ぜるは言說あらんと欲せるなり、乃し此未だ發言せざるに至りて我當に先に語ぐべし」。報じて言はく、「長者、何ぞ但我のみ獨此菴沒羅餅を食せるならんや、彼六衆苾芻と亦皆食し訖れり」。長者答へて言はく、「聖者、是れ何の言なる」。乞食者曰はく、「我のみ獨菴沒羅餅を食せるには非じ、彼六衆も亦皆食し訖れり」。長者聞き已りて忿怒して色を作し告げて言はく、「聖者、豈に我宅内に斯餅なからんや」。家人に告げて曰はく、「汝、可しく此菴沒羅餅を行すべし」。彼れ卽ち餅を行せり。時に取食苾芻は食を受得し已るに佛所に往詣し、佛足を頂禮して一面に在りて立てり。世尊の常法として取食人と共に相言問したまふらく、「今日衆僧は飲食飽（滿）せりや不や」。白して言さく、「世尊、上妙の飲食、悉く皆飽滿せり。然れども彼勇利長者は僧衆を忿れるありき」。佛言はく、「何の意なる」。時に彼苾芻は事を以て具に白すに、佛言はく、「勇利長者が忿恨の言を出せるは是れ道理に應ぜり」。爾の時世尊は飲食し訖りて衣鉢を收め、澡漱し已りて外に出で、洗足し、旋りて房中に入りて宴默して坐したまへり。[三九]晡後時に於て便ち定より起ち、常集處に詣り僧衆の前に於て座に就いて坐して六衆に告げて曰はく、「汝等は實に展轉食を作せりや」。六衆白して言さく、「實に爾り、大德」。世尊は種々に呵責したまはく、「汝は威儀に非ず隨順行に非ず、淸淨法に非ず應に爲すべからざる處なり、云何が汝等は展轉食を作せる」。既にして呵責し已りて諸苾芻に告げたまはく、『…廣說せること前の如し…乃至、爲に學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾

の鉤鉢相當す。

【三八】行食。大衆に食を行（メグリホドコス）ずるなり。

【三九】晡後時。日の沈みきらざる直前。律部二十、註（二八の二一）參照。

我に供養して厭背心なければなり。是故に汝等苾芻、若し純黑業を作さんに純黑の異熟を得、若し純白業を作さんに純白の異熟を得、若し黑白の雜業を作さんに雜異熟を得るなり。汝等苾芻、應に純黑及以雜業を離るべし、當に純白業を修して純白の報を得べし、是の如くに應に學すべし』。此は是れ緣起にして尙ほ未だ制戒したまはざりき。

爾の時世尊は王舍城を出でゝ廣嚴城に詣り、獼猴池側高閣堂中に住したまひき。時に長者あり名けて勇利と曰ひ、佛來至して高閣堂中に在せりと聞き、便ち佛所に詣り佛足を禮し已りて却いて一面に坐せり。佛爲に法を說いて示教利喜し、歡悅せしめ已りて默然して住したまへり。時に勇利長者は卽ち座より起ち佛足を頂禮して白して言さく、「世尊、唯願はくは哀愍して佛及衆僧は、明、我家に就りて爲に微供を受けたまはんことを」。世尊爾の時默然して受けたまふに、是長者は佛時に受けたまへるを見已りて禮足して去り、既にして宅に至り已りて家人に告げて曰はく、「我已に佛及び僧に明當に就りて食せんことを請ぜり、然し佛・僧衆は道路に疲れたれば、汝等多く上妙の飲食を辦へよ」。時に彼家人は言に依ひて備に辦へ、長者は晨朝時に於て座褥を敷設し大水器を安きて、使をして佛に白さしむらく、「飲食已に辦はれり、願はくは佛時を知しめさんことを」。六衆苾芻は前に此城に至りて門徒舍に往けるに、彼見て敬を致して報じて言はく、「聖者、當に小食を食すべし」。答へて曰はく、「我れ他請を受けぬ」。又復白して言さく、「可しく少許の[三五]菴沒羅餅を食すべし」。答へて言はく、「好なり」とて、遂に卽ち飽食せり。時に乞食苾芻あり門前よりして過れるに、長者出で見て亦喚ぶらく、「餅を食せよ」。苾芻報じて曰はく、「我は[三六]一坐食なり、應に二處なるべからじ」。長者曰はく、「若し是の如くならんには意に隨うて將ち去り、彼に就いて俱に食せよ」。卽ち[三七]小鉢を以て受取して彼請家に赴けり。爾時世尊は去いて請に赴きたまはず、苾芻のみ皆往けり。五因緣ありて佛は食を取めしめたまふなり。云何が五と爲す。一に自の宴默の爲

【三五】菴沒羅餅。菴沒羅(āmra)果の汁を混じたる煎餅類なるべし。

【三六】一坐食(ekāsanika)律部十三、註(四の六五)頭陀以下參照。

【三七】小鉢。律部八、註(三の一一五)大犍鎡・小犍鎡の下參照。助食器にして僧祇律

て曰はく、「彼れ傭力せずして他食を受けんとは」。母便ち訶叱すらく、「汝、此の口業重罪を作すこと莫れ」。長者後に還りて其妻に問うて曰はく、「聖者の飲食は時須を闕くるなかりしも、然も我童兒は聖者處に於て口業罪を作せり」とて具に子語を陳べしに、長者便ち念ずらく、「小兒は無識なり、自ら其軀を害ひて、當に惡趣に墮すべけん」。即ち童兒を携へて尊者の處に詣りしに、時に彼獨覺は遙かに長者の、子と與に來れるを見て便ち是念を作さく、「長者比來獨行して至れるに、何の故にか今日伴と倶に來れる」。事を觀知し已るに口言を用ひず身を以て說法せんとて、彼を愍れまんが爲の故に身を空界に踊らすこと猶し鵝王の若くし、大神通を現じて十八變を作し、上に紅焰を騰げて下に清水を流し、卷舒自在にして深信を生ぜしめぬ。凡夫の人は神通を見ん時、速かに能く發悟せんこと大樹を摧くが如くなれは、頓首歸依して遙かに尊足を禮して白して言さく、「尊者は慈悲もて(我)意を淨めたまへり、唯願はくは哀愍して速かに爲に下り來り、我が微誠を受けたまはんことを、略して供養を申べんとすれば」。時に彼聖者は哀愍の爲の故に身を縱ちて下るに、長者即ち隨時の香花を以て慇懃に供養し、父子悉く皆尊足を頂禮して發願して言はく、「此の大福田は是れ應供養なるに、而し反りて惡罵を爲して傭力の言を出せり、願はくは當來に於て苦報を受くる勿らんことを。所有勤誠供養の功德は、願はくは來世に於て大富豪に生じて幷に是の如きの殊勝の果を得て、此に勝れる大師に我當に承事して厭背を生ぜざらんことを」。汝等苾芻、異念を生ずること勿れ、往時の長者子とは即ち今の善生長者是なり、獨覺に於て發せる所の瞋怒心に由りて傭力の語を作しぬれば、遂に五百生中に於て常に客作と爲りて今に至るまで傭力して惡業方に盡き、復至誠供養の功德に由りて大富家に生じ、昔に「幷に是の如きの殊勝の果を得ん」と願言せるに由りて、今我所に於て眞諦を見るを得、又「此に勝れる大師に我當に承事して厭背を生ぜざるべし」と願ぜるは、我れ獨覺に勝ること百千億倍にして、

緣合し成熟して果報失せざりき。凡そ諸の有情の先身に作せる所の善惡の業は、外界の地・水・火・風に於てして成熟せしむるには非じ、然り自身の、[三一]蘊・界・處中に於て業果成熟するなり。卽ち頌に說いて曰はく、

「假令百劫を經んとも　所作の業は亡びじ
因緣會遇はん時　果報還りて自ら受けん」。

[三二]『汝等苾芻、此の因緣汝等應に聽くべし。過去世の時聚落中に於て一長者あり、大富多財にして受用豐足し、春陽の月には衆花遍く開きて茂林清池は皆愛樂すべく、黑色諸鳥は和雅の音を發せり、所謂[三三]舍利・鸚鵡・百舌の類なりき。時に彼長者は諸男女を將ゐて花林中に詣り共に遊觀を爲せり。爾の時世間に佛なく、獨覺者ありて世に出興し、貧寠の類に於て常に哀愍を懷き、[三四]下房舍に住し及以麤食して、譬へば麟角の如くに獨世間に現はれぬ。時に此獨覺は物を愍まんが爲の故に人間に遊行して斯の聚落に至り、日の初分に於て衣を著し鉢を持し乞食を行ぜんと欲して復自ら思念すらく、「我今何の故に滿し難き身の爲に、辛苦して村に入りて多處に食を求むるぞや、宜しく園內に住すべし、若し節會ありて人來らんに、彼所施に隨うて用つて自ら充足せん」。是時獨覺は卽ち園中に往けるに、長者遙かに身心湛寂にして容儀庠序なるを見て、彌信敬を加へて渴仰心を起し、便ち就りて禮足して白して言さく、「聖者、仁は爲に食を求め、我は爲に福を求めん、宜しく園中に住して我供養を受くべし」。時に彼獨覺は默然して之を許ひければ、長者は日々中に於て飮食を奉施せり。後の時長者は事ありて須らく餘村に詣るべかりければ、其婦に告げて曰はく、「賢首、我今事ありて須らく某村に往くべければ、汝、聖者に於て常の如くに供養して闕くることあらしむる勿れ」とて、告げ已りて便ち去りぬ。時に長者婦は晨朝に早起して備に飮食を備へしに、其子問うて曰はく、「母今辛苦すること日毎なるは誰が爲なりや」。母曰はく、「上福田の爲なり」。聞き已りて怒り

【三一】蘊・界・處（skandhadhātvāyatana）。五蘊・十八界・十二處なり。

【三二】善生長者因緣譚。

【三三】Divy. (p. 312, 4) には haṃsa (鵝), krauñca(鶴), mayūra (孔雀), śuka (鸚鵡), śārika (鶖鷺), kokila (好聲鳥), jīvañjīvaka (共命鳥) の諸鳥を列ねたり。

【三四】下房舍 (prāntaśayanāsana)。最下の大林・小林を受くるをいふ。樹下坐の如し。

なり、我今宜しく可しく佛及び僧に、宅中に來至して我供養を受けたまはんことを請ずべし」。是時善生長者は佛所に往所に往詣し、佛足を禮し已りて一面に在りて坐せるに佛爲に法を說きたまひ、旣にして法を聞き已るに卽ち起ちて長跪して衣を一肩に整へ、合掌恭敬して佛に白して言さく、「世尊、唯願はくは慈悲みて諸苾芻と與に、明當に宅に就りて爲に微供を受けたまはんことを」。爾の時世尊は默然して爲に受けたまふに、善生長者は佛受けたまへるを見已りて卽ち佛足を禮し坐よりして去りぬ。時に善生長者は卽ち其夜に於て備に種々上妙の飮食を供へ…廣說せること前の如し…手づから自から食を持して佛・僧衆に奉じ、鉢を收め已れるを見て爲に法を聽かんと欲し、便ち小席を持して佛前に在りて坐せり。爾の時世尊は彼長者の意樂根性を知しめし、機に隨うて法を說いて彼長者をして心に開悟を得せしめたまひしに、卽ちに座上に於て夫婦二人は[二八]金剛智杵を以て[二九]二十種薩迦耶見の山を摧破して預流果を得たりき。旣にして[三〇]見諦し已りて佛に白して言さく、「世尊、我等は佛に由りて解脫の果を得たり、此れ父母・高祖・人王及び諸天衆・沙門・婆羅門・親友・眷屬の能く作す所に非じ。我れ世尊の大善知識に逢ひまつれるが故に、地獄・傍生・餓鬼趣中より拔濟して出さしめ、人天勝妙の處に安置したまへり、當に苦際を盡して涅槃の樂を得べけん。血海を乾渴し骨山を超越し、無始より積集せる所有身見は悉く皆除滅して效果を獲得せり、我今佛法僧寶に歸依しまつる、唯願はくは世尊、我れ鄔波索迦・鄔波斯迦なりと證知したまはんことを。今日より始めて乃し命終に至るまで五學處を受けて殺生せじ…乃至、飮酒せじ」。是語を說き已るに倶に佛足を禮して歡喜奉行せり。爾の時世尊は彼夫婦の爲に法要を宣說して示敎利喜したまひ、勝果を得已るに座よりして去りたまへり。住處に至りたまひ已るに、時に諸苾芻は咸く皆疑ありて世尊に請じて曰さく、「彼善生長者は曾て何の業を作してか彼業力に由りて客作人と爲れる。復何の業を作してか其宅中より珍寶自ら出づるなる」。世尊告げて曰はく、「今此善生は先に作せる所の業、

[二八] 金剛智杵（jñāna-vajra）。智金剛の杵なり。
[二九] 二十種薩迦耶見の山（viṃśati-satkāyadṛṣṭi-śaila）。律部二十、註（二八の一〇）參照。
[三〇] 見諦（dṛṣṭa-satya）。見法得果とも見諦得果ともいふ、[四]諦の理を見て預流果を得たるなり。

報じて言はく、「我今食を設けたるは生天を求覓せんとてなれば、仁惠まると雖我敢へて取らじ。此に緣りての故に我が生天を障ふること勿れ」。商主曰はく、「汝、佛を信ぜりや不や」。答へて言はく、「我信ぜり」。「若し佛を信ぜんには可しく往いて佛に問ふべし、佛の所敎に隨うて當に之を奉行すべし」。時に長者子は佛所に往詣し、佛足を禮し已りて白して言さく、「世尊、我向に供を設けて尙ほ餘食ありければ五百商人に與へて皆飽滿せしめしに、時に彼歡喜して衆多の珍寶を以て我に惠みぬ、此物を受くるとやせん、受けざるとやせん」。佛言はく、「受け取れ」。白して言さく、「世尊、此寶に緣りて我が生天を障ふること勿らんや」。佛言はく、「此は是れ[二五]華報にして果報は後に在れば」。時に長者子は佛を禮して去り、爲に珍寶を受けぬ。爾の時王舍城中に[二六]一首望長者あり、疾に遇ひて身亡り更に子息なかりければ、衆人議して曰はく、「長者の身死にて首望の交無し、誰を覓めてか共に相領攝せしめんと欲すべき、宜しく應に共に大福德の人を覓めて、立てゝ首望と爲すべし」。一諸人議して曰はく、「如何がしてか是れ大福德なるを知るを得ん」。中に智者あり諸人に告げて曰はく、「應に衆多種子を以て一坻中に置れ、彼諸人をして手を以て探り取らしめよ、若し一色種子を得たらん者には當に其人を立てゝ以て首望と爲すべし」。即ち便ち議の如くせんとて、雜種子を以て一坻中に置れ、衆人各探りて咸く雜種を得たるに、獨此貧生のみ純色の種子を得たりき。衆人見ると雖而も僉議して曰はく、「我等豈に客作人を立てゝ以て首望と爲すべけんや」。便ち三たび取らしめしに皆純色を得たれは、諸人既にして見て共に希有を生じて云はく、「是れ天神の加護する所、我等今者宜しく同心して請うて尊首と爲すべし」。是時郭邑共に貧生を拜して以て首望と爲せり。時に供を設けし長者は是事を見已りて、即ち衆寶瓔珞を以て其女を嚴飾し娉うて之に與へぬ。時に貧生は善業力の故に宅中に珍寶忽然として自ら生じければ、衆人此に因みて號して[二七]善生と曰へり。時に善生長者は是の如きの念を作さく、「今我が宅中所受の果報は皆是れ世尊威神の力

【二五】華報・果報。Divy. (p. 309, 2) に Bhagavān āha, vatsa pushpam etat phalam anyad bhavishyati (世尊はのたまへり、子よ、こゝに(此の現世に)華あり、超えて(彼の來世に)果があるであらふ) とあり。華報は、實報即ち果報に附隨し得たる假報に曰ふ、例へば念佛修善を業因とし往生極樂を華報とし大菩提を證するを果報とすとあるが如し今は華報を現生の益、果報を未來の益とせり。

【二六】首望長者。西藏律には「子なき長者(śreshṭhi)ありて死せり」とあるのみ。Divy. (p.309, 5) と同じ。長者中より選出されたる尊首の義なり。

【二七】善生 (Sahasodgata)。忽然として珍寶生ずる義なり。

ん、何に況んや佛・僧に爲に飲食を受けたるをや」。是時貧人は佛僧衆の、飯食既にして訖りて鉢器を收めたるを見已り、便ち小席を持して佛前に在りて坐し、妙法を説きたまふを聽かんとせり。佛爲に宣説し示教利喜して座よりして去りたまへり。爾の時に當りて五百商人あり、大海より來りて王舍城を過れるに、初至の日に大節會に遇ひ、所將の珍貨は人の交易するなかりければ、共に相議して曰はく、「既にして交易なければ事如何せんと欲すべき、[二四]飲食所須も求覓するに處なければ」。中に一人あり嘗て苾芻に近づきて法式を諳知せるが諸人に告げて曰はく、『宜しく散じて問ふべし、「今朝何處にて佛及び僧に供へたりや」と。其家に必らず餘殘飲食あれば、我等彼に往いて之を求覓せん』。訪知せるらく、「某甲長者の宅にて已に佛・僧に供へたり、我等彼に往いて當に價値を以て之を求贖すべし」。即ち便ち舍に至りて白して言さく、「長者、佛・僧食し訖らんに必らず餘殘あらん、多少を求贖せんとす」。長者報じて言はく、「是れ我食に非じ、是れ此少年が所設の飲食なるのみ」。商人彼に就いて前に同じく求覓せるに、貧人報じて曰はく、「我れ錢を須ゐじ、直爾に相惠まん」。時に彼商人は悉く皆食を恣にし、既にして飽滿し已るに咸く並に稱歎して長者に白して曰さく、「仁、今日に於て大喜利を獲ん、己が舍內に於て佛及び僧に供へ、我等商人亦飽足を蒙りたれば」。長者報じて曰はく、「此は我食に非じ、是れ此少年が所設の供養なるのみ」。問うて曰はく、「今此少年は是れ誰が子なる」。報じて云はく、「是れ某甲長者の子なり」。商主報じて曰はく、「此人は卽ち是れ我知識の子なり」。便ち大氎を以て之を地に敷き、幷に珍寶を安きて普く相告げて曰はく、『諸君當に知るべし、我聞く、「一衆縷も衣を成じ滯水も器に盈つ」と。仁施す者あらんに宜しく此處に安くべし』。須臾の間に便ち寶聚を成ぜるに、商主報じて曰はく、「當に此物を受くべし」。貧生曰はく、「我れ但食を施して物を求むるの心なかりき」。商主曰はく、「斯れ食價に非じ、此中の一寶にて能く百供を成ぜん、食直に關れるには非じ、慶喜心を以て共に相贈遺するならくのみ」。

【二四】飲食所須。必要なる飲食。

座褥皆無ければ、佛・僧を請ぜんと欲すとも若爲がしてか能く濟はん、汝今可しく去いて傭力處の長者に白して知らしめよ、彼舍は寛容なれば或は能く爲に作さん」。貧人告ぐるを聞いて長者處に詣り白して言さく、「今我家貧にして觸途匱乏し、食手・器具・座席並に無し、佛・僧を請ぜんと欲すとも事濟ふこと能はず、敢へて憑告せんと欲す、此宅中に就いて爲に所須を辦じて佛・僧に食を請ぜんとするを、是事得るや不や」。長者便ち念ずらく、「我れ新宅を造りたれば、佛・僧に供ふるを得んに斯ち善事を成ぜん」。告げて曰はく、『汝可しく物を留めて往いて佛・僧を請ずべし、「宅中に來り就りて爲に供養を受けたまはんことを」と』。時に彼貧生は物を留めて去り、遂に明日に於て佛所に往詣し、佛足を禮し已り長跪合掌して白して言さく、「世尊、唯願はくは明日某宅中に就りて微供を哀受したまはんことを」。爾の時世尊は默然して請を受けたまふに、佛受けたまへるを見已りて禮足して去り、長者に報じて知ら(しめ)ぬ。時に彼長者は卽ち爲に種々上妙の飮食を具辦し、晨朝時に於て座褥を敷設し、大水器を安きて香華を布列し、使をして佛に白さしむらく、「飮食已に辦はりぬ、願はくは佛、時を知しめさんことを」。爾の時世尊は日の初分に於て衣を著し鉢を持し、諸の聖衆と與に長者家に詣りたまへり。是時六衆苾芻は授事人に問うて曰はく、「今日誰が家にて佛・僧衆を請ぜりや」。報じて言はく、「某長者の子なり」。六衆議して曰はく、「彼は客作人なり、何の飮食かあらん、我今宜しく餘の相識處に往いて小食を求覓すべし」。彼舍に至り已るに彼言はく、「聖者、可しく小食を食すべし」。卽ち皆飽食して方に請處に至れり。爾の時世尊幷に諸大衆は長者家に至り。各洗足し已りて座に就いて坐したまふに、是時貧生は便ち淸淨上妙の飮食を以て手づから自ら供給して悉く飽滿せしめしに、六衆苾芻の美く食する能はざるを見て便ち佛所に詣りて白して言さく、「世尊、我れ衆中を見るに諸の聖者にして美く食すること能はざるありき。將た此に由りて我が生天を障ふるには非さらんや」。佛言はく、「賢首、但座褥を施さんにも定んで生天を得

に母曰汝豈不知家道先貧觸途闕乏食手器具座褥皆無欲請佛僧若爲能濟…とあり。西藏律には「子よ、私には什器が少しも無い、家具も、牀褥もないが、かの長者は什器と家具と牀褥も澤山あり、信心あるにより、行きて彼人になさしめよ」とあり。食手器具座褥に相當する語は divy. (p. 306, 8)には na bhāṇḍopaskaro na çayanāsanam (我々の家に於ては器具なく臥具なし)とあるに相當する故に、前の觸途闕乏の四字は特に闕乏せる物柄を指示せる語にあらずして、昔より貧にして一切觸るゝ所皆闕乏しておるとの一般的闕乏を言ひ、食手器具等は供養の爲の什器類の缺けたるを列擧せるものと解すべきなり。

喜を生じ、遂に貧人に兩倍の價を與へぬ。貧人問うて曰はく、「兩日の價、豈に倂せて相酬いんや」。長者曰はく、「我心、汝に愧づれば、故に倍して直を酬いしなり」。貧人曰はく、「若し意に稱はんには、乃し宅成ずるに至るまで常に我に作を容すべし、所有價直は且らく還すを須ゐず、作し了れるの辰に一時に當に付ふべし」。長者曰はく、「善い哉」。遂に常に執作せしめ、宅功畢るに至りて長者は算錢して作直を酬いんと欲せるに、唯四百五十を得て未だ所期に滿たざりき。貧人見已りて遂に便ち啼泣せるに、長者曰はく、「何の故にか啼泣せる、豈に我れ汝に於て相欺負せんや」。答へて曰はく、「長者大人は欺負すべきなし、然り我本心に錢五百を求め、佛及び僧に於て供養を申ぶるに擬せるに、錢既にして未だ足らざれば更に復身を苦しめんとす、此因緣の爲に我れ悲啼せるのみ」。長者曰はく、「若し福事を緣ぜんには我れ願はくは助成せん」。貧人報じて曰はく、「長者が添滿せんに自ら福業を成ぜんも、我が本願に乖けば生天するを得ざらん」。長者曰はく、「汝、信心を以て佛衆に奉ぜんとするなりや不や」。報じて言はく、「是の如し」。「若し爾らば汝可しく往いて世尊に問ふべし、佛の所說の如くに汝當に奉行すべし」。時に彼貧人尋いで佛所に詣り、佛足を禮し已りて一面に在りて坐し、佛に白して言さく、「世尊、我れ佛・僧衆に供へんが爲に自ら己身に賃して五百金錢を求めんとし、某長者家に在りて多時に客作せるに、作し了るに至るに及びて五百に充たざりき。長者は缺けたるを見て我が爲に添滿せんとせるも、當に取るべきとやせん、取らざるべきとやせん」。佛言はく、「童子、應に可しく之を取るべし」。佛に白して言さく、「世尊、他物もて相助けんに恐らくは生天せざらん」。佛言はく、「童子、汝初發心にて當に天處に生ずべし、何に況んや捨施せんに天に生ぜざらんや」。佛の敎を奉じ已りて歡喜して去り、長者の家に至りて五百金錢を取り、還りて母所に詣りて白して言さく、「慈母、此は是れ五百金錢なり、幸に願はくは營辦して佛及び僧に供へんことを」。母云はく、「汝豈に知らざらんや、家道先より貧にして[三三]觸途闕乏し、食手・器具・

【三三】食手・器具・座褥。本文

母は慇懃なるを見て即ち放して去らしめしに、市店所に往いて自ら傭賃を求めぬ。時に婆羅門居士等ありて來りて作人を覓めたるも曾て問はれず、乃し日暮に至るまで行中に佇立し、諸人散盡せるに遂に便ち舍に還れり。母問うて曰はく、「傭力處を得たりや不や」。答へて言はく、「曾て問はるるなかりき」。母曰はく、「豈に作人に汝が如き束帶せるあらんや、凡そ作人たらんには頭に塵土を蒙り破弊衣を著して作行中に在らんに他人見て問はん」。既にして明朝に至り母の所說の如くに、麤衣服を著して作行中に住せり。時に長者あり宅舍を造らんと欲して行中に來至して傭力者を覓めしに、餘人を將ゐ去りて貧生に問はざりき。時に貧生、長者に報じて曰はく、「我も亦客作なり、何ぞ相雇はざる」。長者曰はく、「汝が容貌柔軟なり、豈に能く執作せんや」。答へて曰はく、「傭力の人、豈に先に價を與ふるならんや」。長者曰はく、「日暮れて方に酬ゆるなり」。貧生曰はく、「我且らく爲に作さん、日晡時に至り若し作功を稱りて當に價直を酬ゆべし、若し意に愜はざらんには物與ふるを須ゐじ」。長者將ゐ歸りて其をして作務せしめしに、諸餘の作者は並に齊心ならざりしも、唯此貧生のみは力を盡して爲に作せり。諸人報じて曰はく、「汝が形勢を觀ずるに未だ客作を解せじ、但可しく日を度るべし、何が自身を苦しめん」。貧生報じて曰はく、「兄等知れりや不や、我れ惡業に由りて貧家に生在せり、今更に人を欺かんに當に何の道にか生ずべき」。諸人報じて曰はく、「汝今未だ解せず、且らく勤勞を事とせよ、久しからざるの間に懶きこと我より劇しからん」。時に彼貧生善く談說を能くし、諸の作者の爲に巧に說いて機に當りければ諸人は聞かんことを樂ひ、執作し隨走しつゝ其話を聽かんと欲して徐行に暇あらざりき。貧生之を引きて乃し終日に至るに、一日の作は餘に比するに兩倍せりき。長者暮に至りて自ら來り檢察して其所作を視るに、常に倍勝せりければ、[三三]當作人に問うて曰はく、「汝今日に於て作人を加へたりや」。報じて言はく、「加へず」。「若し爾らば何の故にか前に兩倍せる」。其當作人は事を以て具に告ぐるに、長者聞き已りて極めて歡

【三三】當作人（adhiṣṭhāyaka-puruṣa）人夫頭なり。

り」。童子白して言さく、「聖者、下の三惡趣は我が欲せざる所、人天中に生ぜんこと情に欽尙あり。聖者、我れ何の業を作してか彼天中に生ずべき」。答へて曰はく、「汝若し能く佛の正敎中、善說法律に於てして出家せんには、現世中に於て策勵修習して諸の煩惱を斷じ苦の邊際を盡さん。若し果を獲ず餘の煩惱ありて命終せんには當に天上に生ずべけん」。「聖者、若し出家せんには當に何の業をか作すべき」。答へて曰はく、「乃し命終に至るまで梵行を虧くることなきなり」。曰はく、「我作すこと能はじ。更に何の業ありてか天上に生ずるを得べき」。「若しは[一八]八支及び五學處を受けて[一九]近住・近事と爲るなり」。曰はく、「此れ何の事をか作すなる」。答へて曰はく、「若しは一日(一)夜或は盡形に至るまで、殺盜婬せず妄語せざる等なり」。曰はく、「此亦能はじ。更に何の業をか作さんに當に天に生ずるを得べき」。問うて曰はく、「若し飲食を以て佛及び僧に供養せんに、此福因に由りて當に天上に生ずべし」。「聖者、可しく幾の物を用ひんに飲食を爲して佛及び僧に供ふるを得べき」。答へて曰はく、「可しく[二〇]五百金錢を用ふべし」。「聖者、此事辦じ(う)べけん」。卽ち座より起ちて禮足して去り、家に還りて母に白して曰さく、「我れ向者に於て竹林園に詣りしに、寺門の下に於て彩畫せる五趣生死輪あるを見たり、所謂、捺落迦と傍生と餓鬼及以人・天となり。下の三惡趣は我が欲せざる所、上の二趣は心に愛樂ありき。母よ、今人天に生ずるを得んと欲するや否や」。母曰はく、「得んと欲す」。「若し是の如からんには、當に可しく我に五百金錢を與ふべし、佛及び僧に奉じて一たび供養に中てんに當に天に生ずるを得べければ」。母曰はく、「汝少にして父を失ひたれば、[二一]孤惸もて養育せるに或は自力を以てし或は宗親に假り、今始めて成人して師に付いて受業せるも、束脩の直すら尙ほ自ら充たざるに、五百金錢卒に何ぞ能く得べき」。白して言さく、「若し貧にして無からんには我當に傭力して金錢を求覓すべし」。母曰はく、「汝今少年にして氣力微劣なり、何ぞ能く客作して珍財を求覓せん」。答へて曰はく、「我當に勠力して望みて餘人に及ぶべし」。

[一八] 八支。八支齋卽ち八戒齋なり。藏律の相當處には五戒を出して八戒を出さず。Divy. (p. 303, 10) にも出さゞるも Divy. (p. 398, 23) には aṣṭāṅgasamanvāgataṃ upavāsam upoṣya (八支を具せる近住を住して) とあり。

[一九] 近住・近事 (upavāsa, upāsaka)。一日一夜八戒齋を持ちて苾芻僧伽に近づき淨住するなり。近事は五戒を持てる優婆塞にして、三寶を尊信し此に近づき奉事するなり。

[二〇] 五百金。錢五百カルシヤパナ (kārṣāpaṇa) なり。律部八、註 (三の五) 鬪利沙槃の下參照。

[二一] 孤惸。惸は煢に通ず、煢は孤獨なり。

我今子ありて多く費用あれば、宜しく大海に入り珍貨を經求すべし」。妻告げて言はく、「善し」。長者卽ち便ち諸の雜物を持して大海中に入りしに、風、舶を破せるに由りて往いて返らざりき、其妻辛苦して或は宗親に假り或は自の力を以て小兒を長養せしかば、孤貧もて養育せるを以て名けて貧生と曰へり。時に[二七]貧生童子旣にして漸く長大せしかば、師に付いて受業し、遂に同學と與に竹林園に往けるに、寺門の下に至りて五趣生死輪を畫けるを見て問うて曰はく、「聖者、此名は何物なりや」。苾芻報じて曰はく、「此は是れ五趣生死輪なり」。白して言さく、「聖者、我が爲に宣說せよ」。苾芻告げて曰はく、「汝當に善く聽くべし、所謂捺落迦・傍生・餓鬼・人・天趣の別なり」。又問ふらく、「聖者、此捺落迦の有情は、曾て何の業を作してか斯の斬斫碎身等の苦を受くるなる」。苾芻報じて曰はく、「賢首、此れ十惡業道に於て極重心を以て數作して息めず、彼業力に由りて今斯苦を受くるなり」。又問ふらく、「聖者、此傍生趣は曾て何の業を作してか斯の重きを負ひ相食む等の苦を受くるなる」。苾芻報じて曰はく、「賢首、此れ十惡業道を造作するに輕微心を以て數作して息めざりしに由り、彼業力に由りて今斯苦を受くるなり」。又問ふらく、「聖者、此餓鬼趣は曾て何の業を作してか斯の飢渴燒然等の苦を受くるなる」。苾芻報じて曰はく、「賢首、此れ己物を慳惜して惠施を肯ぜず、他の施すを見ん時は便ち遮止を爲し、三寶處・父母・親族に於て分布するの心なく、數習うて已めざりしに由り、彼業力に由りて今斯苦を受くるなり」。又問ふらく、「聖者、此の天趣は曾て何の業を作してか勝妙の樂を受くるなる」。苾芻報じて曰はく、「賢首、此れ慇重心を以て十善業を修し、三寶を敬信し、禁戒を受持せるに由りて、彼業力に由りて今天に生ずるを得て勝妙の樂を受くるなり」。又問ふらく、「聖者、此の人趣は曾て何の業を作してか處中の樂を受けつゝ而も馳求活命等の苦あるなる」。苾芻報じて曰はく、「賢首、此れ十善業道に於て輕微心を以てして數作習せるに（由り）、彼業力に由りて今人身を得て處中の樂を受けつゝ而も馳求活命等の苦あるな

【二七】貧生童子。西藏律にはたゞ子とありて個有名詞としての貧生の語なし。

く、取支は應に丈夫の瓶を持して水を取るの像を作るべく、有支は應に大梵天像を作るべく、生支は應に女人誕孕の像を作るべく、老支は應に男女衰老の像を作るべく、病支は應に男女病を帶ぶるの像を作るべく、死支は應に死人を輿くの像を作るべく、憂は應に男女憂慼の像を作るべく、悲は應に男女啼哭の像を作るべく、苦は應に男女苦を受くるの像を作るべく、惱は應に男女にて難調の駱駝を挽くの像を作るべく、其輪上に於て應に無常大鬼の蓬髮して口を張り長く兩臂を舒べて生死輪を抱けるを作り、鬼頭の兩畔に於て二伽他を書くべし。曰はく、

「汝當に出離を求め　佛の敎に於て勤修し
生死の軍を降伏せんこと　象の草舍を摧くが如くすべし。
此法と律との中に於て　常に不放逸を[一四]爲め
能く煩惱の海を竭さんに　當に苦の邊際を盡すべけん」。

次に無常鬼の上に於て應に[一五]白圓壇を作りて以て涅槃圓淨の像を表すべく、佛所敎の如くに門屋の下に於て應に生死輪なる者を作るべし』。時に諸苾芻は敎を奉じて而ち作せるに、諸有敬信の婆羅門居士等は輪像を畫けるを見て問うて言はく、「聖者、此の畫輪は何の事を表はさんと欲せるなりや」。苾芻答へて曰はく、「我亦表示する所は何なるかを知らず」。諸人報じて曰はく、「若し解せざらんには何に因りてか圖畫せる」。時に諸苾芻は默して對ふる所なかりき。卽ち此緣を以て具に世尊に白すに、世尊告げて曰はく、「應に苾芻を差して門屋の下に於て坐せ(しめ)、來往諸人婆羅門等の爲に、生死輪轉の因緣を指示すべし」。佛所敎の如く指示者たらしめしに、時に諸苾芻は遂に簡擇せずして、識解なき者をして其事を開導せしめければ、物の信を生ぜずして更に譏醜を招けり。佛言はく、「知解者をして諸人に指示せしめよ」。[一六]時に王舍城に一長者あり、妻を娶りて未だ久しからずして便ち一男を誕みしに、顏容端正にして人の樂見する所たりき。其妻に告げて曰はく、「賢首、

【一二】 鴿・蛇・猪 (pārāvata, bhujaṅga, sūkara)。

【一三】 輞處。車輪、大輪なり。漑灌輪像以下十二支像の記は藏律及び Divy. (p. 300) になし。

【一四】 宋・元・明・宮本には修の字となす。

【一五】 白圓壇。白き圓壇 (maṇḍala) を畫きて涅槃の圓淨の相を顯すなり。藏律には白圖壇と涅槃圓淨の二語を合はせて nirvāṇamaṇḍala とせり。

【一六】 善生長者出世因緣譚。

ん」。是時四衆既にして自ら聞き已りて皆是念を作さく、「我が男女或は弟子等は常に惡業を爲して勤めて清淨梵行を修習せざれば、諸の惡業を棄捨せしめんと欲せんが故に、悉く皆將ゐて聖者大目乾連處に至り其をして聽法せしめん。既にして法を聞き已りて善行を修せんことを冀はんに、惡趣に墮するを免れて殊勝の果を證せん」。爾の時に當り四衆雲集して來りて法要を聽きしに人衆諠閙せりければ、世尊知して故に具壽阿難陀に問うて曰はく、「何の故にか大目乾連處には四衆雲集せる」。時に阿難陀、佛に白して言さく、「世尊、具壽大目乾連は五趣に遊行して諸の苦惱を見、四衆の中に於て具に其事を說けるに、此の諸人は聽法の爲の故に皆來りて集會せるに、由りてなり」。爾の時世尊は阿難陀に告げたまはく、「一切時處に常に大目乾連あるには非じ、是の如きの輩は頗だ亦得難きなり、是故に我今諸苾芻に勅して寺門の屋下に於て[五]生死輪を畫かしめん」。時に諸苾芻は畫法を知らざりき。世尊告げて曰はく、『應に大小の圓に隨うて輪形を作り、中に處して[六]轂を安き、次に[七]五輻を安きて五趣の相を表し、轂の下に當りて捺洛迦を畫き、其二邊に於て傍生・餓鬼を畫き、次に其上に於て人・天を畫くべく、人趣中に於て應に四洲を作すべし、[八]東毗提訶・[九]南贍部洲・[一〇]西瞿陀尼・[一一]北拘盧洲なり。其轂處に於て圓の白色なるを作りて中に佛像を畫き、佛像の前に於て應に三種形を畫くべし、初に[一二]鴿形を作りて貪染多きを表し、次に蛇形を作りて瞋恚多きを表し、後に猪形を作りて愚癡多きを表し、其[一三]輞處に於て應に漑灌輪像を作りて多く水罐を安きて有情生死の像を畫作し、生けるは罐中より頭を出し、死にたるは罐中より足を出して、五趣處に於て各其形を像るべし。周圓に復十二緣生生滅の相を畫き、所謂無明は行を緣じ……乃し老死に至るなり。無明支は應に羅刹像を作るべく、行支は應に瓦輪像を作るべく、識支は應に獼猴の像を作るべく、名色支は應に乘船人の像を作るべく、六處支は應に六根の像を作るべく、觸支は應に男女相摩觸するの像を作るべく、受支は應に男女苦樂を受くるの像を作るべく、愛支は應に女人の男女を抱くの像を作るべ

【五】生死輪。五趣生死輪(pañcagatika saṃsāracakra)なり。地獄・畜生・餓鬼・人間・天上を五趣とし、有情の業相によりて此等五趣に生死輪轉する故に輪に譬ふ。業相は能運、生死は所運、その所運の相を寺門の屋下に畫かしめたまへるなり。

【六】轂。こしき、輻の集まる處。

【七】五輻。輻とは車輪の矢なり。

【八】東毗提訶(pūrvavideha)。

【九】南贍部洲(jambudvīpa)。

【一〇】西瞿陀尼(aparagodānīya)。

【一一】北拘盧洲(uttarakuru)。

〔根本說一切有部毗奈耶〕卷の第三十四

第四に頌に攝して曰はく、

「數食と一宿處と　受鉢に餘を爲さゞると
足食と別と非時と　觸と不受と妙食となり」。

展轉食學處第三十一[一]

爾の時薄伽梵、王舍城羯蘭鐸迦池竹林園中に在しき。時に具壽大目乾連は時時の中に於て、常に捺落迦の中に於ては諸の有情の備に刀劍もて其身を斬斫し、屎糞・[二]煻煨・猛焰・爐炭・燒煮等の苦を受くるを見、傍生中に於ては其更互に相食噉する等の苦を見、餓鬼處に於ては種々に飢渴の爲に逼まらるゝ等の苦を見、諸の天處に於ては將に墜墮せんとするの愛別離苦を見、人趣の中に於ては種々に艱辛して資生の衣食を求覓し殺罰等の苦あるを見、既にして是を見已りて四衆の中に於て普く皆宣告すらく、「諸人當に知るべし、我が所見の如く五趣差別して苦樂の報皆悉く虛しからざるを。汝等應に信ずべし、疑惑を致すこと勿れ、苦報を受くる者は惡業の招く所、謂はく殺盜・邪婬[三]…乃至邪見にして、三寶を敬はず、尊親を欺慢し、慈愍の心なく、禁戒を持たず、斯の惡行に由りて苦の異熟を得、樂報を受くる者は善業の所感にして、謂はく殺・盜せず…乃至邪見ならずして、三寶を崇信し、尊親を敬重し、慈愍心を具し、禁戒を奉持し、斯の善行に由りて樂の異熟を得るを」。諸人聞き已りて未曾有と歎じ、悉く皆手を擧げて高聲に唱言すらく、「善い哉聖者は能く我等盲冥の輩の但現在のみを見て未來を覩ざるが爲に、親しく五趣に於て善惡事を觀じて還來して相告げたまひ、我等始めて報應影響の必らず唐捐ならざるを知りぬ。今より已去は惡を改め福を修し、[四]善道に生ぜんことを希うて惡趣に墮せさら

【一】 墮法第三十一展轉食學處律部九、註(一六の一七)處々食戒下參照。

【二】 煻煨。埋火又は熱灰なり。

【三】 十善戒中の妄語・綺語・惡口・兩舌・貪・瞋の六條を乃至せるなり。

【四】 善道。天上・人界の二趣。

卷の第四十……〔七七九―七九八〕……一二六

卷の第四十一……〔七九九―八一九〕……一四六

目次

（本丁）（通頁）

律部二十一

西本龍山譯

國譯一切經

大東出版社藏版